昭和四十九年
第四回定例会（十二月十一日開会
十二月二十七日閉会）

日野市議会会議録

（第四十六号
第五十五号）

日野市議会

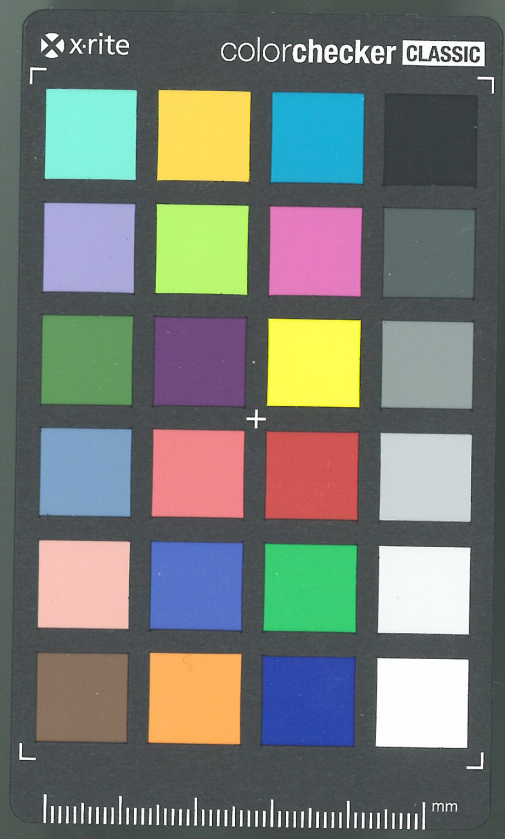

昭和四十九年
第四回定例会

日野市議会会議録目次

○十二月十一日（第一日）　午後三時三十一分開会

出席議員……1
欠席議員……1
出席説明員……2
議事日程……2
開会……2
会議録署名議員……5
会期の決定……5
市政経過報告……5
市長……5
助役……7
企画財政部長……19
総務部長……21
市民部長……22
生活環境部長……23
都市整備部長……24
土木課長……25
建築課長……26
福祉部長……27

午後七時九分散会

水道部長……
教育長……
病院事務長……
諸般の報告……
議会事務局長……
三多摩上下水及び道路建設促進協議会第二委員会（林　重義君）……
立川、横田基地対策連絡協議会議員（米沢照男君）……
十一市競輪及び四市競艇事業組合議会議員（谷　栄吉君）……
議案上程
議案第一五六号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……
議案第一五七号　昭和四十九年十二月における期末手当の支給について……
議案第一五八号　昭和四十九年十二月における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について……
散会……
○十二月十二日（第二日）　午後一時二十分開議
出席議員……
欠席議員……
出席説明員……
議事日程……
開議……
一般質問……
鈴木美奈子議員（学童保育の充実について）……
午後五時二十七分散会
○十二月十三日（第三日）　午後一時三十五分開議
出席議員……
欠席議員……
出席説明員……
議事日程……
開議……
一般質問……
本間　久議員（下水道建設問題について）……
市川芳太郎議員（新庁舎建設に伴う交通対策について）……
秦　正一議員（新しい町づくりとその計画について）……
橘　祐子議員（西多摩流域下水道（百草、落川地域二百ヘクタール分）促進の為の五十年度予算化について）……
散会……
本間　久議員（学童保育問題について）……
鈴木美奈子議員（公衆浴場（多摩平宝湯）の再開促進について）……
〃　（第一幼稚園のプレハブ園舎解消について）……
吉冨繁枝議員（危険建築の第一幼稚園のプレハブ改築の時期について）……
竹ノ上武俊議員（大企業の地下水大量汲み上げ規制と料金徴収について）……
〃　（程久保小（仮称）三小及び八小学区新設校の建設促進による過密教育解消について）……
散会……
午後五時五十五分散会

○十二月十六日（第四日）　午後一時三十一分開議
出席議員……160
欠席議員……161
出席説明員……161
議事日程……162
開議……164
一般質問……164
橘　祐子議員（市民生活擁護の為の緊急対策について）……164
板垣正男議員（日野市に長期療養のできる公立病院の誘置計画をいそげ）……185
〃（土地の公共利用計画と都市整備のために住民参加の市民会議（仮称）について）……188
日野源作議員（用水路の土あげの払い下げについて）……191
延会……197
○十二月十七日（第五日）　午後一時四十二分開議
出席議員……199
欠席議員……200
出席説明員……200
議事日程……201
開議……203
一般質問……203
日野源作議員（用水路の土あげの払い下げについて）……203
大柄　保議員（神明上区画整理について）……208
大柄　保議員（市民厚生施設について）……216
名古屋史郎議員（市内視力障害者の生活を守れ）……219
〃（市民運動と執行者の態度について）……226
黒川重憲議員（精神薄弱者（児）対策を問う）……237
林　重義議員（家庭の維排水処理の問題について）……240
〃（旧平山小学校跡地について）……244
散会……255
○十二月十八日（第六日）　午後一時三十五分開議
出席議員……258
欠席議員……259
出席説明員……259
議事日程……260
開議……262
一般質問……262
米沢照男議員（財政危機打開と市民要求実現をめざす新財源の確保について）……262
〃（市民スポーツ振興について）……273
吉冨繁枝議員（日野市農業共済事業を広域化して財源の捻出をせよ）……279
石坂勝雄議員（広報の配布と市政に対する市民運動のあり方について）……284
散会……298
午後五時五十七分延会
午後六時四分散会
午後五時四十分散会

○十二月十九日（第七日）　午後一時二十分開議
出席議員……301
欠席議員……301
出席説明員……301
議事日程……302
開議……303
一般質問……305
石坂勝雄議員（丘陵地の緑の保護と緑道計画について）……305
一ノ瀬　隆議員（環境保全と公害対策について）……305
〃（難病患者対策について）……306
高橋通夫議員（市立第二小学校校庭拡張について）……321
〃（京王線平山駅移転について）……330
剣持佐吉議員（東部地域の開発について）……332
〃（福祉対策について）……342
〃（体育、文化、社会教育等の施設整備について）……349
散会……357
○十二月二十日（第八日）　午前十時十八分開議
出席議員……360
欠席議員……360
出席説明員……360
議事日程……360
午後七時三十分散会……362
午後七時四十五分散会……362
開議……363
一般質問……363
三浦重春議員（七生、多摩平地区居住市民のための行政の利便のための支所業務拡大について）……364
〃（下水道事業実施のための努力と早期実現についての見透しについて）……368
〃（土地開発公社の運営と西平山地区道路拡巾等について）……368
滝瀬敏朗議員（都市整備の問題点について問う）……368
谷　栄吉議員（商工会関係振興条例の設置について）……368
（委員会審査報告）
請願第　六〇号　富士見台地域排水管設置工事推進に関する陳情……414
請願第　八七号　豊田四丁目地区に於ける下排水設備等に関する請願……403
請願第　七〇号　用水路整備に関する請願……399
請願第　七一号　水害対策に関する請願……381
請願第　八〇号　道路舗装及び水路改修に関する請願……368
請願第　五九号　帝人研究所南側緑地保全に関する請願……368
請願第　八二号　日野市学童クラブ指導員の正職員化に関する請願……425
請願第　八三号　難病患者及び家族の生活に関する請願……425
請願第　八六号　潤徳小学校区学童保育所早期実現に関する請願……425
請願第　四一号　物価を引下げさせくらしを守る決議に関する請願……425
（議案上程）
議員提出議案第一八号　日野市議会一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任について……425
議案第一三五号　昭和四十八年度日野市一般会計決算の認定について……428
議案第一三六号　昭和四十八年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について……428
……430
……432
……432
……435

議案第一三七号　昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について……435
議案第一三八号　昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について……435
議案第一三九号　昭和四十九年度日野市水道事業会計決算の認定について……435
議案第一四〇号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……436
議案第一四一号　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……436
議案第一四二号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について……436
議案第一四三号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について……438
議案第一四四号　昭和四十九年度日野市一般会計補正予算について（第四号）……439
議案第一四五号　昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第四号）……451
議案第一四七号　昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第四号）……451
議案第一四八号　昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第三号）……451
議案第一四九号　昭和四十九年度受託水道事業特別会計補正予算について（第二号）……451
議案第一五〇号　昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第四号）……456
議案第一五一号　町区域の設定について……456
議案第一五五号　東京都市交通災害共済組合規約の変更について……457
議案第一五二号　市道路線の一部廃止について……457
議案第一五三号　市道路線の廃止について……458
議案第一五四号　東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更について……458
議案第一五九号　神明上地内四九ー三配水管新設工事請負契約の締結について……459
報告第　一四号　昭和四十八年度日野市一般会計継続費精算の報告について……459
（請願上程）
請願第一〇一号　教育予算増額に関する請願……461
請願第一一四号　日野市立滝合小学校校舎増築、校庭整備の早期完成に関する請願……461
請願第一〇二号　用水堀の改修に関する請願……461
請願第一〇四号　下排水施設設置に関する請願……461
請願第一〇五号　地域を公害から守るため、自然を破壊して施行中の計画道路変更に関する陳情……461
請願第一〇七号　用水路改修に関する請願……461
請願第一〇八号　私道舗装依頼に関する請願……461
請願第一一一号　多摩丘陵ハイキングコース及平山城跡公園の回復に関する請願……461
請願第一一五号　平山台区画整理事業に関する請願……461
請願第一一八号　フタ付側溝建設に関する請願……461
請願第一〇六号　都水道移管に関する請願……462
請願第一〇九号　身体障害者福祉に関する陳情……462
請願第一一〇号　身体障害者用自動車のガソリン税負担軽減のための施策に関する陳情……462
請願第一一六号　日野市市立たかはた保育園新築に関する請願……462
請願第一一二号　柳町商店街々路灯設置に対する助成方に関する請願……462
請願第一一三号　日中平和友好条約早期締結に関する請願……462
請願第一一九号　多摩平駐車場設置に関する陳情……462
請願第一一七号　バス路線新設に関する請願……463

○十二月二十六日（第九日）　午後一時四十六分開議
出席議員……465
欠席議員……465
出席説明員……465
議事日程……465
開議……465
（委員会審査報告）
議案第　九九号　昭和四十八年度日野市水道事業会計決算の認定について……466
議案第一〇〇号　昭和四十八年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について……466
議案第一〇一号　昭和四十八年度日野市農業共済事業会計決算の認定について……466
議案第一四四号　昭和四十九年度日野市一般会計補正予算について（第四号）……473
議案第一四〇号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償について……473
議案第一四一号　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……475
議案第一四二号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について……479
議案第一五一号　町区域の設定について……479
議案第一五五号　東京都市交通災害共済組合規約の変更について……479
議案第一四五号　昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について……479
議案第一四七号　昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第四号）……479
議案第一四八号　昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第三号）……479
議案第一四九号　昭和四十九年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第二号）……479
議案第一四六号　昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第四号）……479
議案第一五〇号　昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第三号）……479
議案第一五二号　市道路線の一部廃止について……479
議案第一五三号　市道路線の廃止について……479
議案第一三五号　昭和四十八年度日野市一般会計決算の認定について……479
議案第一三六号　昭和四十八年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について……479
議案第一三七号　昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について……479
議案第一三八号　昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について……479
議案第一三九号　昭和四十九年度日野市水道事業会計決算の認定について……479
請願第一〇一号　教育予算増額に関する請願……479
請願第一一四号　滝合小学校校舎増築、校庭整備の早期完成に関する請願……479
請願第　四五号　老人福祉に関する請願……479
請願第　五六号　高幡大地区センター建設に関する請願……479
請願第　六五号　地区センター建設に関する請願……479
請願第一一〇号　身体障害者用自動車のガソリン税負担軽減のための施策に関する陳情……479
請願第一一六号　日野市立たかはた保育園新築に関する請願……479
請願第　三二号　物価を引きさげ私たちのくらしを守るための請願……479
請願第　七号　豊田駅前南口及び北口環境整備に関する請願……479
請願第　三一号　高幡台団地内道路歩道に街路灯の設置に関する陳情……479
請願第　六四号　日野市商工会への補助金増額に関する請願……479
請願第　七八号　旧程久保川跡地利用に関する請願……479
請願第　九一号　公私立幼稚園の格差是正に関する陳情……479
請願第　九三号　多摩動物公園駅裏口開放に関する請願……479

請願第一一二号　柳町商店街々路灯設置に対する助成方に関する請願……487
請願第一一三号　日中平和友好条約早期締結に関する請願……487
請願第一一九号　多摩平駐車場設置に関する陳情……487
請願第　七五号　多摩平中央公園テニスコート土、日、祝日の一般解放並びに市条例作成に関する請願……487
請願第　九九号　高幡地内市有地に文化会館建設に関する請願……487
請願第　五号　専用水道施設市管理に関する陳情……487
請願第　四二号　多摩平五丁目地区センター建築に関する請願……487
請願第　四三号　無認可保育所等に対する助成に関する請願……488
請願第　八四号　地区センター設置に関する請願……488
請願第一〇六号　都水道移管に関する請願……488
請願第一〇九号　身体障害者福祉に関する陳情……488
請願第　八号　団地内私道舗装に関する請願……488
請願第　一二号　用水路補強工事等に関する請願……488
請願第　一五号　市道拡巾及び舗装に関する請願……488
請願第　一八号　百草街路接続工事施行実施に関する請願……488
請願第　二三号　東豊田一丁目三九番地一号市有地の緑化促進に関する請願……488
請願第　五一号　浅川堤防ぞいの東西に至る私道の舗装に関する請願……488
請願第　五七号　神明上土地区画整理事業促進と精算時における当該民有地所有者の事業費用負担軽減に関する請願……488
請願第　六八号　浄化槽施設管理方についての陳情……488
請願第　七六号　一番橋に歩道橋架設及び路面改修施行に関する請願……488
請願第　八一号　新高幡橋完成後も旧高幡橋を歩行者専用橋として存置方に関する請願……488
請願第　八八号　歩道設置に関する請願……488
請願第　九〇号　排水路の改修に関する請願……488
請願第　九八号　道路のU字溝設置に関する請願……488
請願第一〇二号　用水路の改修に関する請願……488
請願第一〇四号　下排水施設設置に関する請願……488
請願第一〇五号　地域を公害から守るため自然を破壊して施行中の計画道路の変更に関する陳情……488
請願第一〇七号　用水路改修に関する請願……488
請願第一〇八号　私道舗装依頼に関する請願……488
請願第一一一号　多摩丘陵ハイキングコース及び平山城跡公園の回復に関する請願……488
請願第一一五号　平山台区画整理事業に関する請願……488
請願第一一八号　フタ付側溝建設に関する請願……488
請願第　九六号　市庁舎建設に関する請願……489
請願第一〇〇号　日野市庁舎新建設に関する請願……489
請願第　四〇号　高層住宅建設反対に関する請願……489
請願第　五二号　聖蹟桜ケ丘・豊田間路線バス延長と増発に関する請願……489
請願第一一七号　バス路線新設に関する請願……490
　下水道特別委員会の継続審査議決に関する件……490
（議案上程）
議案第一六〇号　日野市立南平小学校プール新設工事請負契約の締結について……490
報告第　一五号　日野市日野台二丁目十九番地十五号先緑ケ丘自治会館前の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告について……491
（請願上程）
請願第一二〇号　市道舗装に関する請願……495

議員提出議案第一九号　難病対策促進に関する意見書……496 495
議員提出議案第二〇号　地方財政危機打開のための緊急立法制定に関する意見書……
午後五時十九分休憩、後再開に致らず延会
○十二月二十七日（第十日）
開議に至らず自然閉会……513

十二月十一日　水曜日　（第一日）

日野市議会会議録

第四十六号

昭和四十九年
第四回定例会

十二月十一日水曜日（第一日）

出席議員（二十七名）

一番	滝瀬政吉	君
二番	滝瀬敏朗	君
四番	正国大治	君
五番	鈴木美奈子	君
六番	橘祐子	君
七番	板垣正男	君
八番	黒川重憲	君
九番	林重義	君
十番	谷栄吉	君
十一番	剣持佐吉	君
十三番	竹ノ上武俊	君
十四番	米沢照雄	君
十五番	市川芳太郎	君
十六番	秦正一	君
十七番	清水芳雄	君
十八番	杉山寅三郎	君
十九番	高橋通夫	君
二十番	佐々木昭雄	君
二十一番	大柄保	君
二十二番	大下博	君
二十三番	本間久	君
二十四番	一ノ瀬隆	君
二十六番	吉冨繁枝	君
二十七番	三浦重春	君
二十八番	飯山茂	君
二十九番	島村孝志	君
三十番	名古屋史郎	君
二十五番	日野源作	君

欠席議員（三名）

三番	奥住芳雄	君

十二番　石坂勝雄君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	松村清栄	君
市民部長	谷多喜知	君
生活環境部長	加藤一郎	君
建設部長	篠崎美雄	君
都市整備部長	中島武男	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
福祉部長	赤松行雄	君
教育長	倉又秀作	君
水道部長	成井正夫	君
病院事務長	遠藤政之	君
秘書課長	小山哲夫	君
土木課長	檜山茂	君
建築課長	平井忠	君
教育庶務課長	落合豊	君
書記	川上輝子	君
書記	深海弘子	君
書記	安原清美	君

議事日程

昭和四十九年十二月十一日（水）
午後一時開会

一、	会議録署名議員の指名
二、	会期の決定
三、	市政経過報告
四、	諸般の報告
五、	議案第一五六号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
六、	議案第一五七号　昭和四十九年十二月における期末手当の支給について
七、	議案第一五八号　昭和四十九年十二月における日野市議会議員の期末手当の支給に関する条例の特例に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件
日程第一から七まで

午後三時三十一分開会

○議長（大下　博君）　これより昭和四十九年第四回日野市議会定例会を開催し、ただちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十四名であります。

次に日程第一、会議録署名委員の指名については議長において指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、十五番市川芳太郎君、十六番秦正一君を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（板垣正男君）　御報告申し上げます。九日の日に議会運営委員会を開きまして、昭和四十九年第四回定例会の日程を検討し、その結論を得ましたので御報告申し上げたいと思います。日程表はお手元に配布されております。この表で今議会を進めたいと思いますので、よろしく御協力いただきたいと思います。なお決議案、意見書等の提出の締め切りは十九日の本会議の終了時間までにございます。時間厳守をお願い申し上げたいと思います。今議会は日程上、非常に窮屈でございます。皆さんの審議への御協力をお願い申し上げたいと思います。なお一般質問は二十一名四十件提出されておりますが、予定では午後一時開会ということで話が決まりましたが、進行状況によりまして午前十時から開会することも検討するという含みがございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議事日程、及び会期を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日より十二月二十七日まで、期間十七日と決定いたします。

日程第三、市政経過報告を行ないます。市長から市政経過報告を求めます。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　十二月定例市議会に当たりまして、先の議会より今議会に至る間の市政の経過報告を行なう次第でございます。私として特に報告の課題として取り上げましたのが、自治会館についてということ、それから地方財政についてという二つについてでございます。

まず自治会館につきましてその経過報告を行ないます。東京都下二十六市六町八村で組織しております。東京自治会館の建

設につきましては、当初の予定より大幅に遅れておりましたが、その後関係機関の努力によりまして、このたび懸案事項がおおむね解決いたし、いよいよ建設の段階に入りましたことを御報告申し上げます。特に問題となっておりました、財産権で係争中の民有地の関係でございますが、このほど裁判所からの判決が出され、当事者双方が了承いたしましたので解決をみたということでございます。そのほか事務的な手続きも終了し、自治会館建設についての支障も一とおり解消いたしましたので、組合議会といたしましては十月十九日会館建設の入札を執行し、請負業者を決定いたしました。契約の相手方は鹿島建設株式会社で、契約金額は十七億二千六百万円であります。なお工事は四十九年、五十年の二カ年で、五十一年三月末日完成予定となっております。自治会館についての内容を概略、御説明申し上げますと、建設地は府中市新町二丁目七十七、小金井市貫井南町一丁目一と、両方にかかっておりまして、敷地面積は約六四〇〇平方メートルでございます。建物の構造といたしましては、鉄筋コンクリート造り、地上四階、地下一階で、延面積は八〇九二平方メートルとなっております。自治会館、研修所という二つの目的別用途を持った建物で、一、二階は自治会館、三、四階は研修所となっております。なお会館への入館予定団体としては市長会、それから議長会、公平委員会等、合わせて十二団体を予定しております。会館建設に要する経費として、五十年度における組織市町村の分担割合が確定いたしまして、日野市の負担金は五十年度総額七百二十七万八千円でございます。内訳は管理費十九万七千円、建設費二百十万一千円、初度備品費四百九十八万円となっております。この負担につきましては新年度で予算化をはかっていきたいと考えておりますので、御了解をお願い申し上げます。なお工事につきましては去る十一月十八日に起工式を行ない、現在、工事に着手しております。なお東京自治会館建設経過、建設の概要につきましてはお手元に資料が配布してありますので、御参照いただきたいと思います。以上申し上げまして東京自治会館建設について報告を終わります。

次に地方財政についてであります。九月定例市議会において、地方財政の危機について報告をいたしましたが、その後の経過、情勢等について御報告いたします。十月二日、全国市長会と連携の中で、革新市長会長名をもって内閣総理大臣あて、地方財政の充実強化について、要望をしてまいりました。その中で特に一、国庫補助事業の地方自治体超過負担をなくすため、国、地方自治体の協議機関として委員会を置き、過去五年間にさかのぼって超過負担を解消すること。二、地方公務員の給与改定について、国が財源措置などの方針を決めるとともに、人事院勧告実施の閣議決定を早急に行なうこと。以上の二点について、十月八日までに政府が全国革新市長会に回答するよう要求しま

した。引き続き十月八日午後五十市の革新市長等が自治大臣と超過負担解消について交渉した結果、次のように自治大臣の答えが出されました。一、四十九年度分超過負担については、今年度実施した文教施設等についての関係各方面の実態調査の結果に基づいて、本年度補正予算において超過負担の解消のため、最大限の努力をする。二、明年度予算においても引き続き超過負担の解消のために努力をする。三、今後における超過負担の解消のため、地方関係団体において委員会を設置する時は、関係各省庁は随時これに出席し、意見の交換、協議を行なうよう自治省が努力する。なお、自治省は、この委員会に委員として参加する。四、既往の超過負担については、調査検討する。以上四点について意見の一致を見ましたが、これは相当の前進であり、収穫であったと言えると思います。なお、昭和四十四年度以降、過去五カ年間の超過負担の実態調査を現在、自治体で調査実施中であり、明年自治省に提出することになっております。先般、閣議で了承を得ている昭和四十九年度補正予算の概要を見ますと、地方自治体の超過負担解消のため七十六億円、さらに地方財政の財源難打開のため、地方交付税交付金七千八百四十三億円を上乗せさせております。これは超過負担及び地方公務員給与の大幅アップで、地方財政が身動きできなくなっているのに対処したものであります。先の九月定例市議会で報告いたしましたとおり、本年度、日野市は財源超過団体として、当初算定においては不交付となりましたが、来る二月の再算定においては明るい見通しであり、若干は交付されるものと期待しております。なお、超過負担については、「特集、財政問題」として十月二十九日、広報臨時号を発行し、市民にその実態を訴えました。以上で地方財政その後の経過につきましての御報告といたします。

○議長（大下　博君）　次に助役から市政経過報告を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　私からは、庁舎の建設につきまして、簡単に御報告申し上げます。まず第一に用地についてでございますが、かねて報告しております神明上土地区画整理地域内の面積約一四、四一一平方メートルの土地でございます。現在までの取得の状況を御説明いたしますと、昭和四十五年、本市が先行取得し庁舎予定地に換地したものが六、一〇六平方メートル、本年八月区画整理保留地を市が十年割賦で取得した土地が一、〇四九平方メートル、残り七、二五六平方メートルの土地につきましては、東京都新都市建設公社の所有地で、すでに新都市建設公社に対し、庁舎用地として本市に譲渡するよう要請しておりました。その結果、去る十一月末に、新都市建設公社の評議員会が開催され、この土地処分について審議され、原案どおりの単価で日野市に譲渡されることに決定されました。

したがって、庁舎予定地一四、四一一平方メートルの取得については、すべて見通しがついたということでございます。

続きまして補助金及び起債についてでございますが、防衛庁からの補助金につきましては、本年度の設計費について補助を申請しておりましたが、過日、千百五十四万七千円の内示がございました。したがって、防衛庁からの補助金が交付されることは、建設事業費に対する国庫補助金がほとんど自動的に決定されるということでございます。設計費及び建設費の起債につきましても、補助が認められますれば、今後資金計画は非常に円滑にいくということでございます。

三番目に設計についてでございますが、建設計画の調査立案につきましては、庁内に庁舎計画チームを編成し、現在まで活動しておりますが、特に専門的な分野につきましては、管理部会、窓口部会を設けまして、それぞれの専門的分野を研究させております。また設計業務につきましては、概設計を指定いたしまして、庁舎の基本計画、基本設計の検討を進めております。現段階についての計画の内容を概略御説明申し上げますと、基本的な考え方といたしまして、単なる事務スペースだけの庁舎ではなくて、市民が活用できる部分をなるべく市民に開放し、市民の活動の場として提供するつもりでございます。また建物は市民サービスの向上を重点に考えまして、一階の部門に市民に特に関係のございます市民課、福祉部、出納課などを配置し、また身体障害者や老人の方々の利用に負担のかからないように考えております。また機能的な面では、階段、エレベーター、手洗いなどを集合しまして、ダブルコアシステムというシステムを採用する予定でございます。また事務室につきましては大部屋としまして、間仕切りが容易に変更できるように、また採光、通風の点でも考慮して設計する予定でございます。また建物の概要につきましては、鉄筋コンクリート造り地下一階、地上六階の案でございます。駐車場は庁用車が四十三台、一般来庁車が九十八台の計画で進んでおります。なお、今後の計画でございますが、設計を四十九年度に終えまして、建設につきましては、五十、五十一年の二カ年で終えたいと考えております。以上簡単でございますが、庁舎につきまして御報告いたします。

○議長（大下　博君）　ただいままでの市政経過報告につきまして、御質疑はありませんか。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　地方財政の問題につきまして、市長から今御報告があったわけでございますが、地方財政の危機ということで、各市町村で非常に苦慮されており、また革新市長会といたしまして、自治省へいろいろ答申をしてきてるということは、非常にいいことであろうかと私は考えております。一方では、市におきまして例えば税収に対する職員の給料と申しますか、そういうようなものが五〇％以上になると非常に仕事もできなくなってくる。非常に危機であるというふうなことを言われております。市長が国に答申したりすることは非常にけっこうだと思いますが、これはやらなければならないと思います。しかしながら国におきましても、税金で賄ってることであります。ただ市町村で苦しい財政なので、国や都へ要求すれば何でも出てくるんだというふうな、もしそういう考え方だけであれば、非常にこれは危険じゃなかろうか、というふうに思います。市長といたしましても、日野の財政状況をよく考え、税制上においての給料の例えば何％にしたらいいか、ということをはっきり把握した上で、財政というものをしっかり握っていかなければならない、こういうふうな役割が市長としてあるんではなかろうか、というふうに私は考えるわけであります。したがいまして、そういうふうなことを市長はどのようにお考えになっているか、お聞かせを願いたいと思います。いま一点は、庁舎建設は後でやります。

○議長（大下　博君）　市長答弁。

○市長（森田喜美男君）　この地方財政が、物価騰貴に伴いまして異常な危機に瀕しておる、ということをわれわれ痛感をしておるわけでございまして、申すまでもなくこの財政運営は、入るをはかり出るを制するという、そういう両面の対策が必要であるというふうに考えるわけでありまして、今、御質問のありました、その入るをはかるというほうの、国、あるいは都に向けての努力は是とするが、出るを制するというほうの側についても、特に給与についてどういう考えかというふうにお伺いをするわけでございまして、もちろん一つのこの均衡した基準を保つべきである、ということを原則として考えます。ただ企業と違うわけでありまして、その伸縮をすることがなかなか困難なわけでありまして、住民サービスはますます要求されるところが多いわけであります。それから人口も増えておりますからして、当然、仕事の拡大ということもございます。しかし極力これまでも申し上げましたとおり、職員におきましては少数精鋭主義を極力とりまして、またむだを極力省くと、こういう態度で臨むわけでございまして、今、御指摘の一つの目安を持てということにつきましては、今後も十分ひとつ心掛けてまいりたい、とこういうふうに考えます。

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　分かりました。それでは庁舎の建設の件につきまして……。庁舎を建てなければならないということで、議会におきましても庁舎特別委員会を数年前から作りまして、それに対しまして進行してるわけであります。その間いろいろな問題があったわけであります。東部地区におきましては、水害の対策についてどう考えているか、というふうな大きな問題を提起され、排水計画はどのようになってるか、というふうな問題につきまして、神明上に庁舎を建てることにつきましては、反対の立場を取っている方があるわけであります。

そこで庁舎建設が技術的に特別委員会を作り、私は議会の中でも議員の中でも、私どもははっきり申し上げまして、先般の議会におきまして、設計地におきましては反対をしてまいりました。私は東部地域に住む住民といたしまして、市庁舎の建設につきまして、神明上に建てることにつきましても反対の立場を取ってまいりました。そういう中でその話し合いを市長は今までどういうふうに行なってきたか、反対の立場の方々との話し合いをせずに、庁舎はもう設計に入りもう建てるんだ、神明上よりほかにないんだ、決定してそこに建てるんだ、ということを議会で今報告があったわけであります。そういうふうな反対の住民がいるというふうな中で市長もそれに話し合いに応じてきたと思いますが、そういうふうな話し合いをどのように解決してきたか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　庁舎建設の課題と、それから水の処理の課題、これを地域によりまして関連ありというふうにとらえられる地域も当然あるわけであります。私は庁舎建設はストップするわけにはまいりませんので、これはこれとして進めていきます。それから排水の問題につきましても、すでに先般の臨時会で御承認をいただいたりしておりますこの一つの系統の排水路を、これを一つ造ることによって、市内の低地に生じております洪水時の溢水等を、これをひとつ早急に、早急というよりも、つまり短時間の間に水を川に流し出すことによって、解決の方法があり得ると、そういうことで取り組もうとしておるわけでありますが、大きくはこれはもうすでに御承知のとおり、神明上の地区外排水のその系統を、これを完遂させなければなりません。そういう努力も二・二・十という道路の敷地と合わせまして、今地域に説明を行なってきております。それから下田、新井方面の流末地域に対しましても、なるべく迷惑のかからないようにひとつやっていきたい、とそういうふうな考え方で、事務当局が数回説明にも伺っておりますし、今後もひとつよく御理解を願って、その実施をはかっていきたい、とこういうふうに思っております。

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　本年度の豪雨のあった際に、あの豪雨で大体一時間に一九ミリの雨量があったというふうなお話を聞いております。そこでもし仮にあの神明上に庁舎が建ちますと、その回りにいろいろ付随した家屋が建ってくるわけですが、それがかさ状態になるというふうなことを想定いたしますと、大体、二・五倍の雨量になって流れ出すというふうなお話を聞いております。したがいまして、一時間に六〇ミリの雨が一挙に流れ出すというふうなことをある学者から聞いたわけであります。そういうふうな考えの中で、排水計画を立てられてるのかどうか、そういうことは抜きにして、今、どうも考え

ようによりますと、神明上の地区外排水路が東町のほうへ流す計画と、これも何といいますか計画が行き詰まっているというふうな話も聞いておりますし、また高速道路の側道を敷設する先般議決をされたその中でも、非常な反対があるというふうなお話を聞いておるわけであります。したがいまして、相当な雨量が流れ出し、今まで非常に困った上に、またその数倍からの雨量によって悩まされる、というふうなことで、私は計画がどう考えてもちぐはぐじゃなかろうか、市庁舎なんていうものは排水路が、一軒の家を建てて便所を造らないと同じで、下水路を完全に整備してから、これはいろいろ補助金の問題、あるいはそういう問題があろうかと思いますが、それが正規な筋道じゃなかろうか、というふうに考えているわけであります。したがって早急に、今申し上げました東部地域の住民との話し合い、これを早急に進めて、市長は革新市長で、地域住民との話し合いによって市政を進めていくんだ、というふうな姿勢があるんですから、そうなればたとえ十人のうちの三人でも反対があれば、その人の納得のゆくような話し合いの中で市政を進めていかなければならない、というふうに市長も言っております。でありますので、そういうふうなことを完全に把握しながら、また完全に納得させながら、市庁舎の建設を進めていただきたい。もしそれができないんならば市庁舎はやめていただきたいとこういうふうに私は思うわけであります。

○議長（大下　博君）　答弁必要としますか。（二番議員「いいです。あればしてください。」）市長。

○市長（森田喜美男君）　その二つの問題点を双方統合がないために地元にも了解をむろん得なきゃなりませんし、それからもう一つには水の処理の問題は一番大切な問題でもございますからしてまずやはり地区外排水、それから今予算化をいただいております この中央道、側道によっての排水溝を造ることによって処理をしていきたいとこういうふうに考えておるわけです。

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　たしか設計費が議決されて私どもも自由民主党議員団といたしましては反対の意を表したわけです。それによって議会で決定されたというふうに判断をしているわけですが。私はなんか不勉強でよく分からないんですけれども、議会ではまだ庁舎をどこへ建てるんだか、神明上に建てるんだか、蚕糸試験所に建てるんだかというふうな、また市庁舎を建てなければならないというふうな議決は市議会ではまだしていないわけですね。それはどうなんですかね。議長説明していただきたいと思うんです。

○議長（大下　博君）　それでは議長から。これは前市長からの継続審議であるわけなんです。庁舎建設委員会が最初に発足した時に庁舎建設をやらざるを得ないか。それともやら

なくてもいいかということから入ったわけです。しかもこれは議会から、議会みずから作った特別委員会なわけです。その時の経過としては最終的に造らなければならないということが結論が委員会で出たわけです。その後何回か委員会の構成のメンバーが変わってきたわけですけれども、今回の委員会で引き続いて同じような審議がされ、前の方々のほうぼうの議会の庁舎を研修されたり研究されてきたわけです。そういう中で今回の委員会で市側のほうから、こういうものを考えているというのが委員会に出されたわけです。それに基づいて委員会ではいろいろ検討してきたわけです。そういう経過の中で御存じのように本会議の中で中間報告としていろいろ審議したけれども、結果的に神明上よりほかにないと。ただし道路整備、その他のところにしわ寄せのない条件をもってやるべきであるという結論の報告がされているわけです。そういう経過から今日まできているわけですけれども、それでは一面では設計といいますか、一部予算が議会では通っているわけです。しかし市側のほうからこれを建設どこにするという正式の議会に対しての提案は今までなかったわけです。そういうことで非常に今日まであいまいにきていますけれども、議会自身としては庁舎建設ということは建てるという方向で今日まできておるというふうに議長としては解釈しているわけです。しかしそれが正式に議会として提案されたものとして議決しているというふうには解釈していないわけです。流れとしては議会として中間報告があったとおりに解釈しているということです。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　議会としてそういうものを議決しなくてもよろしいんでしょうかね。

○議長（大下　博君）　ちょっと私が質問するのはあれですけれども、議決の案件というのはどこをあれしておられるんですか。（「正式に打ち合わせしないと残るぞ。」と呼ぶ者あり）庁舎を……（「議長、ちょっと。」と呼ぶ者あり）はいでは剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　庁舎建設委員長の立場から弁明をしなきゃならないんですが……（二番議員「剣持さんの弁明を聞いているんじゃないぞ。」）私たちが結論といいますか、市長の諮問に応えたのは今の段階であそこよりほかには最もいいところがないという結論を出したんであって、今年造るとか時期の問題について私たちは審議の付託も受けておりませんし、やっておりません。それから予算の問題については本会議でやったわけですから、庁舎建設委員会には何ら関係ないことですから、ここではっきりしておきたいと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　庁舎建設委員会についてはずいぶん長いことといろいろ問題がこういうこじれてはいけないと。やはり大きな国から補助金なり防衛庁からお金をもらわなければならないということ。それから市民の感情を考えて有山さんの時代から非常に秘密にこつこつ、こつこつとやってきたわけです。それで前市長もこの問題については重大であるということから非常に慎重に事を進めてまいりました。私ももちろん今やっていることがいろいろ問題もあろうかと思われますけれども、設計の予算で議会を通り今ここで防衛庁の交渉の段階にある中で、何か今までの議会のあり方が無視されたような発言がなされているわけですね。剣持委員長は場所を指定したわけじゃないということでございますが、場所はあくまで理事者側が提案すべき問題で、私はこの何か議会の進め方といいましょうかね。何か滝瀬議員も下水道問題、道路の問題の整備はどうかということなんですから市側はやはりもっと真剣に議員の発言に対処してもらいたいと思います。もちろんそれではほかの地域の人たちが本当にいいかというとまた循環バスだとかいろいろなこと要求があると思うんですね。そこら辺の市長の構想なりかまえがないと下水道は下水道でというと、われわれのほうでも循環バスもほしいわけです。ですからそういった市役所としてのやはり中心的にもっていかれる市側の態度がないと非常に議会ももめるし、市民ももめると思うんですね。ですからどうか予算、設計に賛成して、もちろん防衛庁の交渉の段階であって重大な時ですから、これを進めるためにはやはり市がこういった市民要求をどういうふうにするんだと。やはり年間計画なりここら辺をこうするんだ、あそこのほうはこうするんだというふうなことを態度をもって、計画的に今、もちろんすぐにはできないでしょうけれども、やっていただかないと混乱を招くと思われますので、十分そういったことを検討して計画でもけっこうでございますから納得する線でもってしてもらいたいと思うんです。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　この市庁舎の建設については古谷市長時代から提案になっていたわけですが、その当時現市長が市議会議員であった時には市庁舎建設については各種の党から委員を出して、そうして全市的な末端の意見を聞くべきであるというふうな意見を相当出したということは聞いているわけですが、その後議会の委員会だけに任してしまったような形にもなっちゃったわけですが、それではまずいというので自治会の意見を聞いたほうがいいということで議会として聞いたことがあったわけですが、委員会としてですね。その時にいろいろ通知等の不備から全員の自治会長のあるいは連合自治会長の集まらなかったということで、その後私が市長に自治会長を今後集めてする意向はどうかというふうに聞いたところ、そういうことはやりますといったんですが、その後やられたかどうか、その点ちょっと。

○議長（大下　博君）　滝瀬議員の問題がまだ解決していないのでちょっとそれは後にしたいと思うんです。（「議長、整理しろよ。」と呼ぶ者あり）滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　議会の進め方として設計料というものを採択をして、それが議会の何というんですかね、建てるんだということの議決であるかどうかということは非常に疑問だと私は思うんですけれども、市庁舎をさきほど言ったように神明上に建てるんだというふうな正式な議決というものは市議会ではなされていないわけですね。ですからたとえば排水の問題をどうするんだとか、そういうふうな反対の請願なり反対の意見があった場合にわれわれははっきり申し上げて答えようがないわけですよ。議会ではっきり神明上に庁舎は建てるんだというふうな議決があればそれに対して市側で下水道問題はこうやるんだと排水の問題はこうやるんだというふうなことの説明があれば反対している住民においてもある程度納得いく点があるんではなかろうかというふうに私は判断するんですね。そういう中で私の言うことが間違っているかどうか分からないけれどもまず最初に議会で私は議決をすべきじゃないかというふうに考えて、私はそういうふうに考えているんですがね。

○議長（大下　博君）　議長から一言、今の問題について。設計予算なりが上提された時に要するに庁舎を建てるのでこういう設計費を盛るということで説明としては神明上というのが確かにあったと思うんです。それは一応おいて今までの学校にしてもあるいは幼稚園にしても保育所にしてもどこどこにこういうものを建設するという話しがあって正式に場所はこういう第何小学校だという議決は建設が完成した後、もうすでに生徒・児童が入れるという状況で議決をしているというのが今までの長い間の慣例ではないかと思うんです。したがって神明上の何番地にこういうものを建てるという議決は今までの慣例からしてみればそれは必要ないんじゃないかというふうに解釈するわけです。（十九番議員「今の関連ですが。」）ちょっと関連で重要と思いますけれども最初に杉山議員が挙手されていましたので優先的に杉山寅三郎君に質問を許します。

○十八番（杉山寅三郎君）　ようやく番が回ってきましたので。滝瀬議員が市長の地方財政についての質問でもうちょっと私は掘り下げてお伺いしたいというのは確かに五十年度予算の編成期にも当たりますので非常に関心事でもございますので、やはり財源確保といいますか、そういったものについて市長の具体的なアクションといいますか、どういうふうな形で、いわゆる五十年度予算の財源確保には取り組んでいかれるのかどうか。その辺のひとつ取り組み方の姿勢をひとつお伺いしたい。確かに超過負担、その他の問題が地方財政を圧迫していることはそのとおりであります。それを国に働きがけることは妥当でありますし、すべきだと思います。ただそれだけによって

どうだということでもないというふうにも考えます。ただ市長はほかに対して何か具体的にこういうし方でアクションを起こしているんだということがありましたら、ひとつお伺いしたい。これが一点でございます。ほかはさっき滝瀬君が質問をしておりますので、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　さきほど地方財政ということで、私は経過報告を行ないました。その内容は主として国に対しまして物価騰貴に伴います財政の危機と、それに合わせて人事院勧告に基づきます毎年給与改正があるわけでございます。そのことが非常に負担となるわけでありますからして国はつまりそれに対してぜひひとつ対処していただきたいと。その材料としては超過負担をなくしていただくこと。それから給与につきましてはわれわれは実員実額ということを言っているわけですが、地治体は人員を何といいましょうか、過剰にもっておるとか、あるいは給与が特に高いとかそういうことを言われる面もあるわけでありますけども、それはそれなりの理由によってわれわれは地方自治の行政施策が非常に市民に密着していることでありますから、国家公務員には清掃作業員でありますとか、あるいは保育園の保母とかそういうものはないわけでありますからして、そういう実態をよく把握してお考えを願いたいと、こういうことを要求してまいりまして、さきほど報告いたしましたような内容の回答を得たと。これは今後国に要するに超過負担ということに対する認識をあらたにしてもらえる、もらいたいというふうにも考えておるわけでありますからして、四十九年、五十年には明らかに対処するというふうに自治大臣が言明をされております。そういう形が今後もっと一年間に物価がかなり上がるような情勢もありますからして、委員会を組織いたしまして、そして自治省はそれに委員として派遣をすると。そうして文部省でありますとか建設省でありますとか関連をする役所に対して自治省としての超過負担を自治体にさせないようにこういう政府レベルの督促を行なうとこういうふうに言われておりました。それから都に対しましてはやはり都下市長会におきまして、相当いろんな項目につきましての予算のつくような要求をやっております。それぞれの部会等をもちましてかなり細かいことまで要求を行なっております。その都度東京都の担当官も出向いて、この市のそれぞれの立場を積極的に救い上げていただくとこういう努力をやっております。単独では必ずしも陳情という姿はいいかっこうではないかもしれませんけれども、幾つかの項目につきましては特に市という立場で単独に陳情も行なっております。以上でございます。

○議長（大下　博君）　杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）　国なり都なりに働きかけていらっしゃることはよく分かりましたけれども市自体の中で

は何も考えておられないのか。何か考えておられることがあればひとつお伺いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　さきほど申し上げましたように財政は入るをはかって出るを制するというたてまえが基本だというふうに考えておりますので、たとえば給与に関係しましてはなるべく少数精鋭主義で、なるべくは人を少なく保たなければ、これはたいへんだというふうな実感がしておりますのでそういう形で臨みたいと思います。それからそのほかの料金、料率等につきましても、物価の高騰に伴いまして、かなり矛盾もある部分がございますので、これにつきましても今どのようにしようかということで検討を進めております。それらの改正を行なって財源確保をはかるという面の努力をしようと思っております。

○議長（大下　博君）　杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）　大体分かりました。私たちもたとえば地方財政の財源確保についても、私たちなりに、私たちグループとしても、やはり何といいますか、そういう形でやっていかなきゃいけないというふうな考え方の中から、衆議員の小山代議士がたまたま自民党にも関係ありますので、私たちグループも、再三財政的な問題について話し合いをし、なおかつ臨んできたわけでございます。そういう中でこれは市のほうに連絡あったかどうか分かりませんけれども、何ていいますか、臨時土地対策費として日野市の割当分は二億三千三百五万八千円ですか、割当が決まったというふうにも聞いておりますが、市のほうに連絡があったかどうかお伺いしたいと思います。その辺が確定されたのかどうなのか。これは企画財政部長かどうか分かりませんけれども、あったかどうか。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えいたします。ただいまの杉山議員の二億数千万円の日野市の交付金が決定いたしておるという話でございますが、私どもまだその通知には接しておりません。

○議長（大下　博君）　杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）　これはそういうことではっきりその場にいって確認してありますので、その点はまちがいないと思います。そういうことでわれわれもやはり地方財政を市長ばかりに任すんじゃなくて、われわれもできるだけのことをそういう形の中でやっていって、市長もいろいろ努力をしてないと私は申し上げませんけれども、ひとつ大いに努力して財源確保に取り組んでもらいたいと思います。

それから庁舎建設の防衛庁の予算のことでございますけれども、これは私はある、直接聞いたわけではございませんけれども、市長がどこかの地域の説明の際に、防衛庁の予算が付いたのは今までの迷惑料としてもらったんだというようなことを、どこかの地域で御発言をされたようですけれども、ことばじりをとってしゅうとめみたいなことを言うつもりはございませんけれども、これからの防衛庁の予算獲得のためにもやはりそういう論法でいらっしゃるのかどうなのか、それをちょっとお伺いしてみたいということ。それからもしそういう予算が出るのかどうなのかなと思って、われわれも防衛庁にいって伺ったところが、とんでもない話だというようなことがありますし、それは強く深くどうこう言うわけではございませんけれども、何ていいますか、第一印象といいますか、そういうような関係の中で今までの迷惑料としてこれからまたもらえるかどうか、そのへんもひとつ合わせて御答弁いただければけっこうだと思います。市長がそういう迷惑料といったことを言わないというなら別ですけれども。私もまた聞きでございますから直接聞いておりませんけれども、質問したわけです。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　さきほど全協の場で部長が説明をいたしました。つまり民生安定費、基地対策の中の民生安定ということで防衛庁自身もとらえられておるわけであります。日野市は特に横田基地に対する周辺都市でありますからして、民生安定ということは、これは市民サイドからいえば一つの迷惑に対する償いというと、これはよくないかもしれませんけれども、そういう考え方もこれは支給をされるほうも、これはやはり騒音でありますとか、迷惑があるからこそ特定の範囲に交付されるわけですから、そういうことを表向いて言うつもりは毛頭ございませんけれども、双方にそういう意思があるんだということで、いただける範囲のことであると、こういうふうに思っておるわけであります。

○議長（大下　博君）　杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）　言ったか言わないか知りませんけれども、そういう形で防衛庁にいった時には、この二月の十八日ですか、前古谷市長も取られたし、永野教育長もそういうことで再三取られたのでその継続ですよという念を押されたわけなんです。ただ迷惑料ということになると、これからそういうことが確かに防衛庁の予算を取るにも、そういうことが何か影響してくるんじゃないかなと心配して質問したわけですけれども、そういうことがなければけっこうですけれども。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういう姿で伝えられていくということがもしあるとすると、必ずしも本旨ではございませんので、私どもといたしましては、理事者の立場として市民に対するなるべく財政力におきましても、国からのあるいは交付金にいたしましても、自治体の財政を守るという立場からいただけるものは積極的にいただいていくと、その姿勢は、これは

ありがとうございますと、こういう姿で臨むことはもちろんでございますので、そこらはひとつ誤解のないようにしておきたいと思います。

○議長（大下　博君）　次に高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　私の質問の答がございませんが、地方財政のことについて質問しますが、市長は全国革新市長会議で提案したりして、また自治大臣にも会ったと思うんですが。全国市長会議、保守革新を交えた市長会議というものがあると思うんですが、革新市長という人は今まで、今は代わったわけですが、田中内閣が悪政なので非常に地方の自治がうまくいってないとか、インフレとか、いろいろと攻撃をしておきながら、全国市長会議の決議をもってそうした非常に攻撃しておきながら、自治省にいってそうした要求なりそういうことをして、政府として気持よく出してくれると思ってやっているんだか、そういう点。（笑声）（「いいぞ」「答弁の必要なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　さきほどの御報告の中にも申しましたが、全国市長会と連携の中で革新市長会がこういう行動をやりました、というふうに申し上げたわけでして、これは全国市長会長は渡辺新潟市長でありますが、それから革新市長会の会長は飛島田横浜市長でありますが、もちろんこれは市長同士でありますからして、自治体を守ろうということにつきましては全く同一の立場でありますから、それらの方々が話し合いをされて、そういう行動の部分は革新市長会が受け持ったということかもしれませんけれども、とにかく了解と連携の中で行なって、つまり革新市長会のほうに自治大臣から答えられたことは、全国のすべての市に適用されるということでございますので、趣旨は異論はないわけでございます。

○議長（大下　博君）　あと吉冨議員で打ち切りたいと思います。

○二十六番（吉冨繁枝君）　私はこういうことを本会議で聞きたくはないんでございますが、何か何人かの方が防衛庁のほうにもいったやに聞かれましたので、私はとても心配するんですね。革新市長というけれども実際にはほんとうは電波はつながっていないわけですね。今、小山代議士とかなんとか名前が出ましたので、私が一番心配するのはそういう人たちがほんとうに防衛庁にいってどういうことをするのかなというふうに心配したわけです。笑いごとでないんですよ、防衛予算というのは。市長は防衛予算は必ず取れるということの確信で今、提案しておりますね。それでいいです。していますか。

○市長（森田喜美男君）　はい。

○二十六番（吉冨繁枝君）　分かりました。

○議長（大下　博君）　さきほど申し上げたとおり、これで打ち切りたいと思います。（十九番議員「さきほどの私の質問に対して市長の答がない。」）では高橋議員、もう一度質問要旨を簡単にどうぞ。

○十九番（高橋通夫君）　市長は前回においては自治会長が一部の自治会長であるので今度は全体的な自治会長を集めて意見を聞いてもらいたいということをお願いした時に、やりますということを言って、だからそれをいつやったかということを私は聞いているわけですが、やったかやらないか、あるいはやらなかったら今後いつやるか、そうした答弁を求めているわけです。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまで集められた自治会長が一部の自治会長だというふうには考えておりません。ただ市民の合意を得る、あるいは市民要求をまとめるということで自治会は大切な住民組織でございますからして、十分そちらにも御相談をして、そして御意見を聞きつつ、合意を進めつつ、やっていこうということでございます。それでこれまでそういう機会が二度あったわけでございますが、今後の設計につきましても御意見は聞く手続きを取りながら進めようと思っております。そういう機会を作っていくということでございます。

○議長（大下　博君）　それではこれで質疑を終結いたします。

次に企画財政部長から市政経過報告を求めます。企画財政部長。

（企画財政部長登壇）

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは企画財政部関係の経過を御報告させていただきたいと思います。私からは都道一五九号線の整備についてということで報告をさせていただきたいと思いますが、一五九号線は高幡橋際から二小の前を通りまして、豊田方向に向う都道でございます。この拡幅整備事業につきまして、御承知のようにこの一五九号線はバス対策路線といたしまして早急に整備をしようということで、議会の交通対策特別委員会の中でもいろいろ御心配をいただいておることでございますが、私ども事務レベルといたしましても、東京都といろいろ折衝をいたしまして、ようやくこの見通しが立ったわけでございます。そこでまず通学路並びに生活道路としてまず整備しようという方針に一応切り替えてみました。本来ならば一五九号線全線を整備するのが望ましいわけでございますけれども、一挙にというわけにはまいりませんので、そこで一番橋のところから西に向かいまして、平モータースというところがございます。およそこの距離が七〇〇メートルございます。まずこの整備をしようということで東京都と調整をいたしました。お互いに合意に達しまして、それではその方向で進もうということになりまして、まず道路幅員は六メーターにしよ

う、歩道部分は一メーター五〇にしよう、合計で七メーター五〇の整備をいたしましょうということで合意をいたしました。第一回の地主交渉といいますか、家屋の移転も含めまして、十二月の四日に第一回の会合を第二小学校でもたせていただきました。お集まりをいただきました権利者の中ではいろいろ御意見もございますけれども、総じてこの問題については御賛成をいただいたとみておるわけでございます。ただ若干はいろいろ煮詰めなければならない点がございますので、今月のさらに二十日の日に第二回目の会合を持って、これがスムースにいくならば四十九年度におきまして、つまり五十年の三月までに測量を完了しよう、五十年につきましては用地買収等をいたそう、さらに五十年はその工事に着手しよう、七〇〇メーターの完成は五十一年度を目標にしようという方針でございます。そういうことでいろいろ御心配をいただきました一五九号線も明るい見通しがついたということをまず御報告をさせていただきたいと思いますが。

それから今、一つは当初掲げましたバス対策路線の問題でございます。これは八王子と私どもに一路線ずつございます。あそこを通っております。バスは京王さんのバスでございますけれども、いろいろ京王さんのほうの事情もあるようでございます。この七〇〇メートルあるいはだんだんと全線が拡幅されましても非常にむずかしいことが起こってきそうでございます。ただバスがただちに廃止ということではございませんけれども、拡幅されましてもなかなかむずかしいということをまず御報告をさせていただきたいと思います。私どもも鋭意京王さんに向かいましては存続のお願いをいたしますけれども、非常にむずかしいということを報告をさせていただきたいと思います。そういうことで一五九号線の拡幅は明るい見通しがついたということを御報告をさせていただきまして、企画財政部の報告を終わります。

○議長（大下　博君）　次に総務部長の報告に入るわけですけれども、異動によりましてそれぞれ部長が異動になりましたのでこの際それぞれの部長を紹介いたします。初めに総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　十二月六日付をもちまして総務部長を拝命いたしました。本日取り継ぎを終わりました。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（大下　博君）　次に生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　十二月六日付をもちまして職員課長から生活環境部長を命ぜられました加藤でございます。今後ともよろしく御指導願います。（拍手）

○議長（大下　博君）　次に福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　十一月の五日付で田中部長が勇退いたしました。後任としまして福祉部長を担当いたし

ます。よろしくお願いいたします。（拍手）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　ちょっと一言お断り申し上げたいことは、部長が数人ここでポストが変わりましたものですから、今議会に限りまして、場合によりましては前任者が御説明したほうが、かえって説明の行き届く場合もあると思いますので、その点お許しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　それでは次に総務部長から報告を求めます。

（前収入役登壇）

○前総務部長（杉本好次郎君）　担当いたしましたので、総務部関係の御報告をいたします。功労者の表彰について。日野市の表彰条例に基づく表彰を十一月三日、十時からこの議事室をお借りしまして表彰を行ないました。退任されました議員五名、並びに永野教育長がおやめになりましたので、功労表彰として六名、自治表彰として、三月退任されました議員四名の表彰を執行いたしました。

次に鉄塔の倒壊その後の経過について申し上げます。これは地区は平山でございますが、去る四月の四日倒壊事故を起こしました東電線鉄塔問題につきまして、その後の経過でございます。原因その他につきましては、去る六月の定例市議会で御説明を申し上げましたとおりでございますが、その後自治会では反対対策委員会を設けまして、東電側と再々にわたって話し合いを行なった結果、新しく協議会が設置されました。反対を取りまして建設の協議会、十月の二十八日にその覚え書き等を交換をいたしまして、鉄塔再建の同意をいたしました。そこで自治会及び対策委員会並びに東電が鉄塔再建について新たに工事の安全対策協議会というものを設置をいたしまして、その一つとして、鉄塔再建について新たに工事安全対策協議会を設置をする。二つ目といたしまして、東電は工事管理事務所を作り、工事の安全をはかること。三つ目といたしましてテレビ障害については東電の責任においてＮＨＫが聴取基準によって処置をする、以上のような概略三点がその覚え書きの条件となっております。したがいまして自治会といたしましては、従来の反対対策委員会を発展的解消をしたわけでございます。新たな安全対策協議会が発足をいたしました。当地区は東宮下ですが、この自治会、同じく対策委員会の代表、あるいは東電、並びに建設工事会社、これに市が加わりまして、会員二十名の構成によって、今後あらゆる面から安全性をチェックして、これらの作業の推進をはかっていこうというものでございます。なお、東電といたしましては付近に管理事務所を設置をして監視員を常

駐させ、工事に万全を期するということでございます。すでに対策協議会は二度開かれております。特に問題はございません。お互いに話し合いの中で去る十一月七日に地鎮祭を行ない、工事に着手、現在工程に従って作業が進められております。市といたしましても、当初より地元住民の意思を尊重するというたてまえから、今回の解決についても、今後の工事に十分留意して、付近住民の理解を保ちながら工事の進捗をはかるよう東電側にも申し入れを行なっております。以上で二点目を終わります。三点目は、工事の請負契約の状況でございますが、お手もとに印刷してございます。八月二十一日から十一月二十日までございまして、その請負金額は二百万円以上のものでございます。合計いたしますと三十八件ございます。それを内容細かく申し上げますと、建築工事が十八件でございます。土木工事が十五件になります。水道工事が五件ということで合計三十八件、工事請負金額の総金額は、四億九千百六十三万四千円でございます。そこで工事の指名についていろいろいつもありますので、ちょっと市内と市外業者ですけれども、この内訳につきまして、工事指名者の延数で申し上げますと、百二十八件が市内業者でございます。六九・二%、約七〇%が市内の業者が受けておる。市外については五十七件でありまして、約三〇%が市外の業者が受けております。大まかでございますが、後は内容を御覧になっていただきたいと思います。以上で総務部関係を終わります。

○議長（大下　博君）　次に市民部長から報告を求めます。

（市民部長登壇）

○市民部長（谷　多喜知君）　市民部関係につきまして御報告申し上げます。まず人口と世帯数の問題ですが、十一月一日の人口は十二万一千五百十二名であり、世帯数は四万六百六世帯でございます。十二月に入りまして、十二月一日現在におきましては、人口が十二万一千九百十九名で四百七名の増となっております。それから世帯数におきましては、四万七百四世帯でございまして、九十四世帯が増えております。特に七生地区関係が、ここ近年人口増ということが見られるわけでございます。それから次に外人登録関係でございますが、これは先月分と異動はございませんし、これは長年大体二百九十九名ぐらいの外人が日野市に在住しておるということでございます。

次に税務関係でございますけれども、昨年同期に比べますというと、やや低めな徴収率になっております。これは現在のこういうような情勢の中でございますが、五月までには恐らく前年と同様ぐらいの収入は見込まれるであろう、というふうに考えております。

それから次の国民年金課の関係でございますが、特にこの表の中でお分かりのように、総医療費が非常に増えております。

三四・四八%、昨年に比べて増えておるわけですが、これは今年の二月に一七・五%の医療費の値上げ、それから十月になりまして一六%の値上げ、こういうような非常に値上げが進んでおる関係で、非常にこのパーセンテージは上がっておる、ということを裏付けておると思います。それから次の国民健康保険税のほうに移りたいと思いますが、昨年度に比べまして四二%、昨年の同期に比べましてやや上昇しております。この内容は滞納分が非常にこの収納率がいいということでございます。それから次にページをめくっていただきまして国民年金のところでございますけれども、特にこの加入件数が増えております。千三百二十七名もこれは増えておるわけですが、これは左のほうの下のほうの欄を御覧になればお分かりだと思いますけれども、国民年金の加入者名簿と、それから国民健康保険の被保険者名簿と現在照合いたしまして、当然国民年金に加入しておる者は国民健康保険にも加入しなきゃならない、というようなところからチェックしておりまして、未加入者に対しては加入するように奨励しております。そういうような意味で、非常にここのところ国民年金の加入率も増えておるというような状態でございます。簡単でございますが、御報告にかえさせていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　次に生活環境部長から報告を求めます。

（総務部長）

○前生活環境部長（松村清栄君）　生活環境部関係の経過報告を申し上げます。まず予防衛生課の法定伝染病患者発生状況でございます。八月、九月、十月を合計いたしまして五件でございますが、このうち赤痢が八月と十月に一名ずつ出ておりまして、四月からの合計は四名となっております。これは真性の赤痢はございません。それから飼い犬の登録状況でございます。数字の示すとおり二百八件でございます。それから母子健康手帳、保育相談、予防接種と数字の示すとおりでございます。火葬場使用状況、このとおりでございます。

それから産業経済課関係でございますが、御案内のとおり生産緑地の申請を行なっておりますが、四十九年十一月一日現在の申請されたもの、あるいは面積、こういうものが出てます。この数字によりまして、追加更正には千四百万の奨励金を計上してございます。A農地といたしましては、全体の五二%、それからB農地は四二%でございます。全体といたしましては、A、B合わせまして四二・五%の申請でございます。面積といたしましては合計いたしますと百二十万五千三百五十五平米、二千百一筆でございました。申請人は三百十二人でございます。

それから公害関係でございますが、住民検診の要望もございましたので、四十九年の九月の十八日、十九日の二日間、日野台の緑ケ丘自治会館におきまして、住民検診を行なったわけで

ございます。検診の調査機関といたしましては、日野保健所、南多摩医師会。検診内容としては身長、体重、肺活量、一酸化炭素量、耳鼻咽喉、問診、医師診断等でございます。その前にアンケート調査をいたしました。この地域に住んでいる住民の数は、千百四十四名でございます。そのうちで受けたいという方、これは呼吸器官ですが二百五十二名、受けたくないという者が七百六十名、不明が百三十二名となっております。それから性別、年齢別、住居年数、こういうものがここに計上してございます。全体では二百五十二名の希望者のうち八十二名が受診をした、こういうことでございます。この問診の結果はここに出ております。それから肺活量の検査、このうちで私どもも専門家じゃございませんけれども、下から二番目、八十、七十、この項が正常な状態だということでございます。それから呼吸抵抗検査も　～3.0 cm H O/l/S EOこれが正常な状況ということである、ということを医師会の先生から聞き及んでおります。それから肺活量のCOの検査でございますが、普通私どものたばこを吸わない場合のCOというのは五から一〇PPMという一酸化炭素が肺の中には含んでおるということでございまして、ここに一本から四本吸った場合、あるいは五本から十四本というような単位が書いてございます。それから理学的所見ということでございますが、これは非常に私どもは専門家じゃございませんので、はっきり分かりませんけれども、異常なしが圧倒的に多いわけでございます。それから尿の検査、これは特別に行なったわけですけれども、このうちで後から二つ目、糖定性というのが一と五がございますが、これは先生のお話ですと糖尿病の疑いがある、糖尿病であろうと、こういう先生の所見でございます。それから精密検査受診状況でございますが、これは現在調査中でございまして、内容がまだ分かっておりません。こういう結果でございます。それから九月の二日に、ボサ菊を緑の確保ということから配布をいたしました。五千株のうち市民に三千株を、学校等に二千株を配布いたしました。それから水仙の球根もそれぞれの白色、黄色六千株を配布をいたしまして、後六千株を苗圃に現在植えておるわけでございます。これらも来年度花が咲いた時点において、また配布をいたしたい、こういうことです。以上です。

○議長（大下　博君）　次に都市整備部長から報告を求めます。

（都市整備部長登壇）

○都市整備部長（中島武男君）　それでは都市整備部の御報告を申し上げます。都市整備部におきましては、まず都市計画審議会、これは昭和四十九年九月三日、都市計画道路の決定と変更二件を議題として行なっております。この二・三・四号線というものは、多摩から都道百五十四号線につながるところの道路でございます。それから二番の二・一・五号線変更

決定、これは明星大学の中の道路でございます。それから三番が二・二・十、これが立川南口駅前から日野の国道二十号線にぶつかる五差路の代替の道路になる二・二・十号線でございます。それぞれ七生東部については一六メーター、それから明星大学については一八メーター、二・二・十については一六メーターの幅員でございます。それから町名地番整理審議会これは昭和四十九年十月十八日に行なっております。これは本議会に提出されておりますところの南平地区の町名地番整理でございます。それから三番の都市計画法による開発行為が二件現在まで出ております。それから区画整理課、神明上土地区画整理事業については協議会を四十九年九月十九日に行なっております。それからもう一回は四十九年十月二十四日やはりこれは協議会を区画整理事業については行なっております。これはそれぞれ現地を視察しております。十月二十四日には現地を視察しております。それから工事については側溝改修工事、それから三番は記載のとおり補償でございます。それぞれ補償費でございます。それから四ツ谷下区画整理事業。これは四ツ谷下の街路灯の新設工事を行なっております。それから同じく補償については一件でございますが荒れ地の補償。それからこれには記載してございませんが皆さん御存じの万願寺土地区画整理事業の説明会を十月から十一月にかけまして規定では四回要望によって一回行なっておりますので五回行なっております。それから平山地区の説明会、これは平山西部と東部の東京都の住宅公社、住宅局です。住宅局の地元に対する説明会を四回行なっております。これは八月二十九日、三十日、九月二十五日、二十九日こういう説明会を行なっております。今アンケートを集計中でございます。以上でございます。

○議長（大下　博君）　次に建設部長の報告ですけれども、部長が公務のためやむを得ず今外出しておりますので、それぞれの課長から報告をいたさせます。土木課長。

（土木課長登壇）

○土木課長（檜山　茂君）　建設部長が失対関係の団体交渉に四時から南建のほうに出ておりますので私のほうから土木課関係の経過を御報告いたします。件数はちょうど全部で二十六件ありまして、これについて多少時間の経過があった関係上、現在工事が完了しているものがあります。それについて一応申しますのでよろしくお願いします。七番の補助八号線側溝工事、これは完了しております。それから九番の南平一号線、これも完了しております。これは南平小学校の進入路です。それからその次の十番姥久保十号線舗装工事、これも完了しております。それから東光寺西九号線、十一番です。これも完了しております。それから十四番、十五番、十六番と全部完了しております。十七番市道北線排水工事、これは業者が確定しております。それから十八番上宿一号の排水管埋設工事、これは現

在工事中でございます。それから次のページの十九番多摩平六号線舗装補修工事、これも工事中です。それから上宿一号舗装補修工事、これも業者が確定しております。二十二番南平小橋梁架設新設工事、これも完了いたしました。それから後は安全対策課の依頼工事ですけれども、二十三番から二十六番までであります。これの二十三番については完了いたしました。二十六番百草八十一番地先、これも完了しております。以上です。報告を終わります。

○議長（大下　博君）　次に建築課長。

（建築課長登壇）

○建築課長（平井　忠君）　建築課関係について御説明申し上げます。まず第一に教育関係でございますけれども、一番の市立南平小学校新築工事、これは十一月十五日において完了いたしました。それから二番目の市立南平小学校体育館新築工事、これは八月発注でございますが、現況では九五％でございます。一応工期は十二月二十日でございます。三番目の市立南平小学校外構工事ですけれども、これは完了しております。十一月三十日です完了は。四番目市立南平小学校々庭整地工事、これも完了しております。十一月三十日でございます。五番目市立南平小学校併行防音工事、これは本体工事に併行して防衛庁からの補助が得たものでございます。これが十一月十五日に完了しております。それから六番目の市立南平小学校外柵その他工事、これも十一月十五日に完了しております。それから上宿一号舗装補修工事、これは工期が二月二十八日でございます。現況では八〇％、いわゆる付帯完了と外部の左官工事をただいまやっております。それから八番目市立日野第三中学校増築工事、これは工期が三月二十日でございますが現況は七〇％付帯完了でございます。それから九番目の市立七生中学校増築工事、これは債務負担行為でございますから、したがいまして昭和五十年五月十五日が工期でございます。進捗率は同じく付帯完了で六〇％。それから十番目市立日野第三小学校増築工事、これも債務負担行為でございますから工期は五十年五月十五日でございます。進捗率は七五％、これも付帯完了でございます。それから十一番目市立日野第八小学校増築工事、これは工期は三月二十日でございますが、これも付帯完了いたしまして、すでに八〇％。それから十二番目の市立日野第六小学校給食室増改築工事、これにつきましては十月十五日にすでに完了しております。十三番目の市立日野第五小学校給食室増築工事、これにつきましては工期が十二月二十五日ですが、現在は八五％です。これも年内に完了いたします。第二番目といたしまして生活環境関係でございますが、日野市衛生処理場管理棟新築工事、これは工期が一月三十一日です。五十年の。現在の進捗率は八五％。付帯完了と内部造作にすでにかかっております。三番目の福祉関係の一番日野市立高幡台地域福祉会館、

これは一番二番とも三月二十五日工期でございますが、現在は付帯完了の六〇％です。以上です。

○議長（大下　博君）　次に福祉部長。

（福祉部長登壇）

○福祉部長（赤松行雄君）　御報告申し上げます。三三ページからでございます。最初に福祉課でございますが敬老金の支給でございます。九月期の支給でございます。市の分としまして七十歳以上の老人五千円でございますが、二千八百九十三人。それから東京都分が七十五歳以上でございます。市と同額でございまして千四百二十九人の方でございます。それから同じく九月期の支給でございますが老人の健康管理手当でございます。月額五百円。これは前期分としまして六ヵ月分でございます。二千九百二人の方が支給を受けているわけでございます。三番が敬老大会の実施、九月十六日ということでございます。第二中学校二千八百九十三人の方が、対象者が二千八百九十三人中二千三百八十人の方が御参加されたとこういうことでございます。それから臥床老人の見舞金の支給状況でございます。年額五千円ということで百七十六人と、こういうことでございます。それから敬老居室建築資金の貸付状況でございますが、七件。それで六百六十万の貸付でございます。三四ページにまいりまして戦没者の追悼式でございます。十月の十六日、それで場所は慰霊塔でございます。七百十二人の方が対象者でございまして参加された方は四百九十五人とこういうことでございます。それから生活つなぎ資金の貸付状況でございますが、四月から十月までの件数が四十一件、百二十七万円の貸付でございます。返還状況は百八十一件の七十三万四千円とこういう状況でございます。それから児童課へまいりまして児童手当。被用者と非被用者の分でございます。自営業と要するにつとめているサラリーマンの関係の児童手当の支給状況でございます。三五ページにまいりまして法令分といいますのは国の分でございますが、条例分は都、市の分でございます。内容としましてはこの四つに分かれているわけでございます。対象人数が千九百五十二人ということでございます。それから市で実施しておりますところの乳児医療の助成の状況でございますが、七月から九月の状況は、受診件数が千七百六十七件こういう件数でございまして助成の金額は百六十七万五千百六十七円こういう状況でございます。三六ページへまいりまして福祉事務所関係でございますが、心身障害者（児）も含めまして福祉手当の支給状況でございます。それから臥床老人の見舞金の支給状況でございます。身障者、精神薄弱者、重複者の報告でございます。それから福祉電話の貸与事業でございますが、老人用としまして設置しましたのが三十台。それから身障者用が十台ということで九月一日より工事を行なっておるわけでございます。それでここにございません御報告の中に民生委員の改選がございます。それで十二月の四日に市長より厚生大臣よりの委

嘱状をお手渡しいただいたわけでございますが、十二月の一日付で改選されたわけでございます。それで三十三名の民生委員が新たに委嘱状を伝達されたわけでございますが、改選分は三十名でございます。三名は増員でございます。改選の中の三十名中二十六名は再任でございます。四名の方が御辞退されましたので四名を新しく補充したということで、新しく民生委員になった方は七名になるわけでございます。これによりまして日野の民生委員の総数は昨年改選された方と合わせまして七十五名になるわけでございます。以上福祉部の御報告でございます。

○議長（大下　博君）　次に水道部長。

（水道部長登壇）

○水道部長（成井正夫君）　水道部の御報告をいたします。八月以降十月までの三カ月のものにつきましてそこに掲載をしたわけでございます。一の調定件数及び料金につきましてはそこに記載した数字のとおりでございます。二の配水量及び給水人口では一日当たり平均排水量及び一日当たり平均受水量を記載いたしました。一日当たり平均排水量は夏の八月の時点で三三、七四六トン、都の受水量は九、二〇〇トン、十月におきましてはそれぞれ三〇、三七五トン、七、七〇二トンとなっております。三の給水工事につきましては記載の数字のとおりでございます。なおその他というものがございますが、これにつきましてはメーターの交換、止水栓の交換等の工事でございます。次に四の建設工事でございますが、総務部の契約状況の報告にありましたが本日の時点におきまして出来高は上から四番目までにつきましては一〇〇％工事完了でございます。なおその下の程久保八十七番地の分につきましては九〇％、次に神明上のものにつきましては同じく八〇％、最後の分につきましては約一〇％と、こういう状況でございます。なお最後の工事につきまして契約の年月日が十一月十九日となっておりますが、十一月二十一日でございますので御訂正をいただきたいと思います。なお現在までの年間工事件数、現在までにおきましては年間工事件数の約半分を消化し、金額におきましては約六二％の完了、または施行中とこういうふうになっておるわけでございます。以上で報告終わります。

○議長（大下　博君）　次に教育長の報告を求めます。

（教育長登壇）

○教育長（倉又秀作君）　教育委員会関係の御報告を申し上げます。全般的に言いまして各方面の御協力をいただきまして今までのところたいへん順調にそれぞれの活動が進んでおります。特に申し上げますことは第一番目に南平小学校への移転でございますが、これにつきましては進行中でありましたのでプリントに間に合わないために口頭で報告さしていただきたいと思います。さっき建設課長のほうからいろいろ報告がありましたように南平の小学校の建設もたいへん順調に進めていただきました。しかし少し遅れたのはフェンスとかそれから校庭とかの整備がちょっと遅れた模様でございまして、本来ならば十一月の二十日に移転する予定でございましたけれどもそのようなことがありましたので少し遅れまして、十一月の二十九日でございます。二十九日から授業を始めさしてもらっております。生徒五百二十九名、十五学級の生徒と、それから職員二十七名でございますけれども、これがたいへん新しい学校、特にこの校舎はたいへんできがよかったということを言われております。けれども、そこへ移りましてたいへん喜んでおります。なおこの移転に際しましてはＰＴＡの方々の御協力がありまして二日間にわたって勤労奉仕などをしてくださいまして、その移動などがたいへん順調にできましたこともたいへんありがたかったとこういうふうに思っております。私も二日の日、十二月二日の日に移動しましてからそちらにいってみました。子供たちはたいへん元気に喜んで運動場などで動き回っておりまして、これもたいへん皆さんの御協力の賜物だと、こう思って感激してまいりました。

　それからその次は学校教育関係のことでございますが、これは三九ページをごらんいただければいいかと思います。六月から始まりました中学校二学年の移動教室でございますけれども、これは九月に完了いたしました。一人の事故もなく、たいへん有意義に完了することができました。それからなお学校関係でございますけれども、幼稚園、小学校、中学校の運動会とか、学芸会とか、あるいは展覧会というのが九月十月、十一月というところに集中して行なわれたわけでございますが、私もできるだけそちらに回らせていただきまして、見ましたけれども、その先生方の創意工夫とか、あるいはＰＴＡの方の御協力とかあるいは地域の方々の御後援によりましてたいへん順調にいっておりましたし、生徒たちもたいへん元気よく活動していたように見受けました。

　それから社会教育関係でございますけれども、十月十一月というのは市民文化祭の季節でございます。これにつきましても内容はそこに、四〇ページから四一ページに書かれているとおりでございます。今年は出品者、出演者などを加えますと昨年よりもさらに多くなっておりまして、年々こういう活動が盛んになっていっているんだということを聞かされております。私もこれにつきましても初めてのことでもございますので、できるだけ巡回させていただきました。そこの感想を一つ申しますと、日野市のそういう文化活動というものがたいへん高度であるということを感じました。そういう点で日野市の方々の文化度と申しましょうか、そういうものがたいへん高いんだなということを今さらながら感心いたしました。それと同時にもう一つはたいへん活動が充実し盛んなんですけれども、それに比べまして会場等がたいへん不足していると、この辺のことも痛感

しまして、今度の市民文化会館などが早く建設されることに大きな期待を寄せたい、こういうふうに思っております。

それからこれはもうすでに今日の新聞で御存じのことかと思いますが、神明上の区画整理をやっている道路のところ、場所は日野駅の少し西側、二〇〇メートル先ぐらいじゃないかと思いますが、そこのがけのところから新しく古墳が発見、横穴式の古墳でございますが、それが発見されました。その経過、それから現在どういうふうにやっているかということについて少し申し上げてみたいと思います。八日の日でございますが、日曜日、神明上の区画整理の現場で文化財専門委員をお願いしている谷長市さんと、それから持田友広さんこのお二人がみつけたようでございます。十二月九日、翌日でございますけれども、お二人の方と市教委の職員でもってそれを確認し、十日から、昨日からでございますが、日野市の遺跡調査団というものをお願いしたわけでございますが、これは立正大学の文学部の教授の久保常晴さんにお願いしておりますが、この方に依頼しましてその調査をやっております。この特徴などは新聞ですでに御存じかと思います。私も今日いって穴の中に入ってまいりましたけれども、壁の特色はドーム状になっておりまして、しかもそのドーム状の天井から横のほう、これは粘土かなにかじゃないかと思いますが、そういう塗料がずっと施されておりまして、そこに馬の壁画というべきものが、私もたくさん見たことございませんからよく分かりませんけれども、壁画とも称すべきこのくらいのものが、そういう馬の絵と、それからそのほか落書き、これはたしか永仁二年とか、永仁六年、おそらく鎌倉時代のもので、できたあとでだれか入って落書きしたんじゃないか、こう思います。それから葬品などはほとんどもうなくなっております。したがってだれかが途中で失敬したのかもしれません。そういう形になっております。これはちょうど計画道路とすれすれ、ことによるとそれに被ってしまうのじゃないかと思いますが、さっき申しましたように塗装が行なわれているとか、それからそこに壁画があるとかというのは、今まで多摩地区でいくつかのそういう古墳が発見されておりますけれども、その中ではたいへんめずらしい、初めてのものだそうでございます。そういうようなことからかなり反響を呼ぶようで、東京都の教育委員会からも専門家を派遣していろいろ見せていただきたい、こういうふうになっております。これにつきましては今後どういうふうな処置をするかということはたいへんむずかしい問題になると思いますけれども、今のところは都市整備部のほうにお願いをいたしまして、しばらくあそこの工事を、せいぜい一週間か十日でございます。その間、少し休んでいただきまして、ほかのほうの仕事をしていただいてその調査を進めたい、こう思っております。

それから次は体育課関係でございますが、まずこれはシーズンが過ぎたんでございますけれども、市民プール、これは直接教育委員会の体育課がいろいろ運営しておりますので、それについての御報告を申し上げますと、そこにあるとおりでございます。今年は去年よりも、数ちょっと忘れて申しわけありませんが、五千人くらい利用者は少し少なくなったと、その一つの理由は昭島のところにプールができたというようなことから、おそらく日野市の人たちも向こうにもかなりいきますし、それから今までそちらからやってきていた人などが来なくなったということが関係することと、もう一つは初めのほうが天候が悪かったということなどが原因しているんじゃないかと、こういうふうに思います。なおそこで無料日というものを設けておりますが、その時の一体どの程度、他の地区の人と、それから日野市の市民との利用度はどんな状況かということで調べたのがそこにあるとおりに、大部分はやはり日野市のプールは日野市の方が使っておられると、当然のような結論が出ております。それから次は市民陸上競技大会でございますが、これは十月二十七日に行なう予定でございましたけれども、雨のために延期になりました。十一月三日、一週間延びまして、場所は予定どおり実践女子大学の陸上競技場を借りて行なったわけでございます。これは申し込み者数よりも参加者が少し減っておりますが、これは一つはそういうふうに日が変更になったことと、それからその日はたいへん寒い日でございましたので参加者が少し少なかったんじゃないか、それでもたいへん盛会でございまして、大会新記録、こういうふうにいくつか出ておりまして、たいへん盛況裏にそれも終了いたしました。そのほかちょっとスポーツのシーズンでございますので、その他のことについてもいろいろ各クラブの活動も順調に行なわれておりますことを報告に付けさせていただきたい、こう思います。以上です。

○議長（大下　博君）　次に病院事務長から報告を求めます。

（病院事務長登壇）

○病院事務長（遠藤政之君）　それでは病院関係でございますが、報告の前にミスプリがございますので御訂正願いたいと思います。この表の中の真ん中でございますが、九月分の合計点数というのがございます。五十二万九千七百七と書いてございます。ここに一番上に三を加えてもらいたいと思います。三百五十二万九千ということになりますのでよろしくお願いいたします。

それでは診療状況につきまして報告いたします。今回の報告は八月から十月までの三カ月分でございまして入院では一日平均百七人、占床率で七五％、前年同期と比較いたしますと患者数で七人、占床率で〇、四％の伸びということでございます。外来では一日平均四百八人、前年同期に比較いたしまして一日二十九人の増ということでございます。それからなお診療点数

でございますが、御承知のように十月から診療報酬の引き上げということで一八%、おおむね病院につきましては一八%引き上げられました。それによりまして、この表でも分かりますが、九月と十月と差が非常にございます。百二十六万四千六百点の差がございます。これは診療報酬が一八%上がったということももちろん原因ございますが、特に九月と十月ということにつきましては、入院の占床率も九月分が七四・九%、十月が八〇・九というように占床率でも六%の伸びということと、それから入院の患者の様態と申しますか、手術の状況、そういうことによりましても相当の差がございますが、十月分につきましては九月よりも一千二百六十四万六千円の増収をみたということでございます。この改定による増収分と申しますと大体各病院で現在までの平均をみますと、二〇%強というのが十月改正の伸び率というふうな状況でございましてこれから先、毎月が一千二百万伸びるということではないということでございます。

○議長（大下　博君）　ただいままでの経過報告について御質疑があれば承ります。橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　三点ありますけれども一つずつやります。

最初に企画財政部長さんにお尋ねしたいと思います。さきほど二ページ、都道一五九号線の整備についてということでいろいろ出ましたが、バス路線について最終的には廃止になるかもしれないというような意向も含まれていたと思いますが、六月の一般質問の中で何とか考えてほしいという一般質問もしておりますが、それとの関係であそこの路線上には図書館、市営プール、駒形公園等の公共施設がありますが、このバス路線廃止そういう見通しの上に立って、たとえば市営バスとか、マイクロバスとか、そういうものについての検討が今なされているかどうか、それらについて一点お尋ねしたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）　関連して御質問を申し上げますけれども、さきほど生活道路というたてまえから東京都と話がついて、七〇〇メートル部分についてのみ工事を始める、目下、話し合いを始めたところだと、こういう説明がありましたけれども、今、橘議員からも質問がありましたように、バス対策道路として非常に重要な道路であるわけです。ところが一方では増発をしてくれ、あるいは延長をしてくれという請願が出ているにもかかわらず、一方では廃止をしたいという動きが京王側から過去何回となく出されている、こういう状況の中でようやく七〇〇メートルの部分だけ何とか昭和五十一年度ですか、完成予定が、こういうようなことで話がついたようですけれども、七〇〇メートルの道路が直ってもバスはうまいぐあいに通るわけじゃありませんので、たいへん時間的にかかる。しかもそのことはこれだけの道路がちゃんとできあがっても、なおかつまた豊田近辺に入ってくる部分、いうなれば豊田地区の区画整理と関連があるんでしょうけれども、どうやってバスが回るのかという部分、この部分をほんとうは整備しておいて、そういう中で現在取り組まれている程度のことで、京王側として廃止という市に対する要望がしばらく鳴りを潜めるか。あるいは廃止にならずに持ちこたえることができるのかどうか、その手だてはどうなっているのか。あるいはもっと突っ込めば七〇〇メートル以上の一五九号線の部分の今後の見通しはどうなのか。豊田地区の区画整理といいますか、バスが入っている部分は区画整理ができなければ、間に合わなければUターンをする場所等については検討されているかどうか。さらには京王側と、その辺のことを踏まえて最近話し合った経過の中でどうだろうか。この辺の質問をしたいと思います。よろしくお願いします。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　この説明会、企画財政部で報告しているようですね。これは都が説明会を開いたのか、市が開いたのか、その点を一点お聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　それではただいま三名の質問に対して企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　まず橘議員さんの御質問の点でございますが、あるいは島村議員さんとの関連もあるかもしれませんけれども、現時点で京王のほうで今のバス路線をただちに廃止するということはございません、と思います。しませんというとあれでしょうから。目下のところでは今日明日にと、どうこうという問題はございませんけれども、七〇〇メートルの拡幅をいたしましても、今島村議員さんから御質問ありましたように、市道のほうに入っての問題がございます。それで御質問の中にもありましたように、豊田の駅前の関係、これがありまして、京王のほうといたしましても若干どうも足踏みをしているようでございます。実は私どものほうもさきほど御説明申し上げましたように、十二月四日、二十日に七〇〇メートルのことでいろいろ協議をいたしました。このことを京王側に文書で申し上げようといたしておるわけでございますけれども、何とか私どもとしては存続をしてもらいたいと思っておるわけです。これはまだ結論は申し上げられないわけでございますけれども、極力そういうふうに努力いたしたいと思います。これは島村議員さんが委員長さんでいらっしゃいますけれども、交通対策特別委員会の中でも今後いろいろやっていかなければならないことかと思うんでございます。そういうことで廃止はぜひやめてほしいというのが私どものお願いでございます。

それからもし廃止になったらばマイクロバスを、ということ

の橘議員さんの御質問、今のところ考えておりません。とにかく京王のほうで何とか存続してもらいたいというお願いを一本でいこうという考えでございます。

それからまだ全部申し上げてないかもしれませんが、最後に林議員の御質問の、十二月の四日にいたしました説明会は市が主体か都が主体かという御質問かと思いますが、これは東京都が主体で行ないました。そういう形で、もちろん都道でございますので、両建が主体になりましてもちろん私どもの建設部のほうの職員も全部出まして、説明会をいたした、とこういうことでございます。よろしゅうございますか。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　私はどちらが主体性を持ったかということの要旨なんですが、それはやはりこの道路についてのみ市の企画財政部で御説明がありまして、ほかの都市計画路線その他についても、今まで高幡についても、やはり現在日野でやっております二・二・六線についても、何か決定した時点で報告するのか、そういうようなことで皆さんも御心配しているのではないかと思いますので、この百五十九号線についてのみ整備についてのみ御報告があったということで、ちょっと疑問があったので御質問したわけなんですけれども、都が説明会を開いたので、今までの都道の経過からいきますと、都道の件については市が説明会に参画してくださり、いろいろと協力をしておるということは分かっておるんですけれども、そのような形で、これからの市の都市計画路線であり都の道路である道路も市内にはたくさんあると思いますが、そういうことについてもやはり市が積極的にそういうような形をもって計画され、説明会にも参画されて市民の方々の声も聞き、やはり市民の声は市を通じて都の計画路の中に入れていく、というようなことを積極的にやっていただくならばけっこうだと思いますが、そういうことからいってちょっと疑義がありましたので、御質問申し上げたわけであります。その点で今後ともよろしくお願いしたいと思いますが……。

○議長（大下　博君）　島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）　何か非常にごゆっくりなペースでお進みですね、という状態なんです。実は……。それはいろいろ東京都を相手ですから問題があることは分かりますけれども、今、バス会社のほうは、とにかくすぐには廃止をしないという状態かもしれませんけれども、もう過去何回となく廃止を訴えてきてるとこういう状況ですね。しかも東京都の都道のほうはある程度都の段階のところがあるにしましても、市道に入ってからの回れ右をする場所なんかはどうなっているんだろう、こういうことを考えてみますと、バスは残してくれや、市でやるほうはなかなかその辺のところも具体的に提示ができない、こうなるとお願いにバス会社に行くといったって、なか

なか言いにくいですよね、これ……。ただ残せ残せじゃね。その辺でやっぱり何かゆるやかにおやりですな、ということにしか感じないんです。もっと積極的に進めていただくことを切にお願いしたいと思うんです。先日、うちのほうの委員会のほうも、南多摩事務所には陳情に行きましたけれども、そういったものがありませんと、バス会社に出かけるにしても、市でやるべきことをやらずにバス会社に行ったって怒られてくるのがせいぜいですからね。ぜひひとつそういった面で積極的に働きかけていただきたい、お願いします。

○議長（大下　博君）　橘祐子君。（六番議員「今のでけっこうです。」）

おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定いたしました。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後五時四十三分休憩

午後六時五分再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。質問者もあるいは答弁者も、できるだけ簡潔に明瞭にお願いしたい、というふうに思います。橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　二点目の質問は、土木関係に質問したいと思います。ページに入ってないんで聞きたいんですが、九月の一般質問の中で、程久保川の跡地利用との関連の質問の中で、今日、篠崎部長いらしていませんが、八小の橋から百草橋までの程久保川左岸に四メートルの通学路、これを造るということがあったと思いますが、それについての進行状況ですね、それが一点。それからそれと関連しまして、今度は右岸のほうの程久保川の土手が今度舗装されましたね。それの執行は市ですか、それとも東京都ですか、そこいらをちょっと答えていただきたい。

○議長（大下　博君）　土木課長。

○土木課長（檜山　茂君）　前者の件は、一応用地買収が終わりました。それでもって来年度一応工事をやる予定です。それから第二番目の問題については、市が施工いたしました。以上です。

○議長（大下　博君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　東京都の南多摩事務所のお話によりますと、その四メートル道路の点について、一件ちょっと

ひっかかってるところがある。そういう点でたいへんその執行が難しいということが出されておりましたが、その点の、その過程に対する市としての交渉はなくて、全部東京都にそれは任せてるということですか。おふろ場の件がまだ了承がついてないということですけれども、それは東京都が全部任せてやるということですか。

○議長（大下　博君）　土木課長。

○土木課長（檜山　茂君）　その問題は、都の河川敷を占用してるわけですね。そんな関係から東京都にお願いして、一応、それを取り払っていただきたいと、こういうふうに話を進める予定です。

○議長（大下　博君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　そうしますと、当初のこの間の回答の中では、これは四十九年度予算というようなことでしたけれども、五十年度予算でやるというふうに確認していいんですか。

○議長（大下　博君）　土木課長。

○土木課長（檜山　茂君）　一応五十年度に昔の旧程久保川から西側ですね。西側についてやる予定です。東側についてはまだ確定していません。

○議長（大下　博君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　はい分かりました。それからもう一点、福祉にお尋ねしたいと思います。地区センターの管理の問題についてお尋ねしたいと思います。現在、新井地区センターがあって、この地区センターについては、すべての人たちが利用できるということがたてまえになってると思いますが、今、新井地区センターを見ますと、その内容のよしあしとは別個に例えば玄関の建物に下水道終末処理場反対の看板が打ちつけられたり、その他建物に公共施設にいろいろの看板が打ちつけられておりますが、そういう管理はどのようになっているのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大下　博君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　まことに申し訳ないと思います。あそこには管理人がおりまして、一応、日常の管理はお任せしてあるわけでございますが、私のほうでそういうふうな事態について目が届きませんので、早速状況を調査しまして善処申し上げたいと思います。

○議長（大下　博君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　そういう例えば看板等を公共施設に立てる場合には、管理人の許可があれば立ててもいいと、常時それは何か例えば集会をやる場合には、捨て看なり立て看なり立てるということはあると思うんですけれども、常時もう一カ月以上にわたってつけられたままになっておりますが、それはその許可は管理人ということですか。

○議長（大下　博君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　公共の建物といいますか、市有の建物でございますので、そういうふうなことにつきましては、管理人自体としても市の職員としまして十分わきまえておるわけでございますが、やはりそれの許可とかなんかという具体的な処理しがたい問題については、私のほうに相談があるべきでございますが、相談がなく今日まで経過しておるわけでございます。それにつきましては、さきほど申し上げましたように、早速、明日でも調査しまして善処申し上げたいと思います。

（六番議員「分かりました。」）

○議長（大下　博君）　次に鈴木美奈子君。これからの質問者についてちょっとお願いします。質問が二点あれば二点、三件あれば三件を一ぺんに具体的に出していただきたいと思います。どうぞ鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　一点だけ三五ページの乳児医療費助成状況についてでございますけれども、うわさによりますと、これが打ち切られるということをちょっと聞いたものですから、たいへんこれが打ち切られますと、若いお母さんたちが困りますので、状況がどのようになってるかお知らせいただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　前の部長時代から、やはりひとつ東京都の医師会等が乳児医療の無料化について、賛成の方向という方向をたどっておりませんものですから、日野の中でもそういう影響はあったわけでございます。前の部長もだいぶ苦労されてきたわけでございますが、私になりましてから、だんだん明年度四月というふうな、三月限りというふうな事態を向かえまして、医師会のほうと市長にお会いしていただきまして、市長のほうから二回ほど出向いております。十一月の二十七日、それから二十九日と、二十七日は医師会の役員でございます。それから二十九日は、医師会の全協と申しております全員協議会でございます。お会いしていただきまして、局面の打開をはかっていただきました。それで医師会のほうとしましては、五十年度も継続していただけるというふうな御内示をいただいております。そういう状況でございます。

（五番議員「けっこうです。」）

○議長（大下　博君）　次に名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　教育長の御報告の中で、南平小学校のことについて御報告が詳細にありましたが、使う立場というか、管理運営する立場の方の御報告ということで十分了承できるわけですけれども、実は私がぼやっとしていたといえばそれまでのことなんですが、この南平小学校を造るためには、日本社会党議員団としてもかなりな他党の方々もそれぞ

れのルートで学校開設のために努力をされたことは十分承知しておりますが、日本社会党議員団も都段階は申すに及ばず、種々苦労をして今日のこのめでたい開校ということを迎えたと私は考えております。教育長にでなく市長に伺いたいんですが、開校式といったようなものはまだおやりになっていないんじゃないかと思いますが、式典どうこうということじゃなく、できてしまったら何か開校してるようだということを私どもが現実に知って、そして今日報告を受けるということが何か残念なような気がするのは、私の何というんですか気持ちがおかしいのかどうか。何か御報告というか共に喜びたい気持ちなんですが、もうとっくの昔に子供たちは喜んで登校しているということなんですが、それについてちょっとお考えを伺いたいと思うんですが……。それから教育長のほうには、七小の場合はまだ教育長見えていらっしゃらなかったと思いますが、この学校、発足はもちろん発足をしていたわけですが、いわゆる引っ越しということで、開校という時点でどんな祝典といいますか、学校が誕生したわけですからどんなことを事実段階で計画されていらっしゃるか。教育長にはその点を伺いたい。市長のほうにはさきほど申し上げたような点についての考え方をありましたら伺いたい。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　今、名古屋さんの言ったようなことで過去に何回もそういう同じような問題があるわけですね。議員としては、やはりそういうことを一緒に喜びたいという意見が多数出されて、議会でもって全部の議員に知らせるというようなことが一時決まったように覚えているんですね。一時いろんなものが来ましたが、このごろぷっつりと来なくなりましたので、その点も一緒に御答弁していただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　各方面の御協力、御鞭撻によりまして、南平小学校が名実共に新しく完成した校舎に移ったということを、私も最近存じておるわけでありますが、建てる一つの日限といたしまして、十一月半ばということをわれわれも一番関心事として考えておりました。ようやく完成し得て、これまで仮設校舎で行なっておりました授業並びに学校経営が新しい建物の中に移ったというつまり引っ越したというこういう状況でございまして、まだ、例えば建物の落成式でありますとか、そういうことはまだ計画をされておりません。その感謝申し上げたい気持ちも、十分言われるまでもなく当然なことでございますし、しかるべき時にそういった落成式が来年行なわれるであろうと、こういうふうに思っております。それからそういう市内の皆さんの関心事である、また御協力をいただいて

おります施設等ができました際に、その祝賀の主催者が教育委員会のほうで行なわれているというふうに感じておりますが、そういう際には、地区センターのごときは何か小範囲にお招きをしているようでありますけれども、学校の完成、あるいは開校、落成、そういうことにつきましては、ひとつ全議員さんに御案内をすべきである、こういうふうに考えております。

○議長（大下　博君）　次に教育長。

○教育長（倉又秀作君）　今度引っ越しに際して、何か子供のために何か記念すべき行事を行なったか、というふうに理解してよろしゅうございますか。（「そうじゃないんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　引っ越しは単なる引っ越しですから。でも新しい校舎に引っ越して落ち着いてそれでいつごろどんな、それをやる計画があるんですかということを伺ってるんです。市長のお答えも、式典がどうこうということを私は市長に伺ってるんじゃなくていちいち道路ができました、保育所ができました、学校ができましたというのを連絡をしないのはけしからんじゃないか、というんじゃありませんで、ここは特に各政党独自なり何なりで一生懸命協力申し上げたつもりなわけですね。それでなんか通ってみると、カバンしょって通っているようだし、父兄からも礼を言われるということでそれでよかったなあとすなおに喜べばいいんでしょうけれどもね、できるまではさんざん苦労をお互いにしたんですから何かの何というんですかね、伝達があったほうがまたやる気になるということがあるんじゃないかと。その点についての市長のお考え方を伺いたい。式典があるのにお呼びがないなとそんなようなことを決して申し上げているんじゃないんです。

○議長（大下　博君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　建物が違ったということはあるいは市長部局のほうから御報告すべきことかもしれませんが、従来の慣例として教育委員会のほうで預かっておるわけですが、一番近い期会の議会に今日教育長が感謝の意を込めて報告を申し上げたというふうなことになっていて、これから何か儀式を催す時、式典を催すということの際には地主さんでありますとか市議会の皆さんはもちろんでございますが、そういう形をとるというふうに考えております。言われるつまりその非常に関心事であったんだから即時感謝の意を込めてとこういうふうにお伺いしまして、なるほどやっぱりそういうことはきちょうめんにやるべきだろうというふうには感ずるわけでありますが、どういう形をとればいいかということにつきましてはこれからひとつ相談をしていきたいと思っております。

○議長（大下　博君）　いいですか。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　落成式などについては校長も

考えているようで、一月中ぐらいにひとつ市のほうに様子をお伺いして御指示をいただきたいとこういうふうなことは申しておりますけれども、ただ完成しまして本当にありがとうございました。気持はあるんですけれども、これを各方面に対して表言をしていないと思います。しかしそれについてどういうふうにすればいいのかというふうなことについては、これだけじゃなく今後も幾つか学校を造っていただかなければなりませんのでその際のことも含めながら検討さしていただきたいと。本当に今名古屋議員のおっしゃるように気持の上ではたいへんありがたいと思いながらこれの皆さんへの通知方に工夫すべき点があるんじゃないかということの御意見としてお伺いしてその方面について工夫していきたいとこう思っております。

○議長（大下　博君）　よろしいですか。次に高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　市民部長に質問しますが、ちょっと無理かもしれませんが一一ページの世帯数ですが、多摩平の世帯が七十一世帯減ったということについて何か原因が分かったらひとつ。

次に建設部のほうで土木費。いろいろ工事が御報告があって完了しているのがたいへん多いんですが、この中でこの請負契約の期日より遅れたのがもしあったら、もし御報告願いたいんですが。またそういう理由がやむを得ない理由であったか、そういうことについて。

それから教育長にひとつお伺いしますが、移動教室を市のほうでやっているんですが、ほかは蓼科牧場に行っているようですが、三中に限って本栖湖に行ったというんですが、この七月十一日には七月中にやればみんな蓼科に行ったんじゃないかと思うんですが、そういう点について御回答を願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　土木課長。

○土木課長（檜山　茂君）　今の工期の件ですけれどもすべて工期内に終わっております。

○議長（大下　博君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　各学校が移動教室についてどこに行くかということについてはそれぞれの学校の状況に応じてお任せしてありますので、ある範囲においてひとつやっていくようにと。二泊三日というその範囲でもって計画を立ててやっているわけです。どこどこ行けという、あるいはどこがいいんだということまでは教育委員会としては指示しておりません。ただあまり極端なところを選ばれたとすれば、いかがでしょうかというのは意見は申し上げますけれども、そういう形でこういう行き先がきまっているわけでございます。御了解願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　そうすると蓼科牧場に行ったというのはみんなはからずもそこが一緒になったということなんですか、一応案を出したのが。

○議長（大下　博君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　結果としてそういうふうになったとこういうことでございます。

○議長（大下　博君）　次に秦正一君。

○十六番（秦　正一君）　三ページの二番目に鉄塔の倒壊があるんですけれども、これに関連して十二月六日ごろじゃないかと思うんですけれども旭が丘の二丁目十四番地で鉄塔のちょうど下で火災があったということなんですが、爆発と同時にプロパンガスの爆発かなんかですね、消防車も来ているんですけれども、そういった面のことを把握しているかどうか、総務部長の関係ですね。東電のほうでは安全対策の面で十分配慮しているけれども監視もつけてやるということですけれども、住民の方は相当心配しているんですね。過去に倒壊事件があって倒壊されていながらああいうことがありながら、なおかつこのようなあれがあったと。幸い人命には影響ないし、被害というものは、そう多くなかったと思うんですけれども、そういった面で今後やはり実際にそういう面の安全対策に十分力を入れてやるということであるならば、なお一そうそういった面でそういった事故のないようにしていかなければならないし、強くまたそういうことが市のほうから東電のほうへ申し入れる必要もあると思うんですけれども、質問と要望を一緒にしちゃったようなもんですけれども、その点お伺いします。

○議長（大下　博君）　前収入役。

○前総務部長（杉本好次郎君）　事故のあったことは聞きました。ところが細部には聞いておりません。安全対策課長のほうで承知したということでさほど心配はしなかったというふうなことですが、とりあえず私どものほうではそういうことについて注意を喚起して進めておるんだから、さらによく調査をしてそうしてそういうことのないように処置しておきなさいと、そういうことで安全対策課長には申し上げたんですが、その結果は聞いておりません。今御指摘がありましたので、これらについてもさらに総務部長を通じまして注意を喚起します。

○議長（大下　博君）　秦正一君。

○十六番（秦　正一君）　そうじゃなくて工事の最中にこういう事故が起きているんですね。しかも工事人が一人ですしね、いろんな溶接みたいなことかなんか知らんけれどもやってらしたんです。ですから相当作業上の面においてもっと慎重にやらなきゃならないんじゃないかというふうに受けとれるわけですけれども、今後十分に注意を喚起をうながしていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　後、米沢議員と竹ノ上議員二名

で終わりにします。米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　総務部の報告に関連して市長にお伺いをいたします。功労者の表彰についてでありますけれども、私も表彰審査会に参加した一人でありますけれども、今回の表彰は十名中九名が前議員と一名が前教育長ということで結果的に市民を対象にした一般表彰は一名もされていないと、こういう状況です。私は本来もう少し重点を一般表彰に当てて、本当に下積みな行政の末端で苦労している現場の作業員、あるいはたとえば学童擁護員を長年やって、雲る日もあるいは照る日も黙々とその責務に全うしてきたと。あるいは長年来スポーツの振興に貢献してきたと。地域の社会教育活動に長年来活動してきたと、こういう市民は全体的に目を向ければ相当数対象者はいるんじゃないかと思うんです。今回の表彰のようになんか結果的に前議員だけが対象になるような表彰のあり方というのは検討を要するだろうというふうに思うんです。その点について市長の見解をお伺いしたいと思います。（「そのとおり」「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　今回のこの表彰は日野市の表彰条例に基づいてのたしか審議会がございまして、そちらに基準が条例の中にあって人が選ばれたとこういうつまり表彰条例の範囲ではこういうことにならざるを得ないと、こういう面があるわけでありまして、一般のこの一般の市民の中で黙々と長年にわたって日野市の社会のために御尽力された方というような方々の表彰手段というのは今のところないわけであります。昨年市政施行十周年を行ないました際に若干拡大を行ないまして、自治会関係の方、あるいは納税組合というような方々を対象にしたわけではございましたが、なかなか市民の中からそういう方々を選び出すということはむずかしい面もあるわけであります。しかし御指摘の御趣旨も十分理由が分かりますのでそういう仕組みも可能であれば可能にして行なうべきであろうとこういうふうに思いますので今後の検討課題にしたいと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　教育長に質問さしていただきます。さきほどの報告でありました八日に発見されました日野駅の近くの横穴式の古墳でありますけれども、この保存というか、調査のために一週間工事を中止して行なうとこういうことでございましたが、私板垣議員と現場に行きまして市段階の調査団の方の御案内で簡単な調査をしたわけですけれども、私は素人でございますのでこの史跡としてあるいは古墳として保存の値うちがあるかどうかは深くは判断できないんですけれども、素人目でみまして私どもが日野や三多摩の中でみた中では一風変わったというか非常に質の高いといいますかね、いうような感じがしたわけです。それであの史跡についてたとえば東京都がこの史跡の指定にした場合、この場合にはどういう保存の条件が強制できるのか、あるいは日野市の指定にした場合にはどういう形で保存されるのか。現場は横穴式の深さが大体六メートルでございますよね。そしてそこに道路が接近して今工事が進んでおりますけれどもその六メートルが大体三メートルほど削られて、実際にはあの遺跡がなくなってしまうというような工事計画のようでございますけれども、その辺との関係でですね、もう少し教育長の見解を聞かしていただきたいというふうに思います。

○議長（大下　博君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　今竹ノ上議員がおっしゃったようにたいへん何というか重盛の心境と申しましょうか、ハムレットといいましょうか、あれを残すこととそれからその道路の便利さと、この辺の問題というのは今後の非常にむずかしい問題で、あれの価値がどの程度なものか、これをもう少し極めた上で考えなきゃならないとこう思っております。これもまた皆さんのいろいろな御判断をいただいて、私だけの独断でなく当然できるもんじゃない。多くの方々の御意見をいただいてその辺の結論を出さなければならないと思います。ただ今御指摘の市の史跡として指定した場合、それから都の史跡として指定された場合と、それと今の区画整理との関連はどうなるものか、その辺の力関係といいますか、その辺はどうなるかということについてはどうも大変申しわけありませんけれども、私には法規的にそれはまだ十分極めておりませんけれども、そのことについては十分検討しながらどれだけの価値があるものなのか、それをまず推定することが大事だと。それで十日ぐらいというふうに都市整備部のほうにお願いしましたのは、あそこは幸いにして穴はもうこれから掘らなきゃならんというような、そういう作業はもうやらなくて済むものですから十日ぐらいかかればある程度その辺についての検討ができるんじゃないかとこういうこれは専門家の意見を一応聞きまして、そういうふうにお願いしたわけでございます。そういう点についてはまた私ももちろん社会教育課の職員と一緒に研究していかなきゃならんと思いますが、私が今日拾いました時の御意見をいただきたいとこう思ってます。答弁にならんようですがこういうふうに思います。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　それでは一言要望しておきたいと思いますけれどもあそこの場所は日野駅からも近いですし、それから現在発見されたほかにあと数個所どうも並んで古墳があるようなんですね。ですから市民やいろんな人が見学すると、今後そういう場所として非常にいい場所であるという点と、もし専門家があるいは東京都の文化財関係の方が重要だ

という指定、そういう指摘があった場合にはぜひともこの原形のままで、長期保存して歴史的な意味、考古学的な意味であるいは郷土のそういう遺跡を愛すると、そういうような立場の住民関係者の要望を生かしていただいて、ひとつ最後まで教育委員会のほうで御努力いただきたいということを要望して終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって市政経過報告を終わります。

次に日程第四諸般の報告について事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　それでは御報告申し上げます。九月二十九日以降の関係でございます。十月の九日に立川横田基地対策連絡協議会が昭島市で開催されまして米沢議員さんが御出席をしております。続きまして十月十四日には三多摩上下水及び道路建設促進協議会第二委員会が保谷市で開催されまして林議員が出席をされております。同じく十五日には十一市競輪事業組合の議会の協議会が調布市で開催され日野、谷両議員が御出席をされております。なお十月の二十五日同じく第二委員会が府中市で開催され、林議員が出席されております。なお十一月十四日には東京都市交通災害共済組合議会が小平市で開催をされ議長が出席をいたしました。なお十一月の二十一日及び二十二日には東京都市議会議長会が開催をされ、議長が出席をいたしました。なおこの会議の内容でございますけれども、これは従来からございます議長会の定例会でございまして、会議の内容といたしましては各委員会の活動の状況が報告され五十年度の予算の見とおし等について審議し、なおさらに各市から提案をされました議案を審議をいたしたわけでございます。ちなみに審議いたしました案件について申し上げますと、公立の小中学校の木造改築の助成金の増額をしてもらいたいという内容、及び地域社会福祉協議会を強化をいたしてもらいたい、こういう内容が小平市から提案をされまして議長会ではこれを満場一致で可決をいたしまして、意見書といたしまして関係省庁に提出をいたしてございます。十一月の二十八日には三多摩上下水の道路建設促進の協議会役員会が小平市で開催をされ、林議員さんが出席をされております。なお十二月の三日には十一市競輪事業組合が調布市で開催をされ、日野、谷両議員さんが出席をされております。なお十二月の六日には自治体病院財政危機突破全国大会が砂防会館で開催をされ、議長が出席をいたしておりますが、この大会の主催は地方六団体並びに国民健康保健中央会、全国自治体病院開設者協議会、全国自治体病院経営者議会協議会の九団体が主催をいたした大会でございまして、この大会のねらいといたしましては自治体病院の経営の現状を明らかにいたしまして、その内容を国に訴えたと、こういうことの大会でございます。以上でございます。

○議長（大下　博君）　次に三多摩上下水及び道路建設促進協議会第二委員会に出席されました林議員より報告を求めます。

（三多摩上下水及び道路建設促進協議会第二委員会委員登壇）

○三多摩上下水及び道路建設促進協議会第二委員会委員（林　重義君）　三多摩上下水及び道路建設促進協議会の御報告を申し上げます。十月十四日保谷市役所にて午前十時より第二委員会、正副委員選出代表市町村委員の委員会が開催され、大会までの選出が事情により遅れておりましたので、当日委員長、副委員長選出議題によりまして、委員長は府中市の村山浩委員、副委員長には東久留米の郡司恒夫委員、羽村町の島田一作委員、日野市の私でございます。その後、各委員が本年度第二委員会の役員として内定をし、次期委員会にて正式決定するということに話し合いを持ち、当日は散会をいたしました。

続いて十月の二十五日府中市にて午後一時三十分より第二委員会が開催されました。議題として正副委員長の互選について、その件につきましては議長指名推選の方法により府中市の村山浩委員が本年度の第二委員会委員長として選出され、本年度当番市として決定をみました。二点目としまして昭和四十九年度運動方針について、運動方針としてはすでに決定をしております十五項目について広範囲な運動を前提として本年度のように国と都につきましても、総需要抑制を目途としておる情勢下の中で特に各部門にわたり補助率の引き上げと、補助金の増額をはかり、実質的には事業内容が縮小が行なわれないように要望するということを主体としまして、運動方針として決定をみました。それにつきましては、第二委員会要望書については九月議会に皆様のお手元に配布してございます。三番目としまして国と都に市町村の要望により要望書を提出という件でございますが、それは予定として十一月中旬建設省並びに都に要望書提出と同時に、建設省側と第二委員会として話し合いを持ち、要望を検討してお願いをするということと、各事項に話し合いを持ちまして当日は第二委員会は散会をいたしました。

十一月二十八日小平市役所にて三多摩上下水及び道路建設促進委員会常任委員会が開かれ、午前十時から開催されました。主な議題としては第一、第二、第三委員会の事業報告、これにつきましては第二委員会として委員会の決定事項と、今後の運動方針を委員長が報告をされました。二点目として昭和五十年度市町村負担金について、この件につきましては各委員会が委員会ごとの配分金の問題を討議され、それは前例に倣いまして金額に応じて三委員会が運動を行なうということでございます。諸般の事情によりまして本年度から委員会の運動、その他につきましても分担金の増額の件が議題とされ、五十年度につきま

しては市が三万円、町が一万五千円、村が七千五百円と、引き上げを決定、各委員会がその線に添いまして精力的に活動を行なうということに話し合いを持ち、散会をいたしました。その後十月二十五日の第二委員会の決定事項によりまして国並びに都に要望書提出が終わり、その後話し合いということが決められておりました段階で、そのことによって十二月五日に当市にも国及び東京都に対して要望事項に基づく説明を受ける日程について、諸般の事情により国の説明会は五十年一月中旬、東京都の説明は五十年二月中旬行ないたいということに通知がまいりました。以上をもちまして簡単でございますけれども第二委員会の報告にかえさせていただきます。

○議長（大下　博君）　次に前後しましたけれども、立川横田基地対策連絡協議会に出席されました米沢照男君の報告を求めます。

（立川横田基地対策連絡協議会議員登壇）

○立川横田基地対策連絡協議会議員（米沢照男君）　御報告をいたします。十月九日に立川横田基地対策連絡協議会が、これは緊急に開催をされました。この前日に御存じのラロック証言の報道がなされまして、それにどう対処するかというための協議会の開催であったわけですけれども、さっそくその日のうちに関係各官庁に核基地の撤去、あるいは核兵器の撤去、そして核持ち込み反対と、こういう立場で抗議と合わせて申し入れを行なおうということで、昭島の市長を先頭にアメリカの大使館、それから首相官邸、外務省、防衛庁とそれぞれ出かけていきまして、文書をもって抗議と申し入れの意思を伝達したということであります。簡単ですけれども以上報告を終わります。

○議長（大下　博君）　次に十一市競輪事業組合議会に出席されました谷栄吉君の報告を求めます。

（十一市競輪事業組合議会議員登壇）

○十一市競輪事業組合議会議員（谷　栄吉君）　御指名をいただきましたので十一市競輪四市競艇の議会の開催の報告を申し上げます。十月十五日に江戸川多摩川競艇場の視察を行ないました。江戸川競艇場については当時高速道路の問題がございました。移転説も大きく取り上げられて、非常に難航しておったんですが、当時多摩市の市長非常にこの問題に対応しましてお骨折りをいただき、継続が行なえるという時点になっておるのが経過でございます。十二月三日これについては議会提案は職員のベースアップを主体として協議を行ないました。調布並びに十一市の改定、これを基準に参考資料として検討したわけでございます。以上雑駁な説明でございますが、もし何かございましたら資料に基づいて御説明したいと思います。なければこれで終わらせていただきます。

○議長（大下　博君）　ただいままでの報告に御質疑ありませんか。なければこれをもって報告を終わります。

これより議案第一五六号日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第一五六号につきまして提案理由の説明を申し上げます。本議案は日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、期末手当の算定基礎に住居手当を加えること、特殊勤務手当として支給している年末年始勤務手当の額の引き上げが内容でありまして、職員組合の要求もあり、都下各市の状況を勘案し、交渉の結果、合意を得たものであります。よって改正を行ないまして十二月一日から適用しようとするものであります。なお詳細につきましては担当部長をして説明いたさせます。よろしく御審議の上、御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（大下　博君）　関係部長から詳細説明を求めます。前収入役。

○前総務部長（杉本好次郎君）　総務部長に代わりまして詳細に説明を行ないます。内容につきましては市長が提案理由の中で申したとおりでございます。各市の状況等を勘案いたしまして認めざるを得ないという状況と判断いたしましたので改正をお願いするわけですが、住居手当は条例の第八条の三、第二項の規定によりますと月額四千円となっておりますが、ただし書きで市内で住宅を借り受けている医師についてはその家賃の三分の二の額、限度額は二万円でございますが、その額となっております。全体的に均衡がとれないため、ただし書きは適用しないことにいたしたわけでございます。したがって医師についても四千円とする。また年末手当の額でありますが、年末手当における休日勤務ということから各市とも特別手当として支給する。十七市の状況をみますと約二千七百円となっております。当市といたしましても引き上げはやむを得ないものと判断いたしまして、十二月二十九日から一月三日までの間に勤務する職員につきましては一勤務当たり千円を一千八百円に、ただし十二月三十一日と一月一日に勤務する職員については、一千五百円を二千五百円に引き上げることといたしたいのであります。条例の第十六条二項、それから別表とお手もとに差し上げてあります改正の条例の新旧対照表のとおりでございます。以上でございます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。林重義君。

○九番（林　重義君）　さきほど全協でちょっと落としたんですけれども、一人当たりの最低額と最高額と、給与に支払うべき市財源の総額的なものをちょっとお知らせしていただけたら……。

○議長（大下　博君）　生活環境部長。

○前職員課長（加藤一郎君）　質問の趣旨なんですけれども、最高と最低ですか。一人当たりのですか。（九番議員「はい」）最高はこれは総支給額でこれは税金等も入りますけれども、九十八万一千円です。最低は三十五万六千円になります。総額におきましては、六億二千七百万、これは全職員で特別会計、それから病院ですね、こういったものを全部含めた数字でございます。

○議長（大下　博君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一五六号日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一五七号昭和四十九年十二月における期末手当の支給の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第一五七号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本議案は、日野市一般職の職員の十二月期末に支給する期末手当の額を定めるものであります。職員組合の要求もあり、社会状況、財政状況、都下各市の状況を十分考慮し、交渉の結果、昨年と同じ二・九カ月プラス一律五万円、ただし住居手当を期末手当の算定基礎に加えることで合意を得ました。なお、支給日は十二月十三日といたしたいので、合わせてお願いをいたします。詳細につきましては、担当部長をして説明いたさせます。よろしく御審議の上御決定をお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　さきほど質問の中で、金額その他出ていましたので関係部長の説明は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、省略いたします。

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一五七号昭和四十九年十二月における期末手当の支給の件を、原案のとおり可決されました。

これより議案第一五八号昭和四十九年十二月における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第一五八号につきまして提案理由を説明いたします。本議案は昭和四十九年十二月における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定でございまして、今期の支給率を百分の四百二十とするものであります。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

午後七時九分散会

十二月十二日　木曜日　（第二日）

日野市議会会議録

昭和四十九年第四回定例会

第四十七号

十二月十二日木曜日（第二日）

出席議員（二十四名）

二番	滝瀬敏朗	君	
五番	鈴木美奈子	君	
六番	橘祐子	君	
七番	板垣正男	君	
八番	黒川重憲	君	
九番	林重義	君	
十番	谷栄吉	君	
十一番	剣持佐吉	君	
十二番	石坂勝雄	君	
十三番	竹ノ上武俊	君	
十四番	米沢照男	君	
十五番	市川芳太郎	君	
十六番	秦正一	君	
十七番	清水芳雄	君	
十九番	高橋通夫	君	
二十番	佐々木昭雄	君	
二十一番	大柄保	君	
二十二番	大下博	君	
二十三番	本間久	君	
二十四番	一ノ瀬隆	君	
二十五番	日野源作	君	
二十六番	吉冨繁枝	君	
二十八番	飯山茂	君	
二十九番	島村孝志	君	
十八番	杉山寅三郎	君	
二十七番	三浦重春	君	
三十番	名古屋史郎	君	

欠席議員（六名）

一番	滝瀬政吉	君
三番	奥住芳雄	君
四番	正国大治	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長　森田喜美男君
助役　前川恒雄君
収入役　杉本好次郎君
企画財政部長　加藤一男君
総務部長　松村清栄君
市民部長　谷多喜知君
生活環境部長　加藤一郎君
建設部長　篠崎美雄君
都市整備部長　中島武男君
福祉部長　赤松行雄君
教育長　倉又秀作君
水道部長　成井正夫君
病院事務長　遠藤政之君
教育庶務課長　落合豊君
児童課係長　武居一茂君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長　田倉高光君
書記　朝倉敏夫君
書記　鈴木晴彦君

速記委託　住所　立川市曙町一ノ十ノ三
立川速記者養成所々長　関根雪峰
速記者　清水聰一郎君
書記　樫村正男君

議事日程

昭和四十九年十二月十二日（木）
午後一時開議

一、一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一、

午後一時二十分開議

○議長（大下　博君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十九名であります。一般質問に入ります。

一の一、学童保育の充実についての通告質問者鈴木美奈子君の質問を許します。

（五番議員登壇）

○五番（鈴木美奈子君）　学童保育の充実について質問いたします。学童保育に対する一般質問は四十五年三月、四十八年六月とたびたび質問し、また長い間父母の皆さんと一緒の運動の中で開設当時と比べたいへんかなりの前進面は出ております。しかしこの施策が一地方自治体にまかせられ、国が制度化をせず財政的な補助もないところからたいへん今、深刻な事態におちいっていると思います。今、子供たちを取り巻いている生活環境、それはどのようになっているでしょうか。都市では児童公園も少ない、また子供の遊び場もない、私たちが子供のころ道路で遊んだという記憶がございますが、今は車に道を奪われ交通事故の危険にもさらされています。さらに光化学スモッグで公害による健康破壊なども進んでいるのが子供たちの現在置かれている状態だと思います。また今のインフレ、高物価の中で働く婦人がふえている、このことも事実であります。婦人労働者の中に占めている既婚者の割合、これは一九七二年の総理府の労働力調査でも五六・六％が働いている既婚者の婦人です。また女性が職業を持つのに必要な条件が整っていないという、こういうことを思っている人たちが過半数を占め、最近では職業を続けようと思っている方、これは保育園を延長して学童保育がどうしても必要だという、こういうことが今、働く婦人の中から声が出ております。また最近では中年女性の職場の進出が増加し、この層にとっても学童保育はたいへん必要だということであります。こういう中で学童保育は保育園と同じにどうしても必要であると思います。国の制度がないまま地方自治体で児童福祉法二十四条に規定されている留守家庭児童については市・町・村長が適切な保護を加えなければならない、これが児童福祉法に載っておりますが、この法を守り、東京、京都をはじめ革新自治体では積極的な取り組みが行なわれております。現在学校から帰っても一人で両親の帰るのを待っている児童が、昭和四十五年度の厚生省の調査でも少なく見積っても百六十一万人、この数は子供十人に三人以上の子供がいるという計算になります。しかし学童保育事業は全国でわずか百七十市・町、区も含めまして市町村です。そして千百七十カ所、約四万人の児童を対象にしているという非常に少ない数であります。日野市でも推定だけでも一年生から三年生まで六百九十名、この子供が学童保育を必要としておりますけれども、これを全部収容できない、これは施設がまだ少ないからですけれども、こういうことが現実としてあり、今後どうしても各学校区

ことに学童保育をつくっていく必要があると思います。今、日野市では五つのクラブがあり、十二名の指導員が勤務しております。開設当時次々と指導員がやめるということがございました。これは父母の側、子供たちの側にとってもたいへん困ったことでしたけれども、今はこの指導員の方々の熱意、また仕事に対する誇り、よりよい学童保育を目ざして、父母と手をつないでさらに前進させていく、こういう方向が出ているためにたいへん子供たちにとっても学童保育は楽しい、そしていかなければならない、こういうことで喜ばれております。これらの点で運営を市の直営にし、指導員を市の正職員にすることがどうしてもこの日野市の学童保育事業を推進させていくことになると思います。以上の点から四つのことを質問いたします。一つは学童保育に対する市の基本的な態度を明らかにしてほしいと思います。二つ目には今後の学童保育設置の計画について明らかにしていただきたいと思います。三つ目には市の直営化について具体的な進め方がどのようになっているか。四つ目には指導員を正職員にできないかどうか。この以上四点について質問いたします。

○議長（大下　博君）　次に関連事項三の二本間久君の質問を許します。

（二十三番議員登壇）

○二十三番（本間　久君）　それではただいま鈴木美奈子さんのほうからも学童保育の問題についての質問が行なわれまして、たまたま私もこの学童保育に対しまして重大な関心を持っております関係上、ぜひこの場を借りて質問させていただきたいと思います。まず、実はちょっと少し鈴木さんよりか長めになるかと思いますけれども、学童保育の直営化の問題についての考え方を質問していきたいと思います。

敗戦後、日本の経済の復興が急速に進んでまいりました。その関係で私たちの取り巻く環境も節約時代から消費時代と移りかわって、かつて私たちが子供のころ思いもつかなかったことがたくさん出てきたのが現状ではなかろうかというふうに思います。それは大企業中心の政治の仕組みが今日のような国民不在の政治を生み、インフレ、物価高、低福祉を国民に押しつけて公害をばらまきながら生活環境を破壊していっているのがまた現状ではなかろうかというふうに考えております。私たちが子供のころ近代的な生活ではなかったにしてもいわゆる貧乏人という言葉が働く者の代名詞であったけれども夫婦が共かせぎをしなくても何とか生活が維持できた時代でもあったんではなかろうかというふうに思います。御主人の退職金で家が建ったのもこのころかと思います。しかしながら今日では共かせぎをしても家が建つどころか夕食の心配もしなきゃあならないというふうな時代になってしまいました。いわゆる物価高に追いつけない苦しい毎日が続いております。また十数年、約二十年前

には共かせぎの世帯の子供は、おまえのおとうさんは給料が安いからおかあさんが働きに出ているんだと、このようなことを言われてよく私の仲間も、同じ同年輩の子供もばかにされていたことを今、思い出してなりません。しかし今日では婦人の働く権利が前進し、また一方では婦人のこうした働く権利をうまく利用した企業が労働条件を安く押さえながら安い賃金を目当てにどんどんと婦人を職場へと駆り立てているのも今日の実態ではなかろうかというふうに思います。こうしたことから起こる問題はさまざまにありますが、保育園へ子供を預けなければどうしてもやっていけないという問題、私は保育園へ子供さんを預け、せめて二、三年若いうちだけ子供が小学校へあがるまで何とか働けばやっていけると、このような姿が今まであったけれども、今日ではそのような時代ではないんじゃあないかと思います。もちろんこれは政府自民党による高度経済成長政策の失政が原因であるかというふうに思います。本来義務教育を受けなければならない、特に小学生が夫婦共かせぎの被害を受け、またこれは正確には政府自民党の政治被害を受けて、いわゆる鍵っ子として、おそらく今日もおかあさん方の帰るのを団地の片すみで待っているんではなかろうかというふうに思います。成長期にある子供がこうした環境下に置かれまして子供同士でも遊べず、また交通事故や誘拐の心配もあって、苦しくても何とかまあ子供は苦しくても、働きに出たくてもやはり子供が心配で出れないと、こういうようなことが今日の時代ではなかろうかと思います。またそういうおかあさんもかなりたくさんいるんじゃなかろうかと思います。そこで学童保育というクラブができて、放課後あるいは春や夏や冬休みの間、学童のめんどうをみている場ができて、日野市でも日社協がこれを行なっているのが現状であると思います。そこで私は次の質問をいたしたいと思います。担当者の明快な答弁をお願いしたいと思います。まず現在学童保育を行なっているところの都内二十三区は別として三多摩の二十六市の現状は一体どうなっているのかをお聞きしたいと思います。また直営化されている市で学童保育をされている家庭の保育基準あるいは条件があるのかどうなのか、またあった場合についてはその保育基準あるいは条件がどうなっているのかを具体的に説明をお願いしたいと思います。それから日野市では日社協が学童保育を行ない、都からの助成金を受けその運営をしていますけれども、市として助成金は一体幾ら出されているのかその合計額、いわゆる経費がどのように使われているのか御説明願いたいと思います。それと、これは昭和四十八年十二月の市議会で全会一致でもって可決された内容でございますけれども、特にこれは市長にお尋ねしたいと思います。一つとして一学校区に一学童保育、また市の直営化と指導員全員の職員化の問題。三つ目に、休養室、学習室、遊び場の設置。四つ目に財政補助の増額。五つ目に、保育年齢

の延長という問題でございますけれども、このような請願が全会一致で可決されているわけですけれども、そのへんどのような形でもって現在実施または進行しているのかその経過を明らかにしていただきたいと思います。同時にまたこれも市長への質問でございますけれども、昭和四十九年の三月の十三日、日野市の学童保育事業に関する質問についての回答ということで、さくら学童保育父母会ですか、会長あてに出された回答内容の中で、特にこういうことがいわれておりますけれども、「昭和四十九年度後半においては京王平山台に学童保育を設置し、つくしクラブの緩和策をはかっていきたい」と答えていますが、その緩和策はどのように講じられているのかどうなのか。これは先ほどの十二月市議会の請願採択の内容に触れるかと思います。また一つ目に、昭和五十年四月からは高幡台地域に学童保育を設置し高幡台小、潤徳小の一部の保育を実施したいと、このような答えもされております。またそのほか三小・七小・二小区域の用地の確保あるいは用地確保のできない地域については教育委員会と協議し、学校内施設を検討すると答えられておりますけれども、これがどのように進んでおるのかその検討結果をお願いしたいと思います。また次に、ことしの八月五日に、学童保育は昭和五十年をめどとし、直営化する予定である由の回答を寄せられていますけれども、この点についてどうなっているのか、それに今年の十月二十九日に日野市学童保育連絡協議会、準備会との交渉の中で、直営化は五十年度から実現することを約束したといわれておりますけれども、その準備を進め完全に実施できる状態にあるのかどうなのか、このへんの問題についても明確にしていただきたいと思います。またこれは担当部長のほうにお答え願いたいと思いますけれども、その一つとしまして直営化した場合、保育園同様に収入に応じた父母負担金を要求するのか、それとも全額市負担で保育を行なうのかそのへんを明確にしていただきたいと思います。というのは、市民の中にも素朴な考えとしまして保育園並みの保育料を収入に応じて支払うべきではないのかという考え方と、義務教育の範囲であるから無料とすべきだとする考え方の二通りがあると思いますけれども、この点についての考え方はどうなのかということでございます。また学童保育の対象児の中には、保育中にもピアノやあるいは塾に通っているお子さんもいるそうでございます。またそういう中で学童保育中の中にお誕生会やその他の催しがあるそうでございますけれども、それを子供ながらにして横目で見ながら何となくさびしい気持でもって塾へ通って行くという、こういうような家庭もあるやに聞いております。ほんとうに私はここで思うんですけれども、学童を受けなければならない子供さんたちが受けられないでいるのが、先ほどの鈴木さんの質問ではございませんけれどもかなりいること、具体的には日野市では六百九十数名といわれてますけれども、そういうお子さんたちがいわゆる今日の苦しい生活の中でも特に平均以下の家庭のお子さんたちが安心して学童保育へ通えるように私はすべきじゃあないかというふうに考えております。もちろんそういう状況の中で基本的には全員がいわゆるいける家庭あるいは学童保育そのものがもう幼稚園、保育園と同じような考え方になりつつある中ではやはり全員が安心していけるような学童保育所の設置が、あるいはクラブの設置が必要かというふうに考えております。こういうような形の中でぜひひとつ市のほうの建設的なお答えを願いたいというふうに思います。これが今、学童保育の直営化についての質問でございます。また学童保育指導員の職員化に関する質問を続けて行なわせていただきます。三多摩二十六市のうち、立川、国立、府中、国分寺、小金井、小平、武蔵村山、保谷、東久留米、狛江、清瀬、稲城の約十二市ですか、もっと私の不勉強でありましたらたいへん申しわけございませんけれども、の指導員が現在市職員化を実現しており、調布、福生、八王子、田無、青梅、昭島、秋川の各市においても指導員の身分は準職員として給与は職員並みに支払われているというふうに聞いております。また正職員化が実施されていない市でも順次この実施が行なわれつつあるのが現状ではなかろうかというふうに私は思います。こうした現状の中で私は次の質問をいたしたいと思いますので、前向きな理事者側の答弁をお願いしたいと思います。まず現在は三小、潤徳小、一小を対象に日野児童館にふたばクラブがありまして、学童は聞くところによりますと三十名、指導員が二名、以下このような形をとりまして学童が現在約二百名、指導員が十二名おりまして学童保育を構成しているんですけれども、これらについてこの内容がわかりましたらお知らせ願いたいと同時に、指導員の任務というか仕事の内容と言いましょうか、いわゆる単に放課後や春、夏、冬休みの時間だけでなく、子供さん方の世話をするだけでなく、指導内容あるいはお世話をする内容の研究あるいは研修をする時間を入れると、単なるパートタイマー的な扱いが私は全く不合理に思われてなりませんけれども、そのへんについての考え方を聞かせていただきたいと思います。またこれらについてなぜ質問するかといいますと、これはこまかくは言いませんけれども、平常出勤が約百六十七日あるそうでございます。この中では十二時から五時、特にさくら、第一、第二は六時までだそうでございます。時差出勤が約百二十四日、合わせますと二百九十一日間が指導をする、あるいは勤務をする日数となっておりまして、ほとんど市の職員の勤務状態と私は変わらないんじゃあないかと思います。そういう中でも特にこの内容を聞いてみましてもただいま言いましたような内容の研究、あるいはお世話をする時間だけでなくて、育成日誌の整理をしたり、父母との懇談会をしたり担任教師との話し合いをするなど、その費やす時間は私は相当な時間ではなかろうかというふうに思いま

す。これらについてやはり市の考え方、あるいは担当者の考え方がどのようになっているか具体的にお答え願いたいと思います。また特にこれだけの勤務をしている、また子供さんのお世話をしている指導員の皆さんがなんと手当が月四万五千円であると、ボーナスが年間五カ月、夏が二カ月、冬が三カ月、期末手当てが〇・五カ月というふうに聞いております。まさにこれは私は非常に残念なことでありますけれども、一種の労働者、私も労働者出身でございますから労働者から見れば一種の差別の待遇ではなかろうかというふうに言わざるを得ません。しかも指導員としてある以上、当然労働者としての権利を主張しなければなりませんし、また市があるいはその指導員を勤務させている当事者がやはりそれ相当の指導員に対する待遇あるいは仕事に応じた適切な、私は報酬といいますか賃金を支払うべきが当然ではなかろうかというふうに思います。また特に私はここで言いたいのは、それが正職員化の基本的な問題としまして、これは私たちが聞いたことによる問題ですけれども、事実を否定されればそれは仕方ありませんけれども、少なくとも昭和四十八年六月一日にAさん、昭和四十九年五月一日にBさん、昭和四十九年六月一日にCさんの三名が五十年度から正職員となり朝から勤務となるがだいじょうぶかと言われてイエスと答え採用されているという事実が判明しておりますけれども、これについては間違いがないかどうか。また指導員の資格の点で何か問題があるかどうか。法的に保母さん、幼稚園の先生あるいは看護婦さんのような資格の規定は私はないと思いますけれども、そのへんについても明確にしてほしいと思います。また、これは市長にお尋ねするわけでございますけれども、市長は十月に国と都の来年度予算案の中のいわゆる学童保育への助成金と言いましょうか、これを見きわめて前向きに検討するというふうなことで約束をしてるようですが、その検討結果の経過を説明していただきたいと思います。また、これは福祉部長への質問でございますけれども、指導員と組合代表とが、福祉部長また課長と話をされたようでございますけれども、その中で正職員化へのほとんど意見の合意と言いましょうか、そういうものができているんじゃあないかというふうに私は聞いておりますけれども、この点についてはどうなのかどうか。また指導員の会議の中でも担当課長が出席をして市の方針として五十年四月直営化と正職員化の話し合いをしているということを聞いておりますがそのへんについては合わせてお答えを願いたいと思います。こういう中で十二月の九日、ついせんだって厚生委員会におきまして請願も採択されました。いわゆる直営化の問題と市の正職員化ですね、この二つの請願が採択をされたと聞いております。当然それは五十年四月一日よりぜひ実現してほしいという内容のものではなかろうかというふうに私は考えております。こういう意味からいきましてもぜひこの二点、市、直

営化の問題とそして正職員化ですね、この問題については表裏一体のものであると、したがいまして即時これを実現してほしいことを要望しまして質問を終わりたいと思います。具体的に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（大下　博君）　それでは鈴木美奈子君登壇願います。

（五番議員登壇）

○議長（大下　博君）　かなり二人の質問で重複した点がありますけれども、それについては整理してお答え願いたいと思います。鈴木美奈子君の質問について答弁を願います。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　質問のございました順序を追いまして私でお答えできる範囲で一応のお答えを申し上げたいと思います。それで学童保育に対する市の基本的な考え方でございますが、鈴木議員のほうからも、それから本間議員のほうからもるる御指摘があったように、やはり学童保育の社会的な情勢とか、あるいは市内におけるところの皆さんの要望ということは市自体としても前向きにとらえておるわけでございます。ただ、これらの学童保育に対する国とかあるいは都の施策というものが多少立ちおくれぎみでございます。こういう状態の中から市自体がこれに対してやはり補完的な行政としましてある程度積極的に取り組んでいるというふうな状態にあるわけでございますが、市の財政的な問題とかあるいは市の能力的な問題からいきますとやはり御指摘のあるような完全な学童保育まではなかなか到達し得ないというのが現状でございます。補完行政に終わらせるというふうな考え方でおるわけではございませんけれどもやはり御要望に応じきれないというものが多々あろうかと思います。やはり市行政の持つ能力的な問題とかあるいは財政的な問題としてやはり越えられないような線もございますので、これらについては御了解を賜わりたいと思います。それから設置の計画でございますが、五十年度は二つ程度の考え方を持っております。三つというふうな考え方もあったわけでございますが、大体二つではないかと、このように考えております。それから直営の進め方でございますが、市民の皆さんからも要望がございました。それから日社協の中におきましてもだんだん学童保育をしております人数とかあるいは場所等も五カ所にふえてまいりました。そういうふうな状態の中で委託による学童保育というのは限界にきておりますというふうな日社協の考え方でございます。それらもございまして学童保育そのものは五十年から市の直営として運営していきたいという考え方を持っております。基本的には日社協で運営しておっ

た経営の大要をそのまま移管した形で五十年度は経営していくような形になろうかと思いますが、改善点も多少あるかと思います。やはり直営としましても五十年度はワンステップとして序々に要望に沿った補完とは言いながら一歩進めていきたいというふうな考え方で五十年度はおるわけでございます。ですからこれについても五十年度については多少の御不満はあろうかと思います。それから四番目の正職員化についてでございますが、これにつきましても事業そのものの直営化と同時に職員の正職員化というのが要望されてまいりました。これらにつきましても福祉部自体が助役、市長にいろんな迷惑をかけておりますし、いろんな経過をたどっておるようでございますが、非常に情勢が変ってきておるというふうな状態の中でそれらの経過から見ますと多少結論は変更するような状態でございますが、市でできる限りの努力をしまして、正職員ではございませんけれども日社協で現行やっております待遇とか諸条件、指導員の諸条件というものを改善した形で、改善した形態で五十年ワンステップを踏みたい、こういう考え方でございます。それから二十三区以外の都下二十六市の学童保育の運営とかあるいは職員の待遇の問題、これらにつきましては日野市が五十年度打ち出します態度については各市、多種多様でございますので多少の懸隔はあろうかと思いますが、市として努力した形態で五十年度は先ほど言いました事業それ自体は直営化しますと、

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　今、福祉部長のほうから市の基本的な考えが明らかになりましたけれども、私はこの問題では市長から助役のほうから基本的な考えをいただきたいと思います。これはあとでけっこうでございます。それから今、福祉部長のほうから国、都のほうが立ちおくれているということが指摘されましたけれども、私は国のほうは非常に制度化もされてないということで立ちおくれているということは認めなければいけないと思いますけれども、東京都の場合では人件費、また児童館についてもかなりの額の予算がきているわけですから、私は国との場合を比べてみましたら立ちおくれているとは思わない、このことを指摘しておきたいと思います。それから市の財政的な面が、ということに触れられておりましたけれども、それではどのようにしてこの財政的な面を確保していくのか、そのことを一点と、それから情勢が変ってきたということが言われましたけれども、先ほど本間議員のほうからも言われました七四年の三月十三日の回答で、その学童保育は五十年度をめどに市の直営化するということでありましたけれども、三月の回答から半年過ぎた現在、市の職員をあれですね、指導員を市の職員にするということ、このことがこの半年間で変化してきた理由は何であるか。それからその指導員の身分のことですけれども、日社協の今までやっていた諸条件を改善してやっていくっていうことですけれども、具体的に社会保険であるとか厚生年金であるとか、そういうことはどのようになってるか。また賃金の点ではどのようになっているか。その点について具体的に示していただきたいと思います。まずそれを質問いたします。（議長「市長ですか」）部長でけっこうです。市長のほうに最後に考えを……。

○議長（大下　博君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　財政をどう確保するかということなんですが、財政がたいへん苦しくなりまして獲得の道がなかなか困難であるというふうな状態だということを申し上げたわけでございます。それで東京都からの補助といいましてもかかる経費の四分の一にも満たない状態で今日までの学童保育、四分の三というのが市の持ち出しというふうな状態でございます。そういうふうな状態であるということと、それから変化した理由でございますが、御存じのように昨年日本経済というのがたいへんなショックを受けてきたわけでございます。これは市だけの苦しみではございませんで、社会全般がたいへんな状態におちいっているわけでございます。四月に金の卵として採用して、高校に通ってもいいですよ、短大に通ってもいいですよというふうな好条件で金の卵を獲得したけれども今日におきましては、いなかに帰ってほしいんだというふうな大きな変化の変わり方でございます。日野市におきましてもそういうふうな経済基盤の影響があるわけでございます。それで金の卵として採用して、市のほうとしてはさようならというふうなことじゃあなくて、やはり財政上の問題としてやはり位置づけていかなきゃあならん。ということは財政的な問題だけではなくて勤務の大要からやはり正職員にできないんだという理由の一端もあるわけでございます。ですから経済問題だけを指導員の方に、要するに求めているわけじゃあなくて、勤務の大要から、基本的な問題から正職員にできないんだと、こういうふう

な理由のもとにあるわけでございます。それから待遇の問題でございますが、おっしゃられるように日社協におきますところの月のあれは四万六千八百円というふうな状態でございます。これは普通の月でございます。これを市にまいりますと一万二千円程度基本的には上がることになると思います。それから夏休みとか冬休みがございます。それから五時から六時までの勤務もお願いしてございます。これらの十二時から五時という基本をはずれた午前の部分、それから五時から六時という部分についても、市のほうとしては超勤ですね、超過勤務の取り扱いをしていきたいということは二割五分増し、一二五%ですね、そういう扱いにしていきたい。それから保険も日社協と同様につけてまいります。それから年休についても十二日ということ、それから夏休みとかいろんな特別休暇がございます。それにつきましては全く職員並みにしていきたい、そういうことでございます。それからボーナスにつきましても勤勉手当はございませんけれども職員の率、職員の率そのもので支給してまいりたい、こういうことでございます。それで総体的に申し上げますと日給月給制というふうな形で処遇をしていきたい。ただ勤務の形態がそういうふうな状態でございますので一年契約というふうな見た目は悪いわけでございますが実質は安定しておりますのでそのように御理解いただきたいと思いますが、そういうふうな形で処遇申し上げていきたい、そういうことでございます。よろしいですか。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　財政的な面に触れましたけれども、やはりこれは昨年の高物価、物不足、ああいうところがやっぱりこの一地方自治体にも影響しているということは明らかであると思うんです。それで後ほど米沢議員のほうから新財源の確保についての一般質問で、新しい日野の財源をどう確保していくか、こういうことが提案されますけれども、これによりましても四億円以上のお金が大企業から取れる、こういう具体的な例もこれから述べられますのでそういう点はぜひ市のほうとしても考えていただきたいと思います。また今、指導員の身分のことについて述べられましたけれども、これはもう具体的に指導員の方には示してあるわけでしょうか。

○議長（大下　博君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　指導員の方にはこの間の厚生委員会で申したと言っちゃあ……。傍聴されておったので、その段階までですので、そのときはここまでの職員課とのつけ合わせはできておりません。ですからここで初めてお聞きになるんじゃあないかと思いますが、昨日までかかりまして職員課のほうと煮詰めたものでございます。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　そうしますとこれはやっぱり市の正職員に無理であるので結局具体的にこういうふうな臨時的なあれでやるということでなったわけですね。（福祉部長「はい、なるべくそういう形に近づけたいと、でまあ、職員課とそう協議した結果でございます」）そうですか。どうしても五十年度は無理であるならば五十一年度はどうしても指導員の希望をかなえるために正職員にしていただきたいと思うんです。その点を一点お聞きしたいということと、また新しく来年度の計画で二つ施設をつくりたいということですけれども、一つは高幡台の地域福祉センターの中にできると思います。あともう一つは潤徳小学校の子供たちが平山児童館に今、五十分かかって子供たちが通っていてたいへん苦労しているわけです。おかあさんたちもこの点では一年生の小さな子供が電車に乗って学童保育に行かなきゃあならないということで、ここを何とかしてほしいということが請願でも出ておりますし、この中でどうしても来年度四月から潤徳小学校の学区の中に一つつくらなきゃあいけないと思うんです。その具体的な検討がされてるかどうか、その二つをまたお聞きいたします。

○議長（大下　博君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　五十一年度の見通しにつきましては助役さんのほうからお願いしたいと思います。二つの児童館の設置でございますが、課長のほうで具体的に検討しておるようでございます。それで御指摘は高幡台それから潤徳小学校というふうな御指摘でございます。現在、予算査定中で調査中でございますので私のほうからははっきり申し上げられませんけれども、御指摘の二点について御希望に沿えるような努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　それじゃあ助役のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　まず基本的な点で部長が申し上げましたが、さらに理事者からということでございますので。部長が申し上げましたことは、私どもの考えと基本的な点で変っておりません。私どもの考えを事務サイドで申し上げたわけでございますが、さらにそれにつけ加えるとしますと、私どものほうもこの学童保育の仕事が国で正式に保育所と同じような取り扱いを受けていないということはやはり私どもが仕事を進めていく場合に一つの問題点でございます。そういう現状の仕事を保育所と同様にやっていいものかどうか、あるいはそういうことがそのようにやるためにどれくらいの財政的な負担がかかるのか、これを考慮せざるを得ませんし、またもう一つの点ではこの学童保育を受けている子供たちは、現在約二百名の子供がいるわけでございますが、最低どうしても市がめんどうを見なければならない子供さんにつきましては当然私ども何はさ

ておいても見るつもりでございますけれども、それが必らずしもそうでない御家庭の子供もいるのではないかと思っております。その場合には、先ほどちょっと出ましたけれども、保育料の問題を、当然これは考えるべきではないかと思っております。結局は市が負担をするものは大ぜいの市民の皆さんにかぶってくるわけでございますから、その点市がどの程度負担すべきか、あるいは子供さんを預ける家庭がどれぐらい負担すべきか、これは慎重に考えるべきことでありますし、市民全体の納得の得られる線で負担すべきものじゃあないかと考えております。さらに財政的な面で幾つか御質問があったわけですが、財政的な面で言いますと、もちろん市民の皆さんが要望することはすべて私どももやるべきでございますけれども、限られた財源の中で一体何をやるべきかということになりますとはっきり申し上げまして学童保育よりも先に、あるいはもっと拡大してやるべきことがございます。一、二例を上げますと、議会でも問題になっております広くいって水の問題、あるいは最低の生活をとにかくどなたにもしていただくという問題。それから大ぜいの市民の方が喜んでいただける、そういう施策が幾つもございますが、そういうことがありまして、この学童保育の問題ももちろんその中の一つでありますが、一体どの程度の順位でランクづけすべきかということにつきましてはこの財政の問題等からみまして必らずしも御希望どおりにはいかない点がございます。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　学童保育は国がなかなか制度化しないというところに一地方自治体がたいへん困難な状況に置かれていると思うんです。それで、市長でも助役でもけっ

それから五十一年度正職員化ができないかという御質問でございますが、これにつきましては五十一年度できるというお約束はできません。これは現在五十年度に正職員化が可能であればもちろんやりたいわけでございますが、これができないという事情が五十一年度に解消するかどうか、これについて私ども確たる見通しはございませんので、ここであまり希望的な御返事を申し上げましてあとで食言と申しますか、そういうことになりますといけませんので、一応希望といいますか私どもできるだけやりたいと思っておりますが固いお約束という意味では五十一年度は固いお約束はできません。で、このことにつきまして部長がるる申し上げましたが、もう一つの問題点はこの財政上の問題、それから勤務形態の問題、それらがございましてこのへんのことを一体どう考えるべきか、このことについてさらに父母の方や指導員の方たちとも話を詰めていかないといけないと思っております。そういうことの準備も必要でございますしいまのところ何年何月から必らずこうしますということはお約束できないのがたいへん残念でございます。それから計画につきましては先ほど部長が申し上げましたとおりでございます。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　それではあとにも本間議員のほうからも質問があると思いますので私のほうはそろそろまとめに入りたいと思いますけれども、うちのほうの共産党の議員の追及でも明らかになったように国の施策がおくれているということは当時の斉藤厚生大臣も認めているわけです。学童保育は文部省と相談しながら進めていくけれども、主管は厚生省の児童家庭局育成課とする。また制度化に関しては必要な調査を実施する。そして昭和五十年度をめどに政府でも制度化することを明らかにしました。けれどもまたこれが後退しているのが現在の状況です。ですからなおのこと今、この地方自治体、これは日野市だけではないと思うんです。全国で今、百七十の市町村、もっとこれふえていると思いますけれども、それぞれの自治体がたいへん今、苦労して働くおかあさんたちが働き続けて婦人の権利を守っていかれるためにやってるわけですけれども、こうした現状をとらえて、そしてその自治体が先ほど述べましたように今までやってきた経験、また財政上このように

こうですけれども、私ども日本共産党の国会議員の婦人の議員で小笠原貞子、栗田翠、それから最近では沓脱タケ子、この議員が国会でもこの問題を取り上げまして、どうしても国で制度化しろということで迫り、五十年度厚生省のほうでも考えましょうということを言っているわけですね。ですからどうしてもこの今のこの苦しいこの日野の現状、それをやはり国にぶつけていくっていうことがどうしても必要だと思うんです。財政的な問題、また今までやってきた経験、それから実績、こういうものを厚生省のほうにどんどん上げて、そして国が制度化する上でこれを新しく取り入れていく、そして市民の要望を取り入れていく、こういうことが必要だと思います。そして財政的な面でも国に働きかけていくことが必要であると思いますので、議会としても全会一致皆さんの意見が入れられれば意見書を上げていきたいと考えておりますし、市長としても国に対して意見書を上げていく、こういう自治体ぐるみやはりやっていく必要があると思いますのでその点についていかがでしょうか。お返事をお願いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　その点につきましては私ども実際に子供さんを預けていらっしゃる方、あるいは指導員の方々と一緒になりまして関係方面に十分働きかけはしたいと思っております。それからそのために私どもでスタッフをかかえてお

りますので私どものスタッフも十分そのことを研究させましてどのようにしていけばいいのか、一番効果があるのか、それからただいまの厚生省でそういう案があるということでございますのでこれがさらに一つの施策として実るように関係方面に極力働きかけたいと思っております。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　それではあとにも本間議員のほうからも質問があると思いますので私のほうはそろそろまとめに入りたいと思いますけれども、うちのほうの共産党の議員の追及でも明らかになったように国の施策がおくれているということは当時の斉藤厚生大臣も認めているわけです。学童保育は文部省と相談しながら進めていくけれども、主管は厚生省の児童家庭局育成課とする。また制度化に関しては必要な調査を実施する。そして昭和五十年度をめどに政府でも制度化することを明らかにしました。けれどもまたこれが後退しているのが現在の状況です。ですからなおのこと今、この地方自治体、これは日野市だけではないと思うんです。全国で今、百七十の市町村、もっとこれふえていると思いますけれども、それぞれの自治体がたいへん今、苦労して働くおかあさんたちが働き続けて婦人の権利を守っていかれるためにやってるわけですけれども、こうした現状をとらえて、そしてその自治体が先ほど述べましたように今までやってきた経験、また財政上このように

困難である、またこのようにいい面があった、こういうことを厚生省に知らせてそして制度化させる上で住民の要望事項を集中すること、これが必要であると思います。また学童保育事業は保育所と同じように国の国庫補助ですね、人件費、運営費、教材費、こういうものなどもやはり国から出させる、こういう働きが必要であると思います。また財源問題では新しい財源を生み出していく、そしてこれは学童保育だけに使うというわけじゃあないんです。今、ほんとうに日野市ではやりたくともお金がない。国のほうから締めつけがあってなかなか財政上困難である。こういう中で市民本位の施策を進めようとしているわけですからこれについても積極的に取り組んでいくことが必要であると思います。そして今、子供たちが置かれている現状、これをどうしてもよりよい環境に持っていく、そして健全な発達を保証する民主的な学童保育を実現させ、そして指導員がほんとうに自分たちも生き生きと仕事に誇りを持ってやっていく、こういう状況を一日も早くつくり出すことが必要であると思います。最後に市長のほうにその新財源の点についてお聞きいたしまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　新財源のことにつきましては、たとえば法人市民税の限度額一ぱいの課税とかその他のことであろうと考えるわけですが、これはそのような課税をしている市が横浜市その他幾つか出ております。ただこの税の問題はなかなか大きな問題でございまして、私どもとしましてもある施策を数千万円かけてやるというようなこととはちょっと性格の違う問題と考えておりまして、十分慎重に考えなきゃあいけないと思っております。それで現在事務部局に対しまして一応数量的な点あるいは法律的な点、そういった点を研究させてはおります。そこで私どもがそれをやるかどうかというようなことになりますとまだまだ資料不足あるいは経験不足という段階だと考えております。今すぐこれを実行するということは困難でございます。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　終わります。

○議長（大下　博君）　それでは本間久君の登壇を願います。

（二十三番議員登壇）

○議長（大下　博君）　ただいままでの鈴木美奈子君に対しての答弁の中で本間久君に対する答弁もかなり含まれておりましたけれども、整理して答弁を願います。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　先ほどちょっと本間議員さんの最初のほうに触れたようでございますがまた繰り返して申し上げます。二十六市の現状でございますけれどもいろいろのようでございます。まだ社協委託のままというところもあるようでございます。それから直営にしましても勤務時間もいろいろのようでございます。私のほうでも二十市、実施しております二十市の状態を見ましてたいへんな参考になる、このように申し上げておきたいと思います。それから保育基準でございますが、助役さんのほうからもお話がございまして、今後研究させていただきたいと思います。検討もしていきます。それから日社協への助成がどの程度かということでございます。これは四十九年度、千七百五十万でございます。つけ加えて申し上げますと東京都からそのうち四分の一程度の四百万がまいります。あと四分の三の千二百万が市の負担という状況でございます。それから私の答弁で不足なところは理事者にお願い申し上げたいんですが、請願がどう進行しているかと、一学区一児童館というか一クラブというか、そういう考え方につきましては市のほうとしては変っていないんじゃあないかと、総体的に行き渡るようにしなきゃあならないと、このように考えております。それから年齢の延長でございますが、現在のところ三年までの児童に対してこういう、要するに保育をしていくという考え方でございます。それで四年生からなりますと子供もだいぶ自主的になってまいります。友だちどうしで自分たちの計画で学習する、あるいは遊ぶというふうな、要するに遊びといいますかそういうものも社会的な大きな広がりを見せてきます。そういう自主的な時代に入りますので保育時代でかえって縛りつける必要はないんじゃあないかと、それから子供たちがいろいろな塾に通い出しております。そういう時期にもあたります。それからそういうことを踏まえまして東京都の補助も三年までとございますので市の保育としては学童保育は一年から三年までという考え方でございます。延長する考え方は持っておりません。それから京王の七生台と思うんですが、これへの児童館の設置でございますが、ただいま分譲中でございます。多少分譲がおくれたようでございます。そのおくれから五十年度における児童館の七生台の設置は五十年度はちょっと無理かと思います。五十一年にかかるんではないかと、そういうふうな見通しでおります。それから学校の中に、敷地とか建物の中に学童クラブをというふうな考え方、できたら市のほうもそういう考え方で消化していきたいという考え方もあるわけでございますけれども、周囲の条件がなかなか許さないような状態のようでございます。難しいんではないかと、やはりその近くだとかそう遠くない所、独立した形で児童館とかあるいは児童館がなかなか行き渡らない場合には臨時的に学童クラブだけの設置というふうな進め方しか、現行の進め方しかないんじゃあないかと、そういうふうな考え方でおります。非常に学校内とか建物内というのは難しいような市の条件にあるということでございます。それから五十年度に学童クラブを市の直営にする、あるいは職員の正職員化、それから十月の二十九日に直営化の約束をした

ではないかと、これらにつきましては冒頭私のほうから申し上げましたようにこれらの要望をなるべく消化していきましょうというふうな文書等につきましては、このへんは福祉部から出ておるわけでございまして、まことにそういう経過をたどっていろいろと皆さんに御迷惑をおかけしたという点については重々おわび申し上げたいと思います。もともとは福祉部自体のやはり考え方、見通しというものから出ておるわけでございます。非常に申しわけなかったと思います。それでこれにつきましては社会一般のいろいろな苦しい状態、情勢変化、いろいろな状態になってきておりますのでわれわれの見通しの甘さということもございますけれども御寛容なお許しをいただきたいと思います。それから父母負担を求めていくのかということ、いろいろと考えていかなきゃあならない御趣旨かと思います。非常に難しい問題でございます。非常に難しい問題でございますので研究させていただきたい。で、取るからにはほしいからといって簡単に取るわけにはいきませんから、財政が苦しいからといって簡単に取るわけにはいかないし、おかあさん方あるいは取る根拠だとか体系づけだとかいろいろあろうかと思います。ひとつ十分に研究していきたいと思いますので何ぶんにも御猶予をいただきたいと思います。それから指導員の仕事の内容とかいうふうなことで、児童の要するに世話だけじゃあないんだということもよくわかりますし、それから研究もしなければならんということもよくわかります。そういうようなことで五十年度は私のほうはぜひ勤めていただきたいというお願いを申し上げるわけです。それから待遇につきましては全般的にどのぐらい上がるかということはまだ試算しておりませんので申し上げられませんが、一つ五時から六時までの一時間の超過勤務とか、それから夏休み、冬休みとか試験休みとかそういう八時半から十二時までですか、その超勤を大体計算して一割ぐらいの待遇が改善されるわけでございます。それからボーナスのほうもよくなっております。それから皆さんが研修に行く時間につきましても超勤とか正式な時間に算入するとか、いろいろと考慮しておりますので五十年度は市のほうのこういう考え方、正職員化の約束を踏みにじったという考え方ではなしに申しわけなかったと思っております。それらにあれするというわけじゃあございませんが昨日職員課といろいろ練りまして今申し上げましたようなことになっておりますのでいろいろ御勉強とか御努力をいただきたいと思っております。で、給与につきましても今、言ったようなことを申し上げましたので大体本間議員さんの御質問につきましては概略以上です。

○議長（大下　博君）　本間久君。

○二十三番（本間　久君）　ただいま福祉部長のほうから御答弁をいただき、なおかつ先ほど鈴木議員の質問の中で答えられた点が多々あると思いますけれども、特に的をしぼって再度お尋ねをしたいと思いますけれども、市の直営化ということは五十年度から実施していきたいと、これは四月一日ですか。（福祉部長「はい」）四月一日で間違いございませんね。じゃあ五十年度四月一日から直営化をするということをまず確認したいと思います。そこで、もう一つはその直営化ということは、私が考えますには単なる、現在ある学童保育クラブを、あるいは日社協が委託を受けている会を市が直接これを行なうということにとどまらず、先ほど部長のほうからも答弁がありましたように、あるいは市長の見解が表明されておりますように、また請願が採択されている経過もございますし、一学校区に一学童保育というものをぜひ具体的に、一つのプロセスといいますか目標を立てて建設していく努力というものが約束できるかどうかということを、まずそういう約束といいますかそういう確認ができるかどうかここで再度、イエス・ノーでけっこうでございますからお答え願いたいと思いますが……。

○議長（大下　博君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　先ほど申し上げましたように、市のほうの一学区に一つづつ設けていきたいという考え方には変更はないかと思います。現実の考え方としましてもやはり全体的にやはり行き渡らしていくと、現在は五つございます。来年は二つ程度ふえるというふうな努力を積み重ねまして全体的にはふやしていくという考え方には変わりはございませんが、それから先ほど最初の御質問で答弁しないで重要なことを落としたわけでございますが、十一月のいつですか高野課長と私とで日野児童館で学童保育の件でお会いしたわけでございます。それらをとらえての御発言かと思いますが、正職員化について福祉部長とか児童課長との段階では、正職員化するということについての相当程度の約束が進んでいるんではないかというふうな御質問でございます。そういうことはございません。私のほうではその席でも申し上げておりますけれども、十一月の十三日にこの第一議員控室で助役さんが会いました。それで回答しております。来年の一月というふうなことでは話が終わって、今年は直営化、運営自体は直営化するんだと、それで職員の取り扱いについては日社協で預っておる職員の扱い方について市の考え方を入れまして、要するに基本はくずさないでやっていくんだと、そういう話し合いも私、同席しております。ですから日野保育園での話し合いというものはその線から一歩も出ておりませんし、明確にその線がわれわれの回答できる、要するにストップラインとか、そういうふうなこともはっきり申し上げております。そういう約束はしておりません。以上でございます。

○議長（大下　博君）　本間久君。

○二十三番（本間　久君）　どうも話が入り組んで質問しずらいんですけれども、正職員化の問題についてはこのあ

と質問しますので、今のとにかく直営化の問題でもって質問をしたわけですけれども、先ほど助役のほうからもお答えがいただけましたけれども、このまま学童保育を続けていく中でいろいろと市民の中にも矛盾があるというふうに私は先ほど指摘をしましたけれども、一つには本来国がこうした児童に対して行なわなければいけないことなんですから当然義務教育上の問題からいっても全額あるいは市負担にすべきではないのかということとか、あるいは収入に応じて、保育なんて一つの保育なんだから収入に応じて公平に負担をすべきじゃあないのかという考え方が市民の中にも私は率直にあろうかと思うんですね。あるいは指導員の中にもそうした考えをお持ちの方も私はあるやに聞いております。確かに中にはこういう世の中ですからそれぞれの矛盾はあろうかと思いますけれども、私は少なくとも今、この答弁を聞きますと、将来研究していきたいというようなことですけれども、具体的には他市においてはどのようになっているのか、ほとんどの市が、これはやっぱり市が全額負担をしていくんだと、補助していくんだということであるならばそれがやはり私は社会通念上のいまや一つの常識化された問題ではないかというふうに考えております。そういう意味からはっきり方針を定められたほうが私はいいんではないのかと、むしろ今、将来研究していきますとか何とかという、善処しますという言葉じゃあなくて、やはりもう少し具体的に、そこに矛盾ができたらそのつど解決、それは別として、当面の方針として一つの方向性を持つべきじゃあないかというふうに思いますけれども、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　私のほうも保育料を取っていいのかあるいは取るべきなのか、おっしゃられるような形で方向性を持ちたいということで検討したいということでございます。私のほうで十分に検討し、いろいろ法制上の問題もあろうかと思います。いろいろ取れないという問題もあろうかと思います。そういうことを十分研究した上で、今のところおっしゃられるような私たち方向性を持つにしろまだ十分研究していないものですからそういうことで研究させてほしいと、そういうことでございます。

○議長（大下　博君）　本間久君。

○二十三番（本間　久君）　父母負担といいましょうか、保育料ですか、そうした問題については極力いい方向に進んでいただきたいと思いますし、同時に保育の一つの基準といいましょうか、保育クラブへ預ける際のやはり基準といったらいいのか、あるいは一つの方針というか考え方というか、やはりそこには一つ私はあってしかるべきじゃあないのかっていうふうに思うわけですね。それはやはりごく常識的に考えてどうしても両親が働かなければならない家庭の子供さん、あるいは片親の子供さん、あるいは部屋が狭くて、あるいは遊び場がなくてどうしてもそこにいわゆる子供からやっぱり親が手を離さなければならないような状況がある子供さんがまず第一にこれはもう無条件で学童保育を受けられると、こういうような形に持っていかなければいけないんじゃあないかっていうふうに思うわけです。その上に立ってもし、保育園、幼稚園ではございませんけれども人員に余裕があるならば、あるいは保育の指導員の先生方に余裕があるならば若干でも比較的優遇されている、優遇されているというか比較的まあ何とか子供さんを預けなくてもいいような家庭の児童を預かるべきじゃあないのかと、こういうふうに思いますけれども、その点についてもやはり私は、これが市の直営化ということになった場合については税金が、やはりよく出ますけれども公平化というふうな意味からいっても正しく、ほんとうに日の当たらない子供さんのために使われるようなことから私は出発してほしいと、このように思いますけれどもその点の考え方をお願いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　よくわかりました。保育料を取るということになりますと保育園と同じように保育基準というかあるいは収入の基準が必要になるんじゃあないかと思います。そういうふうなことでセットされた問題として研究していきたいと思います。それで大体市の保育園に入ってます園児は千三十名程度でございます。それから私立の保育園に入ってます園児は措置児は七百三十名ぐらいでございます。大体千八百名程度が公・私立の保育園に措置児として入っておるわけでございます。それで今、五カ所ということで地域的にはぽつぽつというふうな散開した形で学童クラブがやられておりますので全体的な比較はできないわけでございますが、大体二百円ちょっとでございます。それで大体保育園の、妹とか弟が保育に欠けるということはお兄さんである一年から三年の児童もおかあさんのめんどうを見てもらえないという状態になろうかと思います。大体考え方としては妹や弟が保育園に行っていてそして要するに保育に欠けるので保育園に行っていると、それで一年生なり三年生までのお兄さんも同様にめんどうを見てもらえないという方が一応この五つの中の、要するに児童クラブに来てるんじゃあないかというおおよその考え方を持っております。ですから保育に欠けない子供が来ているというふうには考えてないわけでございます。それで御指摘をいただいた基本の問題につきましては保育料を取る場合にはやはり保育基準なりあるいは収入なりがセットされて考えなきゃあなりませんので、そういうことでセットして研究させていただきたい。これは私たちもほんとうに前向きで研究していきたいと思います。すべての問題を解決する前提にもなりますのでそういう心組みで取り組んでまいります。

○議長（大下　博君）　本間議員にちょっと申し上げたいんですけれども、この問題、正職とそれから学童保育についての問題は権威ある厚生委員会で現在検討中なわけです。そういうことをひとつ踏んまえて意見の討論形式にならないようにひとつ御協力願いたいというふうに思います。どうぞ本間久君。

○二十三番（本間　久君）　まあ議長のほうがそういうことですけれども、請願が大体採択されていることになりますとあとそれはどう実施していくかという理事者の考え方になると思いますのでそういう面から私はただしていきたいというふうに考えております。それで正職員化の問題に移りますけれども、先ほど赤松部長のほうから今日までの経過の問題について陳謝されたような形になってしまいましたけれども、どうも私はそのへんがすっきりいかないし、またおそらくきょう傍聴の方の中にもおられると思いますけれども、指導員の方々も御納得がいかないような点も多いんじゃあないかというふうに考えております。そこで質問いたしますけれども、先ほども質問しましたようにこの指導員の正職員化の問題については、もう多くを語ることなく、おそらく市のほうでも、あるいは市長のほうでもその内容については具体的に御存じのことと思います。やはり短時間の、あるいは半日間の保育というような形にはなっておりますけれども、時間的には、実質上についてはその半日間の子供さん方のお世話をするための指導内容だとかあるいは研修会を開かなきゃあならない、育成日誌をつけなきゃあならない、あるいはその他もろもろの準備をする時間がとうていの

ことはだれが考えても、まあ市の偉い人から言われれば間違いないんじゃあないかといって指導員になられたというような、また将来の希望を持ったと、こういうような方も多かろうと私は思うんですね。それがおそらく今、赤松部長の話を聞いていますと何かこの場で簡単に答えられたようですけれども、このことについてはもう指導員の方には今なされたような答弁がされているんですか。あるいはそういう話し合いが指導員との間にできておりますか、できておりますか。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　ただいまの本間議員の御質問でございますけれども、これは多少私どもが調べたことと多少中味はずれております。まず第一に面接したときにあなたを五十年度から正職員にしますと、そういう言い方で言ってはおりません。で、どういうことかといいますと、正職員化につきましてかつて指導員の中で正職員化に賛成する指導員と反対する指導員がいたと、そのことからそういう質問を、質問といいますか話が担当者から出たと私は聞いております。それからこれはたいへん重大な問題ですので私は特に申し上げたいんですけれども、これは市長であれ助役であれ、ある人を目の前に置いてあなたを何年に採用するっていうようなことは言えません。それは、市の職員を採用するにつきましてはたいへん多くの試験をし、面接もし、しかもそれはできるだけ公平に行なわれるように私ども非常に意を砕いてやっております。それをちょっと会って、あなたを何年後には正式に採用しますというようなことを、これは市の職員だれでも言えるもんじゃあございませんし、もしそういうことを言ったとすればこれは言ったことにつきまして私ども監督不行き届きという点でおわびしなければなりませんけれども、それは何かの言葉の受け取り方といいますか、決してそういうつもりで課長や部長が言ったとは私はとうてい考えられません。

○議長（大下　博君）　本間久君。

○二十三番（本間　久君）　助役が今、答弁された内容が事実だろうかとは思いますけれども、おそらく私も一方の指導員の方々からの内容についても、あるいは伺った範囲においても、それも私は実はかなりの真実性があるんではなかろうかというふうに考えております。非常に難しいことなんですけれども、それを裏づけするかのように、市長が答弁まだなされておりませんけれども三月の十三日に直営化に伴ない指導部は指導員の身分を有することとなります由、そしてまた現在勤務する指導員についてはその要望を十分に取り入れていきたいというような何か御回答はされているようでございますけれども、そのへんどういうことからのお答えかちょっとお聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（大下　博君）　市長答弁。

○市長（森田喜美男君）　この学童保育の事柄につきましてはわれわれも事務当局並びに理事者、かなり検討を重ねてきております。ただ市民の方になるべく公平に広く、それからそういう立場にある子供をまずクラブに入れられる、そういう場をふやすことがやはり先立つと、政策的にいうと私はそういうふうに考えておるわけであります。確かに内容の質的な面、あるいは指導員の方々の身分、処遇の問題、これももちろん大切でありますしますが、先ほど担当者のほうから答えておりますように、まず五十年度には二園をふやしたいということ、それから質問者が今、御指摘になっておりますそういう形で将来やはり一学校区一園と、こういうそのとおりに年次的に進めるかどうかは必らずしも今はお答えできませんが、とにかくそういう立場にある子供さんが六百九十名もいるというふうにもいわれております。ただこの中にはあるいは三年生以上の子供さんもいるかもしれませんが、現況といたしましてはやはり学童保育はまだ形態の整わない、つまり制度化されないと、いわばこの自治体としての補完行政であるという域を出ないわけでありまして、御不満あるいは不行き届き、不十分な点はまだまだあると思いますけど、まず順序としましてはやはりなるべくそういう場所をふやしていくということが私は政策としてどうしても前提として取らざるを得ない。今、身分の問題につきまして約束をしたとかしないとかいうことが論点の中心には私は考えていないわけでありまして、一般論といたしましてそういうふうに考えておるということを総括的に鈴木さん並びに本間さんの質問にお答えをしたいと思います。

○議長（大下　博君）　本間久君。

○二十三番（本間　久君）　市長の今、御答弁をいただきまして私はこの学童保育についてその言葉の中にも将来積極的にこの問題の解決のために進んでいきたいということがうかがわれましたので質問を終わりたいと思いますけれども、この種の問題だけに限らずやはりこれからもさまざまな問題が起こり得るかもしれません。そういう中で市の理事者のほうもあるいは執行者のほうも十分意思の疎通をはかって対処していってもらわないといわゆる最初の取り扱いの問題とかあるいは事務的な問題で支障を来たすと、迷惑をかけると、こういうような形にもなろうかと思いますのでその点は十分に、慎重に慎重を重ねてお願いしたいと思います。それでこの学童保育をまず直営化に、五十年四月一日からやるということでございますので合わせて職員の身分についても文字通り直営化とは表裏一体のものでありますから正職員化をするよう強く要望しまして質問を終わりたいと思います。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　これをもって通告質問を終わります。次に吉冨繁枝君の関連質問を許します。

○二十六番（吉冨繁枝君）　関連質問でございますの

で簡単に質問いたします。私は今、二人の議員が国の制度の問題として市の側にはあまり責任がないみたいな結論で結ばれておりますけれども、私はこの問題が起こったゆえんというのは市長あるいは市側に問題があったからでございます。制度を云々として、学童の保育の論議はないということをこの要望書によって私は何回も読んでみるのに、この要望書にまず定員がオーバーをしているということ、それから日曜日あるいは夜間ですね、そういうときに研修会に参加をしているということ、それから夏休み、冬休みはもちろん子供を見ながら午前中には出勤はしないけれども、こういった仕事を夜、自分のうちへ持っていって仕事を全部してるっていうんですね。ですからこういったことがやはり私は直営化になったから非常に父兄は喜んだんだろうと、よかったですねと言ったら実はそうじゃあないんだと、それはどういうことかというとやはり市長が選挙のときに選挙運動の中で古谷市長じゃなくて革新市政がなった場合には市の職員になるんだと、そういうことを運動のスローガンの中に入っているわけですね。ですからムードとして今、福祉部長が言ったようにムード的に、森田さんが市長になったらわれわれは職員になるんだという、そういう希望的ムードがあったことは私は事実だと思います。そこで私は、国が制度云々という問題以前に市長自身がスローガンでやったところであるやはり職員化という問題に大きな焦点を向けなきゃあいけないと思います。それから福祉部長も最近部長さんになられたのでこの問題は非常に答弁がしずらかったかとも思われます。先ほど来聞いてますと四万五千円の月給を払っていると、私はこの半日勤務で四万五千円てずいぶんいい月給だと思います。ですから一日にすればまあほぼ十万円近い月給がもらえるんだと、簡単に計算すれば給料は悪くないと思うんですね。ところがこの要望書を読んでるとうちへ帰ってやっている仕事の最中は賃金がついてないわけですね。大半の仕事をうちへ持って帰っているというんですね。ここらへんにも私は問題があるんじゃあないかと、それから五時から六時の超過勤務にはこれからは出すと、それから一年契約ということですね。そういうあたりがやはり納得いかないで、直営化になって喜ばないで心配をしているという現状ですね。この点についてどういうふうに考えられるか。一点でけっこうですが、私は国の制度の責任よりも市長の選挙公約と市側の態度ですね、そういったムード的なものにこの請願が出され、問題点を掲げてやはり納得がいかないと、こういうふうに受け止めたんですがそこらへんどうでしょうか。市長答弁をお願いします。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　制度でないということを言ったわけですが、確かに法律もありませんし、まだ予算化もされておりませんし、政府もようやく腰を上げようという気配はあるようですが、これも予算が確実に通ってみないと何とも言えません。そこで私が公約をしたとか何とか言われておりますが、そういうことはよく私も存じませんけど、……（笑声）（「だめだよそれじゃあ、うそつきだぞ」と呼ぶ者あり）先ほど申し上げましたようなその立場に立つ方々にしてみますといろいろ御要求もありましょうからして、それを後向きに後退するということじゃあなくて、今後の課題として十分検討していきますということと、それから私は広く市民に奉仕するためにはまだ、要するにその園を必要としてお る子供さんあるいは親の立場で、施設がないから利用できないという方もあるわけですから、その方面にまず拠点の拡大をすることを政策としてやはり初めに考えたい、こういうふうに思っておるわけであります。

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　関連でございますのでもうこれで終わります。森田市長さんが市長に立候補するときに、革新市政になったら職員になるんだと、こういうことを市民が信じておりますので期待を裏切らないような市政を行なっていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　これをもって学童保育の充実に関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたしたいと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時七分休憩

午後三時四十分再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。一の二、公衆浴場（多摩平宝湯）の再開促進についての通告質問者鈴木美奈子君の質問を許します。

（五番議員登壇）

○五番（鈴木美奈子君）　公衆浴場、多摩平の宝湯の再開促進について質問いたします。多摩平の宝湯が休業いたしましてからもう約半年以上になります。今日廃業する公衆浴場がたいへん多い中で、この宝湯はたいへん利用者も多く、遠く車で来る人やまた旭が丘、豊田の南口からもずいぶんたくさんの方々がこの公衆浴場を利用し、そして三時の開店を待ち切れずにいつも外で待っている、こういう状況がずうっと続いておりました。今、全国で公衆浴場の閉鎖が相次いで、厚生省の調べでも四十八年度では一千軒、一日に約二・五軒の割合いで廃業していく、こういう状況です。宝湯の場合はまだ廃業するという明らかな根拠はありませんけれども、春の台風によって家屋が損壊してそれ以来休業しております。そのために近所の商店では人の流れが変わり、商店にも影響をきたしている。また利用者も遠く市立総合病院の裏の銭湯まで行かなければならな

いということで二十分から三十分歩いてお風呂に入りに行く。今、たいへん寒い冬を迎えてお風呂を利用する方々たちにとってたいへん深刻な問題になっております。これは自宅にお風呂のある方には考えられないことかもしれませんけれども、たいへんお風呂を利用している方たちから何とか一日も早くこの宝湯を再開してほしい、このような意見が寄せられておりますので、ぜひこれに取り組んでいただきたい。そして宝湯の再開の見通しがどのようになっているか質問いたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。総務部長答弁。

○前生活環境部長（松村清栄君）　私から答弁させていただきます。先ほど議員さんがおっしゃられたように、宝湯が台風によりまして相当老朽化しておりますので四月に閉鎖をいたしまして、保健所のほうに第一回の休業届けが四月の二十二日から七月の二十日まで提出されました。市といたしましては市民の健康管理、公衆衛生上私どもには何ら浴場に対する権限はございません。しかしながら市民の健康管理、保健衛生、こういう観点から五月の十日に市長名をもちましてこの管理者でございます平井氏に、あるいは都に対しまして要望書を提出いたしたわけでございます。しかし御存じかもしれませんけれども、あそこの宝湯の土地はその時点におきましては裁判の途中でございまして、そこですぐその上に建てるということが不

可能な状態であったわけでございます。そういうことで私どもも都の公衆衛生課の池谷課長、部長に対しましても何とか早く再開してもらいたいということで口頭をもっても要望をいたしておるわけでございます。しかしながら裁判中ということで、これが解決しだい何とか再開したいという意思表示が平井氏からあったということをお聞きいたしております。それからなかなか裁判が決定しませんで七月の二十一日から十二月の三十一日までの間の第二回の休業届けが出されたわけでございます。その間は市といたしましても数回都に対しまして交渉を重ねてきたわけですが、たまたま御存じのとおり都の規則が改正になりまして、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり一日約二・五軒の廃業が現在行なわれているという時点から東京都は四千万円まで無利子の貸し付け金をするように規則を改正したわけです。そういうことで何とかこれを維持させるための手段として四千万円まで無利子と、それから赤字が出た場合においては都がそれを補てんしようと、こういうふうな改正が行なわれたわけでございます。そこで裁判がたまたま勝った、平井氏が勝ったということからぜひ早く再開してもらいたいということで交渉を重ねてきましたけれども、御存じのとおり浴場だけではなかなか経営が困難であると、こういうことで他の、たとえば一階を店舗にし、二階を浴場にして、三階をアパートにすると、こういうような構想のもとに十一月の初めにその平井氏が都に

対しましてそういう計画を申し入れたわけでございます。都といたしましてもぜひひとつそういう線で進んでもらいたいということで都はお風呂の施設に対しまして四千万円、その他に四千万円の融資をするということで三億円のうち八千万円ぐらいは都が融資しようという申し出をしまして、それでは設計に入ろうと、こういう現在状況下にあるわけでございます。おそらく昭和四十九年度の予算においては都の融資は不可能でございます。申し出がおそかったと、で、五十年の予算にもう一回予算を計上すると、こういうことになっておるわけでございます。私どもといたしましては、なるだけ早く再開してもらうようには相当努力を重ねてきたわけですけれども、いろいろな事情がございまして現在まで延びておると、ですから東京都といたしまして、あすこの浴場は確保浴場というわけです。確保浴場というのは五〇〇メートル半径の内に浴場がない、ですから確保しなければならない浴場と、こういうことになっておるわけです。ですから東京都も何とかこれを再開すべくいろいろな便宜をはかって現在まできておるわけですが、二億円の金の融資、そういうものについても今、平井氏が都と交渉をしておる状況下にあるということでございます。私どもといたしましては五十年の初めにもひとつこれを再開してもらいたいと都に要望をいたしておる状況であります。それからどうしてもあすこをやめてしまえば、廃業届けを出してもらえば市といたしましても何とか別な方法で講ずるすべがあるわけです。たとえば日野湯のように廃業届けを出した時点において浴場を経営してもよろしいという方を見つけまして都にあっせんをし建築をする費用等もあっせんしたい、こういう考えを持っておるわけです。いかんせん休業届けでございますからその範囲内には市といたしましても浴場をつくれという、融資を保証することはできない、こういう状況下にあるわけでございます。廃業してもらえばほんとうは私どもも都と一緒になりましてそういう施設をつくるべく奔走するすべがあるわけです。現在そういう状況になっております。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　このお風呂が、権限が市にないことは十分承知しておりますけれども、やはり市民がたいへん困ってるっていうことであえてこの一般質問で取り上げたわけです。で、やはり都のほうでも、私も先日都のほうに問い合わせましたらやはり何とか早く再開したいということで努力しているという点は認めます。それで今、南口のほうでお風呂を利用している人はどういうふうにして市立総合病院の裏のお風呂屋さんに行ってるかといいますと、バスに乗って行くわけですね。そうしますとおとなでも一日二百円お風呂代がかかる。そのほかに子供を連れて行きますから今のこの物価高の中でお風呂代だけでも二百円以上の支出になるということで影響をきたします。それから若い人はやはり住居が、どこでも自由に行

けますからやはりお風呂がないのでここに住めないっていうことでほかに引っ越ししていく、こういう状況も出ております。ですからどうしても、一日も早くこれを都のほうに働きかけていただきたいと思いますが、直接市のほうから本人の平井さんのほうにお会いして要望をなさったことがございますでしょうか。その点質問いたします。

○議長（大下　博君）　総務部長答弁。

○前環境衛生部長（松村清栄君）　都におきましても、平井さんというのは非常に忙しい方でございまして、都でもなかなか会えないという方でございます。あるいは私どもも何とか会いたいという電話はしますけれどもいつも留守で、そういうことでなかなか会えないわけです。要望書も電話を先にかけまして後ほど送るということで了承を得たわけでございます。直接交渉したわけではございません。ただあすこを留守番している方には何回も会っております。それからこの日野全体を見ますというとお風呂があるのは日野地区だけでございます。七生、あちらのほうの地区は全然ないわけでございます。そういうこともわれわれも考えていかなくちゃあならない、こういうふうに思っております。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　先ほど、廃業届けが出れば先日のその日野湯のようにやりたいということですので、もしそういうことがありましたらぜひ早目に手を打っていただきたいと思います。そして公衆浴場というのはやっぱり古くから庶民の憩いの場として利用されておりますし、また衣食住と同じようにどうしても必要なものです。多摩平方面でもアパートがたいへんたくさんあり、また一戸を構えてるおうちでもお風呂を利用する人が多いわけですから、ぜひこれを一日も早く実現して利用できるようにしてほしいと思います。また東京都でもお風呂については廃止をなるべくさせないという方針で財政的な援助もやっておりますので、当局としても一日も早く再開できるように積極的な働きかけ、それからその風呂を利用している人数とか、どれくらいの位置からそのお風呂を利用してるかっていうことが都のほうでは何かはっきりつかめないのでそれをつかんで知らせてほしいということを言っておりましたのでどの程度の範囲からその宝湯を利用して何人くらいが利用していたか、そういうこともきちっと把握して都のほうに働きかけていただきたいと思います。以上、要望いたしましてこの質問を終わらせていただきます。

○議長（大下　博君）　これをもって一の二、公衆浴場（多摩平宝湯）の再開促進に関する質問を終わります。

次に一の三、第一幼稚園のプレハブ園舎解消についての通告質問者鈴木美奈子君の質問を許します。

（五番議員登壇）

○五番（鈴木美奈子君）　多摩平の第一幼稚園のプレハブ園舎解消について質問いたします。このプレハブ園舎の解消につきましては私も何回か一般質問でやりまして、もう限度にきておりますのでどうしても今回で質問をまた再びさせていただいたわけです。あの幼稚園がもう創立されましてから昭和四十二年に多摩平の第一幼稚園はできましたけれども、それからずうっとプレハブ園舎が続いております。そして小学校や中学校のプレハブ園舎とまた違い、もうこれ以上使えないくらい修理に修理を重ねて今、使っているのが状況です。で、一たん雨が降りますと廊下にまで水があふれて、そして先生やまた父兄の方たちが協力して水はけをする、こういう状況になっております。そして今、第一幼稚園では五歳児が余った場合には四歳児を取るということで、今年も一クラスしか取らなかったために多摩平自治会でやっております幼児教室では六十名の定員に対して四歳児が八十名応募するという、こういう状況になっております。ですからどうしても来年度予算にはこのプレハブ園舎を解消して、どうしてもいい環境のもとで子供たちが教育できるようにしていかなければならないと思います。その点で第一点として五十年度予算にプレハブ解消のための予算、建設費を組み込むかどうか。二点目には、もし予算が組まれる場合にはどのような具体的な設計計画があるか。その二点について質問いたします。

○議長（大下　博君）　次に関連事項の一六の二、吉冨繁枝君の質問を許します。

（二十六番議員登壇）

○二十六番（吉冨繁枝君）　私は第一幼稚園のプレハブ園舎の改築の時期ですね、今まで長いこと第一幼稚園のプレハブが古いプレハブ園舎でもって消防署から危険だということを指摘されているわけです。で、教育長にこの前私は予算の委員会のときに第一幼稚園の危険校舎についての調査方をお願いしておきましたのでその調査と教育長の考えがございましたら公表していただきたいと思います。それからもう一つ、財政部長は昨年市長がプレハブ園舎の、教育委員会から出されましたプレハブ園舎についての改築の予算を財政のところでカットしましたけれども、どういう考えを持って入れたりカットしたりするのかという考え方を聞かしていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に対して関連質問者があれば挙手を求めます。ありませんか。それでは鈴木美奈子君登壇願います。

（五番議員登壇）

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　この第一幼稚園のプレハブ園舎につきましては改造を希望されること長い間でございまし

て、昨年も予算化をしたいという気持があったわけではございましたが、財源の関係で一年繰り延べたというふうにせざるを得なかったわけでございます。五十一年度の予算編成におきましては、……（「五十年」と呼ぶ者あり）五十年度の予算編成に当たりましては、財政危機の中ではございますが、予算計上をするように進めようと、こういうふうな考えでおります。設計等につきましてはまだもちろん具体化しておるわけではございませんが、プレハブ園舎並びに学校のプレハブ校舎が幼い人たちの学んだり遊んだりする環境としてたいへん不適当であるということはもう論をまたないところでありますので改善をしたいと、こういう考え方でおります。以上であります。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは私のほうから第二点の御質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思いますが、第二点はどのような設計計画があるかという御質問でございます。今、園舎の、いわゆるプレハブ園舎の解消につきましては市長のほうから申し上げたとおりでございます。現時点で私どもそれに取り組んでおりますが、考え方といたしましては現在プレハブ園舎が三つございます。いわゆる三スパンになっております。で、計画といたしましてはまず予算に計上された場合、八月のいわゆる夏の夏休みにプレハブの移設をいたしまして今のプレハブ園舎を空地にいたしたいと思っています。それで直ちに本建築に入るのが筋であろうという考え方で今、予算をつくっております。しからば園舎の規模はどのくらいかということでございますが、まだ規模につきましては実は固まっておりません。三スパン以内にとどめたいという考え方で今、予算編成にあたっております。そういうことで御了承いただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　五十年度予算の中で実現していきたいということでたいへん長い間父母の方たちもこれを要求しておりましたのでうれしいことだと思いますが、今、プレハブ園舎が三つあるわけですけれどもこの三つの範囲で必らずやっていただきたいんです。二つとか一つとかという、減らさないで三つ必らず実現してほしいということと、それから夏休み中にやるということですけれども、半年ぐらいかかると思います。建築に対して。で、その間どのように幼稚園ではやっていくのか、これは教育委員会のほうになると思いますけれども、その点とそれから建築中事故が起きた場合にはたいへんだと思いますのでその点がどのように、まあまだ具体化しておりませんけれども計画としてどのようにあるか、その二点質問いたしたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長答弁。

○市長（森田喜美男君）　今、鈴木議員並びに吉冨議

員から同じ課題につきまして御質問がございましたのでお二方に来年度予算には組みたいんだというふうにお答えをしたわけであります。来年度、じゃあどういうふうに取り組むかということの内容につきましてはこれから詰めるわけでありまして、教育委員会とそれらについて今、合意をしたわけでもございませんし、……（五番議員「ああそうですか」）その点についてはまだちょっとお答えがしにくいだろうと思いますので一言私からもその点についての、つまり来年予算化したい考えだという段階でとどめさせていただきたいと、こういうふうに思うわけです。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　そうしますと、したいという考えで必らずやるということじゃあないわけですか。（「そうだよ」と呼ぶ者あり）（笑声）私はどうしても来年度はもうこれはやっていただきたいんです。普通の小学校建築に今までの保守市政のもとではずうっと幼稚園の建築は学校建築のほうが優先されたために非常におくれておりました。ようやくここでそういう具体的な案が出てまいりましたので五十年度予算には小学校の増築よりも費用はそれほどかからないと思いますのでぜひ実現していただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、まだ予算編成につきましては序の口でありまして、締め切っておりませんからして暫定的なことは言えないという含みで今、きょうのような表現をしたわけでございまして、私がお答えするわけですからひとつやる意思を十分持っておるというふうにお受け取りをいただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　それではぜひそのようにしていただきたいと思います。それから教育委員会のほうに一言お聞きしたいんですけれども、今、四歳児の募集については五歳児が優先されて、そして余裕があった場合には四歳児をやるということですけれども、その確認でよろしいのか、また新しく建築された場合にもそのとおりやっていくのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　今、御質問のとおりでございます。以上です。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　それでは長い間、父母もまた子供たちも望んでおりました第一幼稚園のプレハブ園舎が一日も早く解消できるように、来年度予算にぜひ組み込んでいただきたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わりといたします。

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君登壇願います。
（二十六番議員登壇）
○二十六番（吉冨繁枝君）　市長は去年からプレハブ園舎を改築したいとして予算に計上を企画財政部長に出したわけです。今年も固い意思を持って今、鈴木議員に答弁してたことはこれはやはりプレハブ解消を第一として立たれた市長としてはすばらしいヒットとして地域住民に迎えられると私は確信いたします。財政部長はやはりまた財政難のときでございますが、きょうのこの空気を十分おくみ取りくださいまして配慮してくださることを要望しておきます。教育長に質問でございますが、先ほどの防衛庁のあれですね、一応説明をしていただきたいと思います。消防署ですね。
○議長（大下　博君）　教育長答弁。
○教育長（倉又秀作君）　教育における環境の整備ということ、その第一は安全ということ、これはさっき市長も同意見のお話がありましたけれども私も全くそのとおりで、よい環境で、そのよいという中の第一はまず安全なんだと、こういうふうに考えております。そういう意味で第一幼稚園というものについては必らずしも安全であるかどうかということについては皆さんが御指摘のようにいろいろの問題があるということは否定するわけにはいかんと、こう思います。それで幼稚園とか学校とかの校舎、校庭等の安全に関しましては管理を委任している園長とかそれから校長と協力しながらその確保におおいに努力しているわけでございますが、第一幼稚園についての、じゃあ具体的にはどうなのかというようなことについての調査をいろいろしておりますが、このことについてはそれにあたった庶務課長のほうから答えさせていただきます。
○議長（大下　博君）　教育庶務課長。
○教育庶務課長（落合　豊君）　補足でお答え申し上げます。たしか四十七年ごろだったと思いますけれども、プレハブ園舎のところに付いております漏電警報器が鳴ったということで漏電事故というふうなことがございました。それは建築の電気の専門の技術者に聞きますと、少量の電流が漏れても鳴るような非常に感度のいい警報器なんだそうでございますけども、そういう事故がありまして当時技術者がすぐに現場に飛んで行きました。見ましたところプレハブ園舎とそれからその西側につくってありますトイレでございます。それとの間のいわゆる電線が雨もりによって腐食していたらしく、そこから電流が流れて、そのために漏電警報器が作動したと、こういうふうな状況のようでございます。さっそくその場で処置を取りまして、その後園長とも相談をして便所につきましては昼間、子供が使うのは昼間だということで特に電燈を必要としないという園のほうの意見もございまして、現状では便所のほうに行く電気を接断してございまして、建物のいわゆる教室のほうは電気

がつくと、こういうことで安全は十分に保たれている状態になっております。そのほか床の、いわゆる長く使っておりますとゆるむという状況がございます。そういうものも数回補修を行なってきております。そういう面で、教育環境上適切じゃあないという面、今、教育長が申しました点があるには違いございませんが、プレハブという面でですね、しかし危険であるという状態そのものではない。いわゆる現状は安全にはなっているということで御理解をいただきたいと思います。以上でございます。
○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。
○二十六番（吉冨繁枝君）　わかりました。現在、使用については危険ではないということですね。私は今、市長からも固い意思とそれからこういった漏電何かを指摘されるようなプレハブということで今回は非常に明かるい見通しを持っておりますけれども、教育長は御存じあるかないかわかりませんが、非常にあすこの校庭は日が差さないということですね。全然生徒に日が当たらないんですね。というのは隣りの教育センターの影でもってほんの一部分しか日が当たらないわけで、園長とか父母は何とかあすこで日に当たりたいという要望を持っているわけです。で、昨年いろいろ煮詰めましたところでは新しい園舎のところに屋上をつくってもらって、そこのところで子供が遊べるというふうな設計をしてもらいたいと、こういうことの非常な要望で起きておりますので、やはり子供の、今、教育長さんがおっしゃったように安全とともに健康ということで、日の当たらない幼稚園というまことに全国でもめずらしい幼稚園でございますのでどうか新しい建物の屋上に、父母と園長の希望しておりますような日当りの設計を十分検討していただきたいと思います。これいかがでございましょうか。検討していただけるかどうかということでけっこうです。
○議長（大下　博君）　教育長。
○教育長（倉又秀作君）　今の御意見を十分考えて、また市当局のほうにいろいろまた御意見を申し上げてみたい、こう思っておりますが、しかしまだ今まだ予算の段階でございますので今後検討していきたいと、こう思っております。
○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。
○二十六番（吉冨繁枝君）　それでは子供の日当りと安全を教育長さんからのお口から出ましたので私はこれをもちまして一般質問を終わります。
○議長（大下　博君）　これをもって第一幼稚園のプレハブ園舎解消に関する質問を終わります。
次に二の一、大企業の地下水大量くみ上げ規制と料金徴収についての通告質問者竹ノ上武俊君の質問を許します。
（十三番議員登壇）
○十三番（竹ノ上武俊君）　私は市民の共有の財産と

なっている地下水の資源を保全する立場から特にこの地下水を営業用として大量に使用している、特に大企業など、こういうものに対して地下資源の一定の損失に対する負担、こういうものをしていただかなければいけないのではないか、そういう立場から質問を行ないたいと思います。御承知のとおり地下水というものが自然界の中で果たす役割りというものは非常に重要なものでございます。人間と水、空気、植物、動物、こういうものの循環関係の中で水が果たしている役割は大きいわけですが、この水の一つの基本部分となっているのが地下水でございます。また地下水は地球の地層、地殻を一定の場所で支えていると、そういう役割も果たしているわけでございます。したがいまして地下水が減少していった場合に自然を破壊するそのおそろしさ、また災害の発生、こういうものは想像に絶するものがあると思います。現実に日野市においても最近聞くところによりますと民家の井戸が季節によっては枯れるとかあるいは地下水を乱用して放流する、そういう中で水質汚濁の公害が起ったり、そういうことが出ております。また災害の点でも東京都全体を見ますと江東デルタ地帯においては一年間に一三・九七センチメートルの地盤沈下が進んでいるところもございますし、すでに三多摩におきましても、保谷、田無あたりで一年間六センチの地盤沈下が進行している。清瀬市においてはこれは数年分をためた沈下でございますけれども、二一センチ最近沈下したという測定値も出ております。こういうように地下水の資源が現にどんどんなくなっていく、減っていくという中で、私たち市民はこの地下水を保全するための緊急の手を打たなければいけない時期に来ていると思います。そこで四点ほど質問をしたいと思います。第一点は現在の日野市における地下水の利用状況でございますが、市当局がつかんでおられる点について、特に大企業で大量に使用しているものがあるとすれば数なり企業名などを上げて具体的に毎日の使用数量、掘っている井戸の数、現在稼働している数、こういったものがあれば例を上げて出していただきたい。そしてまた、その企業がトン当りどのような原価で水をくみ上げているかもおわかりならば教えていただきたいと思います。そのほか日野の市民が使用している飲料水これと地下水の量、こういう対比。それから一日に百トン以上使っている企業の数がわかっていれば教えていただきたいと思います。それから一千トン以上使っている企業があればこれも数でお答えいただきたいと思います。それから第二番目の質問としましては、こういう地下水の大量くみ上げによる影響について市民からもし苦情などがきているとすればそういう点について教えてもらいたいと思います。それから第三番目は、市当局が地下資源保全のために法律、条例などがあると思いますけれども、こういう点をどのように運用して地下水保全のために努力されているか最近の経過などを教えてもらいたいと思います。最後に、先ほど、当初申し上げましたように、地下水を利用することによって地下水そのものが減少していく、共有の財産が減っていく、そしてまた社会的にいろいろの被害も与える。そういう点から市が独自に大量くみ上げに対する規制あるいは大量使用しているものに対しての使用料を徴収する。そういうようなことについて具体的な策がございますならば教えていただきたい。以上お願いいたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を願います。それでは竹ノ上武俊君の質問について答弁を求めます。総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　私から答弁させていただきます。まだ四十九年度のデータは出ておりませんので四十八年度のデータに基づいて説明をさせていただきます。現在日野市で地下水にたよっておるという工場、これはくみ出し口が二一センチ以上のものという都の規則がございまして、これに基づいたくみ上げ量の工場等を説明いたしたいと思いますが、現在二一センチ以上を地下水を上げている工場が十九工場でございます。十九でございます。年間のくみ上げ量、揚水量は千二百八万二千二百四十七立方でございます。それから指定工場等がございます。指定作業ですね。こういうところもございますが、これが百五十七万八千四百四十六立方でございます。立方とトンは同じでございます。それから日野市の施設で揚げている量、これは一千三十二万七千七百三十五立方、つまりトンでございますね。その他の施設、たとえば公団とかあるいは動物園、こういうところが揚げている量が千三百三十万六十五立方メートル。以上これを全部合わせますと大体二千五百三十一万八千四百九十三立方ということになります。これだけ年間、水を揚げているということでございます。このうちで上位四社つまり小西六さんとか日野自動車さん、雪印、富士電機とか、これらが年間揚げている水の量は千七十万八千立方メートル。井戸の数が五十七本でございます。これらの工場においては約八八・七%、この四工場で工場のうちで八八・七%を占めている、こういう状況でございます。それから市民が揚げている水の量、これは私どもの調査の範囲がございませんので、今、どのぐらい揚げているかちょっと不明でございます。当然今、その水を揚げて飲料水として飲んでいるという家庭は非常に少ないかと思います。これは保健所において調査いたしますと大腸菌が非常に多いために飲料水に適せずという状況下でありますので非常に少なくなっていることは事実でございます。それからどのぐらいの原価で揚げているか、これも私どもはまだ調査をいたしておりません。それから二番目の苦情があったかどうか、これは私どもの公害課にはまだその苦情というものは全然ございません。いまだかつてあったことはございません。それから個人のためにどういう努力をされたか、こういうことでご

ざいます。御案内のとおり法律では工業用水法あるいはまた地盤沈下防止の観点から建物用地下水の採取の規制に関する法律、こういうものがございます。しかしこれらはいずれも工業用水の規制とか地盤沈下とかという法律でございまして、各地その他の地盤沈下、その他の地下水の利用の点についてはこれがその範囲は及んでおらない。二十三区あたりの工場用水のみ利用されていると、こういうことから環境庁におきましては地下水保全に関する法律、こういうものを現在作成中であると聞き及んでおります。都では公害防止条例で工場の、地下水揚水施設の構造基準、水量測定器設置等の報告を義務づけまして昭和四十七年にこの水量測定器というものを義務づけて設置させております。ですからごまかしができないわけです。どのぐらい上がるかということについては全然ごまかしができないようになっております。で、当市におきましてもこれらの東京都の条例の委託を受けている関係から本年の四月、各工場に対しまして、事業所、工場に対しまして減量するような要請書を、提出をいたしております。四月の十八日付をもって出しております。これは十九工場それから指定作業所二十一、それからその他の施設二十三、市の施設等に対してでございます。都は一千トン以上利用する工場につきましてはちょうど二カ年計画をもちまして揚水削減に対する指導を行なっておる、こういうことでございます。これは揚量規制ということで一たん排水をもう一回再生して使うと、こういうふうな計画でございます。日野市の処理場におきましてもこれらのことから昭和五十五年までには第三次処理施設をつくらなければならないようになっております。もう一度水を再生して使うと、こういうふうな方向に各工場も段々と進んでおる。この私どもの要請書、要望書に従いまして各工場では減水に協力をいたしまして、ある工場におきましては四四・一%も減量した工場もございます。昭和四十七年から四十八年にかけましては全体の約八%減量しておるわけでございます。それから先ほど百トン以上、二百トン、千トン以上というようなお話がございました。先ほど申しおくれましたが東京都においては小西六工場はこれは留保工場でございまして、この留保工場に対しましても四十七年の十一月、四十九年の四月、日野市からは四十九年の四月、その前に四十七年九月と、この三回減量するよう勧告をいたしております。たとえば冷却水の循環再利用、それからフィルムの洗浄水、これは放流二段洗浄により洗浄水の再使用、こういうふうなことで昭和四十五年度では大体四万四、五千トン水を揚水したわけですが、現在では、四十八年では約一日一万三千トンに減っておる。非常に少なくなっておるわけですね。これらの改善事業に対しては約二億円の金をかけてやっておるという結果が出ております。それから一日千トン以上をくみ取っておる企業は二社でございます。それから千トンから一万トン二社。百トンから千トン十二

社です。まだまだ説明不足のところがございます。後ほど追って説明いたしますが、料金の徴収と、このことにつきましては都下においてはまだどこもこの料金を徴収しておる、現在ではございません。これは地下水が鉱物等の埋蔵物と違っておりまして、地下水脈につながる広域的なものでございますので料金を徴収するということよりも減量することに力を入れるべきであろうと、お金を取りましてどんどんどんどん、金を払っているんですから、料金を払ってるんですから水をどんどんくみ上げて、それでは地盤沈下の元にもなる。それよりも水を揚げないように規制する。こういう方向に持っていく必要があるんじゃあないかと、こういう観点から料金を徴収しているところは現在ないわけでございます。今後揚量規制という観点からますますこの揚水の減量につきましては厳しくなるように私ども考えており、私どももまた今後そういうふうに努力していかなければならない、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　ただいまの御答弁によりまして、最近の数年間、特に環境庁や東京都、そういうところの地下水利用に対する規制が厳しくなってきた。そういう中で一定の大工場などの減水、そういうものが進んだという点を聞きましたが、それでも現在たとえば一つの企業だけ上げますと不公平かもわかりませんけれども、小西六においては一日、二万三千トンの地下水をくみ上げていると、こういうような大量くみ上げをしているわけです。そういう中で市が独自に大企業などの大量くみ上げに対して調査をするとかあるいは規制をしていくというようなことについてはあまり今の答弁では努力したという点が私には感じられないわけです。地下水のくみ上げによる被害について研究した資料がございますが、東京都の公害局あるいは東京都の公害研究所、ここの調査結果によりますと過去五年間にわたって学問的な調査をした結果ということでございますが、大量な地下水くみ上げによって、例を上げますと江東デルタ地帯での地下水くみ上げによると思われる原因の地盤沈下、あるいはそういうことに伴ったいろいろの建造物の破壊、こういうものを改修し、あるいは防災を予防するために使った東京都の税金、こういうものをトン当たりで計算してみますとトン当たり一千七十四円、これだけの金額にもなるいわゆる被害を、公害を地下水くみ上げによって与えていると、こういう数字が出ております。また同じく江東デルタ地帯においては、今までの家屋の修繕や改造などに都民の税金を使って投資したのが一年間で九億七千万円、一世帯当たり江東デルタ地帯を例に取りますと年間四千百二十四円、その地盤沈下による被害をこうむっていると、こういう状況が出ております。こういう点から考えますと、今、部長のほうは市民から苦情がきて

ないと、こういう点を言われましたけれども、部長も言われたとおりにこの地下水というものは武蔵野台に、あるいは埼玉県、神奈川県、関東一円がずうっとつながっているということは明らかなわけです。そういう点で最も弱い所から被害、地盤沈下が激しく行なわれてくると、したがって日野市にはそういう傾向が目立たないから目に見えないので苦情がきてないというのが現状ではないかと思うんです。したがって苦情がきてから手を打つというのではなく、今から緊急に日野市が独自にやはり大量地下水のくみ上げについては規制をしていくということが私は必要ではないかと、そういうふうに考えております。東京都全体では地下水の利用の度合いを見ますと、工業用が三三・六%、ビル用が二〇%、水道用が四六%となっております。日野市においても今の答弁からいきますとだいぶ公共的なもの、どうしても地下水をくみ上げなければできないもの、こういうものもあるかと思います。そういう中で特に営業を事としていて地下水をふんだんに使っているというものに対してはやはりその企業が一定の負担をしていただくと、こういう根拠があるのではないかと、そういうふうに私は思います。で、一点若干聞きますが、小西六については勧告をされたということでございますが、たとえば水量の測定器などをつけさせると、そういう現場などを、疑うわけではございませんけれども、やはり科学的に数字をつかむという上で現場などに立ち入って市の公害課などが検査に行くと、そういうようなことを実際にされたことがあるかどうか。それから小西六で冷却のための水によらないいろいろの改善を行なって減水してきたということでございますが、そういう施設を実際に調査されたのかどうか、その点について質問したいと思います。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　御案内のとおり小西六は都の留保工場でございますけれども、これは私どもが立ち入りするということは各工場によってはできないということになっております。しかし日野市におきましては留保工場であろうとそうでない場合と同じくわれわれ公害の職員は立ち入ってそして調査しているわけでございます。日野自動車でも小西六でも同じでございます。当然現場に立ち会ってやっております。それから都自体がそういうふうな勧告をしておりますけれども、市もまた同じく勧告をしているわけでございます。ですから留保工場であっても、そうでない場合でも市独自のいわゆる要望、こういうものは行なっております。で、現場には市の職員が、私も小西六工場に行ってまいっております。そういうことで機械そのものの点検もしております。ですから小西六工場の名前が出ましたから申し上げますけれども、井戸の数ですね、数が十八本ございます。先ほども申し上げましたとおり四十八年度、年間の揚水量が四六九九・〇七五立方、四百六十

九万九千七十五トンでございますね。それで昭和四十七年からわれわれ、それから都の勧告に基づいて約二億円をかけまして対処いたしますと一六・一七%減少いたしております。ですから私どもも行って甲州街道のところに水が流れてきます、それをはかってみました。前の公害課長が四十五年ごろ調べたときにはあの水は満ばいでございました。それが半分以下に減っております。これは明らかにそれだけ減少しているということがいわれると思います。それで四十六年度は一日当たり二万六千トンですね。四十七年度一万六千二百トン。四十八年度は一万三千五百トン。こういうふうに私どもは都に対する報告に基づいていたしております。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　それでは重ねて質問をしたいと思います。最後の質問として市長の答弁も最後にはお願いしたいと思いますけれども、私の考えでは今、部長が申されたとおり、環境庁が準備している法律、それから現在すでにある特に二十三区内に適用されている、先ほど上げられた二つの地下水あるいは揚水などに対する規制の法律、これだけでは不十分であるということで特に二十三区外の三多摩においても先ほど私が例をあげましたような地盤沈下、そのほか民家の井戸水の枯渇、枯れると、こういうことが起っているわけでございますので市としてやはり先ほど井戸の口径あるいは一日当たりのくみ上げトン数、こういうもので示されましたけれども私は少なくとも一日当たり千トン以上くみ上げている大企業については、将来これを中止していくと、そしてほかの技術的な形でこの水の利用じゃあなく、地下水の利用じゃなく、ほかの形でこれを改善していくということを目ざしつつ、それができるまでは厳しい規制をさらに強めていくことを市当局がしない限りなかなかこの大量のくみ上げというのは企業のほうではやめないのではないか、そういうふうに考えております。そこで市として地下水保全のための特別の条例でもつくってやるというお気持があるかどうか、これを第一点部長、市長にお尋ねしたいと思います。第二点は先ほど申しました地下水くみ上げによる社会的な損失といいますか、資源の損失、こういうものに対して大企業はそれなりの負担をしなければならないと、こういうふうに考えますが、これをもし料金などを取って現在の市財政の危機、困難という観点からこの料金のことに考えを及ぼしますと、たとえば東京都の公害研究所が計算した数でいきますと、一日当たり二万トンくみ上げている企業について考えますと、社会に対してその企業は一日当たり二千百六十二万円、年間七十八億九千百三十万円、極端に言えば損害賠償をしなければならないと、そうでないならば将来にわたって私たち市民がこの地下水による公害に対して市民がその尻ぬぐいをしなければいけない、こういう極端な計算も出ると思います。それから先ほ

ど、大企業などの地下水くみ上げに要するトン当たりの単価は出てないということでございましたが、東京都のやはり公害局の調査ですと一トン当たり大体七円でくみ上げていると、こういう数字が出ております。これを一般の私どもの水道、たとえば小学校、中学校などで使っている水についての料金はトン当たり七十四円から七十五円、これをかりに二万トンくみ上げている企業について七十五円社会に対して支払っていただくということになりますと、これが一日当たり百五十万円、年間にしますと五億四千七百五十万円ほどになるわけです。そういう点で例がございますが、神奈川県の座間市では議会でこれが問題になりまして、座間市は特に地下水をすべて市民の水道に使用していると、そういう観点から大企業が移転してきた場合に地下水に影響が出て市民の水道料金が上がるというような事態になって今年から日産など大企業に対して料金を取るという議論が起こり、現在のところ落ちついた考え方としては地下水の利用の協力金という形で料金を徴収すると、で、単価にしてきわめて安いものでございますが、たとえば一日千トン以上くみ上げているところには年間トン当たり二百五十円というようなきわめてこれは初歩的な安いものでございますけれども、それでも年間一千万円の協力金を企業から取っていると、そういうすでに先進的な市もございます。今、日野市の財政難、私ども市民の要求がなかなか財政難のために解決しないという中では地下水の資源を保全するという立場とともに財政という点からも料金を取る方法を、条例を制定するなりあるいは何らかの協定をするなりしてやっていくことが可能ではないか、そういうふうに考えるわけです。以上、地下水保全について日野市が独自に、また三多摩に諸法律、条例がなかなか厳しく及んでないという点から日野市独自に何か考えていただけないか、それから料金の徴収ということも考えてもらえないか部長と市長に最後に御答弁いただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　市といたしまして規制に対する条例をつくるかどうか、この問題につきましてはこれも市独自でこれを行なっていくということにつきましてはもう少し勉強させていただきたいと思います。それから料金につきましてもはたして地下水に対する料金を徴収できるのかどうか、この点についても私ども法的にはまだはっきり現在はわかりませんので、その点も私ども検討をさせていただきたい。私からはそれしかお答えできません。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地下水のくみ上げが地盤沈下その他浅井戸の枯渇でありますとか、一つの環境問題といいましょうかあるいは大きく言えば公害問題という形で特に工業用水、大量に使う工業用水が非常に長期にわたって人間社会の

生活に悪影響を及ぼす要因であるということは明らかに今日の科学的な指摘もできるわけでありますが、地下水というものが質問者も言われますとおり水脈によって非常に広域にわたっておると、したがって一地域あるいは一自治体で被害度を測定するということもかなり困難でありますし、それからその水脈はおそらく一つの水位という形で保たれておると思いますので、この日野市内だけを守れば全域が守れるということはたいへん迂遠なことになりますのでやはり広域的にまず政府のレベルであるいは都・道・府・県のレベルで、その中の部分部分につきましてが自治体の範囲でというふうな順序のある法律あるいは規制の手段が行なわれませんとなかなか有効に地下水の保全が作用しがたいんではなかろうかというふうに感じるわけでありまして、非常に問題が大きいだけにわれわれも実態を憶測しがたい感じでございます。そこで市が何をするかということで確かに自治体の、何と言いましょうか責務というふうな立場からの受け取り方もあるわけでございますけど、今すぐそれを料金でありますとかあるいは一つの迷惑料といいますか、そういう形で計算をするということが非常に難しいと思います。そこでわれわれといたしましては、今の竹ノ上議員の非常に地下水の保全がたいへん大切だという御指摘は全く同感するところでございますが、それに対しての対処の仕方ということにつきましてはひとつ広域的に考え、かつまた自治体という範囲でどういうことを行なうべきかということもひとつ検討を十分やってみたいと、市内にはたまたま大規模の地下水を利用する企業があるわけでございますから、何がその規制に役立つかというようなこともひとつ科学的に公害という観点から取り組んでまいらなければならないと、こういうふうに感ずるわけでございます。いずれにしましてもひとつ御指摘の趣旨をよく受け取りまして関係の行政機関とも連絡をとって検討をいたしたい、こういうふうに考える次第でございます。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございます。

（笑声）このただいまの市長の答弁は非常にありがたいんですが、なかなか思い切ってやるという私の願いからするならばもう少し努力をしていただきたいと、そういう観点で若干の意見を述べまして質問を終わりたいと思うんです。まずこの広域的に考えるということでございますが、すでに座間市では必要性に応じて市の知恵によって協力金という形ですでに徴収を始めているわけでございますから、そういう点で広い地域を眺める前にやはり市民が強く新しい公害をなくす、あるいは財源をさがすと、そういう点について日野の市民は強く期待をしていると思うんです。そういう点で積極的に日野市からでもひとつ資源を守るためにはこういう手を打つと、そういう立場で臨んでいただきたい。また私どもも市民として共にその実現のために

努力したいと思うんです。で、現在私も東京都に問い合わせましたところ、地下水がいつなくなるかという、完全になくなるのはいつかという調査を関東一円、南関東地方地盤沈下調査会というのをつくってやっているそうでございますが、この結論が十二月二十五日であるというのでいまのところその正確な科学的なデータをいただいておりませんのではっきりとは申されませんけど数十年の後には関連地方から地下水が完全になくなると、そういうような見通しも一定の学者には出ているわけです。そしてしかも地下水というのは雨水によってこれを補てんしていくという場合に、雨水が地下水を補てんしていく速度というのはきわめてこれは微々たるものでとてもとてもその現在の地下水くみ上げには全然追いつかない微々たるもので雨水の補てんということはほとんど考えられない。長い間に地下水というのは水脈ができてできあがったものでございますので、そういう東京都の現在の調査中の問題なども考えますと一刻も早く日野市自身がよく研究されて大企業のこの反復利用、そして一定の目標を持って、年度の目標を持って、現在年間千二百八万トン使っているならば何年後にはこれを五百万トンにするとか、そういう計画をたてた条例なり政策をひとつ研究していただきたいと思います。それから財政上の問題につきましてもやはりこの税収のことを自然保護、たとえば緑を守ると、そのために市が財政を支出するために入ってきた税金の収入は積み立ててておくとか、いろんなそういう使用目的なども明らかにしながら法定外の普通税というような形で日野市水資源使用税みたいなものを一刻も早く検討していただきたい。以上の意見を述べましてただいまの地下水資源保全についての私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　これをもって二の一、大企業の地下水大量くみ上げ規制と料金徴収に関する質問を終わります。

次に二の二、程久保小（仮称）、三小及び八小学校区新設校の建設促進による過密教育解消についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○十三番（竹ノ上武俊君）　私はプレハブ教室の解消によって行き届いた教育を実現していかなければいけない、そういう考えで若干の質問をさせていただきたいと思います。子供というものは生まれや育ち、そういうものが幾ら違っておりましても学校の教育という場において全員を行き届いた教育をすることによってどこまでもその才能、能力、身体、そういうものは成長していくことができる、私はそういうふうに考えております。そのためにはすべての子供に行き届いた教育をする、それは教育内容の点で、また教育施設の点でこれが絶対に必要であろうかと思います。そういう中で政治の都合である子供には行き届いた教育、ある子供は見放すというような差別などがなされてはいけないというふうに考えます。日野市においては

この十数年間に急速に人口が増加して当然児童数がふえてまいりました。そこで皆さんも御承知のようにプレハブ教室で間に合わせるという結果が起っております。これは根本的には私は自民党政府の無計画な人口集中政策、あるいは過去の日野市における保守市政の無計画な教育の政策的な見通し、こういう原因から起っていると考え、このことに怒りを感じています。（「じゃあどうすればいいんだい」「やってくれ竹ノ上先生」と呼ぶ者あり）（笑声）（拍手）子供に対しては教育の機会均等がどうしても保証されなければなりません。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）したがいまして日野市においては全市民が一致してプレハブの教室の解消のために力を尽くす、こういう立場が必要であろうかと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そして私はプレハブ教室が解消していく、これが市政がよくなったかどうかというバロメーターの一つの基準になっていると、そういうふうに言っても言い過ぎではないと思うわけです。そういう立場から一、二の質問をさせていただきたいと思います。

最初にプレハブ教室がこの数年間でどのように増加したか、あるいは解消したか、これを示していただきたいと思います。そしてもし解消してきつつあるとするならばそれは増築によるものなのか新設小学校などの建設によるものなのか、その点についても若干の御説明をしていただきたいと思います。それから第二点としては今後プレハブ教室が解消していく見通し、これについて市の具体的な計画、特に仮称程久保小学校の建設計画、八小の別途新設校の計画、第三小学校の別途校の新設計画、この点について聞かせていただきたいと思います。まず以上について御答弁いただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問について関連質問者があれば挙手を願います。ありませんね。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　その経過でございますね。それについては庶務課長が調べておりますのでそちらから答弁させていただこうと思います。

○議長（大下　博君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　プレハブ教室の推移ということでの御質問でございますけれども、私のほうで今、資料を持っておりますのは普通教室のプレハブということで御理解いただきたいと思うんでございますが、昭和四十七年度が小学校二十二、中学校八、計三十でございます。昭和四十八年は小学校が二十一、中学校が三、計二十四でございます。昭和四十九年、南平小学校のプレハブ、いわゆる一時的なプレハブを除きますと小学校十三、中学校九、合計二十二。来年度の、昭和五十年度のプレハブ数でございますが、まだ学級数が正式に固まっておりません。現在たいへん流動的な段階でございますので確たるものではなく予想ということで御理解いただきたいと思いますが、小学校が八、中学校が二、合わせて十、その

程度、その前後ぐらいであろうというふうに今、推計をしているところでございます。なお続きまして増築によるものか新設によるものかということでございますが、両方の要素によってプレハブの数は減ってきていると、そういうことが言えると思います。学校によりましては新設されたために大幅に減る。学校によっては増築によってそれが減っていくと、こういうことでございましていずれとはなかなか言えないんじゃあないか、こんなふうに考えております。私のほうでは以上二点……。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは第二点の問題につきましてお答えをさせていただきたいと思います。つまりプレハブ解消、経過ということでございます。つまり新設校あるいは増設が御質問の趣旨と思います。当面、新設校の問題から入らせていただきたいと思いますけれども、私どもで目下新設校に取り組んでいるものといたしましては、仮称十五小、程久保小学校ともいっておりますが、そこの用地買収に目下私どもの公社職員全員であたっております。場所といたしましては動物園の西側の都道、右側の山林でございますけれども、この地主さんにお願いをいたしまして三回のすでに地主会を持ちまして、年内にもう一回の地主会を持つ予定でございます。たいへんこの地主さん方は御理解いただきまして誠意をもって取り組みましょうというたいへんありがたい言葉をいただいておるわけでございます。で、私どもの事務レベルといたしましては、何とかいわゆる十二月中に方向だけ見出していただきたいと、こう思っております。それで明春になりまして契約、そういう運びにぜひさせていただきたいということで目下努力をいたしておるものが仮称十五小学校の状況でございます。その次にくるものは御指摘のありましたように第八小学校を母体校といたしますところのいわゆる倉沢小学校、これも仮称でございますがこの買収に地主さんの御協力をいただいて取り組まなければならないのが二つ目でございます。その次にくるものはどこかと申しますと、第三小学校あるいは七生中学校、平山小学校、それから滝合と六小を母体校とするものの新設校かと思います。そういう順序で私どものほうでは当然用地買収がからみますので段々と取り組んでまいる、こういう方向で目下進んでおります。ぜひ十五小学校につきましては昭和五十年度で造成並びに建設をし、五十一年の四月開校を目標に今、取り組んでおります。八小以下については次年度以降になろうかと思います。目下そういう姿勢で取り組んでいるということをお答えさせていただきます。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　仮称程久保小については、ただいまの答弁で一定の展望をお聞かせいただいたわけでございますが、これについてもっと潤徳小のＰＴＡの方々の御要望、

程久保地域の方々の御要望という点を考えますと、もっともっと努力していただいてはいるとは思いますけれどもさらにスピードアップをしてひとつ進めていただきたいというふうに考えております。それで第三小学校、第八小学校についてあまり具体的ではなかったわけですけれども、もう少しこれについてどういうふうに、地主さんたちの協力を得るために詰めていくのか、もう少しこう日程的なものを一つないのかどうか、たとえば地主会というのを開いて地主さんの協力を得る。程久保小の場合は三回開くということを言われておりますけど、八小についてもいろいろ苦労しなければいけないと思います。三小などについても同じだと思うんですが、特に八小、三小の別途校についてもう少しこまかい具体的な計画を持っていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　仮称十五小学校につきましてはすでに三回の地主会を持ち、あと一回年内に会合を持ちたいということで目下私どもの事務局では十五小に専念をしているということを申し上げます。人員等の関係もございますしまた私、財政のほうの立場からいきますとなかなか一ぺんというわけにまいりません。まず潤徳小学校を、悪い言葉になりますけれども片づけなけりゃあならない。これが片づいた上で八小ということになろうかと思います。で、八小につきましては地元の議員さん、その他役員の方々と会合は持たしていただきました。あまり具体的にはまいっておりませんけれども、学校のことならばというお言葉をいただいておるわけでございます。土地につきましても大体この辺というようなことを地元の方々の御協力をいただいてセットいたしました。しかしまあこれは地主さんの御希望もございますので、必らずしも御了解をいただけるかどうかは疑問でございますけれども、十五小が解決次第これにあたっていこうと、こういう構えでございます。決して放置をいたしておるわけではございませんけれども、まず一校、十五小を専念しようという構えで進んでおります。それから三小につきましては実はまだ地主会はいたしておりません。非公式ではございますけれども、地元の方に私ども御案内をいただいて大体このへんでどうだろうというようなところを、たいへん他人の土地に入り込んだ状況もありましたけれども調べさせていただいております。しかし具体的に権利者を拾って会合を持つというところにはまだ至っておりません。そういうことでまず十五小を解決、次に八小という形で進ましていただきたいと思ってます。決して今、御質問のように早くしなければならないことはわかりますけれども、なかなかこの土地買収というものは一朝一夕に片づくものではございませんで、せいぜい努力をいたしたいと思います。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　重ねてあと一言部長にお伺いしたいと思いますけど、三小についてはいまのところ市が計画していると申しますか指定したいような場所と、そういうものもまだ確定していないということでしょうか。私はやはり第八小の別途校については一定の地主会、一定の土地に目をつけてやっていると、三小についても一刻も早く不可能なところではなく、やはり可能な土地というものを、目をつけて積極的に地主さんにでもあたっていくと、そういうことが必要ではないかと思いますのでこの点もう一言御答弁いただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　三小を母体校とします独立校をどこにしたらいいだろうかということで、教育委員会のほうの御意見あるいは私どものほうで考えた線で、まず高地がいいだろうか低地がいいだろうかということで考えてみました。三小とのからみではどうしても低地、つまりばく然といたしておりますけれども姥久保都営のいわゆる西北といいますか、山寄りの地点をどうしても地主さんの御協力をいただかなければならないという考え方をしているわけではございますが、何せ地主さんの御意見もありましょう。八小を煮詰めた時点でひとつ打ち合わせ会をさせていただきたいと思っているんです。構えは決してないがしろにしているわけではございませんけれども御了解をいただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　それでは最後に市長に一言御質問したいと思います。市民の一部にはプレハブ解消はなかなかできないよという声もあるようでございますが、今、教育委員会並びに市当局の答弁によりますと、昭和四十七年に三十教室のプレハブ教室があったものが四十九年度は二十一になって九つ減っていると、そして来年の五十年度は十教室に減っていくと、そしてさらにこれが、仮称程久保小ができた場合にはおそらく澗徳小のプレハブなども減って一けた、五つか六つのプレハブが昭和五十年の最終段階では残ると、そういう方向でプレハブ教室がやはりなくなっていくと、そして次には小・中学校の児童の教育施設という点ではさらに一段の飛躍ができるのではないかと、私はそういうふうに評価したいと思っております。そこでこのプレハブ解消あるいは南平小の建設についても非常にこのスピードが完成まで早かったように私はみておりますけれども、そういう点について市長はどういう努力をしてそういうことになったのか、そしてそういう教訓の上に立って程久保小あるいはさらに次々と建設しなければいけない小学校新設、あるいは中学校の新設に向かってどういう点に意を尽くしながら建設を促進、あるいは計画を詰めていかれるおつもりか一言御答弁いただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　プレハブ教室の解消といいますかあるいは教育施設の整備といいますか、これは避けられない一つの義務教育という前提があるわけでありまして、そのために四十九年におきましては順序といたしましてようやく南平の小学校が建設一応完了というところまでこぎつけ得たわけでございまして、これは昨日御報告をいたしましたとおりたいへん各方面の方々の御協力のたまものであるというふうに市民をあげて感謝をしておる気持でございます。七カ月で一つの学校をつくり得たという、建設の地ならしから始って七カ月で終ったということは庁内あげて取り組みましたこととそれから関係の方々の御協力をいただいたことが一番大きいおかげであるというふうに考えておるわけでございまして、各方面に感謝を申し上げたいという気持で一ぱいでございます。それから今後のことを次々と重ねて質問があるわけでございますが、私はまだ先の十カ年ぐらいはほとんど毎年小学校、それから三年おきぐらいに中学校と合わせた形、そういうことで新設校を建てなきゃあならない日野市の情勢があるというふうに考えております。したがって今、見通しますのは三校でありますとか五校であるとかいう範囲でございますけど、おそらくその後にもずっと当分の間は続くことが必至であるというふうに思っております。三年分ぐらい、何といいましょうか、先立ってあらかじめの取得ができておればもうほんとうに申し分ないんでございますけど、用地の取得ということは非常に難しいわけでありますし、一つには財政面の事情もあります。土地もやや、何といいましょうか、価格が安定したといいましょうか、あるいは頭打ちになったといいましょうか、そういう感じも今の経済の情勢の中では一つの現象としてはなっておりますが、このままに推移するものであるかどうかはまだ定めがたい感じでありますし、ある面ではあまり早期にじゃあ確保して、きのうでしたか三浦議員からも言われましたが、早く確保したために先にいけば安くなるものを高く買ったというようなことが一面にはあってはならないという感じもあります。さればといって安心を保つためにはどうしても次々と先行取得をしていきたいと、こういうふうに考えております。図面作戦でどこそこに、このあたりに必要である、あるいはこのあたりが望ましいということは計画上は可能でございますけど私の権利に属する地主さんの立場もあるわけでありますからして、そうその思いどうりに必らずしもそのいい場所が確保できるというわけではありません。可能性のあるところをさがしつつ御協力をいただくと、こういうふうな状況を進めるわけでございまして、順序としては八小それから三小あるいは中学、そういった順序で、それらを母体校とする順序であろうとこの二、三年先までは見通しておるわけでございまして、まあ一校分を取得し得ましたならばすぐ次の分を

全力をあげて御協力をいただく努力をはかっていくと、こういうことで臨むわけでございまして、でき得ればひとつプレハブ解消は一度はひとつゼロという状態にはしたいと思いますが、今後人口の流入、流入と言ってはいけませんが、日野市の人口はまだ年々、おそらく五千名づつぐらいはふえる情勢下にあります。そのこと自体はおそらく五千名の人口増は学校二校分では間に合わないぐらいなふえ方だという感じでもあります。今後まだ区画整理でありますとか、大きい団地造成というようなことはなるべく押えたいとは思いますけど、しかし社会増それからまだまだ余地がありますから人口はどうしてもふえることを避けられない。しかしそのふえるふえ方はなるべくひとつ秩序のある計画的なセットの中でふえていただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。学校のプレハブ解消は最も努力するところではございますけど、必らずしも現在の漸減の状況がそのまま済めば幸いでありますし、あるいは一時はふえるような場所ができないとも限りませんが、十分ひとつ全体の状況を見通しまして学校新設並びに増築には全力をあげて取り組む気持で、考え方でございます。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　どうもありがとうございました。積極的にプレハブ解消を進めるという市長の努力をさらに私は期待したいと思います。最後に一言、要望でございますが若干でも残ったこのプレハブ教室については、たとえばクーラーを入れるとかいろいろな努力で子供に教育上の差ができないようにあるいは教職員の教育上の支障がないように努力をしていただきたいという点が一つでございます。それからもう一つは、地元のあるいは三多摩地域の地主さんと協力を求めていくということとともに、日野市にも若干ではございますが、大企業の持っている、ほとんど使っていない小学校用地の面積ほどの土地もございますので、そういう点にも目を向けてさらに進んでいただきたいと思います。それから財政の問題については市長並びに市当局が絶えず主張されておるとおり、この超過負担の解消のために全市民をあげてひとつ超過負担の解消ということを目ざしていきつつ南平小や程久保、そういうところでもされたように起債その他あらゆる手段を使って先行的に土地の取得とか建築を進めていくようにぜひ努力していただきたいと思うんです。最後に私は南平小の建設が非常にスピードアップで完成していったという中には市民の全般的な御協力というふうに市長は申されましたけれども、私は南平小学校をつくるときに市民が一万人以上の署名を集めてプレハブ解消、南平小学校の建設というこの市民の教育に対するエネルギー、これも大きな支えになっていると思うんです。そういう点で今後とも市民のエネルギーを信頼してひとつ教育施設の充実のために努力していただきますように御要望いたしまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。（「地主だよ、地主だよ、地主の協力だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　本日の日程は終わりました。本日の会議はこれをもって散会いたします。明日の会議時間は午後一時です。時間厳守で御参集願います。

午後五時二十七分散会

十二月十三日　金曜日　（第三日）

昭和四十九年第四回定例会

日野市議会会議録

第四十八号

十二月十三日金曜日（第三日）

出席議員（二十四名）

二番	滝瀬敏朗	君
五番	鈴木美奈子	君
六番	橘祐子	君
七番	板垣正男	君
八番	黒川重憲	君
九番	林重義	君
十番	谷栄吉	君
十一番	剣持佐吉	君
十二番	石坂勝雄	君
十三番	竹ノ上武俊	君
十四番	米沢照男	君
十五番	市川芳太郎	君
十六番	秦正一	君
十九番	高橋道夫	君
二十番	佐々木昭雄	君
二十二番	大下博	君
二十三番	本間久	君
二十四番	一ノ瀬隆	君
二十五番	日野源作	君
二十六番	吉冨繁枝	君
二十七番	三浦重春	君
二十八番	飯山茂	君
二十九番	島村孝志	君
三十番	名古屋史郎	君

欠席議員（六名）

一番	滝瀬政吉	君
三番	奥住芳雄	君
四番	正国大治	君
十七番	清水芳雄	君
十八番	杉山寅三郎	君
二十一番	大柄保	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	松村清栄	君
市民部長	谷多喜知	君
生活環境部長	加藤一郎	君
建設部長	篠崎美雄	君
都市整備部長	中島武男	君
福祉部長	赤松行雄	君
教育長	倉又秀作	君
水道部長	成井正夫	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育庶務課長	落合豊	君
下水道課長	橋本栄満	君
区画整理課長	小島久	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	樫村正男	君

速記委託　住所　立川市曙町一～十～三
立川速記者養成所々長　関根雪峰
速記者　清水聡一郎　君

議事日程

昭和四十九年十二月十三日（金）
午後一時開議

一、一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一、

午後一時三十五分開議

○議長（大下　博君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十六名であります。（「やる気がねえならよしたほうがいいや」と呼ぶ者あり）一般質問を行ないます。

三の一、下水道建設問題についての通告質問者本間久君の質問を許します。

（二十三番議員登壇）

○二十三番（本間　久君）　十二月の議会のためになるべく私も協力する意味で質問を簡単にしたいというふうに思います。社会党の本間です。（笑声）下水道問題の建設の問題についての質問をいたします。まずその前に私は基本的な問題についてただしたいと思いますけれども、森田革新市政が最も基本としているものは、まあスローガンといいましょうか、それは緑と清流を取り戻そうということだと思います。今日私たちを取り巻く生活環境といいましょうか、これらについては緑を奪われて工場排水や家庭用雑排水などによって河川はかなり汚染されております。空もやはり同じように排気ガスでもって非常に苦しいような毎日が続いておりますけれども、一方こういう中でも乱開発によって緑をなくされ、酸素が薄化されるだけでなく地下水の汚染についてもかなり進んでおるようでございます。工場排水や家庭用雑排水を川や用水路へたれ流しているのでは、とうてい緑と清流は私は返ってこないのじゃあないのかというふうに思っております。このことは単に森田市長のスローガンだと私は思っておりません。いわゆるそれは単にスローガンということでなくてやはり全日野市民共通の私は問題ではないかと思います。これに着眼した森田市長の政策は、あるいはその発想は私は将来の市民生活に欠かせぬきわめて重大な問題だというふうに考えております。十二万市民あるいはそのマスタープランによると将来二十五万日野市民の生活環境を整理するのに必要なのは私は何といっても衛生的な町づくりであり、具体的には下水道の建設にあると思いますが、その点について理事者及び担当者に異論があったらお聞かせ願いたいと思います。また私たちはよく公害ということで排気ガス等による大気汚染あるいは作物などに直接散布する薬品が人体に影響をもたらすものや、あるいは洗剤の利用等に見られるように化学薬品による被害は底知れぬおそろしさとなり、恐怖となっているのが現状ではなかろうかというふうに思います。雨水の中にもあるいは家庭用雑排水の中にもあるいは路上のごみの中にも化学薬品や病源体がうようよとまじっているのも今日ではないかと、そして一雨降れば、大雨が降れば路上や庭先にもこれがはんらんする地域さえあるのが現状ではなかろうかというふうに思います。こうした現状の中でかりにこういった雨季にでも上流に伝染病でも発生したら私はたいへんな事態を招くおそれのあることを思うと実は心配でならないわけであります。よ

く一部には神明上に庁舎が建設されるとある所が水びたしになると、……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）いって庁舎建設反対を叫んでいる人たちもございますけれども、排水路をつくろうとするとこれも反対だというような事態が現在起っております。しかしかりに神明上に庁舎が私はできなくても雨水の被害をなくすることは全くその保証がないというふうに思います。というのはやはり庁舎が建たなくても家やビルディングは建ち、道路が舗装されては全く私は同じようなことになるんじゃあないかというふうに考えておりますけれども、これらについてやはり専門的に考えておられる担当者の課のほうの意見があればお聞かせ願いたいというふうに思います。こうした今の問いについてはいわゆる下水路といっているわけでございまして、下水道法に基づく雨水排除を目的としたものであって全く下水道ではないわけです。したがって汚水が直接多摩川や浅川へ流れ、その下流はますますよごされていくことになり、したがって日野市が河川をよごして他地区へ迷惑をかけることになり、清流を取り戻すことができなくなってしまう結果を招いてしまいます。下水道とは、これはあらためて定義づけするわけではございませんけれども、その下水を処理するに必要な処理施設を備えたものということだと私は思っております。またそのようにも書かれております。その下水道の中には公共下水道といって市町村が単独で行なうものやあるいは流域下水道といって市町村が二つ以上で下水道事業を行なうものとがあるようですが、この考えについて間違っていたら御指摘願いたいと思いますが、そこで私は質問の本論に入りたいと思いますけれども、すでに都内二十三区は別として三多摩地域の下水道事業は、昭和二十六年、武蔵野に始って、二十八年八王子市、三十一年立川市、三十三年日野市、これは多摩平公団住宅だそうでございますけれども、三十五年には三鷹市の五市が公共下水道の建設を行なってきたというふうに聞いております。中でも武蔵野や三鷹市では市政の最重点政策として全力をそそぎ、四十七年度末では普及率が何と一〇〇%の達成をしたそうであります。また合併前の旧市域っていいましょうか、そうしたところで完成しているところは立川、八王子などがあるようでございますけれども、こうした地区から見ても日野市がたいへん下水道建設については立ちおくれているということを言わなければなりません。で、私は最近、下水道対策特別委員会で北多摩一号処理場を見学してまいりましたけれども、その説明の中でも下水道の果たす役割りというのを、いわゆる偉大さというものについてあらためて認識をさせられました。西洋なんかでは下水道のない町は屋根のない家と全く同じだと、このようにいわれております。日本全体のまた普及率が一九%であると、三多摩においては一二・二%しか普及されていないようであります。全体的にも日本の下水道事業、下水道の普及率が一九%と低いようでございま

すけれども、諸外国においては、大体イギリスが九四%ぐらいまで普及されていると、オランダが九〇%、西ドイツが六三%も普及されておるし、またアメリカでは七一%も普及されていると、こうしたことから考えても非常に日本全体の普及率は低いし、また全体の普及率をさらに下回るのが三多摩ではないかと、その三多摩の中でも特に立ちおくれているのが私は日野市ではないかというふうに考えております。こうした中でも北多摩の一号処理区では小平、東村山、小金井、立川、府中、国分寺などの市が流域下水道へと排水を行なっているようですけれども、日野市の場合、このへんの計画についてはどういうふうになっているのか、まずその一つとして私は、尋ねたいのは現在南多摩流域下水道ですか、南多摩流域下水道が稲城、多摩の間にございますけれども、そこについて日野市がかかる部分があるやに聞いておりますけれども、そのへんの計画の中で、これに当初の計画だそうでございますけれども、二百ヘクタールの部分に、たとえば落川だとか百草が入るというふうに聞いておりました。そのようなことでその計画が進んでいたわけでございますけれども、聞くところによりますとことしの六月ごろ南多摩開発本部のほうから何か問い合わせがあったとか何かいろいろ聞いておりますけども、日野市の要求としてもこれを四百ヘクタールに引き上げてほしいと、こういうような形でもってそれがほぼ合意に達してるんじゃあないかっていうふうにも私は考えておりますのでそのへんについての具体的な経過を説明していただきたいし、特にこのあとまた橘議員のほうからも質問がございますのであまり詳しくは言いませんけれども、質問しませんけれども、……（「遠慮すんな、やれやれ」と呼ぶ者あり）日野市の着手年度ですね、これが五十年度に都市計画を決定し、事業認可の取得を予定していると、こういうようなことも考えておられるようです。また、五十一年度から五十五年度にその枝線の工事を五カ年計画で行なうと、こういうことも何か聞いておるわけでございますけれども、これらについて具体的にどういうふうにしていくのか、またそれにこれらの工事について予算化は一体どうなっているのかと、こういうようなことについて具体的に御答弁を願いたいというふうに考えているわけです。それが一つは南多摩流域下水道に加わるまず二百ヘクタールの部分と、百草、落川ですか、それと四百ヘクタールにした場合にどの部分がかかり、その計画がどういうふうにやってなされていくのかと、予算化についてはどうなのかっていうことについてもお答え願いたいっていうふうに思うわけであります。次の質問ですけれども、これは五月の二十九日に下水道対策特別委員会で市側の構想が出ました。その内容については流域下水道とした場合、将来の日野市の人口を二十八万人みているそうでございますけれども、それに八王子市の一部の十六万人のいわゆる計四十四万人ですか、四十四万人の処

理能力を考えたと、そしてそれが一人大体、最大の汚水量が七〇〇リットルとして計算されたようでございますけれども、それを掛けますと約三十一ヘクタール、約十万坪ですね、十万坪と聞いておりますけれども、その数字が私は南多摩流域下水道に入る部分の人口をも加味されているんじゃあないのかっていうふうに今、考えるわけです。それらを引くと単純計算ではございますけれども約九万坪で済むのではないのかというふうに考えます。また都市整備部長は先般行なわれました万願寺の土地区画整理の説明会におきまして七万坪から八万坪で検討するよしの話をしております。これらについては下水道対策委員会との数字のズレですね、これについてはどういう関係でこの七、八万坪が出てきたのかということを私は一点伺いたいと思います。それから次の質問ですけれども最大汚水量の基準です。これは一人一日七〇〇リットルというのは、もちろんこの中に水道使用量が私は入っていると思いますけれどもこれは建設省の基準なのかどうなのか、またこれは処理場の大きさを決める基準となるようでございますけれども、この数字の変動性は何年後を見込んだものかどうなのかということについてのこの基準について重大な問題ですからお答え願いたいというふうに思うわけです。それからもう一つ最も重大な問題については、かりに日野市が下水道事業を行なう、下水道建設を行なう場合、流域下水道にするのか、あるいは公共下水道にするのか、その基本的な考え方をまずお尋ねしたいと思うわけです。そこでもしかりにですね、かりに流域下水道の場合の、そうなりますと当然処理施設がどこかにつくんなきゃあなんないと、かりに日野市につくった場合、これもやっぱり計算になってきますけれども、そのような面積をやっぱりどのくらい必要になってくるのかということになってきますねえ。そうしますとこれは私が単純計算で割り出したもので別にこれは専門家じゃあございませんので全くその正確ということにはあてはまらないかもしれませんけれども、マスタープランの人口が二十五万というふうに聞いております。また南多摩流域下水道に入る処理人口ですね、それがかりに約五万五千人というふうに踏みますとそれにプラス八王子の十六万人といわれましたけれども私は十六万人はちょっと多いんじゃあないかっていうふうにも感じます。そこで十万人として押えた場合に大体二十九万五千人が対象人口になるとみて差しつかえないんじゃあないかっていうふうに思うわけですけれども、そうした場合について最大汚水量の基準についても二次処理というものを十分に検討していけば一日一人六〇〇リットルの水の量でもって計算しても差しつかえないんじゃあないかっていうふうに思うわけです。その場合計算しますと約四万八千坪の面積で済むんじゃあないのかと、流域下水道がですよ、四万八千坪、そしてさらにこれを、安全率を三〇%にみるわけですね将来の、やはり計画をする場合一度つくってしまったらもうそれは絶対にもう拡張できないんだっていうような状態では私は困ると思うんですね。それをかりに三〇%、これもある日野市以外の方から聞いたんですけれども、三〇%みれば十分であるというようなことも聞いて三〇%掛けてみたんですけれども、そうしますとそれを三〇%の余裕をみても六万坪あれば十分じゃあないのかというふうに、これは全くあくまで私の全く浅いしろうと知識の中で計算されたもので、そのへんの信憑性っていうものは専門家じゃあございませんから若干私は確信がもてませんけれども、これらについてもひとつお聞かせ願いたいというふうに思うわけです。それから、問題は用地の確保になってくると思うんですね、そうした場合に。現在、万願寺の土地区画整理の説明会が過日行なわれ、議会の全協でもその説明会が行なわれたわけです。そしてその区画整理のラインが一定のところに引かれたというふうにこれは聞いております、見ております。そういう観点から一つ、これはそのラインが私は絶対動かせないものなのかどうなのかということが一つあるわけです。それから第二に、一・三・一の計画道路の東側でなるべく民家に引っかからないような所で用地の面積が取れないのかどうなのかと、こういうこともお聞かせ願いたいと思います。またその中に国有地はどのくらい入っているのかと、そうした場合ですね、聞きたいと思うんですが、まずそういう状況です。そして私はこういう中で特に今後日野市の下水道を建設するにあたってまだ具体的な計画っていうか、細部にわたっての綿密なる、設計とかそういったものがまだないようでございますけれども、現在どのようにそれが進んでいるのかと、東京都の関係なり、国の関係でどのように進んでいるのかと。同時に万願寺の土地区画整理区域の中でそれが下水道を含めて解決できないのかどうなのかと。具体的には場合によっては区画整理が多少延長されてもいいんではないのかと、区域ですね、拡大っていいますか、そういうようなこともされてもいいんじゃあないのかと。もう一つ最も基本的なことについては、この市の庁舎内にやはり下水道についての建設についての十分なる研究、こうしたものがされなきゃあいけない、あるいは具体的な設計等もあるいは具体的な政策を折り込むためにもぜひプロジェクトチームをつくってほしいというふうに私は考えております。昨日もある質問に対して助役さんのほうから広くいって日野市は水の問題だと言われました。こういうことを考えればやはり日野市百年の大計あるいは現況の日野市、将来の日野市を展望した場合についてはどうしてもこの水の問題、いわゆる具体的には下水道をつくらなければ私はほんとうの意味の緑と清流は取り戻せないと、このように考えております。そういう意味からぜひこの革新市政も大きく伸ばす意味からも下水道建設を促進するためにこれをつくってほしいと、このように考えておりますけれどもこれらについてのお考えをお聞き

みまして建設省からこの南多摩流域下水道の認可を取ったのは二次方式で取ったもの、そういう関係で建設省は三次方式を強調しております。そういう関係でいろいろこのへんのいきさつもありましてまだ確定はしておりません。建設省と都と協議をしておりますが、まだ確定をしておりません。そういうことでございます。それから区域はどの辺かということでございましたが、頭の中でひとつ考えてもらいたいと思いますが、今まで申請していました区域はちょうど落川と新井の一七号線の先に小長井住宅というのがあります。小長井住宅から南へ抜けましてちょうど西武団地、あれから東ですね、それが二百ヘクタールと、今回申請を行ないましたのが都道の一五四号線、いわゆる新井橋を真っすぐに抜けた道路の東側ですね、これを入れまして四百ヘクタールとして申請を行ないました。そういうことで現在はまだ確定はしておりません。それからこれからまりまして予算化の問題がございますが、一番早く可能であろうと、こういうふうに考えられますのが今言う南多摩流域下水道関係の今の地域でございます。そういう関係で進捗状況の度合いを見ながら予算化をするということはいわゆる基本設計に入ってみたいと、これはもう少し詰めませんとわかりませんが詰めてきて可能であるという、あるいは可能であるなしということもありますが、いずれにしても四百ヘクタールを考えて、これは確定じゃああありませんけれども、四百ヘクタールを申請してあ

りますので二百ヘクタールで、橘議員から三百ヘクタールで申請してはどうかというような話がありましたけれども、これは四百ヘクタールを放棄しますと二百ヘクタールにもなりますので四百ヘクタールの計算で行ないたいと、こういうふうに考えております。ですから南多摩流域下水道についてはそういう事情で、現在進んでおりますけれども、予算のほうもこれは基本設計に入りたいということで予算化をして申請をしてみようと、こういうことでございます。それから次の流域下水道でございますが、御存じのごとく先ほど本間議員が言われましたように、一番早いのは三鷹、武蔵野で、昭和二十六年から下水道事業を行なっておりますが、御存じのように下水道事業というのは非常に膨大な金がかかります。金がかかるために国も都もおくればせながらかなりの進捗度を持ち出しながら協議を行なってまいりました。先ほど申しましたように非常にこの三多摩地区、北多摩も入りますが、特に北多摩はだいぶ進んでまいりました。しかし先ほども本間議員から御指摘がありましたように一番進んでいるのが三鷹、それから武蔵野ですね、それから府中、この程度が現在府中が大体四〇%ほどいっていると思います。ほかは大体一〇%から一五%と、そういうことでございます。昭和六十年までにこの三多摩地域を一〇〇%にしようということで鋭意各市町村とも各連合で下水道計画を立てておりましたが、残念ながら当市は非常に予算の関係、どこの市町村もそうですけれども予算化の問題その他いろいろな山積した問題がたくさんございましていまだに処理しきれないような、しかしながら基本的には流域下水道でいこうということで昨年、これは諸般の事情を申しますと、財政的な問題、それから地域の問題、そういうことも考えながら一応姿勢としてはどこの市町村も流域でいこうということで協議をしておりますので、当市だけが単独でいくというわけにはまいらないので、そういうことで一応姿勢として流域下水道でいきましょうということで、都に申し入れをしたわけです。しかしこれとても東京都は当然当該市の関係住民の同意が得られなければこれは都が幾らやろうとしてもできない。よく皆さん方の流域下水道あるいは公共下水道で勘違いをしている場合があると思います。流域下水道の場合は処理場と幹線の負担を、つまり都と国が大幅に、ほとんど全部、全額持ってます。そういうことで流域下水道にいたしましても日野市内を行なう場合はこれは公共下水道でございます。そういうことのよく間違いがございますが、流域下水道で進んでも実際には市内は公共下水道でいかなければならない、そういうことでございます。そういう関係で今まで流域下水道で進んでおりました。しかし先ほど申しましたように地域の住民の許可が得られないまま、そういうことでその点当市ももちろんできませんし、東京都としてもそれを推進するわけにいかない。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういうことでございます。し

したいと思いますので、ぜひひとつ建設的な御答弁を願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に対して関連質問者があれば挙手を願います。

（関連質問者挙手）

○議長（大下　博君）　それでは答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）　お答えいたします。

ただいま本間議員のほうから南多摩流域下水道並びに現在まで行なっておりました流域下水道という方針のもとに進めてまいりました流域下水道。それからそれにからまるところの万願寺の土地区画整理事業。それから予算の面とか総合してたくさん出ておりましたけど、まず流域下水道いわゆる南多摩流域下水道のほうから御説明申し上げます。これは具体的に橘議員のほうから具体的に示されておりますのでそのときにこまかいことは御説明したいと思いますけれども、現在では二百ヘクタールを四百ヘクタールに申請がえをしたと、いわゆる拡張をお願いしているということは御存じのとおりでございますが、まだ確定はしておりません。これは昨日、下水道課長を流域下水道本部に派遣しまして状況を見ておりましたけれどもまだ確定はしておりません。これは御存じのように多摩ニュータウン区域の人口抑制問題から端を発したものでございまして、これにから

たがいまして先ほど本間議員から何回かお話がございましたが、万願寺の区画整理の説明会に端を発しまして地元の住民の賛成をいただきました。これは先ほど十万坪というような、これは想定十万坪でございまして、三十一ヘクタールで大体十万坪、こういう概略の計算です。その当時はいわゆる十万坪といいますとさっきの万願寺の話に入りますけれども、十万坪となりますと当然都道の東側が全域かかるだろう。しかし計画が、案がいわゆるたたき台、地元に持っていって御説明するところのたたき台ができなければはっきり申し上げられないわけです。そこで万願寺もどんどんおくれてくるということから非常に不手際ではございましたけれども都道の東側をはずしまして一応、全部をはずしたっていう意味じゃあございませんが確定を、下水道の確定をしていなかったために万願寺の区画整理の説明を急がなければならない、そういうことで万願寺の説明会を行なったわけです。そこに一つの亀裂ができたわけでございまして、決してあの中の全部を万願寺の区画整理から除外するという考え方では、最初からそうではございません。当然詰めていけばこれは皆さん御存じのように決していいものではございません。地元に言わせれば当然反発を食うもので、どこの市町村でもこれはもう至るところで起っております。そういう関係でできれば下水道を先に煮詰めていってそれで万願寺に持ってきたかったんですが、どうもおくれそうだということから万願寺の区画整理の説明会を行なったと、これが実情でございます。そこで反発もございましたし、このままでいっては万願寺もできません。それから下水道もできない。いろいろの面に支障ができるだろう。こういうことから事務当局といたしましては地元の方といろいろと意見をいたしましてぜひこれでひとつ何とか万願寺についてはというお話をいたしましたけれども、万願寺については反対しているんじゃあないんだということでございますので、やはり先に立つのは下水道、こういうことで下水道、流域ということになりますと八王子をしょうことになりますから当然面積は十万坪でなくても七万坪、八万坪という線が出てくるだろうと、それでは将来の、これは当市だけでなくこれも全国的にそういうことは起こり得るだろうと、こういうふうに考えております。これは三市以上ならもっと大きな面積が必要になってくる。もちろん建設省は三次方式を強要します。これは、三次方式でやるということはやはり縁と清流を取り戻そうということと同じ意味でございます。そういう関係で三次方式は絶対譲れないということで、三次方式を強調する場合は当然面積は公共下水道よりもずっと大きくなる。そこでこれをどうしてもやろうという、まあ流域でいこうということになればこれは先ほど申しましたように区画整理もだめになる。流域、要するに下水道のこともだめになる。ほかにもいろいろ廃止するだろうと、こういうことで非常に財政的な問題もございますけれども一応理事者と相談いたしまして、流域というものについては一応白紙で今度は臨もうと、いわゆる出直していこうということで現在事務当局としては財政的な問題もありますけれども、まず面積を確保しないことには幾ら鐘や太鼓をたたいてもこれは、下水道事業については全然お先まっ暗ということになります。したがいまして最小限度の坪数で処理場の敷地を確保したいということで現在その原案を練っておるわけです。その原案ができ次第、まあ計画といたしましては来年の正月に入りまして地元にこの提案をいたしまして御了解をぜひいただきまして、そして万願寺、そのはずれたところは、今度ははずれたところは万願寺の区画整理に入れると、こういう考え方で行なうと、そういうことで事務当局は考えております。これはですから万願寺の区画整理の計画変更はできないかというものにも関連してまいります。それから七〇〇リッターの問題でございますが、七〇〇リッターについてはこれは建設省の基準でございます。それから今、進行状態を申しましたけれども、進行状態については現在原案を作成して地元にお示しをいたしまして、地元と今度は協議をいたしてできるだけ、これはもう地元と協議をしないことにはとうていできないことでございますので、まず考え方の基本として私は、事務当局として考えているのは、まず原案ができましたら、下水道対策委員会というのがあります、議会に。この方たち、それから地元の住民、それから事務当局、

整理の説明会を行なったと、これが実情でございます。そこで反発もございましたし、このままでいっては万願寺もできません。それから下水道もできない。いろいろの面に支障ができるだろう。こういうことから事務当局といたしましては地元の方といろいろと意見をいたしましてぜひこれでひとつ何とか万願寺についてはというお話をいたしましたけれども、万願寺については反対しているんじゃあないんだということでございますので、やはり先に立つのは下水道、こういうことで下水道、流域ということになりますと八王子をしょうことになりますから当然面積は十万坪でなくても七万坪、八万坪という線が出てくるだろうと、それでは将来の、これは当市だけでなくこれも全国的にそういうことは起こり得るだろうと、こういうふうに考えております。これは三市以上ならもっと大きな面積が必要になってくる。もちろん建設省は三次方式を強要します。これは、三次方式でやるということはやはり縁と清流を取り戻そうということと同じ意味でございます。そういう関係で三次方式は絶対譲れないということで、三次方式を強調する場合は当然面積は公共下水道よりもずっと大きくなる。そこでこれをどうしてもやろうという、まあ流域でいこうということになればこれは先ほど申しましたように区画整理もだめになる。流域、要するに下水道のこともだめになる。ほかにもいろいろ廃止するだろうと、こういうことで非常に財政的な問題もございますけれども一応理事者と相談いたしまして、流域というものについては一応白紙で今度は臨もうと、いわゆる出直していこうということで現在事務当局としては財政的な問題もありますけれども、まず面積を確保しないことには幾ら鐘や太鼓をたたいてもこれは、下水道事業については全然お先まっ暗ということになります。したがいまして最小限度の坪数で処理場の敷地を確保したいということで現在その原案を練っておるわけです。その原案ができ次第、まあ計画といたしましては来年の正月に入りまして地元にこの提案をいたしまして御了解をぜひいただきまして、そして万願寺、そのはずれたところは、今度ははずれたところは万願寺の区画整理に入れると、こういう考え方で行なうと、そういうことで事務当局は考えております。これはですから万願寺の区画整理の計画変更はできないかというものにも関連してまいります。それから七〇〇リッターの問題でございますが、七〇〇リッターについてはこれは建設省の基準でございます。それから今、進行状態を申しましたけれども、進行状態については現在原案を作成して地元にお示しをいたしまして、地元と今度は協議をいたしてできるだけ、これはもう地元と協議をしないことにはとうていできないことでございますので、まず考え方の基本として私は、事務当局として考えているのは、まず原案ができましたら、下水道対策委員会というのがあります、議会に。この方たち、それから地元の住民、それから事務当局、理事者を入れましてこの原案のたたき台をこしらえて、そして地元に持っていくための基礎固めをしてそしてやるか、先に地元のほうの、これは審議会と同じになりますけれども地元の方の御意見を伺ってできるだけその縮小をする考え方でいきたいと、こういうふうに考えております。今の、概算でいきますと、先ほど本間議員が基本計画の人口を申しましたけれども、その基本計画も昭和三十四年にできたものと思います。それで進行状況がだいぶ当時と変っております。そこで人口ももう一度練り直す必要があるだろう。これは当市だけでなく先ほど申しました南多摩流域下水道関係の八王子、多摩、稲城、町田等もそれぞれ人口の練り直しをしております。そこで当然人口抑制を行ないながら考えれば本間議員が言われたような面積も可能になってくるだろうと思うんですね、そういうふうに考えております。これもあくまでつくったはいいけどもふえてあとは増設することはできないというときにまた問題ができます。したがって六十年度の人口で一応人口推定を行ないたい、こういうふうに考えております。大体いろいろたくさんありましたんですが、かなり網羅して申し上げましたので大体入っていると思いますが、もし不足のところがありましたら。

○議長（大下　博君）　本間久君。

○二十三番（本間　久君）　だいぶ部長のほうから詳しくは説明されていたわけですけれども、私が特にこの中で基

本的になるものはやはり公共下水道でやるのか流域下水道でやるのかということの問題ですね。それで流域にしろ公共にしろとにかく私たち市民としてはいずれでもいいわけですけれども、とにかく一日も早く下水道が引かれなければどうしようもなくなるような環境ではないのかと、現況から見てですね、将来の展望を見て。そういうのから考えるとやはり人口なんかについても、マスタープランでは二十五万の想定があると、新庁舎建設の場合については約二十万見ているわけですね。そういうような場合から自動的に人口の幾らで取るかと、将来日野市の人口をどう想定するのかということになってきて、大体水道の使用量なんかの場合については約十年間見るそうですね。それで一般的な人口なんかについては、下水道の事業そのものは大体二十年間先ぐらい見るそうですけれども、それらを考えると自動的に、もう黙っててこう計算上その処理面積が出ちゃうわけですね。ただそれでは、私たちはそれはあくまでも素人考えですけれども、技術的では少ない面積の中でもかなりこれだけ高度な技術が発達しているわけでございますからかなりの処理施設ができるんじゃあないのかというふうなことも素人ながらにも考えられるわけですね。そうした意味からいってやはりその点について慎重にというか、早急に検討をしていただいてやはりはっきりと提示できるような形にしていき、将来への展望へつなげていく必要があるのじゃあないのかと、そういう中で住民とも話し合わなきゃあならないし、あるいは今後の施策を講じなきゃあならないと思うんですけれども、それらについてまず日野市の場合、やる場合ですね、流域あるいは公共下水道、これを、これはあくまでもこれは結論でなくてけっこうですから、どちらを選ばざるを得ないかという現況からいってそのへんの考え方をちょっと聞かしてほしいと思うんですが。

○議長（大下　博君）　都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）　お答えいたします。先ほど来いろいろとるこまかい説明をいたしましたけれども、まあ何と言っても流域にしようと公共にしようとまず敷地がこれは一番の最大の問題であります。したがって敷地を大きく取るということになると、これは取れないわけです。そうするとおのずと公共でいかざるを得ないだろうというとこに落ち着くんではないか、これは事務当局の考えです。あくまで。そういうことで先ほど言いましたように流域下水道で押せばこれは負担の面に多少のあれはありますけれども、これは敷地で行き詰まってしまうと思うんです。したがって財政面その他を考えますと、財政面から考えればもちろん流域もいいだろう。しかしいかにいいものでもできないものを計画してもしょうがないだろう、こういうふうに考えられるわけですね。今の時点で申しますと、これはうちだけでなくて、日野だけでなくおそらくどこの市町村もおそらくそういうことが起こり得るんじゃあないかとで、特に廃河川敷をたくさん持っているところはこれは別です。廃河川敷、そういうものがないところは、これは一般の民間地をそのまま使わなければならない。民間がそうやすやすと売ってくれるかというと今の時代はそう簡単にはオーケーというわけにはいきません。これは体育館をつくるんだとか、学校をつくるんだとか、これは簡単に、でもないけれども、簡単ではありませんけれども売ってくれる可能性は十分あると思います。しかし処理場が来るんだというそのイメージだけでまず相当なのろしがあがってくるんじゃあないかと、しかしのろしがあがるからやらないんだっていうんじゃあこれはまずい。やはりそれを最小限度まで煮詰めて、そしてこの程度にまでぜひお願いしたいということでお願いをせざるを得ないと思うんですね。これは買うという高飛車な考え方でなくお願いしにいかざるを得ないと思うんです。ですから私の考えでは先ほどから何回も申し上げますけれども流域下水道、実際は流域下水道でいきたいんです。しかし流域でいくっていうことは敷地の問題が出てくる。流域じゃあ金が助かる。幾らか助かります。しかし公共でいけば敷地は狭くなる。そのかわりよその市町村をする必要はない。ただ単独で、市の単独でやらざるを得ないということで、こういうことで必らず無理はあろうかと思うんです。しかし、十一月の末ごろ、これは新聞紙上で見たんですけれども、やはり私たちが考えているようなことが起こっておるんですね。要するに下水道担当をしております都の学者のはだの方々、新聞紙上でかなり一面に出ておりましたけれども、やはり建設省が流域下水道第三次処理方式を打ち出すことはよろしいけれども敷地で行き詰まるだろうと、これは当然なんですね。私たちはこれはやっぱりわれわれが考えていると同じようなことを言っているんだなあというふうに思いましたけれども、結局将来は、これはまあわれわれ事務屋だけの力だけでなくこれは全国の市町村がこぞって建設省あたりに陳情、請願をするような形になると思うんですが、流域と同一方式で補助、起債、そういうものを見てもらうような形にならざるを得ないんじゃあないかと、できなけりゃあ幾らたたいたってしょうがないんです、鐘をたたいたって。ですから公共で、流域と同じような方式で補助の基準を上げてもらうというような、これはわれわれ事務屋もやります。これは理事者もやらざるを得ないだろう。そういうことでもちろん議員さんのお力も借りなけりゃあならないけれども、そういうことをやってそしてできる方向にいかなけりゃあ幾ら下水道、下水道って言ったって、下水道といってっからもう十年以上たっているんです。下水道の話をしてから十年以上たっているんです。どこの市町村も一〇％から一二％これに起因していると思うんですね。二次処理方式でさえできないのに三次処理方式じゃあとうていできないだろうと思いますが、まあこれは事務担当者の嘆きです、これは、はっきりしますね。

言って。非常に難しい問題であります。やりたいことはやりたいんです。そういう事情でおそらくどっちに押していくということはこれはもちろん理事者の考えでございますけれども、私たち事務担当する職員としては公共、自然自然に公共に近づかざるを得ないんじゃあないかという考え方を持っております。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　本間久君。

○二十三番（本間　久君）　どうも中島部長の話を聞いておりますと確かに下水道をつくらなきゃあならないというその意欲はわかるんですけれども、その内容について、私は流域であっても、一つにはですよ、一つには流域であってもたとえば二市以上が組むわけですけれども、かりに日野市の場合だったら八王子市の一部ということになりますわねえ。そのときに、これはテクニック上の問題だと思うけれども、そのへんは具体的に言いませんけれども、若干人数を含めただけでも流域っていうことでできるんじゃあないのかどうなのかと、ほとんど面積変らずですね。それから公共下水道にならざるを得ないということだけれども、公共下水道は公共下水道としても私はけっこうだと思うんですよね。だけどそのへんの基本的な計画がやっぱりこれからるる進行していくんじゃあないかというふうに思うわけですけれども、今、一つの嘆きとしてね、嘆きとして事務当局では公共にならざるを得ないんじゃあないかってすけれども、その十万坪というのは具体的な数字の中で計算されたわけですね。それで今度都市整備部長が万願寺の区画整理の説明会の中で七万から八万坪でもっていきたいんだと、今度はそれでもたいへんだからもっと小さくなるんだと、こういうことでは具体的なあれが一つもないわけですねえ。ですからやはり市の、私はさっき質問の一点答えられてない面があるんですけれども、市の中であくまで土地区画整理との関係を見ながら一つのプロジェクトチームっていうものをつくっていかなきゃあならんだろうと私は思うんですねえ。というのは部長のおひざ元の課がやはり交渉もしなけりゃあならない、計画もしなけりゃあならないというようなことじゃあなくて、計画専門にやるチームをつくって、日野市全体の下水道事業をどうするかと、計画をどうするかっていうことを私は検討していかない限り、この事業は進んでいかないんじゃあないのかと、交渉もする、設計もする、何もするではね、ちょっと私はなかなか今の実態の中では難しいんじゃあないのかということでそのプロジェクトチームなんかについては、これは部長が答弁じゃあなくて理事者のほうからでも当然いいと思うんですが、そういう計画チームをつくってほんとうに、きのうの助役の発言もありましたように、広く水の問題をどのように解決していくのかと環境衛生をどう整えていくのかっていうことをどのように考えているのかちょっとこのへんについてお聞かせ願いたいと思うんですが、まあ理事者のほうからがいいと思いますので市長なり助役のほうからひとつお願いいたします。

○議長（大下　博君）　市長答弁。

○市長（森田喜美男君）　下水道の建設につきましては質問者が言われますとおり日野市の将来の大計をつくるための一番本幹的な課題であるというふうに認識いたしております。それで政府当局からもいよいよ下水道事業というものが政策にのぼりまして、建設省は六十年度を目途として予算を十分投じて現実的に取り組むんだという姿勢が示されております。それから東京都におきましても下水道局を中心といたしまして、あるいは多摩下水道本部を実践部隊といたしましてこの三多摩、多摩地域にも特に北多摩を今は拠点として仕事が進められております。たまたま日野市は地理的な、地理と申しましょうか、あるいは地勢的な排水の系統というような二つの条件があると思うんですが、特にこれまで水田が相当面積ございますし、それに伴って用水等が早くから、早くからというよりも現実に布設されておるもんですからして下水道というものに対する考え方がなかなか決められにくい状況にあったと、それからもう一つには今、問われておりますところの流域方式を取るか、あるいは単独公共方式を取るか、これが非常に大きな課題でありまして、これもまた地理的な位置の関係でいわゆる流域の条件となります二市以上の連関の問題がなかなか難しい課題でありま

いうふうな非常に言ってみれば弱気の面もあるわけですけども、それらについては十分検討していただいて、やはりわれわれ日野市民全体としてはこれが流域であろうが公共下水道であろうが一向にかまわないわけですけれども特に市の財政負担なんていうことも考えられるわけですね。そうしたことから考えれば当然私はいわゆるテクニック上の施策を講じてもやはり流域でつくるというのが私は基本じゃあないのかというふうに思うわけですね。それで公共下水道なんかについては確かに、ここに今、新聞ございますけれども、これは毎日新聞が十月七日に載せた記事の中に、下水道公団をつくるということの中でいろいろ書かれておりますよね。たとえばその中に、公団は水質基準をこえた地域など緊急に下水道整備が必要と認められたところに国費で先行的に終末処理場を建設、完成後地方自治体に譲渡するなんてこういうふうに入ってますねえ。こういうふうなことで国全体も自治体にかわって先行投資というか先行整備ですか、そうしたものを積極的に下水道対策を行なっていくんだと、こういうようなことを打ち出しておりますけども、これらから考えてみてやはり日野市がどの方向を選ぶべきであるかっていうことをやっぱり具体的に進めていかなきゃあならないんじゃあないかっていうふうに思うわけですね。そういう中で一たん下水道対策特別委員会の中で十万坪というのが、面積が発表されたと、それは万願寺の土地区画整理とも当然関係あるわけで

す。特にこうしてすでに都市化が相当進み地価が高騰しております現状の中でいわゆる下水道に当然伴いますところの処理場地域というものを確保するということにあるいはその位置をきめるということに非常に困難が伴っておると、こういうふうな状況が現在の状況だと、こういうふうに言えると思うんであります。そして私、昨年の秋に東京都の下水道局から、日野市は下水道に対してどういうふうな考えを持つかという簡単な文書照会がございまして、それに対しましては、なおそれはつまり流域方式を取るか単独公共方式を取るかということの選択を求められたものだというふうに受け取っておりますけど、流域を取る場合は関連市との調整は東京都において行なうと、だから意思表示だけでいいんだと、こういうふうに私は受け取りまして、従来の日野市の下水道に取り組みます行政の流れあるいは財政の見通しの問題、これは当然他力本願といえばそうなるかもしれませんけど、なるべく外資に、つまり国なり都なりの資金に依存をするということはこれは自治体のたてまえとせざるを得ませんので、意思表示としては流域下水道方式をやはり表現すべきであると、そういうふうな、それに伴います処理場の位置をどうするあるいはどことどういう系統において取り組むと、こういうことは抜きにいたしまして簡単に流域下水道方式に依存をしたいと、こういう意思表示を行なったわけであります。それに伴って若干東京都の多摩下水道本部あるいは日野市の都市計画部と、そういうような関係でおそらく具体的な計画が、具体的なといいますか図上作戦的な線引きが行なわれたと、それがいわゆる十万坪必要とすると、そういうふうな考え方につらなってきておるわけでありますが、私はこの間いわゆるたまたま一つの線引きに該当しました地域の方の反論を受ける問題が生じておるわけでありますが、これにつきまして地元から求められましたのは要するに流域下水道という考え方についてだと思うんですが、白紙撤回せよというふうなお話が強くありましたけれど、これは対外的に、つまり都に対して流域下水道に依存したいと、つまり財政力は都なり国なりにおおいにやってほしいと、そういうことの意思表示を行なったということでありまして、どこにどの範囲でその処理場の位置を定めるかというふうなことにつきましては私としては全く触れてもおりませんし、そこで地域の方にも白紙撤回という対外的なことがありますからそれはできませんが、白紙で臨みますと、内容的には白紙で臨みますということはこれは当然またそういう状況でありますので、そのお約束をしたわけでありまして、今、申し上げておりますように事務当局といたしまして現実的にものを考えるならと、あるいは形といたしましては単独方式に縮小するほかにないということも言えるかもしれませんが、現在の時点といたしましてはやはりそれは今、部長のほうからも言いましたように、おそらく行政の上でも国のほうからあるいは都の

ほうからもしかるべき指導があって、そしてまた流域方式に依存するということはなかなか用地確保ということで確かに難しい問題でありますし、日野市の場合はかりに二行政区ということがどうしても避けられない事情であるならば、かつては日野と七生の合併というふうな理由もあるわけですから、いわゆる財政的には国なり都なりの大きな財政並びに技術的には大きな支援を受けつつ実現をはかっていきたい、そういうふうに基本的に考えておるわけであります。相当年月を要する問題ではありますが、ちょうど今、その一つの具体的な発足を行なうスタート点にもありますので、これまで何回も一応の調査、あるいは図面等は引かれておりますけど、実際に具体的な問題に取り組むための下水道調査会というふうなものを、これはどういう形を取りますか、庁内につくるべきかあるいは市内の方々も含めて行なうべきかまだ決めておりませんが、そういったようなものを発足させることによって、あるいは市民的な検討、合意、そういうものを取りつけつつ前進をはかっていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（大下　博君）　本間久君。

○二十三番（本間　久君）　だいぶ長くなりましたのでそろそろ終わりたいと思いますけれども、ただいま市長のほうからお答えがありましたように、積極的にこの下水道の研究を重ねていただき、早期実現をはかっていっていただきたいと思うわけですね。特に市長のスローガンでも、スローガンという言い方はちょっとおかしいんですけれども、その方針であります緑と清流を取り戻そうと、このことの具体的な問題も私は先ほど言いましたように下水道の建設だと、一般的にいわれるようないわゆる雨水排水路あるいは現在の用水を単なる改修をしてそこへ何次処理かして水を流すというようなことでは真にやっぱり緑と清流は返ってこないと、しかも多摩川や浅川へ日野市の汚水が流れていったのでは他市が一生懸命多摩川をきれいにしよう、あるいは浅川をきれいにしようといって努力しても私は実際にはそれが実現できないんじゃあないのかと、自分の地域の中でもってきれいにしてもやはり他市域において迷惑をかけるようなことであったならばそれは本来の意味からの清流を取り戻した結果に私はならないと、そういう意味からもぜひひとつこの方針を、核がやっぱり下水道の建設であるというふうに認識するならばこれを具体的に前進していってほしいし、極端に言えばもう来年度さっそくそういった強固なプロジェクトチームといいましょうか、何かそういうような下水道対策委員会といいましょうか、そういうような中で専門的に検討していただいて、やれ二十五万だやれ二十万だとかいうような人口の問題なんかびしっとそういう中から出るわけですから、それはイコール一人どのくらいの汚水量が出るのかって研究されて、それを計算に入れればあるいは高度な技術を要する問題ですか

らそうしたものについても今日の技術ですか、そういった面からかなりのものは、りっぱなものがあるいは現在想定されているよりかも規模を縮小化して、その面積を縮小してもかなりいいものができるんじゃあないのかというように私は思うわけですね。そういう中で進めていっていただきたいと、このように思うわけです。また同時に現在万願寺の土地区画整理が行なわれておりますけれども、この区画整理はやはり、……（「やってねえぞまだ」と呼ぶ者あり）区画整理の説明会が行なわれてますけどね、この説明会の範囲の中においてはぜひやってほしいという地域もかなりあるわけですね。それなんかを総合すると段々段々しわ寄せされるのは結局は、結局は今、問題となってるような線引きされた以外のとこですね、そこの人たちがかえってまた将来被害を受ける結果になってしまうわけですね、結果的には。幾ら人口を規制しよう何しようたって一軒一軒家が建つものを、道路舗装するのを規制はなかなかできないわけですから、そうなってくれば今すぐやっぱり将来の下水道はどうあるべきかと、生活環境をどうするかと、都市計画をどうするかっていうことについて具体的に私は検討しなければならないんじゃあないか、総合的に、そういう意味で都市計画づくり、町づくりを私は進めていただきたいと、そういう研究をすることが私は建設部であり、あるいは都市整備部であり、そういうようなところがそうしなきゃあいけないというふうに思うわけです。さっそくそういう機関を部長は、各部長は率先立ってやっぱり進めていっていただきたいと、このようなことを私は要望し、特に万願寺の区画整理の事業をこれから了承を得ながらやらなきゃあならないと思いますけれども、そういう中でも十分下水の処理場問題も考えつつ、その区画整理の中でもって、中でもってやっぱり研究をしていただき、できる限り区画整理の対象にもなるように、また同時に処理場の建設がスムーズにいって下水道が一日も早く敷けるようにお願いしたいというふうに思っております。同時に先般質問しましたような中で南多摩流域下水道の部分についても早急にこれが実現できるようにひとつお願いをして私の質問は終わりたいと思いますのでひとつよろしくお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これをもって通告質問を終わります。次に剣持佐吉君の関連質問を許します。

○十一番（剣持佐吉君）　がんばりようもありませんがひとつ市長のほうでがんばっていただきたいことをお願いしたいんですが、今までは本間議員の質問の中でいろいろいわゆる大計的な理論もごもっともなことで大賛成でありますし、当局もそれは承知していられると思いますし、ことに森田市長はこの下水道の問題については早くから取り組んできた一人でありましてまあ御苦労の段、上々感謝いたしますが、ここで今まで十年間もこの問題は繰り返してきたので、ただ、今までその

本間議員の質問も、それに対する応対もごもっともなことばかりですけれども、ただ私がここで感じることは、そのやりとりの中で感じることは前進してないということであります。それで一つ前進しているように見受けられるのは市長がことしは何か一つ対策協議会のようなものでもつくりたいということがせめてもの前進と伺われるのでありますが、これについて私が質問するのでありますけれども、この問題は四百億もかかる問題ですからなかなか三年や五年でできるものじゃありませんし、緑と清流を取り戻すなんて言ったってなかなかそんなに簡単にいくものじゃあないわけです。で、公約にはそういうことを言ってあるけれども、それを期待しているんじゃありませんが、またできもしないしそう簡単なものじゃあないと思います。しかしながらざっくばらんに言って申しわけございませんが、ただその何かをつくるということが五十年度を目安に具体的に一歩前進して足がかりをつくるということに、私はよくわからないんですよ、何か下水問題の話をするっていうともう計画はできているとか構想はできているとかいうけれども前進は一つもしてないわけですね。したがって五十年度において何らかの形において具体的に前進するという自信を持っていると、それでしかも政府はことしは下水事業についてはおおいに力を入れるということは市長も言っておりますし、新聞でも私も拝見しました。そういう中でほんとうに市民にこたえる、市民だって一年や二年でやれとは言っておりません。それを市民にはっきり言って、私たちもそういう要求をしているし、市長もそう言ってるし、これには期待を持ってよろしいと市民に言っていいかどうか。そのことについて、何て言うんですか、前進したような、一歩前進したような、抽象的にどっかでもってバーッと消えるようなことであっては困るので、それははっきり自信を持って言ってるのかどうかということを、くどいようでたいへん恐縮でありますし失礼な言い方ですが、今まで十年間も同じ理論を繰り返してきた経過もありますのでそこをひとつ確認したい意味でわれわれもやっぱり政治の場にあれば責任もありますので、市長は何やっているかわからないというような答えを市民の間に私たちはできないわけですね。責任を持って市長は取り組んで、ことしはめどを、第一段階に踏み出すと言ってるし、それはわれわれが議会の本会議の場において確認をしたんだから自信を持って皆さんに言えますと、だから皆さんも期待を持ってくださいと言えるかどうか、またそうしなきゃあならんと思うがどうかということですね。それにお答えをひとついただきたいと、くどいようでたいへん恐縮ですが。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　問われることがなかなか具体的にじゃあどういうことを具体的にすれば理解がいただけるか難しいわけですが、一応庁内には下水道課をつくりまして、先

ほど申し上げましたような、議会のほうにも下水道特別委員会をつくっていただいておるわけでありますし、それからわれわれのほうにもひとつ課を中心にして、技術的な問題につきましては段々精査を進めておるわけでありますが、なおひとつもっと、下水道調査会と先ほど申し上げましたが、そういうものをひとつ役所の内部とそれからあるいは若干外にも意見を聞けるような仕組みをつくったらどうだとかということを考えておりますし、五十年度の予算にはそれらの経費をひとつ計上しようということを行なっております。それから実際問題としましては過般、万願寺のその区画整理事業の説明会に伴って一つの下水道処理場の区域についての計画といいましょうか一つの何か線引きの形を整理して、それについて今、地元から反論を受けておるわけでありまして、これに対しての修正あるいは意見を伺った中での一つのまたかりの線引きができるんであろうと、それをひとつ実現をさせてそれで関係当局とも連絡を取りつつ用地の設定を進めていきたいと、こういうことを具体的に今、反対はされておりますけど遭遇をしておるわけでありまして、それをひとつたびたび意見を聞いてそして実際に了承していただけるのはどういうことであるかということを精力的に詰めて、そして万願寺の区画整理の範囲もそれによって決まり、下水道の処理地域も決まると、そういう形をひとつとっていきたいと、こう思っておるわけであります。なお地元にも対策委員会等もできておるそうですし、これまでも視察をやっていただいたわけですが、要するに処理場が、何といいましょうか環境的にきらわれものであると、これが一般の根本になると思いますので、処理場は確かにきらわれものには違いないけど、こういう施策を講ずることによって公園やグランドやあるいはその他の公共施設をつくって、そしてまあ何とかいやがられない存在になし得るんだと、こういうふうな説明を行なって理解をしていただくということが非常にたいへんな部分であろうと思っております。そういうことにつきましての今後の具体的な努力を行なうことが実際問題に一歩進める現実のことであると、こういうふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　よろしいですか。（十一番議員「ええ」）これをもって三の一、下水道建設問題に関する質問を終わります。

本日、三浦重春君が欠席されておりますので次に移ります。

（「休憩」と呼ぶ者あり）五の一、新庁舎建設に伴う交通対策についての通告質問者市川芳太郎君の質問を許します。

（十五番議員登壇）

○十五番（市川芳太郎君）　私は新庁舎建設に伴う交通対策ということでこれから質問をさせていただきます。新庁舎建設については今回、第四回定例会の初日に全協の中で庁舎建設に対する建設部からの答弁、また図面をもって説明がございましたし、さらには一昨日、助役の市政報告の中で神明上を予定しての説明もございました。私は今、申し上げましたように庁舎建設に伴って交通対策、道路問題また市民が庁舎にいろいろの用件で通うための市民バスなりバス会社に交渉してのそういうことが現在行なわれているかどうかということをまず伺いたいと思いますので、現在のこの庁舎に市民が来られる場合にまず位置から申し上げますと多摩平、旭が丘、それからその国道の北側の日野台、その三地域を除いては神明上という地名のとおりほかは全部まず下から上に上がるということが申し上げられると思います。東光寺から日野駅周辺、またこの日野町の東部、ひいては浅川の南部、旧七生地区、この全地域が上に上がって行かなければ予定されている新庁舎に行くことが不可能だと、このようにも申し上げられると思います。そういう観点から今の庁舎に来る場合は浅川の南部地区から来る市民は、現在平山地域の市民が一つの京王線を利用して高幡駅に来てそれから一本のバスを利用して庁舎に来られているのが現状だと思います。さらに浅川南部の東部地区の百草、落川、また倉沢の市民は同じく京王線を利用して高幡の駅からバスでここに来るというのが現況でございます。そのような現況の中で神明上に予定されている庁舎ができるということになりますと神明上は私が申し上げるまでもなく交通については全くゼロのとこから、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）交通面が設置されるということで、これは私が今ここで質問することは市民が、数多くの市民から問いかけられておる問題でございますので、道路をまず先に伺ってその次にバス路線をどう考えているのか、この道路問題とバス路線についての二点について伺いたいと思います。まず一点は、ここの議事室からも見える高い神明上から国道の日野駅手前の八坂神社のところがまだ未完成でおりますけれども、この未完成になっている工事がいつごろの時期に完成できるかこの点についてお伺いしたいと思います。この工事が少しでも早く完成されれば、今、非常に各地で火災予防週間でやっておられるように聞いておりますけれども、神明上に消防署が移転されて立派な消防車も入っております。この日野町の地域の万が一の火災があったときにあの神明上から立派な消防車が一秒を争う時間でそれだけ早く消火作業につとめられるということも考えられますのでこの今、申し上げました未完成の道路についてのいつごろ完成されるか一点それを伺いたいと思います。それから二点目といたしまして、国道からこの庁舎のすぐ前の通称川崎街道と申し上げられますけれども、オリエントから神明上に上がる道路がございますけれども、これの拡幅なり道路整備をどのように考えていらっしゃるか、これを伺いたいと思います。これについては庁舎建設が神明上に建設されるというような声があったときに堀之内、上田、また万願寺、石田、下田、あちらの地域から自転車で現在の庁舎には来られ

るけれども、神明上では非常に自転車で行くにも途中の坂で降りなければ庁舎に行けないと、このような、九月議会だと思いますけれども署名請願が提出されております。そのようなことも地域住民から要望されることを勘案して新庁舎建設に対する道路計画の御答弁を願いたいと思います。さらには神明上から吹上におりまして吹上から一番橋に出る場合に、さらに第二小学校のところを回りまして、そして一番橋から旧七生地域に入る、これが現在の状況でございます。これについては七生中学校と第二小学校の両校の校長代表としての、またＰＴＡの父兄の方々から一番橋の歩道橋を設置してほしいと、このような請願が九月議会に提出されているように私は考えております。そのような父兄の方々の児童の交通災害から守る、こういう多くの市民からの請願も考えられて、何かその一番橋に歩道を設置するについては市のほうの考え方は、吹上団地から一番橋に通じるそこを道路工事をしまして、それと合わせて一番橋の歩道橋を設置すると、このような回答がなされているということを私は聞いておりますので、これがいつごろ工事を、どんな形でなされるのか三点目にそれをお伺いしたいと思います。それからバス路線についての問題についてお伺いいたしたいと思いますけれども、企画財政部長から都道一五九号線についての整備についての説明の中で二、三の議員から質問もございましたけれども、私はこのバス路線については浅川の南部地区からバス路線の延長をしてほしいと、このような請願が出たようにも記憶しております。これは聖蹟桜ケ丘から高幡、豊田の駅に通ずるバスの路線を延長してほしい、このような請願が出ておるように聞いております。また私も確信持ってそれは申し上げられます。これは別といたしまして、先ほど申し上げましたように神明上に、あすこに庁舎ができた時点にはまず道路はもちろん、それに伴うバス路線ができませんと庁舎が、立派な庁舎ができまして、そして市の職員が立派な庁舎で事務をし、さらに市民が立派な庁舎の中で事務処理をすみやかに行ってもらえるということでともどもに喜べるような庁舎であるべきだという観点から質問をいたしたわけでございますけれども、今の点について担当の部長から御答弁を願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を願います。なければ市川芳太郎君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）　それでは三点についてお答えをいたします。まず神明上地内から甲州街道に通ずる、要するに国道に通ずる開通予定はいつごろの予定だと、これは昭和四十九年度事業で行なう予定でございます。現在入札が終ったやに聞いております。ですから四十九年度事業で行なう、こういうことでございます。それから高幡街道については御存じのように都道でございまして、この九月にあすこの拡幅の、

全部だかちょっとそれは記憶はありませんが説明会を開いたという話を聞いております。ですからこれは私どものこの幹線道路のつき抜ける道路の取りつけですね、それとを並行して行なったんだろうと思っておりますが、これはいずれ都道でございますので、これは本来建設部長のほうの所管になりますけれども、建設部長のほうと相談いたしまして東京都に問い合わせて回答いたしたい、こういうふうに思っております。それから三番目の吹上から一番橋に通ずる新路線でございますが、二・二・五号線という名称の道路でございます。これは、現在本年度当初予算をいただきまして、二百四十万の委託料をいただきまして今、進めております。三カ所ばかり地主の方にお会いいたしましてそれで進めました。一カ所だけだいぶ古い未処理の道路の保存がございまして、これが解決すれば話し合いに応ずると、こういうことでございます。これは幅員が一六メートルで一番橋までの間の道路でございます。それからその歩道橋については私どもの所管ではございませんけれども、たまたま都市整備部におきまして都産建でこの問題が出ました。これは交通安全対策で考えるものと、それからこのように思いますけれども私どものこの二・二・五号線との関連がございまして、ある議員さんから御質問がありまして現在あの橋は八メーターだと思います。その八メーターに一六メートルが取りつけられたときに困るんじゃあないかと、こういうことでございます。これは橋を直したほうがいいのかあるいは橋を直して歩道を取りつけてそしてやったほうがいいかあるいは今言う歩道橋を別個につくったほうがいいか、これはいろいろ問題があろうかと思いますけれども、私どものほうの大きな予算からまいりますと、それから予算の補助の額からいきますと交通安全対策費のほうが三分の二が都の補助でもらえるはずです。これは歩道橋ですね。橋梁のほうについては相当前に、相当おくれてからなきゃあならないだろう、こういう観点からやはり歩道橋を先につくるべきだろうと、どうしても考えるんなら歩道橋をつくるべきだろう。それからもう一つは学区の変更を、当然南平小学校のほうの学区の変更も考えられるんじゃあないかと、こういうこともこれはしろうとなりに考えているわけです。これは教育委員会との話し合いになりますけど、まあぜひいずれにしてもあの道路では非常に細いと、危険であると、これから長期間あの八メートル道路を使ってたとえば一六メートル道路が完成いたしますとあすこで遅滞すると、こういうことになりますと、やはり歩道橋を先につくるのが先だろうと、こういうような話になってきたわけです。そこでこれは交通安全対策関係いわゆる総務部ですね、それのほうで考えていただく問題になろうと思いますが、いずれにしても二・二・五号線については委託を本年度事業で委託を行なうと、こういうことでございます。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは若干補足をさせていただきますが、今の御質問の第一点につきましては都市整備部長のほうでお答えしたとおりでございます。第二点の問題は、御質問の内容は川崎街道から予定されます新庁舎に上がる道路の問題かと思います。このことにつきましては先般の議会でたしか市長のほうからお答えをさせていただいたと思ってますけれども、いわゆるオリエントの前から神明までは現道を使って拡幅を何とか考えたいというお答えをしたと思います。そういうことで五十二年の新庁舎が開庁されるまでの間にこの問題を、もちろん技術的には建設部との調整がございますけれどもそういう姿勢でこの問題については取り組みますということをこの前にもお答えいたしましたし、今もそういう考え方で進んでおります。それから第三点の問題はこれは都市整備部長のほうから今、お話がございましたとおりでございまして、ただ私どものほうで考えておりますことは本年度二・二・五の調査費は確かに御議決をいただきまして調査に入っておると、五十年度以降に何とか工事に着手しなければならないと思います。ところが今、御指摘のような一番橋の歩道につきましては橋の問題まではとうてい庁舎建設完了まではちょっと無理であろうと、こういうふうに橋の問題はそう考えております。ただ一五九号線までは何とかひとつ督励をしていただきまして二・二・五の貫通をしてもらいたいという私どもの願いでございます。しからば歩道橋はどうするかということになりますが、これは今も都市整備部長が申し上げましたように私どもの今の考え方といたしましては請願も採択になりまして現在の一番橋の上流か下流に交通安全対策の面でひとつ五十年度に考えようじゃあないかということになっておるわけでございます。これは財政的な問題もございますけれどもそういう姿勢を持っておるわけです。ただ上流側は御承知のように導水管が通っておりますし、下流は排水管が、どっちにセットするかはまた水道部との協議もございましょう、あるいは技術的には建設部との関係もございましょうけれども、考え方はそういうふうに今、思っておるということをお答えさせていただきます。それから第四点の問題のバスの件でございますが、冒頭に御質問がございましたように、バス会社との折衝にはまだ入っておりません。今、考えておりますのは国道に、先ほどもお答えがありましたように四十九年で二〇号につながるということでございます。そういうことになりますといわゆる新庁舎に国道二〇号線からもスムーズにバスが入れるであろうというしろうと判断でございます。それで二・二・五がつながれば何とか七生地区南部との調整はつくんじゃあないかっていう感じもいたしておるわけです。さらには神明上区画整理との関係がございますけれども、これは詳細また区画整理課長が見えておりますからあるいは答えていただくことがよろしいかと思いますけども、一・三・二のことが、これが庁舎とぶつかる状態になればまた多摩平との関係も出てくる、こういうことでバス路線はしろうとなりにそういうふうな判断をいたしておるわけでございます。そういうことで御質問のような趣旨に沿って鋭意努力をいたしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○議長（大下　博君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　両部長から答弁ございましたけれども、初めの都市整備部長の話で第一番目の件について確認しておきたいと思いますけれども、四十九年度ということはもちろんこれは来年の三月までには完成するということでよろしゅうございますか。（都市整備部長「はい」）そうですか、了解いたしました。そういうことであれば非常にけっこうだと思います。間違いなくその点で実施していただきたい、このように再度要望いたしておきます。それから二点目の川崎街道といいますか高幡街道とも言っておられましたけれども、オリエントのところから神明上に上がる道路は現道使用ということのように答弁を伺ったように思いますけれども、非常にここの庁舎の前から高幡橋に行くまでの間が神明上に上がる道路というのはきちっとしたような道路が現在ないわけですけれども、それが今、私なりの考え方で質問したんですけれども、オリエントからの上へ上がる道を、あれを拡幅するなりほかの面で別に計画があるかということで質問したように私、思うんですけれども、今、企画財政部長から答弁がその点についてございましたけれども、現道使用ということ、今の考え方はそれでよろしいですか。そうしますと現状維持で、今、乗用車が一台あの通りを入ったときにあのオリエントの寮の前の道がこれから現状維持であれを使用して上に庁舎ができた場合にもうここは上田、さっき申し上げましたように万願寺、下田から、そちらの地域の方から、さらには七生地域の落川、百草の市民が高幡に出ないで新井橋からその通りを利用されると想像しますと、非常に今の現状道路で行なうという今、市の考え方であるように聞いたわけですけれども、これが実際問題それで十分であるかそれとも交通の面に非常に支障があるかといえばこれはもう明かにあの現在の道路で現在でも対向車があった場合にスムーズに交差できないのが現状のように私は考えております。それから都市整備部長から答弁があった三点目、これについての吹上からの一五九号ですか、都道の、これに通ずる工事を話し合いして実施するということですけれどもこれの目標と申しましょうか、何年ごろにはそれをやりたいと、このような当然考え方を持っていると思いますけれども、それも再度質問いたしたいと思います。ですから道路については今、三点目のいつごろ地元と話し合いをして実施すると、それから二点目の点については企画財政部長からの現状でということだけれども私はその点についてはちょっと現状維持では交通の面から支障があるとい

う判断をいたしますので拡幅の、どのような拡幅の計画がさらにしていかなきゃあいけないとか、そういうあれがありましたら御答弁を願いたいと思います。それからバスでございますけれども、これは最初に企画財政部長から話がございましたけれども、バス会社に現在交渉は全くしてないというけれども、庁舎に対しては今、どんどん進められているということが申し上げられると思うんです。だけども市民の足の確保といいますか、そういうふうな面について何も考えていなかったということが今、部長の答弁で私はそれではこれからバス会社というのは非常に営利事業でございまして、まあもうかることは市民から要望されなくてもどしどしやっているのが現在のバス会社の状態だと私は思います。たとえば高幡駅の前に京王バスの停留所がございます。そこからまず多くの住宅公団の百草団地、高幡団地、この方々が利用するバス停留所には立派な、雨が降ったときにかさをかぶってなくてもバスを待つような設備がされております。さらには百草団地、高幡団地の停留所にもきちっとしたバスの停留所にお客さんの雨にぬれないで待っていただくような設備もなされております。逆に豊田の駅の北口、南口については多くの市民からあすこに同じようなバスを待つお客さんまたタクシーを利用する市民のために雨が降ったときにかさをかぶらなくても待っていられるような施設をつくってほしいという請願が出たように記憶しております。それがいまだに市民

要望があってもできないのが現実でございます。それが営利事業で、利益があがる会社は市民から要望がなくてもそのように立派な、雨が降ってもかさをささないでバスを待っていられるような施設が現在なされております。さらにおとといも企画財政部長の一五九号線のあれは、バスが高幡の駅から豊田駅までのバス運行をしておりますけれども、私たちがちょっとバスに乗ってみましても最近は車掌のついているバスというのは非常に見かけないのが現状でございます。特段に京王バス会社があの路線だけは車掌をつけているということは何を意味しているかといえばまず危険があることが先決な、取り上げられると思います。車掌をつけませんとまず道路が狭い。豊田駅の、バスが方向をかえていくそのときにうしろに子供さんがいても運転手さんが見えないための車掌がついているというように私は考えます。ですから今、企画財政部長からバス会社についてはまだ交渉していないって申しますけれども、庁舎建設のいろいろ建設についてはやっておりますけれども、バス運行については合わせて同時に交渉していきませんと、立派な庁舎はできたけれどもバスの路線が確保できなかったということになりますとこれは多くの市民から批判の的といいましょうか批判されるということが私は考えられますのであえて質問したわけですけれども、（「そのとおり、そのとおり」と呼ぶ者あり）たとえば反対請願が出ておりましたけれども、きょう七生地域の代表の

方にお会いしたときに、淡水区に庁舎ができるんでしょうね、とこのようにも私、問われましたけれども、市民がまだまだ神明上に予定されているということは知らないということが数多くの市民がそんな考え方でいらっしゃるんじゃあないかと、このようにも思います。今、いろいろ申し上げましたけれども、吹上から都道一五九号線に通ずるそれのいつごろ地元といいますか権利者との話し合いをして実施されるかその点について一点伺いたいと思います。それから企画財政部長から再度お願いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）　お答えいたします。二・二・五号線については四十九年度事業として執行を行ないたい、こういうふうに考えております。それから次の問題でございますが、来年度はこの交渉が順調に行なわれた場合は用地買収を行ない、続いてもちろんこれは予算が関係します。予算さえ規定されれば単年度でもちろんほしいですけれども、庁舎の建設がもし進むというぐあいでありませば大体五十二年までに連続二年継続で築造をやっていきたい、こういうふうに考えておりますけれどもこれは非常に予算関係ともかみ合いがございますので、これはまあ事務当局の考え方でございます。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは第二点の御

質問の道路問題につきましてお答えを再度申し上げたいと思いますが、若干私の説明が不十分でございまして御理解をいただけなかったように思います。つまり神明上に、オリエント付近から神明上に通ずる道路は現道をもちろん使いまして拡幅をして整備をしようという考え方で今、おるということでございまして、その点が若干説明が足りませんで申しわけなかったと思います。そういう考え方で進みたいということでございます。それからその次のバスの問題でございますけれども、たいへんおしかりをいただきましたが、私どもの考え方といたしましては決してそういう気持で安易に考えているわけじゃあございませんが、五十二年の四月にいわゆる新庁舎の開設をいたそうということでございまして、それまでに何とか京王側と折衝しようと、道路問題につきましてもまだ若干不備な面がございますのでその点を見きわめてやろうという姿勢でおります。そういうことで御了承を賜りたいと思います。それからもう一つは今、停留所付近のいわゆる市民がいわゆる雨宿りができる場所というような御質問でございますけれども、これは現在京王といたしましてはバス路線に対します停留所のいわゆる小屋といいますか、一口に言いますと小屋ということでしょうが、これは設置いたしてない、そういう方針で京王はおるようでございます。今、御指摘のように高幡の状況はよくわかりませんが高幡団地とか百草団地等の雨宿りの小屋ができておるというのは地域住

民の方の御寄付であれはできたものでございます。決して京王がつくったものではございません。そういうことでたいへん利益をあげている会社ではございますけれどもわりかた冷淡でございます、そういう面は。そういうものは地域住民の方がつくれというような姿勢のようでございます。そういうことで決して差別をして、決して京王の肩を持つわけではございませんが差別をしてその雨宿りの小屋をつくったんではないと私そう思っております。一つの例といたしましては百草団地の小屋につきましてはある方の御寄付をいただいたということ、そういうことでひとつ御了承をいただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　ただいま両部長から御説明がございましたので一応私も了解できたわけでございますけれども、今の企画財政部長の答弁の中で五十二年度で庁舎を開設していきたいと、このように答弁ありましたけれども、その中でバス会社と交渉してその時点には運行のできるように交渉するということでしょうか、その点についてちょっとお伺いいたします。それから市長に今までの私の質問についての市長としての考え方を一言答弁を願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　もちろん五十二年の四月に運行できるように努力をしたいと思っております。もちろん相手があることでございますが、せいぜい努力をしたいと思ってます。（「休憩」と呼ぶ者あり）（「市長を無視したらだめ」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　庁舎建設に伴います市内各方面の交通の条件整備並びにバス等による足の確保ということは非常に大切な問題でございますので今、事務担当者のほうがお答えしましたような考え方でひとつ実現をできるだけ促進をしていきたいというふうに考えておりまして、大体将来の都市計画上の見通しといたしましては東西南北、一応そのターミナル的な道路の集中がなし得るとこだというふうに思っておりますので位置としては決して不適当ではない。しかし新しいこれからできる町の地域でありますからして必らずしも当初からバス路線等が整備されるということはよほど努力をしないと難しいと、そういう際には特別な、庁舎に特に来られる方に対する何らかの交通手段も考えなければならない、それから一つの前提といたしましての七生の支所の充実と、こういうことにつきましてもあらかじめ実施をいたしまして、そして七生東部方面の行政サービスにこと欠かないようにまずそういう前提をつくっておくということが大切だというふうに考えております。御指摘のとおりの交通問題はきわめて住民の利便のために大切なことでございますので御指摘のことを十分、早くから取り組むよ

うな努力をしてできるだけ条件整備をその開設のその日までには整うようにいたしたいと、整うだけのものにつきましてはひとつ最大限の努力をやってまいりたいと思っております。

○議長（大下　博君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　ただいま企画財政部長とまた市長からも答弁ございまして、市長は前進的なもっと答弁があるかと思って伺ったわけですけれども、これから今、申し上げましたように庁舎建設に伴う道路計画またバス路線についての考え方を市民の立場に立っての実現されるよう要望しておきます。それから要望といたしまして一言申し上げたいと思いますけれども、委員会で他市へ行政視察に行ったときにまず庁舎に、玄関を入ったときに一つ感じたことは、まず住民登録とかまた印鑑証明、そのような用事にかけ込む場所のところに、まあ私みたいにめがねがないと字も書けないような年配の方のために老眼鏡が三つ、四つ置いてあったことを私は非常に強く感じさせられました。これは私が今、老眼鏡一点についての話をいたしましたけれども、これはその老眼鏡をそこに置いたその気持が全各部の市民に対する市の扱いがそういう状態で行なわれているということが申し上げられると思います。（「全くそのとおり」と呼ぶ者あり）十一月でございましょうか、これは私ここで市長また部長さん方がおりますので申し上げたいと思いますけれども、また要望としておきたいと思います。日野に来られまして西も東もわからない、まだ市民になっていないんですけども、まず結婚いたしまして婚姻届けをいたして住民登録をしようということで西も東もわからないのでこの本庁舎に来て手続きをいたしましょうということでまず窓口に行きましたら、その申請をする方は七生地域の方でございましたので本庁の窓口の方は親切に女子職員が、七生地域の方は七生支所が地元で扱いをやっておりますのでこの庁舎のすぐ前からバスが、停留所がございますので高幡に出ますと高幡から七生支所というのがあるからそこに行って手続きをしてくださいというように本所の事務女子職員は御親切に行き届いた指導をしてくださった。そしてこちらから支所のほうにお電話を入れておきましたよと、このようにも懇切していねいにしていただいた、そこまではよかったんですけれども、……（笑声）七生支所へ行きましたらまず時間を見たら四時二十分でございました。そうしましたところが、もう時間がありませんのでということでことわられたと、（「それはいけない」と呼ぶ者あり）（笑声）私は市役所に来て印鑑証明をいただくにも住民登録をするにしても謄本をとるにしても何がしかのお金を納めて事務を、取り扱いをお願いしているということが私は言えると思います。お金を納めて事務をするということは市民がお客さんであるということが言えると思います。たとえば銀行で申し上げれば窓口から係長、支店長までが一体となって窓口の女子職員と同じ気持になって窓口に来るお客さんには取り扱いしていると思いま

す。そういうことから考えますれば今、印鑑登録が五十円か六十円、証明を支払うと思いますけれどもお金を納めればお客さんであると思います。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）私はあくる日にまたその方が住民登録と婚姻届けができないので私一人じゃあ行きにくいから一緒に行っていただきたいというので七生支所に一緒に行きましたけれども、私はあえてここで申し上げたことは、立派な新庁舎が建設されて事務員さんが立派な事務をとられてそして市民がほんとうによかったと、職員も市民も一体となって喜ばれるような庁舎建設に伴うことで私は本日一般質問をさせていただいたわけでございますけれども、今後とも今、申し上げた、私要望でございますけれども市民に対する応対についての点についてよろしくお願いいたします。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大下　博君）　これをもって五の一、新庁舎建設に伴う交通対策に関する質問を終わります。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後三時三十四分休憩

午後四時二十二分再開

○議長（大下　博君）　それでは休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。滝瀬敏朗君が急用で席をはずしていますので次に移ります。

七の一、新しい町づくりとその計画についての通告質問者秦正一君の質問を許します。

（十六番議員登壇）

（「議長、ちょっと議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　先ほどから見ていますと常日ごろ責任政党を自称している自民党が一人も出席していないと、これはやはり問題だと思うんですね。議長から出席を勧告してもらいたいと思います。（「休憩」と呼ぶ者あり）（笑声）（「議長、呼んで来いよほんとに」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　先ほど申し上げました滝瀬敏朗君については家庭から奥さまが急病で出られないということで欠席しておられるわけなんです。ですから今、米沢照男君の御意見に対して議長としては、今の時点においてはこれらの出席要請はちょっと不可能だと思いますので終わり次第あるいは休憩があればそのところで要請していきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。それでは秦正一君。

○十六番（秦　正一君）　新しい町づくりとその計画について質問させていただきます。都市づくりをする上においてまたその手段、方法、これは都市計画とか、また地域による区画整理事業とかこういったものがあるわけですが、私の取り上げてみたい点としては日野市の構想なり計画、この段階においてやはり考えなければならない問題があるんじゃあないかと、このように思うわけでございます。特に人口も急増されて現在の市民要求たるものが相当積極的になりまたシビアにもなってきております。しかもそれが広範囲にわたってなされてきております。このような点から見て従来の基本計画を手直ししなければ現実のそれとマッチしないんじゃあないかと、このようにも考えるし、また市当局においてもその気持は変らないと思います。また社会経済情勢、このような変化によりましてこの計画も変ってくるのは当然だと、このようにも思います。私は都市づくりをする上においてまずその地域におけるコミュニティ計画、これを取り入れる必要があるんではなかろうかと、このように考えるものでございます。市の計画がそのまま地域住民に理解されない方向で進められていく場合も多々あるんじゃあないかと、また地域住民の意向が即必らずしも市政の全体から見て正しいとは限らない、このような場合もあると思います。また地域によってはその地域エゴによって市政がゆがめられていくというような危険性もあるんじゃあないかと、このようにも思います。たとえば神明上区画整理事業においてもこの事業に伴うところの地区外排水路がいまだにつくれずに、そのために水害とか、地域が迷惑をこうむってるというようなことがございます。地区外排水路をつくろうとすれば地域住民の反対に会ってなかなかその事業を進められない。これは一部の扇動者がいるかもしれませんがそれは別として、反対している地域住民の認識をもっともっと深めていかなければならないんじゃあないかと、また市の姿勢なるものを、市の行政なるものをやはり地域住民が広範の眼をもって認識させていかなければならないんじゃあないかと、このようにも考えられます。そこで区画整理事業と並行してコミュニティ計画なるものをやはりやる必要があったんではないかと、このようにも思うわけです。また一方、高幡地域においてもいろいろ市営住宅等の問題を通していろいろ地域のそのような考え方とまた市行政とのそこに疎通がなされていかない、アンバランスな点があるわけでございます。このような点から見てやはり市の行政と地域住民の意向と、こういうものがやはりマッチしていかなければなかなか今後の市行政の事業をやる上においてもなかなか難しい点が起きてくるんではないかと、そこでこのコミュニティ計画なるものをやる方法としては幾つかあると思います。市民の意向、調査書等なるものによって市民の意向とかまた情報とかいろんなものを吸い上げて、また市のほうの行政の情報なるものを提供し、それによって一つのコミュニティ計画なるものをつくっていくということも一つの方法だし、また地域住民の意向を即そのまま市政に反映してもらって、それから地域住民に対してのその調

和をはかっていくという行き方もあるだろうし、このカルテ方式ですか、調査方式によってスムースにその地域の住民の方の納得が得られるんじゃあないかと、といいますのはやはり一つの問題を通して地域住民が、たとえば終末処理場にしてもこのような計画があるんだと、ついてはこれに対してやはり全体的な面からすればこのような施設もつくり、またこのような計画があるんだというふうにして地域の方が納得をするための一つの方法とはちょっとうまくない言葉かもしれませんが、そのような方向づけによってやっていくと、日野市の場合には一部開発された地域もあるわけです。その点、行政側の情報を市民に公表して、まあ全域でなくてもそのような未開発の地域に対してのみでもよいと思います。市民の立場からの生活環境を総合的に把握して自己点検し、評価することによって住民の協力を得ていくと、また逆に情報の提供を導き出して、それによってコミュニティ計画を作成していくと、積極的な市民参加が期待されるわけでありまして、地域の将来はこのようになっていくんだという一つの青写真なりそのようなものを与えていくと、いずれにしてもたとえば排水路はこのように計画してるんだと、ついては道路もこのように整備され神明上の地区外排水路にしても地域性を生かした町づくりが行なわれていくことがコミュニティづくりをやって、住民自身の問題であり、住民のイニシアティブによってこの行政の参加ができるんじゃあないかと、

生活環境の整備にかかれる地域、またその地域住民との対話関係によって市行政の基本的な問題として即、総合的な施策がそこでなされていくと、これは緊急な問題であるとはいってもなかなか早急には解決が得られる問題ではないんですけど、いずれにしても地道に進められていかなければならないと、このように考えるものでございます。そういった面から私は二、三の質問をしたいわけですが、まずコミュニティ計画の必要性をどう考えているか、これはもしこの計画そのものが、まあ略式な形でもいいと思いますが、この点についてまず市長の考え方をお伺いしたいと思います。それから基本計画そのものはさっき言いましたように当然そのときに応じて多少は手直ししていかなければならないだろうし、その点は意見が一致する点だと思います。それから三番目といたしまして住民参加、今、市長、各地域によって説明会とかまた懇談会、このような催しをやっておりますが、完全なまでもいかなくても地域住民のほとんどの総意が反映されていく市政の民主的な実現をはかっていく必要があるんではなかろうかと、現在の時点においては説明会や懇談会、そのようなものに出てくる方は、これは当然認識も新たにしその市の行政なり見聞も広めていくわけですが、ただ出席されない数多くの地域住民の方がいると思います。そのような点について市民参加という面でどのようにとらえていくか、どういう方法をしていかなきゃあならないか、私はさっき言い

ましたコミュニティ計画なるものをやはり進める必要がそこであるんじゃあないかと、このように思うわけです。その点どのようにお考えかお伺いします。それから新年度におけるおもな計画ですか、これは相当広い範囲にわたるのもこれはちょっと問題だし、幾つかの点に集約して質問してみたいと思います。

まず一点といたしまして市民生活環境整備の面で先ほど問題がありました下水道問題ですが、これを先ほどの説明である程度理解できますが、私の考えとしては何といっても流域下水道の場合に終末処理場の用地が問題だと思います。そのような面からやはりある程度の計画的な面を考えて、五十年度は何としてもその用地確保、そういった折衝が何とかめどがつけられる方向にいかなければならないんじゃあないかと、このように考えるものでございます。いろいろプロジェクトチームをつくってやろうというのも一つのいい方法だとは思いますが、まず問題となるのはその処理場の問題だと、このように思うわけですが、その点新年度においてはこれは確約はできないにしてもある程度の見通しですか、用地だけでも何とか折衝をしていきたいと、これも先ほどのコミュニティ計画に関連はしてきますが、その点の考え方をお伺いします。それから生活道路の整備の面で特に来年度の予想される点についてあればお伺いします。具体的にないということであればそれでもけっこうだし、わかる範囲に基本的な考えでもけっこうです。ある程度の方向づけをお願いしたいと思います。それから幼児教育面の施設として永野教育長がいらっしゃるころに一つの計画がありますがその後翌五十年度においてはこれがどのような形で進められていくか、まあ一つの過程にはなっていると思いますが、その計画が五十年度ではどの程度だということがわかれば答弁願いたいと思います。それから社会文化施設面ですね、この計画について、まあ聞くところによれば新庁舎のわきに市民会館を予定しているようにこの前の全協でも見ておりますが、これがどういう構想のもとに、また規模はどういった程度にやろうとしているのか、また五十年度はどこまでこれを進められ得るのか、設計の段階には入れると思いますがその点についてお聞かせ願いたいと思います。それから学校関係に入りますが、特に以前にも話が、質問にもあったと思いますが、中学校の完全給食について五十年度の計画としてはどこまでこれが進められるか、個々の学校に、できるところから進めていきたいという方向で進められるとは思いますが、ある程度のめどがついているものかどうかこの点もお伺いします。それから次の点としてインフレから市民生活を守るためにいろんな施策を市としても考えていると思いますがこの点について、また弱い立場の人を何としても守っていこうと、このような施策も市長自身はあると思いますが概略この点についての考えをお聞かせ願いたいと思います。それから最後に地方財政

の危機は現在の物価高騰や悪性インフレによって免れないと思いますが、五十年度の財源確保についてはどのように考えているか。この前も若干説明はありますが少なくとも国や都に働きかけるのはもちろん、やはり新たなる財源確保も考えていかなければならないと、このように思うわけでございます。今、中央のほうで考えている大企業における事務所の事業所税、こういったものも検討されるというふうには聞いておりますが、こういった点についても市の考えとしてあればお聞かせ願いたいと、このように思うわけでございます。以上の点とりあえず質問いたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に対して関連質問者があれば挙手を求めます。なければ秦正一君の質問に対しての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　行政を市民参加の中で民主的に行ないたいと、これはもう自治体行政の基本的な考え方であるわけですが、なかなかわれわれの力不足あるいは施策の不十分によって必らずしも指摘されるとおりの事柄につきましても市民の全体的な理解と、合意ということが十分にいっているというふうには考えられない状況でございます。そのために一つの住民参加の形をいかにすることが住民自治の本旨であります市の計画、あるいは実施に対しまして納得をとりつけていくと、そのために秦議員はコミュニティ計画というふうなことを考える必要があるのではないかという問題の提起と伺うわけでございます。コミュニティ計画というコミュニティづくり、近ごろよく聞く言葉でございますが、なかなか概念をいかように把握するかということの難しい問題でございまして、広域あるいは国などから考えますと自治体がつまりコミュニティだというふうにも言っている面もあるようですし、それからわれわれの自治体から考えますと何か地域を、まあ外国ではよく教会を中心にした教布というようなことが共同社会の一つの範囲を形成をしておると、こういうことがあるわけですが、新しいこういった新興都市におきましては元の部落そのものは一つのやや完成した地域共同体であった時代がありますけど、今日はそれがすっかり状況の変化を来たしまして、何を一つの単位としてコミュニティという概念に当てはめるかということにはわれわれもまだ勉強不足でこの日野市に適合させる場合にどういうやり方をすればそういった地域共同社会というふうな住民の方から自覚が得られ、かつまたいろいろな施策を相談相手として持ち出す際に一つの地域的な相手になっていただけるかと、その必要を非常に私も強く感じておるわけではございますけど、なかなかそれらの把握と設定に模索を続けておるような状況であります。学校区をするか、あるいは中学校区のような単位にするか、あるいは交通路とか一つの何か境界をセットしたような形で考えるかということもあるわけですが、結局現況におきましては

地域、地域でつくられます自治会、住民の自主的な組織であります自治会、それがまた地域的に実現をされております地区連合会、まあそういうところが一つの現実的なコミュニティということを当てはめる地域共同体といいますか、地域共同社会といいますか、そういうふうなことを感じておるわけでございまして、今、主として特に意識をして取り組んでおりますといいましょうか、つまり一番組織率の高い自治会というやや普遍的な住民組織がありますのでこれらの地区連合を一単位とすることが一番、当面よろしいんではなかろうかというような気持に立ちまして、現在十三、連合自治会のほうで十三の地区連合があるというふうになっておりますので何か大きい問題を相談をします場合に一つの住民の意見の集約の可能な組織ということでやりたい事柄についての多少の説明を行ないましたり、あるいは御意見を聞いたりというようなことをやっておるわけであります。しかし必らずしもそれが系統的に行なっておるということでもございませんので今後ひとつもっと連携を密にいたしましてそしてまた一応こういう機構づくりも行なって、そういうことでコミュニティ計画という秦議員が指摘しておられることとうまくその概念が合うかどうかちょっと私も疑問なんですけど、まあそういう考え方で臨みたいと、そういうことを進めておる状況でございます。一つの例を申し上げますならば、日野市の環境美化ということにつきまして自治体連合会にどういうやり方でやったらいいだろうかということを問いかけをし、それから実行委員会のようなものを設けたいので自治会側でふさわしい方をひとつ推選をしていただきたいというふうな呼びかけをいたしましたら、つまり地区連合会長が一番その地域に対する伝達力あるいは指導力といいましょうか、そういう立場にあるので自分たちで引き受けてやろうというふうなお答えをいただきまして、その方々に委嘱をすると、環境美化実行委員というつまりこれは日野市のクリーン作戦のようなことなんですが、そういう関係のコミュニティの第一歩の発足をし得るきっかけではなかろうかというふうにも考えておるわけでございます。そういった形の市民参加による市政の民主主義の実現という事柄でございまして、理念的にはいろいろ考えるわけですけど、実際にこれを、住民の方の参加をいただくという手段がなかなか難しいわけでございまして、今後もひとつ極力そういうふうな働きかけをしてまいりたいと、先進市といえるかどうかは別といたしまして、武蔵野市あたりでは市民会議というふうな、たとえば緑化推進市民会議、そういうようなかなり関心の高い方、学者等の住民の方がおそらく、どういう選定方法になっておるかはっきりは知りませんけど、住民のほうから推選があって市長が委嘱をしてそしてある課題をそこに提起して、ひとつのたびたび委員会をもって一つの結論を導き出していただく。それを市民にＰＲをしたりあるいは施策的な実効果を行

なってそして市民がそれを公認をしておるというような姿が生まれておるようでございます。そういった委員会が五つ、六つあるというふうに聞いておりますが、そういう形が日野市でもしこちらが、行政側があまり介入をした形でなくて市民のほうから自主的にそういう意見が上がってくるというようなことになればこれまさに市民参加のかなりの前進であると、こういうふうに考えてかつ期待をしておるわけでございます。コミュニティ計画の必要性は痛感をしておりますがなかなか概念の把握とそれからどういうやり方をすればいいかということを、まあ必らずしもきわめ得ておりませんのでまた御意見等によりまして承りたいと、こういうふうに考えております。あとの新年度においての計画につきましては一応基本的な考え方を予算編成に臨む重点施策というような形で指示を行なっておりまして、今、それらの集約をはかりつつありますが、これは助役ないし関係部長で一応のお答えをさせていただき、何かまとめがあれば私のほうからお答えをするようにいたしたいと思います。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　市長のお答えの細部につきまして、本議員の御質問に部長からお答えいたしますが、最後に言われました財源確保の問題につきまして、事務所事業所税ではどうなっているのかという御質問でございますが、これは一番最初に国の五つの省でそれぞればらばらな案が出てまいりまして、私どもの自治体にとりまして最もいい案が自治省案でございます。この自治省案は人口五十万以上の都市にその事務所事業所税をという案でございます。それで東京都市長会におきましてこの自治省案を拡大して大都市周辺における市にも適用するようにという要望書を自治省あてに出しております。その後、今度の都議会において都知事が東京都として事務所事業所税を行ないたいというような趣旨の御発言をなさったと、これは新聞で私見たんでございますけれども、ということでございます。そこで都のいわゆる都税になるんですか市税になるのかそのへんがちょっと問題でございまして、これは東京都市長会でも実は問題にしたわけでございますけれども、私どもとしましては当然市の税として考えていただきたいということをお願いしているわけでございます。その後その五省の案が統合されまして一つにまとめられたわけでございますが、これは自治省案と大体似た案でございます。つまり人口五十万以上の都市に一定の事務所事業所税を取ることができ、また国税としても全く同額でございますが、新設すると、こういう案でございます。これはあくまで統合案でございまして、現在のところ大蔵省でこれにつきまして難色を示しているというふうに聞いております。もちろんこれにつきましては企業の側からは当然反発があるわけでございまして、これが国のほうでどのようになるか、このことが私のほうにとって直接響いてくることでございます。市

としましては東京都市長会の要望に加わっているわけでございますのでその要望をあくまで続けていきたいと、今のところ考えているわけでございます。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　第四点の新年度のおもな計画の中で、おもな計画を次の点についてどう考えるかという幾つかの項目がございました。今、市長からも申し上げましたように現時点、予算編成方針にのっとりまして新年度予算の編成に目下努力をいたしておりまして、まだ実はまとまってない状況でございます。しかしながら今、幾点かの御質問に対しまして若干触れさせていただきたいと思いますけれども、一のことにつきましては後ほど都市整備部長のほうからのお答えがあろうかと思いますし、二の問題についても生活道路ですから建設部長のほうで一応お答えしていただきたいと思ってます。で、三の問題でございますけれども、幼児教育の件でございますが、五十年度をどう進めるかという御質問でございます。このことにつきましてはすでに御承知のとおり東京都のほうで昭和四十九年度予算でこの問題の調査費の計上を見ております。そうして四十九年度、委員をあげまして検討をされたようでございます。で、この検討委員には私どものほうの教育長が参加をいたしております。したがって詳細につきましてはあるいは教育長のほうから御報告があろうかと思いますけれども、五十年の考え方でございますけれども、私どもの考え方といたしましては、ぜひ日野市に幼児教育研究施設をつくってほしいと、すでに検討も済んだでありましょう、よって五十年は設計費等をお願いをいたしますというお願いをしている段階でございます。ただ東京都の予算がどのように運ばれていくかはわかりませんけれども、この問題につきましてはそういうふうな運動をいたしておるということを御報告をさせていただきたいと思います。それから第四点目の問題でございますが、社会文化施設のことでございます。五十年度をどう進めるかまた規模はどうかという御質問でございます。このことにつきましては後ほど剣持議員からも御質問がある予定になっておりますが、その際お答えをさせていただきたいと思いますけれども、ごく簡単に申し上げますと神明上の庁舎敷地のいわゆる南側といいますか、その地点に市民会館といいますか文化会館といいますか、そういうものをぜひセットいたしたいということで全体的に今、考えております。しかしながら詳細のことにつきましてはまだ煮詰まっておらないわけでありますし加えて財源の問題もございますから五十年度におきましてはこの問題については手をつけられない状態であろうと、こういうふうに思っております。それからその次は中学の問題は教育委員会のほうからあろうと思います。一番最後から二番目の地方財政危機を免れないと思うが財源確保についてどうかという御質問でございます。このこ

とにつきましても後ほどの一般質問にもあるようでございますが、御指摘のとおり私どもはあらゆる手段をしまして、手を尽くしまして財源確保はいたさなければならないと思います。このことにつきましては本議会の冒頭、本年度のことにつきまして市長のほうから御報告がありましたけれども、さらに議員さんのほうからも臨時都市対策費等があるではないかというような御意見もございました。五十年度に向かいましては私どもはもちろん財源確保に努力をいたしますと。幸いに国のほうでもいわゆる建設事業費の単価アップ等も考えていてくれるようでございます。そういうことで何といいましても日野市の場合は義務教育施設が何としてもウエートを占めるわけでございます。その面、たいへん五十年度は単価面では潤ってくるんではなかろうかと思っております。しかしまだまだでございますが鋭意努力いたしましてこの財源確保にはあたりたい、こんなふうに考えておるわけでございます。よろしくお願いします。

○議長（大下　博君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　一つ目の幼児教育方面の施策はどうかということについては今、加藤部長が答えたのが現実の姿だと思います。幼児教育が必要である、どのようにしなきゃあならんかというようなことは幼児の現在における環境が非常にこわれている。しかしその教育については十分まだどうすべきかということの方策が立っていない。そういうときにこの研究にもう少し力を入れてそしてそれに対応していかないと障害児教育という立場からいったときでも最も大事な時期が失われてしまうんじゃあないかと、こういう考え方でこの幼児教育研究というものをぜひ進めていかなければならないということがこの検討会の一つの結論ですし、それで、それではその研究所っていうのはどういう性格のものにすればいいかというようなことについていろいろ議論したわけでございます。ただ机上の空論で本の上だけで研究を進めてもほんとうの意味の研究っていうものができるものじゃあないので、生きている子供たちそれをとらえて、それを実験材料にするという意味じゃありませんが、その現実に動いているその姿を十分観察して、そしてどういうふうにすれば一番いい教育が進められていくのかということを検討していかなければならないというような意味でこれにはどうしても付属機関、たとえば付属幼稚園みたいなものもあるだろうし、そういうようなものが必要。それからじゃあ幼稚園に来るものだけを教育すればいいのかといえばそうでなくて現在、保育園に行く生徒もおりますしあるいは不幸にして体のよくないいわゆる身障児というものもいるじゃあないかと、そういうような教育っていうようなものも含めて研究をしなければならないというようなことの結論が出ているわけです。それで日野市のいわゆる幼児教育という面については皆さんも御存じのように、家庭教育通信というようなことをやって、こ

れは非常に画期的なものでございまして、今、日本の幼児教育についての一つの先進的な役割りを果たしておりまして、これはテレビなどにも取り上げられております。それからまた各方面から盛んに問い合わせにきたり、あるいは実地に見せてくれということで多数の府県から訪問があります。それからもう一つは私たちの幼児教育研究のほうで非常に誇こるべきことは皆さんがすでにお決めいただいてある五歳児の希望者を全部幼稚園に入れるんだと、これも非常に画期的なものでございまして、昭和五十七年から文部省もすべての者に、四歳、五歳、それの全入を目ざすというようなことをいっておりますけれども、とにかくそういう意味でそれに一歩先がけてここでは希望者を全員入園させるというようなことになっておりますが、しかし私たちがそこで直面しているのはやはり教育内容をどう充実していくか、これはさっき申しましたように非常に学校ですとかなり長い歴史を持っておりますし、幼児教育というものについては歴史が非常に浅いわけです。そういうようなことからこれの内容の充実としても一つの先達というものがどうしても必要なわけです。そういうことからわれわれもぜひ幼児教育総合研究所のようなものをつくってもらいたい。しかもそれを付属的な機関を持つとすればそれは昔の師範学校の付属のようにエリートだけが集まってきたんではこれはほんとうの研究にはならない。やはりその地域に密着したものでなければ、簡単に言えば地域の人たちのそういうものに対する十分な理解がなければ、ほんとうの意味の研究というものを進めていかなければならない。そういう意味で日野市は皆さんも御存じのように地域の人たちもそれについて非常に深い関心を持っている。それからこういうものに協力態勢を非常に持っておられる。そういうことから日野市にとっても幸いであると同時にこれは東京都全体にとっても高い水準の研究が進められるという意味で日野に置くことが非常にいいんじゃあないかというようなことで主張しているわけでございます。それでそのあとについては今、加藤部長が申されたとおりでございます。それが幼児教育に関する一つの問題でございます。それから次の中学校の完全給食のことでございますけれども、これは昨年すでに給食準備委員会というものを設けて第一回の委員会が行なわれたそうでございます。で、そのときは中学校における完全給食をどう考えるかということでフリートーキングのような形であったようで、それが賛成、反対などいろいろの意見が出てそれで一応終わったと、それで学年もあらたまったので新しく委員を構成し直しまして十月十五日にその委員会を開きました。私どももちろんこれに出席させてもらいました。で、そのときにはただまた何となしに話し合うということでは意味がないという意見もありましたので教育委員会の一つの意見を示せという話がありましたし、私たちもそういうつもりでその委員会に臨みました。これは市長

さんなどとも基本的な考えについては連絡をしてそれに臨んだわけでございますが、そこでは私は市議会あるいは陳情などを通して市民の完全給食に対しての要望というのはたいへん高いんだということ、それからさっき申し上げましたように市当局も実施の方向を考えなきゃあならんと考えております。それから私たち委員会といたしましても長年の一つの懸案でもございますので実施の方向でひとつ考えてもらいたい、そういう意味でひとつ今後の委員会というものは実施の方向を踏まえて検討してもらいたい、こういうふうにお願いしてありますしそれが今、進行中で今月の終わりかあるいは来年度早々にそういう意見を持ち寄ってもらってまたそこで意見を聞きたいと、こう思っております。その委員会のときのいろいろの状況を少し申しますと、いわゆる賛成者とそれから反対者っていうのはやはりございまして、賛成者のほうは一つは経済的な問題もありますし、それから栄養の問題もございます。そういう点からあったほうがいい、それから教育の面からいっても同じあの年齢の子供は昼食っていうものが非常に差があるというような形になると教育上おもしろくない面もあるんじゃあないかと、こういう意味からも給食というものが大事だと、こういう意見がその賛成のおもな意見だったと思います。それに対しまして反対の一つの意見は、一種の親子の愛情論というものでございましょうかねえ、子供のために朝早くから起きて子供のために弁当をつくって持たしてやるということが一つの親の愛情でもあるしそれから親子の心の交流、最近は断絶などといわれておりますけれども、そういうものをなくする意味からも親子の交流ということからも必要なんじゃあないかと、そういう賛否両論がいろいろございましたけれども、そのようなことは各学校においてひとつ十分検討してもらってそしてそのへんについての意見をまとめていただきたいということで宿題が出してあります。私はそのときも申したんでございますけれども、これは一つの教育の一環として給食っていうものが学校においては行なわれるものでございますので、先生方がやってやろうという意思統一がないと、ただ仕方ないからやるという非常に受け身な形で教育活動が行なわれたんではそのせっかくのその完全給食というものも意味を失いますのでそういう点をひとつ十分話し合って理解を深めといてもらいたい、……（「長過ぎるぞ」と呼ぶ者あり）こういうふうなことを言っております。長過ぎますか。（笑声）それからもう一つは必らずしも各学校一斉に始めるということでなしに各学校ともにそれぞれ準備の整っているところからひとつ始めていくという方法も考えてはいいんじゃあないかというようなことを申しております。したがって完全給食に関しては以上のような状況で進行しておるわけでございます。

○議長（大下　博君）　秦正一君。

○十六番（秦　正一君）　どうもたいへんどていねいな答弁ありがとうございます。先ほど市長のほうからもコミュニティ計画については答弁あったわけですが、私の特に心配するのは現在の市政をつかさどってる市長の立場として、市民参加ということで市民運動等が活発に行なわれ、請願、陳情活動とかまたいろいろと説明会等によってその意思をくんでいくと、地域によっては市のほうへ陳情団に来てもらって、そこでいろいろと要望を聞いてその市政、行政の参考にしてやっていくと、これは非常にいいと思います。が、しかしやはり市民の中にもいろいろあるわけで、非常におとなしい方もいるわけですね。そういった運動をまあできないっていうのか好まない人、またやり方が知らないでやれない人、そういったやはり市民の方々の意向もくみ入れて、それでできるものならばやはりそういった市の行政の中に生かしていくという方法が必要ではないかと、このように思うわけです。また地域のその運動がほんとうの全体的な面からとらえたものじゃあなくて一部の強い、まあ強いっていうのか力のある人のそのあれによって動かされていくということがあったんではならないし、やはりそういった点を私は心配しているわけで、コミュニティ計画そのものを全面的にやれということではないんですけど、このコミュニティ計画のその項目としてはいろいろあると思います。災害や公害のない安全な町をつくろうと、また環境づくりをよくしていこうと、学校や公園とか保育園とかそういった社会施設、そういったものを充実していこうとか、また地区全体のその安全な交通の面とか道路の面とか、そういった面もつくっていこうとか、いろいろあると思いますが、それはそれとして必らずしもそのままこれを用いるんじゃあなくて少なくとも七生地域なら七生地域、高幡地区なら高幡地区でもいいです。また上田、下田地域の区画整理事業の構想のあるところもありますけど、それも含めたそういったやはり意思の疎通っていうのかほんとうのその住民のその意向を間違いなくやはりくんでいくと、それによって今まで以上にスムースな、その反対のための反対じゃあなくて、たとえ反対するにしてもこういった人たちもいるんじゃあないかということの一つの説得の材料にもなっていくだろうし、そういう面のコミュニティそのものをやはりおおいに活用してもらいたいと、このように私は要望しておきます。ひいてはそれが市全体の繁栄にもなっていくし、また間違いのないこの日野市の発展にもつながっていくと思います。その点よろしくお願いします。それからそのほかにこまかい計画の、新年度のおもな計画として私、質問いたしましたわけですが、これはまだ具体的なそういった煮詰めができていないと思うし、この点はまた関係の質問者もおりますから省かせていただきますが、一点インフレから市民生活を守っていくための何かそういった新しい施策があるかどうかその点一点だけ今、お伺いしたいと思います。弱い立場、老人とか子供とか、また病人とかそういったも

生保の方、こういった人たちを守ることはこれは今まで従来と変わりなく市長も力を入れてまいってることだし、特段そのインフレから市民生活を守るための施策がなければ別ですけど、何かあればお伺いしたいと思います。先ほどいいましたようにあとの中学校の完全給食にしても、また幼児教育の面にしても文化会館にしても、それから財政問題にしても一応今回の場合はこの点でやめておきますが、そのほかに下水道の面に若干回答を、あればお願いしたいと思います。流域下水道の、先ほど私言いました終末処理場ですね、これもコミュニティ計画に関連はしておりますが、先ほど質問しました点に答弁願いたいと思います。もしあればお願いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）　お答えいたします。先ほど本間議員から御質問されましたからそれについては申し上げたと思いますけれども今、現在計画を練り直しておりましてその練り直した案を庁内で協議をいたしましてそれから地元に提案をいたしましてできるだけ早くまとめていきたい、こういう考えでございます。

○議長（大下　博君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　インフレから市民の生活を守るという政策展開でございますけれども、これにつきましても、市自体の収入というものに対する影響というか、市自体の減収に対するインフレの重圧と、そういうふうな局面もございまして御容認いただくような十分な政策展開というものは非常に困難な状態になってきておるわけでございます。で、私たちのほうでは生保家庭だとかあるいはボーダーラインの家庭だとかいろいろございます。こういう方々の生活というものが相当窮迫しているというふうにも考えておりますし、一般家庭の中におきましてもインフレの重圧でやはり相当に生活が苦しくなってきている。それと反面、一般勤労家庭ですと相当残業等が少なくなって収入減になっているというふうな相対的な関係で窮迫している、あるいはパートがなくなってきていると、あるいは自営業におきましてはインフレの影響を受けやすい局面の自営業においても同様苦しくなってきているんではないかという全般的なとらえ方をしているわけでございます。非常に深刻だろうと思います。そういう中で市の考え方でございますけれども、さっき言いましたようにやはり同様のインフレによる、インフレにあらわれておりますので市自体の原資というものも従来のような状態にはいかない中でございますけれども、市自体としてはこの四十九年度におきまして生保家庭の生活保護費というのが全体的に二九・一%の、要するに引き上げがなされております。それでこれらの三〇%近い引き上げといいますのは国が十分の八持ち出します。市が十分の二でございます。こういうふうな生保家庭に対する防衛策というのは国と市とで基

本的に行なっておるわけでございます。（議長「今、答弁中ですけど、できるだけ簡単に」）はい。（笑声）あと考えてますのは大体生活つなぎ資金、これも、……（「議長えらいぞ」と呼ぶ者あり）（笑声）三カ月半程度用意しましてこの年末に対応していきたい。それから日社協のほうで歳末助け合い、この募金を二百三十万程度でございますが、対象の人員は約二千人程度でございます。それで要するに生保家庭、ボーダーラインだとかあるいは施設の入所者、交通遺児等の救済にあたっていきたい。それで御指摘のような広範な政策展開というのはさっき申しましたような原資のいわゆる原則ということもございますので御覧いただきたいと思いますが、できるだけのあれをやっていきたいというふうなことで、このように考えておるわけでございます。

○議長（大下　博君）　秦正一君。

○十六番（秦　正一君）　新しい町づくりということでコミュニティづくりとかそういった要するに市の行政の基本的な考え方を質問したわけですけれども、また新年度等によるおもな計画ということで質問をしたわけですけど、いずれにしても市長は勇断をもっておおいにやってもらいたいと、（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）また細心なその注意を払い、またコミュニティづくり、コミュニティそのものに対しての関心を深めて今後おおいにがんばってもらいたいと、このように考えるものでございます。意見としてお願いして質問を終わります。（「本日の日程は全部終了しました」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（大下　博君）　これをもって七の一、新しい町づくりとその計画に関する質問を終わります。（「終わり」「続行」と呼ぶ者あり）（笑声）

次に八の一、南多摩流域下水道（百草、落川地域二百ヘクタール分）促進のための五十年度予算化についての通告質問者橘祐子君の質問を許します。

（六番議員登壇）

○議長（大下　博君）　議長からのお願いですけども、発言をそれぞれ封ずるということではありませんけど、できるだけ質問者、答弁者も簡単明瞭にお願いします。それでは続けてください。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○六番（橘　祐子君）　南多摩流域下水道（百草、落川地域二百ヘクタール分）促進のための五十年度予算化について質問いたします。かつて下水道の役割りは降雨による浸水から住民を守るとともに家庭から排水されるし尿や汚水の水洗化により居住性を高め、地域の衛生環境を快適なものとするための役割りを果たしてきました。しかし今日におきましてはそうした個々の欲求を満たすだけでなく、より公共性の強い役割りが期待されております。公共用水域の浄化は自然の景観を維持し、良行な農業用水を確保することのほかに水資源の高度利用のた

めに絶対に必要になっております。そのことはたとえば東京都の水道が多摩川下流の取水を中止し、その分を遠隔の地にあってより経費のかかる利根川の源水に求めざるを得ないという事実によっても明確になっていると思います。三多摩地域は今や高度成長に伴い急速に市街化しており、人口も急増して排水される工場、事業所、家庭からの膨大な汚水は公共用水域の水質を急速度に汚染させ、深刻な環境問題を引き起こすに至っております。その日野市の実態につきましては本間議員の話にあるとおりであります。人類の発展にとって自然環境は重要な影響をもたらしております。日野市は浅川と多摩川の三角州に恵まれ、しかも合流点が市内にあるのでこの二つの川から受ける影響は非常に大きなものがあります。都の公害局の調べでも浅川は三多摩地域の中でも最も汚染された河川の一つになっております。こうした中で日野市の公共下水道建設促進は単に日野市や三多摩の住民や地方自治体の緊急課題であるだけでなく、都民や都自体の課題であることを東京都も強く強調しております。東京都はこのような立場から三多摩の汚染やはんらんを防ぎ、多摩地区の生活環境を改善するために多摩川流域下水道を計画し、昭和四十三年から工事を始めております。南多摩流域下水道の終末処理場は四十六年三月から運転が開始されており、幹線の工事も五十一年度完成を目ざして進んでおります。日野市の一部、落川、百草地域の二百ヘクタールが南多摩流域下水道区域に指定されており、一日も早く公共下水道の布設されることをこの地域の住民は強く望んでおります。私もその地域の一市民としてそのことを心から望んでおります。そこでまず当面三点についてお尋ねしたいと思います。一つはニュータウン関係の概要変更に伴い日野市の南多摩流域下水道区域の二百ヘクタールを四百ヘクタールに変更する件について、都との話し合いの進展状況をお知らせいただきたい。このことにつきましては先ほどの答弁の中で、申請はしているが認可がおりていないとのことでありましたが、今後の見通しについてどうなのかお聞きしたいと思います。二点目については都の幹線が五十一年度までに小峰まで完成するのに合わせて、当面二百ヘクタールの分について市の公共下水道計画を促進するつもりがあるかどうか。三点目に当面五十年度予算で二百ヘクタールの公共下水道計画促進のための予算化を行なうかどうか、もし行なうとすればどんな内容について予算化するのか、その金額について大体どのくらいなのか、以上三点について下水道課長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問について関連質問者があれば挙手を願います。それでは都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）　お答えいたします。まず第一点の件でございますが、先ほどもちょっと触れましたけれども二百ヘクタールを四百ヘクタールに申請したあとの進

展状況はどうかというお話でございますが、昨日も課長が流域下水道本部に行って調査をしてまいりましたけれども、現在進展状況はまだ確定はしておりません。というのは先ほども申し上げましたように南多摩流域下水道の認可は第二次処理方式で取っております。それを今回、昨年あたりから建設省が三次方式という処理方式をいたしております。今の処理場ではちょっと足りないと思います。そういう関係で敷地の拡張を一つのねらいとすると同時に先ほど申しましたように五市（八王子、多摩、稲城、町田、日野）、この人口抑制をするという、多摩市と八王子、これが市になりまして人口抑制をしないととてもこれではできないという考え方、このために起ったのが、拡張は要するにできたとしても、原案をつくったとしても敷地が確保できないだろう。今までも何回も申しましたけれども、敷地の確保がおそらく不可能ではないかと、こういうこともありまして非常に建設省と都と今、折衝しておる関係で確定に至っていない、こういうことでございます。それから二番目の、都の幹線が五十一年までに小峰まで完成するのでそれに合わせて今、認可を一応しているという、二百ヘクタールですね、この部分だけでもやったらどうかというお話でございます。先ほどもこれにちょっと触れましたけれども申請を、二百ヘクタールから四百ヘクタールに申請したのに二百ヘクタールで計画を行なうということは四百ヘクタールを放棄した形になるわけです。したがってやるならば四百ヘクタールでやらざるを得ない、こういうことでございます。それから当面五十年度予算で二百ヘクタール分の公共下水道計画実施のための予算化を行なうかどうかということでございますが、今、申しましたように、南多摩流域下水道の進捗状況と合わせまして、行なうとすれば四百ヘクタールの設計委託を行なう、こういう考え方です。都の考え方もそうおそくはならないけれども大体来春まであたりには決着をつけたいと、こういうことでございますので一応私どもとしては四百ヘクタールで申請した場合どうなるのかと、こういう伺いをたてましたところ、四百ヘクタールでたてる場合は要するに東京都と隣接市町村との協議を経てそして行なえばいいだろうと、こういうことでございますので、予算化をするためには、予算化といえば工事をやるんではなくて、要するに設計委託をするということですね。そういう方向で進めていったらどうかということで今、事務を進めている最中でございます。

○議長（大下　博君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　第一点の質問についていろいろの答弁ありましたが、私は先ほどそのことについては聞きましたので今後の見通しはどうかという点を聞いたわけですが、今後の見通しはあるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（大下　博君）　都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）　そのとおりです。

○議長（大下　博君）　橘祐子君。
○六番（橘　祐子君）　そうしますとその見通しの大体めどが来春だということだと思いますけれども、そういう点について第二点目の四百ヘクタールで申請をしているので四百ヘクタールでやらざるを得ないということでございますが、この四百ヘクタールが確定してるんではないということになりますと段々と計画がおくれていくわけであります。しかしこの点についてはやはり私も二百ヘクタールではなく四百ヘクタール、何とか南多摩流域下水道の中に入るということが今後の日野市における下水道建設を進める上でもたいへん重要な問題にもなってくると思いますのでそういう点はやはり四百ヘクタールを含むという形で進めていただきたいということがありますので、この点については東京都のほうにも積極的に働きかけて、来春には四百ヘクタールでこの下水道計画が促進できるようにしていただきたいというふうに考えます。それから三点目の質問でございますが、設計委託料、この設計委託料というものは下水道をつくっていく上でどうしても取っていかなければいけない予算だと思います。工事にすぐ入れないとしましてもこういうもの、たとえば設計委託料とか基本計画の手直し料とか、そういう計画決定、事業認可料とか、そういうものから順次予算化していかないとなかなか工事を進めていくということにはこぎつけていかないんではないかというふうに私考えますので、少なくとも来年度予算については一歩を踏み出していただきたい、このことを強くお願いしておきたいと思います。次にこれとの関係でございますが、先ほどからの下水道の問題につきまして、十何年間こういう下水問題についていろいろ話し合われてるのに、何の前進もしていないということがやじの中等で出てまいりましたが、この十年間の中で革新市政はまだ二年にもならないというような状態であります。そういうことを考えますとこの十年間もこういうものが論争されていたことに対して一体保守市政時代は何をやってたのかとむしろ聞き返したぐらいの気持を持っております。しかしそういうものは別としまして、今後の下水道建設を促進していく上でどうしても確かめておきたい点がありますのでその点について質問したいと思います。一つはお金の問題であります。これから設計委託料等など取りましてこの工事ができるということになった場合、日野市で公共下水道をつくっていかないといけないわけですが、そのときの補助金、たとえば国、都の補助金の基準について一点お尋ねしたいというふうに考えます。それから二点目に、流域下水道とそれから公共下水道を今後、単独の公共下水道を考えていく場合に、単なるお金だけの問題ではなくて期間との問題、期限ですか、その完成するまでの期間の問題があるというふうにも思うのであります。といいますのは土地は狭いほうがいいと、終末処理場の土地は狭いほうがいいと、そういう要求と早く実現

してほしいという要求があると思います。そうした場合にお金との問題で言いますと、流域下水道の場合については、私の聞くところによりますとお金についても東京都で見ていただけるし、期間の問題で言えば十年ぐらいでできるんではないだろうかと、しかし単独公共下水道でやっていくとそのお金の問題と、先ほど四百億円などというようなことも出ておりましたが、そのお金の関係で期間が三十年ぐらいかかるんではないだろうかということも聞いておりますが、そういう問題もかみ合わせてこの下水道計画については考えていかないといけないんではないかというふうに考えますが、その点についてお聞きしたい。それからもう一点、下水道の事業を強力に進めていく上で今の下水道課の充実の問題ですが、現在の人数で足りるのかどうなのか。来年度これを取り組んでいくとするならば、もう少しその下水道建設課というものを充実していくつもりがあるのかどうなのか、その点についてお尋ねしたいというふうに考えます。
○議長（大下　博君）　都市整備部長。
○都市整備部長（中島武男君）　お答えいたします。まず財源というお話でございますが、非常に一番ポイントになる、（「中島財政部長」と呼ぶ者あり）いわゆる公共にしても流域にしても元になるのは財源でございます。特にこの下水道のおくれた理由、各市町村、これは当市だけじゃございません、各市町村おくれた理由はこれは財源です、すべて。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういうことで非常に短年度でできるようなお考えを持っている方もいらっしゃるかとも思いますけれども、これは公共にしても流域にしても最低どんなことしても二十年かかるんじゃあないかと、まあ四百億と計算いたしましても財源、要するに下水道だけをやっていったんではとてもできないだろう。そこで先ほど市長がちょっと触れましたけれども、特別な事業を興して、国なり都が興してこれに肩がわりをしてやる、それに負担を年々かけて、導入してそして行なっていくような方法、これは単独市でどんなこととしてもできないわけですね。ちなみに計算いたしましても、先ほど申しましたけれども、流域は二市町村以上のものでございまして、幹線と処理場だけが要するに都が持ってくれるわけですね。幹線はそうです。しかし中の市内に走る、要するに管渠はすべて公共という名称が使われます。したがってその補助については国が十分の六、それから都が三分の一、それから起債がそれの〇・七五、それから単独事業の場合は〇・九と、こういうような計算になります。ただこれは当初の、事業を興しまして事業認可を取りまして当初は、たとえば一千万もらえるところもせいぜい三百万もらえればいいとこでしょう。そういうのが現状です。これは各市町村皆そうです。それから二年度、三年度になりまして正常に戻ってくる。ですからその当初は非常に当該市町村に負担がかかる、こういうことでございます。流域下水道の、

参考までに申しますと、今、北多摩一号と二号をやっておりますが、基本的な負担割合につきましては、都と市町村の負担割合は七対三になっております。先ほど言いましたように国が十分の六、それから都が、北多摩一号が十分の二・八、それから北多摩二号が十分の〇・七、それから市町村が、北多摩一号が十分の一・二、北多摩二号が十分の〇・三、こういうようなこれは管渠ですね、管渠だけでこういうようになっております。ですからこれは三者なり五者が入りますと、五者というか五市ですね、これが入りますといろいろと協議を行なって分担割合を決めるわけですね、そういうことでございます。処理場のほうの北多摩一号、二号同じでございますが都と市町村の負担割合が五対五でございます。国がこの場合は十分の六・七五、都が十分の一・六二五、今のは北多摩一号です。それから二号は十分の〇・五、それから市町村がやはり北多摩一号が十分の一・六二五、北多摩二号が十分の〇・五、こういう割合になっております。各市町村ともこの管渠の太さ、それから延長、それから関係する市町村の割合で相当こまかく分析されております。そういう事情でございます。それから期間はといいますと先ほど言いましたように、これは事務当局が一応簡単に、今までの財政的な裏づけから考えますと、当然起債を考えなければなりません。起債の返還、こういうものを考えますととても十年ではできません。やはり最低二十年はかかるだろう、こういうふうに考えております。それから人員の、今の職員で足りるかどうか、これはまことに残念でございますが、この下水道課ができたときにも非常に申し上げましたが、管理課がついただけなんです、実際には。多摩平の処理場がついただけなんです。実際の仕事をやっているところは管理課の人員がこちらにきた、私のほうの新設のところにきたと、実際に実働している人間は課長以下二人でございます。先ほど本間議員からも御指摘がありましたけれども、かなり交渉事その他にとても今の状態ではできない。しかしどこの市町村もできないんです。したがってどこの市町村もできないので便法といたしまして新都市建設公社、こういうものに委託をしたりして事業を行なっているのが現状でございます。ですから今の状態では、まだ進んでおりませんがかなり実際の事務を煮詰めて、これを委託する場合はもちろん市町村の理事者と相談して、そして人員をふやすか、あるいはこれを新都市建設公社に委託するとか、こういうものを現状を把握しながら相談をしていきたいと、こういうふうに考えております。いずれにしてもこの下水道事業のおくれた理由というのはこの日野市だけじゃございません、どこの市町村もおくれているんです。これは先ほど言いましたように財源と用地の問題、たまたま日野は、まあ新井地区の方には迷惑ということでありましょうけれども、日野は先ほど言いましたように三角州が、ああいうところは各市町村はありません。それから一番いいところは廃河川敷があるところが一番進捗率の早いところです。これは府中などを申しますと府中の是政あたり、あの辺は非常に廃河川敷が多い。そういう関係であれはわりあいに早く進捗してきたということでございます。そういう関係で各市町村の状況に応じてそれぞれの、これは規約もございますしそれぞれの市町村、要するに処理場をつくられるところの市町村は非常に負担をかぶることになります。いずれにしても買収その他については市町村の職員が出向かなければ、都の職員が出て来てもこれは簡単には、単独買収を行なってくにしてもできないと思います。いずれにしてもすべての事業は市並びに都あるいは国、こういうものが三者相まって事業を行なってかなきゃあできないだろう、こういうように考えております。

○議長（大下　博君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　今、部長の答弁にありましたように問題はやっぱり財源の問題だと思います。私も。先ほどの期限との問題につきましても財源が一番問題なんであります。東京都の基準は今、部長がおっしゃいましたように補助基準は十分の六になっております。しかし下水道事業が一番進んでいるという三鷹市におきましてもこの十分の六のそのまた十分の一ぐらいしか国から補助金が出てないというのが実態であります。ここに大きな問題点がやはり下水道を促進できない、自治体がたいへん負担をかぶっている大きな問題点があると私は考えております。今後日野市が下水道事業を促進する上でどうしてもこの問題を抜きにしては考えられない問題でありますので、市当局としましても国に対して基準どおりの補助金を支給するように強く働きかけていく必要があると私は考えております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）また、今までの答弁の中からも来年度は水の問題だという問題が出ております。そういうところから考えますとやはりそれがほんとうに実現できるというようにするためにはやはり実際にその業務に当たる人たち、この事業を促進させることはできないんではないかというふうに考えておりますので、この点についてもぜひ考慮していただきたいと思います。私は今の問題について市長の考えを一言でけっこうでございますのでお尋ねしたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　財政問題、用地問題、非常に大きな問題を持っておることがとりもなおさず下水道問題でございまして、国も六十年度を目途として大きく取り組むんだと言っていますし、確かに都市づくりという中で下水道はほんとうに先ほども言いましたように、いい都市をつくるためにはもう何といっても基本的な課題でありますからして、私は現在の時点は将来に向けて誤りのない布石をしておかなきゃあいけない。そのためにはやはり財源の問題、それから用地、位置の問

題、これが財源につきましては流域下水道方式に依存をしたい。それから用地につきましてはなるべく小地積でできるようなそういう範囲にしたいと、こういうことでございますが、市が決める部分もございますけど、等にこれは市の能力を越える問題でもありますので、そういう財源の力は国に、ということで市長会等を通じて求めておるわけであります。事業実施にあたりましての取り組みとしましては、これも市長会の中に建設部会という部会がありまして、下水道問題を取り扱っておりますが、東京都の意向もあって現在の新都市公社に下水道の能力を付与してそれにやらせようというふうに東京都は言っております。それに対しまして市側は必らずしも現在の新都市公社を全面的に信頼をしておりませんけど、とにかく東京都がそういう考え方であるならばそれを受けて、そしてそこにスタッフを入れそれに委託をする形で進めようというのが今の各市の状況でございまして、下水道の関係の職員の充実ということももちろん大切でございますけど、今の段階はいわば基礎調査という範囲でございまして、事務連絡等しながら誤りのない布石をしようということの現状でございます。

○議長（大下　博君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　私は南多摩流域下水道二百ヘクタールないし四百ヘクタール分の下水道を一日も早く完成させることが今後の日野市における下水道建設事業にとって重大な意味を持ってると考えております。その理由は、現在日野市の中で公共下水道が設置されている地域は区画整理地域や公団住宅地であり、一般住宅地や農村の地域で下水道が引かれるのは百草、落川地域が最初であります。これが完成しますとこの地域の生活環境が大きく改善されることは目に見えており、そのことが他の未下水道設置地域に与える影響は大であると考えているからであります。また、お金のかかる下水道事業を進めていく上で、計画を執行できる地域の工事を押し進めていくことが日野市全体の公共下水道完成日を早めることになると考えているからであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）冒頭言いましたように下水道の役割りは、今日においてはまさに命にかかわる重大な問題になってきております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）市当局としては関係官庁、関係者と協議しながら強力に下水道建設を促進されるよう強く要望いたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大下　博君）　これをもって八の一、南多摩流域下水道（百草、落川地域二百ヘクタール分）促進のための五十年度予算化に関しての質問を終わります。

本日の日程は終わりました。本日はこれにて散会いたします。

次の月曜日は時間厳守でよろしくお願いします。

午後五時五十五分散会

十二月十六日　月曜日　（第四日）

昭和四十九年
第四回定例会

日野市議会会議録

第四十九号

十二月十六日月曜日（第四日）

出席議員（二十九名）

一番	滝瀬政吉	君
二番	滝瀬敏朗	君
三番	奥住芳雄	君
四番	正国大治	君
五番	鈴木美奈子	君
六番	橘祐子	君
七番	板垣正男	君
八番	黒川重憲	君
九番	林重義	君
十番	谷栄吉	君
十一番	剣持佐吉	君
十二番	石坂勝雄	君
十三番	竹ノ上武俊	君
十四番	米沢照男	君
十五番	市川芳太郎	君
十六番	秦正一	君
十七番	清水芳雄	君
十八番	杉山寅三郎	君
十九番	高橋通夫	君
二十番	佐々木昭雄	君
二十一番	大柄保	君
二十三番	本間久	君
二十四番	一ノ瀬隆	君
二十五番	日野源作	君
二十六番	吉冨繁枝	君
二十七番	三浦重春	君
二十八番	飯山茂	君
二十九番	島村孝志	君
三十番	名古屋史郎	君

欠席議員（一名）

二十二番　大下　博君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	松村清栄	君
市民部長	谷　多喜知	君
生活環境部長	加藤一郎	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君

速記委託　住所　立川市曙町一ノ十ノ三

立川速記者養成所々長　関根雪峰

速記者　斉藤佐知子　君

建設部長	篠崎美雄	君
都市整備部長	中島武男	君
福祉部長	赤松行雄	君
教育長	倉又秀作	君
水道部長	成井正夫	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育庶務課長	落合豊	君
書記	樫村正男	君

議事日程

一、一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一、

昭和四十九年十二月十六日（月）

午後一時開議

午後一時三十一分開議

○副議長（佐々木昭雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十二名であります。議長所用がございますので副議長が代わって務めますのでよろしくご協力をお願いいたします。

一般質問を行ないます。

八の二、市民生活擁護のための緊急対策についての通告質問者、橘祐子君の質問を許します。

（六番議員登壇）

○六番（橘　祐子君）　市民生活擁護のための緊急対策について質問いたします。この質問は大きく二つに分けて質問したいと思います。

第一点は、生活保護家庭、母子家庭、身体障害者、老人等に対する緊急対策についてであります。

私が言うまでもなく、今日のインフレ高物価の中で、市民生活は著しく脅かされております。今年はボーナスが昨年の半分しか出ない、どうして借金を返したらいいか困っている。食料品がたいへん値上げされたけれど食費だけは減らすわけにはいかない。いつもだったら正月用に新しい洋服を家族全員がそろえるのだけど、今年はそれができない、という声を多く聞きます。しかし、こうした人たちの声はまだいいほうで、うちは主人が体が悪くてあまり働けないので、生活保護をもらって、私が内職しながら何とか生活してきた。しかし、このごろは内職の仕事がほとんどなく毎日の食費にもこと欠いている。近所の人や知人にお米を借りたりお金を借りたりして生活している（「うちと同じだ」と呼ぶ者あり）都や市からの補助金をもらっては、それで返しているが度重なると借りにも行きづらく、本当に悩んでいる。もっと補助金をふやしてもらいたいし、何といっても物価を下げてもらいたい。また、母子家庭の奥さんは大安売りがあっても働いているので買いに行けない。結局高いものを買わされてしまう。子供たちが父親がいないということでつらい思いや惨めな思いをしないようにたいへん気を使っているが、正月を前にして仕事の量も減り、残業もなくなったのと物価が上がっているのとで、これから先どうして親子で生活していったらいいのか不安な気持で眠れない夜が多くなってきた。また、身体障害者の人たちは灯油を買って持ってくるにしてもなかなか重たくて家に持って行けない。そういうことで暖房を電気に替えた。そうするとこの電気代の値上がりでたいへん費用が重なっている。何とかしてほしい。また老人家庭でもこれは同じであります。

今日のインフレ、物価高の中で、こうした人たちの生活はより深刻な事態に直面しております。市民が生活するうえでどうしても欠くことのできない日用品も昨年に比較して平均三〇％もの上昇をしております。その中でも、お米の場合は、ウルチ

米ですけれども、この場合には三四・二%、食パンで三二・一%、即席ラーメンで四一・七%といずれも平均を大幅に上回っております。

今日のインフレ、物価高の状態をつくり出した最大の責任は歴代の自民党政治にあり、さらに、それに拍車をかけたのが金脈政治を強引に押し進めた田中前首相の責任であることは、今日においてはだれの目にも明らかになっております。（「そのとおり」「わかった、わかった。」と呼ぶ者あり）世論の追求の前に田中さんはやめ、三木首相が誕生しましたが、十二日の総理大臣就任後（「国会の質問だ。」と呼ぶ者あり）初の記者会見において、正直で誠実、清潔な政治の実行を誓い、田中前首相との違いを繰り返えし発言されておりましたが、インフレ、物価問題については具体的な方策、見通しについては示すことができませんでした。物価値上げに大きな影響を与えている公共料金の値上げ問題についても値上げしないと約束したわけではないと述べ、次期上げ幅の検討を含めて値上げを考えていることを明らかにしました。市民の生活を守るためには、こうした自民党の、困難に直面している国民への暖い思いやりなど一かけらも見ることのできない政治を改めさせていくことがどうしても欠くことのできない重要なことでありますが、しかしそうだからといって日野市民が置かれている状態を自治体として放っておくわけにはいかないと考えております。そういう意味で積極的に対策を講じていく必要があると私は考えております。

そこでまず、次の点をお尋ねしたいと考えます。

一つは、今日のインフレ、物価高の中で生活保護家庭、母子家庭、身体障害者、老人等に対する何らかの対策を考えているかどうか。

二つ目に、生活保護家庭に対する法外援護が、現在収入認定との関係で二千円しか出せない状態でありますが、来年からは収入認定の額が四千円に変更されると聞いております。市として来年度の予算編成に当たり収入認定額一ぱいの予算を組むつもりであるかどうか。それと同時に回数が今日においては二回に支給されておりますが、回数をふやすつもりはあるかどうかという問題であります。

第三点目に、今日のこのインフレ、物価高の中で、緊急対策として、今年度すでに二回支給されている法外援護をあと一回支給するつもりはないか。

第四点目としまして、生活保護を受けたくとも基準との関係で受けることのできないでいるボーダーラインの家庭についてどんな対策を考えているか。

また、生活つなぎ資金が、いま貸し付けされておりますが、この貸し付け状況はどのようになっているか。

以上、まず五点についで質問したいと思います。これが第一の問題であります。

次に、二つ目の問題としまして、中小零細商工業者への緊急対策についての質問であります。

底なし沼のようなインフレ下の不況、その中で中小零細商工業者は資金繰りに悩み、無事に新年を迎えることができるかどうかの厳しい状態に直面しておられます。一般には、年末融資の申し込みは十一月に終わるのですが、今年は十二月に入ってからも申し込みは引きも切れません。とにかく融資ができないことには年を越せないというひどい状況に置かれているからであります。今日も日野市の零細商工業者の実態は、私が直接聞いただけでもたいへん厳しい状態にあります。

たとえば、いま食堂が一番たいへんだといわれております。それは大企業の中でほとんど残業がなくなっているという問題が一つにあります。そういう中で残業があったときにはラーメンの注文がありその他の注文があったけれども、残業がなくなったという事態の中で食べに来る人が少なくなっている。また一般家庭においても自分の家庭でつくるというようなことが多くなっている中で、食堂の経営している方々がたいへん困っております。

また、日野市はたいへん下請機械工業が多いわけですが、この人たちの注文も、先ほども言いましたように、大企業の中で残業もしないような状態の中でこの仕事がたいへん少くなってきております。いま、いいところでも五〇%ぐらいまで下がってきている。たとえば十月と十一月を比べましても十月に対して十一月は三〇%の減だというような状態までいっております。

この人たちが、じゃ見通しがあるのかというと、いままでの仕事の中で来年は一月、二月は二〇%か三〇%ぐらいだという状態であります。その後は全然見通しがないというような事態にあります。また、私がいま聞いている人の中で昨日五十万円の不渡りをくってしまったと、それでたいへん困っている方もいらっしゃいます。そのように年を越すためにどうしても融資を受けたいという人たちがたくさんいるわけであります。今日も何名かの日野市の中での業者の方々が融資を受けたいということでお申し込みがありましたが、いま業者の人たちはほんとうに緊急に何らかの措置をとってもらいたいという市に対する要望と、国に対する要望が強いということを述べておきたいと思います。

そうした状態の中にありながら、国民と一番関係の深い国民金融公庫の貸し付けは十一月二十二日で打ち切られております。また、市の融資制度を利用するにも、また、都の融資制度を利用するにもどうしても欠くことのできない保証協会の融資の申し付けがこの十一月二十六日で打ち切られております。そうなりますと何ぼいま苦しくともお金を借りれない、これが実態であります。こうした年を越すのにどうしても資金を受けたいと願っている商工業者の方々に対して何らかの緊急対策を講じる

ことが、いま必要かつ緊急な課題であると私は考えております。（「調べねえで言っているな、勉強してこい。」と呼ぶ者あり）

そこで、お尋ねしたいと思います。

まず、一点目は、市が中小零細企業者に対してどのような対策を講じたいと考えているか、基本的な考え方についてお答え願いたいと思います。

二点目は、日野市が施行している融資制度の利用状況を見ますと件数がたいへん少ないように思われますが、その理由をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

また、三点目は、緊急対策として年越しかけ込み融資制度を設けるつもりはないかどうか。

この三点についてまず質問したいと思います。以上であります。

○副議長（佐々木昭雄君）　ただいまの質問につきまして、関連質問者がありましたら挙手を求めます。

なければ橘祐子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　前段の一につきましてお答え申し上げたいと思います。ご指摘のようにたいへんなインフレでございます。それで経済状態のほうもインフレによって生活の状態とか、あるいは収入が目減りするという生活の問題もございます。それから、ご指摘のようにいろんな経済活動の停滞から残業がなくなる、あるいはパートがなくなる。こういうふうな状態からの経済状態が困ってくるという状態もございまして、今後少しづつなりとも生活保護に転落する世帯が徐々に出てくるんではないかというふうな心配等もしておるわけでございます。

こういう中での市のほうの緊急対策といいますか、この暮れに向けての考え方でございます。まず、生保家庭でございますが、生保家庭につきましては国のほうで六月からこの十月にかけまして二九・一％の保護基準の引き上げを行なっております。これはこの内の十分の八は国の支出でございます。残り十分の二が市の支出でございます。当然、市のほうでもこれらの処置基準の引き上げによりまして二九・一％の引き上げを行なう補正を行なっておるわけでございます。そのような対策を講じておるということでございます。

それで、母子家庭とかあるいは一人暮し老人だとか身障者、いろいろございます。これらの方の中には非常に恵まれた方もいらっしゃるわけでございますが、中には生保の受給のご家庭もございます。これらの受給家庭につきましては、いま申し上げたような処置で行ない、十分とは申せないわけでございますが、国の処置に応じて市の十分の二の支出がはかられている。これは一応たいへんな金でございます。

それから、同じ生活保護世帯でございますが、二九・一％上

かりまして標準家庭で一カ月一万六千三百二十二円というふうな生活基準に引き上げがなされたわけでございます。

それから、市のほうで法外援護二回行なっております。お盆と暮れでございます。ちょうど現在、市のほうで法外援護の訪問を行なっております。それで市内の家庭につきましては訪問しますといろいろ差し障りございますので商店等からお送り申し上げておる。現金につきましては、いま民生委員さんのほうから、こういうことでございます。直に訪問しておりますのは市外の老人ホーム等の諸施設でございます。老人ホームもございますし、身障者のホームもございます。それから精神関係の施設もございます。こういう所につきましては、市の職員が直に行きまして、お見舞しながらお手わたししている、こういう状態でございます。

それから、東京都が同じ生保家庭につきまして、今年は東京都の生活防衛資金大体五百億を発動しまして三回の特別見舞金、これも法外でございます。これを行なって、二回行なっております。三回目は来年の五月というふうなことになっております。

それから、一昨日の新聞でございますけれども、国のほうで今年は生保家庭に対して特別一時金二千六百五十円を支出するという特別処置を決定したようでございます。日野市におきましては明日金の受領にまいりまして、二十四日に民生委員さんの総会がございますので二十五日あたりから支給したいと、その処置も考えておるわけでございます。

それから、年末のモチ代と俗にいわれておるわけでございますが、一時扶助、これが、四千七十円が四千九百十円に上がっているのでございます。

そういうふうなことで、一応生保家庭に含まれる方、約、日野市八百人いらっしゃるわけでございますが、そういう処置が一応とられます。そういうことでございます。

それから、生保まではいっていないけれどもボーダーラインの家庭保護、そういう生活状態の方に対する市の処置でございますが、生活つなぎ資金、今年は年末に向けまして七十万の用意をしてございます。七十万でございますけれども、月々の貸し出しの約三・五倍でございます。月々の貸し出しが二十万でございますのでその三・五倍の七十万を用意したわけでございます。それで一時的な処置でございますが、多少の生活の年末のつなぎにしていただきたいという処置を講じたわけでございます。

それから、日社協のほうでやっております歳末の助け合いの計画でございますが、二百七十三万五千円の予定を超過しております、達成しております。これによりまして年末の生活の足しにしていただくということで、配分の計画としましては生活保護世帯、それからボーダーライン、それから単身の入院者とか、あるいは老人ホーム等に収容されている方、市内ではひか

りの家とか、回心会の病院だとか田中病院あるいは片倉病院、それから入院はしておりませんけれども在宅で臥床の老人の方、それから重度心身障害者とか交通遺児の方、全部で約二千人でございます。それで、生活保護世帯につきましては先ほども申し上げましたようないろんな手当てもございますので、この歳末助け合いの配分のほうは金額的には保護世帯が幾らか軽くなっております。ボーダーラインに多少重みがかかった配分計画になっております。そういうふうなことで、一応歳末に向けての緊急的な手助けになればというふうに考えているわけでございます。

それから、福祉事務所全体としましては、この歳末に向けましてホームヘルパーとかケースワーカー、一軒でもお一人でも多く訪問しまして生活の状態だとかあるいは病気の状態等につきましていろいろとご相談に応じようという態勢で職員が精励しているわけでございます。

それから、最後に、東京都で今年初めて法外の援護を三回やられたわけでございます。非常にありがたいということとも言えます。市のほうも三回というふうな要請でございますけれども、市のほうとしましては、先ほども申し上げましたように、国の基準の引き上げによる生活保護費が二九・一%上がった、財政支出負担というものが相当なものでございますし、それから都下二十六市でも法外援護、今年は二回というふうな状態に踏みとどまっておりますので、今年は二回の法外援護ということでご了解を承りたいと思います。

それで、東京都のほうは、来年、これは特別見舞金と称する法外援護は継続するかどうかはまだはっきりしておらないわけでございますが、市のほうの法外援護は、来年はおっしゃるようにワク一ばいに一応計画しております。今年の基準としましては年金として二千円、現物としまして千五百円という基準でございますけれども、このワクが広げられましたので、市としましては回数のほうは二回でございます。回数のほうはふやせませんけれども、ワクのほうは現金、倍になりまして現金四千円、現物三千円ということになりましたので、そこまでは認めるということになりましたので、市のほうとしてはそれに向けて新年度は努力したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐々木昭雄君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　最初に確認しておきたいと思いますが、いま福祉部長も言いましたように、二九・一%保護基準の引き上げがやられたにしても、先ほど私も数字を述べましたように、実際には三〇%、平均で三〇%の物価の上昇という中では、当然それは日用品についてのみが三〇%ですので、当然これでは追いつかないということが一つあると思います。これを確認したうえで、この分担金十分の二というお金、大体幾らぐらいになっているのか、という点が一点。

それから、いまの部長の答弁を聞いておりますと、国がこのくらいやったからいいではないかということ。それから、東京都が三回やったと。それからまた、ここで国が特別見舞金二千六百五十円を出すと。それでまた日社協のほうでボーダーラインの人とか、生保とかいろいろの人たちに出していくという形で、そこいらのは出ているんですが、このたいへんな不況の、インフレ、物価高の中で市はどうするのかということが、何か聞いておりますと他力的に他の人の力を借りてやっているというふうに私は受け取ってしまうんですが、その点について市長のご答弁があれば伺いたいと思います。

○副議長（佐々木昭雄君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　二九・一%と言いますのは約三千万近くなるわけであります。それで、市の生活保護費の年間負担額一億きりでございます。二九・一%、それが四月から上がったということでございませんので、九月から三回程度十月一日までで上がっております。そういう段階を経まして上がってきておりますので、年間の負担としては三千万きれるわけでございますが、その近くだというふうに概略の数字で申し上げて申し分けないんですが、そのようにご承知おき願いたいと思います。

それで、市のほうで他力的にというふうなことでございますが、市のほうも二九・一%で、要するに完全にインフレに追いつく処置というふうには考えておらないわけでございます。二九・一%というのは国家公務員等のベースアップだとかあるいは政府そのものが現在の経済状態におけるインフレートする指数として公式に二九・一%というものを設定しまして、それで諸手当をしている、いろんな手当をしている指数であります。生活の態様からいきますと、日用品がたいへん値上がりしているということでございますがご指摘のようだと思います。ですから、これでは追いつかないというふうにも考えておるわけでございます。それで、市のほうで特別な処置といいますけれども、国が発想して、約、市としても、三千万程度のたいへんなお金を出しておるわけで、それが自発的でないというふうな考え方ではなしに、市自体としましてもやはり積極的にそういう処置をしていったというふうにお考えいただきたいと思います。

そこで、市自体の財政力といいましても、全体的な、二十六市とかあるいは生活保護に対する処置のあり方としまして、やはりいろんなことをやりましても、老齢福祉年金だとかあるいは福祉年金とか、そういうものすら生活保護基準から、受給された場合には控除されるようなシステムになっておりますので、やはり市独自でやりましてもやはり控除というふうなことでは何ら直に生活保護家庭で受給されてもみにならない、あるいは生活の足しにはならないというふうなシステムになっておりま

すので、市独自の、そう簡単に給付の形態を発想するということは難しいわけでございます。市自体の二九・一％というのは三千万近いお金で市としてはやはり生活保護家庭の年末と厚生のために処置しておりますので、それなりにご評価いただきたいと思います。

それから、先ほどだんだん転落する家庭が出てくるんではないかというふうに申し上げましたけれども、まあ生保家庭、それぞれの家庭で二九・一％すら保障されない家庭がだんだん多くなってきている。やはりその面も考えていかなきゃならないんじゃないか、そういうふうに考えておるわけでございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木昭雄君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　私は、この三千万円の問題について評価していないんじゃなくて、評価しております。ただ、この東京都の基準が上がったというのは昨年からの石油問題に始まったインフレ、物価高の中でこういう基準が引き上げられたという状態であります。現在におきまして、その基準を引き上げたときの生活状態よりももっと深刻になっているんだということが実態だと思うんです。そういう中で何をしようとしているのか、だから、市がその基準を、引き上げに伴ない三千万を支給していると、三千万全部のお金を出しているということについてのそれを評価してないということではなくて、それを評価したうえでも現在のこの苦しい状態の中でどのようにしていったらいいのか。そのことを聞いているわけであります。

生活保護世帯が、日野市の場合、現在四百九十七世帯、人数としまして八百人くらいいらっしゃるわけですね。その中で母子家庭、それから老人、それから一人暮しの老人の方が一番多くて八十世帯もいらっしゃるわけですが、この人たちが大体、私先ほど生活保護母子家庭、身体障害者とかいろいろ入れましたが、ほんとうに一番受けたいという人たちは大体この世帯、五百世帯ぐらいの中に入ると、そのほか生活保護を受けたいけれども少し基準が高くて受けれないという人の世帯数が六十五世帯、二百五人ですね、だからこれだけを考えてみて、この人たちに対してどのようなことをしていくのか、ということを考えてみましても、金額的にいって法外援護をあと一回やるとして、千人の人数を考えてみましても二百万ちょっとぐらいでできる金額なわけです。で、こういうものがいま支給できないのかどうかということが現実的な問題として、私の一番聞きたいことなんです。

それと同時に、あと確かめておきたいと思うんですが、これで確認していいのかどうか。少し回答としてどうなのかと思いますので聞いておきたいと思うんですけど、市の法外援護のこのワクの問題で、収入認定が来年度四千円ということで、四千円の予算を組もうとしている、これは決定ではないと思います

けれども、そういうことで進んでいると。品物なんですけれども全部三千円でよろしいんでしょうか。三千円は入院患者とか、そういうことではなくて、三千円も一般の人も、品物、いままでしたら千五百円のものが支給されておりますが、これが三千円、入院している人も同じ三千円、家にいる人も三千円というふうに受け取ってよろしいかどうか、この点について聞きたいと思います。

○副議長（佐々木昭雄君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　生活保護世帯につきましても、私のほうの回答の中で、どうしても出せないというふうな答弁というかお答えは非常にやりにくいわけでございます。橘議員とは事前にもお話しいろいろしましたので大要はご存じかと思いますが、私のほうでも非常に答弁に窮するわけでございます。

それで、二九・一％というのは政府のインフレ指数でございます。これで生活の実態がカバーできるかといいますと、先ほどから言いましたように、カバーできないことは庶民の生活の実感でございます。そういうふうな中で、市のほうでいろいろな処置はしておるわけでございますが、もう一回出せないかということにつきましては市のほうの財政の問題もございます。それから、二十六市のいろいろ福祉事務所の市境の指導等もございます。各市とも今年は二回という……。来年、東京都の特別見舞金があるかどうかわからないわけですが、やはり今年だけは非常ににぎやかである。来年は何か法外援護だとか生活保護全体について非常にさみしくなるというふうないろいろなでこぼこというふうなことも最後には考えておるわけでございます。いずれにしろ、今年は財政上の事情とか、二十六市の問題がございます。市独自でもう一回出すということは非常に困難でございます。

それから、三千円の品物でございます。今年は千五百円の品物を在宅の場合には家族数に応じて、それから、一人施設入所者というのはたいがい単身でございます。お一人について千五百円。品物はどういうものかというとみそとかしょうゆ、それから油、それから調味料、赤ちゃんがいる場合には乳製品、それからお年寄がいる場合には砂糖とか、それを家族の年齢だとか構成だとか、いろんなものに応じまして、向き向きによって組み合わせて、いま配って歩いているわけでございます。

来年度はどうなるか、やはり今年の千五百円の延長で支給するんじゃないかと思います。延長というのは三千円に引き上げた延長ということで、在宅者には家族数に応じて、それから単身入所者については、お一人でございますので三千円として、その内容は今年と同じような考え方で組み合わせていくんじゃないかというふうに考えております。先ほども申しましたように三千円と、四千円に、現金四千円になったということじゃな

くて、これからいろいろと市の中で内部的な努力をしていきたいと、最大の努力をいたしますと、そういうことでございます。

○副議長（佐々木昭雄君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　確かに市民部長がおっしゃったように、この問題、市財政全体との関係など、またいろいろあると思いますので、なかなか部長のところでお答えにくい問題かとも思いますので、ぜひ責任ある市長から私の質問に対する考え方をぜひ述べていただきたいというふうに考えております。

○副議長（佐々木昭雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ご指摘のことにつきましては、心を動かされるおことばが多いわけでありますが、いま部長のほうからお答えしましたことに対しまして、私といたしましては、与えられております予算を極力動員をいたしまして、なるべく衣料でありますとか食料でありますとか、あるいは燃料でありますとか、そういった現物によって給付を最大限に上積みをするというふうに努力をしたいというふうに考えております。

○副議長（佐々木昭雄君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　一つずつちょっと確認をしていきたいと思います。

私の質問等との関係からいきますと、一番目の二点目の法外援護のワクの問題については、それ一ばいでやっていきたいということが出されていると思います。それはぜひ実現させていただきたいと思います。

それから、回数についても二十六市との関係、また、でこぼこが生じるかもしれないというような消極的な立場ではなくて、他市に先がけても、このことがほんとうに必要であるならば、やっぱりそれを実施していくというような、そういう積極的な姿勢で福祉政策についても臨んでほしい、このことを強くお願いしたいと思います。

次に、三点目の緊急対策について、三回支給できないかという問題の二百万については、いまの市長の答弁でありますと、物質面で上乗せでしょうか、そういうものをしていきたいということでございますが、具体的にはどういう形でやられていくのか、その点もう少し聞かしていただきたいというのが一点です。

それから、この十二月に、国とそれから都から一時金が出たり、日野市のが出たりするわけですが、大体この十二月、いま年を越すためにここで一世帯、生活保護の場合、一世帯四人家族ぐらいで大体どのくらいの金額が出るのか。急に国で特別見舞金なんかがきまったりしているんで、額がこれでまたふえるんではないかと思いますが、そういう問題については、お金で来た場合の収入認定との関係は全然なく、それは入れられるものなのか、そこいらについてちょっと質問したいと思います。

○副議長（佐々木昭雄君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　生活保護の基準でございますが、さっき申し上げましたように、四人の標準家庭で一番新しい十月一日、二九・一％上がった生活保護基準が一月一万六千三百二十九円ということでございます。それから、十二月は市のほうから二千円の現金と千五百円の、さっき言いましたみそ、しょうゆ、砂糖とか油とか、そういうものがお金に換算しますと千五百円程度でございます。それから、十二月の二十五・六日ごろ、民生委員さんを通じて国で処置しました一人当たり二千六百五十円、日野市は一級地でございますので二千六百五十円が行きます。それからモチ代と称しています、これは例年、いままでもあったんですが加算でございますけれども、モチ代と称されている年末一時扶助、これが一人当たり四千九百十円、こういうことでございます。

○副議長（佐々木昭雄君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　これ少しまとめていきたいと思うんですけど、先ほど冒頭に述べましたように、いまの生活実態というのは単に母子家庭の人とか、生活保護を受けている人とか、身体障害者その他いま緊急に何とかしてほしいという人たちだけではなくて、ほんとうに市民生活が毎日毎日困難な状態になってきているということは、これは現実的にいってそうだと思います。そういう意味で、今後こうした市民生活を擁護していくためにどうしても何らかの処置をとっていくということが必要になってくると思います。それを市だけでかぶるということは、私は言っているわけではありません。やはり最初に言いましたように、国に対して公共料金の値上げを押えるように要求するとか、また補助金の増額、それから収入認定の額がいま四千円でありますが、これをもっと広げていくとか、さまざまな手だてを考えていく必要があるというふうに考えます。そうした場合に、姿勢の問題として一つたいへん重要なことは、常に、この間からの答弁を聞いておりますと、他市がどうだからということがかなり出ておりますが、そういう他市や他区との比較ではなくて、ほんとうに市民生活を守っていくにはどうしたらいいんだろうかという立場に立って実施するかどうかという判断をつけていただきたい。そのことを強くお願いしたいと思います。

それと同時に、先ほど市長から出ていた品物で何とか考えたいというこのこともぜひ実現していただきたいと思います。

それともう一つは、大安売りをいろいろ市があっせんしてやるわけでございますが、たとえばお魚とか野菜の直売なんかをやっていきますが、そうした場合に先ほど言いましたように、母子家庭の人が買えないと、そういう安いのがあっても買いに行けないという人たち、それからまた、身体障害者、老人の家庭で買いに行けないという人たちにはどのようにしてそういう

安いものを手に入れられるような方法を講じていくのか、この問題についても決して今日私が一般質問しただけで解決する問題ではないと思いますので、これからもそれぞれ関係の方々と一緒になって考えていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。そのことをお願いしましてこの質問については終わりたいと思います。

次に、中小零細工業者への融資についての、先ほどの質問に対する答えを聞いてからやりたいと思います。

○副議長（佐々木昭雄君）　総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　零細企業工業と中小企業融資のワクの問題、融資のことでございますが、先ほどのご質問は市はどのような対策を考えているか。それからこの融資が少ない理由は何か、かけ込み融資制度を設ける考えはないか、この三つのことのように思います。

ご承知のとおり小口事業貸し付け条例というものがございます。これを本年の四月に改正をいたしまして、中小企業事業資金貸し付け条例、こういうふうな条例に全面改正をいたしたわけでございます。これはいろいろな要望等もございましたし、また市長の公約等もございまして、無担保無保証ということでございましたので、これらを勘案をいたしまして保証人の問題あるいはまた納税者の問題、こういう問題を検討いたしまして、今年の四月二十三日に議会の議決をいただきました。

これの主な特徴は、この五人未満の事業所に対しましては無保証人扱いとする。こういうふうな一番大きな改正点でございます。それから、二年、保証人の問題ですが、あるいはまた中小企業が日野市に二年以上事業をやっているということを条件とする。それが最初に金を借りるために条件を緩和するということをいっているわけです。

そういうことで、私どもといたしましては、この緩和によりまして相当貸し付け件数がふえるものと見ております。しかし、月別に見ますと、七月が三件、八月が三件、九月が一件、十一月二件、十二月が一件、で非常に申し込みが少ない。これは、これと同じ制度が東京都が行なっておるわけですが、日野市が百万円でございますが、東京都は二百万ということになっておりますが、私どもの考えでは、東京都の資金の貸し付けというものを申し込んでいるところが日野市よりも多いんじゃないか、そういうこともいえると思うんです。当然、こういう制度があるわけですから、どんどん申し込んでいただければいいわけですけれども私どもはＰＲが少ないといえば少ないかもしれませんけれども、条例、広報等でも何回もＰＲをいたしておるわけでございます。

現実的にお金を借りても三年間で返えしていかなくちゃならない。ここにいろいろな問題点があろうかと思うわけです。そういたしますと、市がお金を貸すということじゃございません。

市がお金を預託しまして、この預託した金額の五倍、銀行がそれぞれ銀行自体が貸す、こういうことから保証人の問題とか、あるいはその他いろいろな条件があろうかと思うわけですが、実際に困っていらっしゃる方はどんどん一つこの制度を利用していただきたいということが私どもの願いでございます。また、東京都におきましても非常にワクが余っていると、これをふるに活用していただくなら、この年末におきましても相当緩和されるんではないか、おそらくいままで申し込んで全然０という方はございません。たとえば百万申し込みが、ありましてもこれが査定によってあるいは八十万なり九十万なりに下がる場合もございますけれども、全額０という方はおそらくないわけでございます。どんどん利用していただきたいということが私どもの願いでございます。

かけ込み融資の制度は何かないかと、こういう考えはどうか、こういうことでございますけれども、ご案内のとおり、昨年ＰＣＢの水銀汚染によりまして漁商の方々が非常に困った例がございまして、去年の八月、すし屋さんとか魚屋さんが全然売れなくて困った、こういうことがございまして、市とそれから事業商店主とこれが相談いたしまして緊急対策を考えた場合がございます。五十万円という。それで、一カ月間の間に申し込みをした。しかし、これもあくまでも条例に基づいた融資でございます。ですから、私どもの考えではかけ込み融資制度というものをつくるとするなら、どうしても市の金で、市の金を貸すということならできますけれども、現行の条例ではそれはできないだろうということで、私どものできる範囲といいますと、申し込んでいただければなるたけ早く査定をしてもらう、銀行なりあるいは保証協会にまいりましてこれらの申し込みをされた金額を早く査定をしてもらって、早く融資をしてもらう、こういうことを直にお願いする。たとえば十二月に申し込んでも一月早々借りられると、こういうふうになるたけ早く借りられるような方策を講じてまいりたいと、それしか私どもの、現行においてはできないわけでございます。

○副議長（佐々木昭雄君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　総務部長のほうから答弁がありましたが、いま一点目につきましては基本的な考え方ですからそれはいいとしまして、二点目の問題。融資の件数が、部長もおっしゃいましたように、確かに七月から十二月まで十件しかないと。この理由について、部長の答弁によりますとＰＲ不足か、どんどん申し込んでくれればいいんだけれどもなんせ申し込んでくれない、というような話しでありますが、私はそのように思っておりません。業者はほんとうに借りたいわけなんですよね。だのになぜこんなに件数が少ないのかその理由はもっとほかのところにあると思います。その点について具体的にお聞きしていきたいと思います。

私は、この条例そのもの、この制度そのもの、貸し付け条例この条例の中にやはり問題があるために借りれないという問題だと思っております。それが一点と。それからもう一つは、先ほど部長からもちょっと言われましたが、申請しても、この条例に基づいて申請をしましても、自分が欲しい時期までにはお金が出ないという期間との問題、期限の問題。この二つの問題でなかなか借りれないでいるというのが実態だというふうに思います。

条例の問題で一つづつお聞きしておきますが、第六条第三項の中で、資格の問題で市税を二千円以上納めている人がこの資格があるというふうに書かれております。しかし、そうしますと、いま困って、実際に千九百円ぐらいしか納めていない人はこれに適用されないということで借りれないわけであります。東京都の融資の場合は均等割以上、つまり所得割があればいいということで貸し出しております。そういう点、どのように考えていらっしゃるのかが第一点であります。

それから、第六条第六項、この条例に定める融資以外に保証協会の保証つき融資を受けていないこととというふうに書かれております。そうしますと、実際に困っている人というのは東京都の融資を、保証協会の保証を受けて借りていると。しかし、それだけではどうしようもできないところまで来ている。だから、市の制度があるんで、その市の融資制度を受けたい、といいましても実際この六項に定めるところによりますと、保証協会の保証は受け付けられない。それではこの市の制度も受けられないという、こういう問題があります。

それから第九条、この融資のあっせんを受ける者は、保証協会の保証を得るものとする。ただし、特定金融機関の保証が付された場合はこの限りでない、というふうに書かれております。このことはこういうふうにも解釈できるんでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですが、保証協会の保証が必ずいるということになっているが、たとえば立川なんかの場合ですと、保証人だけでも借りている制度もあるわけですね。それでそれは銀行のほうでいいということで、そういう形で借りられていますけれども、金融機関のほうでこの条例と別個に保証人だけあればいいというふうにいった場合に、この条例が適用されて、この制度の融資を受けられるのかどうなのか。そういうふうに考えていいのかどうか、それが一つです。

それから、第七条の第四項、日野市の融資を受けている者、日野市の融資の保証人をしている人は、この新たに保証人となれるかどうかという問題。

以上、ちょっと条例のところだけでそういう点なんかがいろいろ矛盾してきているわけです。実際にはたいへん苦しいと、だからお金を借りたい。たとえばこういう市の条例を利用する人、しなくちゃいけないという人たちはどんな人かというと、

まさに保証物件の問題もちゃんとしていないといいましょうか、担保に入れるものがないという人、それからまた、これからの先行きを見てもどうなるのかわからないというような人たちなわけですね。それで、銀行で直接貸し付けているのは、ぼんぼん、ぼんぼんお金貸しているのはまさにそのお金をたくさん持っているとか、それとか担保にするものも何でもあるというような人には貸し付けているわけですよ。だから実際に、市の融資制度を受けようとしている人たちは、たいへん、先ほど言いましたように、厳しい経営状態の中で借りたいということですから、金融機関としても直接借りに行ってもいいということは言わないという問題もあるわけですね。そうしますと、ますます矛盾がきたしてくるわけです。この市条例自身が、そういう点についてどのようにお考えになっているのか、この条例の点をまず一つづつお聞きしたいと思うんです。

○副議長（佐々木昭雄君）　総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　これは、今年の九月に議会の議決を得た条例であります。（「委員会でやれ、そんなものは。」「委員会でやれ。」と呼ぶ者あり）二千円以上の納税者ということは、これは結局二千円ぐらい税金を納めていなければ支払い能力がないんじゃないかと、こういうことで二千円ということがここにうたわれたと思います。

それから、例えば第六項ですが、保証協会の保証付き融資を受けていないこと、確かにこれは、例えば東京都から二百万円借りているという場合は、これは市の融資は受けられない、ただし東京都の金額が二百万円の場合百万円しか借りていない、こういう場合にはあと百万円のワクがありますから、市の融資が受けられると私は考えております。

それから、この条例による融資のあっせんを受け、または他に保証をしていないもの、これは他の融資の条例による融資のあっせんを受けている場合、あるいはまた、ほかに百万なら百万円を保証しているという場合はこれは該当しない、こういうことであります。

それから、特定機関の保証が付された場合は、この限りではないということは、私どもが、専門家じゃございませんので、貸し付け申請された方々の調査というのは銀行に依頼してございます。一点千五百円で依頼しているわけでございます。私どもが調査してもわかりませんので、銀行自体がこの業者は非常に健全である、銀行が保証すれば保証協会の保証は必要ないとこういうことでございまして、こういう例は現在たくさんあるわけでございます。これは銀行に取引がたくさん、何回もいろんな取引をやっている業者にはかなり早い融資の支払い、こういう業者になると保証協会の保証はいらないということであります。

○副議長（佐々木昭雄君）　橘祐子君（「環境衛生部

長が答えたほうがいいぞ。」と呼ぶ者あり）

○六番（橘　祐子君）　その第六条の第三項につきましても、それからまた第九条につきましても、いま支払い能力があるとみなしているとか、それからまた、銀行がいいといったら保証協会の保証を受けなくてもいいというようなことでございますが、そういう人たちっていうのは、いま借りたいのはそういう人じゃないということなんですよね。これに適用されない人たち、その人たちがいま、この年を越すのに何とか融資をしてほしいという切実な状態にあるということなんですよ。だから、そういう人たちに対して何らかの融資ができないであろうかということが私の質問の趣旨なんです。

で、先ほど、例えば二百万円東京都のワクが、二百五十万ですが、そのところで百万しか借りてなければあと百万ぐらいのワクがあるからそれについては市の融資を受けられるであろうと、ぼくは思うということでございましたが、はたして、お金を貸すのはいまの場合銀行ですから、それでいいのかどうか。これは早急に調査をして回答できるようにしていただきたいというふうに思います。

それから、しぼっていきたいと思いますが、いま、とにかくどんどん申し込んでくれと言われました、確かにきょう何名の方が申し込んであります。しかし、来年一月に早急に出るのかいま総務部長は来年早急に出るようにしたいとおっしゃいましたが、十一月二十六日で保証協会の融資の受付っていうんですか、保証の受付、これ終わっているわけですね。それでいきますと、じゃ保証協会の審議会っていうんでしょうか、それはいつ開かれるのか。いま申し込んだ場合に十二月に開かれないで来年になるんでしたら当然また延びていくわけですよね。そういう点とのかみ合わせでお答え願いたいわけです。

たとえば、市のほうはいままでも、市のほうの審議会、この審議会の中で全然審議しないままにきたものを全部銀行とかに送っているわけですね。だから、そこでは時間が全然かかってないわけですよ。いまかかっているのは銀行とかそれから保証協会での審議の時間がかかっているわけです。そういう点で、関連で一つだけ言っておきたいと思いますが、この審議会の問題もあると思うんです。といいますのは審議会では後追いで認定していくっていうんですか、確認を、いいだろうということを下ろしているって問題ですね。本来ならばそこで審議して、この人はこんな状態なんだからぜひこの人には貸してもらいたいと、保証協会でも保証してもらいたい、また、銀行でもなんとか融資してほしいというような立場で審議会を開いて、市の審議会を開いて持っていくべき筋合いのもんだと思うんです。ところが、いまは、審議会の審議というのは銀行とか保証協会の認定が下りてきて、それを後追いで認定しているというような状態（「それはいけないなあ。」と呼ぶ者あり）ここにも問題があると思うんですよ。私はやっぱり、この審議会というものがある以上、この制度の中である以上、ほんとうにこの人たちの融資をどう受けさせていくかということであるならば、ほんとうに、きょう、たとえば出された申請に対して審議会を緊急に、市の審議会を開いて、この人たちはこういう状態でたいへんだからすぐ至急保証協会の審議会も開いてほしいと。また銀行に対しては融資をしてほしいという、こういうことをその審議会で言っていくというところまでやらなければ実際には、早く出すようにしたいと言っても、実際には融資が受けられないということになるというふうに私は考えるんですけど、その点についてはいかがでしょうか。（「市が無担保、無保証で貸しゃいいんだよ。」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐々木昭雄君）　総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　お答えいたします。

私ども、審議会を通さないでやるということは、これは公式には、現実には議長さんがこの審議会の会長さんをやっておりますから、議長さんの了解を得ましてその審議会のメンバーがそろわない場合は、なるべく早く向こうに送付したいと、こういうことで私どもが議長さんの決済を得まして、そうして銀行に送付しているわけです。

なぜ、これが遅れるかということについては、これは銀行とそれから保証協会の側ではなくして借りる側の不備があるわけです。つまり大福帳的なものであって保証協会から調査をする場合に回答ができないわけなんですね。そういうことでそれが延びるわけなんです。私どもも保証協会へまいりましてなんとか早くできないかと、こういうことでお願いをしておるわけなんですが、実は調査する資料、それが全然整っていないのが多いと、こういうふうなお話しを（「そのとおり」と呼ぶ者あり）ですから、保証協会自体は、これがちゃんと整っていれば非常に早いものは本当に一週間で終える場合もある、遅いのは本当に一カ月もかかる、こういうことになるわけです。われわれとしてはなるたけ早く出してもらいたいということから審議会を略してそしてやっているわけなんです。これはあくまでも議長さんの決済を得てやっているわけですが、そういう状況にあるわけです。

○副議長（佐々木昭雄君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　この条例の問題につきましては、私、先ほどから何点かについて不備な点があるではないかという点で指摘しておりますし、また、この午前中にこれを借りたいと融資の申請をなさりにいらした人たちとの話し合いの中でも、この不備な点について、第六条の第六項についてやその他の項について質問いたしておりますので、この点についてはやはりどんなに考えてもいまの市条例と、いい目的でつくられた

この市条例が、市の制度が実際には使いづらくなっているということは事実だと思うんです。そういう点でこの条例改正も含めて検討していただきたいというふうに考えます。（「こんな条例やめちゃおうよ。」と呼ぶ者あり）

一つだけどうしても、先ほどから何度も言っておりますように、いまの緊急に融資を受けたい方が、いま十人ぐらい申し込みに来ていらっしゃいます。先ほどからその議員席のほうから、お金が返せる見通しもないやつに貸すばかがあるかとかということでいろいろ出されておりますが、実際には好きこのんで返せないとかそういうような状態じゃないということなんです。（「そうだ」「市長が貸しゃいいんだ」と呼ぶ者あり）いままで、一生懸命働いてきて、にもかかわらず大会社からの下請の注文なんかが出なくなってきていると、いつも大企業なんかはそのままで、カットしながらでももうけているわけですよね。だけどそれを下請業者でやっている人たち、その人たちのところにしわ寄せが来ていると、そういう中で一生懸命働いても、働きたくともと言ったほうがいいかもしれませんが、仕事がないのが実態なんです。（「そうだ。」と呼ぶ者あり）

そういう中でなんとかしたいと、そういう点で（「市の金、貸しゃいいんだよ。」）と呼ぶ者あり）緊急かけ込み融資制度、私たちの共産党としましては五十万の融資制度が設けられないだろうかということを十一月の十三日の時点でお願いしているようなわけでありますが、こういう問題についてもぜひ答弁いただきたいと思うんです。

それで、たとえば緊急融資の貸し出し資格の問題なんですが、五十万の融資を設けたということになりますと、われもわれもとかけつける人はたいへん多いと思います。そういうものになりますとまさにいま地方財政圧迫の中でたいへんな危機に直面するということも考えられますので、やはりそれなりのワクも必要だというふうに考えます。たとえば先ほど言いましたように、昨日五十万円の不渡りをつかまされてしまったとか、親会社から小切手が来たけれどもそれは三カ月先しか割れないとか、そういう問題もあるわけです。そういう人たちに対してはやはりそういう、その五十万の貸し付け融資制度を実施していくと、このようなワクについてはいろいろの形で検討されることが必要だと思いますが、そういうことができるのかできないのか。たとえば五十万でやりまして、十件の人が借りたら五百万です。二十件の人がもし借りたとしても一千万のお金でできると私は思うんですけれども、これについて市のほうでやる気があるかないか、この点についてお聞きしたいと思うんです。

○副議長（佐々木昭雄君）　総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　私は、法的には五十万円の、たとえば緊急かけ込み融資資金の融資、これは市の税金でございますからこれが貸せるかどうかということになるかどうかまだわかりませんけれども（「市長が答えるんだ、市長が。」と呼ぶ者あり）もし、これが貸せるということになって貸した場合こげついて全然とれなくなった場合どうするか、という問題がここで出てくると思うんです。（「それだよ」と呼ぶ者あり）そうすると、これは市の税金でございますから、これは当然このまま補助金として出してしまうという形にならざるを得ない。そういうことができるかどうか、この辺はまだ私どもいままで検討したことがございませんので、今後の検討課題にいたしたいと思います。

○副議長（佐々木昭雄君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　市長に同じ質問をしたいと思いますので、よろしく回答のほうをお願いいたします。

○副議長（佐々木昭雄君）　市長、答弁。（「静かにして下さいよ。」と呼ぶ者あり）ご静粛に願います。

○市長（森田喜美男君）　融資というのは、この経済制度のワクの中で行なわれるのが現実でありまして、市がせっかくつくっておりますこの貸し付け条例が必ずしも活用されていないと。この点につきましては、一つPRの面、それから内容のもっと簡素で借りよくすると、そういった改善はやりたいと思っております。（「いいぞ。」と呼ぶ者あり）

かけこみ融資ということにつきましては、確かに市の財政の中でやればできないことはないわけでありますけど、検討はいたしますが、要するにこれは（「それだけではできないでしょう」と呼ぶ者あり）公金を原資にすることでございますから、相当難しいと（「そう、そう」「そのとおり」「それは祐子さんの言うようにはいかないよ」「税金を均等に分配する……」と呼ぶ者あり）そのように思っております。

○副議長（佐々木昭雄君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　このかけ込み融資資金五十万円については、これから考えるということでありましたが、実際問題、この暮を乗り越えるのに融資を欲しいと、それがかけ込み融資資金であってもいいし、また市が保証人になって金融機関から借りるということだってあると思うんですよ。問題は、いま現在、ここで一月のはじめまでに、はじめというのは一月の十日前に融資を受けるとすれば二つしかないというふうに思うんです。

一つは、そのかけ込み融資資金制度を設けるという問題。この問題については、これについてはたいへんだということもありますが、あと一点については、この保証協会が十一月二十六日で締め切っておりますが、これに対して、これがだめな場合には単独の保証人で融資を受けられるように銀行に対して交渉できるかどうか、市が、できるかどうか。そのことしかないというふうに思うんですよ。

その二つしか私は今日の事態の中で融資を受けれることはな

い。たとえば十件の申し込みがあるわけですが、その中の約半分の人がこの第六条六項にひっかかってくるわけです。東京都の融資を受けているというところにひっかかってくるわけですね。保証協会のほかの保証を受けているということになります。そうしますと、いま困っている人自体が実際には受けれないという問題が出てきているわけです。だから、その人たちが受けれるようにするには、もうそこの保証協会、または金融機関と市が、市の直接保証というんでしょうか、そういうものでやっていただくしか出ないというふうに考えますが、その点についてもやはり、どのようにやる気っていいましょうか、そういうことをやってみる気はないかという提起なんですけれどもいかがでしょうか。

○副議長（佐々木昭雄君）　総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　現行の条例に違反してまでやるということは、私どもはできませんけれども、つまり、この条例をつくる時点におきましても、保証協会といろいろ協議をいたしましてこれをつくったものでございまして、それを条例を違反してやるということはできませんけれども、まあ、銀行のみで借してくれるということになれば、これは一番いい方法でございます。ですからわれわれといたしましては銀行になるたけそういう貸し付けをしてもらいたいと要請はいたします。（「あとは委員会でやれよ」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐々木昭雄君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　とにかく、さっきから繰り返えしいろいろのことを言っているわけでございますが、（「交通整理」と呼ぶ者あり）とにかく何ら具体的な対策、このことが提示されてないわけです。（「三木さんと同じ」「おかしいじゃないか、条例どおり整備していればいいじゃないか」「橘暴力団員」「失礼なこと言うんじゃないわよ」「本当じゃないか」と呼ぶ者あり）そこで、私は、やはり今日のこのほんとうに苦しい、底なし沼のようなインフレ、不況の中で、中小零細企業の方々、この商工業者の方々をどう救済していくかということは（「憲法擁護だよ」と呼ぶ者あり）ほんとうに考えていかないといけない事態になっていると思うんです。そういう意味では、もっと積極的なご答弁も欲しいと思いますし（「そのとおり」と呼ぶ者あり）この前向きの姿勢でやっていただきたいというふうに思うんです。それが市でかぶってしまえとか、そういうことを私は言っているんではないんです。私たちが実際に融資を、借りに行って一番問題になっているのは保証協会の体質の問題であり、また金融機関の問題なんです。そこで貸さないと言えば借りれないという実態なんです。だから、こういうところに対して市はどういう態度で臨むのか。やはり、もっと市民の、商工業者の立場に立って臨んでいただきたい。

　この問題につきましても、私は決してこの一般質問だけで終わった問題ではないと思います。むしろこの一般質問が終わりまして、実際に今日申し込んだ方々、その他申し込もうとしている人たちの融資、年内融資ができるまで、やはりお互いにいい方法を考え合ったり、一緒に交渉したりしながらやっていかなければいけない問題だと考えております。そういう意味で、私どももっともっと他市の条例や、また都の条例なども研究しながらやっていきたいと思いますので、ぜひ一緒に、業者の方々と一緒になって、やっていただけるように心から要望いたしまして、私の、まだ心残りはありますが、これで質問を終わりたいと思います。（「もうたくさんだよ。」「一人だけの議会じゃないから」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐々木昭雄君）　これをもって八の二、市民生活擁護のための緊急対策に関する質問を終わります。（「休憩」「反対」と呼ぶ者あり）

　暫時休憩いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐々木昭雄君）　ご異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後二時五十五分休憩

午後三時二十分再開

○副議長（佐々木昭雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

九の一、日野市に長期療養のできる公立病院の誘致計画についての通告質問者板垣正男君の質問を許します。

（七番議員登壇）

○七番（板垣正男君）　日野市に長期療養のできる公立病院の誘致を急げということで質問をいたしたいと思います。長期療養という意味は、機能回復、リハビリテーション施設を含む意味でございますので、以下そのようにお聞きを願いたいと思います。

市政白書によりますと、四十七年度の日野市の病院に行きました市民、あるいは入院いたしました市民は、年間一人二回。入院にいたしますと二十八人に一人が入院している。こういう数値が発表されております。さらに、三年前の厚生省の調査によりますと、国民は十人に一人は病気ないしはけがをしているということを発表しております。このように、病人が激増する、こういうことは日常の中で私たち身近に感じるところであります。

日野市は幾つかの病院、診療所が配置されておりますけれども、日野市を浅川を中心といたしまして、南部と北側を分けまして、病院、診療所数が人口の割り合いにどのような数を占ているかということを調べましたところ、南部地域は一病院当たり二千四百四人、日野地域、多摩平地域を含めますと千六百十五人。さらに歯科の場合は、南部地域が六千百四十四人、日野、多摩平地域が二千六百五十人。こういう数値が計算されるのであります。

こういうふうに見ますと、市の中でも急速な市街化が進行いたしました南部地域が、かなり医療施設に不足するという場面が出てきているのであります。そうして、日本の医療制度そのものがそうでありますように、日野市におきましても予防衛生、そして治療、リハビリテーションを一貫とした医療制度というものがまだまだ不足していると、こういう現状ではないだろうかと思います。病院の誘致、設置について、おそらく反対する一般の市民はないでありましょう。こうした実状と希望から日野市に公立病院の誘致計画を急ぐべきではないかとこのように考えたのであります。そうして、私は以上のような考えに立ちまして、理事者に質問したいと思います。

一つは、広域的な見地から病院の誘致計画を考えるべきではないだろうかということであります。日野市はもちろん、多摩、稲城、あるいは八王子、立川等も含めて地理的条件として日野に誘致する、このことを考えていかなければなりません。

二点目には、用地をどこにもってくるかという問題であります。現在、南平に砂利を採掘している用地があります。約一万坪近くあるともいわれておりますけれど、だれの所有かは判明いたしませんが、あの用地を活用するようなことは考えていくのも一つの用地の確保ではないかと思います。

三点目には、当然公立病院になりますと上部官庁との折衝関係がございますので、誘致の計画、あるいは企画立案等の資料を作成しなければなりません。病院誘致の必要性、緊急性そして条件の有利性等々の妥当な資料を用意して関係機関に折衝を行なうとこのことがどうしても必要ではないかと思います。

四点目には、市内の医師会、開業医との協議を当然進めなければなりません。

そうして、五点目に、市民にこの計画を広く訴えることであります。必要な誘致を行なうにはかなりの努力が必要です。行政側だけに任せるのでなくて、市民運動を背景としながらこの計画を進める必要があろうかと思います。

そういうような考えに基づいて、今後の病院誘致を考えていくべきではないかということを私はまず質問をしたいと思います。理事者の明快なるご答弁をお願いいたします。

○副議長（佐々木昭雄君）　ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ板垣正男君の質問に対する答弁を求めます。

助役。

○助役（前川恒雄君）　ただいまのご質問でございますが、私どもの趣旨につきましては全く私ども質問者と同様の考えでございます。

一点の広域的見地で誘致すべきであるということも、これは市で設置する病院以外の公的の機関の病院を誘致する場合は、当然これは日野市だけということではなくて、広域的な立場で誘致すべきであると思いますし、また、そうでなければ日野であれ、また近隣市に置くにせよ不可能であると考えております。

それから、用地の問題でございますが、ただいまご指摘の南平の砂利穴の件でございますが、これにつきましてはいろんなうわさのようなものは私も聞いておりますけれども、具体的にあすこがそういった場合に使えるかどうかということはまだ十分研究しておりませんので、至急日野市としては研究いたしたいと思っております。

それから、三番目の、誘致に必要な計画書をつくるべきであるということでございますが、このような病院を誘致する場合に、一体病院を設置する機関、あるいは団体がどういうものがあるのか、それからどういうところに話しを持っていけば可能性があるのか。このことにつきましても、最初の第一歩から研究しなければなりませんので、この点につきまして関係機関あるいは上部機関とも相談いたしまして、まだ計画書というような段階にはすぐいくとは思えませんけれども、少くとも情報収集をやってみたいと思っております。

それから、四番目の、医師会との問題でございますが、私どもも質問を聞いておりましても、最も強く頭に浮ぶのが医師会との問題でございます。これはなかなか簡単には、私はいくとは

思っております。もちろん市民全体の福祉につながることでございますので、医師会の先生方も基本的には協力していただけるものと信じておりますけれども、具体的な問題になりますと他市でも非常に大きな問題を含んでおりますので、この点につきましては、他のどのような計画にもまして慎重に、しかも相当の紆余曲折を覚悟しながらやっていかなければいけないと考えております。

最後に、市民に対するPRでございますが、結局、これはいろんな私どもが抱えております隘路を打開するのも、結局市民の支持以外にはございません。そこで、ある程度の情報を収集し可能性があるというような段階になりましたら、もちろん積極的に市民の方々にもPRし、議会にも十分協議しまして間違いのないやり方、そして市民の方々のお力をバックにして極力推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐々木昭雄君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　なかなか即答のできる問題ではないと私は思いますけれど、この、取り組む姿勢をどう持つかということは非常に重要なことであります。具体的にあの用地を、仮りに当てたとしても、問題がないわけではありません。たとえば第一種専用地域であるというようなことからいくならば、病院は建設されません。当然用途の変更も行なう必要があります。そういう点、よく市政の中に生かせるよう検討を進められ、実現をはかるための努力や関係機関との折衝をはかられることを強く要望しておきたいと思います。

以上をもちまして、この問題での質問を終わります。

○副議長（佐々木昭雄君）　これをもって九の一、日野市に長期療養のできる公立病院誘致計画に関する質問を終わります。

次に、九の二、土地の公共利用計画と都市整備のために、住民参加市民会議（仮称）についての通告質問者板垣正男君の質問を許します。

○七番（板垣正男君）　土地の公共利用計画と都市整備のために住民参加の市民会議を、私は提案いたしまして、理事者側の考えをただしたいと思います。

すでに、議会におきましても、日野市の土地開発あるいは都市計画においてさまざま論議がなされております。都市基盤となるような施設の不足等、多面的な論議が行なわれておりますけれど、この原因となる大きな問題の一つに、私は、これまでの都市整備や、あるいは公共施設建設、道路建設等々、計画の立案実施の段階において、住民の意見が十分反映されてないというところに大きな問題点があるのではないかと考えます。しかも、宅造地域においても、企業の利益から考えられた街づくりであったということは、もはや多言を用しないでありましょう。

さらに、広域的な見地でありますけれど、これも必要なことでありますが、一つの資料として私は四十八年の労災における保険の適用者を調べましたところ、東京には十九個所の労働基準監督所があります。日野市は立川、八王子両所轄の範囲内でありますが、八王子では千二百二十五件、この内十五名が死亡しております。立川では千四百五十名、六名が死亡するというような労災の適用者がおります。これは年々ふえる傾向にありますし、全国的にも六〇年代から七〇年代にかけまして約二倍に近い労災の適用者がふえているというようなことから見まして一つの誘致の条件としてこれらも検討する必要があるのではないかと思います。

それから、公立病院の誘致となりますと、当然医療法との関係が出てまいります。現行の医療法第七条に規定されておりますベッド数による設立建設基準がありますけれど、現行でいきますと、保健所轄内が一つの区域になっております。日野、多摩、稲城三市にまたがるわけでありますが、一般病床では百床まで建設可能であります。精神病棟は千百五十二床、基準よりオーバーしております。結核病棟では三百四十七床、まだ基準より不足しているというのが市立病院の資料に基づいて明らかであります。

最近、と申しましても今月の十一日、医療審議会が開かれております。この中で、厚生大臣に諮問した公的大病院のベット数の基準を緩和するのが含まれておりますが、日野市に該当する基準にいきますと、五十年度で六十六床、これ、一万人当たりです。五十一年度で七十床まで拡大できるように答申されております。この答申どおり法の改正が行なわれるならば一般病床では人口増も含めまして計算しまして二百五十六床、五十一年度では五百八床病院が建設可能になってまいります。こうした法の基準から申しましても、十分妥当なことではないだろうかと思います。これからも含めまして、鋭意、理事者側で検討されることを要望したいのであります。

時間等の関係で、質問内容、かなり割愛せざるを得ませんが、私は、この医療審議会の中でも意見が付せられておりますが、その一つに、地域の医療機関の整備ということで、予防からリハビリテーションまでの一貫した地域医療計画の策定ということがうたわれております。先ほどの労災の例で申しましたように、治療は行なわれるけれども機能回復ができないというのが日本の公の病院での多くの例であります。ヨーロッパやアメリカなどと比較すると大幅な立ち遅れのきたしているところであります。

そうした長期療養の可能な公立病院を日野市を中心とした地域に誘致、実現できるならば、関係住民、市民へのはかりしれない福祉をもたらすであろうということを私は確信するのであ

う。こうした、いわば市民不在の街づくりから市民本位の、住民本位の街づくりに転換させる、このことがいま全国的にも、また日野市においても最も必要な観点ではないだろうかと考えます。

そこで、私は、具体的に土地を例にあげまして、それらを中心とする土地の公共利用、それに関連する都市整備の問題で質問をするのであります。

まず一つは、現在、放置されているのではないかと思われるような土地であります。また、これから土地の利用をはかろうとする土地であります。多摩川の河川敷、姥久保都営周辺にあるといわれます都有地、さらに栄町にあります宅造地、豊田の東側、元富士電機の社宅のあった用地、南平都営住宅周辺に京王電鉄が買い占めたといわれておりますその用地、鹿島団地のあの用地であります。そして杉野学園、また、百草落川周辺に占めております都有地、これらの利用の計画に住民参加の方式をもった利用を考えていかなければならないと思います。これらについての市側の調査と今後の計画等についてご答弁いただきたいのであります。

二点目は、公共施設利用の計画を進める場合、これまでつくられた計画というものがおそらくあるだろうと思いますけれど、それとの関連でどう住民の意見を組み入れながら、この土地利用をはかっていくのか、そういう点も十分検討されなければなりません。

三点目には、関連いたしまして、周辺の都市整備を進めなければならない地域も出てくると思います。したがって、すでに一九七七年までの計画でありますマスタープランの手直し等も当然検討課題に登ってくるのではないかと思われます。必要な手直しもしなければなりません。

四点目には、それらの計画立案と実施を進めるために、質問の表題にありますような住民参加の委員会、仮りに市民会議と名づけましたけれど、専門家も含めた委員会を設置してそこで十二分に論議、計画を進める。こういうことがこれからの街づくりに必要なのではないかと考えております。

以上の点で、理事者側の考えをただしたいのであります。

○副議長（佐々木昭雄君）　ただいまの質問につきまして、関連質問があれば挙手を求めます。

なければ板垣正男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　かつて、マスタープランがつくられますときに、マスタープラン審議会という住民参加といいますか、日野市民の方々の学者並びに学識経験者、それから議会代表、市民代表というようなことで行なわれたことがあります。それがおそらく当時から、約七、八年経ったわけでありまして、その間、経済情勢が非常に変化いたしましたということとそれから、市の開発の現状も、かなり一面には、そのマスタープランが想定したごとく進んだもの、あるいはそのとおりに必ずしも進んでないものとあるわけでございまして、一つの手直し、あるいは新しい展望ということでの展望が必要であろうというふうには感じておるわけであります。

しかし、質問者が言われますように、土地の公共利用ということなんですが、それを国有地でありますとか市有地でありますとか、あるいは河川敷でありますとか、それらを対象にある程度の想定を行なうことは当然必要なわけですが、民有地も、いまあげられたような例も確かにあるわけでありますけど、それらが無目的であるものであるか、あるいは目的を持ったものであるか、これらも必ずしもつまびらかではございません。土地保有税を課税いたしましたときのその対象になっておる土地も確かにあるわけでありますが、それらを活用する一つの市の方針といいましょうか、あるいは街づくりにこういう活用のし方がいいと、そういうことへのある程度の意見を持つことはむしろ必要であるというふうにも思われまして、多少、それらのものについての持ち主に対する働きかけというようなことも、内面的にはやってみておるわけでございますが、例えば豊田の空地が、豊田の南口のほうに空地がありまして、あれらを利用することによって、この際あそこの市街地の改造ができないものだろうかというふうなことを、地元の方にお呼びかけをしたりしてみておるわけでございますが、まだ確たる、そういった回答を得ているわけではございません。

それから、学校用地を物色するもんですから、とかくまとまった民有地、特に、すでに一時的には手のつけられたような所も、ある程度はねらうような場合もございますので、それらについての働きかけも二、三はやっておりますけど、これもはっきりした結論は持っておりません。

ただ、そういう土地を市民参加という形で、マスタープラン的な、何々が望ましいということは言えるかもしれませんが、それが持ち主の意向と合致しなければ、これもなかなか難しい問題でございまして、審議会といいますような形のものがいいのか、あるいはむしろ、もっと市民サイドから、こういう考え方を市が持つべきではないかというふうな、もっと行政と一歩離れたそういう問題の提起、あるいは仕組み、そういうことが可能であれば一つの方策ではなかろうかというふうには考えますが、この間もちょっと申し上げましたように、下水道調査会というような、特に、下水道という問題を課題にして考える、そういう組織が、特に全市民の関心とあるいは検討、合意を得る手段として必要であると、そういう意味合いにおいてのそれが一歩はみ出して、そして場合によりますと、その公共用地、国有地、都有地、それらのものがやっぱり対象として考えられる。それらを検討の範囲に入れるということもあり得ると思うわけでありまして、マスタープランという、もう一ぺんこれを

一つ、手直しといいましょうか、今後に合致させて、そして生きたものとして修正を加えることは、おそらく三年ないしは五年ちょっと必要ではなかろうかと、こういうふうに思っておるわけでございまして、その中で市民参加の手段をなるべく活用していきたいと、こういうふうにいまのところ、お答えを申し上げるわけでございます。

○副議長（佐々木昭雄君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　市民参加の街づくりは全国各地で行なわれております。高知市では、市内を二十一の地区に分けまして、現状の分析や問題点の指摘をそれぞれの地域で行ない、市が地区カルテをつくって、地域の住民に配布し検討の資料に供する。そうして住民と市側が共通の認識を持つ。こういう努力を行ないながら地域の整備を進めております。また、藤沢では、地域白書づくりが行なわれ、一つの街づくりのモデルになっているというふうなこともすでに多く報道されているところでもあります。また、神奈川県のある市では、行政区ごとに区民会議をつくりまして、地域の公共施設、あるいは都市整備を進めるための委員会をそれぞれつくって行なっております。まだまだ幾つかすぐれた経験が全国にもありますけれど、日野市においてそれができないという条件は、私は今日の市民の都市整備に対する考えからいうならば、ないというふうに判断するものであります。

したがいまして、これまで行なわれた委員会の経験を生かしながら、各地域ごとに、あるいは土地の公共利用をはかるという観点から、それぞれの地域における住民参加の委員会を設置して、全体計画との関連の中でそれらをつくり上げていく。こういう作業が行なわれてしかるべきではないだろうかと考えます。

たとえば、百草落川地域ではかなりの都有地があるといわれておりますし、都営住宅の建設が計画されているとも聞いております。一体、あの地域を都側の考えに基づいて整備されていいのかどうか、どう地域の人がその計画に参加していくのか、これらの問題を真剣に考えていかなければなりません。

先ほど、市長が申した下水道の問題でもしかりであります。市政の中に住民の知恵とそして経験をどんどん、やはり取り入れていく。こういう市政の展開が、私は、必要になってきていると考えます。先ほどの市長の答弁と合わせ、私は、このことを要望いたしまして質問を終わりたいと思います。

○副議長（佐々木昭雄君）　これをもって九の二、土地の公共利用計画と都市整備のために、住民参加の市民会議（仮称）に関する質問を終わります。

次に、十の一、用水路の土あげの払い下げについての通告質問者、日野源作君の質問を許します。

（二十五番議員登壇）

○二十五番（日野源作君）　と指名がございましたので、質問をやります。

この、質問につきましては、私は個人的にはいろいろ思案をさせられる面があったわけでございます。と申しますのは、この問題の中には個人の財産、あるいはこれに伴ないます利害関係があるからで、なおその上、個人の責任問題まで及ぼすようなことがあり得るという観点から、私は個人なりにいろいろ考えさせられたわけでございますが、私はいま、ここで皆さんにご了解を得ておきたいことは、私個人がこの問題を質問するでなく、私は市民の代表として、もしこの中に間違っておるような点があったならば、これをただすべく責任を感じまして、これから質問させていただくわけでございますので、ご了解を願いたいと思います。

まず、この問題に入る前に、こういう、私が連絡を受けたことに、事が発するわけでございますが、実は、十一月の二十九日、午前十時三十分に上記の場所へ立ち会えと、こういう通知が東京都の財務局から来たわけでございます。その場所は、栄町二丁目二番地の七八と。用件は道路水路を私有地の境界の設定だと、こういう通知が来たわけでございます。こういう通知に基づきまして、私はこの日の、二十九日の十時三十分に出頭ということにつきまして、私は立ち会いを拒否したわけです。それというのは必要を感じないから拒否した理由なんで、それというのは、この用水路は昭和三十五、六年ごろに、日野の失対事業で改修がすでに行なわれておりまして、そのときに水路と私有地ははっきり、立ち会いのもとに市の杭が入っておりまして、いまさらこういう必要は、私はないということで拒否して立ち会わなかったわけです。

そういうことに基づきまして、翌日、どういうことがされたかということで、私も気になったもので、この現場へ行ってみますと、私のほうの関係の所へは市の境界の頭に、赤い印がついており、また反対側のほうには、市で、失対で行った石壁の頭の上に真赤な大きな印がついておったと。こういうことに基づきまして、この赤い印はどういう意味を持つものかということで、早速市役所の担当部である篠崎部長にこのことを伝えまして、とにかくこういう通知を受けたけれども立ち会わなかったと、その結果、いま行ってみたらこういう印がついておったと。その印はどういう意味をなすものだか、とにかく調査をしろというわけで、篠崎部長に連絡をして担当部の建設のほうで現場へ行っていろいろ調査したところが、あにはからんや、これが非常な驚くような問題がはっきりしたわけでございます。それというのは、昭和四十六年に、四十六年の一月十九日に、そこが個人に払い下げが行なわれておったと、こういうことが明らかになったわけです。それも、当然土木建設が知らなければならない責任もある担当部へ、夢のようなことだと、全然知

らなかったんだと、こういうことが篠崎部長のほうから明確にされたわけです。

そういうことで、私も実はこういう個人の財産あるいは個人的の責任を性悪く追求する意思はもうとう私は、これはないです。ところが、そのときに、私は篠崎部長に、とにかくそういう困る問題とわかった、どうしていままでわからずにいたのかと、わかった以上は何とか処理する方法があるのかと聞いたところが、部長の意見では、そう仲間同士の指摘はできないと、どうにもならないんだと、困る一点ばりだと、そういうことであったわけです。

そういうことを私は聞きまして、非常に憤慨したことは、特定の人が、こういう夢のような払い下げをされて、この貴重な土地を財産として持っている市民もいれば、私のように、昭和三十三年に二百坪以上の土地を無償で出して、そして道路認定をするために田宮金重郎という測量士に、あの当時の金で一万六千円も現金を出して道路認定をしてもらって、それで立派な道路として市に移轄した過去があるわけです。そういうことを考えたときに、そういう財産を持っている市民もあれば、私のような、それは好きでやったといえばそれまでですがね、そういうことを考えますとむしょうに腹が立ってたまらないですよ、これは。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）同じ市民でありながら、そういう不合理な市民が考えられますかってんだ。

そこで、これからのことに対して質問するわけですが、質問に先立ちまして、まず水路の土あげが必要であるかないか、また市としてそういう独自にそういう処理ができるのかできないのかということを、まず篠崎部長にお尋ねをいたします。

○副議長（佐々木昭雄君）　ただいまの質問につきまして、関連質問があれば挙手を求めます。

なければ日野源作君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　土あげ、一般に土あげと言っておりますが、土あげ敷があるわけですがこれは河川の、各用水路、この用水路の場合にはしゅんせつをする関係から土あげ敷というのが片側土あげの場合もあるし両側土あげの場合もあるわけですが、これは、その河川が存続する限りは付帯用地として、これを払い下げにすることはできない。ということは、もしこの用地がありませんと、清掃、改修工事などが他の、一般市民の用地を借り上げなければできないと、こういうことから両側にある場合と片側にある場合とがありますけど、そういう性質の用地でありますので、そういうふうに私どものほうは解釈し、そういう所の必要性については絶対に必要であると、こういうふうに解釈しております。

○副議長（佐々木昭雄君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　部長のほうから、用水路の土あげは必要であるということが解明されたわけなんですが、いま一点、部長に質問した点が答弁されませんが、日野独自で、その土あげというものが、それだけ必要なものを処理できるかできないのかということがその点がまだ明快になっておりませんが。

○副議長（佐々木昭雄君）　建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　ご指摘の場所が土あげがあるかどうかと、こういうことになりますとそれも廃道敷であったと、こういうふうに担当のほうでは記録にあるわけです。したがって、あの地域の一帯の開発工事でつけ替えを行なったということが過去のいきさつが事実あるわけであります。この際のつけ替えのときの廃道敷、こういうことで土木部のほうではこういう性質をもってやったように私どもは受けとめているわけですが、なるほどそういう中でも配慮の問題が若干ありますけれども、それらについては、前理事者とか担当のほうで答えていただきたいというふうに思います。

○副議長（佐々木昭雄君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　確かに担当ではありますが、そういう重要な問題にもかかわらず建設部で全然知らなかったということになれば、あえてそれ以上の質問する必要はないと思うからやめますが、それでは次に、その当時処理された担当部の責任者というか遠藤部長にこれから、処理する前の状況と、どういう理由があって処理をしたか、またその、絶対に建設部のほうでは、用水がある限りは必要だという性格の、必要性のある土地をどうしてそういうふうな処理をしたかという理由と、払い下げした価格、どういう人に何坪払い下げたか。それを明確に一つ、お願いいたします。

○副議長（佐々木昭雄君）　病院事務長。

○病院事務長（遠藤政之君）　この土地については細かい資料、その当時の資料が全然ございませんから、はっきりした記憶はございません。総務部のほうから資料を整えて、答弁は早く、細かい点につきましてはしたいと考えております。

これにつきましては、あの一帯を昭和十三年ごろですか、伊豆興業が開発をしたと、区画をしたということで、在来の道路を全部廃止をしてつけ替えたということが第一点ですね。それで、当時のことよくわかりませんが、伊豆興業が上屋敷と申しますか、あの一帯の地で、結局在来の道路よりも広い道路をつけた、ということは市のほうと了解がついてつけ替えをしたというふうに考えられます。それで、その後、昭和二十六年に廃道敷、昔の道路、在来からの道路が廃道になっておりました。それで廃道敷になっておったものであって、払い下げをしたと日野議員申されますのは、廃道敷を払い下げしたということでございます。

そのときの単価とか何か、いま全然手元にございませんので、

三年ないしそれの前のことで、細かい記憶もございませんが、それに、先ほども建設部長のほうから話しがございましたが、河川の両側に土あげがあるということもございますし、片側の場合もございます。普通、東京都の指導なんかも、道路と河川とくっついた場合、河川と道路と平行してある場合、これらの場合は片側で、道路側には土あげはないというのが普通でございます。これは公図を見てもよくわかりますが、大体それが普通で、だからこの払い下げをしたというのは道路敷を、旧道路、廃道敷を払い下げたということでございます。

○副議長（佐々木昭雄君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　部長の答弁は、私が篠崎部長に調査を頼んだ結果の話とまるきり違いますよ、それは。篠崎部長は、この問題が明らかになったときに、実際困るんだと、道路の払い下げはいいとしても、道路を払い下げするときに土あげだけを残しておけば問題なかったのに、それまでをめくらに払い下げしたので、これは問題が起きたんだと、それまで篠崎部長は指適しましたよ。どうしてそんなつまんないことを言うんだ。それは違うぜ。

それで、いま資料がないなんて言っても、私がこの通告質問して幾日だ、あんたと石坂課長に質問要旨をちゃんと指摘しておいて、私が、それじゃ、いまここに何を私に対して答弁しようとしているの。（「休憩」と呼ぶ者あり）これだけ重要なとなんで、答弁できないで、今日の答弁になりますか、それで。（「答弁できないなら、休憩」と呼ぶ者あり）突然、あなたに質問しているんじゃないよ。その当時の責任者だというから、それじゃほかの人に聞いてもわからないから遠藤部長と石坂課長と、私は名差しにして聞くんだよ、今日は。それにもかかわらず資料がないとは何だよ、それは。（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）そんなこと答弁になるか。いいかげんなこと言っちゃだめだよ、それは。（「休憩、答弁がなかったら休憩」と呼ぶ者あり）

道路部分を、払い下げたと言っても、その調査のときには、ちゃんと篠崎部長が、土あげを残しておけばよかったのに道路部分まで一緒に払い下げしたところに問題があるんで困っているんだと、こういうことなんだよ。それをいま、遠藤部長、ああいうふざけた、とぼけた答弁しているわけなんだよ。（「休憩」と呼ぶ者あり）そんなことで答弁になるかっていうんだよ。いいかげんな、とぼけた答弁じゃだめだよ、それは。

○副議長（佐々木昭雄君）　建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　その河川の、いわゆる道路分を払い下げした、しかし、実際問題になりますと片側を土あげなんだ、しかしあのときは両側土あげであったということで、実は、私のほうで一番心配しておりますことは、石垣を直す場合、民有地であるということで、土地の所有者と話しまして払い下げてもらおうと、そういうことで大体話しがついておりますから、そういうことでいけば払い下げてかまわないと。もちろん、石垣を取ったからといってその上に家が立つわけではありませんから、そういう形にしませんとあとで石垣が崩れた、そういう場合に民地のものであると、民地の人が、相手側の人が直すということになると非常に難しい問題がありますので、一番先に、赤く塗ってありますけれども、実際にはその後に下がってもらうと、こういうふうに相手側の人には話してありますから、そういうふうな形で処理をしていきたいと。

なお、正式にできるかどうかわかりませんけれども、さかのぼって、前のがまずかったからその分だけは払い下げしないということができるかどうか、まだ難しいけれども、当面、そういう形で了解のもとに少し下がってもらう、こういう処置をとってもらいたい、こういうふうに考えております。

○副議長（佐々木昭雄君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　遠藤部長が、いかに私が何も知らないかのような答弁をしていますがね、私はもうあそこに何十年来たんぼを耕作してよくわかっているんですよ。あの両側に何がしの土あげがないというばかな話は絶対にないってことね、それをいかにもここでごまかせるかというふうに部長は指摘していますがね、絶対ないですよ、これは。（「調整する間休憩」と呼ぶ者あり）それをそういう、人がね質問してれば、いかにもごまかせるようなことを言っているから、私は言っているんですよ。私はあそこに何十年になる、自分が生まれたときからあそこのたんぼを耕作して、状況よくわかっていますよ。ちゃんと両端に土手があったんですよ。道路じゃないですよ。（「休憩」「議長、休憩」と呼ぶ者あり）いま、篠崎部長の答弁だって、そういう土あげがないというんなら、なぜ弱い心出すんだ、そんなことどうして言えるんだ、そんなばかなことがどこにあるんだよ。（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）わしはこれはどこまでも、そういうはっきり間違いましたというまでやりますよ。それは。絶対やるよ、おれは。そんなつまんないことじゃ私は引っ込まないよ。（「休憩しなさいよ」と呼ぶ者あり）何時間でもやんなさいよ、これは。そんなつまんない答弁するならやりなさいよ、何時間でも。

○副議長（佐々木昭雄君）　議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐々木昭雄君）　暫時休憩いたします。

午後四時十六分休憩

午後五時五十六分再開

○副議長（佐々木昭雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質問の答弁については、理事者には明日午前中に調

整できるようにご努力をお願いいたします。
本日はこれをもって延会といたします。
明日は午後一時から会議をいたします。時間厳守でご参集願います。

午後五時五十七分延会

十二月十七日　火曜日　（第五日）

昭和四十九年第四回定例会

日野市議会会議録

第五十号

十二月十七日火曜日（第五日）

出席議員（二十九名）

一番	滝瀬政吉	君
二番	滝瀬敏朗	君
四番	正国大治	君
五番	鈴木美奈子	君
六番	橘祐子	君
七番	板垣正男	君
八番	黒川重憲	君
九番	林重議	君
十番	谷栄吉	君
十一番	剣持佐吉	君
十二番	石坂勝雄	君
十三番	竹ノ上武俊	君
十四番	米沢照男	君
十五番	市川芳太郎	君
十六番	秦正一	君
十七番	清水芳雄	君
十八番	杉山寅三郎	君
十九番	高橋通夫	君
二十番	佐々木昭雄	君
二十一番	大柄保	君
二十二番	大下博	君
二十三番	本間久	君
二十四番	一ノ瀬隆	君
二十五番	日野源作	君
二十六番	吉冨繁枝	君
二十七番	三浦重春	君
二十八番	飯山茂	君
二十九番	島村孝志	君
三十番	名古屋史郎	君

欠席議員（一名）

三番　奥住芳雄君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君
助役	前川恒雄君
収入役	杉本好次郎君
企画財政部長	加藤一男君
総務部長	松村清栄君
市民部長	谷多喜知君
生活環境部長	加藤一郎君
建設部長	篠崎美雄君
都市整備部長	中島武男君
福祉部長	赤松行雄君
教育長	倉又秀作君
水道部長	成井正夫君
病院事務長	遠藤政之君
教育庶務課長	落合豊君
体育課長	長谷川暢男君
土地開発公社用地課長	石坂頼三君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君
書記	朝倉敏夫君
書記	鈴木晴彦君

速記委託　住所　立川市曙町一ノ十ノ三

立川速記者養成所々長　関根雪峰

速記者　斉藤佐知子君

書記　樫村正男君

一、一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一、

昭和四十九年十二月十七日（火）

午後一時開議

○議長（大下　博君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十八名であります。今後の日程について、議会運営委員会を開きました。議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（板垣正男君）　日程の一部変更について、議会運営委員会の結論をご報告いたします。

一般質問が延びておりますので、日程を一日延ばしまして十九日まで一般質問を行ないます。したがいまして、二十日に議案上程、審査報告を行ないまして、二十一、二十二日は休会、二十三日は決算委員会を予定されておりますけれど、この日は常任委員会を行ないます。二十四日は特別委員会を行ないます。そして、二十五日にまとめ、二十六、二十七日が委員会審査報告、こういうふうに日程を変更いたしました。なお、決算委員会は閉会中の審査を行なうということで、一月以降に委員会を開催することに合意を得ましたので、このように変更いたしました。なお、意見書の締め切りは十九日になっておりますけれど、これは予定どおり十九日ですから時間厳守のうえご提出いただきたいと思います。

以上のように変更いたしましたので、よろしくご審査いただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、日程を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告のとおり決定いたしました。

それでは、一般質問を続けます。日野源作君登壇願います。

（二十五番議員登壇）

○二十五番（日野源作君）　ただいまご指名がございましたので、昨日に引き続きまして質問をいたします。

まず、遠藤部長に、昨日指摘しました払い下げについての質問をいたすわけでございますが、以前の状況とその後の状況についてお尋ねするわけですが、その払い下げ価格と、どのぐらいの坪数が、またどういう人に、いつ払い下げをされたのか、その点につきまして再度質問をいたすわけでございます。

○議長（大下　博君）　元総務部長。

○病院事務長（遠藤政之君）　それでは、私が当時の担当者ということでご答弁いたします。

ただいまの質問でございますが、昨日も申し上げました払い下げにつきましては、払い下げの坪数でございますが、五六・一九平米、十七坪でございます。それから、払い下げ人は日野館と申しまして八沢さんでございます。単価につきましては、これは当時の相続税の評価額を適用いたしまして、固定資

産税の評価額に相続税法による倍率をかけまして、平米単価が一万二千八百五十円というものを基にいたしまして、これに対する減価方式と申しますか、地形とか、あるいは間口、そういうものを減額をいたしまして、そういうもろもろな補正率を感じたということで、払い下げ単価、最終的には平米四千八百八十円、坪当たり一万六千百五十一円ということでございます。

それから、経過でございますが、経過につきましては昨日も申し上げましたとおり、昭和十三年に伊豆興業が開発して宅造したと。それで払い下げの土地につきましては、従前の土地はなくなりまして、新規に道路をつけたと、区画をしたということで、昭和十三年に宅造の計画を終わりまして、その後二十六年に議会の同意を、もちろん得まして廃道敷になったということでございまして、それを四十六年に地元、その土地の所有者、民地の所有者から申請があって、先ほど申した坪数、単価でもって処分をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（大下　博君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　昨日も指摘したわけなんですが、その払い下げに伴ないまして、水路の維持管理に最も必要な部分が残されていなかったということを昨日指摘したわけなんです。そのことについてどういうふうな考えを持っているか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　元総務部長。

○病院事務長（遠藤政之君）　ただいまのご質問でございますが、これにつきましては当時私どもの、水路に対する維持管理、維持管理をするという配慮に欠けました。このことにつきましてはまことに遺憾であったということでございます。

○議長（大下　博君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　遺憾というだけでは、今後どうするかということはわかりませんので、今後、それに対してどういう考えを持っておるのか、まず伺います。

○議長（大下　博君）　助役答弁。

○助役（前川恒雄君）　この件につきましては、用水路の管理につきまして思慮が足りなかったことをおわびいたしたいと思います。さらに、今後の点でございますが、今後十分注意し、このような間違いのないようにいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大下　博君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　この件につきまして、市長にお伺いしたいわけでございますが、それは私はいま、こういう問題を市民の代表として、いま現在いるから、こういった問題が判明した時点で解明できると思うわけですが、まだほかにもこういう問題に準じた問題、ないということは、私には言い切れませんが、もし市民が、こういう問題を指摘したいという市民が、もしあったとしたならば、どういうところへこういう問題をぶつけて、何らかの打開策を見つけることができる方法があるかどうか、市長にひとつ、お伺いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長答弁。

○市長（森田喜美男君）　過去の公有地の処分について、現実のうえで道路でありますとか、水路でありますとか、そういうものの維持管理上に支障があるというようなことが、もし、具体例があるとしますれば、それは一つまた、十分調査もし、それから相手の方にもよくご了解を得て、そういうことの極力、一つ、是正を話し合いの中でやっていく必要があると思いますし、今後は、つとめてそういうことの起こらないように意を尽してまいらなければならないというふうに伺っております。

○議長（大下　博君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　大体の問題点は、今後打開されていくということで、一応この問題に対しては質問を終わりますが、ただ、意見として一言申し述べておきたいことは、やはり市長としては市の行政に、全般的に関して、過去であろうが現在であろうが、市民の困る問題、あるいは当然もし間違っていた方向づけがあるならば、それを正常に戻すという義務づけられておるといっても過言じゃないと思います。市長に対して、今後もしそういう問題が指摘されないうちに早いうちにいろいろな面で調査なり努力なりされて、市民が満足のいくような姿勢を今後行なってもらうべく努力していただくということを、意見として申し上げまして、この質問を終わります。（拍手）

○議長（大下　博君）　これをもって十の一、用水路の土あげの払い下げに関する質問を終わります。

次に、十の二、国道二〇号線の拡巾についての通告質問者、日野源作君の質問を許します。

○二十五番（日野源作君）　ただいま議長から紹介のあった件は、私、六月の定例会で奥住議員が質問された、その関連で申し上げた記憶があるわけなんですが、場所は日野駅の立川寄りの国道の関係でございます。

これは、かえりみますと、有山市長のときに、現在の混雑を予想しながら、十年前に配慮されながら現在の所をどうしてもこれは将来立川寄りに国道を拡巾する必要性がどうしても生じてくると、そういうことで、市長が先頭に立って、そのときの議長が、三浦議長が議会の総指揮というような形で、理事者と議会が一体となって二年半ぐらい、いろいろ強力に活動をした記憶があるわけなんです。それは、いくら市長にそれをどうこうといっても、なかなか市独自でこれを解決するということは、当然これは不可能なわけであります。そういって、できないということはないわけなんです。そういう、過去に実績があるわ

けなんですから。

それで、それがとにかく市税を使わないでも市民が困らないようにできるわけです。なぜかというと、とにかく国道は建設省の管轄だし、その上の鉄道は運輸省の管轄であるので、運輸省と建設省が了解すればあしたにもできるこれは問題なんで、けっして市民の税金に頼らないでもできるわけなんですよ。そういうことから、努力すれば、市民があまり危険性を伴わないであすこを気楽に出入りできるということが実現可能な線になっておるわけなんで、いま私が指摘したように、もう十年にもなろうというその時点で、相当強力な活動をした結果、この活動の中心は三多摩の選出国会議員の党派を超越した形で運動を起こしてもらってやった結果が、やや、建設省と運輸省があすにも工事を認め、工事に着工できる状態になった時点は記憶しておるわけなんです。

なぜいま実現しておらないのかというと、そのときに、日野橋があまりにも混雑をしておるのでどうしてもそのバイパスをつくらなければ、建設省としては困るんだというわけで、そのときに建設省のほうから、いま計画されておる一・三・一ができれば、あの当時市の計画であった万願寺の区画整理に伴って早急にしたいんだと、もし区画整理でできなかった場合には即刻にも単独買収でやるんだということがテレビにも実状が出たわけなんで、そういうことが併行して出たわけで、建設省としましても同じ日野の地域で建設省関係の工事を、二つの大きな工事を併行してはできないんだというような観点から、いま指摘した日野駅周辺の拡巾は一時、じゃ見送るんだと、そのかわり一・三・一のバイパスは早急に実現をするんだということで現在行なっているわけなんで、その点についてこの前、関連質問で市長に見解を聞いたところが、いや、あれはできないんだというような話しがあったわけなんですが、これはやれば必ずできることなんです。努力次第では。

そういって現在、そのときに、私が指摘したときに、それでは議長もそういうふうに何らか言われたような気もして、町ぐるみで何らかの形で取り上げていただけるのかと思って、いまだに、半年以上たって、ながめて見るわけなんですが、いまだに何の声も出ないと。そういうところをみると、現在あのまま置いておけばいいんだというような考えだか、また市民のために最善の、これから努力していくという見解であるかないか。市長の見解を再度ただすわけなんですが、市長の意向をひとつお尋ねします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問について、関連質問者があれば挙手を求めます。

それでは、日野源作君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野駅のガードの拡巾の問題でございますが、これは未解決のまま今日に及んでいるわけでありまして、一時可能性が生まれたというふうに受け取れた時期がありましたけれども、結局は国鉄がホームの延長をいたすことによって、国鉄のほうから逃げていったというような感じが多少いたします。確かにネックになっていることは、これは交通上もたいへん支障もあるわけですからして打開をしなきゃならないという一つの原則は消えてはいないと思っておりますけれども、ほかの、日野駅の鉄道の下を抜きますとか、そういうような道路計画もあるわけでありまして、いまのところ、どこを頼りにそういうことを始めれば一番の、運動としての効果があるかと。確かに地域選出の国会の先生方にもかつては委員会等で要請が出されたというふうに記憶をしておりますが、ひとつどういうやり方をすれば効果的であるかということにつきまして、十分ひとつ検討をはかってまいりたいと、こういうふうに考えるわけでございます。

○議長（大下　博君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　市長もずっと、考えなきゃならない問題だし、また考えているということはわかると思うんですが、これは議会のほうとしても、一人市長に任しておくということは、私はできないと思うことは、市長の力ではおそらくできないと思うんですよ、これは。それで、以前にやっぱり強力な活動をしたときも議会ぐるみ理事者と一体となってやったことがあるわけなんですよ。

そういうことで、いま非常に細かい特別委員会ができておりますけど、こういった国家を相手にするほんとうの市民のために、市の金を使わないでも努力次第で実現できるこういう問題こそ、特別委員会をつくって、それこそは理事者と一体となって、議会ぐるみやるべきだと私は思うわけなんで、そういう点につきまして議長の見解を、一つお伺いいたします。

○議長（大下　博君）　答弁します。

確かに、過去に、三浦さんが議長であられたときに、たいへん精力的に国鉄なりあるいは国会議員なりに働きかけてこられたというのをよく覚えているわけです。それ以降、議長が代わり、いろいろと情勢も変ったということで一頓座しているというのが今日ではないかというふうに思います。現在、私の考えとしては、現在交通対策特別委員会というのが設置されております。それについて現在、国鉄の日野駅についても取り組んでおられますので、それを通じて今後働きかけると。議会のほうとしてはそういうふうな方法が一番現在の組織の中での動かし方では一番手取り早いといいますか、よろしいんではないかというふうに思います。

なお、市長がお答えになったような面についても、これは市側の、理事者としてもやっていくと、両面一体となってやるということがよろしいんではないかというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（大下　博君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　いま、議長からの答弁でわかりました。

それでは、意見として申し上げておきたいわけですが、とにかく、くどいようですが、努力次第で指摘した問題は打開できるわけでありますから、議長の答弁を私は信じまして今日明日ということはこれは無理だろうと思いますが、必ず市民に応え、指摘した問題が解決するように努力をしていただきたいということを意見として申し上げまして、終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって十の二、国道二〇号線拡巾に関する質問を終わります。

次に、十一の一、神明上区画整理についての通告質問者大柄保君の質問を許します。

（二十一番議員登壇）

○二十一番（大柄　保君）　ただいま議長からお許しがありましたので、神明上区画整理についての質問をさせていただきます。

私たちが長年親しんでまいりました日野駅の周辺を含めての日野台地の、ただいま区画整理が進展をしておる現状でございますけれども、この問題につきまして日野駅を利用する皆さん方とか、あるいはブルドーザーが入って一生懸命に仕事をしている姿を見たときに、一体、日野駅の周辺というのはどういうふうな構想になるのか、あるいはどんなようなことになるのかというのが、日野駅周辺の皆さん方の気持だと、私はこのように考えております。議員の皆さん方の中にもあるいはお知り合いの方とかその他の皆さん方から、一体全体日野駅の周りは、一生懸命工事が始まっているけれどもあの完成の時点ではどんなふうになるのかというふうなことを、当然皆さん方のお耳にも入ってき、また質問にも困っているのではないかとこのように私は考えて、もうそろそろこの辺で日野駅の周辺はこのような構想、構造になりますというようなことを、具体的なその図面で、広報等を利用してでも、もう一般の市民の皆さん方に教えてやる必要があるんではないかとこのように考えて、その問題について市当局、理事者側としてはどのようなお考えがあるかとこれが一点の質問になります。

また、神明上の区画整理の関係者の皆さん方にとっては、一生懸命、市のこの施策に対しまして協力を、ただいままでいたしております。それと同時に、あの台地等におきます皆さん方は家を動かしたりあるいは曳いたりいたしまして、この問題に協力をしているところでございますけれども、素人目に見たところでもあの台地の上がかなりな広範囲にわたっての、これは当然作業によって必要だから樹を伐採することと思いますけれども、樹木が伐採されておるようなわけでございます。この

時点で、完成をしたときにまた元のように植樹ができて、北風あるいはまた南からの雨風がただいまならば多少なりとも木が植っていたために防御になったということですけれども、あの完成をした時点に、いまのような伐採したままで置くと、今度は風災害等についてのかなりの地元の皆さん方に負担がかかってくる、また災害等が起きやしないかと、このように地元では心配しているところでございます。この問題等について、市の当局の理事者側といたしましてはどのような、完成時点に植樹をするとか、あるいはこの考え方があるかどうかということが二点目でございます。

また、皆さん方が、この間も現地に行って見たと思いますけれども、現地では古墳といいますか古跡といいますか、あのようなテレビ等でも報道されております遺跡が発堀をされておりますけれども、話によりますときのうあたりから立正大学の諸先生方が調査を、というようなことでございますが、この墳墓が発見されて、いまの現状のままの道路の計画でいくのかどうか。これは当然、その調査結果を待たなければわからないことは考えておりますけれども、地元の皆さん方にとっては一体全体、いままで待たされていた、もっとなぜ早くできないのかというような道路が、あるいは水害等によっての中央線に対する水の流れ等が、やれやれようよう工事に入ったと思う段階に、またまた現在、現地ではストップがかけられて、地元の皆さん方にしてみてはどうなることかというようなことも、いろいろ地元の人たちは心配しておりますので、これを三点といたしまして、とりあえずお伺いをいたしたいと思います。

あと、質問が残っておりますので、時間を省くことからいいまして続けさせていただきます。

この神明上の区画整理の中でございますが、自然を守る会、緑を守る会の皆さん方から請願が出されておりました、あのカタクリの問題ですけれども、過日の議会におきまして、この議会では不採択と決定をいたしまして請願者のほうに通知がいっておりましたけれども、今回、地元の自治会に対しましてまた請願者から再度陳情書提出というふうなことが出てきております。これは当然、理事者側の態度があいまいのために、ということは具体的に申し上げますけれども、地元の皆さん方としては代替道路ができるんならばあえてあのカタクリの所を道路をつくらなくてもよろしいというような考え方があるわけですけれども、その代替道路ができるのかどうかということも地元には全然わかっておらず、自然を守る会からの話によりましてその代替道路ができるかどうかということが地元に話しがありましたので、いろいろ協議をいたしました結果、自治会長名で陳情書が提出されておりますが、このように一たん不採択と決定いたしましたものに、また自然を守る会の皆さん方から地元を通じて陳情書が提出されてくるということは、私は、これは地

元の皆さん方も考えておるところでございますけれども、理事者側皆さん方の態度のあいまいさにあるんではないかとこのように指摘したいところでございます。

地元では、あの地にどうしても一本の通過道路は当然必要なところでございますが、やはりそこに自然を守る会というような皆さん方からの請願というようなことになれば、やはり、そのほうも大事ではないかと、これは地元の素朴な、皆さん方の考えとして、陳情になって、今度は自治会長名で陳情書が出てきております。果してあそこの地に代替道路ができるのかできないのか、それをはっきり、早く理事者のほうでもって検討をして、地元の皆さん方、あるいは緑を守る会の皆さん方に対して、私は、言ってやるべき必要がこの際もうあるんではないかとこのように考えておりますので、この点について質問をしていきます。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に関して関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ大柄保君の質問について答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）　ただいまのご質問に対して回答いたします。

まず、第一点の駅前構想の図面でございますが、これはご存じのように駅の改造計画は入っておりませんけれども、区画整理の図面はでき上っております。この図面も一番最初に国鉄に行って話したのですが、地元の権利者の方々は十分知っていられるとこういうふうに考えております。

そこで、お尋ねの、広報に載せるか載せないか、こういうことでございますが、駅前広場、駅広と申しますが、駅広については構想が載っておりますのでできますが、駅の改札口がどういうふうになるのかということについては、これは国鉄当局と協議をしなければならない段階です。したがって、駅広をつくるとどこへ口ができるかということを入れざるを得ない。そういうことで、いままではもちろん駅前の駅広についての図面は掲載いたしておりません。これについて、どうしても掲載しろという関係が出ますれば、私どもとしてはできるだけ駅の、駅改造と合わせまして、そして駅広の計画それから駅の改札口の計画等も一緒に掲載をしたいと、考えていきたいということでいままでまいりました。理事者側のほうから、理事者と相談いたしまして、掲載についてはこういう考えで今後も国鉄に、ほかとの関連もございますので、国鉄に協議を重ねようと考えております。

それから、緑の伐採でございますが、これはご存じのように、自然を守る会の皆さん方から言わせれば都市整備というのは非常に裏腹でございます。裏腹だからかまわず木を伐採するということではございません。あそこはご存じのように最高の高さ

が一七メートルございます。そこでご存じのように、道路を迂回、迂回道路ですね、傾斜を緩やかにして国道二十号線に大坂上から降していくと、こういう道路を一本計画中であります。そこで、駅の南西が削られておりますが、あの削られた道は駅広に通ずる道でございます。それから、あの山添いの建設省の国道事務所のわきに抜ける道路が、これが先ほど問題になりましたカタクリとの関係のあるところでございます。

植樹については、いまのところ、残る所もございますけれども道路になる部分は残りません。したがいまして、この前も市長のほうからも申し上げたように、緑地として残さざるを得ないような傾斜面、これは民有地でございますので自然に残っておる、これは使いようがないような傾斜でございます。かなり勾配の強い所です。それは木も多少残っていると思いますが、道路に面した部分については擁壁、これが積まれますので、これは災害等の関連でかなりの高い擁壁が積まれます。したがって、植樹の考えは、いまのところはございません。

それから、古墳の件でございますが、古墳については過日、社会教育、あるいは教育長のほうからもこの件について相談がございましたが、これは。見ておりまして、道路に、大体道路から奥の丸い、円形の空洞になっている穴ですね、古墳ですね、これが丸い所だけは残るでしょうけれども、人口の部分については残らないというような、いまの図面の上ではそうなっても金さえかければできるんです。しかし、区画整理事業といって、東京都、こういう者が集まりまして協議を行っていくと、こういうふうに考えております。どうしても残さざるを得ないような場合は、当然その土地の所有者、権利者でございますが、権利者の同意も必要でございますので、早急にこれを解決するというわけにはいかないだろうと思います。ただ、工事については、ご心配の工期については来年の三月三十一日の工期でございますので遅れても、四月ぐらいまでには完成するとこういうふうに考えております。なお、あそこの古墳の北側になりますが、北側の道路部分、要するに古墳の入口の部分についての擁壁は今年度の事業には入っておりませんので、その解決がついたあかつきにこの擁壁については工事をしていくと、こういうふうに考えております。

それから、カタクリの代替の件でございますが、再三申し上げておりますように、私ども事務当局としてはかなりこれまでに煮詰めた考え方を何回も申しました。それで、非常に自然を守る会の方々にはご納得がいかないかもしれませんけれども、最善の努力としてはやはり移植以外に方法はないだろう、ということはだいぶひっかかったようでございますけれども、方法論としてはそれ以外にないだろうということで、道路の変更、これは一般道路ではございませんから、かなりの高低差があっても金さえかければできるんです。しかし、区画整理事業とい

う特殊な事業でございますのでどうしてもこれを変えることができない。これはご存じのように緑を守る会の方が、東京都の都市改造部にも問い合わせております。都市改造部は私どもの指導的な役所でございます。ここも、これは指導した手前もありますし、それから、改造する、要するに変更する場合どうしたらいいかということもここで考えておりますので、これも回答としては不可能だろうということを回答しております。そういう関係で、あくまでも、先ほど申し上げたように地元の自治会の方が代替ができるなら緑を残すべきでしょう。私どもも同じ考えです。代替ができるなら緑を残すほうがいいんです。だけど代替ができないからこそ苦しんでいるわけです。したがってあれ以外に方法がないということですね。

それから、陳情の件については、再三地元からも問い合わせが来ております。それは、あの高野台という自治会の方が集まったと申しましたけれども、大体十人ぐらいの方で、高野台のほんとうの関係する方があまり来ていなかったという声も聞いております。それから、問い合わせが来て、自治会がすこし越権じゃないかというようなことも聞いております。ただ、私どもはこの自治会の中へ入って、どういうことを協議したかわかりませんが、いずれにしても陳情という形で再度出てきたのでこれについては先ほど大柄議員が申したように、これは当局として、もしも必要とあらば、当然その自治会にこういう事情だということを説明をする必要があろうかと思います。その場合は、当然私どもは出向いていって説明しようと、こういう考え方でございます。

以上でございます。

○議長（大下　博君）　大柄保君。

○二十一番（大柄　保君）　ただいま都市整備部長のほうからお話しがありまして、よくわかりましたけれども、最後の、お招きがあれば地元の皆さん方とお話しをしたいんだというふうなことをおっしゃっておられましたけれども、私はお招きがなくても、当然これだけの大きな事業をするについては、審議会の審議委員の方たち、あるいは権利者の皆さん方だけが承知をしているんじゃなくて、一般に、自治会なりあるいはその地域の皆さん方とのコミニケーションが少し足りないから、このような緑を守る会からの陳情等に、また再び出てくるというようなことが起きてくるんじゃないかと、このように考えているわけなんです。

これは、理事者の皆さん方に、私苦情になりますけれども、ほんとうに当然そのようなことがただいま起きているんです。不採択になったもの、また再度何らかの方法で自然を守る会の皆さん方は一るの望みをかけるというか、地元へおそらく言ってきたに違いないと思います。それですから、やはり皆さん方の中から、この前のあれだけ新聞等でも騒がれた緑の問題等について、地元へも一言も話しもない、また地元では緑の会からそのような話しがあればまだまだ何らかの方法があって、代替道路がほかにつけられるんじゃないかな、というような、ほんとうに地元の皆さん方は素朴な考えであの集まりを開いたんじゃないかと思います。

それですから、今後、今日以後なるべく早く地元の皆さん方にその具体的な内容を話しをしてあげなければならない時期に来ておりますので、この点、部長、どうお考えですか。やっていただけますか。

○議長（大下　博君）　都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）　検討してみます。

○議長（大下　博君）　大柄保君。

○二十一番（大柄　保君）　それでは、その点についてよろしくお願いいたします。

それともう一つお聞きしておきたいことは、先ほど日野の駅と神明上の区画整理のその構想構造といいますか、やっぱり駅の構想を入れなければ公には発表はどうかと思う、というようなことの含みのことばを言っておられましたけれども、私がお願いをしているのは、現実に工事が始まっておりますので、いまの時点で日野の駅の西広場、東広場はこういうふうになりますというような、理事者側の市民に対しての親切心といいますか、それがあるかないかをお伺いをして、国鉄との駅の改良工事等については、これはあとの話でもいいんではないかとこのように考えておりますが。どうでしょうか。

○議長（大下　博君）　都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）　理事者と協議のうえで行ないたいと思っております。

○議長（大下　博君）　大柄保君。

○二十一番（大柄　保君）　それでは、市長、いかがでしょう。できますか。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この、駅前の東西といいますか、駅前広場ないしは駅前の設計といいましょうか、これらは区画整理事業の換地という手段で行なうわけですからして、まず地主さんがその換地に応諾をされて、しかもそれが全部の範囲で、とにかく決定できたということが一つの前提になる仕組みがあるわけです。そこで、私もまだその部分についてはっきりということじゃございませんが、一たん指定をしたものが再変更するというふうな、審議会の再審査を願うというようなことも伴っておりまして、それがつまり固まらないと、まあ一般の方に発表するという段階が来ないんではなかろうかと。あるいは発表してしまって、それにとにかくいやおうなくはめるんだということも一面に言えるのかもしれませんけど、やっぱりそれは順序を経て、固まって決定をしたと。したがって、当初

の計画がこのように現実としてきましたという時期にはご紹介という意味での、こういう駅前構想あるいは駅前の設計になります、というふうなことは確かに必要だとは思いますが、その際に、ここをこういうふうに改めるべきだという、また、意見が出ることもありうるわけでして、そうなると区画整理という仕組みが非常に複雑化すると。

これまでも一応そういう構想的なものは、図面の上では全部の市民の方にお見せしたというわけではないかもしれませんが、見ていただく機会はかなりありましたわけですね。相当な方はご存じではなかろうかと思っておるわけでして、一つ、駅の改造のことも合わせ、多少の交渉等も始めておるわけでありまして、ある程度、一つ、固まったときにそういう形をとらせていただくというふうにさせていただいたほうが適切ではなかろうかと、こう思っておるわけでございます。

○議長（大下　博君）　大柄保君。

○二十一番（大柄　保君）　それでは、何か先走ったとかいうような、私も気がしないではないですけれども、とにかくあれだけに工事が始まっておりますので、広く、神明上の区画整理の地域内に住んでいる皆さん方だけじゃなくて、利用する皆さん方、栄町なり新町なり姥久保なり、また区画整理には直接関係がないけれども、駅の周辺がだんだん工事が始まっている、どういうふうになるのかなあというふうに考えるのは一般の、普通の皆さん方の気持ではないかと思ってご質問をしたわけなんです。

それと、中島部長のほうから、事務的に私どももとしましても北の換地関係はどうなったのか東の換地関係はどうなったかというふうなことをたびたび事務段階で聞きますと、西のほうについては、北っていいますか、のほうについてはまあうまくいったから、というようなお話しもちょいちょい耳にしますので、もうこの辺でそろそろ北側等については発表してもいい段階ではないかなと、私もこのように考えたわけで質問をいたしたようなわけでございます。

いろいろ市長も、再三言っておられますが、市民の皆さん方との参加の市政をというようなことをキャンペーンといたしておりますので、この市民の皆さん方との話し合いというようなことが十分守られてやっていけば周辺の皆さん方も安心して区画整理の事業にも積極的に賛成をしてくれるんではないかとこのように考えますので、今後、市の理事者の皆さん方担当の部課長の皆さん方といたしましても、地元の関係者の皆さん方だけでなく、自治会等全部をひっくるめまして、このようになっているというような、現状はこうなんだというふうなことをもう少し親切にお話しを願いたい。このことを私は要望をしておきます。

それと、自然を守る会等との話し合いの中でも、いま少し突

込んだ話し合いで北条会長という方が、あれだけに熱心にやられた、理事者のほうとしては、どうしてもだめなんだということがここで私は初めてわかりましたので、この問題等についても自然を守る会の皆さん方に、実はどうしてもだめなんだというふうな返答をしてやっていただきたい。これを要望をいたします。

それから、いま一点だけ聞かしていただきたいことがあります。神明上の区画整理が計画されてただいま実行されて、片や道路がきれいになっておりますけれども、区画整理の地域内からはずされた、いうなれば暁、それから柳町、この道路等については一本、ここまでは区画整理の時点で舗装はされないまでもきれいになっているといいながら、うちのほうだけは神明上の区画整理からのぞかれているために、私道の問題等で数々の議員さんがあの地の問題を取り上げて、私道をいま少しきれいにしてやったらというようなことを言っておりますけれども、その時点でどうして柳町の地域と神明上の区画整理の中から暁の地域を除外してしまったのか、私はこの議会に入りまして当初から不思議に思っておりましたんですけれども、いまこの席をお借りいたしまして参考のために聞かしていただきたい。お願いいたします。

○議長（大下　博君）　都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）　お答えいたします。

前々任者のときの、時点でのことでございますのでわかりかねますが、想像として言ってはたいへん失礼ですが、おそらくあそこの地区の方が反対したからではなかったんではないかと思いますね、おそらくあそこだけ残すと、当然三角洲だけが残るわけですね。そういう関係で、かなり地元へもPRをしたんじゃなかろうかと思います。前任者の方がいられたら答弁をお願いしたいんですが。（「それははっきりしたほうがいいよ。」と呼ぶ者あり）

いまのは訂正いたします。わかりませんので、調べまして回答いたします。

○議長（大下　博君）　いまのは、後ほど調査して答弁するということですね。

○都市整備部長（中島武男君）　はい。

○議長（大下　博君）　大柄保君。

○二十一番（大柄　保君）　ずい分古い話しで申し分けないと思って、私も質問するのをちゅうちょしたわけなんですが、だいぶ前のことになる時点で調べてというふうなことで、私もあえてそれに対してあれすることでもなく、参考のために聞かしていただきたいと、このように申して質問をしておりますので、それでは後ほどでけっこうですから一言耳に入れていただきたいと思います。

以上、いろいろ席をお借りいたしまして、神明上区画整理に

ついての質問をいたしましたけれども、あくまで理事者側と、それから地元の皆さん方とのコミュニケーションをよくして、市民皆さん方に、あすはどうなるかと、この工事は明日はどうなるんだろうかというふうな不安の起こらないようにしていただきたい、このようなことを要望いたしまして質問を終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって十一の一、神明上区画整理事業に関する質問を終わります。

次に、十一の二、市民厚生施設についての通告質問者大柄保君の質問を許します。

○二十一番（大柄　保君）　続いて、市民厚生施設についてということで、ご質問をさせていただきます。

現在の超インフレ、物価高、いろいろ世論がありますけれども、こうしている中に週休二日制といいますか、これが次第に定着をしてきまして、大企業の皆さん方、あるいはまたこの問題が広く発展をいたしてまいりますと、中小企業の皆さん方にもあるいは自家営業の皆さん方にも、当然行く末はこのような週休二日制というようなことで適用されてくるんではないかと、私の個人的に思っておるところでございます。

そこで、今日、市民の皆さん方がこの現在のインフレだとか物価高に抵抗をしているのかどうかこれはわかりませんけれども、少しでも安い所で一日の行楽を楽しみたいというような市民の皆さん方がふえております。これは単に日野市だけの問題ではなくて全国的に列車があれほど混んでいると、指定券の発売等についても、当初、最初から申し込んでおかなければだめだというような、一週間前では無理だというふうなことがあって、皆さん方はあちらこちらに行楽をみつけていっておりますけれども、ここで、各行楽地の旅館等の代金等も物価高その他でもって、五千円なりあるいは七千円なり、大きい所では天井も知らないような高騰になっております。

そこで、当市といたしましても、たとえば東京の奥座敷といわれております熱海とか伊東とか、この自動車の発達している中で一日ですぐにも行けるというような所が近辺にございます。このような所の旅館等との契約等をいたしまして、たとえ一割でも、あるいはよければ二割でも、市民の皆さん方に安く一日の行楽を過ごしてあすへの労働の糧にしてもらえるような施策を考えていく必要が、この際もうできるんではないか。これは市の予算を使わないでも、現地の旅館の皆さん方との合意の中で少しでも安い所で一日の行楽を過ごしてもらうと、このように考えて、私は質問するわけですけれども、このような取り扱い方が今後できるかどうか。これを一点としてお伺いいたします。

次に、狛江市あるいは今度武蔵野市で行ないます、府中市にもこの間建設をいたしましたけれども、市民保養所等の計画がこれも持っていけるかどうか。金がない、予算がないということで非常にたいへんなことはわかっておりますけれども、この際市民の皆さん方に安い施設を提供する考えがあるかどうか。

この二点について質問をいたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問について、関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ大柄保君の質問について答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　お答えいたします。

福祉の所長をしております会員の中で検討してまいりましたことを申し上げたいと思います。

福祉のほうで検討しましたことがらにつきましては、老人の保養でございます。老人の保養とか宿泊、そういうふうな老人福祉の点で一応検討を加えてきておるわけでございます。これにつきましては隣りの立川市等でも保養所とか、あるいは近くの温泉地等と一つの特約を結びまして、老人の福祉の用に供しているというふうな実態がございますので、日野市でも一応検討をしてきたわけでございます。その検討の中での一応の結論でございますけれども、老人のいろんな施策の中で非常に遠くとか、あるいは自動車とかバスとか列車に乗れる老人の施策というものは非常に展開しやすいわけでございます。現在、日野市でもいろいろの試みがなされておるわけでございますが、それに反しまして非常に不健康ということじゃございませんけれども、遠くまで足を運べないというふうな多少健康がすぐれない方とか、あるいは全く健康に恵まれないとか、あるいは寝たきり老人とかいう場合の施策というのは非常に狭まるわけでございます。

それから狭まった方の施策をもう少し、いまの段階としては広範囲に動ける老人の、先ほど申し上げました施策よりも劣っておりますので、それを第一義的に考慮していく必要があるというふうな市内の事情になっておりますので、そういうふうな寝たきり老人とか、それから小範囲の活動範囲という老人に対しての施策を考えていきたい、検討していこうというふうなことにいまのところなっておるわけでございまして老人の保養所とか、あるいは保養のための旅館の利用計画につきましてはその次というふうな考え方になっているわけでございます。

で、折悪しく、こういうふうな景気の状態になりましたので、旅館とか保養所ということについては、そういう不景気とか市民感情の面からもどうかというふうに福祉部のほうとしては考えまして施策的にはこの次に検討していきたいというふうに考えているわけでございます。

それで、いろいろ、ご指摘いただいたような、要するに市民の日常にあろうかと思います。景気が悪いといいましても行楽をいろいろ楽しむ方もおりますし、列車の利用につきましてもおっしゃるような状況かと思います。それから、宿泊費も非常

に高くなってきております。そういうふうな事情、それから、いろんなうさばらしという面でも、おっしゃるような政策も考えていかなければならんというふうな状況にあろうかと思います。

それで、旅館との契約でございますが、契約についてはお金はそう伴なわないわけでございます。ただ窓口になりますので職員が増員になるかどうか、あるいは増員しないでやっていけるかどうかというふうな問題にもなってくるかと思います。ほかの市でやっている場合は、そこまでいきますとやはり市から千円とか千五百円の、契約で安くなったほかに市自体が旅館の宿泊賃を値引きするための補償をしていくというふうなところまでいきませんと、利用の効果は上がってこないんじゃないかというふうにも考えております。

こういうふうな事情でございますので、先ほど申し上げました老人の保養というふうな問題とからみ合わせまして一体となって検討させていただきたい、このように考えておるわけでございます。一部の中での考え方でございますのでストレートな答弁かどうか危ぶんでおるわけでございますが、私のほうの考え方としては以上でございます。

それから、市民の保養所等につきましては、いまのところ計画としてはないようでございます。今後の問題かと思います。

以上でございます。

○議長（大下　博君）　大柄保君。

○二十一番（大柄　保君）　ただいま部長のほうから答弁がございまして、今後の検討課題というようなことで、光明があるんではないかなと、私はこのように解釈をしたわけでございます。

それから、他市で建設している市民保養所等の計画ということはいまのところはございません。これは当然予算が伴のうものでございますので、それは今日おやりなさい、やりますということは当然できないことは存じておりますけれども、この際に、この保養所等を建設する際に国民年金保険の特別還元の融資、これが使えますけれども、日野市の、もしこれをやるというような場合、現在の日野市で国民年金の特別還元融資が、現在適用をされるかどうか、これをちょっと、一点、聞いておきたいと思います。保養所の建設ですね。これについて、この還元融資ができるかどうか。

それから、現在までこの融資を、日野市ではどのくらい受けて、どんな仕事をしておいでになるか、それとの、これは絡みになりますからここから教えていただければけっこうだと思います。

○議長（大下　博君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　日野市の保養所を建てるために、国民年金の融資が適用になるかどうかについては調べてみませんとはっきりしませんが、国民年金の融資といいますか、起債ですねそれでやりましたのは平山児童館とか二、三でございます。それで、市の保養所のほうの考え方でございますが、あり方としましては、第一点でご指摘いただいた、保養所を建てるよりは第一点でご指摘を受けました、広範囲の、具体的にというか、一つの試案でいきますと、地方公務員の共済組合等がございます、これが特約しておりますところの旅館がほうぼうにあるわけでございます。そういうものと特約をしまして保養所、市直営の保養所を建てるよりは、そういうものの所有施設と特約しましてその上に利用者に多少でも、旅館で引いただけでは魅力ありませんので、さっき言いましたように、市自体が考えていったほうが経済的で幅広い施設というか、幅広い地域の市民の望みが、いろんな地域の望みを広範囲に応じられて、ここのほうが、こういうふうな、考え方としてはそういう方向じゃないかとこういうことでございます。やるとすればですね。

○議長（大下　博君）　大柄保君。

○二十一番（大柄　保君）　いずれにしましても、この市民厚生施設については、今後検討するというような部長のお話しと、それから、国民年金の特別還元融資というふうなことは一点、平山の児童館というようなことで、まだ、私は、あと使っているんじゃないかなとこのように考えておりますが、これは、あと事務的段階でもって聞けばいいことでありますので、この際時間も五十二分になりましたので私の質問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　これをもって十一の二、市民施設についての質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

十二の一、市内の視力障害者の生活を守れについての通告質問者名古屋史郎君の質問を許します。

（三十番議員登壇）

○三十番（名古屋史郎君）　それでは、市内の視力障害者の生活を守れということで質問をさせていただきます。

今日のインフレの、あるいは高物価の中で、一般の国民、市民の生活も非常に苦しい状態であります。中でもこういう生活の、苦しさをまともに受けている方々、それが、要するに体の不自由な方々、身体障害者あるいは身体障害児であろうと思います。で、国の来年度の予算案などを見るときにも、年来主張しているこれら障害の方々のための生活といいますか、そういったものが十分組まれている感じがしない。いわゆる、この弱者の生活というものが完全に保証される見通しがないという感じがいたします。政治というものは、そういう者への光を特に当てていくという形で行なわなければならないものだろうと、こういうことは皆さんもご承知だろうと思います。よく、足らざるを憂え、等しからぬことを憂うる、こういうことばがあり

ます。同じように、生命といいますか、生まれてきて障害を持っているということで、生きていくということ、このことが非常に厳しい。これはさっき申し上げたように、政治というか、国の政策といいますか、そういう中でそれらのものをつくっていかなければならないのに、これらの人々が、人々自身が声を挙げなければならない、こういう現状だろうと思います。

そういう中で、革新の美濃部都政の中では、国の政策を先取りするような形での数々の政策っていいますか、施策を打ち出してきておることはご承知のとおりです。わが日野市でもこれらの人々に対して憲法を暮しに生かすというスローガンのもとでの数々の施策を行なって、あるいは行なおうとしているということについて深く敬意を表するものであります。

そういう中で、先ほど申し上げたように、国の財政あるいは日野市の財政というものが苦しい中でも、これらの弱者の生活をということで考える場合、特に昨今の財政の窮迫という事情の中でもやっていこう、こういう姿勢を持つことが大事だろう、財政の窮迫を承知のうえで、これから質問を申し上げたいと思います。

先般、十二月一日の日野市の広報のトップ記事に、障害者も市民的自覚をということで、視力障害者がみずから協会をつくって活動を始めていこうとしているということが記事になっております。これら、皆さんご覧になったと思いますけれども、この視力障害者自身が自分たちの組織をつくって、そして行政に要求をしていこうという会ではない、非常にユニークといいますか、目新しいといいますか、一種の感動をもって読んだものでございます。

それは、私たち視力障害者は社会的には弱者です。ですから行政などがいろいろな施設をつくってわれわれを保護してくれるのはたいへんありがたいと思っていると。しかし、障害者の中にはそういう施設にも入れない者がいる。われわれは自分たちの権利というか、そういうことのみでなく、自分たちのできること、自分たちが奉仕できること、社会にお返しすることができる、こういう立場と、それから自分たちの権利を合わせて自覚を持っていこうじゃないかと。具体的には、マッサージの無料奉仕という形でできるお返しをしていこうじゃないか、社会に対してのお返えしをしていこうじゃないかと、こういう精神が盛り込まれているように報道されております。

この協会の人たちがこれらの運動を手がけるのに際して、十月ごろですが、日野市に対してこういう奉仕活動をしたいので若干の財政的な補助といいますか、要するに目が不自由なわけですから、社会奉仕活動をしに行くことができないわけですね。ですから、それの往復の何ていいますか、交通費というか、それを市のほうで考えてほしいといったようなお願いをしたんだそうです。で、いわゆる健康者のボランティア活動であれば、これはもう食事代あるいは交通費なんていうものさえも望まないというのが本来的な意味のボランティアの精神だろうと思います。しかし、この人たちはみずからが歩行するというか、出歩くことさえも不自由な人たちでありますから、このくらいの要求は当然だろうというふうに思いますが、残念ながら、予算の途中ということもあったんでしょう、日野市からはそれらの方々に対する援助の手が伸べられなかったというふうに聞いております。非常に残念なことだと思います。

それで、日本社会党の市会議員団は、来年度予算で、この視力障害者といいますか、特に障害者全般ですけれども、特に視力障害者の生活を守るための予算要求を行なっておりますが、第一点として市長に伺いたいんですが、いま申し上げた、要するに障害者たちが、無料のマッサージ奉仕をしようということに対してそれらの援助を要望したところ、簡単にいえばことわられたということですけれども、このことは、ことわられた、ことわらないは別として、この催しは、催しというか事業は進んでいくようです、聞くところによると。そういうことに際してこれらの、事業に対しての市の助成といいますか援助と申しますか、そういう形をどう考えていらっしゃるか、これからのことでけっこうですからお伺いしたいと思います。

近隣の三多摩で見ますと、町田あるいは府中、そういうところではこの障害者の生活を守るということと社会奉仕というか、そういう形をうまくかみ合わせた施策が行なわれているように聞いておりますが、いま申し上げた障害者自身が活動しようということに対しての市の考え方がどんなふうであるかということが一点、お伺いしたいと思います。

それから、この障害者の人たちが協会をつくる前に、マッサージ師協会っていうんでしょうか業界っていうんですか、それらの方々が先ほど申し上げた日野市の福祉政策の大きな柱っていうんですか、いう形で行なわれている理美容券といいますか、それの、拡大解釈といいますか、それらを、いわゆるあんま券というものにも使えるようにしてもらえば、現在六割か七割しか使われていないその理美容券の法律的な、運用というか、頭を刈ることもさっぱりするけれども、ちょっとどっかもんでもらいたいなあというようなときにもんであげられたらなあということで、市長のほうにもお願いをしたそうですけれども、検討を約束されたかどうかその辺、条例との関係もあると思いますけれどもお伺いしたいと思います。

それから、先ごろの視察で、私は北陸のほう、研修をさせていただきましたが、北陸の輪島でしたかでは、市が視力障害者センターというものをつくって、そこへ盲人の方々に、視力障害の方に集まってもらって、車を用意しておいて、市民の求めに応じてそこから出動していくという形がとられているのを見て非常に感心してまいりました。先ほど申し上げましたように、

頭を刈るということ、ひげをそるということもさっぱりするということになると思いますけれども、私はマッサージを望む声もだいぶ聞いておりますし、理美容以上にさっぱりするということの一助になるんじゃないかという考えがいたしますので、いま申し上げたその活動に対しての、援助と、それから理美容券というものを、利用を、拡大ですね、そういうことができるかどうか。

あるいは、三点目にお伺いしたいのはそれ以外の方法で視力障害者の生活、ご承知のように、もうこの交通事情の中では、いわゆる健常者の方の職場進出といいますか、マッサージの方の、非常に非常に厳しいらしくて、自分たちは動けないと、健康な方々がどんどんこの業界に飛び込んできて非常に規制が、何ていうんですか、緩やかなんだそうです。職業としてどんどん始められてしまうというふうなことで、圧迫を受けているという現状を聞きますと、先ほど申し上げたような市でできる、計画っていうか、そういうものがないかどうか、考えられたことがあるかどうか、三点目にお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に関して、関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ名古屋史郎君の質問について答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　最初に、私のほうからお答え申し上げたいと思うんです。

ご指摘のように、この十月、視力障害者協会というものが新しくつくられたわけでございます。会長さんは中村しげるさんという方であり、会員の数は三十人というふうなことになっております。この視力障害者協会といいますのは、初めて組織されましたけれども、その前に、日野市の心身障害者の問題を考える会というのがございまして、その中の会員の一部の方が、やはり独立しまして視力障害者だけの協会をつくったというふうないきさつ等でございます。そういういきさつ等もございますし、私のほうで会員ができるということで、そう多額ではございませんでしたけれども要望がございました。どの会員も年度途中というか、なかなか考慮してさしあげられないものですから、中村さんのほうにお電話申し上げるときに五十年度から補助申し上げたいというふうなことで、ただいまのような質問になったかと思います。

それで、そういう点につきましては打ち合わせを申し上げたといっても、市の、ちょうど補正の予算等の要求等もすでに終わったあとでございますし、どの会につきましても年度途中では考えてないもんですからそういうふうな処置になったわけでございます。

それから、最終的な問題でございますが、理美容券、これの

問題につきましては私どものほうに、検討するようにというふうなことで、市長のほうから問題を投げかけられております。理美容券をどうマッサージの券に転用していくかという点につきましては非常に難しい問題等も抱え込んでおるわけでございまして、私のほうでも抱え込んではおりますけれども、問題の解消のためにいろいろと苦労しているわけでございますが、もう少し問題を煮詰めまして理美容券と兼用できるかどうか、各業界等との話し合い等も進めていきたいと思っております。

大体、そういうふうなことになっておりますし、それから、ご質問にはなかったわけでございますが、いろんな心身障害者はございますけれども、視力障害者の方は非常に意欲を持っていらっしゃいます。一つの仕事をなさろうと考える方が多いわけでございます。そういう点からいろいろ現在までいろんな施策を展開してきておりますけれども、来年の考え方としましては、そういう社会保障をしたい、あるいは社会奉仕とご自身の生活の問題等も関係さしていきたいというふうな考え方で視力障害者協会が結成されましたので、来年度においては要望に近い助成等も考えていきたい、このように思っております。

それから、お仕事に対する手助けとしまして福祉電話をいま出ておるわけでございますが、すでにいろんな仕事をされている方は福祉電話をすでに持っておられます。ですから福祉電話の必要はないわけでございますので、市から基本料金と一カ月

九十通話の通話料を福祉電話はいりませんので、ご自身でお持ちの電話に対して通話料を、五十年度からこの視力障害者のお持ちになっている黒電話に対して補助していきたいと。そういう施策等も考えておるわけでございます。

いろいろとご指摘を受けまして、私自身福祉に来たばかりで、多少考え方が足りないこともございました。ご指摘を受けまして啓蒙された面もございます。よく注意して行なっていきたいと思います。

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　どうもありがとうございました。

理美容券の転用については難しい点があるのでもっと煮詰めなければいけないということなんですが、いつごろその結論を出されて、施策にいつごろ、来年にちゃんと生かせるような見通しがあるかどうかですね。

それから、いろいろご配慮いただいているようですが、それ以外ですね、要するに電話代の、黒電話に対しての補助ということも考えているということですが、それ以外はないわけですね。いまのところ。考えていらっしゃるのは。原案的には。

○議長（大下　博君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　この五十年度になりまして、福祉手当、心身障害者の、これは子供も入りますけれども、

福祉手当の問題でございますけれども、これは当初予算ではまだ考えておりませんですけれども、この心身障害者の福祉手当といいますのは、東京都からの補助と市の補助とが両方ミックスされておるわけでございます。それで、市の施策が先行しましてそのあとで東京都の心身障害者手当という制度ができましたもんですから、一部が東京都の手当になっております。東京都の場合には、児童には児童手当がある、老人には老人の手当があるということで上、下の年齢制限がございます。日野市の場合にはその年齢制限とそれから所得制限をなしにするための上積みをしておるということと等級に対する上積みもしておるわけでございます。現在、東京都の民生局のこの福祉手当がどの辺の額で落着くかということがはっきりしませんので、それがわかり次第、日野市もそれに対応した引き上げをいたしたい、そのように考えておるわけでございます。

それから、理美容券との転用の問題でございますが、市長から私のほうでも預かっております。さっき申し上げましたように、業界等の話し合い等は早急に煮詰めていきたいし、それについては今後とも十分相談のうえでご要望に応えるような努力をしていきたいと、このように思っています。

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　どうもありがとうございました。

先ほどから申し上げているように、私は障害の方でも働こうという意思、これは生きようという意思と同じように大事だろうと思います。それが働けないわけですから働けるようにしてあげるということはそんなに予算的な意味では莫大なものを要しないと思います。手当を差し上げるという形よりも働きたいということに対して働きやすいようにしてあげるというのが一番いいことじゃないかというふうに考えます。

それで、理美容券の転用ということの施策の検討の中で、近ごろは暖いご飯の配達あるいは不自由な方にはお風呂の配達って言ってはおかしいですが、お風呂を持っていくといったことまで行なっているようです。お年寄に対して働ける力を出したいというそれを、日野市の段階でうまくとらえて働いていただいて、お年寄にも喜んでいただけるという方向でがんばっていただきたいことを市長にお願いをいたしまして、特段お答えがあれば伺いたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　身障者を考える会という会にたびたび出席をいたしまして、そうしていろいろな身障者の方もいろんな形があるわけでございまして、いま議論されております視力障害の方もおりますし、それから耳の聞こえない方もあります。それから、おしの方もあります。あるいは精薄の方もおられる、あるいは四肢の不自由な方もおられると、いろん

な姿があるわけでございまして、それぞれ非常に真剣に世の中に伍していきたい。それから、社会参加をしたい、勉強したい、いろいろほんとうにわれわれが驚くほど人生というものを考えておられる面を直かに触れるわけでございまして、いろいろ教えられることが多いわけであります。

その際に、市にといいますか、行政にいろんな要求も伴なうわけでございまして、私は、そういうグループづくりをしていったことが一つの手がかりではなかろうかというふうに考えましてそういうことをなさってみてはいかがでしょうか、ということである程度の、そういったグループづくりがされておる、進んでおるというふうに伺っておるわけであります。その視力障害者協会というのもそのグループづくりの一つであるわけですが、これらの方も割合数も多いですし、それから非常に意識の高い、指導者に十分なられる方が幸いにおられるもんですからいろいろご意見が出てまいるわけでございます。

特に、社会参加、つまり自分たちも比較的学んでこられたマッサージ等を社会奉仕の手段に活用して、そして生計の維持という面もあろうかと思いますし、もう一つには、何とか世の中に奉仕してやりたい、こういう尊い気持があるわけであります。その仕組を考えるのが行政サイドの責任でもあるわけでありますが、この、例えばマッサージの奉仕をしてやろうといわれる際に、相手をどういうふうな選び方をするか、あるいは、いま

視力障害者センターからそういう要求のある、たぶん高齢者層が多いと思いますけど、そちらに派遣を、出向いていただくという、そういうような一つの仕組をつくらなければせっかくのご意思もうまく生きないわけでありますからして、そういう仕組をどうするかというようなことをこれから、これからじゃありません、考えておるわけでございまして、補助金をという要請が確かあったと聞いておりますけれども、事業計画、やっぱりきちんと伴ないませんとすぐ補助というわけにもいきませんので、そういう、つまりグループづくりができたわけですからその方々の意思を尊重する、それから、仕組についても工夫をする、そういう関係の中からそういうご意思が生かされていくような、そしてまた市民としてその奉仕の精神が受け入れられるような、そういう仕組を考えることが前提でございます。ご意見を十分伺いまして、そういう形で来年は何らかの形で、ある程度の発足をする、こういうふうに考えております。

理美容券のことも同様でありまして、本来、あんまさんというのはかなり料金としては高い料金ですし、それから、それを受ける側の方が、その二カ月に一回なんていう、そういうことでいいもんであろうかどうかということもあるわけでありまして、それから、これまで理美容券のスタートが健康管理事業ということで、その一貫にあるわけですから、マッサージも健康管理の中に入りますが、主として名前をどういうふうにつけた

らいいか。理美容関係の方と話し合いをしましてそしてある程度の、これもサービスしてもらっているわけでありまして、それを、これからの相談事なんですが、それらを一つ、よく理解をしていただかなきゃならないというようなことがありまして、すぐに拡大できるかどうかということについてはまだ結論を持ち得ておりません。

質問のご趣旨は、要するにこの障害を持たれる方が世の中に伍して、自分たちも社会参加をし堂々と生きがいを持って生きていこうと、こういうご趣旨に行政が何をサービスをするかということだと思っておりますので、十分研究をしてこの視力障害者協会というような組織もめずらしい意欲の現われだと思いますから、それに応えるようなことを一つ、やらねばならんとこういうふうに考えております。

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　ありがとうございました。

補助金というのは、さっき私がご質問申し上げたのは、これらの無料奉仕をまず自分たちでやってみようじゃないかということに対しての補助金ということと、私のお願いしているのは理美容券の転用ということが難しい点があれば、働きたいというそれを生かしたいろいろな施策を考えてほしいと、こう申し上げているわけです。

例として、府中では七十歳以上の一、二級の障害者で、希望者だけに、はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧の無料治療券を年六枚支給ということが行なわれております。町田では福祉センターにこれらの業者が出向いて行って、やってもらいたい方がそこへ来るという形で、非常にわずかな時間のようですが、やっているようです。

参考に申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（大下　博君）　これをもって十二の一、市内視力障害者の生活を守れに関する質問を終わります。

暫時休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後三時二十六分休憩

午後四時五分再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、十二の二、市民運動と執行者の態度についての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

○三十番（名古屋史郎君）　それでは、市民運動と執行者の態度についてということで質問申し上げます。

先ほどの大柄議員の一般質問で出ましたところの、現在行なわれている神明上の区画整理の工事の問題でありますが、関連ということもありましたけれども、通告をしておりましたので、私は私なりに若干お伺いいたしたいと思います。

この、区画整理事業の、現在行なわれているところでの古墳の発掘その他、新聞、テレビなどで報道され、非常に貴重なものが出たということで、先般教育長からの報告などもありました。

議会関係では、先の議会でこの場所についての請願が出され、それが不採決ということで経過してきたことは、先ほどの大柄議員の質問の中にもあったと思います。

さらに新しい請願が出たということについても先ほどあったとおりでありますが、私、聞くところによりますと、そういうことができるかどうか、私は専門的にはわかりませんけれども、あの工事を中止してほしいとこういう、工事の仮処分というんですか、停止の仮処分ていうんですか、これが自然を守る会ですか、どこかで用意されていると、そんなことも聞いております。

議会での経過は、先ほどあったように不採択ということで来たわけですけれども、自治会長の名前での請願、あるいは議会にはそのほかに請願四十六号不採択決定に対する不服申し立て書というのも議長のほうに出たりして、この請願、それから不服申し立て書、あるいはこの工事に対する、仮処分の申請の用意というような、いうなれば穏やかならざる事態がいまあると、こういうふうに思います。

それで、先ほど市長も大柄議員のそれに対しての回答があったようですけれども、私が伺いたい点は、これまで、要するに、執行者という立場で区画整理の事業を進行することは当然のことですけれども、直接これらの権利者であるかどうかは別として、自然を守ってほしい、計画を変えてほしいという住民たちとお会いになったことがあるかどうか、会う必要があるとかないとかいう、義務があるとかいうことでなく、どういう所で何回ぐらいこれらの人たち要するに計画を変えてほしいとか、やめてほしいとか、あるいは反対だとかということの方々と話し合いを持たれたかどうかですね。そして、もし持たれたとすれば、その中でその人たちの主張に対して自分の考えをどんなふうに述べられたかということを伺いたいと思います。お答えによってまた伺いたいと思いますので、時間のあれもありますのでもう少し、さらに。

で、先ほど申し上げたように、私は区画整理の仕事というものを市長が執行するということで、公共の立場ということから行なうと、これは当然のことだと思います。その場合に法律だとか制度だとかいうことにのっとって執行者という立場で行なうということは当然のことなんですが、そこで一番問題なのは、計画にある、さっき市長のおことばの中にも、ずっと経過があって今日まで進んできていると、どの段階でどういう人たちに話したものかというふうな迷いのようなおことばがありました

けれども、計画は計画だと、執行の責任だから執行するんだというだけでは、私は、そこに関係する権利者であるとかいうことは別にして、利用もするんでしょうし関係あるといえば法的な意味では関係ない人たちがそこにものを申せないものかどうかという疑問を持つわけです。それらの人と、先ほどお伺いしたように、何回お話し合いになり、どんな見解を述べられているかを伺いたいわけですが、そういう吸い上げがないと、やはり政治不信というか人間疎外というか、そういう間柄というか、関係がどうしても出てくるんじゃないかという感じがいたします。やはり、直接関係すると否とを問わず、そこにものを申している人たちとどう話し合いをするか、先ほど部長のおことばでは検討するということでしたが、市長と相談をしてどういう対応をするかを相談するという、検討するという意味だろうと思いますけれども、住民運動が、いままでの行政の伝統というものに、やっぱり刃向かう形で、いま流れてきていると思います。従来の行政の姿勢は、道路をつくってやるんだ、これが一つの姿勢であったと思います。つくるんだ、つくってあげるんだ、これは便利になるんだ、それを執行するんだからいいじゃないかという姿勢が伝統的な行政側のつくってやるという姿勢だろうと思います。いま、世の中変ってきていますから、つくってやるについてもおれたちもそこを通るんだ、その縁をながめたいんだ、残したいんだという発言も尊重されつつある世の中だということを私は思うわけです。その行政の伝統的な体質を変革するという立場に立たないと、市民運動というものを、大事にする革新市政ということにならないんじゃないか。こんなふうな考えを私は持ちますので、先ほど申し上げたように、どんな話し合いでどんなふうな回答といいますか、見解を述べられてきたか、市長に伺いたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に対して関連質問者があれば挙手を願います。

なければ名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。かなり基本的といいますか、問題に触れているので、市長から答弁を求めます。

○市長（森田喜美男君）　質問の趣旨がちょっと私はは っきりつかみ得ないところもあるわけですけど、要するに、市長が判断なり決断なりを行なう姿勢を示せと、こういうことですか、ちょっと悪いんですけど……。

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　どうも表現がまずくて申し訳ありませんが、もう少しわかりやすく申し上げれば、先ほどの大柄議員に対してのお答えの中にもありましたように、きまってきたもんだと、審議会その他を経過してきまってきたもんだと、それを執行しているのが私ですと、そういう考えが、先行して、これからも執行しようとするんですと、それは基本的にはわかるわけです。これはね。だけどこういういろいろな、うわさに過ぎませんけれども、仮処分の、工事を停止してくれという、何か裁判所に出せばどうだとかこうだとか聞きました。そういったことが起こっている現状をどう考えられるか、あるいはそんなものが起こる前に、これまでの間、それらの人たちと求められてかあるいはこっちから求めてか、話し合いをされたことがあるかどうか。その話し合いの中にどんな見解を執行者として、さっき申し上げたように、もうきまってきているんだから執行するんですよと、あなた方、別に何か言ったり何か方法をとってもだめなんですよという態度でこられたのか。区画整理というのはそういうもんなんですよ、関係のない人が緑を残しなさい何て言ったって全くだめなんですよという態度で話し合ってこられたんですか、それともですね、皆さんのおっしゃることはよくわかりますと、何らかの方法で行政っていうか、施行の立場で考えていきましょうという返事をされてきたのか、ということを伺っているわけです。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この住民運動が一つの政治や社会の、この現状の進行に向けて自治という、住民自治という観点から異論を打ち出す、意見を持つと、これはあちこちに今日出ておる現実でありまして、この間も私もテレビ番組の都下市長の仲間としてＮＨＫのテレビ番組に出たわけですが、その番組の題目が「自治と住民」という題でした。一つの例は、名古屋の中央高速道路を計画どおり遂行するか、あるいは変更するか、これが一つの国内の例ということで、それを中心課題にして長たる立場で判断あるいは決定ということをどういうふうに行なうかと、そういうふうな問いかけの番組であったわけですが、私は、住民参加でありますとか、あるいは住民運動という形が行政の前に、場合によると行政という立場からは困ることを投げかけられることもあるわけですが、しかし、そのこと自体はかなり世の中の誤った進行と言っちゃいけないかもしれませんけど、世の中に対する一つの大きな批判ということの内容を持つわけでして、そのために例えば東京のごみ焼却場の問題なんかもそういう姿を持っておるわけですが、問題を提起する側、あるいはそれを受ける立場の行政という関係が市内でもあちこちにあるわけでして、それに対して私は早く結論を持つ、あるいは決断をするということは実は適当でない、むしろ多少時間をかけてもいいからある程度の議論は尽すと、その中で住民ご自身もいろいろ学習をされると、学習を行なった結果、自分たちの主張が適切であるか、あるいは無理であるか、あるいは現実に合わせてどういう位置づけになるか、ということがだんだん学ばれてくると思うんです。そういう形で合意が成り立つ、そういうお互いの理解のし方をするのが一つの民主主義のパターンといいましょうか、そういう意味を持っておると思う

んです。

ですから、事がらによりましては待てない事がらもありますけれども、ある程度時間をかけて事を、行政の何か一方的な力づくで進めたという形はとらないほうがある場面としてはいいということもあるわけでして、私は、あそこの区画整理事業という仕事と、それから自然を守るという仕事は全くこれは相入れないといいましょうか、区画整理というのは土地の姿を変えるといいましょうか、むしろ自然をつぶす形で市街地づくりをする、というような性格を持っておるわけですから、非常に相入れないものを持っている。

しかし、その中でも、やっぱり調和は何とかして見出していく必要があると、そういうふうに感じておるわけでありまして、あの際に、区画整理ということは、特に個々の権利者の権利を換地という姿で補償すると、そういう内容を持っておりますから、単に道路の建設だけであればあるいは多少の位置変更等が容易な場合もあると思いますけど、区画整理事業の中の、しかも、そのそれぞれの権利者を道路に面して換地を行なわなければならないとか、そういう二重三重の窮屈さを持っているわけでして、自然を守る会の人たちは、私もまあ自然を守る人たちの問題提起は非常に尊い基本に立っておるわけですから、できる得べくはこれに添い得る方法があれば検討したいと。

しかし、最終的には狭い範囲で自然を守れと言ってみても、

これもなかなか難しいことですからして、理解をされる中で代わるべき方法を考えていくと。例えば、やむを得なければ移植をするというほうの方法で補う以外にない、こういうふうには思っておりますけれども、多少の時間をかけておるというのがこれまでの状況でございました。しかし、あの形で守るということは困難であるというふうには思っております。

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　そうしますと、わかるのを待っているということですね。住民運動と称するものがそのうちわかるだろうと、おっぽっとけとそういうことですね。

もう一つ、伺いたいんですが、カタクリを残してほしいという住民運動は、区画整理というところへかける運動じゃないと、間違った運動だと、誤った方向の運動だということもそのうちわかるだろうということですね。

それから、今年の日野広報の見開きといいますか、開いて真中に、今年になってから市民運動で緑と清流を守ろうというのが十四回掲載されています。その他のことが十回、一月から十四回、市民運動がんばれと、市民運動で緑と清流を守ろうということを訴えています。この意味をちょっとお伺いしたいんですが、いまの市長のお答えですと、緑と清流は市民運動でお守りなさいという意味なのか、緑と清流を市民運動と一緒に守ろうじゃないかという意味なのか、それとも、緑と清流を守る

には市民運動しかない、市民運動が変えるしかない、行政は変えられないんだと、こういう意味の観点なのか伺いたいと思います。

さらに、市長は平山台の区画整理の中で、市長自身が権利者という立場で行政というものに対して諸要求を出してこられた方であります。その方が市長になられると、権利者しかものは言えないんだと、こういう態度で市政をおやりになるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かなり私の言っていることと、いま問われていることは違うと思うんです。私は（「のらりくらり答えているからわからないんだ」と呼ぶ者あり）自然を守るということはたいへん基本的に大切なことである。ですから総論として基本的な姿勢として保っていかなきゃならない。これはおそらく全国民合意の成り立つ問題だと思っております。ただ、その守り方が、狭い範囲でものを考えるか、あるいは広い範囲でものを考えるかという一つのこの条件なり視野の問題があるわけでして、最大限に守れる努力をしていくと、しかし一方には、この私の権利ということも尊重される、現在の憲法でもありますし、憲法の求めもありますし、それから、住民の福祉をより拡大して守らなきゃならんということも同じく憲法の理念であります。それに調和はとっていかなきゃなりません。

そのためには、でき得べくは守るというほうに重点を置きたいわけですが、実際問題として不可能な場合もあるわけでして、その際には十分理解をした中で、守れないものはその代わる手段で何とかして守っていくと、これ以外にはあの場所の場合は、私は方法がないというふうに思っているわけであります。

それから、住民運動そのものは、私は一つの大きな社会の問題提起でありますからして尊重はしたいと、またその住民運動が場合によりますと、視野の狭い、いわゆるエゴと言われる場合もありますけど、それであっても、とにかく理解をしてもらうという努力はする必要はもちろんありますし、しますが、その中で可能なこと、不可能なことはなるべくならば今日のそれぞれの自主的な立場で学んでいく、学習をしていく、その中で一つの意見を持っていく、これがやっぱり一つの民主主義の基本になる姿だというふうに思うわけでありまして、それを、そういう姿勢を保とうとしておりますのが私の一つの姿勢であると、こういうことでございまして、市民運動で緑を守ろう、清流を守ろうというのは、これは市民の方にこういったお呼びかけをすると共に、あるいはそれに対する関心を深めていただく、またそれに対してこれから将来、その日野市という地域にいたしましてもあるいは人間あるいは人類という今後の、存続の問題にしましても、これは人間の、例えばゴミを、いわゆる物資を浪費するという問題があるわけですが、それがゴミになって

出てくる、そのゴミをなるべく出さないという努力は、これは一つの心がけあるいは生産機構の中である程度はできるわけであります。

そういう意味での問題を考える、それから意見を持つ、それが一つの、またまとまったものが住民運動となって展開をされる、これは世の中変換させるため、あるいは正しいことを維持するために一つの必要な調整弁といいましょうか、そういうもんであると、したがって、それは決して弾圧するとか無視するとかそういうことは適当でない、しかし見違いなくやらなければならない、こういうふうに思っておるわけでございます。

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　私も、先ほどから区画整理の施行者ということで、責任あるということで公共の立場に立った区画整理を推進するのは義務であろうと、これは市長も同じ考えなんで、私はそれはわかるんですけれども、何っていることは、それらの人たちとの話し合いを何回持たれて、その中でどういう見解を述べられてきているのか、ということを伺っているわけです。そこのご返事がないから、一般的に、NHKテレビその他の例をあげられて、住民運動は誤った方向を目ざすこともあると。それから、時間がかかる必要があることもあるという。一般的におっしゃっているんでどうもかみ合わないんですけれども、じゃ、ずばり伺いますが、この問題は別に状態が保たれなければなかなか保護ということも難しいと。それから、そういう姿をあの場所につくりだすことはこれも難しいと。これは、一つの方法は、ある程度公有地に買い取りまして、できるだけの保護をするという方法が考えられますけど、これは実際問題として財源的に、財政的に明らかにこれは不可能であります。それから、別段指定があるわけではありませんから、あるいは都内に持ち出すということもこれは根拠がありません。ですから、思いつくのが移植である、なるべく条件を整えるということが考えられるわけですがいまのところまだそれは守る方のほうには是認をされてない。

問われていることは、じゃ、その人たちに説得なりあるいは話し合いに行ってないということかもしれませんけど意思は伝えておるつもりでございます。

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　くどくなって申し訳ないんですが、私は、残せるとか残せないとかいうことを専門的に判断する知識も経験も持ち合わせないので、そのことを申し上げているんじゃなくて、最後に市長が言われたように、その人たちに意思を伝えてあるとおっしゃるその部分なんですが、区画整理事業っていうのは一般財源からも支出しているんじゃないかと、支出するんじゃないかと思うんですが、そういう立場から特殊な事業だといっても、執行者がその態度を持てば考えること研究することということは、私はできるんじゃないかと思うんで、できるできないは論じませんけど、工事の仮処分なんていう騒ぎが起ころうということは、これはいたしかたのないことだというふうに感ぜられるわけですね。

何回も意思を伝えてあるんだと、あるのにかかわらずその立場で言っているんだからこれは時間がかからなきゃわからないんだと、そういうことですか。いままで話し合いをしてないんじゃないかということは決して言ってないんですよ。何回話し合いをしてそしてどんな意思を伝えているんだとか、それを聞けば、ああ、じゃ全くくだらないことを言ってんだなというふうにもとれます。そこのところがわからないから伺っているわけです。

どういう話しをしているのかということを伺っているわけで、そこのところをお答えいただければ市民運動というさっきのお話しのように、市民運動と一緒に緑と清流を守ろうという考え方だというふうに受け取ったわけですけど、それであるんならば、何回か話し合いは持たれたんでしょうから、その中でどういう説明をして、あんた方の言っていることは無理なんだよと、できないことなんだよともっと違う方向へ進みなさいという示唆を与えたり、そういうことをしているのかそれとも、ただまんぜんと日をたつのをそのままにしていらっしゃるのか、そこのところを伺っているわけなんです。

要するに、日野の中に、やっぱり意思の相通じないことが起こるのは好ましくないんじゃないかという考えから申し上げているわけで、もう少し、どういうふうにこれらの人と話し合ってこられたのか、これからどんなふうに話し合うのか、話し合う必要がないんだと区画整理という事業の中では話し合えないんだと、話し合ってもむだなんだということなのか言っていることがどだいむりなんだから話し合う必要はないんだということなのか、その辺を伺っているわけなんです。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまで消極的であったかもしれませんけど、主として議会側で請願とかいう形で論ぜられておりましたからして、そちらに委ねたという意味ではありませんが、積極的には、集まった方々に話をしたということはありません。ただ、責任の所におられる方には状況の経過をたどりつつある程度の意見はお伝えをしておる、こういうことでございます。

今後、確かに言われてみればお話し合いに出る必要はあると、また、その時期でもあると思いますので、そうしたいと思っております。

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　今後、話し合いに出るという場合に、くどいようですけれどもあなた方の考えは、大体こういう区画整理という中ではむりですよと、あすこを都市、緑地保全法ですか、それから東京都の自然保護条例ということで守ってもらう方向にあなた方の運動をお進めなさいという示唆を含めた話し合いということを考えていらっしゃるかどうかですね、もう少し具体的に、ただ話し合うといっても先ほど来言われているように、行政はどんどん執行していかなきゃならないんだと、それは務めだということはよくわかるんですから、それを話し合う場合に、いままで若干足りなかったという感じだとすれば、これからもう少し親切というといままで不親切だったようですけれども、もう少し積極的に、どういう住民……。革新市政に住民運動っていうのは、私は友軍みたいなもんだと思うんですね、その友軍に対してもう少し親切な示唆をしてあげて、仮処分の申請だなんだっていうのは、それはまあ、運動をするほうの人たちが勝手にやることですから、やるんだかやらないんだかそれはわかりませんけれども、そんな状態をこの日野の中で持っているということ自身、私は悲しいと思います、私自身は。ですから、くどく市長の姿勢を伺っているわけで、再度、どういう姿勢でこれから臨まれようとするのか。

それから、ちょっと議会のことが出ましたけれども、議会は議会なりの結論を出しているんです。冒頭申し上げたように出しているわけです。そういうことを、議会の動きを云々というのは、それをずっと見ていらしたということじゃないと思いますけれども、私は、もう冒頭申し上げたように、一回議会で不採択という形なのに、さらにこういういろんな、さっき申し上げた住民運動が起こっているわけですから、それに対してまたここに出ているこの議会の結論を待とうという形では、やっぱり市民運動を表明される市長としてはちょっと不親切じゃないかということを申し上げたいんで、お答えはどういう姿勢でそれらの人々と話し合う気持なのか、くどいようですけれども伺いたい。

○議長（大下　博君）　市長、答弁。

○市長（森田喜美男君）　市民運動ですからして、市民の方々が、運動している方々がいろいろなやり方を研究されるわけですから、それはそれたりにまた一つの、場合によりますと意味があるわけですが、私は、そういう運動を、いま会の方に間接に申し上げておるのは、一つそれらを、例えば豊田の日野緑地とかあるいは調整区域の緑地であるとか、守れることと守れないこととあるんで、一つその守れることを確実にやっていくというほうが一つの仕事だというふうに申し上げているわけですが、一つの、理念といいましょうか、原理といいましょうか、そういう立場でやっておられる、そういうことに全く自分でそう思い込んでやっておられる方がおられるわけですから、一朝一夕には、これは説得というような形では、私は適当でないとやはりそういう一つのものの考えを持たれる方ですからして、そういう状況に思いつかれるときが必ず来るわけでありまして、われわれとしてもそういつまでも待てませんからして、時間を放置しておくわけにはいきませんからして、ある程度のこちらの見解、示唆というようなことは、これは事務当局のレベルはいままでやってきておりますが、私のほうからもやろうと思い立っております。

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　最後のお答えで、仮処分ということを、それは向こうは向こうで運動でやっているんだから、そういう事態になっても、私は、憲法に保障されているように執行者としてそれを区画整理という仕事をどんどんやっていくんだと。このこと自体は市段階ではとてもむりなことなんで、それらの運動をしている人たちに、これまでの反省を含めて運動の方向を都なり国なりに向けられたらどうだという示唆をする姿勢で話し合いたいと、こういうふうに了解してよろしいですか。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　あの場所を当てはめてということじゃなくて、もっと広い範囲でそういう、一緒に自然を守るためにご協力をお願いをしようとこういう意味のことでありまして、あの場所でというふうにはいまさらとやかく持ち出す状況はあり得ないと、こういうふうに感じておるわけでありま

す。

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　時間がかかってたいへん申し訳けありませんが、そうすると、自由意思で起こっている住民運動というのは、それはそれなりに尊重して、わかるときが来るでしょうと、私は執行者としての立場を進むしかありませんと、あそこの場所に関しては。

そうすると、どういう態度でこれから先、話し合いに出向かれるということでしたけど、どういうことを話し合いに出向かれることなんでしょうか。ちょっとくどいようですけど。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私自身もジレンマに落ち入る問題ですからして、しかし、客観的にそのものを考えるということも必要でありますし、そういうことに理解をしていただくとこういうことをお話しに行くということです。

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　そうすると、理解を得られないかもしれないけれども、そう言っている人たちと全く話しをしないというわけにもいかないから出かけていきますと。

（笑声）

○市長（森田喜美男君）　全然違います。そういう意味じゃありません。

どういうことですか。

○市長（森田喜美男君）　ですからね、話し合いによって話しをするというのが趣旨ですからして、なにか、言われるような、そういう意味ではないつもりです。その何か……。

（「討論形式じゃない、ちゃんと整理して下さい、議長。」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　話し合いでわかってもらえるという態度でいくんだとおっしゃってもその場では、区画整理ということの中で、国・都へ向けての運動にしなさいよという示唆ももうだめだと。それから、そうでない市段階でのそれでも全くだめなんだということなら、もう結論がわかっているんだから、わかっていて何を話しに行かれようということなんですか。私は話しに行くからには何か別の方法でというね、ことを持って行かれるか、そういう構えがないといけないんじゃないかと思いますけれども。

○議長（大下　博君）　いまの問題について、市長。

○市長（森田喜美男君）　私がお話しをしていることとかなり遊離した受け取られ方をしているんで、ちょっと話しに困るわけなんですがね。（「はっきり答弁しないからだよ。だめだよ。」と呼ぶ者あり）とにかく、そういう状況をお話しをして、まあ理解を最大限お願いをすると、こういうことでありまして、そういうふうにご理解をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　終わります。たいへんありがとうございました。（笑声）（「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　これをもって十二の二、市民運動と執行者の態度に関する質問を終わります。

次、十三の一、精神薄弱者（児）対策を問うについての通告質問者、黒川重憲君の質問を許します。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

（八番議員登壇）

○八　番（黒川重憲君）　がんばれという声がありましたが、ほかの人にがんばっていただいて、私は、今日は簡単に一つ、質問したいと思います。（笑声）

精神薄弱児問題についてご質問をしたいと思います。

落川に住むAさんて方がおられますが、現在三歳半になる男の子がおります。生まれたときから病気らしい病気もせず非常に元気な子だったそうでございますが、二歳を過ぎるころからだんだんと異常を感じるようになりました。診断の結果、自閉症と診断されたそうでございます。親はこのときに目の前が真暗になって、子供と一緒に死に場所を求めて一日中歩いたそうでございますが、しかし、子供の無邪気な顔を見るとどうしても踏ん切りがつかなかったと語っております。

このように、一般に精神薄弱といわれる病気、すなわちいま言った自閉症、あるいはダウン症といわれるもの、脳性マヒといわれるそういった症状、これには先天性のものもあり、あるいはまた途中、病気によって起きてしまった、いろいろな理由が考えられると思います。こういった社会適応性の低い、知恵の遅れた子供たちに対して、更生、自活に必要な指導訓練を施し、知識技能を与え、何とかして一人前に普通の子供のように直らせてあげたい、回復させたいと思うのは子を持つ親として私一人だけではないと思います。十二万市民の中のほんの一握りのこの人たち世の中の片すみに追いやられたこの子供たちを救ってこそ、私は、ほんとうの政治であり真の政治であり、福祉政策であると強く信じております。森田市長の下で必ずや救いの手を差し延べてもらえるものと、私は、強く確信いたしております。こういったことを踏まえて質問をしたいと思います。

まず第一点に、日野市の今後の救済対策についてお聞きしたいと思います。

第二点目は、四十八年四月に希望の家という施設が設備されまして、それに関する質問をしたいと思います。

現在、あの希望の家の中には、すべり台それからいろいろなおもちゃ、トランポリンに似たようなものもいろいろな器具がございますが、もっともっといろいろな器具を購入したならば、

指導訓練をする設備をもっともっと充実したならば、もっと効果があがるんではないか、このような気がするわけであります。そういった意味から、現在のこの施設ではたしてどのくらいの効果があがっているものなのか、この点をまず第一点お聞きいたします。

二点目に、子供のめんどうを見ているあの先生方、その待遇の面でご質問をいたします。聞くところによりますと、来年から資格のない方が五百円、これは時給でございます。資格のある方が五百五十円になると聞いておりますが、健康保険もない現実の待遇でございます。大学を出て資格を取り、あるいはまた二十数年間も幼稚園で子供たちをいろいろ教えておった、こういった方たちがいまおられるわけです。何といっても相手が普通の子供ではない、この奉仕の精神がなければなかなかできない問題でございます。こういった意味を踏まえて非常にこの待遇の面で遅れているのではないかと、こういったことでご質問いたします。

三点目に、専用バスを増加してくれないかという質問ですが、これは現在、老人クラブとの併用で行なっておりますが、どうか一つ、この希望の家専属の専用バスを増加していただきたい。

この三点についてご質問いたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に対して関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

それでは、ただいまの黒川議員の質問に対しての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　黒川議員のご質問に対しましてご答弁申し上げます。

第一点の、心身障害者に対する市の救済施策ということでございますが、今日まで展開してまいりました政策と、施策ということでございますが、東京都で発想しておりますものもございます。それらはともかくとしまして、日野市でやっておりますものにつきましては、ただいまご指摘のありました通所訓練施設もございます。それから、先ほど申し上げました心身障害者あるいは障害児ですね、に対する福祉手当、これにつきましては東京都というのが障害児には障害児としていたしておりますので、二十一歳以上と六十五歳以下を心身障害者としての手当を出すと。それから所得制限もあるというふうな上と下を切った形になっておりまして障害児手当との併給を禁止しておるわけでございます。日野市におきましてはこれらに上積みをしまして、所得制限、年齢制限もなくしております。ですから、障害児に対しては心身障害者の手当と、それから児童手当における障害児手当との併給の道が開かれているということと、それから、四度五度、四級五級に対しても日野市で障害者に対する手当を出しておる、こういうふうなことも行なっておるわけ

でございます。それから、市自体として福祉電話の設置等も行なっております。諸手当につきましては、今後即応した形の中で増強をしていきたい、このように考えておるわけでございます。

それから、二点以下についてでございますが、非常に難しいご質問でございます。二点目は、希望の家の器具とか遊具の効果でございます。これにつきましては、心身障害児を守る会との委託関係でございまして、上先生のほうにお任せしてあるわけでございます。上先生のほうで二十五名程度の児童がいるわけでございますが、先生のほうのご考慮で効果的な器具を配備していただくようお願いしてあるわけでございます。いろいろとご質問がありましたので、上先生とこの点については話し合っていきたいと思っております。

それから、二点目の待遇の問題でございますが、五十年度に向けまして委託しております、受託者でございます上先生と三回ほどご相談申し上げまして、五十年度としてのあり方、上先生のほうから、黒川議員のほうからご指摘がありましたような、要するにご要望もございましたので、基本的な賃金も上げてございます。それから、一年間の取り扱いにつきましては、従来休み等ございますので十カ月という一応通所訓練の、要するに通所訓練を施す月数十カ月というふうな計算でございましたけれども、十一カ月という取り扱いでございます。それから、一日の時間の取り扱いでございますが、従来六時間であったものを七時間としております。それから、備品費とか通所訓練の指導の幼児費等につきましてもご相談の上でご要望に応ずる措置をとっておるわけでございます。

それから、四番目の専属のバスでございますが、これまだ、ほとんどきまっておるようなことなんですが、宝くじ協会のほうから福祉バスが大体一月ごろ来るということになっておるんですが、宝くじ協会のほうから福祉バス一台の寄付がございます。これはマイクロバスでございます。それが一月の何日ころ来るかまだはっきりしないんですが、いずれ、もうじきですね、寄付するという文書が来ようと思います。来ることになっております。それが来る予定になっておりまして、それで、いろいろな燃料費とか、それからいろんな備品費とか計上して、補正では用意してございます。それがまいりますと、いま使っているバスか、その宝くじのバスかどちらかを通所訓練施設に組み入れて専門的に使っていただくというふうなことで、ご要望に応じた、通所訓練施設のほうに、要望に応じた運行にいたしていきたいというふうな計画でおります。

○議長（大下　博君）　黒川重憲君。

○八　番（黒川重憲君）　全部満足できる回答でございましたので、以上で終わらせていただきたいと思います。（「うまいぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　これをもって通告質問を終わります。

次に、吉冨繁枝君の関連質問を許します。

○二十六番（吉冨繁枝君）　一点だけ質問します。

希望の家に、私は用事があって行ってみたんですけれども、上さんはこういうことを言っているんですね。希望の家を開くときに市の職員化をということも話しを受けたけれども、自信がなかったので委託にしましたと。いま一番問題は、あれが毎日開園しているんじゃないんですね。隔日になっているんじゃないですか。月、水、金とか。その休んだ日について月給がもらえないために、たとえば一時間五百円払おうとも五百五十円払おうとも若いおじょうさんを雇っておくと一日おきに給料が無給になってしまうんですね。そういう、非常に人一人雇うのに困ると、こういうことだったですが、それを一つ、そのことだけ。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に対して答弁。

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　先ほどいいました。三度ほど上先生とは私とそれから児童課長とでご相談、ご協議を申し上げております。先生からは、確かに従来、通所訓練に通っております児童の父兄とそれから他の父兄との関連で保母さんをお願いしてきたわけですが、そこで、学卒者といいますか、大学ですか、卒業の方をお願いしておきたい。そういう方の待遇については、確かにいろいろと上先生からご要望がございました。そういうことで、一年の取り扱いを十カ月を十一カ月とか、それから一日を六時間を七時間にしたというふうな取り扱いで一応お話し合いは、先生とは一応一致したわけでございます。

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　わかりました。

○議長（大下　博君）　これをもって十三の一、精神薄弱者（児）に対する対策を問うに関する質問を終わります。

次に、十四の一家庭の雑排水処理の問題についての通告質問者、林重義君の質問を許します。

（九番議員登壇）

○九番（林　重義君）　私は、家庭雑排水処理についてとしまして質問をいたします。

日野市の人口も急激な発展と人口増に伴ないまして、住宅が無秩序に建設され一段と町のスプロール化が濃くなっております。また、議会にても下水道の問題についてもだいぶ論議がありましたように、この問題も市の態勢としていつということでなく、見通しも計画だけの形のように見受けられます。先に市として、町をきれいにし環境を守るためにも各家庭の吸込み排水施設の汚水処理に汲み上げ処置料として二分の一の補助金を

支給し、本年度当初予算に六百十九万円を計上して汚水に困られている家庭の救済を行なっておるようです。

そのような現状からいって、私は、現在その点についてどのように扱いをされているか、また、現在まで市内何戸ぐらいの申し込み該当者があったか、取り扱い量と補助金額について見込み戸数並びに場所が明らかになったと思いますので、市としてその点についていろんな問題があると思いますが、建設的な考えがあるか、今後の対策についてどうお考えかということをまとめてお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ、林重義君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　ただいま林議員から家庭雑排水の処理問題につきましてご質問がございました。この問題につきましては昨年からいろいろと調査をいたしまして、本年の四月から実施に踏み切ったわけでございます。

当初、私どものほうでは五百件ぐらいあるだろうと、こういうことで申し込みを取ったわけでございます。ところが、当初二回ほど広報でＰＲをいたしまして申し込みを受けたわけでございますけれども、非常に少なくて驚いたことでございまして申し込み数が現在百三十二件でございます。それから汲み取り量でございますけれども月平均二万六百六キロと、こういうことになっております。で、補助金額は、これの総額、一リッターに対して二円でございますので、月平均四万一千二百十六円、これの半額、二万六百円、月に。これが市の補助でございます。大体、一日当たりバキューム車半分ぐらいが量でございます。月平均ですから十二・五件ぐらいが現在の状況でございます。

場所につきましては、日野市全体にわたっておりますけれども、特に、この吸い込みの多い所は、落川一四三一から一五二五、これが十九ございます。それから神鋼電機の近く、これが九件、それから、つくしんぼ上台四二〇番地から五〇〇番地、ここに二十ほどございます。その他各地域にわたってずっと並んで入っておりますけれども、これらの今後の処理といたしましてはこの吸い込み地区を図面に落としまして、私どもは建設部のほうに、ぜひこれらを解消するための側溝を急いでいただきたい、こういう要望を出しております。随時、大きな所から側溝をつけていただくような方策によりまして、これらの解消につとめたい、このように考えております。

以上です。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　私は、このような質問をしますのも、やはり実質的に現在の補助金が多いか少ないかということでございますけれど、聞いてみますと、やはり、この吸い

込みの処理についてはうわ水だけを取っていかれるんだということでございまして、下のほうのおそみというか、実質的には底の部分を解消しなければ水は引かないような関係があるんだということを、何かちょっと聞きますので、そういうことからいってもせっかく補助を出されるについては、確かに毎月上澄だけでしたらたちまち一ぱいになってしまいまして、それについてはやはり補助金の二分の一についても、やはりお母さん方に、家庭の主婦にいわせれば金が出るんだという観念がだいぶ現在の世相では強いようにお聞きするんですけれど、そのような考えからいっても、業者の方も、やはり日野地区の川南地区、川北地区というような形で、二業者をきめられて、そのほうに申し込んで処理されておられるというふうなお話しでございます。

そういうことから、やはりせっかくの補助が、当初の処理としましたら確かに底をさらっていただかなければ何にもならないという形で、たちまち水が一ぱいになってしまうという現状なので、そういうことは何とかできないものかというような声がございます。それに、部長のいまのお話しでは、大体そういう、そのような場所がわかりましたので、絵図上に落として今後の市の行政をしたいというお話しでございますので、そういう点はけっこうだと思いますが、そういうことからいって、今後の問題として、処理の方法を代えてもせっかくの補助を有効に生かしていただけるかいただけないかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　お答えいたします。

確かに、この汚泥を取るということが望まれておるわけでございますけれども、ご案内のとおり汚泥まで吸い込みますというと吸い込むポンプ車が非常に破損するわけでございます。しかも、その汚泥を取った、その汚泥をどのようにして処分するか、これが非常に問題になるわけでございまして、現在、処理場の中にその排水を入れているわけでございますが、汚泥を入れますというともはや処理場の機能が破損してしまうと、こういうことで、現在の状態では汚泥まで取るということは不可能であるとこういうことでございます。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　汚泥の処理ということになりますと、確かに排水に困っておられるような家庭については、四十坪五十坪というふうな形で宅地も狭いし、現在はどちらの家庭でもそのほかに堀る所がないんだというふうな形の家庭じゃないかと私は思います。そういうことからいっても、やはりその何ていうか吸い込みの穴ですか、穴を何とか処理しなければ、さもなければやはり部長の言われるようにU字溝なり管なりをいけて、早くいけていただくということより方法がないんじゃないかというふうに考えますが、そのようなことからいってもやはり補助姿勢については、その穴の維持というか、水だけの補助じゃなくして家庭の申し込みによって、戸数にいいましてもこれは何軒でもないんじゃないかと思いますけれど、そうするとやはり税の公平化からいってもまずいと言われればそれまでじゃないかと思いますけれども、やはり一番困っているという方が、日野の現状で、いつ下水ができるんだというふうな形なもので、そういう点からいっても補助態勢を、いま少しその整備というか、穴の整備ということにも多少なりやられる方については出していただけたらと思うんですが、そういう点の今後の問題としてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　じゃ、部長のご発言によれば、現在では水を汲み取るより方法はないんだということなので私もそれ以上は申し上げませんけれども、ともかくそのような現状にあって側溝をつけるといっても、管をいけるといっても、前段にも申し上げましたように、下水道はいつできることやら、区画整理も現在の状態では頓座しているというような形の情勢の中でよりよきそのような、言われるような下水溝なり何なりを、個所もわかりましたことだし、順次年次計画なりその他の方法によって即時町をきれいにする、やはりその堀り込みのある場所については、私たちも歩いてみますれば入梅どきあたりになりますと、確かに臭いがします。そのような形をなくしてこそ市長の言うようなきれいな、環境のいい町だということになるんじゃないかと私は考えます。（「緑と清流」と呼ぶ者あり）

そういう見地からいっても、今後そういうふうな、方法論でございますが、即刻に、一カ所でもいいから次々と解決していくということを意見として申し上げまして終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって十四の一、家庭の雑排水の処理の問題に関する質問を終わります。

次に、十四の二、旧平山小学校跡地についての通告質問者、林重義君の質問を許します。

○九番（林　重義君）　平山小学校跡地についてということについてご質問をいたします。時間もいろんな問題でありますので簡単にご質問したいと思います。

この問題については昨年九月、私も議会で質問をいたしました。この土地は昭和四十七年ごろより京王電鉄が平山城址公園駅の移転候補地として、以来私有地を含め附近関係地主との話し合いが行なわれておるように思います。私も、先の質問のときに、市はその後の問題について一回はそれ以前の問題として企画課によって市長さんもお出になられて話し合いを持たれたようですが、そのときの質問については、地域住民とも十分意見を伺ったりご説明も申し上げなければならない、今後改めて検討の上ご相談申し上げたい。というような意味のご発言をなさっておるようです。その後、市から何の説明も話し合いも持たれておりませんので、たまたま数日前に、市有財産の跡地について平山城址公園駅候補地という大きな看板が立ちましたので、私も驚いたようなわけでございます。そのような簡単な考えですが、説明もおわかりだと思いますので、二、三その点についてご質問をいたしたいと思います。

よくわかりませんので最初に三点ばかりお聞きして、その答弁内容によってまたご質問をしたいと思います。

現在、市有地の売買が、京王電鉄となされたかなされないかと、なされましたとしたら一坪単価は幾らで総金額が幾らぐらいになられたかということです。

二点目は、京王平山城址公園駅の新駅の駅舎、周辺の配置駅の規模とか構造を、市のほうに京王側が示されてありましたらご説明を願いたいと思います。

その次が、周辺の市道のとりつけとか、排水路の整備でございますが、あの周辺には市道もあり、やはりよごれたきたない排水路もございます。そのような問題の所でございますので、そういうふうな整備の点についてどのようなお考えを持っておられるかということ。

次に、第四点目に、その当時の六月議会のときには市としても処分後についてはかくかくのそれに代わるべき代地を、代地と言っては問題になりますが、代わるべきものを平山地区に確保していただくというような、したいというご説明がございました。その点について、買ってるんでしたら　その個所がいつごろまでに使用できるかという状態、それだけまず質問いたしたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に関して関連質問者があれば挙手を願います。

（関連質問者挙手）

それでは、ただいまの林重義君の質問について答弁を願います。

す。収入役。

○前総務部長（杉本好次郎君）　責任者の関係から一点目の問題についてお答えいたします。

京王との取り引きをいたしました。それで、単価といたしましては平米当り十万三千九百五十一円でございますので坪単価に直しますと三十四万三千六百四十三円、合計、処分いたしました金額は四億一万四千二百円でございます。すでに契約も取り交し、お金のほうもちょうだいしてあります。（九番議員「四億幾らですか」と呼ぶ）四億一万四千二百円です。

○議長（大下　博君）　そのほかの答弁について、企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは、第二点の問題についてお答えをいたしたいと思いますけれども、ご質問の内容は新駅の、いわゆる規模あるいは構造が京王側から示されているかということでございますが、まだ具体的には私どもに示されておりません。ただ大ざっぱには橋上駅舎であるということは間違いございません。橋上駅舎になりまして、いわゆる浅川方面からお通いの市民もスムースに入れる、あるいは南側のほうから従来の方もスムースに入れる、こういうことで橋上駅舎の考え方で京王側はいるようでございます。しかしながら、その点はまだ私どものほうにまいっておらないという状況でございます。

それから、三点目の問題は、これは建設部との関連もございますけれども、具体的に駅舎の構造等はまだ、いま申し上げましたようにきまっておりません関係で、ご心配のような確かに雑排水の問題等も十分考えなきゃなりません。私どももその点は建設部とも打ち合わせをもちろんしなきゃなりませんが、考慮してまいりたいと思っております。

それから、四点目の問題でございますけれども、ただいま市有地のおよそ千二百坪弱の問題につきましては収入役からお答えをいたしましたが、その代わるべき土地の問題でございますが、三百七十坪の用地の買収が完了いたしております。これは確か代金も支払い済みと思っておりますけれども、これは現時点の旧平山小学校跡地の、質問者もよくご存じかと思いますけれども、東北に当たりましょうか、二・二・六が貫通する予定の西側部分でございます。非常に説明まずうございますけれども三百七十坪の確保をいたしてございます。あとは予定といたしましては五百、およそ五坪の用地の確保をする予定でございます。これはまだ契約の域に至っておりませんけれども、確実に五百五坪の購入いたす予定でございます。それが市有地として買収する予定の面積でございます。

そのほかに、旧平山小学校跡地には建設部の材料置場がございます。この材料置場に困ります関係から他の場所に、面積はちょっと忘れましたが、四百何坪かになると思いますけれど

も、これは京王側のほうから無償でお借りをするという予定になっております。

そういうことで、土地問題については以上申し上げたとおりでございます。

なお、三百七十坪の、いわゆる平山地区の遊び場といいますか、それは確保いたしましたけれども、まだ遊べる状態ではございません。しかしながら、現在の跡地がまだ使えないわけでほございませんので当分の間は、平山地区の皆さま方に駅舎の工事に入るまではそこをお使いいただくという約束ごとになっております。いよいよ工事に入って、あの広場が使えないという状態になりますれば三百七十坪のほうに一つ、遊び場を確保いたしたい。もちろん五十年度で何かの手を打たなければならない。こういうふうに考えておるわけでございます。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　いろいろ部長から、企画部長からご説明っていうか、回答ありましたが、一点だけ、三百七十坪の用地が完了したということですが一般財源で買われたんでしょうか、ほかのところからか、その点だけ一点お願いいたしたいと思います。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えいたします。

三百七十坪の資金的な手当ては一応基金から手当てをいたしまして購入をいたしました。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　私は、ただいま、現在市有地を売却したというお答えのようですが、一点目の。その次の駅舎と駅の周辺の配置の問題はこれからの問題だということのようです。処分後の広場については、やはり九月議会にご回答なされたような結果のようですがそれについても、私は、駅というものはやはり日野市のうちでも重要なるポイントの所じゃないかと思います。そういうことからいって、京王が確かに駅をつくるということは平山の造成地のときに駅をつくってくれという市側の要請もあったということをお聞きしていますがそういうことからいって、やはり、あそこがいいか悪いかということはもう問題はしませんが住民がたくさん集まり、そして地域としても中心的な役割りをするということは、おわかりだと思います。そういう所についてはやはりどなたも安易に、安全をもってその駅に入れなきゃならない、駅に行くような場所であってほしいというのが、これは最大の理論じゃないかと思います。

そういうことからいっても、この平山駅の問題についてはいま部長はその後に市の協定といっては問題がありますが、市と京王電鉄との話し合いをその後に、これから行なうんだという回答のようです。私も都市計画課でいろいろ聞いてまいったんですけど、千二百坪といいますと普通ですと開発行為というか、そういう形がとられるんじゃないかと解釈したもので、駅広とかそういう問題については開発行為の問題と、区画整理上には含まれる行為と、それともう一点は、道路指定等によって行なわれる行為があるのだというお話しでございます。そういうことからいきますと、平山駅の点については道路の指定ということで駅の広場、駅広あたりも開発されるんじゃないかど、私の不勉強でよくわかりませんけれども間違っておりましたらご了解願いたいと思うんですが、そういうふうな形じゃないかと私も解釈しております。

そういうことからいって、これからだと言われてしまえばおしまいなんですが、一応売却後に話し合いを持つということと、市の売ってしまった後に、売る前にやはりいろいろと出ます周辺の問題あたりを解決する方法とどちらが有利かといえば、売る以前の問題として解決されたほうが有利じゃないかというふうに私も考えております。

そういうことからいって、確かにその駅指定ということについては、まだまだ住民の方々も二、三京王との話し合いが終わらないという現況のようです。そのときに市が先に売られて、売却されてその方に多少なりともしわ寄せがいくというような形があった場合にはどうお考えかということを一点、お聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　ただいまのご質問でございますが、ただいま林議員が、二、三のまだ折衝が済まない方もいらっしゃるというようなご発言でございます。現時点の詳細は私どもよく承知いたしておりませんけれども、日時は、私、忘れましたけれども、そういうことで私も非常に心配をいたしまして、実はその関係者、はっきり申し上げますといま二名ではないかという判断をいたしておりますけれども、お二人さんのいらっしゃる所に、日時は忘れましたが京王側と私、同席いたしたことがございます。

まず、そのお二人の方のご意見では、市はそのおよそ千二百坪の土地を売るのか売らないのかということをお聞きしたいんだということだったわけでございます。京王のほうといたしまして、市側といたしましては京王に譲渡するという約束になっておりますというふうに申し上げても、京王側がそういうことを言うんでは信用できないということで、ぜひ市のほうからということで、私は、夜分平山にまいりましてその地主さんとお話し合いをいたしました。それでお二方の疑問の、いわゆる日野市が売るか売らないかということについては、確かに日野市といたしましては千二百坪につきましては譲渡いたしますと、こういうことをはっきりその席で申し上げまして、そのお二方もはっきりと納得されたと思うわけでございます。それによりまして京王とお二人の方と、いま折衝を進めていることだろうと

と思うんですけれども進行状況は私は承知いたしておりません。しかし、そういう経過があったということでございます。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　それでは、また二、三質問をしたいと思いますが、いわゆる地主との関係はそういうふうな形で了承をしたんだという解釈の下に、市有地を売却をしたということのようですが、何といいますか、やはり京王では内密には駅広の問題についても指示はされているんだということのようです。それについて、これからの問題として市は各課の調整というかそういう話しもして付近の市民の方々が使いよい、迷惑のかからないような駅にしたいんだという、私は解釈するんですけれど、その点をこれから各課の調整をやって、それについてもやはり開発行為の問題については、やはり各課の担当の関係各課を網羅して、やはり調整されているようにもお聞きするのであります。

そういうことからいって、やはりそういう点についてはやはり付近住民の意思というか、住民の了解をもってきなさい、簡単に言うならばそういうふうな問題として取り扱って、そこでやはり開発行為の問題については行なっておられるように思いますので、そういうことからいっても、やはりたとえ開発行為にかからぬ、確かに公共施設の問題、片方には市民の方々も駅はいってきるんだ、早くつくってほしいというお話しもあるとの利便につながるような方針をやっていきたいというお答えで了承いたします。やはり、都市計画の面からもやはりいろいろと関係の部課の意見なりご要望なりがあると思いますが、善処をお願いいたしたいと思います。

もう一点だけお聞きします。

替地の点については今後の、これからの問題として一個所は決定して、その場所についてはこちらが行なった時点について即時使えるように方法としてやっていただくということのご了承でいいということですけれど、その点については了承いたします。

財産関係の点について、ちょっと要望でもよろしいんですけど、これは簡単にいいますと、京王からは現金で受け取りまして、それで代地の面については基金というか、簡単にいいますと、借金によって、それで買ってその使用するんだというお話しでございます。お答えのようですけれど、同時に取引きしたということでなくして、一応は市の財産の構成上によって片方は現金で受け取りまして片方は市の予算上のワクの内で、基金で扱ったという点だと思いますけれど、逆に言いますとね、部長、財産の普通の民間っていうか、個人的の取引きになりますと代地の部分については即時さっ引かれまして残った残金だけいただくというようなことなんですよね。簡単にいいますとね、市の場合には、予算上のワク内においていただくものはいただきまして後の土地は予算上のワクにあります基金により買ったということの解釈だと思うんですけど間違いないでしょうか。よくその点がわからんもんでご説明願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えいたします。

先ほど三百七十坪のいわゆる代地につきましては基金で手当てをいたしましたとお答えをいたしました。基金は借金ではございません。土地開発条例に基づきまして、毎年各宅造会社等から寄付をいただきましたお金がございます。これを積み立てておいたお金でございます。その金をもって三百七十坪の購入をいたしたということでございまして、千二百坪のお金につきましては京王側からいただきまして、三百七十坪は確か若干遅れたと思いますけれども、これは京王不動産の関係の土地、会社関係からさっ引き勘定をしなかったということでございます。そういうことで千二百坪はキャッシュでもちろんいただきました。三百七十坪は別に払ったという形でございます。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　はい、わかりました。

それでは、大体私の質問についてお答えがありましたんで、それについてはやはり今後の問題として駅付近住民の方とも話し合いを持つという、私はそういうふうなことについても、やはりいままで九月からこのへんまで、この時点まで相当の月日

がたったときに、やはり市の財源的なものを処理するということについては三月の予算上できめられておりますので問題ないと思いますけれども、やはり付近住民の方々としては、どういうふうになるんだと、どんなふうになるんだろうというようなことですね、形、部長のお話しでは、駅舎の話しも出ていないということでございますけれど、駅舎の問題については大体京王が示された絵図というか、そういうものもございますけれど、そういうふうなことで、これから説明をされるということでございますけれども、説明をして下さると、何かそういう点についてやはりいろんな市に要望なり、問題点を提示した方々には親切丁寧にいろんな小さな問題でも受けて立って処理されていて、やはり周りの方々が、やはり市を信頼して何も言ってこないという場合については、このような駅という重大問題に対して何にも音さたがないという、確かに市は関係ないといえば関係ないことですけれども、それではちょっと市の問題点があるんじゃないかと私は思います。

そういう点からいって、いま一回私は市長にお伺いしたいと思いますが。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　輸送業務をサービスとする電鉄会社の駅の建築でありますからして、専門家が十分乗降客の利便をはかってやられるという原則は一応信頼をしてかかってよろしいと思っておりますけど、しかし、公共機関に近い駅舎のことでありますからして、十分その設計上の利便ということにつきましても行政の立場で検討をいたしますし、それから状況によりましては住民の意見も、欠けるところがあればやっぱり取り入れていただく、そういうふうなことでなければならないと、そういう考えで今後も臨みたいとこういうふうに思います。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　市長から、ただいまご発言ありましたが、状況に応じてはというふうなことばがどの辺まで広いんだか狭いんだか、私は解釈っていうか、そういう点で状況が理事者として判断によって、状況が問題がなければいいんだという解釈になるのか、状況を把握して問題が起きないところであっても、やはりご意見を伺うかということの解釈がちょっと私にはわからんのですけれど、その点、いま少しはっきりしていただきたいと思います。

簡単にいいますとね、市がやはりそういう問題が起きたらば確かにこれは市の各課のご意見をまとめて、この駅は確かに平山の駅として狭いながらもやはりあちこちの住民要望によってできたんだと、それについてまだ一、二回市としても積極的に周りの方々のお話しを伺いたいということなのか、それともやはり判断によって行かなくてもいいのかということなんですけ

それを指示してやっていただけるということのようですから、私はその点については了承いたします。

細かく言いますれば、やはり早くから駅がどうなるんだという形が、市が示されないでしたら京王側からでもいいから付近の住民の方々には会を開いていただいて、仮りに、仮定ですけれども、橋上駅という話しになりますとやはり相当高くなります。そうするとやはり駅の北側の住民の方がまた日照権だとか前が見えないとかいうふうな形で、先ほどもだいぶ緑地の問題でありましたように、やはり法律にもきまらない、やはり市民感情というか、そういう形の問題によって、やはりせっかくできる、早くつくって下さいというような駅が、またそこにいって頓座するという形では、やはりその辺が延び延びになっておりますし問題もまた延びてしまうという結果が出るんじゃないかというふうに私は解釈するもんで、そういうことからいっても早く住民の方々の心配をなくしていただくということが必要じゃないかという考えから私は申し上げております。

最後に、私は意見として申し上げたいと思います。

私は市なり理事者の考えがよいと思っても、住民はよく考えられないという事例もあると思います。また、住民の考えが市の計画なり考えに反映できない問題もあると思います。そういうふうな考えの中にあって、一応中央に問題として要望なり何なりをしていただく場所とか市民の方々については反映もし、

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市といたしまして、住民側に立っての利便を考えるということは当然のことですからして、これにつきましては相当判断ができると思っております。縦覧に供するとかあるいは意見を、住民の意見を問うとか、そういう法律的な課題ではないわけでありますけど駅の存続あるいは改築そのものが、これは住民本位にやらなきゃならんということで、かつては駅の存続をはかれという地域の運動がございましたし、設計図をそういう形で住民に示すかということは難しいと思いますけど、都市計画委員会等には見ていただいているんではなかろうかとこう思うわけでございます。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　その点については今後設計図が、会社から現在示されている設計図についてはそのような内容によって市のほうへは示されていると思いますが、その後については土地を売ってしまっても市民の方々は安心しなさいよ、これからは市が、現在市が周りの方々の、住民の意思に添うようにやっていきますということでしたら私はけっこうじゃないかと思います。そういう、市長のお話しをそのような形で私は受けとめたいと思っております。そのような形で、駅のことでしたら都市計画委員会にもかけます交通対策委員会あたりにも

理解もできておられるんじゃないかと、やはりまじめにその間もない、暇もない方々の、市民が、声を十分に吸い取るのが市政というか、革新市政の本領のように私は見ております。そのような考えから市はこれから周辺との、住民の方々との話し合いの場を持って、よりよい駅として、できたからには使いよい駅だ、平山の駅はこちらに改築されてよくなったということが一番いいんじゃないかと思います。地域開発の問題についても、やはりこれには都市計画、市としての都市計画の問題もからむと思います。

そういうことからいって、十分な理事者の考えの下に進んでいきたい。それには住民の、まず住民の方々の積極的に話し合いというか、説明会といってはありますが、市側でもけっこうです、また市側から要請して京王側でもけっこうですからそういうふうな形で話し合いを持っていただいて、それによってその悪いとこは直し、またよりよき駅をつくっていただきたいということを意見として申し上げます。

簡単ですが私の質問を終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって通告質問を終わります。（「終わり」と呼ぶ者あり）

次に、関連質問者がありますので、これを一応やりたいと思います。で、時間延長についておはかりします。

おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

それでは、次に、関連質問者の市川芳太郎君の質問を許します。

○十五番（市川芳太郎君）　旧平山跡地について、学校の跡地についてはいろいろと林議員から質問がありまして、それに答弁も企画財政部長からもございまして、ちょうど私が質問するような件についてご答弁ございました。

私が一点だけお伺いしたいと思いますけれども、先ほど企画財政部長から二名の方の話し合いをもって了解をされたとこのようにも答弁ございましたけれども、ほかの面で一点だけお伺いしたいと思います。

要望にもなると思いますが、あの平山小学校が当時人口増に伴う学童の増加によって校舎の増築、それから校庭の拡張、これについての地域の住民が協力されて増築、校庭の拡張もなされたというふうに私は感じておりますけれども、その二名の、話し合いをしたということは、そういう協力をした方の中に入っての話し合いがなされたのか、その点一点と。

それから、協力、当時された方のこれからあすこが駅の、平山旧小学校の跡地が駅の用地になるということで、先ほど売買

契約がなされたと、いうことになりますと、いま協力した方が生活道路として都道に出る道路が一本しかございませんので、その生活道路なんかもいま市としての考え方があればお伺いしたいと思います。

以上、お伺いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に対して答弁。

企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　第一点のご質問は、二名の方と私が話し合いをしたということとこれは土地についての問題ではありますけれども、これはあくまで個人の土地の問題でございましてその平山小学校跡地の問題との関連ではございません。つまり簡単に申し上げますと私の土地を売るんだが市が売るのか売らないかわからないからそれをお聞きするんだということであって、その跡地との関連はございません。あくまでも私の土地の関係で、市の内容を聞きたいということでおじゃまをしたわけでございます。それでよろしゅうございましょうか。そういうことで第一点の問題お答えをさせていただきます。

それから、第二点の問題は、これはむしろ私どもより建設部長のほうが正しいのかもしれませんが、考え方としましては、下の街道から確か九メーターだと思いましたが、歩道を二メーター取り有効幅員が確か七メートルだと思っておりますが、そこでとりあえず京王側と話し、もちろんあすこに市道があるわけでございますから、築造後はまず第一回目といたしましてはいわゆるいまの地区センターの入口のところまでは市にまず移管をしますということになっているわけです。ただ、広場については少しお待ちをいただきたいということなんでございます。

それで、そうなりますと問題は、あすこに広場に接触いたします人家が確か二軒ないし三軒になろうかと思います。これは東側になりますね、広場の東側になりますけれども、この方とは、京王とご当人と契約をさせましてそこを通らせるということになっております。そういうことでそのご心配はまずないだろうと判断をいたしております。よろしいでしょうか。

○議長（大下　博君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　市長にちょっと要望しておきますけれども、京王線の北側でございますけれども、そこの住民が先ほど申し上げました都道への生活道路がいまの京王側の駅舎の計画ですと、それが崩されるようにも思われますので、住民と、市長、住民参加が市政と、また住民対話だとこういうことでありますので、今後この地域の方々と十分な話し合いをしていただきたい。このように要望いたしまして終わります。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　議事進行について、林重義君。
○九番（林　重義君）　ただいま私の質問について部長は、道路その他の面についてはこれからの、今後の問題として市の各課との話し合いをもって進んでいきますという回答をされておりまして、いま市川議員の質問に対しては市道に返還するというような回答をされておるようですけど、その点のご回答を願います。
○議長（大下　博君）　じゃ、改めて、企画財政部長、整理をして答弁を願います。（「時間延長」と呼ぶ者あり）時間延長は先ほどいたしました。（「答弁の内容が市川さんのほうが詳しいということよ」「休憩」「会派によって答弁違うか」と呼ぶ者あり）
○企画財政部長（加藤一男君）　議長、お答えいたします。
第三点の、林議員の第三点のご質問の関係ですけれども、けっして私どもが別に質問者によって差別をしてお答えをしているつもりは毛頭ございません。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）（笑声）その点は一つご了解をいただきたいと思います。
林議員のご質問は道路の問題、排水の問題そういうすべての問題でご質問が大きくあったように私、承知いたしましたものですからそういうふうにお答えをさせていただきましたが、市川議員のほうは、特にその道路問題ということにしぼってありましたものですからそういうふうに答えさせていただきました。
もちろん、下の街道からの、いまの地区センターの所までの部分については市道があるわけです、現時点で。それは当然私どものほうの関係になります。あとの部分につきましては京王側でいま買収いたしました。その合わせたものを市に移管することは、いま話し合いの中で了解点に達しているわけでございます。ただ、これは会社の内容、よくわかりませんけれども、あとのいわゆる広場と申しますか、ロータリーというか、そこの場所については若干待ってほしいと、待ちますと、いまお話し申し上げましたように、あすこに東側の住家が二、三軒あるということでそれは困るんだということで、特にその方と京王と話しをさせまして契約書を取りかわせと、そういうことでこの二軒に対しては優先的にそれを使用するということで一つ話しを進めて下さいと。京王側もご本人もそれでご納得をいただいたはずなんでございます。その書類は、私見ておりませんけれども、そういう指導という形でございますが、進め方をいたしたつもりでございます。
○議長（大下　博君）　林重義君。
○九番（林　重義君）　道路という解釈のもとに回答されたということでございますけれど（「質問再開か」と呼ぶ者あり）何ていいますか、調停その他については今後の問題として市の各課の話し合いをもってよい駅をつくっていくという回答をされているわけですよ。その点については私も市道の取りつけということも入っているわけです。そのときにはそういうふうなことですから私も質問はしませんでした。それに対して市川議員の質問に対しては内容まで触れた回答をされているということがおかしいんじゃないかと私は言っているわけです。見解の相違かもしれませんけれども。（「やり直し」と呼ぶ者あり）
○議長（大下　博君）　議長として、いま林議員が意見を出されましたけれども、ただいまの企画財政部長の補足といいますか、誤解のある点を答弁したわけですけれどもこれで了解できたでしょうか。（「了解」「反対」「本人がしてないんだからやり直しだ」「休憩」「時間がないよ」と呼ぶ者あり）
○助役（前川恒雄君）　ただいまの企画財政部長の答弁につきまして、質問者の林議員からご意見があるわけでございますが、これにつきまして確かにお二人の、林議員、市川議員お二人の質問の内容が必ずしもぴったりと一致しないもんですから企画財政部長はあのように答えたわけでございます。この点につきまして多少お気持にさわった点があることは、私重々おわびいたしますので、ここで納めいただければたいへん幸いだと思うんですが。（「異議なし」「了解しなさい」と呼ぶ者あり）（笑声）
○議長（大下　博君）　それでは、いま助役から申し上げましたようなことで了解いただきたいというふうに思います。
議長も改めて理事者のほうに申し入れておきます。
本日の日程は終わりました。本日はこれにて散会いたします。
午後六時四分散会

十二月十八日　水曜日　（第六日）

昭和四十九年
第四回定例会

日野市議会会議録

第五十一号

十二月十八日水曜日（第六日）

出席議員（二十九名）

二番	滝瀬敏朗君	十七番	清水芳雄君
三番	奥住芳雄君	十八番	杉山寅三郎君
四番	正国大治君	十九番	高橋通夫君
五番	鈴木美奈子君	二十番	佐々木昭雄君
六番	橘祐子君	二十一番	大柄保君
七番	板垣正男君	二十二番	大下博君
八番	黒川重憲君	二十三番	本間久君
九番	林重義君	二十四番	一ノ瀬隆君
十番	谷栄吉君	二十五番	日野源作君
十一番	剣持佐吉君	二十六番	吉冨繁枝君
十二番	石坂勝雄君	二十七番	三浦重春君
十三番	竹ノ上武俊君	二十八番	飯山茂君
十四番	米沢照男君	二十九番	島村孝志君
十五番	市川芳太郎君	三十番	名古屋史郎君
十六番	秦正一君		

欠席議員（一名）

一番　滝瀬政吉君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君
助役	前川恒雄君
収入役	杉本好次郎君
企画財政部長	加藤一男君
総務部長	松村清栄君
市民部長	谷多喜知君
生活環境部長	加藤一郎君
建設部長	篠崎美雄君
都市整備部長	中島武男君
福祉部長	赤松行雄君
教育長	倉又秀作君
水道部長	成井正夫君
病院事務長	遠藤政之君
秘書課長	小山哲夫君
体育課長	長谷川暢男君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君
書記	朝倉敏夫君
書記	鈴木晴彦君

速記委託　住所　立川市曙町一ノ十ノ三
立川速記者養成所々長　関根雪峰

速記者　長岡裕子君

書記樫村正男君

議事日程

一、一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一、

昭和四十九年十二月十八日（水）
午後一時開議

○議長（大下　博君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十八名であります。

一般質問を続けます。十五の一財政危機打開と市民要求実現をめざす新財源の確保についての通告質問者米沢照男君の質問を許します。

（十四番議員登壇）

○十四番（米沢照男君）　財政危機打開と市民要求実現をめざす新財源の確保について質問をいたします。

共産党市議団はこれまでにも財政問題については取りわけ重視をして一般質問でも取り上げてまいりました。昨年の九月議会では、革新市政における新しい財源の確保について、また市財政を圧迫する超過負担の解消について質問をしてまいりました。さらに十二月議会では物価高騰による市行財政の実態と施策について、そして今年の九月議会では地方財政の危機について、それぞれ革新市政を力強く前進させていくための財政計画を確立する必要がある。こういう立場から質問してまいりました。いまここで強調するまでもなく、地方財政の危機が叫ばれています。市民の期待と要求にこたえて民主的な施策を前進させていく上できわめて大きな障害に突き当たっております。この現実を踏まえて現行制度のもとで地方自治を守り、市民の利益を守る立場から最大限可能な施策の実現を目指すことは革新市政当局の当然の任務であると考えております。革新市政に大きな期待を寄せる市民の諸要求を前にして、市財政の実態を明らかにしていく、そして同時に市独自の財源政策を打ち出していくことはとりわけ重要な課題になっていると思います。

新たな財源として市民税の法人、固定資産税の法人分の税率を制限税率一ぱいまで引き上げる積極的な検討をすべき時期にきていると考えております。そこで幾つか質問をいたします。

一つは企業の資本金別の数、とりあえず一億円以上五億円未満の企業が何社あるか、そして五億円以上十億円未満の企業が何社あるか、さらに十億円以上の企業が何社あるのか、この実数をお聞きしたいと思います。

二点目は資本金一億円以上の企業に対して、市民税の法人分、固定資産税の法人分を制限税率一ぱいまで課税した場合に新しい財源としてどのくらい税収入を見込むことができるのか。

三点目として昨年九月に一般質問をした際に、市当局としては実施可能なものであるなら実施に踏み切るべきだと考えている。課税できるかできないか今後検討して結論を出したいという答弁をされております。すでに一年以上経過をしておりますが、この間にどのような具体的な検討がされてきたのか。

以上三点について御質問をいたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（大下　博君）　それでは米沢照男君の質問に関して答弁を願います。市民部長。

○市民部長（谷　多喜知君）　お答えいたします。ただいま米沢議員から法人税の資本金別の数を、ということでございますが、ただいま私の手元に調べたものは、ちょっとご質問の趣旨と多少違う数字でとらえておりますので、その点一つご了解願いたいと思います。なおどうしても必要があればまたすぐ再調査いたしましてご報告申し上げたいと思います。

五億円以下のものと、五億円以上十億円未満のもの、十億円以上のものというふうな基準にしましたもので、一応申し上げますと五億円未満の法人につきましては全部で千六十五社、九五・九%、それから五億円以上十億円未満のものが六社、〇・五%、それから十億円以上のものが四十社、三・六%というような数字になっております。

それから次に、この超過税率を用いた場合の法人の財源がどのくらいになるかというご質問でございますが、総額から申しますと大体一億円程度のものが算定されております。これは本年の三月と九月の決算の実績に基づいて算定したものでございます。もちろんこの数字はその年の企業実績によりまして、今年のような不況の財政でもございますので数字的には相当の違いも出てくると思いますけれども、この時点の調査では一億円程度の、これは法人税割でございますけれども、財源が確保されるというようなことでございます。

それから次の固定資産税の場合でございますが……（「休憩するか……」「反対」と呼ぶ者あり）（「早くしろ」「休憩三人反対一人で休憩だ」と呼ぶ者あり）（笑声）……大分時間をおかけしまして申しわけございません。法人の固定資産税のほうにつきましては大体三億七千万円程度となろうかと思います。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　三点目についてお答え申し上げます。

一年間にどのような検討をしたかというご質問でございますが、一応いま市民部長がお答えしましたような数字をはじき出すことが一つと、それからこの前提になります限度額一ばいに課税するし方でございますが、資本金と関係なくすべての企業に限度額一ばいに課税するべきかあるいは段階をつくるべきかというような問題もございまして、これにつきまして他市で行なわれております。少数の例ではございますが、これらを調査したり、あるいはそれらの市の条例を取り寄せまして検討いたしました。

それからまた私ども理事者としましても市長会などに、市長のほうからこのことについて市長会として検討したらどうかというような提案をしております。ただ市長会としましてはいまのところ事務所事業所税につきましては要望書を出したりしておりますが、このご質問の法人市民税につきましては新しい税ではなくて、税率の改定でございますので原則的には各市単独でやることでございますので、市長会としてまとまって何かをするというふうにはいっておりません。大体そういったことでございますが私どもとしましては、他市でどのようなことを現在行なっているか、まだ三多摩でやっているところはございませんが、今後どのようにやろうとしているのかというようなことを十分他市と連絡をとりつつ決定したいと考えているわけでございます。

○議長（大下　博君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　昨年の九月議会で実施できるものなら実施に踏み切るべきだと考えている。課税できるができないか今後検討して結論を出したいという答弁からすると、すでに一年以上経過している。ただいまの答弁ではたいへん不満であります。すでにご存じのように新聞紙上でも報道されておりますけれども、全国六百二十四市のうちの二百九十五市がすでに法人市民税については制限税率の一四・五%を徴収しております。決して一部少数の自治体ではございません。確かに固定資産税の法人分はこれと同じようなやり方で課税徴収していくということは同時に実施していけるかどうか、これは検討の余地はあるかと思いますけれども少なくとも法人市民税については大勢が地方財政危機にさらされている中で、独自の財源として法人市民税の引き上げを行なっているのが現状であります。ましてや、日野市の場合はこれまでも多く強調されてきておりますように一般的にいわれている地方財政の危機の上に、人口急増に伴い公共施設の建設が否応なしに緊急な課題になっている。これに対して一般財源から相当額つぎ込まなければ、この市民要求にこたえられない、そういう切羽詰まった財政事情にあると思うんです。いま来年度予算編成に向けてそれぞれの事務当局が準備を進めておりますけれども、来年度の一般会計予算規模としては百二十億くらいで、そのうち新規の事業に使える財源としては五億から六億だろうというふうにいわれております。それだけに市当局独自の努力が必要ではないかというふうに考えております。

もう一度ご質問をいたしますけれども、先ほどの答弁では市民税の法人分についてはざっと一億円だと、資本金一億円以上の企業に制限税率一ばいまで課税した場合にはざっと一億円だというふうにご答弁がありました。固定資産税については三億七千万円、両方合わせて四億七千万。事前に私は事務当局にお願いして積算してもらった数値によりますと、合わせて四億九千万というふうに承知をいたしております。なお細かい資本金別の資料が手元にございませんので質問したわけですが、いま

聞くと手元に資料がないということでございますから細かな点は抜きにして、いまの市財政の実態から、そして市民の諸要求が来年度の予算に向けて集中してきている。いろいろある要求の中では急いで解決をしてやらなければならない切実な要求も多く出されております。しかし先立つものがないということになれば、市長も強調されているように入るをはかって出るを制す、いかにしたら現行法規のもとで独自の財源を生み出すことができるか、ここにかなり突っ込んだ努力をして決して無駄ではないというふうに私は考えております。別な言い方をすれば新財源を市独自で生み出すことができるかどうかがとりもなおさず切実な市民要求にこたえ、市民の期待にこたえるどれだけの施策を前進させていくことができるかどうかにかかっているきわめて重要な問題だというふうに私は考えております。

もう少し積極的な姿勢、態度がとれないものだろうか、私はそういうふうに率直にいまの答弁で感じます。これまでの検討の結果、もしこれを仮に実施する場合にどういう障害が差し当たり考えられるのか、やろうとした場合に実はこういう障害がある。あるいはこういうネックがあるという、そういうことでなかなか踏み切れないんだという点があれば率直に出していただきたいと思います。その上であらためて市当局と討論をしたいというふうに考えております。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　財源確保のために努力することはきわめてわれわれも痛切に考えているところでございまして、超過負担というようなことで国にいろいろ運動を展開してお願いをしてまいっております。やや実績は現われたというふうに考えておるわけであります。次には、「入るをはかる」のほうの税制につきまして可能な徴税を行なうということでございまして、最近近隣市におきましてもあるいは都下の身近な市におきましても、そういった機運が盛り上がっておりまして、われわれも表向きにはどうということは考えておりませんけれども、だんだん機運が熟しつつあるので、いま制限税率一ぱいというふうにいわれておりますけれども経済情勢が金融引締め、あるいは不況ムードというようなことで、かなり状態が懸念される情勢も一方にはあるわけでありまして、今年の三月、九月の決算資料に基づいての計算をしてみると、言われておるような数字がはじき出されてくるわけでございますが、この内容は一億円以上というふうにはいかないと思うのでございまして、五億円あたりを一つの基準にする、したがって五億から十億円、あるいは十億円以上というような形に分けまして、不均一課税というような形をとって、そうしてその実績が、実効がどのように上がってくるだろうかあるいは日野市だけのことじゃありませんので、すでに近隣市もそういうことが検討されておるということでございますから、もう少し情勢を見定めっつそういう方向に踏み切ることが必要であるというふうに考えておるわけでございます。

○議長（大下　博君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　それでは実施する方向でさらに積極的に検討を進めるという、こういう確認でよろしいでしょうか。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　はいそういうふうに考えております。

○議長（大下　博君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　それでは事務当局とちょっと法的な問題でつまり法的な解釈上の問題で意思統一をしておきたいと思います。地方税法第六条一項では「地方団体は公益上その他の事由により課税を不適当とする場合においては課税をしないことができる」さらに二項で「地方団体は公益上その他の事由により必要がある場合においては不均一の課税をすることができる」こういうふうにうたわれております。これに対して自治省の解釈でありますけれども、「地方税法及び同法施行に関する取り扱い」という自治省の解釈によりますと「租税負担の合理化をはかるため非課税規定はこれを最少限度額にとどめているのであるが、地方団体自ら行う課税免除、不均一課税、祖税の減免等についても、その内容について徹底的検討を加え、みだりに流れないように特に留意すること」こういう法解釈をしております。つまり不均一課税は非課税規定の一部であるという解釈をしているわけです。さらに帝国地方行政学会が出している「地方税実務の実際と考え方」では「不均一課税とは特定のものに対して低い税率で課することである。したがって一部のものに対して高い税率によって課税することはできないものである」こういう解説をしております。

そこで、多くの自治体が大企業に対して不均一に高く課税するのではなくて税率を上限税率一ぱいまで引き上げて、そうして中小企業その他に不均一に軽減をはかる。こういう積極的な運用をやって自治体の独自性を発揮しているわけです。こういうことでこれまで不均一課税は禁止をされているかのごとく言われてきましたけれども、実際にはいま申し上げた法解釈、その運用ということで、その気になれば自治体独自で制限税率一ぱいまでの課税をすることができるのです。

「実施することができる」、こういうふうに確認してよろしいかどうか一点お伺いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　制限税率一ぱいに課税することはもちろん可能でございますが、いま前段で米沢さんがおっしゃったことには不均一課税が適法であるかどうかということも

含まれているように思います。これはおっしゃったとおりに、たとえば横浜市における税率改正の場合には、一応一四・五%の制限税率一ぱいに引き上げておいて資本金の少ない企業に対しては特例措置として、それからある額を控除するというような計算のし方をしております。そして一二・五%の現行の税率に据え置く企業と中間に五億円以上十億円未満の資本金の法人の場合には一三・三%にするというような三段階の方法をとっております。横浜市においてこのようなやり方でやっておりますし、それがまた他市にも波及しておりますので、こういう一応制限税率一ぱいにしておいて特例で軽減するというようなことは絶対にできないことではないと思います。ただいわゆる不均一な税率をつくるということは非常に問題が生じてくるのじゃないかと思います。そこで横浜市などは一見苦しいやり方をやったのじゃないかと考えております。

○議長（大下　博君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　固定資産税のことでお伺いしたいというふうに思います。固定資産税の税率について地方税法第三百五十条では「固定資産税の標準税率は百分の一・四とする。ただし、標準税率を超える税率で課税する場合においても百分の二・一を超えることができない」つまり百分の二・一までは税率を引き上げることができるというふうに思うのですが、この辺についての解釈ですけれども、その後に同条二項、三項と続いていますが、この条項に対しての事務当局の解釈はどのようなことになっているか、ちょっとこの機会に確認をしておきたいと思います。

○議長（大下　博君）　市民部長。

○市民部長（谷　多喜知君）　その前に税を算出する根拠というものがいわゆる評価額というものを用いておるわけであります。日野市の場合六十坪以下の小宅地の場合の評価額の算定は、自治省から示された評価額の二分の一を用いており、それ以外の土地につきましては全額を用いており、そういうような評価額の基準そのものにもうすでに価格の違いが出てきております。それをそのままこういうような、先ほど米沢議員が申されました超過負担の問題になりますというと、法人とか大きな会社の税負担というものはますます大きくなるという結果が生まれてくるというようなことも、私が勉強がでらにそういうことも聞いております。答弁になっていないかと思いますが……私としてはまだ非常に勉強不十分でございまして申しわけないと思っております。

○議長（大下　博君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　私、お聞きしたかったのはこの地方税の第三百五十条をどう解釈するのか、言いかえればこの法律に基づいてその気になれば百分の二・一までは課税できるという判断でよろしいかどうか。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　固定資産税につきまして私も深く研究しておりませんので、いまの二・一まで課税できるかどうかということはいまの法文だけのことでいえばもちろんそこまで上げられるということで法文がなっております。ただ固定資産税につきまして企業、法人だけでどうするとか、大きな企業だけ税率を上げるとかいうことになりますと、先ほどの市民税とは性格が違いますのではたして妥当かどうかということは非常に大きな問題が出てくると思います。市民税の場合は法人の利益に応じて課税対象額がきまり、それによって課税され税額がきまってくるわけでございますが、固定資産税は時の景気だとかあるいは収益に関係なく一定の固定資産があれば、一定の割合で税をかけるわけでございますので、これをそのような形で制限税率一ぱいまで上げられるかどうかということになりますと、私は法解釈とはまた別に非常にむずかしい問題になってくると思います。市民税とは全く種類の違う問題がここに出てくると考えております。ですから単純に法人であれ、個人であれ固定資産税については二・一まで課すことができるかどうかということになりますと、法の条文どおりということでございましょうけれども、最初に米沢議員のご質問の趣旨に合わせて考えますと、つまり法人、特に大企業に対する固定資産税の限度額一ぱいかけるということになりますと、ほたして妥当であるかということになりますと、いまここで私、単純に申し上げるにはあまりにも重大な問題だと考えております。

○議長（大下　博君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　もう一度質問をいたします。第三百五十条に基づいて、たとえばこういう条例改正ができるかできないか事務当局にお伺いをしたいと思います。

固定資産税を税率で言えば百分の一・四を制限税率一ぱいの百分の二・一に改め、さらに固定資産税の納税義務者のうち個人分及び資本金一億円未満の法人については、固定資産税額より課税標準額に百分の〇・七を乗じた額を控除する。つまり資本金一億円以下の企業そして一般市民の個人、これについては現行どおりの税率という条例の改正に基づけば、先ほどの新財源が生み出せるのではないだろうか、私はこう考えております。これに対してできないというご答弁なら具体的に法律論上ここが問題だというふうにご答弁をいただきたいと思います。できるならできるというふうにご答弁をいただきたい。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　いまの米沢さんのおっしゃいましたご趣旨は、法人市民税における横浜方式の固定資産税についての適用といってもいいと思います。（十四番議員「はい」）これができるかどうかと言われますと、法理論的には確かに市民税の横浜方式と同じでございますので純粋に法理

論的に言ってできないことは言えないと思いますけれども、私が先ほどお答えしましたようにそれがはたして税をかけるたてまえから言って妥当であるかどうかということに関しましては、市民税と違ったたいへん大きな問題点が出てくると私は思います。そこでこれが日野市としてそういう条例改正ができるか、法律論とは別に実際問題としてできるかということになりますと、これは私ども十分検討をさせていただいて、いままでの市民税の研究とまた違う立場の研究を重ねないと、いまここで「できる」あるいは「できない」というご返事はいたしかねます。

○議長（大下　博君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　もう少し突っ込んで、つきつめた一つの確認をしたいところですけれども、積極的に検討を進めるというお答えがありましたので、この辺でこの法的な解釈につきましては今後に期待をするということで打ち切りたいと思います。

一つ確認したいんですが、市民税法人分の引き上げと固定資産税の法人分については、いまかなりむずかしさが答弁の中で強調されていましたが、私もその違いは理解をできます。そこで差し当たり全国の自治体の中で半数近くがすでに実施をしている市民税法人分の制限税率一ばいまでの課税をいつまでのめどで態度決定をしていただけるのか、固定資産税はまた別として、ちょっとお答えをいただきたい。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　法人市民税の制限税率一ばいという論議でございますが、先ほど申し上げましたように企業の大小もありますし、それから企業そのものは産業として一面には育成という面も必要なことでありますので、不均一課税というような考え方で臨みたいと思っておるわけでありますが、これも一市が単独でということもなかなか踏み切りにくいことでもありますし、そういう一般情勢が生まれつつあります。それから行なうとしますならばやはりこれも相当のＰＲ期間も必要だと思いますし実績が伴わなければ意味がないわけでありますから、それらのことを十分見極めまして条例の改正をするという形をとることになるわけでありますからして、いまの気持としましては近い議会に検討を十分した上で提案をしたいというふうな考えでございます。

○議長（大下　博君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　それでは最後に意見を述べてこの質問を終わりたいと思います。差し当たり法人市民税については可及的すみやかに実施できるように積極的な検討を進めていただきたいと思います。

固定資産税についても法理論上は自治体独自で法律に基づいて二・一まで課税できるというふうに私は判断をしております。この点についても積極的な立場で検討を進めていただきたいというふうに思います。

その理由について幾つか強調しておきたいと思います。

一つは何といっても市民要求にどうこたえて施策を実施していくか市当局としての積極的な立場、もし仮に先ほど申し上げました法人市民税そして固定資産税法人分を一億円以上の企業に課税した場合にざっと四億九千万円、五億に近い新しい財源が生み出せる。多様な数多くの市民要求にこたえていくという点では、きわめて貴重な財源になるはずであります。そういう点で積極的に検討を進め、実施に踏み切っていただきたいというふうに強調したいと思います。

二つには、大企業に対しての観点ですけれども、よくこの問題を論議するときに税負担の公平化が常に強調されがちです。しかし現行制度のもとで本当に税負担の公平がはかられているかと言えば決してそうではありません。ご存じのように租税特別措置法という特権的な優遇が大資本、大企業には行なわれております。そして租税特別措置法による地方税のマイナス影響は、四十七年度で総額一兆一千九百八十億円、四十八年度では総額一兆四千二百四十億円。地方税総額の二四％から二六％にも及んでおります。きわめて大きな援助がこれら大企業には行なわれているわけであります。さらに共産党の調査によりますと、日本全国で大企業五十社の隠し資産は四十九年度で七兆五千億円、しかもこれはすべて課税が免除されております。さらに付け加えれば、この不況のもとで九月期決算でも大企業三百八十三社は狂乱物価、悪徳商法で莫大な利益を記録したといわれる三月期決算と比較しても一五％を上回る八千六百億円もの膨大な利益を上げております。こういうことを考えますと、これまで大企業が自民党政治のもとで擁護されながら、しこたま儲けてきた（「そうだ」と呼ぶ者あり）そのほんの一部を大多数市民の福祉行政のために環元をさせていく、これは当然のことだろうというふうに私は思います。そういう点で先ほど申し上げた市民税法人分、固定資産税法人分を積極的に検討を進めて、新しい財源を生み出していく、そしてより民主的な政策を進めていく、こういう立場に立っていただきたいということを強調して私の質問を終わりたいと思います。

○議長（大下　博君）　これをもって通告質問を終わります。

次に剣持佐吉君の関連質問を許します。

○十一番（剣持佐吉君）　米沢議員と大体論旨は同じようなことでありますが、重大な問題なので……しかも私には税法の問題は実にわからないんです。わからない人が市民にもたくさんいると思うんです。

古いことを言ってたいへん恐縮ですけれども、市長は米沢議員の言ったような限度一ばいに税金をとれば、二億円はすでにとれるんだということで、「私はそれをとります」とい

うことで市長になったと思うんです。それからいま、助役はあれからどういう実績があったかというと、「検討をしてきました」ということでした。四十八年の六月に私が当時の市民部長に「これはどうするつもりだ」と言ったら、これに対して当時の市民部長は調定のような、話し合いのようなことでとらないことにしているんだとか、どういう利益があるのかさっぱりわかりませんでした。いま当局の事務的な発表によりますと、約五億の税収があるということですが、超過負担の問題を大企業に押しつけるということは、論理的に私は適当ではないと思うわけで、その点は多少米沢議員と違うかもしれませんが、超過負担の問題は政府に「けしからん」ということで、しかも自治意識がこれだけ高揚しているのに三割自治が一割自治になっているじゃないかということで政府に焚き付ける問題で、それとは別に現行税制のもとで、きわめて平凡な素朴な考えでありますけれども、限度額一ぱいにとるということは当然のことであります。これをとるのがいいか悪いか、これから検討しますという助役の考え方と、すでに市長になるときに「それをとってあげます。そして市民福祉のために使います」ということを言ったのと、大分時間的なズレがあるわけです。

それからなぜやれないかその理由について示せという米沢議員の質問に対して、「とる方針で検討を進める」ということを言っております。それから助役は「課税することは合法ではあるが適当かどうか、妥当かどうかは近いうちに結論を出すように検討をしましょう」ということできわめて流動的です。それではいつ態度を決定するかということに対しては、市長が「いつ出すかわからない」……一体何を言っているのかわからないですね。

大体約五億というものが財源としてあるわけです。これを米沢議員の言うように、できるかできないか、できないのならはっきりその理由を言いなさいよ、一年半前の四十八年六月には当時の市民部長は調定とか相談とか協約とかでできないとか何とか言ったんですが……それでそのままあまり長くなったのでやめてしまったんです。いまその結論みたいなことで助役はそういうことを言うんですが、どういう態度かさっぱりわからない……私はわからないから聞くんですが、市民にもこの辺は納得させなければならないと思います。

特別措置法というようなものが資本家を擁護するということですが、資本家を擁護するということはあまり擁護するということはいけないけれども、共産主義とは違いがありましょうが必ずしも……大資本もある程度は政府以上の仕事をやっているんです。外国の話をして恐縮ですが研究ということにおいてその研究機関の充実の度合が政府のほかにないのはソビエトで、日本は政府より民間企業のほうが研究機関があるんです。したがってただちに資本家がけしからん……あまりぜいたくをするのはけしからんと思いますけれども、しかし限度額だけはとる必要があると思うんですが、なぜとれないのかその辺を米沢議員の質問に対してあまり私も納得できないので、納得するような、あるいは市民が納得するような回答がないので、ずばりと一つお願いをしたいと思います。

○議長（大下　博君）　助役、答弁。

○助役（前川恒雄君）　ただいまのご質問でございますが、米沢さんのご質問に対して、市民税につきましては市長が主として答えましたが市長が申し上げましたとおり積極的にこれを今後とっていきたいという考えでございますが、固定資産税につきまして、これは主として私がご返事申し上げたものですが、非常に問題があるので市民税よりは積極的には、いまの時点では考えられないということで、市民税と固定資産税につきましての私どもの答弁のニュアンスの違いをそのようにお受け取りになったのではないかというふうに私は感じるわけです。市長と私の考えがそれほど違っているわけではございませんし、私もこのことにつきましては市長と何度も相談しておりまして、先ほど市長がご答弁いたしましたようなことで進んでいきたいと思っております。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　私が混同しているのであって答弁は混同していないということで、私が混同していて恐縮ですが、固定資産税と市民税とは違う。なるほど違うでしょう。しからば固定資産税も限度額一ぱいにすることが適当であるかどうかということは、その幅を地方自治の自主性にまかせておるということですか、そういう答弁と受け取っていいわけですね。それが適当であるかどうかわからないということは、いまごろそんなことを言っているが、市長の立候補当時の話と全然違うんですね。いまごろになって人に言われて思い出したというような感じを受けるんですが、市長はこの点はどう考えられるんですか。私は額の問題ではなくてたいへんな問題を抱えていると思うんです。革新市政ができれば自民党直結の保守市政ではできないことをやると言っているんですよ、一年七カ月もたってまだやれない、これから考えましょうということでは同じことでしょう。そうであるならば保守系のやっているとおりにやりましょうと言うよりしようがないでしょう。その辺に大きな問題をはらんでいると思うんですよ。十年も下水道の問題を論議していままで保守系は何をやってきたのかと橘議員に言われているわけです。じゃあいまやってみろと言われても革新市政でも同じことですね。その辺が市民を迷わす問題ではないかと思われるのではっきりしてもらいたいということですよ。どっちがいいの悪いのということは市民が判断するんであって、こういうことを言っているんじゃなくて、この辺ではっきりやってもらいたい、固定資産税については、遅かったけれども近

いうちに、たとえば三月中に結論を出すとか、はっきりするべきだと思うんですが、保守政治をこなしておいて自分で立ってみたらやはりできないならできないと言えばいいんですよ、その辺をはっきりしていただきたい、だから三月ごろ出してもらうんなら出してもらうでいいですよ。

○議長（大下　博君）　答弁。市長。

○市長（森田喜美男君）　法人市民税のほうを主として、検討をいたしておりまして、固定資産税は土地あり、建物ありあるいは償却資産等があるわけですが、それからまた近隣市との調整、つり合わせということがあるからしてなかなかむずかしい、あるいは法人市民税のほうは踏み切れば独自で可能であるというような性格のものであると思っておりますので、法人市民税のほうは先ほど申し上げましたような態度で臨もうというわけであります。

○議長（大下　博君）　剣持君よろしいですか。

○十一番（剣持佐吉君）　しょうがないですな。

○議長（大下　博君）　これをもって十五の一財政危機打開と市民要求実現をめざす新財源の確保に関する質問を終わります。

次に十五の二市民スポーツの振興についての通告質問者米沢照男君の質問を許します。

○十四番（米沢照男君）　市民のスポーツ振興について質問をいたします。

スポーツ振興法には「広く国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツ活動をすることができるような諸条件の整備を国及び地方自治体のスポーツ施策の基本とする」というふうにうたわれております。そしてそれの具体的な内容として施設の整備、指導者の充実、スポーツ行事の奨励、さらにスポーツ団体への補助などが明記されております。日野市の場合、年々スポーツ施策の前進がこれまではかられてきました。しかし実際に市民の要求にこたえられる現状かどうか、こういう点ではまだまだこれからという感が率直にいたします。いつでもどこでもというわけにはいかない状態にあります。先日公住協の各団地の自治会でソフトボール大会を行ないました。そこに向けてそれぞれの団地で主婦のチームあるいは男性のチームということでチームの編成が行なわれて、さてそれじゃあ事前に練習試合をやろうというふうに企画をしても、なかなかグランドがない、練習ができない、あるいは団地の主婦が卓球をやりたい、ママさんバレーをやりたいといっても気軽に身近な公共施設を利用してスポーツを楽しむ、現実問題できない状況にあると思います。そこで幾つかご質問をしたいと思います。

一つは来年度以降のスポーツ施設の整備計画はどのようにな

っているか。

二点目はスポーツ振興法によりますと、それぞれ審議会が置かれるようになっています。もっと積極的に市民の要求に沿ったスポーツ施策を実施していくためにはこういったスポーツ振興審議会などの設置が必要ではないかというふうに考えます。この点についてどのように現在お考えかお答えを願いたいと思います。

それから三点目は体育指導員の増員をしていく必要があるのではないか、さらに待遇も改善していかなくちゃならない、このように私は考えております。全国的に見ますと体育指導員は人口三千名に一人という数値が出ておりますけれども、日野市の場合はもっと増やしていく必要があるのじゃないかというふうに考えております。その辺についてもお答えをいただきたい。

それから四点目は勤労者や家庭の主婦その他が、気軽にスポーツが楽しめるような機会、場を与えていく必要があるのではないかというふうに考えます。いまの条例ですと、体育館もたとえば体育館のスポーツ開放は中学校に限られております。小学校がなぜスポーツ開放からはずされているのか、いろいろいきさつがあったかと思いますけれども、この辺もう少し場を広げる努力が必要じゃないかと思います。体育館だけじゃございません、いろいろある体育施設をもっと活用できるようにしていく必要があるのではないか、勤労者がスポーツを楽しむ時間は平日では夜きりありません。今日までグランドの施設でいえば、一中に夜間照明の設備がございます。もっとふやす必要があるというふうに思いますし、その辺についてのお話を伺いたいと思います。

以上四点御質問をいたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に関して関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ米沢照男君の質問に対して答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま米沢議員のおっしゃるとおり、スポーツの振興に対して市民の要求は、たいへん強いということは同感でございます。特に、これから週休二日ということが将来に待っておることでございますからその必要性ということは一そう増大するだろうと思います。さっきのご意見にもありましたように、現状では満足すべきものではないということも率直に認めざるを得ないと思っております。

今後市民スポーツの振興をはかる上にいろいろな施設、設備、その他のことでございますが、私たちそれを進める上で基本的に考えていること、こんな気持でやっていくんだということを申し上げてみたいと思います。またそれについていろいろご批判があればご意見をいただきたいと思います。その一つは振興法などでもいっていることと重なることでありますが、市民スポーツ振興に当たっての基本的な考えとしては、すべての市民

が年齢とか性別に応じて気軽に参加して、それによってスポーツ参加の喜び、関心等を高め、そして体力づくりをしていくということが一つ。もう一つは市民参加によりスポーツ団体というものを育成していこうということを考えております。育成すると同時にその民主的な運営をしていく、独断であったり、あるいはあるものの一つの片寄った運営のし方、あるいはどこかに独占されてしまったということではたいへんでございますので、民主的な運営をしてスポーツの技術を伸ばす、そしてスポーツに関するいろいろな関心を普及していくというふうなことが大事じゃないかと思います。もう一つはスポーツを通して市民の精神的な交流をはかって、市民の全体意識というものをこれによって高めていくことができるのじゃないかということを基本的な考え方として今後進めていきたいと思っております。

そこで四つのご質問がございましたけれども、初めの来年度以降のスポーツの施設などについての計画はどうかということについては私からお答えをいたしまして、後の三つについては長谷川体育課長から答えさせていただきたいと思います。

施設、設備というようなことは、これは日野市では全く不足しておるわけでございますが、それをつくるにはたいへん大きな予算が要りますし、土地をどこに求めるかというようなことはなかなかむずかしい問題でございます。そしてまた、具体的にこういうふうにしようというはっきりした検討をしておりません。後の指導員との関連も十分あると思いますので、体育関係の団体とも意見を聞きながら今後の問題として検討していきたいというふうに考えております。一点目の振興審議会の件につきましてはそういうふうな考え方でおります。

三点目の体育指導員の増員と待遇の問題でございます。現在当市には体育指導員二十名という数字でございます。増員につきましては現在の体育指導員二十名の委員さん方が何回か議論したところでございます。もちろん当然委員さんを多くするのがいいかどうかということはやはり指導員会の中での議論でございます。現在の体育指導員会の総体の意見としては増員しなくても現状で統一できればいいのではないかという考え方でございます。そういう意味からわれわれも体育指導員二十名で何とかできる。しかしその中には当然実技指導をする補助的な役割のものを配慮しなければならないだろうというような考え方の中で、すでに二年前から体育協会を中心とした補助指導員の育成に当たっているというのが実態でございます。体協の専門指導員の中で指導助言、一般市民のスポーツ教室等やっていただくと同時に、現状はそういう形で当たっているわけでございます。また待遇面につきましても体育指導につきましては、現在の被服貸与規程におきまして、当然実技指導でございますからユニホーム等につきましては公費で負担をし、体育指導に当たった報酬につきましては現状を支出しているというのが実態

質問にも関連いたしますけれども、そのことはむしろ前の二つに比べるともう少し早くやっていけることになるのではないかと思います。そのようなことを一応考えております。

後は長谷川課長からお答えいたします。

○議長（大下　博君）　体育課長。

○体育課長（長谷川暢男君）　二点につきましてお答えしたいと思います。

質問の趣旨といたしましてはスポーツ振興審議会を設置する意思はないかというようなご質問のようでございます。もちろんスポーツ振興審議会というようなことにつきましては、振興法の中で都道府県につきましては義務づけられているものでございます。しかし現状の法の中では市町村の中においてはまだ義務づけられているわけではなく、「設置することができる」というような報告がされているわけでございます。しかし実際問題といたしましては、われわれ事務レベルからいたしまして、今後のスポーツ振興の上から十分必要性があるというふうに感じてはおります。もちろん四十八年度の社会教育委員会に施設の答申の中にもそういったものを置くべきだというような答申文が入ってきているわけでございます。会の名称は別にいたしましても各階層あるいは各機関の要望、提案を吸収する意味においても、当然設置していきたいというふうに私どもとしては考えております。しかし設置については体育協会あるいは体育

でございます。しかし今後の問題といたしましてはほかになおいろいろと問題があるとするならば、体育指導委員会の意見も再度十分聞いた中で、当然体育振興に影響するというような問題が起きないように、われわれとしては努力をしていきたいというふうに考えております。

なお四点目の勤労者のスポーツの場というような問題でございます。まずご承知のとおりスポーツの場としては学校施設の開放の中で中学の校庭と体育館を全校開放しております。しかしその利用の方法といたしましては、教育委員会のほうに登録をするということで、団体の登録を現在しているわけでございます。その団体数も百七十二の団体数をかぞえております。校庭につきましては日曜・祝日あるいは体育館につきましては日曜・祝日と同時に平日の夜間六時から九時までというふうな開放のし方をしております。しかし全校が平日毎晩開放しているという実態ではないわけでございます。現状におきましては中学五校のうち三校だけが平日の夜間三日、他の学校につきましては二日ということで開放の日日をきめましてやっております。しかし当然施設等の問題があるわけでございますが、現状の開放日がまだまだ埋まらないのがいまの実態でございます。もちろん冬場は非常に体育館が寒いという問題もあろうかと思いますが、約八〇%くらいの利用率でございます。数多くの団体の中で全部が埋まり、学校等におきまして日数をふやすことは当然

可能でございます。規則上は平日全部六時から九時まで開放できる態勢はできているわけでございますが、開放に当たっては管理人等を常時配置しているような状況でやっております。そういう中から現在は中学校の体育館だけしか開放しておりませんが、しかしそれが全部埋まった中では当然小学校の体育館等もやはりわれわれとしても今後考えていかなければならないのではなかろうかと考えております。

○議長（大下　博君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　再質問いたします。

来年度以降のスポーツ施設の整備計画については、基本的な点で教育長のほうからお答えがありました。これをいつ頃を目途にその実現をはかっていくのか、この辺について明らかでございませんのでもう一度質問をいたします。これは市長でもけっこうですし、教育長でもけっこうです。

それから審議会の設置については必要性を認めるという立場のご答弁がありました。これはぜひ設置する方向でしかも内容は、本当にスポーツに熱情を持ってやっている、またやりたいという市民の声を十分反映できるような民主的な内容のものをぜひめざしてもらいたいというふうに考えております。

体育指導員の増員と待遇改善については、いまお答えをいただきました。これは後日でけっこうですけれどもスポーツ施策の面で先進的な市の実例などを調査していただきまして、示していただきたいと思います。とりわけ体育指導員がどういう待遇を受けているのか、日野市の現状と比較してどうなのか、この辺はちょっと不勉強でわかりませんので後日お答えをいただきたいと思います。

それから四点目ですが、一つお答えをいただけなかったのは中学校の夜間照明です。一カ所だけにいまありますが、たいへん評判もよく勤労市民から喜ばれております。もっと積極的にそれをふやす方向で計画してもらいたいというふうに思っているんですが、この辺についてさらに質問をしたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今後のスポーツ施設の整備計画というご質問でございますが、総合グランドあるいは総合体育館というようなものがぜひ欲しいわけでありますが、用地の問題、その他でまだ明確な見通しを持ち得ておりません。結局は国有地の跡地利用等によって用地の確保ということが前提になり、当面それらの確保に十分市の意向を持ち出すということが必要だということで取り組んでおるわけでありますが、当面社会教育委員会の中のスポーツ部会から立派なスポーツ振興に対する答申も出ておりまして、何とかともかく手のつけられることをやっていかなければならないというふうに考えております。いま言われました中学校のグランドの夜間照明のことですが、七生中学が該当するというふうに考えておりますが、何せグランドの整備のほうが必要だということも前提となりまして、とりあえず今回南平小学校の用地買収を行ないまして、学校用地を除いて約八千平米くらいの土地が学校用地としては余裕があることになっておりますので、その一部分を活用してスポーツの一応の施設あるいは将来に体育館を設置するというようなことを考えたらどうかと思っておりますが、まだ役所の中でかためたということではありませんが、場所等のこともあるかと思いますが、そういう考え方で一つのスポーツの場を提供しようということも当面考えております。後の整備計画ということになりますと構想はあるわけでありますが、用地の確保が大前提ということで、用地の確保ということに焦点を置いて努力をしようということでございます。

○議長（大下　博君）　体育課長。

○体育課長（長谷川暢男君）　三点目の関係で体育指導員の待遇の問題で御質問があったわけでありますが、手元のほうにこまかい実例あるいは待遇がどうであるかという資料を持ち合わせておりませんので、後ほど調査いたしまして提出いたしたいと思います。

○議長（大下　博君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　それでは長くなりますから一点だけ再質問いたしますが、七生中に夜間照明をつけるということは、来年度そういう方向で検討するということでとって

よろしいかどうか。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　夜間照明の問題でございますが、五十年度予算でその設置をするかという御質問でございますが、いま五十年度予算を詰めております。そういう点から昨年度もこの問題につきましてはかなり検討いたしましたけれども、財政的な問題で一応見送りました。許すならばぜひ五十年度は考えたいというふうに思っておりますけれども、先ほど市長から申し上げたように、夜間照明をするならどうしても七生中学校であろう、あそこに夜間照明をセットする場合はどうしても校庭の整備から手をつけなければならないということが一つございまして、かなりの財政的な負担がかかる。そこでまだかたまってはおりませんけれども市長のほうからもいま発言がありましたそのものを合わせ考えていきたいと思っております。いかにそういうことを考えたらいいのかということ、必要であるということは承知をいたしておりますけれども、もっか予算を煮詰めている段階でありますので、その方向には向けたいと思います。

○議長（大下　博君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　それでは最後に意見を述べて終わりたいと思います。

いろいろ御答弁をいただきました。限られた財政の中で、たとえば、義務教育施設、福祉行政といった手の抜けない行政に重点的に財源が回されるのは当然でしょうけれども、その結果勢い一年が二年先にいっても直接市民生活には影響がない部分が手が抜かれてしまう。結果的にそうなってしまう、この辺を懸念したことから質問をしたわけです。余裕ができたらボチボチこの行政にも手をつけようかというような消極的な姿勢ではなくて、緊急な課題はもちろん積極的にやると同時に、合わせて市民のスポーツ要求にこたえていく、この分野でも積極的に取り組んでいただきたいということを要望して私の質問を終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって十五の二市民のスポーツ振興に関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

まだ正味一時間三十分しか経過しておりませんので、もう一問いたします。

十六の一日野市農業共済事業を広域化して財源の捻出をせよについての通告質問者吉冨繁枝君の質問を許します。

（二十六番議員登壇）

○二十六番（吉冨繁枝君）　十六の一日野市農業共済事業を広域化して財源の捻出をせよという題目で私は市長に質問いたします。

森田市政として発足して以来市民本位の市政を行なおうとして、理美容券から始まり市民要求を解消しなければならない立場に立っているわけでございます。今回の一般質問の中でも年末の駆け込み融資から学童保育ママさんの職員化の問題、市庁舎の建設、上下水道の問題、福祉事業、教育の問題等山積する市民要求を満たしていくためには収入の増をはかり、適切なる予算の支出によってことの解決をすることは当然のことでございます。日野市におきましては四十八年度の収入面では地方交付税の一億一千万の取消しがありまして、不交付団体になったことは市長も御承知のことでございます。また、私はこの不交付団体になった大きな原因としてはやはり市長がもっと市政について熱心に収入面の研究をしなければならないということを痛切に思うわけでございます。たとえば過去三代の市長について省みてみますと、古谷太郎市長は財源の確保のために東京都から相談員を招聘し、議会に謝礼金の提案をはかり、財源を捻出しております。また、永野教育長という財源確保のベテランを日野町長の時代から置いて、教育の財源をはかり今日の防衛予算あるいは防音校舎を充実した功績は大でございます。教育長につきましては内政の教育面が少し欠如したという声もございますけれども、財政面から考えますとやはり永野教育長の功績はあったということは認めなければなりません。有山市長におきましては、東京都においては誰れよりも非常によく知っておるということで、そういった相談員とか教育長はかえたいという意見までも持ち出して財源の確保をはかり、私は、借入財政は緊縮的にやめて充実をはかりたいとして財源を有山氏なりの適切な措置をはかったわけでございます。古谷栄市長に至っては助役を東京都の古参の人を招聘いたしまして財源の確保をはかり、歴代にわたって各市長は財源確保について相当な敏腕家を招聘して日野市の財政を充実したことはわかっておることでございます。

ところが森田革新市政はどうでございましょうか。私は四十八年度の財源の措置について不交付団体として指摘され、一億円のマイナスを国に返したということは、まことに残念でございます。この問題は何としても古谷太郎市長のように財政通を呼んで財源の充実をしていく、そのためのお礼金、謝礼金などを払っても東京都に精通した人を置くべきで、あるいは自治大学に現在の役所の人をどんどん送って勉強してもらう、やはりそういうことをやらないと時勢についていかれないのではないか、これは森田市長の責任ではないけれども、長い間の職員の体制と急激に落ちてくる市の財政面とのアンバランスがなかなかとれない、こういうことを指導するための自治大学だと思います。そういう点について今後とも森田市長は研究、そしてそういった方を知っていれば美濃部さんに頼んで、日野市のために呼んでくる責任がある、またそうしなければならないのじゃないかと思うわけでございます。また支出面では鋭意縮少でき

るものはどんどん縮小して、森田方式の予算化をしていくことが、もうその時期だと思います。森田さんを責めるためにこういうことを言っているわけではございません。市民要求を満たしていくためにはどうしてもそうしなければならないというわけでございます。

私の質問いたしました農業共済事業の広域化につきましては、昨年度も監査委員から意見書が出されております。過去何年かにわたっても議会からも広域化について発表されておりますが、何ら手を打っていることがありません。共済事業は、地域内の農家から共済掛金を徴集して、これを財源として被災災害農家に共済金を交付するものでございます。共済事業は農業共済組合により行なわれることが原則になっております。この認可は農業災害補償法第八十五条の二、第八十五条の三によりまして、市町村が共済事業を行なうことが必要と認めたとき、都道府県の知事が認可するものでございます。市町村の区域を区域とする法人であり、その区域で共済事業を行なうとされていますが、特別の事情があるものについては、区域が区域にならなくても法律的にできるということが出ているわけでございます。最近では大都市近郊が都市化するために市町村の区域を越え、組合の合併が比較的すみやかに認められている現状でございます。財政面におきましても条例によりまして国及び都よりの支出金が行なわれておるわけでございます。日野市もこれに一般財源

を繰り入れまして運営しているわけでございますが、四十八年度の収益明細を例にとってみますと、大きな支出金は職員給与の百八十万と手当百四十万で合計約三百三十万の給与と、法定の共同組合の市の負担金、南多摩地域の農業共済協議会といった、これは合同でやれば安くなるという目に見えた支出が多いようでございます。こういう中で四十八年度の監査委員の意見書を参考に見ますと、日野市の都市化が進むにつれて共済加入者の数が年々減少していることと、反面運営に必要な事務勘定の規模が増大していることを指摘しております。私はこういった現状の中で、少しでも支出の経費の削減するためにも、長年監査委員が指摘しております農業共済についての指摘事項を市長はどういうふうに受けとめるか、また、どういう計画があるか、ございましたら発表していただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問について関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ吉富繁枝君の質問について答弁を求めます。総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　私から答弁させていただきます。

ただいま議員さんがおっしゃられたとおり、確かに農業共済事業につきましては昭和四十五年以来監査報告にもございますとおり、広域合併すべきであるという年々同じような監査委員

の意見が付されております。そこで私どもといたしましては都の指導もございまして南多摩の稲城、多摩、町田、日野、八王子の五市によって一部事務組合をつくるべく、事務レベルにおいては、これらの合併の協議会をつくってございます。それから市長、理事者レベルにおきましては南多摩農業共済協議会というものをつくりましてこの問題を前向きに検討してきたわけでございます。現在は、稲城の市長がこの会の会長をやっております。それでは何がネックなのか、どういうことが問題なのかというならば、実は稲城、日野、多摩の三市は合併に賛成でございます。合併に反対しているのが町田市、八王子市でございます。と申しますのは御案内のとおり、日野、多摩の地区におきましては先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、宅地化が進みまして農業共済事業が衰退の一途をたどっておるわけでございますが、八王子、町田におきましてはまだまだ農業共済事業というものが重要な事業の一つとなっておるわけでございます。これらが合併することによって何が障路ができるかということになりますと、とにかく一部事務組合でございますから、事務所をつくらなくちゃならない、事務所をどこに設けるかということが一つ、それから各市がそれぞれ給与がアンバランスですので給与の是正、それから広域合併することによって現在なら日野の農家の人が気やすく産業経済会館にも参って、いろいろ相談することができますが、合併されることによって一部

事務組合をつくりますと、そういう濃厚なサービスができないのじゃないかという点もあるわけであります。そのほかに農業共済事業の中には評価員もおります。それから連絡員もおるわけでございますが、合併することによりましてむずかしい勘定の事業というものが一本化されますから、議会におきまして議決をされるものは、ただ負担金のみであります。そういうようなことで非常に簡素化されるということは明らかなわけでありますが、いかんせん合併する相手が不賛成ということで、私どもは合併には相当努力をいたしておるわけであります。実は八月二十二日に南多摩農業共済協議会というものが開かれまして、助役も出席をいたしておりますが、その時点におきましても私どもは合併賛成論をとったわけであります。しかし町田、八王子が時期尚早ということで今後この問題については前向きで検討するという結論になりました。先ほど議員さんがおっしゃられ

たように農業共済事業というのは農業災害補償法第八十五条に基づいて各市町村が行なっている機関であります。一部事務組合で行なっているところもございますが、確かに費用というのは事務費の一部負担金として支出するだけでございます。事業そのものは農家の負担で、災害が起きた場合には七割、八割までは国が補償するというもので、事務費だけが市の一般会計から出すという現況であるわけです。私どもといたしましては持出しを少なくするということは望ましいわけでございますが、しからば合併したから一銭もかからないかというと、かえって負担金が多くなる場合もありますが、今後この問題は東京都の経済事務所産業課が主体となり各市の調整を現在行なっているという状況下にあります。

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　わかりました。そうすると何回くらい合併についての会議を進めているかわかりますか。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　事務レベルにおきましては年間三回も四回も行なっております。また合併したところに行って視察をいたしまして合併の状況等をつぶさに調べております。したがって市長レベルにおきましては年一回、事務レベルの問題を市長レベルの会に提案をするということでございます。市長レベルにおきましては特別な臨時の協議会を開かないかぎり年一回でございます。

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　四十八年度の監査委員の報告の中でも、合併して広域化にすべきだということを非常にこまかく書いてあるんですよね。まだよくわからないけれども負担金も余計かかるだろう事務所も困難だということですが、そういうことが相当古くから言われているにもかかわらず監査委員が一方的に監査報告をするものなのでしょうか、この辺はどうですか、監査委員と生活環境部関係との話合いといいましょうか、監査委員が勝手に書いているんですか、そういったことを。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　先ほども申し上げましたとおり、私どもも合併に賛成でございます。合併することによって事務の軽減がはかられるということですから監査の時点でわれわれも主張しております。

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　わかりました。部長も主張しているということで監査報告はこの線で了解していいということを確認しまして、できるだけ監査委員が毎年指摘している事項を、何か印刷物を配布すればいいんだという感じでは議員としても困まることなので、私もこの質問を終わりますが、監査委員が毎年毎年書いておられるので監査の意見書について私は何回も何回も読んでいるわけです。そこでこういう質問をしたわけでありますが、部長も、私も監査委員とは話しているということなので、これを了といたしまして今後市のほうで合同的にも話されているということがわかりましたので要望をして終わりたいと思います。どうか監査委員の指摘事項については正確に進めていく、あるいはそれが間違いであれば監査委員会において意見を交換するということを私は要望いたします。

また市長には少しの無駄も整理して財源の確保をはかり、市民要求を満たしていただきたい。こういうことを要望して私の一般質問を終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって十六の一日野市農業共済事業を広域化して財源の捻出をせよに関する質問を終わります。

暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後四時三分再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

十七の一広報の配布と市政に対する市民運動のあり方についての通告質問者石坂勝雄君の質問を許します。

（十二番議員登壇）

○十二番（石坂勝雄君）　日政クラブの石坂であります。

私は広報の配布と市政に対する市民運動のあり方についてということで質問したいんですが、広報の配布ということとの内容については広報の編集のし方といいますか、タイトル、広報の配布なり、今後の編集はどういう考え方を持って臨まれるかということに関して質問をしたいと思います。

それから市民運動に対しても、議会に出される請願、陳情というような形が現実には広報活動と関連するものがあるのじゃないかというような点から質問させていただきます。

日野市の広報は私が聞き及ぶところによりますと、最初に発行されたのが二十八年というように聞いております。約二十年間日野市の広報が発行されているというふうに聞き及んでおります。現在のように四ページになったのは四十七年の四月からということでございます。現在広報の発行部数は広報誤から聞きますと四万七千四百部と聞き及んでおります。それで月二回発行されているのが現状のようでございます。これについて当然いままでの通告質問にも、革新市長であられる森田市長の「

緑と清流をとりもどす」というモットーから、いわゆる革新市政森田市長になられましてから、私が見る範囲では大分前の広報より市民サービスに徹せられているという考え方も見受けられるのでありますが、編集なり配布の方法について私が質問したいと思います第一点としましては、広報の編集は実際には秘書課広報係となっておりますが、おそらく執行者である市長さんの考え方というものを大きく取り入れて発行になるのじゃないかと思うんです。広報の編集に対して理事者は月々の、たとえば十二月十五日の広報を見ますと来年度の成人式というものがおそらくタイトルではないかと思うのであります。そういう点で月に二回出るたびに主題になるものが何かおありのようだと思います。そう考えますと、理事者がどういう考え方で広報をとおして市民に訴えているかという考えがありましたら第一点としてお聞かせ願いたいと思います。

第二点は広報の配布は私が聞き及ぶところによりますと、人を対象でもなければ、部数が四万七千四百部ということになりますと日野の世帯が四万世帯であるところから見ると、大体世帯を中心としているのではないかと思います。有権者ではなくて世帯中心と考えられる点から見て、聞き及ぶところによりますと五大新聞に折り込んで配布されている。後の残余のものに対してはたとえば支所なり、福祉会館なり、公民館なり、本庁舎なら本庁舎の入口なりの役所の公共施設に置かれているのではないかと思うのであります。私がこの中で特に聞きたいというのは、ある政党の機関誌にも入っているということもあると思うので、この点に特別な理由があるのか、さもなければ別に要望を受ければどこの機関誌でも入れるのかどうか。二点目はそのことについてお尋ねをしたいと思います。できれば新聞社は何と何の新聞社で、特定の政党のものに入っているとすれば何だということで、お答えがなければ私のほうから再質問させていただきます。

第三点は、いままで広報に掲載されてきた問題で二・三の例をあげて聞きたいと思いますが、大体毎月の広報に必ず出ているというのが、いわゆる図書館の〝ひまわり号〟の日程表と救急病院の当日直表、これは四十五年から私は全部保存してありますが一貫して載っているようであります。革新市政になりましてから非常に市民サービスに徹しているというか、芸のこまかい広報が出されているという点から見ると自分はちょっと編集のし方に配慮がなされればよかったという事例の一・二を挙げまして、これに対するお答をお願いしたいと思います。多く申し上げると時間がなくなりますからごく簡単な二つばかり申し上げたいと思います。

第一点はいま非常に日野市の市政として大事な庁舎建設の問題も、実は私も庁舎の特別委員会に属しているんですが、六月の十五日の広報に載っておりますが、市長の庁舎の位置の問題

なり市のほうの一つの計画案なりというものが載っているんですが、その月の七日に市民会館でこれの公聴会があったという点から、もっと前に発行して公聴会のあることを載せるか、さもなければ公聴会後にその報告を含んだものを出せば、もっと市民サービスになるのじゃないか、こういう点の配慮をどう考えておられるのか。いま一点生活に直結する問題で、十二月十五日の広報で新巻ざけとのりの安売りのことが載っているんですが、私は前に読売新聞に載っていたのを記憶していたんですが、われわれのように役所にちょくちょく来るものは知っているかもしれませんが一般市民としては、今年最後の魚の安売りだということを、実は十五日が日曜日でしかもその朝の新聞の折り込みに入ってくる広報に載っているということが適切であるかどうか。こういう点に関する編集当局の考え方を聞きたいと思います。まあ一辺に長く申し上げてもどうかと思いますので、そのお答えを聞いてまた市民運動のほうについては質問したいと思います。私、多少言いにくいことを言うかもしれませんが、決して他意はございません。長い御返事はけっこうですから「これはこうだからこうだ」というように簡明におっしゃっていただければけっこうだと思います。

以上四点ばかり申し上げたことに対してお答えを願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（大下　博君）　それでは石坂勝雄君の質問について答弁を求めます。収入役。

○前総務部長（杉本好次郎君）　前任者であったのでお答えいたします。

最初の広報に登載のタイトル、配布ということですが、市広報は日野市には日野市の広報発行規程がございます。これは例規集に載っております。広報発行規程それから広報発行細則に規定されているのでありますが、広報の発行の目的は、市の行政に関することを広く一般市民に周知して、市民の理解と行政に協力を求めることを本旨としておるわけであります。したがって広報に登載する内容も、まず市の予算並びに財政事情の公表、これは毎年行なっております。さらには条例規則等で広く市民に周知を必要とするもの、さらには市の諸施策、行事等で市民に周知し、またその協力を必要とするもの、市政に関して市民の声を聴取する。各種行政官庁または公社等により市民に周知の依頼をされた事項、これらが一般に掲載の対象となっておるわけであります。編集方法ですけれども、編集方法については広報資料の収集、広報活動をまず円滑に運営する必要から各課に広報連絡員を置いております。それで連絡員が各課における広報登載原稿をつくり上げて、作成したものをさらに資料

を集めまして所属長の承認を受け、広報担当部局である秘書課の広報係に提出をする。そしてその期限は遅れてもまずいので時期を失しないよう努めているわけですが、そういうようなことで、なかなか原稿が多かったり少なかったりすることがあります。多かった場合にはなかなかスペースがありませんので登載できませんけれども、提出された原稿は広報係で原稿の内容に誤りがあるかないか、字句に誤りがないかどうか内容を検討して、ニュース価値の必要度の高いものと低いものとの順位を検討するわけです。広報全体のスペースの中におさめられるよう配置をするのが一つの技術であります。広報発行の十日前までに原稿を編集をして市長の決裁を得てから印刷会社に発送をしまして、印刷が終わった場合には市内の新聞販売店に依頼し、新聞折り込みによる家庭配布をしております。主として五大新聞、なお今年から目の不自由な人たちにも街の話題や社会の動き等の身近なニュースを知っていただく必要があろうということで、地域社会の結びつきを深めるようにという趣旨から点字広報を一般の広報以外に発行を始めました。点字広報並びにテープの広報を発行しておりまして、内容はいずれも一般市民用の広報と全く同じものを広報係員が吹き込みをいたしまして、点字広報については委託をして発行をしており、発行回数については月二回行なっております。

それから次の配布の方法でございますけれども、これは世帯

しれませんが以上であります。

○議長（大下　博君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　二番目の広報の配布の折り込み新聞名ですが、私のほうでわかっているので申し上げます。読売、朝日、毎日、産経、東京新聞が五大新聞で折り込んでおりますね。

○議長（大下　博君）　秘書課長。

○秘書課長（小山哲夫君）　そのとおりでございます。

○議長（大下　博君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　悪いということではございませんが、特定の政党の新聞にも入ってきているんですが、もしほかに要望があればそういうものにも入れるのにやぶさかではないということですか、その点もちょっと聞きたいと思います。（「その新聞は何という新聞だ」と呼ぶ者あり）「赤旗」にも必ず入ってくるんです。（「それはおかしいぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　答弁、他の新聞から配布の申し出があれば入れられるかどうかということですが。助役。

○助役（前川恒雄君）　実は、その点は私ども初耳でございましてどうしてそういうことになったのか理解に苦しむところでございます。（「ずっと前から入っていますよ」「よく調べろ」「休憩」と呼ぶ者あり）（発言する者多し）

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私もよく詳しく知っているわけじゃありませんが、広報というのはなるべく全市民の家庭に届くということが一番望ましいわけでありますから、そのために多少予備をつくっているだろうと思います。いま言われたようにいろいろな提供のし方をしておりますが、私の記憶しておりますのは、大分前から赤旗にも折り込まれておりました。これは私の記憶ですけれども、前の市長の当時に議員の方から赤旗しかとっていない家庭もあるからして、こっちにも割当てをよこせということがあったと記憶しております。おそらくそういうことからじゃないかと思います。（「おかしいぞ休憩だ」「徹底的に調べろ」「市財の乱費だ」「ほかの新聞だって入れたらどうですか自由新報だって」と呼ぶ者あり）（発言する者多く議場騒然）（「議長休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　それでは暫時休憩いたしたいと思いますが、いつから特定政党の新聞に折り込みを入れるようになったかということ、それと他の政党なりそれぞれの新聞から要請があれば、それと同じように折り込みを入れることがいいかどうかということを暫時休憩の間に御検討をいただきたいと思います。

暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後四時二十五分休憩
午後四時五十八分再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

石坂勝雄君登壇願います。

（十二番議員登壇）

○議長（大下　博君）　引き続いて石坂勝雄君の質問に対して答弁を求めます。助役。

○助役（前川恒雄君）　まず先ほど私の答弁が途中で尻切れとんぼになったんですが、私の答弁につきまして誤りでございましたので取り消させていただきたいと思います。事実は現在赤旗に折り込みで入れていただいております。この経緯につきましては相当古いことでございまして関係の職員も記憶が非常に不確かになっておりますのでこまかな点につきましてはよくわからないのでございますが、昭和四十二、三年ごろから有山市長の時代でございますが不定期に赤旗に折り込むということで余ったものを差し上げていたそうでございます。それが昭和四十六年になりまして共産党の議員さんのほうから当時の葛西助役に対しまして申し入れがございまして、葛西助役の判断で定期的に配っていただくということになったわけでございます。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　われわれもうかつで、必ずしも現状を正確に把握していなかったということにつきましては不十分であったわけですが、趣旨はあくまでも全世帯に広報が届く手段をとる。したがってその手段に新聞折り込みの手段、あるいは駅の広報スタンドに置きますとか、本庁・支所等にそういう広報を置いておくコーナーをつくるとかあるいは求めがあれば郵便でお届けをするということはやっておるわけでありまして、その他の手段が適切であるかどうかということについてはもう一回検討する必要があるというふうに思っておりますが、いままでのことは赤旗紙が積極的に市のそういう伝達手段を協力をされたというふうにもとれますし、しかし特定の政党機関紙であるからいけないという理由が明確であれば、これは改めなければならないというふうには思っております。なにせ大分経過もあることだし正確に状況を見定めまして善処するということで御了承をいただきたいと思います。（「やめさせろ」「やめる必要はない」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　私は議事の進行の点から執拗にどうこう言う考えはないんですが、ただ少しく申し上げたいと思いますのはなぜこの問題を聞くということになったかというと、日政会でたとえば、五十年度予算の市長に対する要望書を出す、しかもその次には市民に日政会のPRをしたいというときに五大新聞は折り込みをしてくれない。こういうことを考えた場合にその裏腹の問題になった場合に、非常に何というか特定の機関紙に広報というものを入れてはどうかということで、実は私この問題に触れたわけであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういうことから考えて特に編集の内容もこの四、五カ月、特に一、二カ月には十二月の広報にもありますように、特定ないわゆるいままでにない市民の声を反映をするような「流れ」という欄や、「流れ」の欄が「市民広場」という形で一つのテーマに対する市民の意見を聞くという画期的なことをされる点を考えると、私はここで討論をする気はないですが議事進行を考えて、特に今後の編集のあり方なり、こういう特定な機関紙に折り込むというような考え方を後日明確な位置づけをしてもらって御返答を願いたいと思います。（「もっと詰めろ」「ゆっくりやれ」と呼ぶ者あり）それに関しましていまの市長の答弁で聞きますと、一つの慣例になっているから赤旗にも入れるというような考え方からやっていた、さらには無償で赤旗がやっているということを聞くと、たいへん御苦労な感じもいたします。部数が何部やっているかということをこういう問題が出てきたのを契機に聞きたいと思います。（「基本的にいけないんだよ」「いいます。

けなくない」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　千部でございます。

○議長（大下　博君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　この問題は私、配布の方法についてはこれ以上聞く考えはございません。それで特にその次に関連しましてこういう広報のいろいろな森田市政のＰＲがされるに従って、今期私が議員になって感ずることは請願、陳情というものが、こういうＰＲ活動も非常に市がきめこまかくやられる反面請願、陳情も多いやに聞き及んでおります。特に二、三の問題点を拾い挙げてみますと市庁舎建設の賛否両論の問題、過日の九月議会にあった市営住宅の問題、こういう問題を議会とその執行者が食い違う、執行者である市長のほうは予算化して実施する、ところが議会のほうはこれを委員会なり本会議で否決した。市民要望からの請願を採択したということは市営住宅をつくっては困るというものになってきたという経過を見るときに、昨年の決算書を見たんですが、昨年も市営住宅の建設が予算化されておって現実には執行されなかった。私は少なくとも前年度に問題があったケースのものは少なくとも市長は市民との対話、いわゆる市民の意思反映をまんべんなく市政に反映するんだというふうにおっしゃられているが、もちろん市民の声を聞かれるということは全く革新市政下では必要だと思いますが、ただし私は市民の代表権、委任権を受けてきました議会との対話も必要ではないかと思います。少なくとも去年も執行できなかったこういう問題の予算に対しては予算提案前に、野党・与党という形で分けるとするならば、いわゆる野党の議員に対しても市長がなぜこういうことの対話をしなかったのか、また、される意思があったのかどうか、今後はこういう問題に関したものが出るならば対話の考えがあるかどうかということをまず一点として市民運動のあり方に関する質問からお聞きしたいと思います。

それから私は庁舎の問題にも一つお聞きしたいことは、普通なら庁舎の位置の問題、広報の掲載の時が適当であったかどうかということに対して、前総務部長の杉本収入役からお答えはあったんですが、そういう点の発表のし方が適切を得ておるならば、もっと庁舎の問題に関しては、現実には調査費が防衛庁からついている現状を見て、執行者である市長のほうでは遅延することができない状態がくるのではないか、それにもかかわらず一方では位置が云々、もちろん私も条件整備ということはしなければならないと思います。少なくとも市庁舎の設計図ができたから全協なら全協で市長がつまびらかに説明したいと言っても、何か全体が気乗薄で聞かない、聞かないのか聞こうとしないのか、こういう点を考えた場合、市長は庁舎の特別委員会だけではなくて全体の議員に対し、特に地元の下田、新井地区から出ている議員なり住民に対して徹底的な話合いが必要じゃないかと思います。昨日も名古屋議員から緑の問題で市長とやりとりが長くあったので、私も緑の問題も言うつもりでいたんですがしないつもりですが庁舎の問題に対しても市長が市民との対話も必要であるが、議員との対話も必要じゃないかと思います。そういう点で、第二点としては市長の考え方をお聞きしたいと思います。

過去の都市計画産業建設委員会で、いま一つ市民運動からくる請願の処理のし方で、帝人の南側の緑地保全の問題は、私は少なくとも市長が議会に請願を出される前に、地域の人なりに現行法規ではこういうことなんだということで話合われれば、いたずらに、いたずらになんて言うと請願を出された人に失礼かもしれませんが、都市計画産業建設委員会で採決ということをしないで、市民にもっと暖かい助言の方法があったのじゃないかと思います。そういうことを考えて、最後に議長にも聞きたいと思いますが、ただ請願を一方的に受理されるのではなくて、受理される前に市民と議会の代表である議長が話合ったり、市長と連絡する必要があるのじゃないか。こういう考え方について議長にもお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　広報という範囲から大分それているようでありますけれども、問われるからしてお答えをしなければならないわけでありますが（十二番議員「市民運動というところで質問しているんですよ」）議員さん方と対話をすることは私の最も願うところでありますから、ぜひ積極的に対話させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。（「話合いに応じなさいよ」と呼ぶ者あり）それから市営住宅にしましても庁舎のことにしましても、予算編成時点ではもちろん当然可能であるということで臨んでおるわけであります。その途中にいろいろな変化が起きてくる、その変化の理由も理由としてあるわけでしょうけれども、われわれの判断では四十八年度の市営住宅予算が実施できなかったというのは南平小学校との関係がありまして、つまり新しい校舎が確実にでき上がるまでは、あそこが場合によると運動場として必要だということがあるから置いておけという御意見に沿ったわけで、四十九年にはすでにそういう状況は解消されまして新しく地域から問題の提起ということはその後のことでございまして、私はやはりこれは地元の御意見にも沿いつつ今後やっていかなければならないというふうに考えております。庁舎におきましても、これは前任者からの引き継ぎでもありますし、位置につきましては明確に議案という形で議決はないにいたしましても議会の中の委員会でも、あるいは市民の方々でも長い間の一つの合意が成り立っておるというふうに思うわけであります。極力その線にご理解を願って進めたいというふうに思っ

ております。

それから広報そのものにつきましては、これはもう行政と市民との唯一の定期的な伝達機関でもありますし、特に読んでもらえる広報それから市民の方に、われわれの自治体は市民のものであるからして、市民が大いに市に対して理解を持ち、意見を持つ、こういうことが望ましいと思っておりますのでそのような役割を広報が行なうべきだと思っておるわけでございます。近頃広報の研修等もありますが、各地の広報にしましてもそういうことで市民本位あるいは市民に十分関心を持っていただくような編集をされており、またそういう方向が広報の広報たる所以である。こういうふうに考えております。

○議長（大下　博君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　庁舎の問題にしても予算上の問題にしても議員とよく話合われるということで私はあえてそれ以上質問しないつもりですが、市民運動のあり方、広報の内容の点はいま少し質問させていただきたいと思います。

市民運動の中でともすると私なんかが考えられることは、過去の、さっきも申し上げましたとおり請願、陳情が多いということは市民の政治意識が強いということ、また市民要望が多いということはわかるんですが、いわゆるつくられた市民要望であってはならないと思うんです。そういうことで少なくとも議会に出される請願というものが公平な考え方で地域エゴというものがなくなってくるものでなければならないと考えます。また少し質問と違うのじゃないかと言われそうですが、市民運動というタイトルの中には内容として書いておりますので、私が特に感じたのは三月の議会の助役の選任をするときのああいう傍聴者の異常な人数、その次は九月議会の市営住宅のことをきめるときの傍聴者の異常な空気、こういうものに対して……（発言者多く場内騒然）なんというか……議会の秩序と厳正を保つところの……。

○議長（大下　博君）　いま質問者が発言中ですのでお静かに願います。

○十二番（石坂勝雄君）　……議長に責任があると思いますので、今後傍聴券なり整理券とかいうものを出すということもこの機会に一言お聞きしたいと思います。先の請願の扱い方と委員会も含めて議場の秩序維持というようなことで議長に簡単でけっこうですからお聞かせ願いたいと思います。全員協議会なんかで聞いたほうがいいと思いますが質問内容としては事務局に通告してありますので、あえてお聞きするわけですが。

○議長（大下　博君）　それでは議長から答弁します。

初めの第一点請願についてですけれども、これは憲法で保障されている請願、陳情というものをみだりに抑えるということが議会で議長の権限なりで却下する。表現は適切でないかもしれませんが、やめてもらいたいということは、ちょっとできないと思います。むしろその請願に対して紹介議員の方がもっとはっきりしていただかなければならないと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）と申しますのは当然住民運動あるいは住民の自覚とかいう意味の請願も中にはあるわけであります。これも当然だと思います。しかし全然なかなか不可能というものにまで紹介議員が載っているわけです。これを議長として取り下げてもらいたいということはちょっとできないことです。ついでに申し上げますけれども私実は新年の挨拶を書くために調べたのですが、請願が実に三月以来約三百件、こまかい数字は忘れましたがその請願者として署名者は十二万五千人にものぼっているわけです。これは問題だというふうに考えて書こうと思ったけれどもついに書かないでいたわけです。（発言者多く議場騒然）（「うるさい」と呼ぶ者あり）

傍聴については傍聴規程というものがありますので、いまここでどうしますということは申し上げられませんけれども、一度繰り返して読み直して無理な点があれば、非常に議事に支障があるということがわかれば、それは再検討をするような方法でやっていきたいと思います。現在、いままでについてはそれほど支障があったというふうには考えておりません。以上です。

○十二番（石坂勝雄君）　議長が支障がないということでしたら、これ以上あえて質問を申し上げません。

次に私は広報の編集の点で、特に今後十二月十五日号で第一回の「流れ」の欄で「市民の広場」ということでごみの問題ということを提起されているんですが、これを見るとこれから二、三回こういう問題は市民の声を聞くという考え方のようですが、私は、こういうことの問題に触れると誰れも職員にほめられないのでいやがるから言わないと思いますが、私は決して現在の市の職員の給与なり期末手当が多いということを申し上げるのじゃありません。十月に出た広報の特集号の中に超過の負担の問題であるとか、地方財政が危機であるとか、今日も米沢議員からいわゆる新しい財源をみつけなければならないのじゃないかということが出ましたが、こういう点から私は特に、こういう広報を通してやはり市の職員の給与の問題を職員組合との話合いの過程の前に出すか、議会がきめた後に広報を通してなり、われわれの血税が使われているのだから、こういうことを発表する意思があるかどうか、こういう問題にもやはりこれから市民としては関心があるのじゃないかと思います。

今日の読売新聞の都内版で、三多摩版なら私はどうかと思いますけれども、職員の給与が高過ぎるというようなことで八王子市で一つの市民運動という形が出てきているということが書いてありましたが、そういうことを見ると、必ずしも大企業なり、いいところにばかり勤めている立場の人から見れば、いまの市の職員の給与が、給与改定のときにも市の職員の給与より都の職員のほうが低

くて都より国家公務員のほうが低いというようなことを聞き及びますと、地方財政硬直化ということから見ましてこういう問題も広報を通すなり、あらゆる機関を通して市民と話合っていくことが必要じゃないかと考えるので、この点の考え方を最後に市長に承りたいと思います。

○議長（大下　博君）　答弁。

○市長（森田喜美男君）　ごみのことにつきまして、私が広報に市民形態の集いということを指図したということではありませんけれども、あちこちの対話に出てまいりまして私のお願いしておりますことは、処理場焼却場を抱えておる地域というのはたいへん市民として御迷惑をなるべく少なくするように、ありがたいといいますかなるべくごみを多く出さないということが市民生活の上でも、あるいは家庭生活の上でもあるいは自治体の上におきましても大切である。資源をなるべく浪費しないということは国民的な態勢が進みつつありますので、そういうことを市民の方々にもお願いをしましたり、あるいは焼却場の方面の方々にはそういうPRを市民にもいたします。ということを話しているものですから、そういう取材を行なってまいっているというふうに思っております。

それから財政上の問題はきわめて重要でございますし、また財政につきましては市民の方に報告する自治法上の義務もあります。またそれらを砕いて現在こういう状況にある、ただ石坂

（「質問の範囲が広過ぎるぞ」と呼ぶ者あり）請願が出ているやに聞いておるんですが、この点に関して、市長が答えたくなければ（「関係ないじゃないか」と呼ぶ者あり）かまわないんですが、差しつかえなかったらこの問題は自分は関係ないとか、さもなければ答える必要ないとかどうだとか簡単でけっこうですから最後に一つお願いいたします。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は就任以来市民の全体の奉仕者という立場をもちまして一生懸命に自分なりにやっておるつもりでございまして、何か私自身にとっては理由のない理由で責められているような面があるようでございますが、これは私としてはむしろ一番大切な市民に対する信用ということが傷つけられておるというふうに感じておりまして、迷惑だと思っております。

○議長（大下　博君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　質問はこれで終わりたいと思いますが、最後に簡単に意見を述べさせていただきたいと思います。ゆっくり聞いてください。先の広報の配布のあり方としてまだ私としては納得できない問題もありますが、いわゆるよりよい方法で、せっかく文書広報予算というのが前年度予算を見ると四三%くらいで、非常に伸び率としては多くとってあるのが今年度の予算です。こういう点を見るとおそらく革新市政

議員の言われるように財政危機は給与の問題から発生しているのではなくて（「そのとおり」と呼ぶ者あり）物価の高騰からきている、あるいは超過負担からきている。したがってそういう面が打開されることがまずたいへん重要であるということでございまして（「そうじゃないぞ」（「そのとおり」と呼ぶ者あり）両々相まって市民の御理解をいただくように努力をいたします。

○議長（大下　博君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　革新市政では市長がおっしゃられたとおり働く者の給与をよくするということは当然でしょう。私としてはやはりこういう問題も徹底的に市民の前でつまびらかにして、これが高いか低いかということではなくて、納得の上にしていくということが必要じゃないかというふうに考えます。

そこで最後に、いま一点は皆さんよく御存じだと思いますが、土曜、日曜になると広報車で「日野を明るく住みよくする市民運動」ということで広報車が来たり、町かどでいろいろな立看板が立ててあるんですが、そういう点だけなら今日あえて聞かないんですが、過日の読売新聞に議長以下八王子警察署にこのような問題に関連するようなことを早期に調査してもらいたいというようなことの記事が出ていたり、事務局から聞いたんですが、今度の議会に平山の区画整理に伴う減歩の問題に対する

では広報活動ということを重要視されているというふうに考えます。いわゆる政治活動にされることなく、あくまでも行政の責任者として、さっき収入役が申された一つのワクないの紙面でなければならないんじゃないかと、こういうことを考えて広報の配布に対しても、編集に対してもあまり偏しないことを要望して私のこの質問を終わりたいと思います。

○議長（大下　博君）　これをもって通告質問を終わります。

次に関連質問として米沢照男君の質問を許します。

○十四番（米沢照男君）　ただいまの質問の中で広報の配布について二、三やりとりがありました。あたかも政治活動に利用しているかのごとき発言もありましたが、これはとんでもない誤解でありまして（「そのとおり」と呼ぶ者あり）その点をはっきりさせておきたいと思います。といいますのは本来申し上げるまでもなく新聞をとっていようといまいと全市民を対象にくまなく、すべての市民に広報を配布するというのが市当局の本来的な義務であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）たまたま新聞をとっている新聞の配布ルートを利用しているに過ぎないのであって、それが唯一の方法手段だというふうには私は考えておりません。そこで当時ちょうど五年前だったと思いますけれども葛西助役と、広報が配布されない市民にどうやって広報を配るかという問題で何回か話合いをやりました。た

またま赤旗という新聞しかとっていない市民がいる。これがもし一般的に言われている五大新聞の読者だけに折り込む、それですべての市民に配布されているというふうに考えているとすれば、永久に一部市民が広報を読めないということになる。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）どうするかということで葛西助役と詰めたわけですけれども、結果的に葛西助役のほうからむしろ赤旗の配布ルートに乗せて配布してもらいたいということで、いま考えればたいへん人がよかったというふうに思うんですが、（笑声）引き受けた形で赤旗の配布ルートに乗せた。それが事実経過でありまして、けっして私どもが市当局に、赤旗への折り込みを要求したのではないということをはっきりさせたいと思うんです。それで一般的に政党機関紙というと政治活動そのものだけに歪曲された形で理解されがちですけれども、私は当時葛西助役に赤旗の持つユニークな面つまり、政治、経済、文化、スポーツ、芸能、ラジオ、テレビ欄を含めて、たいへん豊富な内容になっている。（「赤旗の宣伝聞いているんじじゃないよ」「関連質問だぞ」と呼ぶ者あり）（発言する者多し）したがって一般的に言われている五大新聞をとっていなくても赤旗だけで間に合うというようなことを助役も理解されて私どもに赤旗のルートに乗せて広報を配るように依頼されたと私は思っております。そういうことで先ほど石坂議員が五大新聞と言われたけれども、私は発行部数という点でいけば、赤旗が三百万の発行です。東京新聞が百万足らずというふうに聞いております。それならむしろ赤旗を加えて六大新聞と言ったほうが……（笑声）（「そのとおり」「いいぞ」と呼ぶ者あり）正しいと思っております。そういう点で今後広報の配布についてはまだ赤旗の読者だけではなくて、新聞をとっていない市民もいます。それに対する配布の問題については十数年前の議会の場でも当時三千世帯に配られずに事実上放置されていた時期があって問題にされました。今日でも若干そういう市民もいるのではないかと思います。そういうことを十分検討してやっていただきたいと思います。こういうことを意見として述べさせていただきます。（笑声）（「質問じゃなくて意見じゃだめだよ」「いいから答弁させろ」「議長休憩」と呼ぶ者あり）（発言する者多く議場騒然）

○議長（大下　博君）　米沢君のは確かに意見です。ですからどういうことをお聞きになるのかその点を一言質問として出してください。

○十四番（米沢照男君）　いま申し上げたことで事務当局から答弁がありましたらお願いいたします。（笑声）

○議長（大下　博君）　助役答弁。

○助役（前川恒雄君）　ただいまの御意見十分承りまして、今後善処していきたいと思います。（「助役は共産党の手先きなのか」と呼ぶ者あり）（発言する者多く議場騒然）

○議長（大下　博君）　これをもって十七の一広報の配布と市政に対する市民運動のあり方についての質問は終わります。（「終わりだ」「続行」と呼ぶ者あり）

御協力をいただきたいと思います。議長の考え方を発言いたします。今日これで終わりますと明日の質問者に非常にしわ寄せがいくわけです。（「終わりだ、終わり終わり」「静かにしろ」と呼ぶ者あり）したがって変則的ではありますが次の質問者に質問を出していただいておいて、さらに関連者があれば関連者をはっきりしておいて本日は終わりたいと思います。明日の質問者にあまりしわ寄せをするということはよくないと思いますので続けます。（「反対、反対」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　議長の提案ですが、質問だけを出していただいて答弁は明日というふうにしたいということですが、いたずらに日程を消化しているような感じですのでちょっと検討いただけませんか。

○議長（大下　博君）　ただ単に消化させようということではないわけです。質問を十分やっていただくために明日の方にしわ寄せをさせたくないという考え方からの発想でありますが、そういう御意見であれば本日はこれをもって終わります。

（笑声）（拍手）

午後五時四十分散会

十二月十九日　木曜日　（第七日）

十二月十九日木曜日（第七日）

出席議員（二十七名）

二番	滝瀬敏朗	君	
三番	奥住芳雄	君	
四番	正国大治	君	
五番	鈴木美奈子	君	
六番	橘祐子	君	
七番	板垣正男	君	
八番	黒川重憲	君	
九番	林重義	君	
十番	谷栄吉	君	
十一番	剣持佐吉	君	
十二番	石坂勝雄	君	
十三番	竹ノ上武俊	君	
十四番	米沢照男	君	
十六番	秦正一	君	
十七番	清水芳雄	君	
十八番	杉山寅郎	君	
十九番	高橋通夫	君	
二十番	佐々木昭雄	君	
二十一番	大柄保	君	
二十二番	大下博	君	
二十三番	本間久	君	
二十四番	一ノ瀬隆	君	
二十六番	吉冨枝	君	
二十七番	三浦重春	君	
二十八番	飯山茂	君	
二十九番	島村志孝	君	
三十番	名古屋史郎	君	

欠席議員（三名）

一番	滝瀬政吉	君	
十五番	市川芳太郎	君	

説明のため会議に出席した者の職名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	松村清栄	君
市民部長	多喜知	君
生活環境部長	加藤一郎	君
建設部長	篠崎美雄	君
都市整備部長	中島武男	君
福祉部長	赤松行雄	君
教育長	倉又秀作	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育庶務課長	落合豊	君
区画整理課長	小島久	君
契約課長	伊藤正吉	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君

速記委託　住所　立川市曙町一―十―三
立川速記者養成所所長　関根雪峰
速記者　塩崎真知子　君

議事日程

一、一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

昭和四十九年十二月十九日（木）
午後一時開議

○議長（大下　博君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十六名であります。昨日に引き続いて一般質問を続けます。

十七の二、丘陵地の緑の保護と緑道計画についての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

（十二番議員登壇）

○十二番（石坂勝雄君）　丘陵地の緑の保護と緑道計画とありますが、いままでの言葉でいえば市道にはかわりはないんですが山道といいますか戦時中ではハイキングコースというようなことをいっておりましたがこういうものが私のみるのには非常に放置されているというような感じを受けるのでこの問題に対して質問をしたいと思います。

緑の根源である樹木の保護というのが皆さんがいわれる森田市政の中では緑と清流というようなことでどう樹木を保護していくかということが非常に大切な時期になってきていると思うんです。そういう点で私は現在の段階では樹木の保護にはどうしても所有者の理解と協力がなければ緑の保護はできないんじゃないかと思うんです。それから市では古谷市長の時代だったと思うんですが緑の維持のために一定の樹木に対し、補助金を出していると、こういう政策が施されているんでこういうものを通して緑は守られているというのが現状だと思います。ところが宅地政策に対しては寄与したかも知れませんがいわゆる宅地開発業者の乱開発というような、私は乱開発ではなくて一つの宅地政策にそったんではないかと、こういうふうに考えられるんですが、そのために緑が非常になくなっていくと、緑の保護とともに緑の回復をしなければこの多摩の自然、丘陵地帯の緑の保護というのは保たれていかないんではないかと、こういう点を考えた時に私は二、三の点に対して質問したいと思うのであります。まず日野全体でさきの緑の維持に対する樹木が登録本数が何本あって予算では八十万計上されているような、その予算計上後のいわゆる現在までに何本登録されているかということをまず第一点に聞きたいと思います。

それから第二点として、市ではいま公害課が担当しているんだと思うんですが、市ではツタ、ツツジだとかそういうかりん類を市民に無料で分けていて、こういう美化運動とともに自然の回復につとめているようだが現実ではこういうツタ程度ではなかなか回復されることが困難なのではないかというふうに私は考えるので現在例えば失われているこの百草園から平山城址公園、いわゆる八王子の野猿峠に通ずる日野分の丘陵地帯をどう回復する考え方があるかたとえば宅地業者にある一定の義務感を負わせるなり市が一つの強い規定というか条例を設けてまでもこういうことをした者に対しては、このぐらいの樹木を植えなければならんという最近の宅地造成をする場合にはそうい

うものが課せられていると思うんですが、現実にあとに関連する問題でいわゆる緑道というか山持の者に対するそういうもとのハイキングコースというようなものの道路に対する、まず自然回復をする場合にその宅地造成をした業者にさせるのか、市がいわゆる施策の中で抜本的にやるのかと、こういうことに対する考え方があれば第二点としてお聞かせ願いたいと思うんです。

次に時間の点で一ぺんに全部聞きたいと思うんですが、その緑道計画のことについての、昔でいえば農家の人が山へ雑木林を切りに行ったり落葉を掃きに行った山道が、いまはその農家の経営も非常に化学肥料とかそういう高度に改善されたのでまず山道に入るというか、ことがなくなっているんで、私が特に知る範囲では、通称百草園の付近の南都山という尾根は冬場ならいくらか落葉が落ちれば通れるかも知らんけど夏場は道も悪くなっているし樹木もおい茂っちゃって通れないと、こういうようなものがほんとうに整備されれば特に百草園周辺には百草団地なり高幡団地のようなああいう高層住宅に入っている人は庭がないんでそういうとこを散歩されるということに対しても、非常に健康的でもあり、また体力の増進にもなるんじゃないかと、こういうことのいわゆる公団でいけば赤線に入っているんでこういう管理と整備はどこの責任であるのか、また市の責任であるとするならどういう計画があるかということをお聞かせ願いたいと思います。以上四点をまずお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　次に関連事項の一八の二、一ノ瀬隆君の質問を許します。

（二十四番議員登壇）

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　環境保全と公害対策についての質問をさしていただきます。私は三月定例会、六月定例会と公害に関した一般質問を行なってまいりましたが今回は公害の幅を広めて環境保全ということをも含めて市内の二、三の問題を取り上げていきたいと考えます。いくつかの問題を取り上げる前にくどいと言われそうですけれども公害とは何かについてもう一度私の意見を申し述べなくてはなりません。それは八月三十一日に発行されました六月定例会の報告である日野市議会だよりの中で私の質問に対する市長の答えの冒頭に責任の明らかなものは公害とは考えていないと記されていたからであります。六月議会でたしかに市長はそう答えたようなので私はそれは違う、責任がだれであるかがはっきりしている公害もいくつもあると反論しました。これに対して市長は私の意見に答えずに微笑を浮べていましたので（笑声）私は了解していたものと思っていたわけです。それが議会だよりではっきりと活字になって出され、しかも私の意見はその議会だよりに載っていない、そうなると黙っているわけにはいかないわけです。市議会だよりの編集のやり方に問題はあるのかも知れませんけどその問題の指摘はさておきまして、この点についての市長の見解をはっきりとこの際お聞きしておきたいと思います。私はこんないきさつがありましたのでさらに公害とは何かについて調べてみました。三月議会は国語辞典をいろいろ調べてみたわけなんですけど、今度はいくつかの百科辞典を使っても調べてみたのですが、たしかに市長のいいましたようなことがまず書いてありました。

公害は一口にいって人間の生活環境を脅やかす人為的事象ということであらわされているわけですけれどもその次に公害の本意からいえば加害者と被害者が不特定多数であって公共的立場によって解決するような問題を公害という、あるいはほかの辞典では原因となるものが多数でその中のどれかを測定できるかできないかで公害と私害を区別する、こんな具合に書かれております。これまでは市長の言ったとおりでありますが引き続いてこう書かれているのであります。このようなものを公害というべきであるが現在では特定の加害者と特定の被害者というような環境破壊をも公害といっている、またほかの辞典ではそういう考え方で公害と私害を区別するのは適切でないと断言をしています。以上参考のため申し上げます。公害とは何かをはっきりしておくことは議会で付託の委員会を公害対策委員会にするか、あるいは他の委員会にするかを決めるのに必要だとかあるいは市役所での仕事が公害課でやるかどうかを決めるのに必要だというようなことだけではなく公害対策を考える上では不可欠なことであり、これを単に災害だとしてしまえば対策も住民運動も起こせないことになると考えます。以上申し上げて次に市内での具体的な問題三点を質問いたします。

第一に家庭の浄化槽からの排水についてご質問いたします。今定例会でもすでにわが党の本間議員やあるいは橘議員が指摘していますように日野市における下水道の状況は残念ながら非

ます。

二番目としてまたその側溝すらもなく貯水槽を設けている家庭の状況はどうであるか、その数はどのくらいあるかお伺いします。

三番目としてこういった側溝を使っての排水は私は暗渠にすべきではないかと思っているんですけれども、側溝でもいいと思っているのか、もし思っていないとしたらその対策についてどう考えているか。

四番目としてこの排水がBOD九〇P・P・M以下ならいいとされているようですがそれが実際守られているかどうか。

五番目として守られているとしたらそれでもくさいといわれている現状から規制を九〇P・P・M以下にする考えはないのか、九〇P・P・Mを八〇P・P・M、七〇P・P・Mというようにしていく考えはないかということであります。この場合には日野市の公害防止条例の制定ということにもなるかとは思いますがこの点についてお聞きします。

六番目に一般の浄化槽の性能はどのくらいの汚染度まで引き下げることができるかについても、ついでにお聞きしたいと思います。以上で家庭の浄化槽についての質問を終わります。

次に多摩平下水処理場の悪臭についての質問でございます。従来からこの多摩平の処理場の悪臭公害については指摘されており議会においても、わが社会党の名古屋議員を中心として追

求なされ改善がなされてきたと聞いています。しかしいまだに臭いという現状からここに取り上げました。この公害こそ私が三月議会で申し上げた日野市という自治体が公害防止の政策を怠り環境保全の公共支出を十分に行なわぬ結果として生じた生活環境の侵害であって、それによって人の快適な暮らしが阻害される社会的災害であると思います。この場合大企業もあるいは中小企業もあるいは自治会の自主的な協力にも直接関係ない市政そのものだと考えるのであります。この悪臭に対する対策はどうなっているか、いつまでに改善されるのかどの程度改善されるのかをお聞きしておきます。

三点目としての質問に入ります。多摩丘陵ハイキングコースの復元について質問いたします。このことについては請願も出されているようですし、新聞にも載り、また森田市長が出演したテレビによる全国放映もなされております。また石坂議員の質問の中にもあったようですけれども、私の立場で申し上げたいと思います。このハイキングコースは戦前から野猿峠ハイキングコースと呼ばれ戦後昭和二十五年十一月自然公園に指定された多摩丘陵の中でも、自然の地形上から見てその中心部ともいうべき地点でここを通過するもので、高幡不動から由木村の現八王子市の野猿峠までのコースであります。眼下には浅川の清流が流れ京王線、中央線が走り日野市の全域、八王子市街、立川から遠く武蔵野も一望のもとにありました。かつては都内からも大ぜいのハイカーが訪れ都民のかっこうの憩いの場所でありました。私も五月晴れのもと、真赤に咲きほこったあたり一面のつつじの間に赤土の道を歩いた記憶がいまなお鮮明に残っています。このハイキングコースも多摩動物公園の開園した昭和三十三年頃までは健在でしたがその後住宅の建設が各所に行なわれ緑の破壊とあいまって寸断されいまやハイキングが不可能などころかどこが昔のコースかもわからなくなっているところがあります。私はここでぜひ言わしていただきたいことがあります。昭和三十三年三月日野町と七生村が合併し新しい現在の日野町ができましたがこれまでの日野町の七年間は、わが社会党町長による革新町政でありました。合併にあたり七生の誇るこのハイキングコースを町で買い上げるなどして管理して、要望によってはハイキングコースを舗装までする方針を練ったのであります。このことは私が直接斎野町長に聞いた話しであります。残念ながらわが社会党は新しい日野町の町長戦に敗れ結果としてハイキングコースはなすがままに放置され今日の状態になったのであります。十五年ぶりに復活した革新市政でありますす。私たち社会党はそれを望む多くの市民、いや都民とともにその復元を強く望みます。この対策見通しについてお聞きいたします。以上です。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に関しまして関連質問者があれば挙手を求めます。（「なし」と呼ぶ者

あり）石坂勝雄君、登壇願います。

（十二番議員登壇）

○議長（大下　博君）　石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　公害関係それから観光関係それらの点につきまして私の方から説明をさしていただきます。まず最初に日野市環境保全に関する条例の第四項に基づきます日野市緑の保護育成に関する要綱に対する申請がどのくらいあったかとこういう質問でございます。これはことしもまた募集をいたしておりますが、現在は第二項、つまりいろいろな方向に分かれておりますけれども、たとえば、樹木に対する補助金の要綱の中には一本から三本金額三千円以内こういうことになっておりますのは、つまり木の太さやあるいは高さ、こういうものによって決められておるわけでございまして高さが十五メートルそれから太さが一、五メートルこういうものが対象になります。それから集団の場合は〇。二ヘクタール、これが基準になっております。これらの要綱に基づきまして現在申し込んでありますのは第二項、つまり一。五の太さ、十五メートルの高さ五十二カ所百七十七本でございます。それから集団の場合には六十二カ所、約一万二千ヘクタールになっております。ことしも申し込みがございますので、現在のところこれよりもふえているとこういうことでございます。それから樹木とかこういうものは毎年環境係の方で配布をいたしておりますが現在私どもの市の内部にはいろいろな木が現在植わっておりまして約二万本ほど植わっております。それからつつじその他は五千本それから水仙ですね、これが大体六千球植わっておりまして現在五つの内容をもって育成をいたしております。来年の三月時期になりましてこれらを配布いたしたい、このような計画でございます。

それからハイキングコースの施策につきましては建設部長の方から。

○議長（大下　博君）　続いて建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　道路の管理と今後の計画という質問だったと思いますが、道路ということになりますと建設部が担当ということに当然なるわけですが、それの見方が通学路に指定する場合とそれからハイキングコースという見方と二通り私はあると思うんです。それぞれの道によって計画も決することになるし、ということでこれらの問題については教育委員会並びに観光関係の所管、そういうものとその協議をしまして今後どうするかということについては検討する必要があるとそういうふうに思っております。したがって関係部署としては公共用道路として使用するということになりますと道路構造令、日野の例にはありませんけれどもそれらに近づけるような方向

でいかなきゃいけないので、そうなりますとハイキングコースとしての使命がそこなわれる、そういうふうになろうと思います。したがってお尋ね分についてはいままで手をつけなかったことについては遺憾でありますけれども、今後のことについてはそれぞれ関係の部署と検討いたしましてそれについての今後の計画を練るべきであろう、こういうふうに思っております。

○議長（大下　博君）　都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）　それではお答えをします。宅造に関しては私どもの方の所管でございまして宅造については昭和四十五年を契機といたしまして最近は非常に大きな開発行為は、あの丘陵地帯の開発行為はございません。しかしその時点においては指導基準にしたがいまして先ほど石坂議員がおっしゃいました道路の回復これには一たんは削りましたけれどもそれに植樹をして、もとの縁道に近いものを復元させると、これはご存じのように京王団地が現在あるわけですね。それからハイキングコースという先ほどのお話しでございますが、ハイキングコースも私道あり公道あり非常に複雑でございます。先ほども石坂議員からお話しがありました百草の八幡神社の南側いまの現在お話しになっている石坂議員の前の方から入って来る道路は、公道が一部あり、私道が一部入りくんでおります。それから八幡神社の北側になりますけれどもこれは三沢分でございますね、三沢分から程久保、先ほど一言触れました西武団地の六階か七階建てのあの建物の前に来まして、それから今度の十六メータのところから先ほど石坂議員が歩いて来たというところの浄水場の給水塔のところですね、あれからいまの団地を入りまして現在道路がなくなっております。先ほども申しましたようにその三沢分については公道になっております。境界でございますので公図から見ますと境界と三沢分とそれから百草分、それから程久保分と三沢側に道路が付いているような公図になっております。それから転じまして高幡の金剛寺の上から途中でこれはこの前の委員会で林議員のご質問にもお答えしたと思うんですが高幡台の一本松、山一、鹿島あれを通りまして途中で、いまの一五九号線の道路にぶつかる、途中であそこは大体現道があります。それから今度多摩テックのところから京王の団地のところに抜けるところに一部道路が変更になりまして、それでこれに植樹をというそういう経緯がございます。それから八王子につながっております。それは八王子分と日野分を境に道路がございます。これは公道でございます。そういう入りくんでおりますので先ほど建設部長がいいましたように公道については今後ある程度整備をするとかしないとか、これは観光課が市とともにハイキングといいますと観光課に所管をしているような状態です。道路の回復ということになりますとただいま建設部長がいいましたように道路の保管は建設部で行なうと、それぞれ入りくんでおりますので各方面と協議をして回

復するような考え方になると思います。これは理事者を入れまして協議をするとこのように思います。

○議長（大下　博君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　緑の維持、管理の補助金、それからかりん系統のツタやらそういうことのお答え、いま都市整備部長のお答えで緑道といいますか、もとのハイキングコースのいろんな所管特にこの問題の緑道というかもとのハイキングコースの復活ということは非常にいまの人間性の回復とともに一番大事じゃないかと思うんです。一ノ瀬議員もいま特にこの多摩の横山で百草園から野猿峠まで抜けるコースというのはそう都下では有数な個所ですね、いままで乱開発、乱開発とわれわれもその責任の一端はあるんですが、叫ばれているから何かの形でいまやってもまだ全部喪失したということではないんでいま市が立ち上がって計画的なことで回復するなりその私道である分はある場合には買収するなりすれば特に市民のレクレーションの場というか健康増進のための遊歩道にはなくてはならないものになるんじゃないかと思うんです。その点いま都市整備部長の考えではどうもこれ市長に聞いた方がいいんでその点の市長のお考えが特にテレビ等にも出られた点から市長に特にお考えあるんじゃないかと思うんでその点をお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この十数年来高度成長政策に伴って人口が都市に集中をし、その余波を受けてわが日野市は特にご指摘の丘陵地帯がすっかり業者によって宅造されてしまってたいへん緑や清流を失ったわけであります。そこで一つのわれわれの反省と、それから市民の願いを含めまして緑と清流を取り戻そうと、これを一つの相言葉に考えたいということを私は要望しているわけでございます。それに伴っていろいろな具体的な施策がなきゃならない行政としての責務があるわけでございますが、いま言われておりますところのハイキングコース、かっての南多摩丘陵ハイキングコースと、これは私有地が多かったために宅造にまき込まれて原形をすっかり失っておるということでありまして、いま石坂議員は、管理の責任は業者にあるのか市にあるのかとあるいは緑道計画や、緑道整備計画というのはあるのかないのか、こういうふうに聞かれておると思うんですが実質的に民有地を、民有地といいますか私有地を一つの山道、それを別段公道化するとか何とかいうことなしに京王電鉄でありますとか、あるいは東京都の自然公園というような指定のもとに一つのコースが開けておったということでありまして当時から私は明確な管理体制というふうなものはなかったと思います。またそういう土地の所有の状況ですからして、市がその責任がある、あるいは業者に責任がある、これもはっきりと指摘し得るものはなかったと思います。そのために今日の荒廃がもたらされているわけでありまして、それに対する何とか復元をしたい、こういう願望は質問者がおっしゃられておりますとおり全く同感に考えるわけでありまして、それを緑道計画とかあるいは緑道整備計画とかいいましても、これはその管理とかそういう法的なやかましい根拠はなかなかつくりがたい、やっぱりこれは行政指導という範囲でその宅造のためにこういう原形をこわした人たちやあるいは残っておる公道といわれる部分等のつなぎ合せでそうしてそれも観光協会とかそういうところにある程度委託をした形で行なう以外には市が責任を持つというようなことにはなかなかなりにくいと思います。しかしこれは市民共通の願いでもありますし、いま言われるとおり人間性の回復の手段として大切なことでありますからして何とか一つそういう努力をする必要があるということにつきましては全く同感でございますが市が責任を持てとかあるいは市の管理責任においてというふうにはなかなかなりにくいと思っております。そこで結局は行政指導という手段によって観光協会等のご尽力もいただくことによってできるだけそういうものの一つ復元をしそうして自然の遊歩道というものが保てるように努力をしたいと、これはこの間これまで京王が管理をしておられる平山城址公園もかなり荒廃をしようとしておりますが、これは駅の名前が平山城址公園駅という名前があるわけですから一つ公園という形を保っていただくようにお願いをしよう、それにつきましては市と十分協議もさしていただこうというふうに考えております。したがいましてご趣旨は同感でございますからただ管理責任というような形での維持管理ということは非常にむずかしいとこういうふうに考えておるわけでございます。

○議長（大下　博君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　いま市長から非常に丁寧なお答えを得ているんですが、しかとこうだというような考え方に触れないので、答えが出ないので、さらに自分の考え方を交えて質問したいと思うんですが平山城址公園の方の問題は一応責任があとでも聞かれているようなんで特に私、百草園の周辺の一つの緑道というかハイキングの考え方、自分の考え方をふまえて再度質問したいんですが、旧七生地区が日野へ合併する頃、百草園を中心としたとこに梅の里にするという構想を時の村長がもってそのためにその構想が挫折したという形で百草園というのは昔は桜の名所が梅林になっとると、こういう経過から見るといろんな地形は変形しても、山の峰をずうっと回ればたとえばいま百草園から出ていま一応よくいわれる十六メータ道路というかその問題の上の給水塔のところを回って百草団地の外周を回って杉野学園の多摩市との境を通って和田のバス停のとこへ出るなりまた降りないで多摩市の和田という十二荘という神社のとこの外周道路を回って東電学園の下を通って聖蹟桜ケ丘の道路のとこへ一周すれば半日がかりというか一時間半か二時間ぐらいかかって家族で歩くには、非常に適切な遊歩道じゃ

ないかとこう思うんです。私はどうしたらこういうものは回復できるかということの考え方を一つ質問ながら述べてみたいと思うんです。杉野で現在幼稚園をつくっておるんですが、あの幼稚園はきのうも板垣議員から杉野の幼稚園の問題ちょっと触れているようですが、いわゆる杉野がその幼稚園を買収されたのは十二年前でございます。それでしかも大学をつくるというような考え方で買収されて、現在できているのは幼稚園と一部の職員の宿舎というか三階だかの宿舎が建っているだけで造成はされたが放置されていると、こういうものに対する市がある程度何ていうか学校法人というのは特殊な法人でいわゆる財産相続に対しても固定資産税を市に払っていないと思うんです。そういう点からいけば何かの条件を付して、こういう交換条件を出したらどうかと思うんですが、緑をもっと植樹をしてもらいたいとか、植樹がいろんなもし学校の考え方でできないとするんなら、これは質問とははずれるかも知らんけどあそこに杉野ではりっぱな運動場なりプールの施設を持っております。それでしかも有料でいろんな方に各方面に貸しているような現状です。こういう点を交渉のし方によれば緑の回復をしてくれないんなら、緑の回復ももちろんするべくこれはお願いすることも要求することもいいと思うんです。そうして場合によっては近隣の体育施設なりそういうものに、ただとはいえなくても貸してもらえんかと、そういうような交渉も市、理事者が交渉するとともにその上の道路もそのために中断されていると、おそらく外周道路というのは当然何というかその点もあわせて聞きたいと思うんですが市の道路に移管になってこなければならないんじゃないかと、しかもその道路がやり方によれば緑道というか遊歩道の前にいうハイキングコースのような道路になり得るという要素をもっているというようなことでそういう点に関するお考えがあれば再度質問したいと思うんですがこの点お願いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　杉野学園のことにつきましては、いま言われたように十何年か前に買収をして大学の教養学部を持って来るとこういうことになりましたけれども、三年ばかり前に理事長が亡くなりまして、奥さんが理事長になった関係で学園内でなかなかいろんなことが起っているようです。しかしあのまま造成が完了した報告がまだ受けていないので完了の検査も受けてないということからあの中の道路がいわゆる市との交換こういうことがなされていないわけです。したがって私どもの方ではそういうふうにいつまでも放っておくと昔の一メーター八十、九尺の道つきり使用できないんだと、こういうような主張をしているんですけれども、何ぶん中のことがはっきりわからないということでしばらく待ってもらいたいというようなことで、現在はなっているわけですけれども、向こうでは時々いろんなことを聞きに来ますけれども、また測量の会社も来ておりますけれども、なかなかそのへんがはっきりしない、私の方としては杉野の道路なり今後の問題についての要求するべくいま準備をしているわけです。相手がそういうことでなかなかうまく進まないのが現状でございます。さらにいまご指摘になりました道路につきましてはどういうような形に遊歩道にするかということにつきましては、これはまた市長がいいましたように協会に委託するということになりますとなかなかむずかしい、それから市が管理することになるとさらになおむずかしいとこういうようないろんなことでこれらについては先ほど申しましたとおり関係部長の協議をいたしましてこちらの方がよりベターであると、こういうことによって理事者に進言をし理事者の指示を抑ごう、こういうことが私は順序ではなかろうかとこのように考えております。

○議長（大下　博君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　あまり杉野学園の問題に触れたくないんですが、何で杉野の問題を聞くかといいますとね、地主の話によると杉野の学校用地を地主さんが提供する時に、杉野学園の大学ができるんだと、こういうことで協力してこういう経過からみると十何年も造成に入ってすでにきる六年ぐらいは経過していると思うんですね。それでまだ完了しないという形をみるとおそらく杉野さんにもいろんな事情はあるかも知らんけど市当局としても何かの形で非常に学校用地が不足したりそれから体育施設とかそういうものの不足から考えると、緑の回復の点から考えても、市が何かの形で市長なりが行って話し合うべきじゃないかと思うんです。その点のお考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　杉野学園が保有しております土地は、大学をつくるとそういう名目のもとに造成許可がとられておるということでありますからして、あれを宅地にかえるなんていうことは考えられないことであります。したがって、杉野自身が学校的な利用がうまく進まないということであるならば、こちらからも一つ要請をいたしまして学校用地はいろいろな面でほしいわけでありますからしてこういう行動は一つ必要だと、こういうふうに思っております。まだ直にどうこうということはやっておりませんけどそういう考えは内々持っております。

○議長（大下　博君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　長くなりますのでどうも緑道計画というのはこのハイキングの考え方に対しては要望というか考え方でぜひ近いうちに一つの市の考え方を通して観光協会にやってもらうなり何かということをお考え願いたいということを要望します。ただ最後に丘陵地帯の緑の保護ということを考

えるとともになかなか保護していくのは特に今度市では百草園の周辺にしかも丘陵地帯で緑としては大事なとこへこれは教育優先という立場から考えればいわゆる用地難の点からやむを得ないと考えるんですが、また一方では程久保の動物園の近くというやはりこの丘陵地帯に、学校用地を確保しなきゃならんという、こういう緑を保護するという裏はらな問題、こういう問題を考えるとこういうことの用地の買収と学校建設に当たっては少なくとも市がやるには最善の綿密な計画のもとにたとえば面積を多く買収するなり予算的ないろんな問題があると思うんですが、面積を多く買収するなり自然の破壊をしないような考え方でやらないといままで宅地業者の乱開発とか一部限られた資本家の乱開発をいっておったが現実に森田市長が考えられる緑と清流というようなことを考えると緑は特に多摩丘陵で一番大事な動物園の周辺であり百草園の周辺であるだけにそういう買収に入る前にどういう形で自然の地形をそこなわないでしかも子供たちのいい教育環境ができるかということを技術的にもお考えの上に買収に当たってもらいたいということを要望して質問を終わります。

○議長（大下　博君）　一ノ瀬隆君、登壇願います。

（二十四番議員登壇）

○議長（大下　博君）　次に一ノ瀬隆君の質問について答弁を求めます。総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　市長の答弁に責任の明らかなものは公害と考えていない、こういうことで一ノ瀬議員がいろいろとご回答があったように記憶しておりますけれども、私ども事務担当者といたしましては、公害の定義というものがはっきり法律並びに都の条例にうたっておるわけでございます。公害対策の基本法第二条、それから都条例には非常にはっきり公害とはこういうものだとそういう印刷ございます。それから都の条例とそれから国の法律、これらは大体同じでございますけれどもここに東京都の条例の中にいろいろな公害がございますけれども、その一番最後に何々等ということばがございます。悪臭等、等とは何か、等というものは一体どういう見解を持つか、こういうことを私ども調査をしたわけでございます。つまり都においては公害というのは大気の汚染、水質汚濁、騒音、震動、地盤の沈下それから悪臭これらを公害というといっております。この中に等ということばがございますが、等ということばについて調べてみますというと、この中には日照権の問題、通風の防害、それから電波障害それから土譲の汚染、放射能障害、流風害、こういうものまでも含まれている、こういうことで都の条例は国の条例よりも、国の法律よりも非常にきびしく公害の規定というものはなされているこういうことが言われると思います。公害の定義につきましてはまた市長の方から答弁があるかと思いますが事務的にはそういうふうに考えておるわけでございます。

それから浄化槽の問題でございますけれども一般家庭から排水される浄化槽の上水が悪臭を出すとかあるいはまたB・O・Dはどうだとこういうことについてのご説明を申し上げたいと思います。まず側溝へどのくらい浄化槽の排水を流す者があるか、それからかめ貯留槽にしているのはどのくらい、こういうことにつきましては私どもつまびらかにしておりませんけれども現在東京都に正式に申し込んである浄化槽の数は二千五十基でございます。二千五十基が東京都に正式に届け出をしている数でございます。また未届けのものがおそらく倍ぐらいあるということで大体五千近くこの浄化槽というのが整備されておるわけでございます。こういう状況でございます。東京都の公害防止条例ではし尿処理施設五百一人以下とそれから五百一人以上とこう分かれておりますけれども五百一人以上この場合はB・O・Dが二〇P・P・Mそれから PH五・八から八・六S・Sが七〇P・P・M・大腸菌三千こういうその基準が設けられているわけでございます。浄化槽の場合はこれは条例がございまして百人以下が九〇P・P・Mそれから百人以上が六〇P・PMそれから五百一人以上がこれが三〇P・P・M、先ほどの二〇P・P・Mと申しましたのは都の条例、都によって規制されているということですけれども他でもやっているものでございます。日野では三〇P・P・Mこれは多摩川、浅川には二〇P・P・Mとこういうことになっておるわけでございます。その内容は浄化槽から出る排水というのは穴を掘ってそこへためておる、貯留している、こういう方法がベターである、こういうふうに言われておるわけでございます。しかしながら現状ではその貯留式の浄化槽というのは非常に困るわけです。というのは貯留した水そのものが腐敗をして悪臭を放つこういうことでこれを流すという方法が一番ベターであるこういうふうに言われておるわけでございます。ですから私どもといたしましても貯留式の浄化槽はなるたけつくらないように指導いたしております。八王子ではこれを禁止をいたしております。九〇P・P・MのB・O・Dというのは普通の雑排水つまり家庭から出る水よりも非常にきれいな水でございます。というのは家庭から出る水が側溝に流れましてこれが腐敗いたしますというと約九千P・P・MのこのB・O・Dが産出されるといわれておるわけです。これが腐敗いたしますと九千並びに一万近くもあるとこういわれております。これが九〇P・P・Mに下がっておるわけですからかえって浄化された水の方がきれいである、こういうふうに厚生省では申しておるわけでございます。そこで市といたしましてはこれを土木、建設部と協議をいたしましてそれからまた用水組合の組合長とも協議いたしましてこれを側溝に流すことを許可するそれから用水にも流すことを許可するこういうふうな許可条件を付しましてその浄化槽を設置する場合に

おいては、側溝の場合は建設部、それから用水の場合は用水組合、これが許可証を発行いたしておるわけでございます。しかし許可条件といたしましては市がこの浄化槽の管理これをしっかりすることと、あるいは薬をちゃんと入れることとかいろんな許可条件がそれについております。年に一回掃除するとこういうことが付されておるわけでございます。それから正常なその浄化槽の管理運営をしておりますれば、くさい水とかそういうものは出ないはずで特にこの浄化槽の指導、監督というものは市に権限がございませんで、これは東京都に管理運営のあるいは指導権があるわけでございます。産業廃棄物処理並びに清掃に関する法律の第二十条に環境衛生指導員というものを置かなければならない、この環境衛生指導員以下これらのその浄化槽の指導管理あるいはまたこの改善命令こういうことを現在行なっておるわけでございます。市はそういう苦情がございますと東京都の清掃局指導部指導課というのが立川にございますのでここに連絡をしてその清掃衛生指導員がこれらを指導している、こういうことでございますので先ほど議員さんからおっしゃられたとおり九〇P・P・M以下に下げろ、こういうふうな条例をつくることあるいはまた現在を考えてそれを下げることができない、こういうふうなご質問もございましたけれども、これは機械そのものが簡易浄化槽でございますから市の浄化槽のようにこの正式なつまり浄化槽でございませんのでB・O・D を九十P・P・M以下に下げるということは非常にむずかしいわけで、しかしこの九〇P・P・M以下でよろしいというこの奨励規定がございますのでそれを市自体が条例化しましてそれ以下に下げても市はそれに対するところの指導権がございませんのでむずかしい、条例をつくってこれを規制するということはたいへんむずかしいこのように考えておるわけでございます。なお現在、業者によってこのような浄化槽の維持管理こういうものは行なわれておるわけでございまして三カ月に一回点検をし、年に一回掃除をしこれを現在行なっておるわけでございます。ですからこういう正常に動いている浄化槽というのはそう公害の対象にはならない、このように考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（大下　博君）　続いて多摩平の処理場の問題、都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）　お答えいたします。多摩平の処理場の問題でございますがご指摘のように本年の八月機械の故障によりまして一時悪臭が出たということを聞いております。その際電話あるいは来た方には職員をして現在修理をさせておりますので、しばらくの間ご了承をお願いいたします。こういうふうに言って了解をつけてまいりました。それでその管理ですが暫定的に補修をいたしましていま現在九月の補正予算をいただきまして処理場内の診断を現在受けていたわけなんですがその診断の結果が出ましたらそれによりまして故障する カ所、毎回故障しているようなところでございますのでこれがどういう故障原因で起こるのか、この診断を過日その九月補正のときにご承認をいただきまして、これが現在診断の最中でございますので診断の結果が出ましたらまたご報告したいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一ノ瀬さんの質問は、公害の定義を明確にもってそうして行政責任というものをきびしくわきまえろと、こういうふうな論議の展開だったというふうに思うんですが、たしかに先般の議会で質問をいただきましたときのお答えに原因がはっきりしておるものは公害とは考えないというふうに言ったのは要は行政的な、法令的な定義とかあるいは学問的な定義とかいうことじゃなくってそれに臨む一つその感情的な考えを言ったというふうに反省をしておりますが法令の上での定義は人の健康または生活環境にかかわる被害を生ずることを公害というんだと、それの原因になるものがつまり公害なんだということでございました。人の生命や健康がそこなわれたりまた快適な生活が阻害されることをいうというのがこれは東京都の公害条例の第一条の下半分の定義にいわれております。そこで質問の中にございます家庭の浄化槽あるいはその浄化槽の流末を受ける道路、側溝これらに関する行政態度をきびしくというふうに受け取るわけでございます。特に、においの点を強く指摘されているわけでありましてこれを家庭の浄化槽にしましても、あるいは集団の共同浄化槽あるいはコミニティープラントといわれますマイクロな浄化槽にいたしましてもいずれも浄化道路といたしましてあるいは臭気を完全になくすことにつきまして私はたいへん欠陥だらけだとこう思うわけでございます。人の生活がどうしても浄化槽というものを本来ならば下水道によって都市の生活というものが保たれなきゃいけないわけですがそれが整わない状況のもとではこの小規模でそれを何とか解決をしようということで家庭の浄化槽なり、あるいは共同の浄化槽あるいはコミニティープラントというようなものがある程度は近頃衛生学的にはかなり機能を持つといわれておりますけど至るところに公害的要素をふりまいておるのが現状であります。これらを東京都の行政庁もありますし、それから市としても行政指導という一つのかかわり方を持っているわけでありますけど市民生活が公共施設が不備なために完全な状況にいたっていないのが現状でありまして特にこの臭気ということにつきましては、なかなか完全な方法がない、こういうむずかしさがあるようでございます。やはりそういう設備の機能をなるべく完全に行なうような維持管理といいましょうか、そういうことが大切なようであります。個々の市民の方にはいろいろな周辺のトラブルが生まれます。またそのつど東京都の公害指

導事務所からも出張していただいてある程度意見、指導をいただいているようなことで一応の処理はしておりますけど不完全であるということはご指摘のとおりであります。特にこの多摩平の処理場の悪臭に対する対策というふうに言われますと全く困ってしまうわけでございます。あれもかなり改善されたわけでございますけどしかしいまの処理場の機能というものでは完全に臭気をなくするということはむずかしいわけでありまして、したがって間接的な植樹をしますとかあるいは新しく設備を付けますとすれば距離を保つとかそういうことによってその被害の状況をなるべく緩和をしていくと、こういうこと以外にはいまのところ役立つ方法がないんではなかろうかと、こういうような状況でございまして今後の学問の進歩ないしは設備の構造の進歩それらによって年々よくはなっているというふうには聞いておりますけれども現状はそういう状況だと、したがってその対策といわれましてもいま適格な方法はもちえておりませんとこういうふうに申し上げざるを得ないわけであります。

○議長（大下　博君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　ハイキングコースの復元についての私の質問に対しては答えはないんですけど、石坂議員に対するもので間に合わしちゃうっていうことでしょうか。

それだったらけっこうですけど。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど申し上げたことと同じことしか申し上げられないわけですけど、要するにいまの市民生活の環境がそういう状況を非常に必要とするということはもうご指摘のとおりでありますし、われわれもできることはやりたいと、こういう気持は十分持っておるわけでございますけど、結論といたしましてはやはり行政指導なりあるいは行政施策、仮に植樹をしますとか、補うあるいは置きかえる、そういうことで一つ今後つとめていきたい、これを積み重ねることによって努力の集結を待つ、こういうふうに考えておるわけであります。

○議長（大下　博君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　ハイキングコースの復元について特に石坂議員に対するものでなく、私に対しての答えを要求したのは先ほど私が申し上げましたように、革新町政ないしは市政が続いていたならばいまは昔のままのハイキングコースがあったんだということをご認識の上に、さらに強力にこの復元、いろいろ障害はあると思いますけども積極的に取り組んでいっていただきたかったんでそうするという市長の答えがほしかったわけです。まず公害の定義についてですけれども市長は反省するというようなことを言われたんでこれ以上追求するつもりはございませんけれどもそういうことで市議会だよりに載せられていたものは訂正されたと解釈しています。したがっても無理だっていうことは具体的な一つの例、排水についていったと思うんですけれども全体的に考えてもただとても無理だというような考え方で簡単に解決するのではなくてもっともっとそういう日野市の環境をふまえた上で漸進的にやっていただきたいと思います。この前の九月定例会で板垣議員が日野自動車の悪臭をとらえて日野自動車と公害防止協定を結ぶということを提案しました。私の三月議会にはそんなことはとても考えられないということを言ったわけですけども板垣議員の質問に対しては検討するというようなことをいってその点私に対してと答えが違うんでその点で私は不満ですけれども板垣議員に一日の長があるということ、それから担当者が担当部が企画財政部から生活環境部にかわったということもあって漸進的な施策ですから大いにけっこうなことだと思っています。ぜひ防止協定あるいは防止条例をつくるというような方向でもって積極的に取り組んでいっていただきたいと思います。それぞれ具体的なものについては大体答えていただきましたんでこの次の難病に対する質問に時間を多くとらしていただきますので私の質問はこれで終わらしていただきます。

○議長（大下　博君）　これをもって丘陵地の緑の保護と緑道計画に関する質問を終わります。

次に十八の一、難病患者対策についての通告質問者一ノ瀬隆君の質問を許します。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　難病対策について質問させていただきます。私は六月定例会の一般質問で、市立病院のスモン病について取り上げ病院長にも出席していただき市立病院では胃腸薬としてすぐれたキノホルムを多く用いたこと、スモン病患者も多く治療したこと、スモンが完治しにくい難病であることなどその状況を回答していただきました。そしてこれらスモン患者に対する市としての補償などについては日野市在住患者数など実態を調査の上検討するという市長からの回答を得ました。今回は市立病院でのスモンからスモン病全体へさらに難病全体へと範囲を広げて日野市におけるその対策について質問させていただきます。六月での質問からしばらくして日野市広報でも難病が取り上げられ難病を考えようが九月一日号より一号おきに連載されはじめました。難病に対する市の姿勢の強さを示すものと受け取りたいと思います。ベェーチェット病、全身性エピテマットーリュに続き十二月一日号にはスモン病が扱われ二ページ目の大半をさいて何も悪いことをしていないのにこんな体にしておきながら国は、社会は一体どんな手を差し伸べてくれましたか云々といった投稿の紹介まで載せられていました。多くのスモン病患者をつくった総合病院それを運営する日野市の広報としては英断といえる掲載だったと考えます。難病ということばは昭和三十八年秋埼玉県の戸田、蕨地区に多

広めて医療費助成が行なわれているのが現状だと思います。公費負担は四十七年度の当初は初患者入院患者の対象に国一万円、都一万円を限度になされていました。昭和四十八年にはこの上限がはずされ、社会保険診療で認められる医療費のワク内に限り自己負担分が国と都で負担されることになったようです。しかし日野市広報にも記されていますように助成の内容が差額ベット代や、つきそい看護婦料には及ばないなど残された問題は非常に多いのであります。難病患者にとっての診療は深刻であります。近くの技術をもたない一般医療機関では扱いかね、敬遠され遠い専門医に行ったとしても三時間待ち三分診療、運よく入院できたとしても一日五千円から一万円の差額ベッド、五千円のつきそい料、命を縮めるのがわかっていても退院せざるを得ないという状況であります。在宅療養の難病患者を含めての専門医療の供給などの抜本政策対策が強く望まれるところだと思います。難病患者は単なる医療の問題だと理解するのは間違いではないかと思います。病気や障害は単に身体的、生理的な苦痛ではなく患者の社会生活、人生そのものに影響を及ぼすものであります。一家の主人が発病すれば将来の生活設計のためにたくわえたものはまたたくまに使い果たし、家族は看護に疲れ果て長い闘病生活は不安と絶望につき落とされるのであります。これは難病問題が医療問題であるとともに、大きな福祉問題であることを意味していると思います。難病患者の命が守

られ患者とその家族の生活が保障されるような医療と福祉の実現が強く望まれるのであります。このような中で難病に生活援助を、と日野市議会にもスモン患者からの請願が出され厚生委員会で採択されたと聞いています。請願は生活援助、医療費の公費負担制度の拡充医師の応診やホームヘルパーの充実、医療施設の充実などを訴えているもので難病患者に、市レベルでの救いの手を求めたものだと考えます。すでに江戸川区では六月議会で条例を制定し本年四月一日よりスモン病など難病六疾患の患者に月一万円の福祉手当てを出しています。江戸川区に続いて新宿区、練馬区で九月議会までに難病に対する福祉手当ての支給を決定しています。以上申し上げて質問いたします。日野市における難病福祉手当ての支給についてお聞きしたいのですが、まずその前提として日野市における各種難病患者の数をどのように把握しているかをお聞きしたいと思います。

次に福祉手当てのような手当てを支給する考えを確認していただいた上で、それが、幾らぐらいの額を考えているか、いつからの支給を考えているか、どの範囲の病気に対して支給するか考えかをお聞きします。またその他の難病対策についての方針、考え方があったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に関しまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　この難病の問題はご指摘のようにたいへん深刻な問題でございます。たいへん深刻な問題でございますが市自体の力でこれに挑戦するということについては非常に医療行政上の問題とか力の上での問題点とかいろいろあろうかと思います。それで簡潔にまず患者数からお話申し上げたいと思います。その患者数の前に現在国が公費負担しておりますのは十一の病種でございます。多少食い違いがあるようでございます。それから東京都がこれにつけ加えておりますのが十三であります。ですから東京都は国を含めますと二十四、こういうふうな数でございます。それで質問者と数が食い違いますのは療育医療、あるいは育成医療という制度がございます。そういう制度、難病に近いものでそういう制度で救済しているというものとの食い違いが境界の上で出てくるんじゃないかと思います。ですから保健所等と連絡をしました結果だんだんにふえてはきております。それで国が十一、東京都が十三、合わせますと二十四、これが現在難病に指定され保険の医療単価内におきまして保険で負担しない自己負担分を国、都が負担している、こういう制度でございます。この中での数でございますが日野分がはっきりしません。保険所管内でございますので多摩、稲城、日野を含めた患者でございます。それで国の十一の規定の中では日野、多摩、稲城を含めて十三人が現在国の公費負担を受けておるこういうことでございます。保健所を経由しまして難病の届けをしましてそれで医療費の自己負担分を負担してもらっている、これが十三人でございます。それから東京都の十四の指定の中での患者でございますが、これが同じく十三人でございます。両方合わせて二十六ということでございます。この数でございますがこれが多摩、稲城、日野合わしての公費負担の全部でございますけれども、実際の患者といいますのは国民健康保険制度というのが七割給付でございますので国民健康保険を世帯主も難病になった場合には三割部分について公費負担を抑ぐ、こういうことになります。ですけれども社会保険の場合には世帯主は重い難病ですと働きなんか出られない悲惨なことになるわけですが経費といいますか、あるいはその後経過がよかったということで社会保険に入ってつとめてなんかおりますと本人は十割給付でございますのでこの数字の中には入っておりません。こういうことでございます。これが日野保健所管内の一応登録されております公費負担患者が二十六ということでございます。それから手当ての額等でございますがこれから考えていきたいということでございます。非常に深刻な問題でございます。日野市としましてはいろいろとご意見あろうかと思います。いろんな医療国民健康保険の単価で認められない要するに単価外の医療、公費負担だとか差額とかいろいろあろうかと思いますが、こういう問題につきましては難病を踏まえて保険単価行政にとどまっている国の行政を難病についてはやはり医療全体についてある程度もう少し進歩した行政にしむけるように方向づけるべきじゃないかと、市自体の力とかあるいは非常に奥の深い難病問題については市の力ではそういう領域にはアタックできないんではないか、日野市としましてはここでだいぶ生活もたいへんでございます。それからタクシー代もたいへんでございます。そういう状況を踏まえてさっきご指摘がありました東京都下では町田がやっております。タクシー代でございます。日野市におきましても大体タクシー代というふうな考え方で福祉手当ての芽を出していきたい、五十年度では。額等につきましては理事者とご相談申し上げていきたい、それから病気の種類でございますが厚生委員会等で数を国の範囲といろんなことも申し上げたいんですが理事者とこれにつきましてもご相談していきたい、そういう考え方でおります。

○議長（大下　博君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　福祉部長のお答えありがとうございます。数字が食い違っている点についてまず申し上げたいと思うんですけど最近の私の申し上げました十二、部長のいわれた十一の食い違いですけれどもこの数字についてはいろいろ調べたんですが最近のものがなかなか見つかりませんのでこの数字を出したっていうのはほかならぬ日野市広報の難病を考えるでございますので、それでもって調べた数字ですから部長の方が正確だと思いますんで私の方を訂正させていただきます。まず患者数の把握ですけれども、保健所管内に十三人というようなことでしたらそのうち日野市が何人かということはすぐわかるんじゃないかと思うんですけどわからないんですかね。

○議長（大下　博君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　私も素朴に考えましてそう思うわけなんです。保健所ともだいぶやったんですがこの議会に間に合わせるために保健所といろいろやりましても保健所自体ではなかなかわかりませんで東京都の医療福祉部の特種疾病対策課っていうのがございます。そこともやりませんといろんな詳しいことわかりませんで少しそこと電話連絡始めたんですがちょうどお昼時間過ぎまして向こうのお医者さんに出かけるというふうなことでございまして数は日野分についてはこれからこの二十六の中でご連絡して分けたいと、そういうことでございます。

○議長（大下　博君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　いずれにしてもこういった小さい数の三市のうちから日野市がわかったとしても、そう大きな収穫ではないと思います。もっともっとこれに含まれない多くの人がいると思うからです。実数がそうこまかく把握されないのはしかたがないことであり、また当然だと思うわけです。なぜならば難病の難病たるゆえんはむしろ診断基準の設定のむずかしさにあるといえるわけです。こういった患者の実数は対策を実施していけばたとえば福祉手当てというようなものを支

給するようなこと、そういうことを実施することによってだんだんとはっきりしてくるんではないかと考えるわけです。それから部長のお答えの中で手当てのようなものは出す考えだということははっきり言われたと思うんですけどその具体的なものについては残念ながら触れられていないわけですけれども、それから難病の病気の種類、こういったものに支給するっていうようなことについても言われていませんでした。しかし難病をこれとこれとこれに支給するというように決めることは逆にそれ以外の難病を締め出すことになるわけです。非常にむずかしいことで十分それについては考えていっていただきたいと思うんです。ちなみに江戸川区ではスモン病など六疾患を定めていますが、そのほか区長が病状等を配慮し、難病患者と認めたものにも支給するというような条例が決められております。その他の対策として考えられているものも特に述べられていないようですけれども一つあげるとすれば、先日の板垣議員の一般質問にもあった長期療養のできる公立病院の誘致も有力な対策の一つではないかと思います。また通院診療を行なうためのマイクロバスの運行、それも車いすの乗れるようなバス、そういった運行の実施も検討していってもらいたい項目だと考えます。さらに続けさしていただきますが六月の定例会での質問で明らかにされましたように日野市の運営する日野市立病院では多くのスモン病患者を出しています。これはスモン病に対する見識が他の病院よりも深く他の医療機関ではスモンと診断されなかったような症状でも当市立病院ではスモン病だとしたために数が多くなっているんだというような院長のお答えがありました。しかし一方整腸剤としてすぐれているという判断からだと思いますがキノホルム、これは市立病院の場合エマホルムという薬ですけれどもこれを好んで市立病院では使用したという話も聞いています。いずれにしてもそれによっていまなお苦しんでいる人が多くいることは事実であります。私はこのような事情を加味して日野市は他の自治体に率先してこの不幸な人たちに対して償うためにも難病対策、具体的には難病福祉手当てのようなものをできるだけ高額にできるだけ多くの難病患者に支給すべきではないかと考えます。このことについてどう考えるか特に市長にお伺いいたします。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　難病対策の問題がだんだん新聞報道等に行なわれる状況が多くなってまいりました。われわれも一ついっそう勉強いたしましてこの方面にも深い関心を払ってなるたけ言われますような対策を進めていかなければならない、こういうふうに考えるわけでございます。

○議長（大下　博君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　私の質問したのは難病対策についてどう考えるかということももちろんありますけれども、

特にいまお聞きしたのは具体的に市立病院との関連において、他の病院よりも特に多くの患者を出した市立病院、このスモン病は普通の病気と違ってキノホルムを含んでいる薬を飲ましたことによって発病した病気であります。そのスモン病を多く出した市立病院をもっている日野市としてその市長としてどう考えるかを質問したのであります。ちょっとそういう答えでは不満なんでもう一度できましたらお答え願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市立病院がスモン病患者の発生とどういう因果関係をもつかということにつきまして、先般のご質問の際に病院長も出席をしてお答えをしたわけでありますが、当時二十四名でしたかそういうふうなカルテが保存をされてあるというお話でございました。なお一つ病院とも連携を密にしてこういうことについて特に話し合いをしてしかるべきこの治療の行ない方を考えていきたいと思っております。

○議長（大下　博君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　これ以上その点についての答弁を要求しても無理だと判断しましてこの点については以上で終わります。ここで申し上げておきたいんですけれども六月議会での質問で院長は答えて五年の期限にかかわりなく投薬証明などに必要なカルテは保存してあるといいました。一般に法律によってカルテは五年間は保管しなくちゃならないということだけで五年たてば捨てていいっていうことになっているんですけれども、特に問題を感じ、そのようなカルテは自分の手元に院長自身の手に保管してあると言われて関係の患者はその点に関しては安心したわけです。ところがその症状からスモンの疑いを感じたある人がその必要を感じて請求したところ疑いのあった者のみを残してあとは捨てたと言われキノホルムを飲んだかどうかわからず、その後の治療に差しつかえています。院長も反省してとっておくべきだったと素直に言っています。以後は五年たっても捨てずに全部とっておく方針だと直接電話で聞いています。今後は院長がかわっても捨てずに永久に保管する方針を貫いてもらわなくてはならないと思います。スモンやあるいはサリドマイドのような薬害は今後絶対に起こらないとは断言できないのではないでしょうか。このことで市立病院の事務長を中心にお聞きしたいと思うんですけれども、まず一点として最近のカルテの廃棄の時期についていつ五年たったからいいということで捨てたかをわかったらお聞きしたい。

二点目としてカルテの永久保管の確立ができるかどうかをお聞きしたい。

三点目として次にカルテがなくても、投薬したかどうか何とかしてわからないものかと私は考えたわけですけれども、病院から健康保険組合などの医療費等の給付先へ請求書が行っていると思うんです。そこへ行ってこのカルテがあればわかるわけ

ですけれども、その投薬の実態がわかるかどうかあるいはわかるんじゃないかと考えたわけですけれども、これについてどう考えられるか、もしその可能性があるとしたら要請によってはしかるべき努力をしていただけるかどうか、以上三点を質問いたします。

○議長（大下　博君）　事務長。

○病院事務長（遠藤政之君）　カルテの保存でございますが先程もカルテの保存につきましては法的には五年間ということでございます。それで現在の市立病院の状態を申しますと現在の病院そのものが二十ベットから始まりましてベット数だけは百四十二できました。その他の付属建物と申しますか倉庫その他につきましてはほとんど手が入っていないというのが現状です。それでことし初めて四十八年度において学校のプレハブの半分をもらって倉庫をつくったというのが現状です。外来あるいは入院ということで一日に外来にしても四百人、病気についても違いますので相当のカルテ量になりますので、それにつきましても非常にこれは膨大な倉庫がなけりゃできませんが、現状で本年つくった倉庫で保存期限のものについては十分これは保存できますし、今後の問題についても十分ではございません。それで考えておることはこのままじゃなくてマイクロフイルムにするとかそういうことをいま考えておりますが、相当の経費がかかります。カルテについては入院についてはできるだけ保存したいということでやっておりますが、なかなか倉庫等の関係がございますのでカルテそのものを全部保存するということはなかなかどこの病院でも困難じゃないか、方法をかえましてフイルム等に納めるという方法でこれから検討したいというふうに考えております。それからせんだっての議会で院長が申したカルテにつきましては、どうも感知していないんですが病院長一人のことでその点ははっきりわかりません。それと第三点目の支払基金との関係ですが、それにつきましては支払基金で何年保存するかということでわかると思います。それでその点については早急に私どもまだそこまで調査していませんので調査をしてご連絡申し上げたいというふうに考えております。

○議長（大下　博君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　けっこうです。私も会社で情報管理の仕事をしておりますんで、その資料が一ばいになって困まっているっていうようなことは身をもって経験しているわけですけれども、そういうことから資料をマイクロフイルムにかえていく方針をまず打ち出しているわけですけれども、したがってマイクロフイルムでカルテを保存するということはきょう提案しようと思っていたんですけど事務長の方からおっしゃいましたがそういうことでなるべく多くの期間、絶対に捨てちゃいけないということはちょっと不可能かとも思いますけど五年をあるいは七年、十年に延ばすようなこと、そういう方向でもって考えていっていただきたいと思います。事務長に対する質問は以上でけっこうでございます。質問を一応打ち切りまして最後に意見などを申し上げまして終わりたいと思います。私たちは難病に対してもっともっと関心をもたなければならないと思います。難病とはむずかしい病気ということであり、たくさんある病気の中の特殊な病気であり、ごく少数の人の問題であると考えられがちです。しかし一般の健康な人が全く打算的に考えたとしても、自分たちに無関係だと考えるのはマイナスだと思います。医学の進歩をさせる、医学を進歩させるということはどうしても必要ですしその進歩のためには原因や治療の方法がわからないこの難病に対する挑戦が必要なのです。難病に対する無関心は医学の発展を遅らせる結果になるのであります。その意味でも日野市広報難病を考えようの連載は、時を得たすぐれた企画だと考えます。以前の保守市政の時の広報にはそのようなものは載っていなかったと考え、全くすぐれた企画だと私は思います。全国難病団体連絡協議会というのが難病関係の十二団体より昭和四十七年に結成されています。この会の会長をやっているのが日野市内の多摩平に住む石川佐門さんという方です。筋ジストロフィーで寝たきりの十八歳になる長男の正一さんをバックに難病に対して必死に戦っています。石川会長の地元のこの日野市が難病病症で前進することが全国で苦しんでいる難病患者にとってまたその家庭にとっての問題解決に一歩前進するように私には思えるのです。この連絡協議会は難病問題を医療だけとか、あるいは福祉だけとかに一方づけない、両者の接点に当たる新しい領域についての問題として全国医療福祉協会を設立しようとして現在準備中だと聞いております。最後に難病問題について切実な患者の要求の上に立った前向きな検討を強く望みます。また一昨日わが党の名古屋議員が発言した視力障害者の生活を守れの質問とともに本件は弱者救済の一環であり、社会党市議団としての強い要求であります。最善の努力をお願いして私の質問を終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって十八の一、難病患者対策に関する質問を終わります。暫時休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　ご異議ないものと認め暫時休憩に入ります。

午後三時　十六分　休憩

午後三時五十三分　再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

谷栄吉君が都合によりあとに回していただきたいとの申しででありますので次に移ります。

二十の一、市立第二小学校校庭拡張についての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

（十九番議員登壇）

○十九番（高橋通夫君）　市立第二小学校の校庭拡張について質問いたします。市立第二小学校はもと第一小学校の分校であった関係上校庭も狭く教室も狭かったわけですが、その後若干は拡張されたわけでしたが、校舎が木造から鉄筋コンクリートになったり、あるいはまたプールができ、さらに屋内体育館等が完成して一そうこの校庭が狭くなったわけですが、従来狭い上にもさらに狭くなってしまったわけです。校庭が狭いということはご承知のように児童が休み時間に伸び伸びと運動ができないとかあるいは父兄も楽しみにしている秋の運動会等もできないということもあるし、またこれは児童の体育の面からみましても、また一たんこの地震、火災等の災害があった場合

に、全員退避というような時にも人命尊重の上からみても、これはこのままにしていくということはゆゆしき大問題になると思われるわけでございますが（「そのとおり」と呼ぶ者あり）森田市政になってからこの校庭拡張等の予算措置もとられたことがありましたが、交渉がなかなか進んでおられないと思われるんですがその後もう一年有半もたっているわけですが、その後の交渉経過はどうなっておりますか、経続的にこの交渉が進められているかどうか、交渉の困難な理由はどういうところにあるかその二点について最初ご質問いたします。助役に質問いたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に対しまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ高橋通夫君の質問について答弁を求めます。助役。

○助役（前川恒雄君）　お答えいたします。この件につきましては地主さんが四名おりまして地主会を開催いたしましても、二名の方だけの出席であと二名の方はお見えになりません。それでお見えにならない方に対しまして、こちらから出向きまして何度もお願いにあがっているわけでございます。その四名の方のうち三名の方はある条件、といいますのはかえ地でございますがかえ地の条件を付されて一応条件が満たされればということでございまして、これにつきましてもいろいろかえ地をこちらの方で用意しまして案内して見ていただいたりしており

ます。ところがお一人の方がどうしても全然話にのっていただけません。やはりこの方につきましては市に対しまして、市として、排水の問題で市役所へお出になっていろいろ紆余曲折がございましてたいへん役所をおこっていらっしゃるわけなんです。その方がどうしてもその話にのっていただけないわけです。他の地主さんもそれぞれ皆さん近所の方でございますので、ばらばらでなくて四名とも一緒に足並みそろえたいということでございますのでその一名の方を何とか少なくともそのテーブルについていただきたいと思いまして、いまのところその方にしぼりまして、いろいろお願いしているわけでございます。先日も私直接ここへ参りましたが、たとえば私が行くと申し上げても会いたくないと、頭からそうおっしゃるわけです。それを押してお伺いしましてお願いするわけですが全然私の方を向いていただけません。背中を向けて全然問題にしないというような態度でございます。それで私こんなことを申し上げてはなんなんですが作業所の土間にひざをついてお願いしましたが、それでもなかなかはっきりしたご返事はいただけません。私は土地の問題よりも前に私ども市役所に対する非常に強いお怒りの気持ちを少なくとも許していただきたいと、それがないと実際にそのお話ができませんもんですから、まずそれだけをお願いにあがったわけですがそういう状況です。率直に申し上げて、私の感じではこのままではとても話にならない、非常にむずかしいと思っております。これは理論じゃなくてほんとうに感情の問題でございますので、うまくその方のお気持がやわらげられればこれはさっぱりした方でございますので、決してまずくはないと思いますけれどもなかなか理屈でお話するわけにはいきません。それでその方につきまして実は率直に申しましてどうしていいか考えあぐねているというのが率直な感想でございます。できましたらその点につきましても地元の有力者の方々などのお力もお借りしまして何とか糸口だけでも見つけたいと考えているところでございます。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　一回や二回行って向こうが背中向けたからってそれで往生するようなことではこれはだめだと思いますね。それはもう何度も何度も足しげく、そうして運んでお願いして誠意が通じた場合は必ずや向こうの人も話にのってくると思うんですが、そういう努力が必要と思うわけですがね。今後の見通しはどうです。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　たしかに高橋議員のおっしゃるとおり、ねばり強くといいますか今後とも決してあきらめずに私どもお願いしていくつもりでおります。今後の見通しということでございますが、これは先程も申し上げましたような状況でございます。もちろん今後の見通しとしてはなかなかきびしい

ことばでございますけれども、こういいますとあまりにも希望的かも知れませんが、多少態度もやわらいでいるんではないかという感じはいたしますが、しかし決して楽観できるような状況ではございません。それで見通しと言われましても非常にお答えしにくいんでございますが、いつどうなるというようなことはとてもいまの状況では申し上げられませんがなにしろ学校のことでございますので、私どもも何とかお許しいただくということ、それ以外にございません。条件がどうこうという話では全然ないもんですからね、ただ誠意を見せるそれだけで今後とも続けていきたいと思っております。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　なおこの代がえ地があれば協力してもよろしいというようなそういう地主については代がえ地を案内されたというわけですがなおさらに気に入るような場所を物色して続けてきたかどうかですね、その点どうですか。

○議長（大下　博君）　収入役。

○前総務部長（杉本好次郎君）　前の関係からお答えいたします。公社といたしましても二カ所その予定地として買収いたしました。これらについても案内したわけですが、ただ見ればあちこち土地ありますのでそれらを紹介してきているわけですがさらに積極的にこれらに取り組んでまいりたいと思います。予算等についても昨年度は流してしまったわけでございます。本年も二億七千万ほど買収費が予算化されているわけですから三月までにはぜひとも何とか確保いたしたい、そういうことで今後努力いたしたいと思います。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　せっかくそうした代がえ地があればというような地主があるわけですからそういうところから解結していって、そうして今後とも根気よくねばり強く交渉を続けていって一日も早く全地主の協力が得られるよう理事者側の努力を切に要望してこの質問を終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって二十の一、市立第二小学校校庭拡張に関する質問を終わります。

次に二十の二、京王線平山駅移転についての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

○十九番（高橋通夫君）　京王線平山駅移転について質問いたします。この京王帝都電鉄会社が最初移転の計画をしたのは、豊田のボーリング場の西の陸橋を渡って平山橋を経て京王団地に至る都市計画道路と軌道の接点の付近に駅をもってこようという計画があったようですが、この移転の話が出ますと通勤者の人たちから移転反対の運動等が起りまして、それでは現在のところにおこうかということで計画したわけですが、最初はこの区画整理方式で押せ押せで広場をつくろうというような

○計画をしたようですが、これも全地主の協力が得られませんで、結局平山旧小学校の跡地を市から譲り受けてここに駅をつくろうということになったようですが、市としてはこの会社が川崎街道から進入道路が拡幅の買収が済んだら考慮しましょうということを市長が本会議で言明されたわけですが、その平山小学校の跡地については去る十七日林議員から質問がありまして、私が質問しょうとした事項はあらまし言い尽されているわけですが、なお残された点について何点か質問いたしますが、第一点として進入路の拡幅用地の買収関係地主は何名ありましたか、それから進入路は左右同じ幅に広げる予定だったか、何メートル広げる予定だったか、二点目。次がそのうち京王として買収済みの地主が何名おられますか、次に京王が買収した単価はおよそどのくらいでありましたか。それから京王と市と売買契約をやったそうですが、その年月日、それから残金を精算した年月日と所有権移転登記、以上第一回に。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　平山駅の問題につきまして五点ばかりのご質問がございましたが、お答えをさしていただきたいと思います。第一点の問題は進入路の拡幅関係でございますが、その地主は何名であったかというご質問でございますが、その資料を実は持ち合わせておりません。お許しをいただけますならば、後日調べまして直接高橋議員の方にご連絡を申し上げることでご了解をいただけたらと思います。それから二番の問題につきましては左右同じいわゆる幅で拡幅をする予定であったかというご質問かと思いますけれども、たしかに京王側としましては平等といいますか、両方に同じに広げたいというご希望であったようです。しかしながらいろいろな関係があったようでございまして若干その点は不公平というとへんですが片方に大きく広がった部分があるように記憶をいたしております。この理由につきましては、私どもよく承知はいたしておりませんけれども、もろもろの状態でそういうことになったと判断をいたしておるわけでございます。ご了解をいただきたいと思います。それから三点の問題につきましても、これは第一点の問題と関係ございますけれども全部買収済みか、何名かというようなご質問だったと思いますが昨日林議員の際もお答えをいたしましたけれども、最終的に進入路につきましてはたしか一名だと思いますが、この方の問題ございましてせんだってお答えいたしましたような市側としてのその方に対するお答えをさしていただいたわけでございます。それによりましてその方はご納得をいただいて、直接京王と地主さんとの交渉に入っている、これが確実に済んだかどうかは承知いたしておりませんが、その方だけで進入路については何とかいくという判断を私どもはいたしておるわけでございます。なお、その進入路の買収単価につきましても、私ども承知をいたしておりませ

ん。京王側と地主側との関係でございますので市側がそれにタッチすべきことでもございませんので、その点は承知をいたしておらないわけでございます。ご了解をいただきたいと思います。それから第五点のおよそ一千三百坪の売買契約の年月日、金額の授受関係でございますが、前総務部長の方で資料を取りに行っていると思いますので、しばらくその点だけ保留さしていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　次に質問いたしますが、その売買の単価が昨日発表されたようですが、その売買の単価の決定に当たっては土地価格鑑定士に依頼されたかどうかその点を。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　その点もあわせて収入役の方からお答えをさしていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　それでは次に市長にお伺いしますが、この進入路の用地の買収が済んでから京王との交渉に応ずるというようなことが言明されていたわけですが、まだその買収が残っているのに売ってしまったっていうのは金が忙がしかったっていうわけかどうなんですか、その点は、どんな関係があるかその理由をちょっと。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　いまのご質問の点も林議員の際にお答えをさしていただいたように思うわけですけれども、たしかに進入路が買収できないものを私どもの千二百坪の土地を京王さんに譲渡いたしましてもそれは役に立たないわけでございます。ところがおおよそ全員の方がご了解をいただいて残るはあと一人という状態になったわけでございます。そのお一人の方が日野市がおよそ千二百坪の土地を売るならば、簡単に申しますと話し合いに応ずるということで、まずその方に私夜分参りまして日野市は売る構えでございます。京王に譲渡する構えでございますので一つ京王の方とお宅さんと話し合いにのって下さいということでご了解をいただいたと思っているわけでございます。したがいまして価格の問題はございましょうけれどもまず市が京王に売るか売らないかということについてその一名の方は疑問があったわけでございます。売るということでご了解をいただいたわけでございますから北野街道からの進入につきましては、一応見通しがついたということだろうと思うわけでございます。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　十七日の林議員の質問につきましては、大体済んだだろうというふうに企画財政部長は確認をしなかったようですけれども、推定で済んだだろうということでしかしその人には市が売るはら構えであるということをはっきりいえば売らなくてもまだその意思は通じるわけですけれども、それでまだ売ったというはっきりしたことがないのに売ったということになるんじゃないかと思います。確認もしないでですね。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えいたします。いまのお一人の方は進入路について、私の判断になるかも知れませんけれども決してこの進入路に反対をいたすものではなくて、若干はその方のいわゆる生活上の隘路はあるようではございましたけれども、市側としてその千二百坪を譲渡するならばその話し合いに応ずるという構えはあったように私は思っておるわけでございます。あとのことは単価の問題とかいろんな条件はございましょう。それは市があしてやれ、こうしてやれということは京王側には申し上げられませんので、お二人で一つご協議をいただきたいということで実は私別れております。そういうことで一つご了解をいただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　それでは収入役が来ましたので。

○議長（大下　博君）　収入役。

○前総務部長（杉本好次郎君）　売買契約の年月日ですが、四十九年の十月の八日に契約を締結いたしました。土地代金の収入は十月の十七日に収入しております。あと鑑定士関係ですけれどもこの方は京王側で何社か行なったようです。市としてはさらに京王側から取得する土地三名でございます。七十四社ありますからこれらの関係との中で、市としては特別鑑定は行ないません。そういうようなことで出た数字につきまして、種々検討を行なって、双方了解の上で取り引きが契約がなされたそういうようなことでございます。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　この旧ですね、もとの七生だったですけれども、旧直営診療所が払い下げになった時は、市の方として鑑定士を頼んでその鑑定委託料等も予算化して、そうして鑑定してもらってそれを基準として売買をやったわけですが、そうするとこの鑑定価格はその付近の最近におけるところの取り引き価格を基準として行なわれるわけですが、京王側が進入道路を買収したそうした価格も当然鑑定されなければならないのを京王だけわからないままにそちらで鑑定さした価格で売る方でそれに甘んじてやるということはちょっと売る方にとって不利ではないかという感じがするわけですけどもね、京王としてはそうした進入路の売買価格をどういうふうにみていたかその点をひとつ。

○議長（大下　博君）　収入役。

○前総務部長（杉本好次郎君）　進入路付近の個人所有地についてはどの程度で取り引きしたかは、京王とその個人の

所有者との取り引きの中で決めておったようです。市としてはやはり代がえ地の取得関係があります。それは先般も企画財政部長が申し上げましたけれども、これとの取り引きの中でその遊び場の用地三百七十四坪さらには幼稚園用地の関係、これらの関係の中で鑑定士に頼らなくてもこの価格で適正な価格であろうということの判断の中で決定をいたしました。そういうようなことで、その旧平山小の跡地の処分についてだけなればやはり鑑定士の鑑定も必要だったと思いますけれども、市が取得するこの土地二カ所につきましてさらには一部土地を借用するというふうに思っております。それからいずれはそれらの道路も市にいずれは帰属することになるだろうし駅前広場も大部分は将来市に帰属するんではなかろうかというふうにも考えておるわけでありまして、別段この取り引きが市が不利益だったということじゃなくて、私は適切な損失のない取り引きであったとこういうふうに思っております。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　市が公有財産を処分する時にたいていの市として当然これは鑑定士に委託してそうすべきだと思うんですが、そういういき方について間違いはなかったかどうかね。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　京王に駅前広場になる、実質的には公有地を譲渡したということなんですが、駅そのものは、あるいは駅前広場というものは本来公共用地にごく近い性格であるわけでありまして私はあの場所そのものの価格はかなり高い価格である、これは私の考えかも知れません、そう思っておりますが。そういうことをして、そうしてその上それ以上に相手方が買うならばはたして安かったということも思われるわけですけれど、現在川崎街道平山方面の土地は相当高くなっているわけですが、そういう点からみても若干どうかと思われたので質問したわけですが、それでは次に総坪数千二百坪それで総額四億円以上の土地が処分されたわけですが、こうしたことが今度の一般質問で初めて発表されたようなわけですが、これは当然市政経過報告の中で市長から報告があってよかったんじゃないかと思うんですが、その点いかがですか、市長に聞きますが。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たしかことしの予算にも計上されておりますわけですし、そういう経過は私はこれまで議会側にも伝えられておったであろう、あるいは地元にも説明をした経過もありますから、私が何か特別市政の中の新しいこととしてご報告をするというふうには、ご報告をすることが必要だというふうには思いませんでした。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　もちろん予算の計上の時には了解はあったわけですが有山市長が前に大久保の市の土地を公団に売った時は、その結果が坪どのくらいで売って総額どうでいつ売買になったという経過報告がなされておりましたが。

それでは次に質問しますが去る十七日の林議員の質問に対しりますが。それでたしかにそれは駅前に付随するようなそういう場所は民有地であれば相当高い取り引きがまた新たに発生すると思いますけど、市がそのことを提供することによって駅前広場ができる、あるいは駅ができる、その駅は地元市民の通勤上大切な公共施設になる。こういう関係があると思うわけでありましてその土地そのものが私はむしろ鑑定をするよりもそれ以上な条件付きといいましょうか、そういうことで価格がのまれたというふうにも思っておりますし、ましてそれに伴う別の土地の譲渡関係もありまして、市としては有利な取り引きだったというふうに思っております。それからいずれはそれらの道路

○前総務部長（杉本好次郎君）　総額いくらになりますか。

○十九番（高橋通夫君）　たしかことしの予算にも計上されておりますわけですし、そういう経過は私はこれまで議会側にも伝えられておったであろう、あるいは地元にも説明をした経過もありますから、私が何か特別市政の中の新しいこととしてご報告をするということが必要だというふうには、ご報告をすることが必要だというふうには思いませんでした。

○前総務部長（杉本好次郎君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　もちろん予算の計上の時には了解はあったわけですが有山市長が前に大久保の市の土地を公団に売った時は、その結果が坪どのくらいで売って総額どうでいつ売買になったという経過報告がなされておりましたが。

それでは次に質問しますが去る十七日の林議員の質問に対して企画財政部長は旧小学校売却した時の平山の地元に対する代がえ地と申しますか、子供の遊び場として三百七十坪の土地を確保したと発表されたんですが、その代がえ地の単価、総額はどういうことになっていますか。

○議長（大下　博君）　よろしいですか、収入役。

○前総務部長（杉本好次郎君）　代がえ地単価十八万で金額は六千万円ですが……。

○十九番（高橋通夫君）　六千幾らです。

○前総務部長（杉本好次郎君）　契約は三百七十坪の十八万。

○十九番（高橋通夫君）　総額いくらになりますか。

○前総務部長（杉本好次郎君）　総額六千なにがしになりますが、六千万ちょっとですが……。

○十九番（高橋通夫君）　計算してないんですか。（「そんなこまかいことまでしてないわよ」と呼ぶ者あり）一応だってこれは。場所はどの辺になりますか。

○前総務部長（杉本好次郎君）　六千六百その下は覚えておりません。六千六百余万円でございます。

○十九番（高橋通夫君）　けっこうです。

○前総務部長（杉本好次郎君）　場所といたしましては昨日もいったかも知れませんけれども平山橋から二・二・六という道路から変更になりまして京王の団地の入口に計画されて

おりますが、そのすぐわきでございますが、もう少しこまかくいいますと秋間ボーリングの西側のちょっと南側あすこに山田屋という菓子屋がありますけれども、その前に西に通ずる道路がございます。その道路の北側でございます。いま現況はその西側には国道を隔てまして四戸程度の家が建て始めておって二戸骨組みが建てられましてその東側でございます。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　場所は市としてそこを埋め立てて遊び場の施設等も全部することになっている予定ですが、その点をちょっと。

○議長（大下　博君）　収入役。

○前総務部長（杉本好次郎君）　あとどの程度に煮詰めるかということで、地元といろいろと説明会等で協議をしたわけでございますけれども、土盛りをいたしまして擁壁をつくるようです。さらにはフェンス等も張りましてトイレとかあるいは物置き程度のものはつくる必要があろう、さらには遊び場ですから街灯三灯ぐらいはつくらなければならないとか、これらについては五十年度で数字を行なう、とりあえずは余った土がありましたら業者からもらってとりあえず入れようではないかということをいま話し合っている段階でございます。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　この土地を購入するに当たって、企画財政部長からこれは宅地造成業者から拠出された基金であるということを言われたんですがこの基金がどのくらいあっていまどのくらい残っているかちょっと。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　はっきりした数値はいまちょっと持ち合わせてございませんけれども、この点もあとご報告申し上げたいと思いますけれども、いま収入役の方からご報告しました三百七十坪の六千数百万円のお金を払いましてなおかつ残りが一億なにがしかの数値があると承知をいたしておりますが、これは後ほどもし誤まるといけませんので議員さんの方にご連絡を申し上げたいと思います。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　四十八年の本会議におきまして、私は次のような発言をしておりますが、この新しい平山小学校が現在の地に建設される時に当時の有山市長はその財源として潤徳小学校の旧校地を売ったわけですが、その時にこの旧小学校のラップのいわゆる七生東部の住民の要望として、今後もし平山の旧小学校が売却された場合、その代金で東部の文化施設の用地買収に当ててもらいたいという申し入れをしたんですが、有山市長も了解され、また森田市長も了解されていたわけですが、そのようにいたしますということ言われたんですが死人に口なし（笑声）といえども議事録を見ればはっきり書いてあるわけです。そうしてこの四億かの金を利用されて三百七十坪は基金から買って、あと五百坪に対して用意があるという話いわれたんですが、その点をさらに詳しい説明お願いいたします。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　われわれが特に配慮を以前に感じましたことはともかく旧七生のしかも平山に存在する一つの現在市有地となっております公共用地でありますからして、これは一つの住民感情としましても七生方面に将来還元のできるような考え方をもつ必要があるだろう、したがって七生の東部の議員さん方に聞くと別段あれは平山の言うなれば地元財産という意味ではない、すでに平山小学校を建てる時に七生の財政で用地の取得をしてある、ですから平山の地域にそのかわるべきものを何か残すというほどの配慮は必要でないとこういったいわれた方もいられたことも聞いておりますけどやはり平山地域の感情としましてはなるべく平山の周辺にこういうかわるべき市民施設を今後残すような、そういうものがほしいともいわれますし、われわれも必要だと思いますからある程度の土地の用意もしたわけであります。南平の小学校も買収したわけでありますし、それから今後高幡地域につきましてのいろいろを公共施設の計画もあるわけでございまして、したがって地域に対する将来のための住民感情には十分こたえる措置はやり得たであろう、そういう配慮もまた事務を行なったと、こういうふうにわれわれとしては考えております。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　後段の五百五坪の関係でお答えをさしていただきたいと思いますが十七日の時点につきましてもご説明申し上げましたけれども、まだその条件が整っておりませんけれども、これはやはり京王の土地でございますが、五百およそ五坪と予定いたしております。これを近く購入をいたしたいと思っておるわけでございます。つまり昭和四十九年度において契約の段階に持ち込みたいということでございます。したがいまして平山地区につきましては三百七十坪と五百五坪の土地の確保をいたすということでございます。もちろんこのことにつきましては、過日、収入役とも私参りまして地域の方々には三百七十坪については皆さま方の広場でございます、遊び場でございます。いいかえれば盆踊り広場でございます。あとの五百五坪はいろんな関係で確保をいたします、ぜひご了解をいただきますということで地元の方ももちろん全員ではございませんけれども、ご了解をいただいております。付け加えてご説明申し上げます。

○議長（大下　博君）　収入役。

○前総務部長（杉本好次郎君）　先ほど三百七十坪の取り引きをした価格をこまかく申し上げます。総金額六千六百五十三万七千九百円でございます。終わります。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。
○十九番（高橋通夫君）　平山の地元としてそうした要望を出されるのはごもっともと思いますがこれから購入されるという五百五坪の予算は大体どのくらいであるか、単価その他。
○議長（大下　博君）　企画財政部長。
○企画財政部長（加藤一男君）　まだはっきりした契約を結んでおりませんので確実な数値は申し上げられませんが、おおよそ私どものはらづもりでございますけれども一億円前後とみております。
（「議事進行」と呼ぶ者あり）
○議長（大下　博君）　秦正一君。
○十六番（秦　正一君）　議事進行でちょっとお願いしたいんですけれども質問形式を一応通告してあると思いますけど、質問内容を羅列してこま切れみたいじゃなく（笑声）やっていただきたいと思うんです。みんなそのようにして協力してきたわけですからよろしくお願いいたします。（「異議なし」「同感」と呼ぶ者あり）
○議長（大下　博君）　そのように進めていきたいと思います。なお、いま出ましたので後ほど申し上げようと思っていたわけですけれども、いまの質問のように当初から数字を聞く場合は通告質問の中にこれを聞きたいというのがあれば非常に議事がスムーズにいくんではないかと思うんです。今後質問者について派生的に数字を聞くという場合は別として当初から聞きたいという場合は何を聞くというものを明記しておいていただきたいということをお願いします。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは高橋通夫君。
○十九番（高橋通夫君）　それではあと七生地区東部方面に使用する金はどのくらい当ててあるか、その金額とそれから次に旧平山小学校は旧小学校の跡地が売却された場合、そこには大地区センター、児童館の二つがあるわけですが、その用地の残りはどのくらいおのおのなっているか、平山の住民たちがそこをいつも使っていたわけだけど使う人たちにも相談してその残りを決めたかどうかね、その次にそこには昔源平の合戦に偉名をとどろかした平山武者所のやかたの跡ということで碑も二つあるわけですが、そこを今度京王に売却しちゃって全然その辺が変貌してしまうので、こういう理由でなったという理由の碑か何かを立てるべきであろうと思うんですが、そういう点について何か考えているかどうか、それから平山駅のすぐ東とそれから百メートルぐらい行ったところに踏み切りが二つあるわけですが、今度この橋上駅舎ということでその踏み切りは必然的にふさがれると思うんですがこの前の向こうに用地がないので今度は市道ということになると思うんですがそうした場合その駅舎を通って自転車等が通行できるような道路になるかどうかそういう点、なおホームの延長とか構内のあるいは駅舎道

路、バスターミナルとか青写真があったら議員に配って説明してもらいたいと思います。（「いいじゃない」と呼ぶ者あり）
○議長（大下　博君）　企画財政部長。
○企画財政部長（加藤一男君）　質問は四点あったと思いますが第一点の問題は市長の方から申し上げました東部のいわゆる充実金額これは幾らかというご質問だったと思います。これはもちろんいま幾らという数値は申し上げられませんが、五十年度の予算の中で徐々に組み入れていきたいということでございます。いくらということは申し上げられませんが五十年度で姿勢を出していきたいということでご了解をいただきたいと思います。それから旧平山小学校跡地のご質問の地区センターと児童館が左右にございます。これは残ります。したがいまして地区センターの前にございます子供の遊び場、ブランコ等がございますけれどもこれも残る予定でございます。したがいまして記念碑も残る予定でございます。そういうことでご了解を賜りたいと思います。それから三点目の踏み切りの件でございますがこれは十七日の時点で林議員もたいへんご心配をいただきましたし、市川議員もご心配いただきましてご発言をいただきましたけれどもこの点につきましてはもう少し京王側と煮詰めてみないと何ともいえないわけなんでございますが実は詳細につきましては、明日京王側と話し合いをする予定になっております。もちろんご質問の中に、林議員からのご質問の中にいわゆる開発行為に云々というご発言もございます。私どもの方で一応調査いたしましたが、これは都市計画法の第二十九条だと思いますけれども駅とか学校とかそういうものはそういう行為から適用を除外されております。したがいまして都知事の認可は受けなくてよろしいということで私どもは判断をいたしておるわけでございます。そういうことで踏み切り問題その他につきましては明後日以降いろいろ私どもも、それぞれの担当者を集めておりますのでその中でいまのようなご心配は解決していきたいと思っています。もちろんそれは関係する方と話し合いをしなきゃならないと思います。日照問題等も若干出てくるかも知れませんのでそういう点は明日以後に煮詰めたいと思っておるわけでございます。したがいまして、第四点の問題につきましても詳細を図面はまだ私どももいただいておりません。簡単な平面図等があるいは配布できるならばお配りをいたしたいと思いますけれどもまだ京王といたしましても固まっていないと思いますんで……。
○十九番（高橋通夫君）　そこにあるのは図面じゃないですか。（笑声）
○企画財政部長（加藤一男君）　ご了解をいただきたいと思います。私どものいまの手元のものは単なる平面図にすぎませんので固まった時点でお話しを申し上げたいと思います。
○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　今後固まらない時点において地元とよく話し合いをしてよく地元のいろいろな意見を取り入れてそのうちに本決まりの方に進めていただきたいと思います。以上をもちましてこの質問を終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって二十の二、京王線平山駅移転に関する質問を終わります。

次に二十一の一、東部地域の開発についての通告質問者、剣持佐吉君の質問を許します。

（十一番議員登壇）

○十一番（剣持佐吉君）　簡単に質問をしますがね、一つ簡単に、率直にお答えをいただきたいと思います。九月にも質問した内容でありますが実は事態が進んでおりまして状況が変化しておりますので質問の形で単なるデスクで聞くだけの問題ではないと思いますので、あえて通告質問に取り上げたわけであります。市長は市役所の市庁舎の建設について情熱を燃やしておりますが、それについて何回か私も申し上げてきたように市民要望が澎湃として盛り上がっておりますが特に東部地域における開発の問題は市庁舎建設計画を契機として強くなったということでありまして、あえてこれでこれが初めて盛り上がったような状況ではないことは皆さんご案内のとおりであります。市庁舎建設ということはご案内のとおりある地域が非常に発展をすると同時に下流地域においては非常に災害が多くなるそれにいろいろのまた格差についての要求も強くなる、そのことで九月にも質問したのでありますが、九月の質問に対しては東部地域の開発についてはまず排水路の計画を一億円予算計上してやりました。そのことで九月はそれで終わったのでありますが、ところがその後の交渉の経過を一部調査ということばが適当かどうかわかりませんが、聞いたところによりますと難航をしている様子であります。その内容としては神明上の地区外排水路のうちの東町地域のこれは反対といっていいかどうかわかりませんが、そういうあっちの方がスムースにいかない状態が、しわ寄せがこの一億円の予算執行にくるということについては強い反対があるようでありますす内容を調査してみますと全部詳しく調査したわけではございませんがかなり深刻問題であるようでありますというのはこの一億円の予算執行に当たっては下流をいわば投げやりというんですか、流しっぱなしというそれでは泥をかぶりすぎてかなわんということ、それから下流地域には一部用水は通っているけれども、それは私用水もあるということも聞いております。これらの問題がありますがこれについての話し合いの経過はこの間、先般庁舎建設委員会に付託された反対請願の中から調査の必要があるので建設部長からその経過は伺っております。しかしそれは経過の段階において難航しているというだけであってその打開策はまだ軌道に乗っていたようではございません。したがいまして通告にも書いてございまして一と二の神明上地区、一は高速道路ぎわを排水路と予定した一億円予算消化の見通しについて地元関係者とどういう話し合いをしているか、ということです。二番の問題は関連でございますが神

明上地区外排水路のうち東町地域を予定地とする路線についての地元との交渉の経過、見通しこれについてお答えをいただきたいと思います。これはデスクで聞けばいいといえばいえるんですが実は地元の様子を調査、私の調査が徹底しているかどうかはわかりませんが、私があえてここで本会議で市長に明確にしていただきたいのは、いままでの交渉経過においては単なる感情的な問題ではなくて感情とは別に現実的な問題として市長の市側の態度に問題があるようでございます。したがいまして、この問題は市の態度を地元の納得する態度を公の場で発表していただかないと地元の説得ということばがいいかどうかわかりませんが地元との交渉がスムーズにいかないような懸念が多分にありますのであえてここではっきりしていただきたいというものであります。それからもう一つこの東部地域の問題としては北川原というところ、これは処理場から上流地域にかつて四千坪を市に寄付した土地がございます。それがあまりに捨て場になり物置になり、それから管理が適当でないということは前に伊藤松之輔議員が長い間繰り返しその窮状を訴えたことがございますが、この地域に対して高幡の市営住宅の離作料支払いの経費として請願が出ておりますが、この問題も地元としてははっきりしていただかないとなかなか取り扱い均衡の上から簡単にはいかないような問題があります。したがって、この問題についても市長はどういう態度をもってこれに臨もうとしているのかということを明確にしていただく必要があると思います。

それから万願寺の区画整理の問題でありますが、九月の質問に対しては十月から地元との交渉に入るということを言っておりました。そしてその時に区画整理の素案というようなものも示していただきました。それでその場は過ぎたのでありますが聞くところによりますと、この区画整理の問題は処理場予定地の面積の問題を初めとしてまたいろいろの問題もからんで、ある人のことばをそのまま申し上げますと暗礁に乗り上げて白紙に返ったというようなことも言っております。したがってどういう態度で地元の納得を得られるような態度が市長にあるか、それが問題だということを地元でいっております。これができないとまた東部地域とそれから台地方面の神明上を初めとする台地方面の均衡がとれないという問題でこれもたいへんな問題であろうと思いますので市長の態度、それは東部地域の市民に納得のいく態度を明確にしていただきたいと思います。

それからもう一つは数年前から陳情、請願が出ておりました市営の処理場がなかなか拡張計画もしておりますし、どれくらいのものをどういうふうに処理するというのは当時の民生部長からもいろいろ説明も聞いておりますし工事も拡張工事もやっております。それから余熱利用の施設もありますけれども、それが必ずしも地元の納得を得てはいないようであります。とい

うのはまだこのいわゆる化学製品の廃棄物というんですか、こういうようなものは露天で燃しているようでありますしそれからあの厨芥というんですか、いわゆる生ごみですか、そういうようなものの処理についても非常に悪臭を放っておるようでありますし、それから地元ではこういうこともいっております。このままやられると黙っていちゃどうなるかわからんというような不安があるようであります。交通上の問題、たとえば非常にくさいものを臭いを振りまきながらあの町にこう全市的なものが集まってくるということ、こういうようなことについて不安があります。

第六番目の南多摩下水道の問題は橘祐子君がすでに質問をしておりましたし、その答えによって必ずしも満足ではありませんけれども、ご要望に応ずる処置をとりたいといっておりますからこれはカットいたしまして以上五点についてお尋ねをいたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問について関連質問者があれば挙手を求めます。なければ剣持佐吉君の質問について答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　高速道路の下を通りますいわゆるバイパスですね、これについて地元と話し合いをしたわけですけれどもやはり地元の方としては神明上区画整理の地区外排水路ができないからうちの方に持って来るというようなことでは承知できない。したがってそれらの問題があと一年なり二年暫定的な期間だけをそうするということと話が全然違うんでそれらについては協力できない、こういういろいろ話したんですけれどもいわゆる神明上の区画整理に伴うところの地区外排水を根川の方に持って来ることについてはご免こうむるとこういうようなことでございます。しかしそれでは私の方でも市長から命令が出ておりますので、現在でも根川の周辺が必要となる。そういう地点についてはいわゆる流す流さないにしましても現行そういう状態でありますので、この予算範囲の中でこのしゅんせつ等は行なわない、こういうふうに思っております。時期等については目下設計中でありますから設計が終わった時点で一月になりまして地元の方にそういうお話をしていきたいと、こういう考え方です。したがって抜本的な対策であるバイパスについてはいまのところ手を付けるということになりますとこの間の話がそういう形になっておりますから一月の時に部分的な改修についてのいわゆるやり方については説明会を開いてその後のことについてはかなり長期的でお話をしたいと、そういうふうに考えております。あまり一億円の消化について、見通しについては非常に暗いということであります。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　たいへん建設部長には失礼な言い方ですが、その説明はもうすでに聞いたんです。さっきも申し上げたとおり聞いたんです。それで暗礁に乗り上げた状態は以下まだ五問ありますけれどもそういう事務的なことは私も聞いたし調べてます。先ほど申し上げたとおりそれは事務的な段階においてそうだというのでこれに対して繰り返しやるんだと言うが、市の基本的な態度に問題があるということを地元でいっているわけですよ。それが単なる感情であるならばまた別に方法があるとも思われるけれどもそうではなくて現実的にそれでは困るんだと、例をあげると東町地域のしわ寄せをこっちに持ってこられたんじゃ困るんだと、現実的な問題としてそういう訴えをしているわけです。それに対して市長がどういう態度でくるか、市長自身が言わなくてもいいわけですね、建設部長がまたいうことになるでしょうがいままでとはかわった持ち物ですか、地元に納得のできるような条件というんですかそれを示さないことには暗礁に乗り上げたのは上がりっぱなしになりはしないかと懸念しているわけです。それは市長が情熱を燃やしているところの市庁舎建設の問題にも波及しやしないかと思われるわけです。したがって事務的な段階においては私は調査をしていますのでだからさっきも要求しているように市長が地元にこういう態度でいくんだと、それで地元が納得をしてくれそうなことをここで明らかにする必要があるんじゃないか、したがってあえてそのことをここで本会議の席上で取り上げたゆえんはそこにあるんだということを理解して市長から言っても

らわないと建設部長にはたいへん恐縮ですがこの説明は聞いたんですよ。聞いてくれりゃたいへんだと思うからここで本会議で取り上げたわけですからそのへんを一つご理解をいただいて市長からもしそれができていなかったら後日また練って庁内会議でもやって練ってもいいですよ。

○議長（大下　博君）　市長答弁。

○市長（森田喜美男君）　東部地区ということでご質問をいただいておるわけですが、いわゆる多摩川、浅川の合流近くなる地域には従来から処理場でありますとか、ごみの焼却場でありますとか、たしかにご迷惑をかける施設があるわけでございまして、これまでいろいろとご不満がたまっておるということはわれわれも伺うつど痛感もし、胸をいためておるわけであります。一番目に質問されております中央道沿いの一つの排水につきましてはこの山下堀、仲井堀がはんらんをするものですからなるべく早く多摩川まで水を流す、その手段として流れを一系統をふやすことが一つの手段に有効であろうということで着想したものでありまして本質的には神明上の地区外排水に将来当てようと、こういうふうには実は思っていないわけでございます。神明上の地区外排水はあくまで東町に向けて出していくと、これはもうすでに決まっておることでございますし、これまでとかく地区外排水という立場で地元に説明を持ち込んだわけですが、近頃の汚水というものを皆さんは当然きらわれる

立場にありますからして、放流点でいろいろと迷惑を受けるだろうというようなことでまだご了解を得るところまではいってないわけでございますけれども、これはもう日野市の大きい計画の中の一つの排水系統でありまして、これはしかも雨水を排水するということがたてまえでして下水道のできるあかつきにはそれらの下排水というものは分流式によって雨水のみになっていくわけであります。東町方面につきましては都道の認定ということがいただけましたので、都道の幅員を少なくも東京都に買収をしてもらうわけですが、そのことを一つ地元にあるいは地主にご納得をいただきたい、ご協力をいただきたい、こういう説明にいま入っておるわけであります。それが整いますればいままでの現道に決めようとした地区外排水の管渠は今度は新しい道の中に埋めることになるわけでありまして、それらをあわせて地元にご了解をいただくということをどうしてもやらなきゃなりません。その事務当局がいまそういうことについての説明は地元に対して進めておるわけでございます。道路についてまず測量状況をどうやるかということでございます。したがって中央沿いの一つの排水路を将来神明上の地区外排水路に交通的にしようとこういう考え方はないわけでありまして発想の動機は山下堀、仲井堀等のこの地域におきますたしかにこれは神明上から流れてくる雨水でもあるわけでありますけどこれらをとにかくなるべく短い時間に多摩川まで排水をしようということに発想の一番の大きな考えがあるわけでありまして、ぜひ一つそれは地元にご了解をいただいて地元に迷惑がかからないようなご意見も聞きながらやらしていただく、こういうことで臨むわけでございます。

それから寄付の土地四千坪のことにつきましてはようやく相手の交渉の代表される方々と話がまとまりましたので、あとは議会の問題になるわけですが何とか工面をしてお払いをしていくということを考えております。それから東部地域の万願寺区画整理関係のこともそれらをあわせまして要するにあるいは私らの特に私の不徳のいたすところも多々あると思いますけれどもあるいは誠意がまだ行き届いていない点もあろうかと思っております。ちょっと私もその反対をされる理由が必ずしもはっきりはわからないんですけれども、開発のし方が逆だとか何とかというふうにもいわれております。これはもう明らかに逆だといわれれば現実に高い方から手が付けられた、そういう事態を私も受け継ぎまして何とか一つ特にこの水処理の問題にご理解と誠意を尽しましたそれらの条件づくりを極力いたしまして、やっていくということが日野市のためにたいへん大切なことである、今日やることはそれらの大きな利点があると、こういうふうに思っておるわけでございます。それから万願寺区画整理に関係しましては説明会を四、五回に分けて行ないましたが、たまたま流域下水道の仮の線びきをしたということが地元に非常にかんにさわりましていま反対を受けておるわけであります

が私はその地域でありますとか範囲でありますとかいうことはこれは白紙で臨みます。ということで意思表示をしました事務担当者にそれらの検討をいろいろと進めさしておる状況でございます。処理場あるいは焼却場におきましてはまだまだご迷惑をかける状況があると思います。かなり設備も改善ができないというようでありますがごみの中には焼却場をまだ使わずに外に埋めるという状況はなくなったと思っておりますけど時によりましてこのピットというんでしょうかごみを入れておく槽が熱を持ったりして臭いを放つ、こういう状況があるようでありますがなるべくごみをためないようにしてご迷惑を少なくしていかなきゃならんというふうに担当者にも指図をしているところであります。以上五点でございますが受けないかも知れませんけどお答えといたします。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　この問題はそのことで地元が納得するという自信が市長にあるならば、それ以上追求するものがありませんが、一つここで付け加えておきたいのは市営の処理場についてご迷惑をかけているけれどもということの程度では地元が納得をするという見通しは暗いという感じがします。というのはあそこを抜本的に計画を立てて広い立場から計画を立てて、こういうことで順次進めていくからという具体性がなければ、前進を地元の納得を得ることはかなりむずかしいと思います。それから四番目の万願寺の区画整理の問題ですが、この問題については処理場施設が日野市の旧日野市といったらいいですか、その地域の処理施設よりも膨大なものであるというところに何か不満があるようですが、その点についても不満があるということは結局流域下水道をつくって八王子のものまで持って来やしないかという心配がありゃしないかと思われるんですが、その点は地元の納得のできる説明、それだけでよろしいかどうかこの二つについて、ざっくばらんに言うと私を説得するのは簡単なわけです。地元の実情を見て来て地元の気持がこうであるからこうだろうと私は心配するんでお前心配しなくてもいいと、地元の取り付けは自信があるんだとこういえばもう何をかいわんや、しかし私はこうしなければというこういうふうに具体的に言わなければ地元は納得しないような風潮がみえるのであえて申し上げるんですが前のそれはいいとして四番目と五番目、処理場の設計というんですか、スペースというんですか、そういう問題についてこの場で何かいう必要はありませんか、あるいは市営の処理場についてもっと具体性のあるものを打ち出さなくてもよろしいか、この二点ですね、残ったのは。簡単に一つ。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私としましては地元に納得のい

ただける条件に答えなきゃならないと思っておりますし、そのためには白紙で臨みますというふうに申し上げておるわけでして指導としては必要だと思います。そういう検討はやっておりますが一段階としては一つの理想論を市、都に対してはぶつけ、地元に対しては現実的な話をするという形で臨むのが私のつとめだというふうに思っておりますので、この流域下水道方式というものをすぐに白紙撤回せよと言われてもこれは将来の財政上の問題、都に対する対外的な問題こういう状況があるわけでありまして、最終的にある範囲に面積を縮めなきゃならない、その結果は日野市の保有の範囲であるというようなことがあるにしましても、なるべくそれは財政的にも技術的にもこれは都の力を極力活用するということで考えたいわけですし、それから他市のものをどうこうということはこれは都が調整をすると申しておりますので、われわれとしてはまだ何一つも意思表示はしておりませんけども、たしかにそういう住民感情はありうることでありますからそういうことは十分考慮しなきゃならんということは言うまでもないわけであります。結局は一つの理想的なぶつけ方とそれから現実に合わしていくということがいまの一つの相剋を起こしている状況であるわけでありまして、時間とともに現実論に一歩一歩と進めていかなきゃならんということは当然だというふうに思っております。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　それではもう一つお伺いします。この処理場の問題については地元がどういおうと、どういおうとといっては地元を無視しているわけじゃありませんが、市政の上にあれを抜本的に改造するというんですかその必要があると思われますが、それは同感でしょうが、いま計画の段階に入っているのかいないのか、あるいはその将来構想の中に計画をどういうふうに考えておられるのか地元の関心も深いのでわれわれもまた市政全体をながめる立場からみても、この問題はあれを東部だけに迷惑を長く無定見で置くわけにはいかないのでそのへんのこれは必ずしも市長でなくてけっこうですが、いわゆる処理場の今後の対策について一言答弁をお願いしたい。

○議長（大下　博君）　いま前生活環境部長が答弁をしようと思っていたわけなんですが、じゃあれば続けて。

○十一番（剣持佐吉君）　それではあえて食い下がるようなこと、いま率直にぱっと出てこないところをみると何か答弁を考えていたようですが、私は考えているような答弁はほしくないんで、ざっくばらんにこうだというところをほしいんです。そうでなくちゃいけないと思います。いまのところではそれでは抜本的な計画の段階にはまだ入っていないと理解をいたします。そこで意見を付け加えます。あの問題はもう処理場ができてから十何年かたっております。改造されたもののいわゆるその場つなぎの改造であって抜本的な改造ではありません。日野市は今度は何といってもやっぱり住宅地域として発展しなきゃならないし、そういう使命をもっていますので抜本的な改造計画を一つ五十年度には打ち立てるように要望をしましてこの質問を終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって二十一の一、東部地域の開発に関する質問を終わります。

次に二十一の二、福祉対策についての通告質問者、剣持佐吉君の質問を許します。

（十一番議員登壇）

○十一番（剣持佐吉君）　これも簡単ですから一つ二、三の項目通告してありますが一つお願いします。ご案内のとおり物価上昇を抑制するための手段として政府はこの不景気を伴うことでしょうが、圧縮っていうんですか抑圧の政策をとっているようでありますけれども福祉の問題についてだけは、要求どおりやろうという姿勢であります。日野市においてもいろいろの福祉事業をやっておりますけれども、福祉に対する日野市の態度というものは、これは意見の。。見解の相違ですから私は福祉という事業は、憲法に基づく政府あるいは地方自治体の仕事として考えるべきだという考えをもっておりますが、日野市における各所団体へのその補助金、補助金という名前がすでにある事業に対して幾らかの補助をいたしましょうとこういう態度ですね。名前に拘泥するわけじゃありませんけれどもそういう態度でありますがその意見の相違は別としまして各所団体の活動に対して補助金や委託料、希望の家なんかも委託料が出ておりますけれども、これを物価にスライドしていくといったら語弊があるかも知れませんが、もうすでに委託契約の場合、あるいは補助金を設定した予算化したその段階においてももうすでに決して高くはなかったはずであります。ある自治体においてもあるいは政府においても特別の措置を講じているこの物価、狂乱物価に対応するために特別の措置を講じていることも新聞で報道されておりますが、日野市において昭和五十年度には当然狂乱物価に対応する福祉対策というものがなければならないと思いますが、その予算措置についての態度を、市長の態度をお伺いしたい、こういうことです。そのことは九月の議会にも質問をしましたらここにお答えがあります。今後の予算編成に当たって検討したいといっておりますが検討の結果はどうなったかということをお伺いしたいわけなんです。

それから保育関係はこれは古いといっては新しいか知りませんが市長が立候補されるときも全部入れますといっているんですが必ずしも知っている範囲においては、あるいは限界があるかとも思われますけれども、全部が全部希望を満たしているようではございませんが、どんな状況になっているかこまかい数字は別として市民に保育関係で不平を訴えているものがありますので、その人に答えるつもりで一つお答えをいただきたいと

思います。

それから三番目でありますが老人の一人暮らしに対しては、電話を取り付けてやる制度を日野市では確立していただきました。ところがこの間の一つの例をみますと保護者というんですか、あるいは扶養義務者というんですか、つまり若い子供夫婦が近所にいてその人と一緒にいれないで一人暮らしでアパートにいる、その人には保護者ということばにしていただきましょうか、保護者が近くにいるから電話を取り付けることができないこういうことをいっておりますが、これは制度としてはそうであるならばやむを得ません。しかしこれは敬老何とかという老人のために部屋をつくるには百万円貸せるというんですね、この制度はいろいろ条件はありますけれども実際的には全部に貸しているようですね、また貸せられる制度のようですね、そうなってくるとそのへんの均衡が保たれないようでありますが、絶対にその一人暮らしの別居している一人暮らしのものに電話を付けてやれないとするならば、この部屋をつくる百万円の無利子で貸付けるとの均衡上将来考える必要があると思われますがどうでしょうかということです。

それからこれも何回も質問したことありますが心身障害者、これは程度にもよりますけれども、非常に社会復帰というものがあこがれというんですか、普通の五体満足の人とは別な非常に表現の方法がありませんが感激というんですか、その深刻な気持で社会復帰を望んでいるようでありますが、これに対して市長はいろいろ考える考えるといっておりますけれどもなかなかこれむずかしい問題だろうと思います。思いますが、中にこの間こういうことがあったようですね。目の悪い人だかあるいは手の悪い人だかどこかに就職をしたというので非常に感激をしたということを聞きました。そういうことがほかにも多いので、これが一がいに一緒に、一ぺんにやるというわけにはこれはなかなかむずかしいと思うけれども、この検討をすると言われていた市長のそのお答えがありましたがいまの段階でどんな状況に扱っているかということを、また今後どういうふうにしたい、もちろんやれるだけやりたいというんでしょうが現在どういう状況になっているかということを一つご答弁いただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ剣持佐吉君の質問について答弁願います。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　まず第一点の日野市の中にございます団体六つでございます。この六つの団体に対する、取り扱いでございますが、四十九年度におきましても補助等に引き上げを行ないまして上昇しております。五十年度につきましてもそれぞれの団体の事業目的とか活動とか内容がございますけれどもそういう内容に応じてそういう内容のご申告をいただいてそれに対応しまして補助をしてまいりたい、こういうことでございますのでインフレ的な対処ということも伴っております。そういう考え方でございます。それからそういう団体と同じようなのでございますけれども日社協、こういう社会福祉事業団体もございます。それから希望の家、こういう事業団体につきましては、詳細を五十年度の事業計画を担当者と突き合わせまして、検討しまして、その計画に基づきまして行なっておるわけでございます。先日黒川議員からも希望の家につきましてご質問ございまして内容は審議をしておりますけれども、安全性と明年度の運営の人件費、それから運営費そういう詳細を面につきまして、協議していると、対処していきたいと、こういうことでございます。それから保育園でございますが日野市の公立の保育園は約措置児が千百名おります。それから民間で措置しておりますのは、約七百七十名でございます。総体的に見ましても私立の保育園が九つということで年々努力の実績をしておるわけでございます。そういう努力のほかに市民の負担減の努力がございます。大体国の基準で保護され国の基準で日々の保育料をいただくことに希望がなっておるわけでございますが、市の月々の保育料の徴収は公私立とも市の基準によって非常に低額に抑えておるわけでございます。それで国の保育基準で保育してまいりますので、父兄の軽負担ということは市が穴埋めしているというふうな物質的な展開をしております。そのほか

俗にいう保育ママさん、無認可保育あるいは無認可保育の方は保育士と呼んでおりますけれどもそれぞれ要綱を設けまして保育の補助機関としてご協力をいただいておるわけでございます。五十年につきましても四十九年同様インフレに対する対処等も考慮に入れましてなるべくご要望に応じた運営と公立の運営とそれから私立のご協力を得たいというふうに考えております。それから福祉電話を引いておりますけど大体二年継続して福祉電話を引いておるわけでございます。それで福祉電話を引いておりますけれども、この電話を直接引くということだけではなしに身障者の方でマッサージ等の仕事をやっている方という方につきましては、黒電話にやはり市に黒電話がございますので通話料を補助するとこういう計画でございます。老人におきましてもすでに黒電話がある場合には東京都の通話補助だけではなしに、市がその上に上積みしまして九十通話まで補助していくというふうな制度を今後展開していきますので、おっしゃられるような問題についてはその面で克服できるんじゃないかあるいは調整できるんではないかと、このように考えております。詳細につきましてはご不便をかけないような方策で進みたいと思います。

それから居宅資金につきましては、四十九年度初めての段階でございました。一応居宅資金につきましては、四十九年度は申請出ておりましてでもですねそれから五十年度につきまして

も四十九年度ベースで居宅資金の需要に応じたいというふうな考え方でおりますので去年度と同じでございますけれども、二年後でございますので大体それで応じてきているんではないかというふうな見通しを立てております。

それから身障者の就労につきましてはいろんな障害の程度に応じて生活上の問題とかあるいは地理上の問題とかというふうなことで対処しております。それから研究しておりますかということで就労のことかと思いますけれども、就労のことにつきましては日社協自体に就労あっせんの機能はございません。それで就労あっせんの機能をもっておりますのは都知事の認可を受けておりますのは、東京都の社会福祉協議会これがそういう機能をもっておりますので、八王子にその支部がございますのでそれと連携をしまして老人とか身障者の要するに就労希望者についてのあっせん事業を委託して展開しておるわけでございまして、この就労促進についてはこういう経過状態でございますけれども今後これを強力に推進していきたいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（大下　博君）　ちょっと答弁の中で、保護者が自宅にいる人には電話をくれないで、貸さないで片方建築の方は百万円限度で貸しているけれども片手落ちじゃないかというような質問の内容だったと思うんですけど。

○十一番（剣持佐吉君）　もう一ぺんいいましょう。整理していいます。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　一つは第一の問題、補助金、委託金の問題については、福祉部長はそういうふうに職掌柄、当然のことですよね。問題はそういう姿勢、態度というんですかね、そういうたとえば学校重点にするとか、何を重点と、いわゆる重点施策としてどういうふうに考えるかという、この失礼ないい方で恐縮ですが福祉部長の答弁では満足できないわけですよ。それはここで出しますというだけですからそれをどういうふうに査定すると、これは優先的にこうするんだという態度がそれが表われなければこれはむしろ市長、助役の段階だと思います。再度市長、助役から一つお答えをいただきたいと思います。不足らしいことをいってたいへん恐縮ですが、それから二番目の保育関係は、国の制度もなかなかこの保育の問題もむずかしくて私頭に入らないんですが、ただ問題になるのは国がそういう制度をつくっていると、ところが市民要望はいろいろのランクがあって市民要望がなかなか満されないというのがかなり多いわけですね。その多いのが保育園よけいにつくればいいんでしょうけれども、それがいま非常に不足しているようですがどうでしょうかと、そしてまたそれに対処する方法は考えていられるかということを聞いているわけで、一つ施設が不足しているというが、いないというならばそれでけっこうですが

私の見た調査によるとかなり不足をしておるようでありますのでそしてこれに対する対策は必要だと思いますがどういう処置を具体的に考えていられるかということです。国の制度をはっきりいうと頭悪くてよくわかりませんのでそういうことといっているんじゃないんです。現在の日野市の状況を把握してそしてこれにどう対処しようかというその態度をお伺いしているわけです。

それから三番目の問題は、敬老何とかという部屋をつくるために百万円貸し付けはかなりこうゆるく貸しているわけですね。それでしかも百万円というのを十年間ですからこれは無利子ですから百万円を五十万円返せばいいというようなことになるんですよ。百万円、百万円返しても五十万円返してもいいようなかっこうになるわけですね。それほど広くしているがそれはまあけっこうですけれども、老人の一人暮らしの電話が取り付けられていながら身寄りのない人にはもちろん取り付けられているようですけれども、近所にそれを養育する夫婦がいるために一人暮らしが一人暮らしとしての福祉電話に限っては扱いは受けていないようですが、そうするというと百万円との問題に非常にアンバランスがありはしないかそういうことがいまの制度であるならばやむを得ないけれども、そのアンバランスを調整するために今後の条例改正なり施策をするべきじゃないかと思われるが、あるいはいまの制度の中で福祉部長が言うにはかげんができるといっているならばかげんをしてもらいたい、有利にやってもらいたいしそれができるならば問題じゃない、もしできないとはっきりするならばこれは非常にその取り扱いにアンバランスがありはしないかと、それを聞いているわけですからいま議長が補足してくれたようなことについてその四番目の問題はけっこうですが三つの問題についてもう一ぺん一つ各々の立場からお答えをいただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長答弁。

○市長（森田喜美男君）　一につきましては五十年度の予算の中でも極力考慮してレベルアップをしたいというふうに考えております。

○議長（大下　博君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　先ほど保育園につきましては、ご説明申し上げたんですが市民の要望を満たしているかというふうな考え方でご質問されておりますので、自分も要望をすべて満しているというふうな答え方はしておりませんけれども、市の保育行政というもの、先ほど言いましたように市自体の直営ということも他市から見ますと大幅な設計をしておりますし、努力は努力として評価していただけるんではないかと、それから二番目でご質問いただきました施設が非常に少ないんではないかということでございます。施設面につきましては今後の人口増加とかあるいは年次的な計画の中で消化しておるわけでご

ざいますけれども、今後年次を追って増強していくというふうな計画になっておるわけでございますけれども、市民のいろんな要望ございます。その要望の現時点で公立、私立で千七百か八百措置児を収容するというか保育しておるわけでございますけれども、父母の現時点での要望は非常に措置条件の薄い状態において市立に入れてほしいとか、市立とか私立も入れてほしいというケースがけっこうあるわけでございます。それで保育園は父母が働いて子供の要するに措置を必要とする、それを要するに県段階とか市段階でこれに基準を設けまして保育していくということでございますのでいろいろ私的契約児だとかあるいは措置条件の薄い状態の子供までも収容するというのは保育園の本来の使命ではないわけでございます。完全とはいえません。それから一人暮らし老人に電話を設けるというのは今年になりまして消防署の診断で火災報知機というものを設置いたしました。それで老人の一人暮らしに電話を設けますのはやはりおかしいってていったって私が了解してもだめなんですよ。そういうたいっていったって私が了解してもだめなんですよ。そういう一人で非常に危険でございます。ですから危害が迫った場合の電話通報とかあるいはお友だちとの要するに放信でさびしさを埋めていくということあるいは市の方からいきますとホームヘルパーが絶えずお電話をかけましておじいさんいかがですかと、

そうはその通り一ぺんにそういう問題に入りましたから、実例を申し上げますけれども、夫婦とおばあさんが一緒にいられないわけですよ、一緒にいることは一つの例ですよ、現実にその例にぶつかったんですけれどもいられないわけですよ、嫌われているわけですよ。それでアパート代は出すからとにかくおばあさん出てくれというんですよ、近所でもって何もしないわけですよ。そうすると朝を晩に子供が見舞いに行くという状況じゃないですよ、近所とは何ぞやという問題もあるわけですね。それは自動車に乗っていけば簡単かも知らんけどかなり離れているわけですね。そういう人を一人暮らしというふうに見なされないような現在の制度とそれから百万円無利子で貸し付けるという制度とのそのアンバランスがあるじゃないかということを言っている。それを研究する必要はないのか、一人暮らしにしても近所にいるといったところではたでは仲がいいと見ているかも知らんですよ、ところが親と子の間には時代的なギャップがあるわけですね、大体そんな親子の交流の場とかテレビの前で云々というけれども、やっぱりだんだん年をとってくると親とのこう時代相違はまぬがれないですね、それでしかもある一軒の家で何か家で仕事をやっているとおばあさんがいるというとね、手伝ってくれるかと思うけれどもそれだけはじゃまになる、失礼ないい方だけどもそういう場合があるわけですよ。だからおばあさんにはアパート代は出すから向こうへ行ってくれと仕送りもするから行ってくれとこういうわけですよ。資力はあるわけですね、しかし資力があるならば電話を貸せるとする必要はないじゃないかということも理屈も立つと思うんですが、いまその近所にいるから仲良くやっているだろうと簡単にはそうじゃないんです。そして質問者に了解してくれといっても私は了解しますけれども、本人はなかなかそうは了解しないと思うんですね。そのへんのアンバランスを調査するための研究はもしその制度がいまそういう扱いを断わられたという扱いを受けたんですが、それがいまの制度として正しいならばこの貸し付け資金との関係において、何かこのへんを研究する必要はありはしないかということを私はその人にかわって訴えているわけですよ。したがって、このやり方が悪いとかそういっているんじゃないんです。了解するのしないの問題じゃないんです。いまの制度がそうだっていうのならはっきりとそうだといい、そういうことからそうだといえばそれでいいんです。それで今後そのアンバランスの問題を調整のために研究する必要はないかとこういうことを言っているわけですね。だからその査定の問題を一つお願いします。

○議長（大下　博君）　答弁の前にあらかじめ時間延長を確認しておきたいと思います。おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

おばあさんいかがですかと、どっか具合が悪いとかいろんな安否を気づかうための連絡でございます。というわけでございますので保護者が近くにいらっしゃる一人暮らしの老人の方にはすでに保護者が近くにいらっしゃる一人暮らしの老人の方には市の方も何もかにも設置していけば一番いいわけでございますけれども、近くのむすこさんなり娘さんなりがさびしさを埋めていただけるあるいは危害というものについても気をつかっていただけるというふうな状態にありますもんですから、何も全くいただけるというケースがけっこうあるわけでございます。それで保育園は父母が働いて子供の要するに措置を必要とする、それを要することになるわけでございますが、その点につきましてはたしかにご要望もあろうかと思いますがいま説明したようなことでご了解を賜わりたいと思います。それで居宅資金、近くにむすこさんが住んでいると、それで一緒に住みたいというふうな場合には、居宅資金の用途をしていただきまして一緒に住む、若夫婦の方へおじいさんを引き取るというふうな手段等もけっこうなことじゃないかと思います。そういうふうに考えております。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　福祉部長は私にご了解いただきたいっていったって私が了解してもだめなんですよ。そういうことじゃないんだな、実例を申し上げますから一つそれについて考慮していただければいいんでね、そのいわゆるさびしいものを慰める方法には近くへ保護者がいるからいいじゃないかと、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　ご異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。市長。

○市長（森田喜美男君）　居宅老人の部屋の建設資金の制度とそれから一人暮らしの老人の方に一つ電話をお貸しする制度とは、これは別個の制度でございましてそれを比較してそれのバランスを保つと言われてもこれはちょっと別の制度ですからちょっと具合が悪いわけです。たしかにじゃその真実度合が違うといわれればあるいはそうかも知れませんが、しかし議場で話す場合は一般論として論議することが多いと思います。そこで一つ実際のケースをケースワーカーの方にも直接われわれから示しまして、そうして検討するということでご了解をいただくべき問題ではなかろうかとこう思っております。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　検討していただければそれでけっこうですよ。それから私は市長のあげ足をとるわけじゃないけれどもね、一つの例をあげたことであってね、その人をどうというんじゃない、こういうケースをどう扱うかという問題を検討してもらいたいからたまたま一つの例であってそれは別の問題だと扱うということになるとちょっとその点は承服できないな。一つの例は一つ、一つ例が違うでしょう。それがまた一般化する性格があるわけでしょう。だから一つの例を出したからってそれは別の問題だからほかの問題を研究しましょう。その問題は別にしましょう。それでは承服できないな。そうではなくてこれは一つの例である。これも一つの例ですよ、その例がほかにもあった場合どうするかということを制度的に研究するのが一般的な問題の一つの例じゃないですか。それを例外だ、例外だといってしまえばこれは承服できないな。それを例をあげたらそれは例外だというんですか。そうじゃないですか。私の聞き方が悪いなら私はお詫びします。どうなんですか。その点は。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　具体的にいってケースワーカーに一つ相談をさせますからとこういうふうに申し上げておるわけでしてケースワーカーはまた一つの基準の中で検討するわけでありますから、老人居宅とそれからブッシュホンとこれを比較をしてどちらがすぐれてどちらが不適当だというふうにはちょっと私としては比較にならないんではなかろうかというふうに申し上げているわけです。ですから一人暮らし老人に対するそういう電話の施設の適要をケースバイケースでやっぱり考えるということが福祉のきめのこまかいやり方ではなかろうかと思いますのでそういうふうにお答えをしたわけであります。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　そうは聞こえなかったけれどもいまの修正で、納得します。この問題は終わりです。

○議長（大下　博君）　これをもって二十一の二、福祉対策に関する質問を終わります。それでは続けます。

二十一の三、体育、文化、社会教育等の施設整備についての通告質問者、剣持佐吉君の質問を許します。

（十一番議員登壇）

○十一番（剣持佐吉君）　これは体育、文化、社会教育等の施設整備が具体的に計画はあるかということと具体的な構想はあるかということをしておりますが、もっと具体的に私の方から申し上げます。体育施設とか文化施設、社会教育施設が日野市にほとんどないも同然でありますので、これに対していろいろの質問、形において質問要求が出ておりますがこれに対する当局の答えは一つは神明上のあそこに具体的な問題が提示されましたし、それから高幡の市営住宅の予定地にもいろいろな形において発表がありましたし、それから一つ問題になるのは谷地川の堤防建設についての問題でありますがよくあそこを予定地として考えるということをいっております。これは膨大な地域があるわけですね。十万坪かあるんですが日野市の分としても一万何千坪かあるわけです。このなるほどいいところでありますが、今度政府がこの前に申し上げたことがあると思うんですが今度政府が道路建設からやっぱり河川整備という問題に建設省の態度もかなりこう真剣に取り組むようになったということを聞いております。もしあれができた時にどうなるかというと一万何千坪かというものが日野市の行政地域に区画の中に入るわけです。それは飛びつきたいような場所でありますが、ただあそこで私の調査によると問題になるのは旧耕作者がいるわけです。その耕作者に優先的に分譲、これは廃河川敷になりますから分譲しようという話も建設省ではいっているようです。そうなると私たちはいま日政クラブとして一つの事業として政府にいろいろ申し入れの手段をとりましてあの建設予算を確保して工事を進めるように運動を展開しようということになっております。ところがそれができた時にどうなるかというと旧耕作者、これに優先的に一般財産として売却するということになりますとそれとわれわれの運動は旧地主を助けることになるわけですね。それではまた市当局があそこを絶好の予定地としているんだということとは全然結果がおかしなものになるわけです。そこであそこを予定地とすることはけっこうですが、予定地の上にさらに地元との交渉も進めなきゃならないと思いますが、あるいは政府との関係についても取りつけもわれわれもやります。日政クラブとしてもやることになっておりますが、市当局としてもやらなければそれを耕作者と政府との取りつけをやらないことにはあそこを予定してますということだけになるというと市民を悪いことばになるか知れませんがごまかしたことになりはしないか、それではたいへんなことになると思いま

すのでどういう段階でどうしていこうというのか、また市当局にだけやれというんではありません。かなりいろいろの問題を投げかけておりますけれども、革新政党にいま天下をとる実力はないのでいいか悪いか知らんけれども自由民主党が天下をとっている以上は、そこに取りつける必要があると思いますのでわれわれ日政クラブは大いに活躍をするつもりでありますけれども、しかしそれには市当局もその気にならなきゃならない、したがってその態度はどうでしょうかということをお伺いしているわけです。

○議長（大下　博君）　関連質問者があれば挙手を求めます。なければ剣持佐吉君の質問について答弁願います。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えをいたします。ご質問が体育施設にしぼられまして剣持議員からご質問があったわけでございますが、東光寺の河川敷の問題でご指摘をお受けいたしたわけでございます。私ども前々からあの地につきましては、そういう体育施設等を設置いたしたいという考え方は申し上げたとおりでございます。いまもその考えはかわっておりません。しかしながらいまご指摘ありましたように地元の対策を十分考えなきゃいけないということが一つございます。それから旧耕作者というご発言でございましたけれども、そのことも考えなければいけない、この二つを考えなきゃいけないんだというご指摘、あるいはご質問だったと思います。ご承知のようにあそこの土地は本年に入りまして建設省から占用許可を受けている方がいらっしゃいます。この占用許可を受けている方には一応お話を申し上げまして、市の考え方はこういう考え方を持っておりますということは申し上げております。それで一応終わっておるわけでございます。要はご承知のように谷地川の改修が完了しなければどうしてもあそこは廃河川にならないわけでございますから、これをどうしても促進しなきゃならないというのが第一点の考え方でございます。ようやく地元のご協力によりまして進捗をみているようでございます。したがいまして、これができたあかつきはいまご指摘のような廃川になった時を考えなきゃなりません。実はいろいろな問題がございます。あそこの河川敷のところにいろいろな問題がございまして、いまご指摘を受けた内容が私はよく了解はできませんけれども、私どもがいまいろいろと心配していることと同じだろうと思っているんですけれども、占用許可を受けている方は期限がきまっておりますけれども旧耕作者というか旧地主というかそういうことは現在の河川法は生きておりますので、その点をいま私どもで煮詰めております。必ずしも地元の方ばっかりじゃございませんので、その点を十分一つ考えて慎重に扱いたいと思っております。加えてあそこの土地は谷地川の新河川よりいわゆる東側といいますか、この部分が行政区域いわゆる昔の土地台帳上からいきますと八王子区域がございます。そういうことが入り乱れておりまして境界変更等とかいろんな問題がございます。また谷地川の西側にも日野の行政区域がありそうであります。そういう問題が、もろもろありますので慎重に扱っていきたいと思います。いまご指摘のような点は十分考慮をして当たっていきたいと思います。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　当たっていきたいということでしょう、それは別にそのことには異論はないんですが私の心配しているのはさっきも言ったとおりこのわれわれが政府に働きかけるわけですよ。それが実現した場合には何かこう現に耕作しているかどうかわかりませんけれども、耕作者と河川法の関係は別としてもあそこへ堤防できたら今度廃河川になるからこの耕作者に優先に分譲するんだという約束があるということになるとわれわれの運動も市の運動もいまの状態なら話はつけられるかも知らんけども、あそこへ堤防がはっきりできて帳簿上これが廃河川になったら、これは地元は離さないと思う、ちょっと離さないということになると二十万、三十万ということになるわけでしょう。それではたいへんなことになるのでそのへんを明らかにしてもらいたいと思うんだがその態度はどうでしょうかという、それをこれからの体育施設についてはどうするんだという質問に対しては谷地川の堤防を築いたあそこを絶好の地として選んでいるんだという説明では市民をごまかすことになりはしないか、早くそれに取りつける必要があるんじゃないか、運動は市民のための運動ならやるけど個人のための運動なんかできないわけですよ。その点を聞いているんでそれでやるっていうことになればわれわれは安心してまたそういう上部機関に対して建設省に対して働きかけることもできるわけです。その点を聞いているわけですよ。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　いろいろご心配をいただいているわけですけれども、私どもの方では政府に働きかけるその前にやることが一つあるんです。もちろんいま占用されている方の問題もございますけれども、その前、議会では大正年間のことになりましょうけれどもそのことを詰めなければいけない問題があるんでございます。もちろん国に関係は十分ありますけれどもそのことをまず固めていきませんと、いまご指摘のように誤ることになるわけでございます。そう申し上げましてもご理解いただけないかも知れませんけれども、そういうことなんでございます。具体的にこれが済みましたらばいろいろご報告をさしていただきたいと思うんでございますけれども、ちょっと説明がご了解をいただけないと思いますけれども、その際進みました時点でご報告をさしていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　そういう問題を解決するために、

いろいろとやるという積極的な姿勢があれば、あとはどういう問題があるかということはデスクできた相談できる問題ですからこの問題については質問を終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって二十一の三、体育、文化、社会教育等の施設整備についての質問を終わります。暫時休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　ご異議ないものと認め暫時休憩に入ります。

午後六時　八分　休憩

午後七時四十二分　再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。議長から皆様におはかりいたします。本日の日程は本日中に一般質問を終了し明日は議案上程までやるということになっていましたけれども、時間の都合により本日はこれにて散会し、明日午前十時開会し、そうして一般質問をやり、明日のあらかじめ日程のとおり最後まで日程どおりにやっていくというふうに変更いたしたいと思いますけれどもよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　ご異議ないものと認めただいまのとおり日程を変更することに決定をいたしました。本日はこれにて散会いたします。明日十時、時間厳守でお願いします。

午後七時四十五分　散会

十二月二十日　金曜日

（第八日）

十二月二十日金曜日（第八日）

出席議員（二十九名）

二番　滝瀬敏朗君
三番　奥住芳雄君
四番　正国大治君
五番　鈴木美奈子君
六番　橘祐子君
七番　板垣正男君
八番　黒川重憲君
九番　林重義君
十番　谷栄吉君
十一番　剣持佐吉君
十二番　石坂勝雄君
十三番　竹ノ上武俊君
十四番　米沢照男君
十五番　市川芳太郎君
十六番　秦正一君
十七番　清水芳雄君
十八番　杉山寅三郎君
十九番　高橋通夫君
二十番　佐々木昭雄君
二十一番　大柄保君
二十二番　大下博君
二十三番　本間久君
二十四番　一ノ瀬隆君
二十五番　日野源作君
二十六番　吉冨繁枝君
二十七番　三浦重春君
二十八番　飯山茂君
二十九番　島村孝志君
三十番　名古屋史郎君

欠席議員（一名）

一番　滝瀬政吉君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	松村清栄	君
市民部長	谷多喜知	君
生活環境部長	加藤一郎	君
建設部長	篠崎美雄	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君

速記委託　住所　立川市曙町一―十一―三
立川速記者養成所所長　関根雪峰　君
速記者　小川陽子　君

都市整備部長	中島武男	君
福祉部長	赤松行雄	君
教育長	倉又秀作	君
水道部長	成井正夫	君
病院事務長	遠藤政之	君
下水道課長	下田昌久	君
土木課長	檜山茂	君

書記	川上輝子	君
書記	深海弘子	君
書記	安原清美	君

一、一般質問

（都市計画産業建設委員会）

二、請願第　六〇号　富士見台地域排水管設置工事推進に関する陳情
三、請願第　八七号　豊田四丁目地区に於ける下排水設備等に関する請願
四、請願第　七〇号　用水路整備に関する請願
五、請願第　七一号　水害対策に関する請願
六、請願第　八〇号　道路舗装及び水路改修に関する請願
七、請願第　五九号　帝人研究所南側緑地保全に関する請願

（厚生委員会）

八、請願第　八二号　日野市学童クラブ指導員の正職員化に関する請願
九、請願第　八三号　難病患者及び家族の生活に関する請願
十、請願第　八六号　潤徳小学校区学童保育所早期実現に関する請願

（物価対策特別委員会）

一一、請願第　四一号　物価を引き下げくらしを守る決議に関する請願

（議案上程）

一二、議員提出議案第一八号　日野市議会一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任について
一三、議案第　一三五号　昭和四十八年度日野市一般会計決算の認定について
一四、議案第　一三六号　昭和四十八年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
一五、議案第　一三七号　昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について

昭和四十九年十二月二十日（金）
午前十時開議

一六、　議案第　一三八号　昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
一七、　議案第　一三九号　昭和四十九年度日野市水道事業会計決算の認定について
一八、　議案第　一四〇号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一九、　議案第　一四一号　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
二〇、　議案第　一四二号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
二一、　議案第　一四三号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
二二、　議案第　一四四号　昭和四十九年度日野市一般会計補正予算について（第四号）
二三、　議案第　一四五号　昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第四号）
二四、　議案第　一四七号　昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第四号）
二五、　議案第　一四八号　昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第四号）
二六、　議案第　一四九号　昭和四十九年度受託水道事業特別会計補正予算について（第二号）
二七、　議案第　一四六号　昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第四号）
二八、　議案第　一五〇号　昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第三号）
二九、　議案第　一五一号　町区域の設定について
三〇、　議案第　一五五号　東京都市交通災害共済組合規約の変更について
三一、　議案第　一五二号　市道路線の一部廃止について
三二、　議案第　一五三号　市道路線の廃止について
三三、　議案第　一五四号　東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更について
三四、　議案第　一五九号　神明上地内四九ー三配水管新設工事請負契約の締結について
三五、　報告第　一四号　昭和四十八年度日野市一般会計継続費精算の報告について

（請願付託）

三六、　請願第　一〇一号　教育予算増額に、校庭整備の早期完成に関する請願

三七、　請願第　一一四号　日野市滝合小学校校舎増築、校庭整備の早期完成に関する請願
三八、　請願第　一〇二号　用水堀の改修に関する請願
三九、　請願第　一〇四号　下排水施設設置に関する請願
四〇、　請願第　一〇五号　地域を公害から守るため、自然を破壊して施行中の計画道路変更に関する陳情
四一、　請願第　一〇七号　用水路改修に関する請願
四二、　請願第　一〇八号　私道舗装依頼に関する請願
四三、　請願第　一一一号　多摩丘陵ハイキングコース及平山城跡公園の回復に関する請願
四四、　請願第　一一二号　柳町商店街々路灯増設に対する助成方に関する請願
四五、　請願第　一一五号　平山台区画整理事業に関する請願
四六、　請願第　一〇六号　都水道移管に関する請願
四七、　請願第　一〇九号　身体障害者福祉に関する陳情
四八、　請願第　一一〇号　身体障害者用自動車のガソリン税負担軽減のための施策に関する陳情
四九、　請願第　一一三号　日中平和友好条約早期締結促進に関する請願
五〇、　請願第　一一六号　日野市立たかはた保育園新築に関する請願
五一、　請願第　一一七号　バス路線新設に関する請願
五二、　請願第　一一八号　フタ付側溝建設に関する請願
五三、　請願第　一一九号　多摩平駐車場設置に関する陳情

本日の会議に付した事件
日程第一から五三まで

○議長（大下　博君）　会議を開きます。ただいまの出席議員十七名であります。昨日に引き続き一般質問を続けます。四の一、七生、多摩平地区居住市民のための行政上の利便のため支所業務拡大についての通告質問者三浦重春君の質問を許します。

（二十七番議員登壇）

○二十七番（三浦重春君）　御指名によりまして質問いたします。日程もかなり詰まっておりますので、できる限りの簡単明瞭をもって進めていきたいと思います。現在七生、多摩平支所管内に居住しております市民の方々が支所の業務内容の性質上から非常に不便を訴えておるという実態がございます。この点につきまして、市のほうでどのような取り組み方をいたし、またどのようにしようとしているかということにつきまして御質問いたしたいと思います。毎回、定例会におきましては市政経過報告の中におきまして、人口、世帯の動態というのが出ております。ちなみに、四十九年十一月一日現在の人口世帯の動態が本会議の冒頭に報告されております。数字をちょっと読み上げますと、人口は本庁が二万七千七百四十五、七生支所管内が五万五千二百九十五、多摩平管内が三万八千四百七十二、これを見ますと本庁関係の人口は二〇％、七生管内が五〇％、これ約でございます。多摩平管内が三〇と、こういうふうになっております。また世帯を見ますと、本庁九千七、七生が一万七千二百二十三、多摩平が一万四千三百七十六とこういうふうになりまして同じような状態で本庁二〇％、七生四五の多摩平が三五％とこういうふうになっておりまして、七生の支所管内と多摩平の支所管内がいかに重任を要しているかということが数字の面からうなずけるわけでございます。年々、年を重ねるごとにその格差がふえてくるというふうな実態でございます。前月比といたしましても本庁は四十九名の人口増加、七生が三百七十五名の増加、多摩平がマイナス七とこういうふうになっております。前年比を見ますと本庁が七百二十八プラス、七生が三千四名の増加、多摩平が八百名の増加とこういうふうになっております。これを見ても本庁舎の管轄の人口比率が一番低いんだということがわかるわけで、これは住民への行政サービスが質量ともに多摩平あるいは七生支所管内の地域住民に対するものがより多いことを示しているというふうに言えるんではないかと思います。現在の時点ならびに将来の日野市の人口分布状態のすう向を考えましても大体同じような方向で進んでいくのではないかと、こういうふうに考えられるわけなんでございます。万願寺の区画整理、あるいは神明上の区画整理等が日野地区におきまして完了するような時点におきましてはまたかなりの人口動態の変化もあると思いますが、七生のほうにおきましてもいろいろと開発等によりまして人口もふえてくるという

ようなことで、同じようなトレンドを踏んでいくというふうに私は考えるわけです。したがいまして、市民のおおむね半数ぐらいが多摩平と七生地区に居住しておって、この人たちの多くの者が市の行政サービスの面から何とかしていただきたいと改善を叫んでいるわけでございます。私どもの耳にもひんぱんとその声が入ってまいります。そういうような中からどのようにしたらよろしいかということの質問でございます。具体的に言いませんと回答がちょっとできないんじゃないかと思いますのであまり漠然とした質問ではかえって不親切ということでございますので、若干いくつか例をあげまして質問の答えいいように申し上げたいと思います。動く窓口というのがございますが、まずこれにつきましては平山の出張所ならびに日野台の出張所を撤収するかね合いから、自動車で動く窓口というのをやったわけでございますが、これが時間的に待機している、いわゆる駐車しておる時間が非常に短かいので、その時間に、前から行っていりゃいいんでしょうけれども、いろいろと御用のある方もいらっしゃるんで、ま、急いで用を済まして行きますともう出ちゃったあとだというふうなことで支所のほうへ行ったというふうなことも随分見受けられるわけでございます。したがいまして、いろいろ自動車の台数とかいろいろを回る箇所とかいうことで制約もされると思いますが、いずれにいたしましても駐車時間をもう少し延長して、しかも市民にその時間を徹底するようにというようなことで、その場所その場所である程度じっくり落ちついて市民サービスができないものだろうかと、こういうことでございます。それから、納税証明とか評価証明を取りに支所へ行ってしまったと、そうすると、支所では取り扱っておりませんということで日野市の本庁舎へ来なけりゃならないというふうなこともあるわけでございます。納税証明はローンの借り入れのときに提出するとか、あるいは生保関係とか、あるいはまたいろんな関係で住民のかなり必要としているものでございます。なお、評価証明は相続の問題とかあるいは不動産登記とかいうときにはなくてはならないものでございます。しかも評価証明等におきましては本人だけ、本人が取れるのであって、他人というとおかしいけどほかの人はなかなか取るのにはやかましいというような規則がございます。そういうわけで、どうしても評価証明とか納税証明を取りに行っても支所で扱わないと本庁へ来なきゃならないと、遠い所へ来るんだということで、一日掛かりで来るというふうなことでございまして、このようなことを何とか支所でやれないものだろうかと、この点が住民の要望でございます。それから保育所、幼稚園、これは市立の幼稚園でございますが、保育所、幼稚園の申し込みをしようとしても支所では取り扱っていないと、そうするとやっぱり本庁まで来なけりゃならないと、こういうことが何とか支所で取り扱いができるようにしてはもらえないだろうかと。そ

れから多摩平の支所では、戸籍の取り扱いをしておりません。戸籍というのは法務省の関係で確かにぽんと多摩平の支所に戸籍所も開設しますということはあるいは困難があるかもわかりません。しかし、できないことはないと私も信じておりますが、そういう方面で多摩平にも相当三万八千の人口がおりますので、その戸籍業務を何とか多摩平の支所でやれるようなことはできないもんだろうかと、この点が問題点の一つでございます。なお、大和田豊田団地のいわゆる西平山地区の住民のみなさんは、七生支所に行っております。管轄が七生支所でございます。多摩平へ来ればすぐ近くで来られるわけでございます。ところが七生に行くには、まず八王子のほうへ行きまして、京王線を利用して高幡へ行くという道のりでございます。別の経路とすれば、まず日野に出て来て、それから七生のほうへ、高幡のほうへ行くとこういうのが経路でございます。これをですね七生支所管轄でなくして多摩平の支所の管轄にできないものだろうかということが西平山地区の要望でございます。本当に、多摩平の支所に本当に歩いてすぐ近い所でも七生に行かなきゃならないというふうなところもあるわけでございます。そのような状況で、西平山地区全般にわたりまして多摩平支所のところへ持っていけないだろうかというふうな要望も多々あるわけでございます。そういうふうなことを踏まえまして、何とか住民の要望に応えていただきたいと私は願う者でございまして今回質問したわけでございます。以上ですね、関係市民のみなさんが納税証明とか評価証明あるいは印鑑届けの保証人、これは付け加えますが、印鑑届けの保証人をもしもですね、日野市の本庁舎の管轄の人が七生支所でやった場合には、七生支所のほうから日野市のほうへ問い合わして、そして確かにこの人は間違いないというような返書をいただいて、それが返ってきて、そして初めて登録ができると、そうなると、印鑑証明の登録を早くして、もうきょうでも証明が要りたいという人が七生、あるいは多摩平の人にもいるはずでございます。そういうようなことが時期に間に合わないというふうなことも起こりますので、そういうことも何とかそこまでできるようにはできないもんだろうかと。それから先ほど申しました保育所、市立幼稚園の申し込みの問題、あるいは動く窓口と、そのような問題につきまして非常に不便をかこっておりますので、この点につきましてどのような処理をしょうとしておるか、また処理をしょうとするかその点につきまして御質問いたします。以上簡単でございますが何点かにわたりまして質問いたしましたが、ほかにお気づきのことがございましたらさらに付け加えてお答えを願いたいとかように思います。以上でございます。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に関しまして関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ三浦重春君の質問についての答弁を求めます。市民

部長。

○市民部長（谷　多喜知君）　お答えいたします。

第一点の巡回バスの問題でございますが、現在、七生支所、いわゆる七生地域には五箇所走っておりまして、大体一箇所が四十分から四十五分程度の時間を掛けまして住民のサービスを行なっておるわけですけれども、ただいま御質問のその時間を、停車時間をもっと延ばしていただけないかというような御質問でございますが、現在の八時半から出発しまして大体夕方の四時ごろ、四時には帰って来ませんと、たとえば銀行に払い込む時間もございます。そういうふうな関係でどうしても一時間ぐらいは、いわゆる五時いっぱいまでみなさん市民サービスをするということは不可能でございます。そういうような意味から言いますといま一箇所、いま一台自動車を設けましてやればこういうような問題は解決できるわけでございますが現在はそういうようなわけで、現時点ではこれを延長するということはちょっと不可能かと思います。それから、第二番目のたとえば評価証明等のような場合、確かに七生地区の人も本庁へ来なければならないこういう不便な声を聞くと、これを解決するにはどうしても課税台帳、あるいは諸台帳をやはり両支所のほうへ分散、移動しなければこの問題が解決できないということでございますが、この点につきましてもやはり分散をすることになればこういう問題も出てくるわけでありまして、それだけにまた現在の支所の拡張、施設を増設するとかそういうこともやはり当然考えなければならないし、また分散することによって各経費の増大ということも考えられるわけでございまして一方そういうことによって市民サービスはできるわけでございますけれども、現時点ではやはり現在の方法をやっていただいて、まあ新庁舎ができれば、またそれに合わせて何とかこれは企画財政部のほうで、そういうところでやはり検討していただかないというと問題が解決できないんではないかと、こういうふうに考えております。それから多摩平地区の戸籍の現在の帳簿は本庁へきておりまして、七生地区と本庁だけでもって、確かにその点につきましては御説のとおり多摩平地域の人の戸籍関係につきましては大変御不便をかけておると思います。これも過去いろいろ私も耳に達してはおるんですが、いま三浦議員から言われるやればできないことはないんだと、確かにそのとおりなんでございますけれども、これもまた一つの行政面の合理化というような観点から、またもう一度考えて見る必要があるんではないかとこういうふうに思います。それから、一番最後の平山地域の行政区域の問題ですけれども、これは現在七生支所の管轄に入っております。これは合併当時の問題からこれまでずっときておりますが確かにあの辺はむしろ日野台地域にしたほうが非常に住民の方の利便になるんではないかというふうに解釈しております。これにつきましては、そういったことにつきましてもいろいろ最終的に考えましてもできれば、窓口をですね、窓口

の区分ですか区域、そういうものをなくして、どこの支所へ行ってもたとえばおつかいに行って七生支所の人が多摩平支所付近におつかいに行ったと、そこで七生支所まで戻らずに何とかその多摩平支所の窓口でそういう用務、自分の目的が達することができないものか、そういうような事務のあり方もあるわけです。それには相当な抜本的な対処をしませんと解決できないんですが、ま台帳の統一をいたしまして、窓口事務へ来られる方、そういう方は窓口事務の区域のない方法を考える、そういうことも一応考えておるわけでございますけれども、これもやはり企画のほうにお願いいたしまして現在、検討しておる段階でございます。おそらく市民にですね、要するに支所のことばが、私どもよく申しますけれども、どこの支所でも自分の目的が達せられるような方法で持っていったほうがいいんではないかと、こういうふうに考えておるわけでございます。御質問にお答えできたかどうかわかりませんけれども、一応私のほうのお答えはそういうことでございます。保育園の申込みですか、それは単純な業務でございますので、ま、受付け程度というとおかしいんですが、そういうような事務はできると思います。

○議長（大下　博君）　三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　ありがとうございます。何かもやもやっとしたところもあるし、それから何かはっきりしたところもありますので、はっきりしたところでは非常に喜ばしいんですが、そういう中でちょっと追加をさしていただきます。あの巡回の車でございますがもう一台ふやせばもう少し長く停車できるんだとこういうふうなお答えでございますが、長く停車することは確かにいいことだと私判断しているんですが、理事者のほうでは、それほど長くなくてもいいんじゃないのかというふうな考え方、これがあるかもわかりませんので再確認いたしたいんですが、経費の問題はですね、これはあまり考えないほうがいいと思うんです。こういうものにつきましては。さつきからいろいろのところで経費の問題がちらっちらっと見受けられるわけですが、こういう住民サービスの問題はですね、いわゆるもうほかに優先して、行政をとにかく扱うのが市でございますので、いろいろ住民の手続その他を受けるのも市でございます。そういうことからほかのよりも優先してこれには経費を掛けなけりゃならないとこういうふうに考えておるわけでございまして、一台ふやせば駐車がさらに長時間できるということになれば市のほうで一台ふやして、駐車を延ばして、そして住民がその間に何かの方法で付近というか何かかなりの場所まで聞こえるような方法か何かを講じて、いま来ていますよというふうなことで流すこともできるでしょうし、何かそういう方法でさらにさらに効果が厚くなるような方法でできないもんだろうかと。したがいまして、結論といたしましては、いま一台サービスカーをふやすかどうかと、この点御意思を聞きたい

と思います。それから、証明の問題につきましては台帳の分担等の問題があるということを聞きまして、これには施設も同在、経費も同在と、やはりここに経費も入っておるとそういうことを言われておりますが、そのときに、新庁舎ができれば解決できるかもわからないというニュアンスの中でお答えがあったわけでございますか、新庁舎というのは七生の支所の新庁舎のことを言っているのか、あるいは日野市の新庁舎のことを申されているのか、ちょっとこの問題にからんで再質問のようになるわけなんですが、もしもですね、日野市の新庁舎、本庁舎を新設するということになりまして、そして、そこにですね、解決の糸口ができるということは、何か私考えまして、それはちょっと違うんじゃないかと思うわけなんです。七生の庁舎が狭隘であるから新庁舎を作って広くして、さらにそこに場所もスペースも取って分担するんだというならば、これはある程度うなずけるわけでございます。したがいましてどちらを申し上げてるかその点につきまして確認してみたいと思います。それから戸籍の問題ですが、やればできると私も言いまして、部長のほうからも確かにやればできるんですと、こうおっしゃったんですが、やってできるという考えがあるならばですね、なぜやらないのかと、理事者の人はですね、もう人口動態がどうなってるかというのは御存じだと思うんです。私らはですね、まあそんなに毎月毎月見てはいないし、また市民が七生の人や多摩平

地区の人がどのぐらい日野市の本庁舎にいろいろ証明を、諸証明を取りに来たり、いろんなことを福祉のほうへ来たりしているのはどのぐらい来ているかはわかりません。しかしですね、少なくとも半数以上の人が迷惑を、迷惑を被ってるというと申し訳ないんですが、長い道中掛けて本庁舎まであるいは福祉事務所まで来られていることを考えれば行政サービスを主点とすろ、主眼とするパブリックサーバントである市の職員等におきましては、十分なる検討が加えてなければならないんじゃないかと、かように考えます。したがいまして、常に、いまここで端的に申し上げましても、たとえば納税証明あるいは評価証明等につきましては、七生地区が何名ぐらい、この年度は何名ぐらいあるいは多摩平の地区からはこの年度に何名ぐらい来ているということの把握ができているはずではないかと、かように考えるわけです。そういうようなことの中から諸証明等の関係もですね、私はただいくつ来てるかわかりませんので、ただ人口の比率から考えて大変だろうと、こういうふうに言って、住民のいろいろ苦しみも確かにそのようだというふうに受け止めてるわけですが、これはですね、やってできるならばですね、ぜひともやっていただきたい。したがいましてあんまり早急に答えをいただきたいというわけではないんですが、苦しんでいる住民のためにも戸籍の問題等につきまして、証明等につきまして何とかやっていただきたいと。私はちょっと解決策といたしましてですね、最近テレファックスというのがだいぶ盛んではありますが、これは法務省との関係で戸籍はどうなるかわかりませんが、近代的な機械を利用してですね、直ちにテレファックスで向うへ行って、そこで判こを押せば本人にやれると、交付できると、そういうふうなですね、方向ができるならば諸証明ならびに戸籍の問題は本庁舎に原簿があろうと何があろうと可能ではないかと、こういうふうに考えてるわけなんです。したがってこういうこともすでにもう考えていらっしゃると思います。私は駄弁だと思いますが、こういうことにつきましてですね、どのような考え方を持っていらっしゃるかこの点をお聞きいたしたいと思います。それからですね、先ほど経費経費と言いましたが確かにですね、広域行政をやる点はですね、経費を要するに、経費があまり掛からないような行政をさせるために広域行政を進めると。したがって、もう古くからございます町村合併等におきましての要旨はいわゆる行政経費の節減だとこういうふうに考えております。なるほど町と市が合併すれば町長が一人いわゆる市長が一人少なくなる。議員の数も少なくなるでしょう。そういうことにおきましてある程度経費はそういう点からは節減できると、これはうなずけるわけでございます。しかしながらですね、反面住民サービスがどういうものであるかということも問題だと思います。きのう届いた本ですが「住民と自治」という本の中にですね、これ十二月号でござ

いますが、町村合併につきましてだいぶ問題があった市があるわけです。これは広島の地区でございましてその広島の地区で五十年が町村合併の時限、タイムリミットだということで、当事者が強行に合併をしょうと、合併は、非常にいいことなんだというようなことで進めていたところが、住民のほうから町できめ細かく行われているような福祉がこういうことによって切りすてられてしまうというふうなことの、その他いろいろの考え方の中から反対を叫び、ついになかなかその合併ができなくなったというふうなことが書いてあります。これは実際にそういうことだと思います。そういうわけで七生が日野に合併されて確かに一部では経費の節減になったと思いますが、反面住民サービスの面で大きく後退をしたということにも言えるんではないかとかように考えます。したがいまして、いい面はいい面で取り、さらに後退したところは元に戻すと、よいサービスの向上に努めるということがだいじだと、こういうような観点の中から私は考えるわけですが、経費の点はあまりその点では、ほかのことではいくら節約してもいいけれども住民サービス、住民利便のための、全般的な住民利便のためには、そういうことはあまり考えないで、ばしばし金を使ってやっていただきたいとこういうふうに考えるわけです。そういうふうなことから何か後書きのほうが長くなってしまいましたが一つ再質問いたしましたのでその点をお答え願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　市民部長。
○市民部長（谷　多喜知君）　先ほどの私のお答えした中で、新庁舎ができればという意味はですね、現在の両支所の仕事というものが、現在の市民課とまったく同じような仕事をやっておるとそういう中でですね、き、もっと新庁舎ができるときに総体的に考えて事務配分を考えるんだとそういう意味のことでもって申し上げたわけです。
○二十七番（三浦重春君）　わかりました。
○市民部長（谷　多喜知君）　それから、確かに台帳の配分ということからですね、確かに市民サービスもここでできるわけでございますけれども、必ずしも台帳を、たとえばあの戸籍関係でですね、台帳を配分するにしてもその戸籍事務にですね大体年間どのくらいの市民の方が戸籍に関する関係事務で窓口へ来られるかといえば、いまおそらく一回か二回程度のもんだろうと思います。そういうことでですね。あとは、いわゆるどうもことばがでないんですが各支所を通じて要望したものが台帳を統合した市民課とですね、先ほど御説明したテレファックスですか、そういうものを利用してですね、やりたいというような、いま新庁舎の建設計画の中で進めておるわけなんです。そういうことで御了解願いたいと思いますが。
○二十七番（三浦重春君）　はいわかりました。
○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　私の担当いたします分野につきましてお答えをさしていただきますが、基本的には、いま三浦議員のおっしゃるとおりだと思います。で、再質問の第一点は、動く窓口車の一台増車と言いますか、考えられないかということでございますが、この点は十分検討さしていただきます。それから、新庁舎の庁舎建設ということは七生支所かあるいは本庁舎のことかということでございますが、おそらく市民部長の申し上げたことは本庁舎のことを申し上げたわけでございます。しからば七生支所の関係はどうなのか、ま、当面多摩平もございますけれども、七生支所の充実につきましてはまず本庁舎より先にしなきゃなるまいという姿勢は持っておるわけでございます。で、新庁舎ができた場合にそのテレファックスの問題でございますけれども、実はいま私どもが担当いたしまして新庁舎に対しましての窓口はどうあるべきだろうかということで、実は窓口部門というのを設けましてそういうまま主として戸籍ならびに税関係だと思います。あるいは福祉関係、これが大きな窓口になると思いますが、この問題をどうしようかということで窓口部門というのを設けましてですね、検討いたしている段階でございます。ということで一つ御了解を承りたいと思います。
○議長（大下　博君）　三浦重春君。
○二十七番（三浦重春君）　かなりわかってきたわけですが、じゃ自動車のほうは検討するということで、一つ早急に検討して下さい。それから福祉、幼稚園、保育所の申し込み等につきましては窓口でできるということでございますので、各支所の窓口で早速やっていただくようにしていただきたいと。それからですね、いま新庁舎ができなければテレファックスは無理なんだと、だから新庁舎ができればですね、逆に、裏を返せば、新庁舎ができればテレファックスはできるんだとこうおっしゃられますが、よく俗に言うですね、机があれば勉強できるんだということを子供がよく言います。で、机をあてがうとですね、電気がもっと明るけりゃ勉強できるんだと、こうくるんですね。これは勉強だけじゃないんです。すべてのことによくそういうふうに転稼されていくんですがね。問題は勉強しない。仕事の面で何かやればですね。もう少し明るけりゃ仕事が能力が上るんだといっても問題は仕事をしない。明るくしたってまだほかに要望がある。それで理由づける。私は新庁舎ができなくてもテレファックスはできると、こう考えている。なぜかというとですね、新庁舎のようなコンクリートで、たとえばコンクリートで作るんでしょうね。コンクリートでなければテレファックスは中へ置けないんだと、いうことならばですね、これは確かにそうだと思うんです。しかしですね、別に原子核を扱っているわけじゃありませんから、テレファックスなんていうのはどんな建物だって極端に言えば置けると思うんですよ、だから誠意さえあれば新庁舎云々にかかわらずテレファックスは置けるんじゃないかとこういうふうに考えるわけです。そういうような中で新庁舎ができなければテレファックスは置けないんだというふうな裏解釈では困るんで、そうでないような方向で進んでいただきたいというので、それ質問の中にまた入れておきましょう。それからちょっと細かくなりますが、まず市の行政分担のあり方ですが、戸籍を見ますと七生支所は四名、戸籍の担当者が四名、本庁は七名でしょう。そうすると七生支所が五万五千名の人に対して四名で扱っておると。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）本庁舎は七名が大きく見て六万五千名をやっていると、となるとどうやら職員一人当りの人口持数がちょっと均衡を欠いているんではないかと、こういうふうに考えます。したがいまして、こういうところから住民サービスの問題が出てくると、どうも七生へ行って窓口に行ったら愛想が悪いと言うとですね実質をよく考えれば、市のほうの配置が悪いんで過重をさしているので、業務の、そしてやっぱり忙しいんでそうなっちゃったというようなこともある。会計を考えてもそうです。多摩平の支所の会計係は担当者が一人でございます。日野は何人いるかだいぶおります。七生は確か二人だと思います。これは、会計というのは金銭を扱っているわけですね。納税の金銭を扱っているわけです。だいじな仕事なんです。これは、それが一人でいると点検ができないだろうと思うんです。二人

でいれば点検ができます。たとえ一円でも間違ったら公金は大変でございます。そういう中で責任感を持ってやっているのが、一人でいたら点検はできない。受け取るものは受け取ってると。便所にも行けないというふうなこともあり得るということで、いわば、そういうことの中である程度人権の問題まで引っ掛ってくるんじゃないかとこういうふうに考えます。当初出張所を置くときに、日野台の出張所は一人でもいいんじゃないかというふうなこともあったわけでございます。ところが、やはりそのときに、一人ではやはり便所へ行くにも困るからやっぱりそうはいかないだろうというふうなことで二人以上ということにしたわけなんですが、そういうふうなことで、これは支所には確かに十六名あるいは十名とおりますが会計を扱う人はほかの人は扱えないわけです。これは、時間が長くなると申し訳ありませんが、お葬式なんかで会計やってる人は二人なら二人に決めて終わるまでやってるんです。途中で人が変わるとね金がなくなっちゃったりすると大変ですから変えない。そういう意味で会計は一人とか二人とか決まった人ということです。そういう中から会計を扱う人が何で一人でやらして点検をするのに最後にはもう一日掛かり、合わなくなって残業までするというようなことをさしておくのかどうかと、こういう点を何んで考えないのかどうかと。「本庁ができたらそうします」では私は済まされないとかように考えるわけでございます。こういうことで住民サービスにもはねっ返りが出てくると、このように思います。それから七生支所がどこに作るかわかりませんが先ほど支所を作るということで、市長のほうも支所を作りますと言っておられますが、確かに現在の支所は狭いです。行って見て、とにかく住民の方が座わるところがないわけです。立ってんですね、それで待たされてるんですよ。私この間行って見てたら一時間ぐらい待っている人がいましたよ。立って。もう仕方がなしにちょこちょこ歩いてましたよ中を。動物園の熊みたいに。そういうふうにみんな座れない。座るって椅子もないです。一つもあそこには。そのように狭いんです。確かに。これは住民サービスが行き届いてない証拠だと思うんです。本庁舎がいくら立派なものができても、これはもうそういう支所が立派でなければ怨嗟の声が起こるというふうに考えられるわけなんで、これはなる程支所を早く造る。ただし、現在の支所の後では、私は五万、将来あるいは十万になるかもわかんない七生支所管内の管轄の仕事を受けとめるわけにはいかないだろうと。本庁舎は確かに二十五万とか三十万とか言ってやります。先を見通してやりますが、七生のほうもその先の見通しを持って建設に取り組まなければならないんではないかと。その中にいろんな施設を入れて、図書館を入れたり何かしてやってしまっては私はやっぱり支所の性能が分解していくんじゃないかと。したがって住民サービスが十分できないというふうなことが言えるんじゃないかと、こういうふうに考えます。迅速かつ正確に行なってそして連絡を密にしておけば、個人が来ても通知を受けて支所へ来たら、そのときには、支所のほうではちゃんと連絡がついていてもう明快な答えができると、いうふうにぜひしなければならないんじゃないかと、こういうふうに思います。ところがこれはできていない。この苦情が非常に多いわけです。そのことで連絡の問題についてどのような考え方を持っていままでやっていたか、これからどうするつもりか、その点お聞きしたいと思います。それから大体、先ほど福祉の問題とか、その届け出しの問題につきましては市でやりますと、今度は支所のほうへ任せますと、簡単ですからとこう言いまして、非常にありがたいと思って、私はこれはいい回答をいただいたと思ってるんですが、そのときに一つ問題点があることを御承知おき願いたいと思います。これは専門業務になるわけでございます。たとえば、保育園の入所につきましても簡単に入所手続きをいただくわけにはいかないと思うんです。これはいろいろ、たとえば保育所の子供の交付規準にはＡＢＣＤ階層とあると、これをどれに該当するか、あるいはそれに該当するかしないかというふうな問題もあるんで、たとえば納税証明下さいとか何をくれとかなんとかいろんな問題があるわけです。そうなると、説明が、専門的な知識を持った人が説明をしないと今度は聞くほうはなおわかんない。ちんぷんかんぷん。そういうことで困ってしまうと。かえって

住民を惑わすことになるということでそういうふうな専門的知識の持った者を派遣することが先決になるわけでございます。したがいまして先ほどそれはできますとおっしゃいましたが、できることは結構でございますが次に控えたものは、そういう専門的な知識を植えつけるか、教育するか、あるいはそういう持った者を行くか連れて行くか、そういうふうにしてやらなければ業務は円滑に運営できないということになりますが、その点につきましては、やれると言った関係上やるものと思います。次の二段の質問につきましてはでき得ると判断しておるわけですが、その点につきましても再確認いたしたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民課関係の窓口業務を本庁、それから七生支所、多摩平支所、その人口の本庁における総体につきましての半分と言いましょうか受け持ち地域はかなり、ま本庁と支所というようなそういう機構規模の関係からいうとちぐはぐがあるようには思っております。ただ基本的な考え方としましては、なるべくこれは事務といたしましては集中管理方式が好ましい。ただし住民の方々に対するサービスの表現はなるべく広いほうがいいと、こういう関係があると思っておりますけど、今後の方向といたしましてはなるべくその交通条件を良くすることによって、まあ、集中方式の方向に持っていくことがやはり今後の方向であろうと、こういうふうに思っております。ただ、七生支所であるとか、あるいは多摩平あるいは西の方に現に相当距離もありましたから、それから現状の交通上の不便もありますので、特に七生支所はこれは大切な出先といっちゃ悪いんですけど、七生方面に対する重要な拠点だというふうに考えております。まあ動く窓口車にいたしましてもなかなか増台するということもむずかしい面もございますが、おそらく御指摘御質問の意味は、そういう住民サービスに向けての窓口業務を再検討する必要があると、こういうふうには全体的におうかがいするところでございますので、そういうことは一つやりたいと、やらなきゃならんとこういうふうに思います。それから、本庁、支所の関係で、たとえば本庁舎を作ることにすべての焦点を置くというふうには考えてないわけでありまして、むしろその支所の充実強化を図る。それは人をふやすとか何とかということは抜きにしましても、機能的には密度を高めるということで考えたいと思っております。テレファックスなども同様でありまして、まあ台帳のマイクロ化とか、それからテレファックス方式の事務の科学化といいますか、そういうことは一つこれからも積極的に取り組むべきであるとこういうふうに考えております。ただ、設備の更新ということがありますので、計画的にそれはやらなきゃならない。そのことが言うならば、新庁舎を造るといったような時点になるんではなかろうかとこういうことでございます。それから、この西平

山方面の行政窓口事務が高幡の支所になっておりますために、大変距離も遠いし、不便を掛けております。ただそれを戸籍というものがなかなか動かしがたい、そういうことも聞いておりますので、私も西平山方面は多摩平に付属させるのがいいんじゃなかろうかと思っておりますけど、なかなか、事務的にそれがむずかしいことがあるというふうには聞いておりますが、もう一べん一つ、検討は行なってみたいと思います。いま、たまたま保育園の入園でありますとか幼稚園の入園につきましての受け付け事務といいましょうか、これは用紙を差し上げるとかあるいは書いたものを一応お受け取りして、持って返って担当者が検討するとこういうことは可能なわけですけど、やはりこれは、特に保育のことに関しましてはいろいろと窓口で聞いたり、聞き取ったりする事務が当然伴うだろうと思っておりまして、したがって、その、一気にその専門をそういう応答のできる者を出先きに配置するということが人的に可能であるかどうかちょっと私も検討を要すると思っておりますが。そういう、あの支所からも何と言うんでしょうか、そういう、つまり専門者がいないために窓口事務が住民の方に対して必ずしもうまくいってないということは聞いておりますので、何とかそのあたりも一つ検討はさしていただきたいと思っております。

それから、まあ総括的に要するに御意見は窓口業務が市民の方々の日常生活に非常に親密な関係にあるからして、なるべくその市民の方々に窓口業務でサービスの機能を高めるようにとこういう御主旨にございますので、総合的に一つ検討を今後もさしていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　もう時間もないようでございますので、ここいらで終わります。それでは最後の質問に移りまして、そのときに、戸籍の七生が少ないと。業務担当者が少ないということですね、これはもう質問する時間もないようですので希望意見にしておきますが、四人というのは確かに業務オーバーになるということで、何とか増員を考えるべきではないかと。あるいは七生の支所の四人が正しいならば日野の本庁の七名がおかしいんではないかと。今後は減員をすべきではないかと。こういうふうに裏返しの考えも出るわけなんで、適正妥当であるという数字に置き変えていただきたいと、これが要望でございます。それから多摩平の一人の会計ということは、これは確かに点検もできないし、一日中心配をしながら公金を取り扱ってるというふうなこともありますので、これは二名にすべきではないかと、こういうふうに考えております。そういう中で一つお考えを願いたいと。それから七生支所の狭小の問題につきましては、もうすでに理事者は御存知の中で改築を、新築を申しているわけでございますので、スペースにおきましても住民サービスの点から考えまして、あらゆる面から造って

良かったなというような支所を造っていただきたいと。こういうふうに概括的に御意見としてお願い申し上げておきます。それから、本庁舎と支所の連絡、これはお答えがなかったわけでございますが、できる限りの迅速さをもって連絡を取り、支所のほうで惑わないようにしていただきたい。それが住民の不安を醸成しない基になるんだと、こういうことでございますのでそういうふうにしていただきたいと。それから、専門的な知識の問題云々わかりました。これは、確かにすぐにそういうふうに専門家を持っていくわけにいかないでしょう。だけど、とにかく受ける若干の知識を慣用すればですね、受けること、あるいは受け答えぐらいはできるはずでございます。優秀なる千二十四名ですか、日野市の職員でございますので、どの一人を取りましても十分なる回答が、そういう点で一つ、そこへ分担された者はでき得るものと判断いたしますので、そういう教育をやっていただきまして、市民サービスに努めていただきたいと、かようにお願いする次第でございます。以上をもちまして、この質問は終わらしていただきます。

○議長（大下　博君）　これをもって四の一、七生、多摩平地区居住市民のための行政の利便のため支所業務拡大に関する質問を終わります。次に四の二、下水道事業実施のための努力と早期実現についての見通しについての通告質問者、三浦重春君の質問を許します。

（二十七番議員登壇）

○二十七番（三浦重春君）　二番目の質問に移らしていただきます。この日野市で清流を取り戻すということはこれはどうしても下水道の布設をしなければならないんだと。確かに下水道の布設だけが、清流を取り戻す根本ではございません。しかしながらやはりその大きなウエートは、下水道を造ることにあるんだと、こういうふうに私は判断しております。このことにつきましては当初一般質問のときに本間議員も同じような質問をされ、同じような意見も踏まえて申されております。本間議員の質問のときに私はちょっと休ませていただいたわけでございますが、質問がだぶってはいけないというわけで本間議員の質問の要旨全部を、質問ならびに回答の全部を録音によりまして聞かしていただきまして、その内容をつぶさに承知したわけでございますが、殆んど私と同じような意見で聞いてると、同じだなあという感じがしまして、実はこの、もう質問は割愛してもいいんじゃないかというふうなことも（「異議なし」と呼ぶ者あり）あるんですが、ただいま「異議なし」というお声がありましたが、そうしたいんですが、やはり私は私なりに、ほかの質問があるわけでございまして、幸い、本間議員が熱心に質問されたので、時間が短かくなったということを御了承願いたいと思います。私の質問の。（笑声）そういうことで、前置きはあとにしまして、私どもが子供のときに、これは前にも

質問して、いろいろ意見も述べてるんですが、もう耳にたこだというわけですが、私どもが子供のときにはこんな日野じゃなかったんです。この日野市は本当に田園都市といいますか、のどかな、まったくいい日野だったんです。私が昭和二十六年に議員に初めてなったときにもまだこんなごちごちした日野市じゃなかったんです。もっとこうおおらかな清流の流れた本当にいい日野市だったんです。それが現在のようになっちゃったわけですが、議員の中でも日野市に昔から住んでいらっしゃらない方もいらっしゃるんで、まあ、あえて申し上げるわけなんですが、本当に田園情緒豊かな、まったく住み良い、本当に心から住み良いと思ったいい日野市だったんです。（「誰が悪いんだ」と呼ぶ者あり）それが終戦後日本経済の高度成長、これはまあ確かに高度成長が悪いとおっしゃる方もいらっしゃいましょう。私はそうじゃないと思うんです。国民の、国の、国民経済の発展過程におきましては、これは経済が成長しなければ人民は文化の生活ができないわけでございます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）ちなみに私が終戦後軍隊から帰ってまいりまして、まあ、あばら屋に住んだときに、いまもあばら屋でございますが、あばら屋に住んでおりますときに、議員の中で一番私の家が悪いんだと思います。まあ自覚しております。こういうふうなあばら屋に住んでおるときに、いまも住んでおりますが、そのときに、まず風呂を焚こうと思えば、こっちん、こっちん、

こっちん、こっちん、あのだるま井戸というのでやったわけです。そして、三十杯運べばいいんだというノルマで三十杯のバケツを風呂へ持っていってやったんですよ。ところがいまはどうですか、じゃっとひねればぱっといって、遊んでるうちにいっぱいになっちゃって、うっかりすればオーバーフローしちまうと、いうふうな状況でございます。これは高度成長のおかげなんです。うちで女房もらったときは二十六年、（笑声）そのときにごしごし、ごしごし、持って来た、嫁入り道具に持って来たまな板でですね、（「下水と関係ないぞ」と呼ぶ者あり）いや、あなた方が言うからちょっとそれに答えてるわけなんです。関係ないことを言わせないようにしたら関係ないように言って下さい。やって下さい。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）私はそれで考えた。こんなごちごちしてるんじゃしょうがないなと。本当に女房かわいそうだと思った。ところがいまはかちんと、ぱっと入れてさっさっと薬を入れてかちんとこうスイッチをやれば、今度はもう自然に洗えて、最後には乾燥して出てくると、絞られて出てくると、こういう状況なんです。これも高度成長のおかげであると私は考えるわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ただしその高度成長もやはり、歪みはあったわけです。これは確かに物事には歪みはあるわけです。これは人間の社会、あるいはすべてのもの、森羅万象が流転する中で、必ず矛盾が見い出されるということ、昔の哲学者ヘーゲル、良

く言ったと思うんです。彼の弁証法を見ればまさしくそのものとおりだと私は考えるわけなんです。まあ、そういうような状況の中で、正、反、合の理論の中で矛盾点を見い出しながら直していくと。現在はいわゆる反の時代でございます。高度成長が正ならば、現在の安定均衡を持った成長をさせるということが、これが反の動機だと。そこにジンテーゼとして何らかが生まれてくると、私は考えてるわけでございます。（「下水問題に入りましょう」と呼ぶ者あり）おことばに答えましていよいよ入ります。（笑声）そういうことで高度成長と人口都市集中の渦中に日野市が入った。入る前は本当に清流であったということは事実でございます。そして昔は確かに、あの市長が「緑と清流を戻す」ということはもっともでございます。清流を戻せば多摩川は確かに昔のように鮎漁もできる。鮎が住むような多摩川になってるでしょう。いまは鮎なんか一匹もいません。中小河川もそうです。私どもは、清流のときにはそこの川で泳いだもんです。ところがいまはとても泳いだら大変です。もうとにかくあそこの川には鮒もいたり、いろんなものが、鮑もいたりして非常に良かったんですが、それが現在はもうとんでもない、ざりがにもいないし何もいません。微生物はいないような状況ではないかとこういうように考えております。こういうふうなことは、まあ日野市が確かに人口急増の波頭を受けたいわゆる犠牲者だと、犠牲となって、このようになってしまった

と、いうことでございます。そうして人口はふえ、戸数はふえ、世帯数はふえ、いろいろそういう汚染原因がふえてきたと。しかも工場の排水まで混入すれば当然年々汚染されてくる水が更に汚染されてくるということは火を見るよりも明らかで実際にそのとおりでございまして、いま私どもの川はいわゆる日野市の川でなくして火の川だと、こういうふうな考えを持たざるを得ないと。たまたま市長が、立候補されまして清流を取り戻すということで市民の共感を得まして、当選されたわけでございますが、これは確かにそのとおりでございます。この火の川を日野市の誇るべき川にしなきゃならないと。こういうふうに同じ火の、でも字を違えてやらなきゃならないとこういうふうに考えるわけでございまして、それにはどうしても私どもの生活、環境悪化を是正するために、下水道を造らなきゃならないとこういうふうに考えております。市政も何代となく続いております。各々当時の市長といたしましては、市民の幸せのため市民福祉の向上のために、住み良い日野市をつくるために努力されていることは十分了解しております。およそ市政に携わる者は都市づくりの理念は本当に人間愛というもので、非生物的な理念で行わなけりゃならない。近親眼的であったり、応急的な処置であったり、あるいは短期実績のみを考えてやってはこれはいけないということであります。ま、そうかといってやらなきゃならないことはやらなきゃならないんだと、いう信念に燃えて、哲学を持ってやっていただかなけりゃならないと、ここに下水道の問題も問題になってくるわけでございます。人間の生存と活動の実態を無視した都市づくりが続けばこれは本当に環境は悪化の一途をたどるもんでございまして、私どもの望む理想都市というものは、全然できないんではないかと考えております。私は日野市では全力をあげて、市民の側、あるいは市民サイドに立ってそういう建設を、都市づくり、基盤の整備、拡充と、これを行なわなけりゃならない。こういうふうに考えております。どんどん、時間がないから割愛していきます。抜いちゃうからちょっと待って下さい。（「遠慮しないでどうぞ」と呼ぶ者あり）じゃ、それから下水道が、私この前も言ったんですが、同じようなことを言っているんですが、どうして完備しなきゃなんないかというと本間議員も言っております。同じようなことです。下水道が完備すればどぶはなくなりましょう。河川は清流を取り戻すでしょう。低いじめじめした土地は乾燥した清潔な衛生的な生活環境になるでしょうと、こういうことです。更にもう一つ大きな利点は、便所を水洗化することができるんだと。そうなると、これは汲み取りの便所もなくなってしまいます。不完全な浄化槽でいま非常に困っております。これもなくなってしまいます。各市内の汚水というもの、汚物というものがすべて下水道の本管を通って終末処理場にいくというふうになることで、本当に文化的生活、衛生的な生活ができるものと、かように考えます。またこの普及発達によりまして、蚊やはえがなくなり、しいては腸チフス、赤痢等もなくなります。本間議員もヨーロッパにおきましては前から下水道が完備しているということをおっしゃられました。まさしくそのとおりでございます。ロンドン、パリにおきましては百年も前から下水道を建設されて、伝染病絶無を実現さしております。特に恐ろしいのは小児麻痺でございます。この小児麻痺も下水道を造ることによって、温床を根絶することができると。かように考えるならば、市民のいのちと暮らしを守る、私ども為政者といたしましてはどうしても下水道を造ることが至上の命令であると、天の声であると、かように考えざるを得ない、ということでございます。下水道こそ現在の生活を営む上で必要欠くべからざるもんであると、こういうふうに言えるわけでございます。街づくりの基本である人間の生命と財産を守る、このことの中にもどうしてもこれが必要だということは、もう何回言っても言い足りないような状況でございます。あえて二回も三回も申し上げる次第でございます。森田市長は昨年四月ですか、市長に就任されまして、すでに一年と九ケ月経たれております。換言すれば、充実ならずしてその任期の半ばを経過しようとしております。そのスローガンは市役所の前を見れば、一つ、憲法を市政に生かしましょう。とこういうことです。それからもう一つは日野広報にあります。「緑と清流を取り戻そう」と非

常にいいことばでございます。しかしこれはお題目であっちゃいけない。どうしてもやらなきゃならない。私どもは、市長がやるならば市長に協力するわけじゃない。市民の幸せのために努力しなきゃならないと。心から肝に銘じて考えているわけでございます。「憲法を市政に生かそう」と。たとえば下水道に取りましてちょっと例を取りますと、憲法でいうと、まず二十五条じゃないかと思うんです。この憲法二十五条には、「すべて国民は健康で、文化的な最低限度の生活を営む権利がある」んだと。これによって健康という問題もあるので健康を保護するにはどうしても下水道を造らなきゃならんと、もちろん病院その他たくさんありますが、まず下水道がその大きなウェートを持っているもんであるとこういうふうに考えます。それから市のほうの、「自治法」の第二条を見ますと、やはりこれは書いてあります。二項に下水道を経営することが市の業務なんだと。これは憲法を考えた中で直ちに国が直接やることも必要かもわかりませんが、現在の自治体関係、地方行政機構の中で、国で全部やるわけにいきませんので、地方自治体に任せるということの考えの中から、やはり二項には、下水道事業を運営しろと、そういうふうな主旨が書かれてあります。したがいまして、これはもうどうしても、憲法を市政に生かし、緑と清流を守るためには何としてでも下水道の建設をやらなきゃならないんだと、こういうふうに考えます。任期半ばを経過して、この間、本間議員の質問のときにもお答えがいろいろありましたが、何か十年、二十年と、確かに大変で、十年、二十年と掛かるでしょう。しかし、いまここから始めて、初めて十年なんです。来年から始めれば十一年目になるわけです。いまの時点からは。再来年から始めれば十二年目と、十年で終わっても、二十年をらさらにそれにプラス、アルファがつくと。いうことでございます。したがって何とか早く発想をして市民との連携を取ってします。したがって何とか早く発想をして市民との連携を取って建設に着手しなければならないと。そういうふうに考えているわけです。あと二年の任期の中で何としてでもその着想を実施しない限り市長は慢然とこの席にすわるわけにはいかないんではないかと、愉隠の情、大なるものがあるわけでございます。そういうことにおいて市長の決意は大でなければならないと、かように考えるわけでございますが、これは本当にお題目に終わらないで何とか市民の落担からすくい上げなければならない。市民をすくい上げるべきだと、かように考えますので、あえて質問を申し上げる次第でございます。まず第一に、市は下水道布設についてどのような取り組み方をしておられるか、本間議員が質問されましたことも、若干はそれも触れておりますが、その回答は私は承知しておりますので、それでない回答をさらにいただきたいと、かように考えておりますが、まあ、ないからと言われちゃ困りますから、ない場合には同じことを言って下さい。あったら同じことを言わなくて結構ですから別のこと

を言って下さい。それから二といたしまして、流域下水道、公共下水道両方ございまして、何か、本間議員の質問のときには最後に中島都市計画部長が、いずれは公共下水道にならざるを得ないでしょうなんてことを何か言っておったように聞こえるわけなんですが、市長はこの間どうしても流域下水道でいくんですというようなニュアンスの中で話をされているわけです。どうもこれが何か気に入らないわけです。私は。もう少し意思統一の中で、真っすぐに構えた気持の中でやっていただきたいと、こういうふうな気持があるわけです。ついでに申し上げておきますが、あとでこれ質問するようになるわけですが、いろいろ関連もございますので、質問しておきますが、市長が東京都のほうにはこの流域下水道のことでしょうね、あるいは公共下水道でもいいんです。下水道布設につきましては東京都のほうに対しては大きく理想的に言っていくんだとただし地元に対しては白紙で臨むんだということですが、それで地元はどう考えるか、これは大きな問題になってくるわけです。そういう考え方が。忘れると困るから言っておきます。あとで大きな問題に、大きな問題ではありませんが一応討論の場になるものとこう考えておって下さい。だから回答ができるならそのときにやっといてもらって結構だと思います。いわゆる流域下水道と公共下水道をどちらを通すつもりで、どちらが腹がまえを決めてやられてるのかと、いまですよ、その点お聞きしたいと思いま

す。それから三点といたしまして、地元の反対について、ま、剣持議員も、質問してるようですが、地元の反対についてどのようにその反対を受け止め、どのように対処していっているか、いくつもりか、この点につきまして、大きく三つに分けまして、まず第一番御質問いたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に対して、関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ三浦重春君の質問について答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　下水道のことにつきましては、いま三浦議員の言われます市民生活のために基本的な都市施設である生活環境のことをいろんな分野から探求いたしましても必ず下水道の問題にぶつかる、こういうことで認識といたしましては、まったく同じ認識で考えております。

（発言する者多し）

○議長（大下　博君）　静粛に願います。

○市長（森田喜美男君）　それほどに下水道という問題は基本的な都市整備の問題でありまして、それから今日新しく始った問題ではなくて、すでに数年前にマスター・プランが策定されましたころから、あるいは基本構想の中にも明確に記述されておるわけでありまして、その、日野市は比較的早くから都市計画ということばが、事業の上におきましても、あるいは行政上の組織の上におきましても早くから取り上げられておるわ

けでありまして、まあ、下水道問題につきましては、この、具体策としまして上計の感はないわけではありませんけど、しかしいろいろな布石はすでに、まあ行なわれておるというふうに、私は認識をいたしております。そして、今日、営々としてこの区画整理事業が進められておるわけでありまして、これがもうとりもなおさず、その事業の内容には、下水道の整備ということが準備づけられているということが、言えると思っております。それで、今日のその質問の中の市の取り組みということでございますが、御質問の中にもありますように、どういう方式によることが適切であり、それから日野市として選ぶべき方策であるかというこの課題が前市長当時から一つの課題になってきておるわけでありまして、私は、市長に就任いたしまして、その基本政策の考え方といたしましては、財政上の上から考えまして流域下水道方式に依存をしたいということを東京都に、意思表示をしたわけであります。しかし、その流域下水道という考え方にはこれは自然的にその幹線、あるいは付随いたしますところの処理場の問題が伴うわけでありまして、この幹線をどこに、どういう系統で布設するかという問題、それからそれ等をまとめる処理場を、どこに、どういう面積で規模づけるかということが伴うわけでありまして、問題はそこにあるわけであります。日野市が単に幹線を通過させる意思でありますならば、これはたいして市内に大きい異論は生まれないと思います。

しかし日野市の中に、その処理場を、用意しなけりゃならんと言いますか、設備しなけりゃならんということになりますと、場所の問題、面積の問題がきわめて、まあ痛切な問題になってくるわけでございます。そこで私は、都に対しましては流域下水道という意思表示を行なっておりますが、地形的に、この間もお話をしておりますとおり、日野市が、浅川、多摩川、こういった合流点を持つために、その合流点に近い方面に処理場がどうしても予想される。しかも二次下水道は、一応計算上からいいますと十万平米も必要とすると、そういった理想論の上からの計算が出るようでありまして、いまそういう苦悩の状況をどういうふうな結論を持っているかということに現実問題といたしましての悩みを持っておるわけでありまして、それを私は、考え方といたしましては白紙で臨むということがまずスタートであると、それは白紙でという意味は、どういう、どの位置にどういう範囲でということをあらかじめ設定するということは、なかなか住民感情といたしましてもむずかしい問題でありますから、これは、これまでもちょいちょい申し上げておりますような下水道調査会というふうな考え方の中で十分、予定される地域の人々や、それから、まあいろいろな方の御意見を聞きながら、実際問題とすり合わせを行なって、そして一つの方向を持ち得たい。こういうことでいま臨んでおる状況でございます。地元の反対をどのように受け止め、対処するかという御質問で

ありますが、私は地元の方々には、その、誠心誠意、処理場というものが嫌われものでないということを立証する方法によりまして御理解を得て、そして、そういう日野市が将来のためにぜひ必要とする、そういう下水道利用の完成の現実化を図りたいと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○議長（大下　博君）　三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　概括的な説明は、市長のほうから受けたわけでございます。じゃそれをさらに突っ込みまして、ちょっと質問してみたいと思います。いまの市長の説明の中をあとに回わしまして、その前にちょっとあの下水道の、私が前に質問しましたときの流れの中で、現在の時点に影響のあるものということで、ちょっといくつか申し上げたいと思うんですが、私は、あの四十八年六月の議会でこの問題につきまして一回目の質問をしているわけです。そのときに杉本部長が答えてることで、まあ、その答えが、現在に影響があるものということが出ているもので、その点ちょっとお聞きしたいんですが、まず第一は市の費用を使って日水コンにも委託して細かい調査をいたしましたと、こういうわけです。それは公共下水道の調査なんだと、こういうことですね。そしてその調査、設計、本管の埋設、配水区これ等を一連に並べて作り上げたものであると。で、四十七年の三月いっぱいにはまとまりましたと。こういうことなんですよね。ところで四十七年春ごろから流域下水道という問題が起こってと、こういうふうに問題がこうからんで来ているわけなんですが、その設計や何かをしたことが、ま、お金も掛ってると思いますが、それが公共下水道の設計で今回の流域下水道の設計と違うということになると、また別にやらなきゃならないと思うんですが、何か、使えるようなこと、もちろん、流域にしろ、公共にしろ同じ部分があると思います。したがいまして、使えることは使えるんだろうと思いますが、中島部長が答えたように、いずれ公共下水道にならざるを得ないだろうというふうなことになれば、これがざっぱりそのまま使えるんじゃないかと私も判断するわけですが、流域下水道の計画はどの程度にいってるんだかちょっと検討つかないわけなんですよ。はっきり言うとね。特に都のほうの申し込みは流域下水道でやりますが、地元のほうに対しての問題については、何だか市長には申し訳ないんですが、どうもピンとこない回答なんですね、白紙で臨むということはわかるんですが、何か引っ掛かりがあるような回答なもんで、そこいらのところはむずかしいんで、まだ流域下水道ということも、ま何か、でもやるということを決定して臨むわけじゃないし、公共下水道ということでもないし、何か下水道を造りたいんだというふうなことで、地元のほうと話し合いをするように受けとれ、それだけで慢然と、たたき台もなしに話し合うというふうなことに受けとめるわけなんですが、そういうことがその調査した結論とそれ

にどうからみ合わしていくか、その点の考え方を一つお聞きしたいと思います。それからそのときに杉本部長が八王子市と話し合って、原案がまとまった点で住民にもピーアールし議会にも報告するつもりでおりますと、こういうふうに、四十八年の六月定例会のときに言ってるんですが、八王子と話し合ってということがどの程度にやっていたんだか、そこいらをまだこれはそのときには話し合っていないんですよね、四十八年六月には。だからそれからどういうふうな経過を経て現在にきたかわからないもんでお聞きするんですが、八王子市と話し合って原案がまとまった点で住民にもピーアールしてとこう言ってるんですね、議会にも報告するとこういうわけです。議会一番あとなんですよね、まあ、もとだか先だかいいんですがねそういうことは、できりゃいいんですからね、結構なんですが、我々議員三十名はあとだからいけないとかいって怒ったり、先だから喜んだりすることはありません。市民のためになるならば何でも良しというわけで努力することなんで別に構いませんが、とにかくこれは八王子市と話し合って、原案がまとまったら住民にもピーアールし議会にも話すということなんですが、大体八王子市と話し合って、原案をまとめようという努力をしたかどうか、まず、それからどういうふうになってきたんだかそこいらのね、いわゆるあの経過ですね、はっきりわかんないんですよ。どんなことをしたんだか、何か突然公共下水道でやらなきゃならないんだろうということが出ちゃったり、片一方は流域下水道だと、しかも何とかかんとかということになって、そこいらの点を一つ解明していただきたいと思います。それからそのときに流域下水道の中で、排水とかいろんなものは、本管の布設とかあるいは土地の高低、これ等はやはり大きな参考になって、前の日水コンに頼んだのは利用できるんだということを説明しておりますが、それは中島部長が、この間、本間議員の質問についてのお答えの中で確かだったか、ほかのとこだったか、三月には来年のことですね、来年の三月には地元へ行って良く話しますと、こう言ってるんですよね、それがこういうデーターの中であるいは市の方針が決まって、話しをするんだと思ったんです。そしたらどうも市長のほうはそうじゃないらしいんで、そこいらの、答えたのと、これからの動き方がどのような相関関係を持っているか、その点を明快にお答えしていただきたいと思うんです。それから流域下水道のほうが確かに維持経費が安く、まあ安いんだとこういうふうに答えておりましたね、そのときに。それでまあ、私は、そのときに考え方として、経費が安いか、まあそりゃね、莫大に違っちゃって、どうにも、にっちもさっちもいかないんだと、日野の財政ではどうにもならないんだというんではこりゃどうしたって、どっかにすがんなきゃならないんだから、しょうがないと思うんです。しかし何かの方法でできるならばやっぱり早くやったほうがいいんですよね。あの先ほど前に言いました、伝染病から市民を守るんだと、いのちから市民を防衛するんだということになれば、どうしてもやっぱり下水道がもととなれば、一つの要因となればですね、何とか早くやんなきゃなんないと、そうなればとにかくやっちまわなけりゃならないんだと、いうふうな気持で一つ進んでいただかなけりゃならないと、だから、安い高い、こりゃ安い高いは確かに安いほうがいいんですよ。だけどね、どれだけ違うかということも検討の中に入ってると思うんですよね。これね。私はよくわかんないから、自分でちょっと試算してみたんですがね、まあ公共下水道と流域下水道で、国の補助だけ考えてみてどうなんだというのを考えるとですね、これは、あの本間議員の質問のときにも出たようですが、だぶっちゃ申し訳ないんですが、補助率は、処理場の改築とかあるいは設置の場合とそうでない場合とあって、処理場を設置する、これは日野の場合はそれだと思うんです。処理場がございませんので、処理場の設置ということが含んでくるわけですが、処理場の設置の場合には、公共下水道は国の補助率が六十分の四十、六十分の四十というのは本当は三分の二なんですね、だけどあえて分母を六十にしてみたんです。六十分の四なんていうのがあったり十というのがありますからね、それで六十分の四十、それから流域下水道の場合には六十分の四十五と。当初、四十七年ごろの作定では百五十億と言ってましたね。それから四十

八年の六月の会議に私が聞いたときには、二百二十五億、二百二十五億と言ったかな。二百五十億までのことを言っておりました。大体推定ですね。一ヘクタール一千万円だということからニ、二二二ヘクタールだから二百二十五億と、そこいらのところを言っておりましたが、最近の説明によりますと、一年たらずして四百億という大台が出てきたわけなんです。まあそんなに違うものかなというふうな考えで、これはあるいは、最初の一ヘクタール一千万で、これ四十八年ですよ、一ヘクタール一千万で二、二二二ヘクタールだから二百二十二億だと、こういうふうに言ったのが間違いで今度のほうの四百億というのが正しいんだか、そりゃわかりませんが、それがまあ一つの問題なんですがね、財源の計算をする、いわゆる金額的可能であるかないかということにはですね、二百億と四百億じゃ大変違ってくるわけです。市の負担がね。そこでお聞きするわけなんですが、わずか一年の間に二百五十億から四百億の大台まではね上ったのはどこに問題があったんだと。何が違ったんだと、こういうふうにお聞きしたいわけです。で、もしも四百億とするならば、補助率は三百億になって、こりゃ違うかもわかりませんが私の考えでは、三百億いただけて、まあ、あとは市負担になるか何になるか知りませんが、あとは、百億は何かほかの方法ということになるんでしょう。それでこの公共下水道と流域下水道の差は、処理場の設備をする場合には五%の

差があるということなんで、四百億が基準ならば、三十四億、約ね。三十四億ぐらい、六十分の五%違うわけです。そうなると三十四億の差があるということは、こりゃ単純計算なんですが、そういうことになるわけです。したがって、公共下水道ですよね、そのときの答えが。計画がある程度あればこれは、下水道が地元だけ、もちろん、その下水道処理場が設定されればですよ、設置されて、セットされれば、これはもう下水道は約一やれば四百億の資金が掛かるならば、こりゃ十年であるか、十五年であるかわかりませんが、四百億掛かるならば三十四億の八割できたものというようなことになるんだろうと思うんですよ。ですから、一番ウエートを掛けるのは下水道の処理場のセット余計な市の金を出さなければならないというふうに判断するわけです。年間三億ぐらいかでしょう。そういうふうになるんでかには住民もいることだし、やっぱり住民のピーアールというはないかということで、それを踏まえながら公共下水道で行かこともだいじだということになれば、住民の側から受益者負担なければならないということを言ってるのか、あるいはそれを金は、三鷹や昭島とかその他取っていらっしゃるようですが、踏まえながら、市長のほうでは流域下水道で行くつもりですと日野ではどのぐらい取るんですかと言ったら「いや、それは白言ってるんだか、そこいらの問題をですね、一つ、そうだろう紙でございまして」なんていうことで、果たして説得がいくかと思うんですが、やっぱり問題はあくまで銭っこの問題だろうどうかです。この問題があると思うんです。したがいましてこと思うんです。いわゆる予算の交渉をでき得る限り経済性を持ういう精算の中で、やはり四百億というものの財源分類が出てってやるんだということがだいじなんですから、そういうことくるものと思いますが、こういう点は、どのようなお考えに出だと思いますので、その点も、ま、それだけじゃないと思いまてきたかですね、そこいらの点をおたずねしたいわけなんでしてすが、その点も含んで言ってらっしゃると思いますが、その点す。それから流域下水道の場合には、十万坪から七万五千坪とで一つ御説明を願いたいと、こういうわけなんです。それからそのときも触れてるんですが、受益者負担金というのはこれは下がってきたような答もあったようですが、前市長時代に私等福生の場合とか三鷹の場合いろいろ違うんですが、三鷹なんか話を聞いたのは何か三万坪ということで、しかも、四十六年はまあ早いほうですから、坪当り百二十円でございます。福生ごろ流域下水道の請願、請願というとおかしいんですが、ま、は四百円ということで取っておりますが、日野はだいぶ遅れて陳情を東京都のほうの都議会に出しておられるので、もうその

おりますのでいくらになるかわかりませんが、受益者負担金を取るようになるかならないか、これははっきり言ってないんですよね、そのときの答えが。計画がある程度あればこれは、下水道が地元だけ、もちろん、その下水道処理場が設定されればですよ、設置されて、セットされれば、これはもう下水道は約一八割できたものというようなことになるんだろうと思うんですよ。ですから、一番ウエートを掛けるのは下水道の処理場のセットということだと思うんです、しかしながらやはりあの、ほかには住民もいることだし、やっぱり住民のピーアールということもだいじだということになれば、住民の側から受益者負担金は、三鷹や昭島とかその他取っていらっしゃるようですが、日野ではどのぐらい取るんですかと言ったら「いや、それは白紙でございまして」なんていうことで、果たして説得がいくかどうかです。この問題があると思うんです。したがいましてこういう精算の中で、やはり四百億というものの財源分類が出てくるものと思いますが、こういう点は、どのようなお考えに出してきたかですね、そこいらの点をおたずねしたいわけなんです。それから流域下水道の場合には、十万坪から七万五千坪と下がってきたような答もあったようですが、前市長時代に私等が話を聞いたのは何か三万坪ということで、しかも、四十六年ごろ流域下水道の請願、請願というとおかしいんですが、ま、陳情を東京都のほうの都議会に出しておられるので、もうその時分から八王子の市長と一緒に出してるんですから流域下水道ということになると思うんですが、その時分に下水道処理場は三万坪ですなんて言ってたんですがね、今度一躍十万坪ということになっちゃったんですが、稲城の処理場が、ニュータウンの処理場が、現在まあやってるんでしょうけれども、これがどのぐらいの全面積、処理場がじゃなくて稲城の南多摩下水道ですか、これが人口に比率して処理場が何坪ぐらいなのかと、現在セットされたのか。それから考えて十万坪なきゃならないのかですね、そこいらがまあ先駆者ですよね稲城は、稲城の処理場は。その稲城の処理場から勘案して、日野市の現在の推定人口によりまして、本当に十万だか七万五千なんだか、三万なんだかそこいらのところを一つ、そんなことは簡単なことでしょうから理事者としては、御説明を願いたいと思います。ついでに質問しておきますが、市と都の公文書の関連につきましてちょっと触れときます。これは最初に出したのが前市長の時代ですから、昭和四十六年九月十四日、古谷栄ほか一名、このほか一名というのは八王子の市長、当時は植竹さんだったか、今度の後藤さんだか私は知りませんが、とにかく八王子の市長御一人、これで二人で、日野の市長と八王子の市長で、「日野市及び八王子市の区域の流域下水道計画の策定に関する請願」と、まあ市長が、私もいまこれ、この間、事務局から出してもらって聞いたんですが、ちょっと見たんですがね、市長がどうも都議会なんかに請願を出してるんですから、これはまあちょっと、法的に問題点もあるようなんですが、その問題は別にしましょう。いまの直接の問題でございませんので、しかし、この問題の中でそういうふうに流域下水道の計画を策定しているわけなんです。策定してくれという請願ですね。それに対しまして東京都のほうから四十六年十月三十日に、「あなたの提出された請願は、四十六年の十月十九日に都議会で別紙意見書を付けて採択をしたから御了承下さい。」とこういうわけで回答がきてるわけです。その別紙意見書というのは中島部長のほうできっと調べていると思いますので、後ほど何ということだかわかりませんので、説明をしていただけるものと考えますが、左記意見を付してというやつですね。これが問題で、とにかくそういうような関係の中で、どんな意見だかわかりませんが、意見を付して、採択されてるわけなんです。そして都議会で採択されたので春日井議長からきているわけです。その次に、今度はそういう関係の中から、日野市長の森田喜美男殿に対して、東京都公営企業管理者下水道局長西脇晋一さんから公文書がきてるわけです。それは、「流域下水道の計画について」と、照会ということで、下水道の整備促進のために、昭和四十五年に貴市から八王子を含む流域下水道の要望を受けた。こういうわけですね。八王子を含む流域下水道の要望を受けた。首都整備局においては、首都整備局において、その計画について調査、研究

しているんだと、検討しておるんだと。また四十八年に再度促進要請があり、当局においてその事業の検討をしております。とこういうことです。四十八年に再度促進要請があったということは、どの時点で、どういうふうなことで、文書でやったんだか口頭でやったんだか、どの時点でやったんだか。その点ですね一つ説明もしていただきたいと思うんですが、四十八年度に再度促進要請があって検討してると。で、当局ではこの流域下水道処理場用地として、市政等の事情を勘案した結果、貴市の万願寺地区を考えておりますとこう言ってるわけなんです。東京都でですよ。万願寺地区を考えてるんだと。聞くところによりますと、と、こういうわけですね、貴市においては、当地域が昭和四十九年度から、ここですよ。昭和四十九年度というまですね。四十九年度から、区画整理事業を行なう予定とのことですが、当局の流域下水道事業と密接な関連がありますので、当区画整理の実施においては、御検討下さるよう貴市の御意見をうかがいます。と、で、なお当局としては八王子市との協議を要することを申し添えます。と、これはたぶん八王子市にも文書が行ってるものと思い、八王子市には末尾は「当局としては日野市との協議を要することと申し添えます。」と、こう書いてあると推定するわけです。だから八王子のほうが熱意があれば向うからくるだろうし、その協議にですね。日野のほうから、熱意があれば向うへ行くと、両方連絡してなきゃ市民のこと考えてなかったんだとこういうふうに私判断せざるを得ない。そういうことの中からどのような協議をしてくれたか。そこいらのところを一つお聞きしたい。それからもう一つ文書については、昭和四十九年三月十三日付で、いわゆる東京都から流域下水道の計画を、東京都から回答があったと、いまのですね、そして、流域下水道の計画をしていただいて、だがよろしくお願いいたします、と日野市から出てるわけです。市長から下水道局長に出てるわけですね。その次が、「なお、万願寺土地区画事業の実施については、当初、流域下水道処理場用地を含んで、区画整理を実施していく予定でしたが、流域下水道処理場用地を確保することがむずかしく、ここですよ。流域下水道処理場用地を確保することがむずかしく、今回、区画整理地区より処理場用地を除外して事業を実施いたします。」とこう書いてある。そうすると、区画整理は東京都のほうでは、区画整理をやってんだから、そこで一つセットしてもらいたいと。七十万坪の万願寺の区画整理の中でやっていただきたいと、こういうふうにまあ要請してきてるわけです。それでなお八王子と良く連絡取ってくれと、こういうわけです。ところが日野ではその回答がとにかく流域下水道をよろしくお願いしますと、ただしですよ。今回は区画整理地域から処理場の地域をはずしちゃったんだと、だからそのつもりでやってくれと、こういうことなんですね、具体的にはですね、本間議員の質問の中にも

回答がありましたが、用地を買うのは東京都がやるわけじゃございません。昭島の問題あるいは国立の下水の問題を見ましてもすべてその市当局の関係者が動いて買ってるわけです。買収したり交渉しているわけです。そうなればどうも何で、そのね、処理場用地を確保することはむずかしいと言うんだか、そこいらがはっきりわかんない。これがですね。だからあるいは私は考えたんです。これは、万願寺の区画整理が七十万坪ならば確保できるんだが、今度、高速道路から南側だけにしてしまうと場所が狭くなっちゃうからどうも処理場用地を確保するのはむずかしいと、こういうんだと思ったんですが、本来ならば処理場用地をそれじゃ誰が金を出すかと、まさか保留地で確保するつもりはないでしょう。何万坪という土地を、保留地で出すはずはないんだと。そうなれば買収ということになり、まあそうなれば国から金をもらって買収ということになり、市も若干、八王子市と日野市が負担すると思うんですが、区画整理の中でもできないわけではないんではないかと、こういうふうな判断がするわけで、おかしいなと思うんですが、またこういうふうに解すれば、区画整理の中では、できないのかなあと、私もそういうふうにも判断も積み重ねてるわけなんです。しかし、少なくとも東京都のほうで区画整理の実施について御検討して下さいよと言ってるのに、今度はこっちから下水道は流域下水道でやってもらいたいけど、うちのほうじゃその土地は確保できないから、区画整理では除外してやりましたからということで、回答で果たして東京都がすぐおいそれと、よし、それじゃというわけで手を打つ状況になるかどうか。こういう回答の文章のやり取りの間で。そのことが問題だと思うんですよ。まず都のほうも。それだから一部の反対があってとか、まだ煮詰まんないからといってけっとばされちゃうんです。この前のときにありましたよね、一部の反対があってできなかったと。日野、八王子下水道計画は無理だったと、実現できなかったというふうなことも言われましたがですね、そういうことになってしまうんで、とにかくくっ付いて行かなきゃなんないんですね。私は、もうこれをやるにはだにのようにならなきゃいけないんだと思うんですよ、でき上るまでは。言い方汚ないんですがね。本当にもうだにのようにへばり付いて実現しようとする熱意がなければできないんではないかと、まあ、そういうふうなひとのことは何とか言って自分はじゃどうなんだと言われると、私も非常にまあ、これは苦労するところなんですが、とにかく何としてでもやり遂げるというにはこの文章では何か、どっかにその投げやりなところがあるんですね。私が東京都の西脇さんだったら、「何だ馬鹿にしてやがると、日野じゃやる気がないんだろうと、八王子ともそんな連絡取ってやったのかな、じゃいずれにしてもやる気がないんなら少し延ばしておけ」と、いうふうなことになるかもわからない。これはそういうように考えざ

るを得ないんですよね、この文章では。もうちょっと何かね、いい文章が、文章はもちろん、その形式でございますので、内容を表現しているものでございますから、もう少しいい内容ができて、醸成されて、いい内容の文章は出せなかったものかどうかと。まあこれいまごろから言ってもしょうがないんですが、でもいまからでも遅くはないわけです。だから、そういう中でこのはねっ返りの、これがですね、四十九年で、私のいただいたのじゃ、契約印はあるんですよ、契約印は。日は書いてないんですよ。だからいつ出したかわかんない。だからこれ言えないんですがね。日野市から、六千二百四十三号というのが出てるんですがね、昭和四十九年だけで、月日のところに空欄でございますので日がわかりませんが、いつ出したんだか。それから東京都からどんなことを言ってきたかですね、また、こっちからどんなことを言ってるんだか、それがやっぱり解明していただけるものと思って第一番の説明、その後のやり方はどうやってるんだということを聞いてるわけなんです。だからそれを解明、そういうことも言ってくれればね、私の質問はいまちょっと長くなりましたが、こんなこと言わなくたって済むんですよ。ですからやっぱりね、ツーと言えばカーね。びしっとこうねえ、あいつはこういうことを聞いてるた、よしじゃこいつを答えてやるというふうな気持で、ばっさりね、ずばりで言ってもらいたい。優秀なる日野市の職員でございますから。私はね。できると思うんですよ。それを一つ回答していただきたいと、そういうことなんです。じゃ以上で二回目の質問を終わります。

○議長（大下　博君）　答弁。

○都市整備部長（中島武男君）　だいぶ非常に多かったので、あるいは落とすかも知れませんが、まあ落としましたらうかと。まあこれいまごろから言ってもしょうがないんですが、でもいまからでも遅くはないわけです。だから、そういう中でこのはねっ返りの、これがですね、四十九年で、私のいただいたのじゃ、契約印はあるんですよ、契約印は。日は書いてないんですよ。だからいつ出したかわかんない。だからこれ言えないんですがね。日野市から、六千二百四十三号というのが出てるんですがね、昭和四十九年だけで、月日のところに空欄でございますので日がわかりませんが、いつ出したんだか。それからいまして

政的には、それは流域のほうが確かにいい。しかし、今度はそうなると敷地の面積で多分の負担を負わなければならない。それはなぜかと言いますと先ほど言いましたように第三次処理方式、こういうものに規制がでました関係で、要するに敷地を広く取らないと水質は良くならんと、そういうことで、面積的には大きくなる。こういうことです。それから稲城の処理場はというお話でございますが、稲城の処理場は人口五十五万人を想定しております。それから平米数は十三万六千平米、これは先ほど申しましたように第二次処理方式で許可が下りております。それから八番目の文書で万願寺地区と区画整理の関連がある。これはもちろん私共の所管です。この流域下水道の回答を東京都に出しておるんですね。西脇下水道局長から、市のほうにいったいぜんたい市のほうは流域でいくのか、公共でいくのかとだいぶ詰められた。こちら側が東京に行くたびに詰められまして、最後には文書で、向うでも方針が決まらないと八王子市に掛け合いができないということで、きあ迫ってきたわけです。そこで、市長と相談をする前にまず都市計画、企画財政、それから、開発公社、それから区画整理、下水道それから、衛生処理場、民生部長ですね、こういうものと協議をいたしまして、万願寺の区画整理の中で入れるのか、はずすのか、どうするのかということを実は考えまして、やはり問題になりますのは先ほど申しましたように、第三次処理方式でいかざるを得ないという建設省の強い方針がありますので、第三次処理方式でいきますと、これはひと口で言いますと十万坪必要だと、当時私たちが行ったときには、東京都は十万坪必要だとひと口に言いました。それで十万坪必要だということで十万坪ということになりますと、当然日野市が全部これは入らざるを得ないと、このような万願寺の区画整理の中においては当然不可能だと。万願寺の区画整理で処理できる坪数は最高限度三万坪だと、こういうことでいかに繰作をいたしましても三万坪ではとても不可能だろうと。これは下水道課長のほうも、それではいかにしたらいいかということになりましてやはり単独買収で、やったほうがいいじゃないかと、単独買収でいかざるを得ないと、非常に苦境に陥ったわけでございますが、一応市長にその旨を話しまして、市長も中に入りまして、これたしか三日ぐらい続けてやったわけです。単純に考えてやったわけではございませんが、区画整理も促進を迫まられておりますし、それから、区画整理をそのままでいきますと下水道も当然できなくなります。これは下水道は、当然道路ができませんと、下水道の本管も入りませんので、そういう関係でやむを得ず流域下水道で、単独買収でお願いしたいということであります。それから、これは、八番、九番にからんでおります。それから文書の日付けでございますが、これは後日、あとで回答したいと思いますので、よろしくお願いします。何か落ちている点はございますか。

○二十七番（三浦重春君）　大体いいです。

○議長（大下　博君）　三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　もう時間も経ちましたから、ここいらで終わりましょう。それでは最後の文書の問題等につきましては、かなりの問題点があると思います。要は、何はともあれ下水道が早期に実現すると、そのために区画整理が必要ならばやはりそれをやると、あくまでもやはりいろいろ問題点もあればその問題点を突き詰めていって、住民の、いわゆる利害関係者もあることですから、利害関係者のコンセンサスを得ていくんだと、こういうことが必要だと思うんです。そういうことで東京都でも地元の権利者の同意が必要なんだと、いうことを強く言ってるようだし、敷地の面積についてもかなり、今度は稲城の処理場とは違って、あれが比較にならないと、あれは三万坪ぐらいですね。十三万平米というと三万五千坪までいかないんです。で五十五万だということで、日野なんかもっと小っちゃくたっていいんだけど、そうはいかないんで、今度は三次方式としたら確かに結構になるんでしょう。よくわかりませんが、七万五千坪だということになればそれだけ何とかしなければならないと。そこらの問題をですね、しかし区画整理を除外してやった場合に、私問題点があるのは、あそこに八十軒から百軒ぐらいの人が住んでるわけなんですね。それが単なる買収でやられた場合にどこへ行くかわかんないわけですよ。それでね、やっぱり足元を見られて高い金で買われるようなことじゃ困るし、そういうようなこともあるしね、なかなかまた測量させるのは大変だと思うんですよね。だからそういう中でね、やっぱり何かの方法を取らないと、こりゃうんと言わないですよ。百軒もの者がね。ですから私ね、感情の問題ではないと思うんです。やっぱりあくまでも利害のからんだ、あるいはいろんな、そういう利害関係もあると思うんですよ。当然だと思うんですよ。これはね。とにかく下水道処理場を造るということは、常識的にも自分たちも了解すると言ってもやっぱり日野市十二万のために何んで私一人が被害を蒙らなきゃならないんじゃないのかと、いうこともやっぱり考えると思うんですよね。それは若干のマイナスはあってもこうなんですよということで、その人に、正義感というか何んというかな、その人におれは市のためにやってんだという一つの誇りと、もう一つはやっぱりそこに付随した心の休まれるような物的、精神的な二面における反対給付が必要であると、こういうふうに考えるわけです。だから、そういう中でいろいろと話し合ってやると、それにはやはり区画整理に入れたら大変だと言うけれども、入れなければできないんじゃないかと、建ってるものを移動するのにですね。そういうこともありますので、この点は早速協議でも何でもやっていただいて、そして煮詰めていただいて、三月発足というんですからそこまでには一つ煮詰め上げていただきたいと、

こういうわけなんです。何はともあれ下水道の建設は確かに大きな問題でございます。いろんな問題があります。八王子のほうから話があったかないかということも、八王子からどういうふうにしたとかいう回答もなかったわけですが、もう時間もだいぶ経ちますので、八王子にいつ行ったとか、どういうふうに向うから来たとかいうことは抜きにいたしまして、これで終わりたいと思います。まあ私の質問の前に本間先生と橘先生とそれから関連で剣持先生がいろいろと縷々この問題につきまして質問されておりますので私はつけたりという意味でしんがりを承ったわけでございます。とにかく下水道の計画実施ができ得る限り、一日も早くできて市民のいのちと暮らしを守っていただくようにとこれを念願して私の質問を終わらしていただきます。

○議長（大下　博君）　これをもって四の二、下水道事業実施のための努力と早期実現についての見通しについての質問を終わります。暫時休憩にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、休憩いたします。

午後〇時二十四分　休憩

午後一時二十九分　再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。四の三、土地開発公社の運営と西平山地区の道路拡幅等についての通告質問者、三浦重春君の質問を許します。

（二十七番議員登壇）

○二十七番（三浦重春君）　御指名によりまして三問目の質問をいたします。西平山の開発につきましては前回も二回にわたりまして質問してるわけでございますが、第一回目は昭和四十八年の十二月、二回目は四十九年の六月とこういうふうにやっているわけです。で四十八年の十二月にやりましたときは、四十八年の十一月の二十三日に市長ならびに関係の部長が来られまして大和田の地区センターにおきまして杉山議員、それから林議員と私と三人で立会わさしていただきまして、いろいろと地元の自治会の主として会長さんでございますが、連合会の会長さんが主として出られまして、いろいろと市長を交えてお話をしたわけでございます。そのときには、だいぶまだ煮詰ってはいなかったんですが、十二月に質問いたしましたときには、だいぶ勇壮なお答えで、非常に気を良くしたわけでございますが、次の二回目の質問のときには何かはなはだ悲観的な回答でございまして、実は心身ともに縮んじゃったような状況でございまして、残念ながら落胆した次第でございます。しかし、そのときに最後の願いで、道路の拡幅という問題がクローズアップされまして、その点についてはということで現在に至ってるわけでございます。この問題は大きく分けますともうすでに御案内と思いますが、西平山地区はどうも西部として開発が遅れているんだと、陸の孤島のようなところであって、非常に先ほどの質問にもありましたとおり、市役所へ行くにも、市のいろいろのことで、用たしをしましても遠いところで交通の便も悪いと、それから道路もまずいしバスも通っていないと、いうふうなことで、非常にまあ苦労をされていると、そういう中から、しかも開発が豊田団地にあったわけでございますが、その豊田団地の開発につきましても、駅の問題も開発の募集のときにあったというふうなこともありまして、かなり住民のみなさんが真剣に取っ組んでいるわけでございます。考えてもいるわけでございます。そういうわけで、とにかく住民の利便と、住民のいのちを守っていただきたいというテーマの中から三つ、四つの問題が出てきているわけでございます。たとえば駅を作ってもらいたいということは、これは中央線を見ればわかりますが、中央線は全部二キロ程度で一つの駅があるわけでございます。たまたま豊田から八王子までの間は四キロ以上あると、いうふうなことで、一般的な考え方からすれば、もちろん人口動態がそれに伴わないと若干問題点はあると思いますが、普通の状況では一つぐらい、駅を作ってもいい場所であると。しかも国鉄のほうとしましては、前回も申し上げましたとおり、中込の踏切りを封鎖したいと。これはなぜかというと、下り線が、あそこがあると、あそこでもしも中込の踏切りで事故が起こった場合には、電車がそのまま浅川に飛び込んでしまうと、大きな惨事になってしまうということで、国鉄側の旅客の生命擁護という問題の中から、あそこの踏切りを閉鎖したいということが起こってるわけでございますが、あの踏切りについては地元が閉鎖はやめてもらいたいと、いままでどおりにしておいていただきたいと強い要望があるわけです。そういう中からどうしてもそういう被害を少なくする意味においても、あの地区に一つ駅を作れば、発足のときには徐行になるというふうなことで下りはだいじょうぶと。下りのほうは問題ないわけでございます。例えば事故があったとしても、まさか浅川へ飛び込むことはないわけです。浅川のほうから来るわけでありますから。まあ、そういうことでしかも止まるとなれば、そこで徐行するということで、問題がなくなってくるということで、そういう面から考えましても、また地域の発展の面から考えましても、利便の面から考えても、やはりあくまであそこに駅を作ってもらいたいと。それからあとはバス路線を作っていただきたいと。帝人のところまで来ているのを豊田団地まで延ばし、それから更に、十二号線に通して、豊田の駅のほうへまた国鉄の官舎のわきを入って回って行くと、この循環に路線を延ばしてもらいたい。こういうことになると非常に住民は助かるということでございます。それからさらには官舎のところの道路を移管して

もらいたい。市にですね。国鉄の私有地であるからそれを移管していただきたいと。もう一つは十二号線を拡幅していただきたいと。こういうことでありました。たまたま対外的な問題もありますし、なお仕事をやるには序列もございます。段階もありますので、まず第一に道路の拡幅ということと、国鉄官舎の移管という問題が一番最初にやらなきゃならない問題だと、市のほうの認識もあったわけでございまして住民はこれ等の二点がいち早くできるものと期待もし、またできることを心に願ってるわけでございます。そういうことから考えまして滝合小学校の完成に伴って確かに、あのガードレールができて、子供が安心できると。しかしながら反面、車はガードレールができたために道路が狭くなって事故を起こしやすいと。ときどき事故があるそうです。そういうことで事故を防がなきゃならないと。それには道路の拡幅だと。バスを通すにも拡幅だということでございます。で、特に最近通勤状態の変化によりまして、時間的な差と、時差と申しますか、時間的な問題がいろいろ変わってまいりまして、滝合小学校へ行く児童の登下校の時間と通勤ラッシュの時間と、大むねマッチしてきているというふうな実態があるわけでございます。そうなるとそこの登下校の際に、子供はガードレールの外側を通ると、中側を車が通るということになって、そこでもしも接触事故、あるいは追突、衝突事故があると、今度はガードレールに直接ぶっ突いて行くということになれば当然そこを安心して通っている子供も事故に巻き込まれるというふうなことで、何としてでもこういう問題が提起されている以上市でやらないと、事故の責任はすべて市にあると。特に京王のバスの路線とか、あるいは国鉄の問題等につきましては対外的な問題もありますのである程度はいろいろ時期が熟さなければならないというふうなことがあるかもわかりませんが、道路の拡幅の問題につきましてはまだ殆んど市独自の考え方の中、、市独自の策定の中で処理ができると、こういうふうに判断しているわけでございます。そういうわけでその道路の拡幅につきましての、あるいはまた国鉄の官舎に走っている道路の移管につきまして、この二点どのような状況で進められているか、その点につきまして御質問いたしたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に関しまして関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ三浦重春君の質問について答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えさしていただきます。いま三浦議員のほうからいろいろ御質問がありましたように、この西平山地区の開発問題につきましては、前に請願も提出され、採択になっている問題のことでございます。いま特に絞りましての御質問、第一点の十二号線の拡幅の問題のことでございますけれども、確か御指摘ございましたように、二回、私確かこのことについて三浦議員のほうから御質問受けたと思っております。で、その際は十二号線の問題につきましては何とか用地買収を考えてみたい。その用地買収の方法としましては四月発足した土地開発公社で何とか手当てしてみたい。そういうふうにお答えをしたように思っておるわけでございます。で、その時点から私どもすぐ開発公社のほうに、いろいろ事務を頼みまして、公図とあるいは地主関係等はすでに上って完了いたしております。いよいよという段階になりまして実はこの買収費用の問題でございますけれども、国の抑制関係がございまして、昭和四十九年度につきましては、道路関係等の先買債は認めない。というような自治省方針が出ました。出ましたけれども、それは開発公社で買えばいいではないかという御指摘もあろうかと思いますけれども、一般会計への解け込みがちょっと見込みがたちませんので、実は、いま保留をいたしておる段階でございますが権利者等をすでに当ってその態勢は整えておるという状況でございます。さて、十二号線の拡幅をしからばどうするかということでございますが、これは私どものほうの建設部に依頼をいたしまして、検討をしていただきました。技術屋のサイドから言いますれば、あの十二号線は曲っておるわけでございます。御承知のとおり。あれをまっすぐにしたいというのが、技術屋の一つの方針だろうと思いますけれども、そうなりますと、非常に買収面積が大きくなるということで、私どものほうでは、いまの路形で拡幅をしたならばどうなのかということを投げ掛けてございます。それで、おおよそあの踏切から一、〇〇〇メーター南に、一、〇〇〇メーターぐらいの距離を買収すればよろしいだろうという結論になりました。で幅員といたしましては、おおよそ二メーター五〇程度買収すれば理想的な道路になるんではなかろうかということで、二千五百平米になりましょうか、その程度の面積買収をしなければならない。ということで実は土木のほうといたしましては、昭和五十年に向ってやる構えをしております。いま五十年度予算を私どもで検討をいたしておりますが、その中にも入っておるわけでございます。財政的にどういくかわかりませんけれども、やる構えはいたしておりますので、一つ御了解を承りたいと思います。それから官舎のいわゆる平山八号線でしょうか、この問題につきましては、私どもまだ詳細は承知をいたしておりませんけれどもこれは国鉄と市側と、主として窓口は建設部でございますけれども折衝をいたしまして、移管の手続きがやや完了に近くなっておると思いますが、これで、あと土木課長も来ておりますので、この詳細は土木でできると思います。そういうことで、八号線の問題は見通しはたつと思います。十二号線につきましては、やる構えを見せておりますので、いましばらく一つ見ていただきたいと、こう思います。

○議長（大下　博君）　土木課長。

○土木課長（檜山　茂君）　それでは公社の問題ですね、東官舎、西官舎を結ぶ鉄道敷の問題ですが、これにつきましては、国鉄のほうから一応市のほうに譲地をするとこういうふうな書類が上ってきております。で、来年度その約半分のメーターですけども、それについては工事をしょうということで、東京都に書類で話が出ております。現段階ではそういうことです。

○議長（大下　博君）　三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　わかりました。では、官舎のほうの道路は、国鉄の道路ですね、これは市に移管されると、来年度はできるということでございまして了解いたします。御苦労さんでした。それから、あの十二号線の拡幅につきましては、五十年度からやる構えなんていうことも言ってますが予算に何かもう積算の基礎に入ってるように見受けられるわけなんで、非常に喜んでいるわけなんですが、それを聞きまして。市長のほうではそれを削らないようにしていただいて、必ずそれが具現化されて実施行動に移るようにしていただきたいと、これは念願いたします。駅とかバスにつきましてはいずれ次の問題になると思います。近く何かあそこで開発の問題もあるようでございます。私もあそこの駅につきましては、市のほうでだいぶ悲観的なので、福田越夫代議士のところへまいりまして、いろいろ話もしたわけでございますが、かなり強力に協力してくれるというふうなことも言っておりますので、また折があらばそういう方面からのプッシュということで実現させていただきたいと、かように考えております。そういうことで道路が拡幅されれば、循環バスの問題も可能になり、しかもあそこがある程度開発のめどがつけば情勢も整うということで、したがって駅の問題も具現化できるんじゃないかと、こういうふうな考えを持つわけでございます。いずれにいたしましても道路の問題は二つにわたりましては来年度完成、それからあとはまた次に段階を追ってでき得る限り住民の希望に添うようにできる限り早くやっていただきたいと、こういうふうな希望の意見を述べまして終わらしていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大下　博君）　これをもって四の三、土地開発公社の運営と西平山地区道路拡幅に関する質問を終わります。次に六の一、都市整備の問題点についての通告質問者滝瀬敏朗君の質問を許します。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

（二番議員登壇）

○二番（滝瀬敏朗君）　一番最後のほうになりましたのであるいは前者の質問とだぶるような点があろうかと思いますが、その点は御了承願いたいと思います。都市整備の問題点についてお伺いをいたします。御承知のように日野市の実情は過去二十年来、多摩平の地域の区画整理をはじめ、多摩動物公園の誘致、あるいは平山台の区画整理、高幡百草台団地の計画、四ッ谷下の区画整理、吹上団地、神明上区画整理等々、都市整備については積極的に力を入れてまいりました。これからは多摩川、浅川に接する低地帯について、政治的にも行政的にも全力を注ぐべき時期であろうかと思うわけであります。誰れが考えても、このことは当然だろうと思います。前市長はこうした問題につきまして早急に善処すべく行政手腕を発揮し、地域住民との話し合いのもとに計画的に対処してきました。そのあとを引き続きまして森田市長にバトンがタッチされたわけでありますが、こうした経過の中で市長は、これらの大きな問題に対し、市長歴任二年近くなった現在、どのように努力をされてきたかまずお伺いいたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に対しまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　都市整備につきまして、過去二十年来の歴代市長の業績を継ぎまして、それらは日野市の基本構想そのものでありますからして、それの遂行のために取り組んでおる状況でございます。神明上の区画整理につきましては、発足以来、六、七年になっておりますが、いよいよ台地のほうは一応換地等も終わりまして、日野の駅前周辺、ならびにこの低いほうの課題に取り組んでおる状態です。それから、昨年は日野地域の四ッ谷区画整理の完了に引き続きまして仲田地域の区画整理に手を延ばしたいということで地元にも説明の初歩の段階を進めたわけでございますが、二・二・十の路線の問題、あるいは神明上区画整理のほうの地区外排水の排水系統の問題等で、まだ地元の了承を受けるに至っておりませんけどこれも一つ今後関係者の御協力を受けることによってぜひ推進をし、二・二・十の完成とともに地区外排水路を完成させる、これが当面の大きな課題であるというふうに考えております。それから今回の議会でいろいろと御議論をいただきました万願寺地域の区画整理に伴いまして、いよいよ具体的な下水道の処理場という課題と取り組むことになりまして、いま一応、素案の素案というようなものが地元からいろいろ意見をいただいて、あるいは現段階では反対をされておると、したがって、その結果どういう範囲に設定をして行くかということにつきまして、きょうも述べましたとおり、我々の気持は既成の観念を取り払って、とにかく気持は地元の御意見に極力添って行きたいと、こういうことで臨んでおるのでございます。それから、それに合わせまして、万願寺の区画整理のことも、これもすでに計画に載りましてから十年近くを経っております。状況はかなり地域にも受け入れられる状況が生まれておりますので、すでに説明会をことしの夏ごろ行ないまして、地域によりましては、ぜひ

一つ早くやれと、こういうふうな状況になってきておるわけでございます。一つのこの日野の系統の区画整理、都市計画事業、その手法としましての区画整理事業は、万願寺地域区画整理を完了させることによって、大きく一段階を画すると、こういうふうに思うわけでありまして、鋭意事務当局もあげまして、真剣に取り組む気持でございます。それから、七生側につきましては、いま西平山という地域におきまして、これは東京都の住宅局が行なう事業ではございますけど、話の進行状況を我々としましても真剣に見守っておりますが、東京都としましても大変熱の入れられた取り組み方で進んでおりますので、聞くところによりますと、来年は早々に現場に現地の事務所も建てるというふうに言っておりまして、その処理が緒に就いたという感じを持ちえております。その際には、これは、市といたしましては、関連公共事業ということを十分に施行者のほうに申し入れを行ないまして、危惧をすることなく、将来の日野市の街づくりに十分な布石を行なっていきたいと、こういうふうに考えております。それから、二、三、この組合施行によって区画整理を施行したいとこういうふうな意向も出掛けております。それらにつきましても十分一つ、その援助体制も整えまして、できるだけそういう自主的な組合施行によっての小地域の開発はそういう手法で行なっていただきたいもんだと、こういうふうに考えております。七生の東部のことにつきましてもある地域には組合施行方式による事業がもくろまれておりますし、それからなお東部の方面につきましても、我々としましては程久保川の改修に伴ないましてのあの地域の整備を行なわなければならない。東京都の住宅建設と合わせて、条件整備をぜひ進めようと、こういうふうに考えておるような状況が現実的な概要でございます。

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　はい。私の質問とちょっと異なる点があるんですが、まあ、あの大変二年間どういうふうに努力をされてきたかというのが私の質問の要旨でありますが、今後そういう問題に対して努力をして行くんだということで、了解はいたしますが、それでは私といたしましても、大変その、口先だけであなたがおっしゃってるような緑と清流というものが取り戻せるかということを私は非常に心配するわけであります。お題目だけを並べて、私は緑や清流が実現できるとは考えられないし、スーパーマンでもそんなことはできないというふうに考えるわけであります。市長は具体的にどう実施をするかということについて私はお伺いしたいのであります。いまの市長の答弁によりますと私も納得はできないし、市民も決っして納得しないと思うのであります。もっと実現をですね、市長自身が現実を、市長自身がもっと見極めて直接予算化をし、用水はこのように改良し下水はこのように施行するといった具体的なも

のを示してもらいたいわけであります。もし、そういうふうなことをやるんだということであれば、五十年度予算にどう計上するかをお伺いいたします。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでも単年度の予算の中では言われますところの用水の土管でありますとか、改修でありますとか部分部分の前進は行なっているわけであります。引き続いて五十年度の予算にもそれらを入れようというふうには考えております。たとえば、中央道にそこをルートとした一つの排水系統を考えようというようなことも、これもいま下流のほうで、我々の説明不足のために反論もあるわけでございまして、これらは一つ、積極的に状況を知ってもらうことによって了承をしていただいて施行を行なうと、こういうふうに考えております。それから緑と清流を取り戻そうとこういう発想は、これは私としましては、非常に年期を要しますが、一つの日野市の将来を、あるいは、人の生活に対する生活態度というものに一つの、哲学的な意味での反省をお互いで持とうと、こういうことが考えの一つにあるわけでございまして、むろん、政策上の手だても行ないますわけですが、これは市民のみなさんと、一つ、我々の将来、日野市の街づくりに、こういう一つ旗を掲げてまいりましょう、こういう気持も半ばあるわけでございまして、将来におきましての、実際にそういうことを具体化するために、どうすればいいかという検討も、いろいろな段階で真剣に行なっております。来年は、これらにつきましても予算化を進めていこう。あるいは、緑という問題につきましては、自然を守る必要が大いにあるわけでございますが、きのうも、あるいは今回申し上げましたように、なかなか、その開発ということと自然を守るということとは裏腹な関係がありますので、それの調和を図ること。あるいは開発のあとにはもう一ぺん緑を、植樹でありますとか、そういう手段によって植え変えていこう、こういうことで一つの秩序のある街づくりをしょう、こういうことに尽きるわけでございます。予算化ということにつきましては、これから目下五十年度予算につきましては検討中でございます。

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　それでは、市長は日野市内の用水の実態を知ってるか、まずお伺いをしたい。もし市長が本当に実態を知っていたらいますぐにも何らかの手を打たなければ市民に申し訳ないと感じるでありましょう。濁々の用水、臭くて鼻もつまむようなぐらいの状態をあなたは知らないんでしょう。高台の一等地に住み、専用乗用車で毎日、送り迎えをされている市長は、我々のこのような低地帯の現状について、無関心でいられては大変な問題であります。特に市役所の東部全体、まあ水田もできないような状態があります。雨が少し降れば高台

からの汚水、ごみ、便所の汚水等が溢れ、道路も庭も臭くてどうにもならない状態を市長はまったく知っていないと思うが、その点どうお考えになっているか、現状を知っているかどうか、お伺いいたします。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　知っておるつもりであります。

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　大変市長の答弁はうまくて、あの、ことばだけでは先ほど言ったような緑と清流が取り戻されることと錯覚を起こしますが、それでは私の調べた実績についてお伺いをいたします。いままでの答弁でいくらうまいことを言ってもまず根本的な問題の解決にはならないと思うし、私はやはり、先ほど三浦議員、あるいは本間議員から指摘をされております下水道の問題、こういうものを施行しなければこの問題は解決しないことであろうかと思います。下水を入れることのできる道路を造ることが先決であろうかと思います。しかし、市長の答弁を聞いていると、その道路も造る気があるか疑問であります。それはどうしてかというと、市長の都市計画に対する消極性であります。たとえば今年度の予算を見てもわかるように、都市計画関係費用の予算額は一般会計の都市計画総務費で一千三百十三万円、下水路費五万円、公園管理費二千四百八十四万円であります。都市計画事業の会計への繰出金七千六百七十一万円の合計、一億一千四百七十三万円であります。これらの税金で特に目的税であるところの都市計画税が、都市計画事業関係費に対してたったの三五%、これしか使われていない状態であります。私は参考までに森田市長前の都市計画税に対する都市計画関係経費の支出割合いを調べてみましたが、過去五年間の実績は最低でも都市計画税の八五%となっております。最高では都市計画税に対しまして一八%にも使用されている。これは決算書を見ればすぐわかる数字であります。それが、森田市長の編成した予算は、御承知のように都市計画税の六〇%以上が目的外の経費に使われている。金額にしてみると二億六百七十八万円という膨大な金額が、いかに市長の姿勢が都市整備に対して消極性であるか、誰が見ても、また市長がどんなにうまい答弁をされても明白な事実であろうかと思いますが、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）市長はどう思われ、どう考えを改めるか明確なる答弁をしていただきたい。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　財政の計算の割合いを出すという計算のし方等もあろうかと思いますけど、私が都市計画の仕事を軽んじてるなんていう気持は毛頭ありませんし、日夜その推進のために気をくだいてるわけでございまして、たとえば、

神明上の区画整理は予算が非常に、予算といいますよりも資金計画に非常に窮屈な状況であるわけでありまして、これを打解するために、今後三年間ぐらいの間に十億円ぐらいの資金計画の改定をしなきゃならんというふうにも考え、それの具体的なことも予定しているような状況でありまして、それから単年度であるいはそういう象徴はあるかも知れませんけど、これをある年度間を平均して見通してもらえれば、そういうふうな御指摘はなるべく受けないように、今後もうたっていくと、まあこういう気持でございます。

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　私は、いまの市長の答弁では納得できないわけであります。先ほど質問いたしました目的外の都市計画税についても特に、何に使われているかわからない。本年度当初市長の言われている重点施策の都市整備についてもまったくその実線も上っているとは思えないし、市長の選挙公約ではないが、単なる人気取りとして使われているとしか思えません。口では重点施策を唱えながら、その実態は予算で示すとおり都市整備に使わなければならない都市計画税が一般的な総合的な経費として出支しているということをこれは如実に示していることが考えられます。この点について、市長は市民にどう説明されるかこの点もお伺いしたい。要するに私の言ってることはこのような消極的なことで、このような重要なる都市整備ができるかということを聞いているわけであります。九月の議会でも言ったように、五十年度から神明上に庁舎を建設される予定になっているが、私といたしましても市庁舎建設に対しまして反対をしているわけではありません。本年度の予算を見てもわかるように、都市整備のための予算計上もなく特に、神明上地区の下水道も日野市の低地帯の排水問題も考えず、先ほども言ったように目的税である都市計画税の三分の二以上を目的外に使っている。こういう実態では市庁舎を建設した場合、その汚水はむろん庁舎ができればすぐにその周辺は家が建つことは当然であります。これらの汚水のすべてが日野市の低地域に流れ、現在でも排水の併用で困っている地域はまともに、多大の被害を受けることは火を見るよりも明らかであります。このような実態に対して市長は真剣に考えたことがあるか、いま一度答弁を願いたい。二点についてお願いします。

○議長（大下　博君）　市長。答弁。

○市長（森田喜美男君）　都市計画税と、それから、都市計画事業との関係につきましては、財政部長のほうからお答えいたしますが、都市計画事業ということ、これは多年の年月を要するわけでありまして、これまでの行なわれてきたこと、あるいは今後行なうべきこと、これらにつきましての一つの大きな日野市の取るべき都市計画の仕事ということは古くからこれは誰が取り組みましても決まってると、ほぼ決まってると言え

るふうに私は思っておりますが、いよいよこれから日野市の低地のほうにその事業が進められて行くと、その順序としては低いほうからでない、高いほうに決めるとあるいはそういった感じが良かったのかも知れませんけど、現実には人の少ない、それから手の付けやすい方面から開発が進められたということでありまして、その結果が、今日の低地に対する水害の問題、あるいは汚水の問題を踏んでるわけでありまして、それを認識すればこそこれからやろうとしているわけでありまして、そのためには一つみなさんの御協力をいただかなければならんと、（「そうだ」と呼ぶ者あり）一方ではやれやれと言いながら一方では、何かそれを塞ぐようなことが私には何となく感じられるわけでありまして（「何となくじゃない」と呼ぶ者あり）そういうことを一つ大いに考え直していただきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　私からは都市計画税と都市計画事業の関係、滝瀬議員から御指摘がありましたように都市計画税たる目的税がそれに利用されてないんではないかという御指摘でございます。そのことにつきましては、昭和四十九年度の当初予算編成の際もいろいろこの問題につきまして、各議員さんのほうから御指摘ございまして、私のほうからもいろいろお答えをしたつもりでございますけれども、都市計画事業とは何ぞやという問題もあります。いま、議員さんの御指摘の点は、直接費用的なことをおっしゃっていらっしゃると思うんでございます。都市計画事業というのは広くは、ことしの当初もお答えいたしたつもりでございますけれども道路はもちろんのこと、橋についても、公園についても広くはそういうふうな都市計画事業として考えられるということで、全体的な費用からいえば、目的税たる都市計画税三億数千万円が決して他に流用されていることはございませんというお答えをいたしたわけでございますが、御指摘の点は直接費用をおっしゃっていらっしゃるだろうとこんなふうに感じているわけでございます。なお、この都市計画税の使用につきましてはそれぞれ、年度年度によって異なります。その事業の進展状況によりまして、多くは投入しなければならない年度あるいは他に投入してもよろしい時期、そういう年度年度によってのそういうあれかと思いますけど、四十九年度広く都市計画事業という立場から立てば決してそういうことはないと、事務レベルでは考えておるわけでございます。

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　市長は、何か私のやってることに対して無理からぬ反対をしていると、（「そうだ」と呼ぶ者あり）いうふうな御答弁があったわけでありますが、私は最初に述べたように、どのように二年間努力されたか、こういうことを、最初にお伺いしたわけであります。たとえば福生市の例を上げてみますと、福生で区画整理を始めたというふうなことの中で、ま、百回以上、その権利者と話し合いを持って初めて区画整理が成立したというふうなお話を聞いております。私は、市長の努力は反面認めないわけではありませんがまだまだ、市民に対するあなたのおっしゃっている市民対話の姿勢というものに対してもっと積極的にやらなければならないんではないか。ただ一部反対があるからできないんだという市長の姿勢、これは市長たるものの言うべきじゃないし、もっと努力をして行かなければならないんではなかろうかというふうに考えるわけであります。まあ、いつまで、質問いたしましてもあれですけどもこの辺で終わりたいと思いますが、私の質問した諸問題について一つ検討され、進めていただきたいというふうに思うわけであります。できれば、五十年度予算に計上されて早急に問題の解決に当ってもらいたい。次に市長がこれらの諸問題に対する行政手腕がないんならば、市長自らがそのことを市民に説明し、事態を明らかにしてもらいたい。市長が本当に革新市政を行なうなら、私の言った問題点について一番先に取り組むのが真の市民のための市政であると私は思います。その点を市民に報告をしてもらいたい。以上で終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって通告質問を終わります。次に剣持佐吉君の関連質問を許します。

○十一番（剣持佐吉君）　二、三日前に林議員の汲み取りの問題について質問が出されたときに、総務部長はU字溝ができれば一番いいんですがということを言っておりますが、これはかなり重大な問題であろうと思います。この公の席上においてそれが、現在U字溝が排水路に使われていることを黙認せざるを得ない状態は確かにあります。しかし、それがこの公の席上で、汲み取りができなくて、しかも、汲み取りは上水だけを取り除いて下の一番汚ないところは、いまの施設ではできないんだと、こう言ってるわけですね。そうしますと今度はこれを結論づけますと、U字溝ができればその一番汚ないものも立派にはけるんだという言い方です。これは緑と清流を取り戻すためには、下水道の管理がどうしても必要であるというのとは違うことになります。それから理論的なことを言って大変恐縮でありますが、それは緑と清流を取り戻すんでなくて上のほうはきれいになるけれども、その地域には問題はあるけれども下流地域のことには全然配慮しないということになります。したがいまして違法を公然とここで認めてしかも下流地域はたれ流しでやむを得ない。そのほうが一番いいんだという表現になりますが、その点について真意を伺いたいと思います。私は百歩を譲って考えますと、そのときの行きがかり上軽い気持で言ったんだと思いますけども、聞いてるほうでは、ことに下流地域においては大きな問題として受けざるを得ないと思うのであります

すが、その真意のほどを聞かしていただきたいと思います。それから、下水道反対とかいろいろの看板が立てられたところを、地区のセンターの敷地に看板が立てられたのを職権で撤去したような問題があるようでありますが、そのことは地元と市当局との問題として私はその成り行きを見守りたい程度のものでありますけれども、この問題はいろいろ考えますと大きな問題にも取り上げられるわけです。しかし、そのことはまず置いていま滝瀬議員の質問に対して一生けんめいでやろうとしているが反対の勢いがあるのでその方面の一つ協力をお願いしたいということでありますが、これは反対軍に責任を転嫁する態度と受け取らざるを得ないと思うのであります。私は協力を要求することは必要でありましょうけれども、それは、きのうも東部地域の開発について私が質問したように、なるほどいろいろの精神的、感情的な問題もあろうかと思いますけども、その以前に生活の要求から湧き出た不満というものがあるはずであります。で、これに対して積極的に手を尽すべきだという、それでその態度が現われてないじゃないかという滝瀬議員の質問に対してそれは反対軍にも責任があるというような（「それは答弁に対する関連ではないだろう」と呼ぶ者あり）責任転嫁の、…誰れだ何か言ってんのは…（「答弁に対する関連じゃないんだろう」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（大下　博君）　できるだけ適明に一つお願いします。

○十一番（剣持佐吉君）　簡明に言ってるんです。ごちゃごちゃ言うから問題が起きるんです。（「あんたが問題にしてるんじゃないか」と呼ぶ者あり）通告質問は正当な権利ですね、権利を保護するために議長はしっかりしなきゃだめじゃないか。だんだん混乱するんじゃないか。（発言する者多し）

○議長（大下　博君）　簡明に言って下さい。

○十一番（剣持佐吉君）　簡明にやりますから。（「何言ってるかわかんないぞ」と呼ぶ者あり）こういう責任の転嫁をするような態度では順調に話が進まないと思いますが、もう一ぺん確認をしたいと思いますが、市長は十分の努力をして、そしてこれ以上は相手方の責任において解決しろという態度に受け取れますが、そういう理解でよろしゅうございますか。こういうことです。わかりましたか。わからなければもう一回言います。わかりましたね。

○議長（大下　博君）　議長はわかりました。

○十一番（剣持佐吉君）　じゃ以上二点についてお伺いをいたします。

○議長（大下　博君）　それでは、答弁を願います。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　昨日の質問のときに、U字溝が一番いい方法だと、こういうことを申し上げました私の考えは、現在の雑排水を汲み取ってる時点のことを申し上げたわけでございます。いま議員さんのおっしゃられたとおりここでいま下水道ができますれば一番最高の、一番ベターなわけでございます。しかし現状の百三十二の雑排水の汲み取り、これにつきましてはみな吸い込みでございますからそこへ溜めますと土がくずれたり、砂利が入ったりしましてそれがまあ非常に柔らかい状態になりまして、普通の側溝に雑排水を流しておきますとそういうふうな状態にはならないわけでございます。しかし、葉っぱが入ったりしまして下は詰っていると、いま各自治会の方々がそういうものを上げまして市が取っているわけでございますが、汲み取りの場合はこれは取りようがないということから側溝にしたならば穴掘ってそこへ流すよりもベターであろうとこういうお話を申し上げたわけであります。確かに側溝というのはこれは道路の薄い、薄い道路を保護するための側溝でございます。しかし下水道がないために雑排水がみなそこに流れているというのが現状かと思います。で、その雑排水を吸い込み槽に入れて汲み取るよりも現状の側溝に入れたほうがそのほうがベターであると、こういうお話を申し上げたわけで、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり下水道が造られればこれ程理想的なことはないとこういうことです。

○議長（大下　博君）　それでは、次に市長答弁。

○市長（森田喜美男君）　昨日もお答えの中で申し上げたわけでございますが、高台方面が先に開発をされ市民の定着があって、したがってそれから出ますところの生活汚水、雑排水が低いほうに流れ、低地のほうの方々に大変御迷惑を掛けておる状況がある。あるいは、屎尿処理にいたしましてもあるいはごみの焼却にいたしましても、多摩川、浅川の合流点に近いほうにそれらの施設があるもんですから、その地域の方々に大変御迷惑を掛け、御不満が重なっておると、そのお気持を気持として、そして今後御不満は解消できるように、それから御希望は整えられるように、こういうことで市民全体の理解と御協力の中で、日野市という一自治体の経営をなさなきゃならないのでございまして、決っして責任を他に転嫁しようとかいう気持はないわけでございました。御協力をお願いをする、またそのための努力を我々が誠心誠意行なっていくとこういうことで御了承をお願いしたいと、こういうことを申し上げたつもりでございます。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　滝瀬議員の答弁にそう言っていただければもうそれで質問しなかったわけですよ。ここで議場の混乱もなかったと思うんですが、それは了承いたします。今後の御努力に期待をして了承いたします。このU字溝の問題は、これはちょっと問題があると思います。それであまり長く言うとまた怒られるから私は簡明率直に言いますが、そうするとU

字溝ができればその地域はきれいになる、下のほうは構わないっていうわけですね。それが一つ、それからいけないんだけどもやむを得ないという現在の状態は誰でもわかってるわけですね。したがって上流地域のU字溝のないところでU字溝ができればそこへ流すということは良くはないけれどもやむを得ないということは、世間でもまあ認めるわけではないけれどもやむを得ないと、ところがいまの総務部長の答弁はU字溝ができればベターだということですね。それと下へ行ったからその地域はベターかも知らん、下のほうはだんだん汚水は蓄積されるわけですね。それを認めることになるわけですね。それがベターだと言ってるわけですね。これでね地域の開発が私は円滑にできるとは、そういう思想で、そういう態度でもって円滑にできるとは私は思われません。それから法律を曲げてこの公の場においてそれを認めているわけですね。違法行為をあえてして顧りみないということ、それはどこに原因があるかというと、吸い込みの下を掘ることが困難だからということでしょう。したがって市の行政が遅れているならば違法も当然のことと認めるということと、下流地域はどうでもいいという態度になります。そういうふうに受け取れるんですが、それでよろしゅうございますか。よければやむを得ないから私はこれで終わります。いいですか。

○議長（大下　博君）　聞き取りが違ったわけなんですが、もう一度総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　先ほどもお話申し上げましたとおり現状の側溝が雑排水を流しておるということ事態はこれは当然あの下水道ができてそこへ流すのが一番いい方法でございますけれども、現状の日野市におきましてはそれが不可能であるということから雑排水がその側溝に流れ、それが用水に流れてきておるわけです。で、たまたまそういうところがないところに吸い込み槽を作りましてそしてそこへ流しておるわけですが、それがいっぱいになるから市のほうで取ってるわけです。その下に雑排水のとにかく一番下のほうにはどろどろしたヘドロが出るわけです。これを一体どのようにして処分をするかということになりますと、私どものいまの施設においては処分はできない。しかしまあそれをそのまま多摩川に流すこともできない。こういうことで、そういうどろどろにならないようにするには水のまま側溝に流したほうが、どろどろにならないで済むであろうとこういうことでございますから、決っしてその下のほうのことを思わないその場限りの解決ということは考えてないわけです。ですから、そのヘドロまで私どもが汲み取る状態になればこれはまあ一番いい方法ですが、現状ではそれができないということをお話申し上げたわけです。ですから、確かにいま側溝に上っていることそれ自体が違法であると思います。しかし現状においてはそれが違法であってもその方法しかないので、標題の件によりまして簡単に質問をさしていただきます。つい最近までは国をあげて大三次産業をおこりまして消費の生活を強いられてまいったのが現況でございます。このような時代はいつまでも続くのではないぞと。少なくとも日野市商工会役員会の席上ではたえず合いことばのように申し合っておったわけでございます。なぜならば、日本の国は非常に資源の乏しい国でございます。しこうして、貿易によって収益を得ずしてこの国の発展はないんだと、こういうような中で、心配はたえずしておったわけでございますが指導の中にもそれを生かさしてまいったわけでございます。ところがオイルショックによりまして狂乱物価を招き、その後複雑怪奇な時代に入ってまいったのがこのような現況でございます。それらの中ですでに御承知のとおり日野市には商工会の組織等に関する法律、これは昭和三十五年五月二十日に法律第八十九号が、また昭和三十六年六月十日に法律第百二十三号の改正に基づきまして、公益法人として東京都知事の認可を受けまして設立されたことは周知の事実であります。当日野市、商工会もそれら法の庇護のもとに設立されまして現在に至っておりますが、この商工会は国の法律に基づくただ一つの総合的指導団体でありまして、法第三条に明記されてございますとおりで、その地域内における商工業の総合的な改善、発達を図ることを目的としている団体であります。現況を見渡しますと、当日野市は交通網の遅れが災いい

○議長（大下　博君）　よろしいですね。

○十一番（剣持佐吉君）　いやもう一点。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　あの、余計な御節介かも知らないけれども下のほうはどうでもいいという態度でいるわけですね、いま、やむを得ないから。そのほうが、いまよりは、いまのほうがいいんですよ。汲み取りのほうが。十分に汲んでくれれば、汲めないからじゃ流すんだと言うんでしょう。それで下流地域でもって了承すると思うならば、私は心配だけれども押し問答したってそれでいいと言えばしょうがない。結果によってまた議論を再発することにしてこの場は質問を終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって六の一、都市整備の問題点に関する質問を終わります。次に十九の一、商工会関係振興条例の設置についての通告質問者谷栄吉君の質問を許します。

（十番議員登壇）

○十番（谷　栄吉君）　議長から御指名をいただきました

たしまして、集中的な商業圏の構成が望まず、集落的分布の商店街として発展しております。この商工会に指導的大きな問題が課されておりまして、また要求も出されておるのが現況でありまして、それらを踏まえまして、発足当時より経営指導員の増員要求をし続けて、今日ようやくその体制が整ってきたかに見えます。各商店街も地域住民の生活に大きく貢献し、市行政面にも財源確保になくてはならない一端を担っているのが実情であろうかと思います。それらに対しまして、市の指導的役割、強いて言うならばほんのわずかな補助金等、例規集第二章にもあるとおり、中小企業の事業資金と厚生施設資金の貸付条例が、昔ながらの何ら変りばえもないままに放置されておるのが現況でございます。市財源に大きなウエートを占める商工行政に対しあまりにもおそまつという以外にはことばがございません。なおこれからの日野市を展望するときに日野市の北の玄関ともいえるこの日野駅も、区画整理の完了で多少変わるでしょう。南の玄関である高幡においては発展途上大きく息づいております。なぜならば、先般、八王子市議会においても、地区内の多摩ニュータウンの建設に全議会で採択を行なっております。これに対し都も本腰を入れてニュータウン建設に連繋を申しておるのが現状でございます。この建設完了の暁入居した場合、高幡駅より、現在は多摩動物公園前まで延びておるのが現況でございますが、これが南へ進みまして町田まで延びる高層計画はございますが、これが南へ進みまして町田まで延びる高層計画は

持っておるようでございますが、これが延びますと多摩ニュータウンの客の流れが高幡、市の南の玄関口へ押し寄せてまいるその可能性が十分でございます。これら勘案の中でこの際市の窓口を大きく開けて、商工指導事業は、市、商工会一体となって発展させるべく原動力に要望が出ておるようでございますが、まあ、この際商工会に対して市長はどのような基本的考えを持っておられるのか二、三お尋ねしたいと考えております。御承知のとおり、市は従来より商工会に対して補助金を交付してまいっておりますが、昭和四十九年度においては、当初三月議会で二百七十万円ございました。ところが中間に下りまして八十万円を追加いただきまして、三百五十万円の補助金が四十九年度にはなされたわけでございます。そこで、商工会補助金に対する取り扱いのお考えでございますが、従来商工会補助金は年度ごとに出される補助金交付要項に基づいて交付されてきておりまして、この交付要項に現われておる考え方は、要するに補助事業者、この場合商工会をさして私ども発言しておりますが、これを行なう事業に対する補助という考え方で行なっておられるようでございます。なるほど、補助金というものは、その考え方は市の見解では事業補助という考え方が一般通念のようでございます。しかし、最近の経済情勢、社会情勢の中に占める商工会の役割り、可能性なるものを考えてみますと、あいも変らぬ事業補助という考え方はすでにマンネリ化してきておるか

に感じられるわけでございます。そこで私は結論から先に申し上げますと、運営補助というお考えにお変えになったらどうだろう、このように考えておるわけでございます。つまり商工会運営に対する補助金という考え方に改めていただきたいと申し上げるわけであります。運営補助金ということについては若干の説明が必要とされるので、次に申し述べたいと思います。すなわち、商工会運営に対する考え方は、日野市の商工業振興対策にかかわる問題を含めて申しておりまして、現在、日野市には総合的な商工業振興の基本対策がないと断言せざるを得ません。先に申しましたとおり、中小企業事業資金及び中小企業の更生施設資金の貸し付け条例の二つだけにとどまって、何ら打つ手もしない国及び都においては、中小企業対策の抜本的拡充強化と関係予算措置の大幅増等が近来の大きな動きでございます。商工業の施策は国や都に任せておけばいいんだと、総合的な地域発展策は望むべくもないとは思いますが、私は、当日野市においても早急に商工業振興の基本対策を確立すべきときではなかろうか、いまを置いてほかにないと思い、これを提案する次第でございます。たとえて言うならば、日野市中小企業振興委員会条例の制定等市長にその意思がおありかどうか、こうした中で市としての総合的商工業振興対策との関連において考えた場合、商工会を見直す必要があろうかと考えるわけでございます。つまり、商工会を基本的にどのように認識しておるのか、という問題でございます。商工会は自主的に設立された会員組織体であるけれども、その目的とするところは財政上の制約を受けながらも、役職員ともども、日夜、労の非常に多い困難な仕事に取り組んでまいっております。商工会の今後の役割りを考えてみる場合も、中小企業の施策を担う各中小企業関係法律の施行、あるいは消費生活にかかわる各種法律の実施に伴う商工会の今後の役割りは、高時限の立場で、商店街の再開発大型店舗の進出、調整、町村共営路線の開発、流通機構整備による物価問題、インフレ抑制問題への対応策、工場適正立地建設業、近代化への適応等、長期展望に立ちまして、一層の指導充実強化が要望されているのであります。私は先ほどより市独自の商工業振興の基本的対策を早急に確立すべきときであると申しましたが、商工業振興対策推進は国と市および業者の四者一体の協力体制が確立されない限り、十分なる効果は上げないと考えるからでございます。商工業振興と総合的な地域発展策に結合一致する方向づけが必要かつ急務でございます。過去におきましても商工会は国及び都の示す中小企業対策の推進力として、経営改善普及に関する指導事業を中心として、主として中小企業者の経営近代化、合理化を図りつつ、地域経済の発展、環境整備の推進力として、また広く地域社会の総合的発展推進の中枢体として各種の事業活動を積極的に展開してきているのでございます。商工会設立以来、この事業活動の実績は各方面

から高く評価されているのを見てもおわかりであろうかと思います。商工会事業活動は本質的に見て、ひと目につきやすいはでな事業を打ち上げることではございません。本当に地道な事業活動なのでございまして、速効的かつ性急に期待すべき性質のものではないのでありまして、私も当時商工会の一会員として、長期にわたりその中に解け込み見聞もし実施してのお手伝いをしてきいったわけでございます。（「御苦労さま」と呼ぶ者あり）この苦しいながらもこのような、いまでも活動を展開しておるのが現況でございます。法律の第三条に明記されているとおり、地域における商工業の総合的な改善発展を図ることにあるのでありまして、つまり商工会は総合的指導団体であり、かつ、総合的地域団体としての性格を有しているのであります。その使命とするところが会員のみならず地域内のすべての商工業者について公正な立場から総合的発展を推進するものである以上、その事業活動は単に地域経済の発展のみに留まらずやがては消費者利益の保護への配慮、住民福祉の向上へと還元されていく性格を持っております。かくして商工会は地方自治体の総合的発展に寄与する役割りを本質的に担っているものと考えられます。日野市が健康的なベッドタウン都市として調和のとれた発展を進めていくためには、商工業がともに発展していくことの絶対に必要であります。このことは、また市財政強化とも深いかかわり合いを持っているのであります。したがって、商工会運営の主張は日野市のそしてこの四者一体の協力体制が確立されたとき、商工会こそがその推進力の軸となって最もエネルギーを有するものと考えるのであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）かくして日野市の商工業振興基本対策の確立という中で、商工会の持つエネルギーを度外視して考えられないのではありませんか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そこで、商工会に対する補助金の場合、従来のような単なる事業補助という考え方ではなく運営補助金額算定に切り替えるべきではなかろうか、以上の観点から当面昭和五十年度、商工会補助金額算定に際しましては、単なる事業費の三割補助という考え方から脱却をいただきまして、大きく方向を変えて先に申し上げた長期的、総合的観点に立ちまして運営補助金という考え方に立って算定すべきではなかろうかと、声を大にして猛省をお願いする次第でございます。以上をもちまして市長のお考えを問うわけでございます。よろしくどうか。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に関しまして、関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（大下　博君）　谷栄吉君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　私から、前座お答えをさしていただきます。簡単に。先ほど谷議員がおっしゃられ

たとおり中小企業基本法というのがございまして、それの誕生には、日野市の施策として中小企業に関する育成指導、ならびに経営の近代化、その他中小企業の発展のためにいろいろの施策が行なわれております。先ほどもお話の中にございますとおり、商工会の組織に関する法律第十一条には商工会の使命ということが規定づけられておるわけでございまして、市といたしましては、地方自治体というのはこれらに準じて商工会の運営、あるいは協力しなければならないと、こういうふうにうたってあるわけでございます。そこで、現在市の施策といたしましては商工会に対する補助金、あるいは先ほどございました貸付金の預託、更生資金の貸付、それから中小企業に対する預託、これらが約三千万、三千百万以上の預託をいたしまして、中小企業の方々がその事業資金として借りやすいような方法を講じておるわけでございます。で、本年の九月に、先ほどもございましたとおり八十万の補正予算をいたしました。昨年はこの中小企業、商工会に対しまして、会館の資金といたしまして、約一千万の助成をいたしておるわけでございます。ですから、昨年は一千二百七十万の補助金を商工会に対して預託し、本年度は先ほどもございましたとおり、三百五十万、この補助金を交付いたし、なおかつこの前の安売りディもございますとおり百六十万ですか、百二十万の助成をいたしておるわけでございます。そういうことで、商工会自体に対しても私どもといたしましては、できる限りの助成をいたしましてこれらの商工会の発展のために努力をいたしたいと思います。事務レベルといたしましてはそういうふうに考えております。

○議長（大下　博君）　あと運営費補助に切り替えられないかという点について。総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　運営費補助ということになりますけれども、東京都の補助金の支出の基本政策といたしましては、どこかに、運営についても、指導員の人件費、それから、その他事業拡張に対する助成ということから、運営費にも一部かかわっていると、このように考えるわけでございます。で、これを条例化するということになりますと、これはまた補助金の性格上、補助金も条例化いたしまして額をスライドするような、そういう補助金の条例化ということにつきましては、これは私どももまだ検討不十分でございますので、勉強不足でございますので、そういう条例が必須でありますれば、こういうことについては今後検討をさしていただきます。

○議長（大下　博君）　谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　あのね、私は市長に（笑声）お考えをあるかどうか聞いてるんですよね。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　谷議員からおっしゃられる御趣旨はまことに感銘深く承りました。（笑声）まあ、商工

行政という視野から考えますと、おっしゃられるようなことが当然必要であるという感を深くするわけでございますが、いま、日野市全体から考えます場合には、いままでも論議になっております、都市の基盤整備の問題、あるいは市民生活の環境整備あるいは生活防衛の問題、福祉や教育、文化の問題、非常に広範な仕事が自治体行政に課せられておるわけであります。その、やはり、国の仕事、あるいは都道府県の仕事、市町村の仕事と、こういうふうな一つの受け持ちの分野があるわけでありまして、私は商工行政の主なるつまり振興でありますとかそういう意味の行政というのは大きくはこの経済、あるいは流通経済、その国の中の景気、こういうことは多分に国政が司る分野でありますが、商工振興という分野はかなりのウエートで、また税の納まるところは、都道府県という、そういう関係もあるわけでありますが、そういうところの行政に依存する部分が大きいというふうに考えるわけであります。また市町村にも一つの性格がありまして、このベッドタウン的な性格つまりあるいはこの、まだ農業を相当抱えておる市町村の性格、あるいは製造業、企業等でむしろ商工業の中の従業員に対する一つのこの焦点の向け方、まあいろんな分野があろうと思うわけでありますが、日野市のこの予算項目の中にも商工費、農業費、あるいは労働費、こういうふうな款でありますとか項でありますとかそういう大きな項目に分かれておるわけでありまして、バランスとしまして、いま商工費の中で行なわれておる預託となっておるのは年々その額は大きくなりつつありますし、一つのバランスとしては日野市というレベルで行なえる一つの水準ではなかろうかと、こういうふうにも考えておるわけであります。しかしその地元の商工業はとりもなおさず市民生活そのものである。あるいは市民の生活に生活資材を供給するその近隣の一つの流通関係にあるとこういうことも言えるわけでありますからして、そういう消費者、あるいは流通関係の方々という関係での直接的な、関連づけといいましょうか、双方に有利である、双方が利益を受けるこういうふうな関係の奨励のし方はむしろ市町村長の地元の仕事であろうと、こういうふうにも考えるわけであります。ただ、この補助金というものが行政指導型で経済という一つの分野を行なうのがいいのか、あるいはやはり主体性を持っていただいて間接的な一歩を離れた格好で援助とり御指導できる体制を作るのがいいのかということにつきましては、私は後者のほうであろうと、まあこういうふうにも思っておるわけでございます。しかし、直接その業務におられる方々がおそらくまた行政に求められる要望もいろいろ特徴のあることだと思いますので、十分一つ検討はさせていただきたいとこういうふうに考えるわけであります。この行政機構の中で産業経済課と特に経済という名まえを付しておるのにも、それらを目的としておるわけでありますが、まだその新しい課は弱体であると、市民にお答えをするには不十分であるとこういうふうにも考えておりますので今後一層一つ御指摘のような充実をかんがみまして、取り組んでまいる決意でございます。

○議長（大下　博君）　谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　ただいま私が質問した事項は、私が市長に質問を申し上げてるんであって、その内容はややわかっていただけているとは思いますけれども、何か漠然としたものでございますので逐条的にまた簡単に説明申し上げたいと思います。この日野市中小企業振興条例なるものの設置についてでございますが、商工会法に定められた商工会の目的、活動と日野市の総合的な中小企業振興策とは、やっぱり一致すべきはずでございますし、一致するべきものではなかろうかと考えておるわけでございます。そこで、日野市の中小企業対策の中に商工会の役割りを位置づけるものを何かしら持っていただけないか。条例の中に、商工会に対する補助金交付その他を位置づけるということで、補助金は人件費と事業費の二本立てに持っていく方法もあろうかと思うんですが、位置づけていただいた場合でございますがね。それから商工会長を市長は、毎年、翌年の補助金額の算出基準を作る場合、両者歩み寄りの中でこれを作っていくというふうな方法ですね。これは市長と商工会長は、紳士的な信頼関係の中で、基礎作りをしていただいて、商工会長の算定基準を日野市長は尊重して取り上げていただくというふうな方法をですね。補助金算出の基本的な考え方は日野市内の中小企業者数を基礎にしてこれらを中小企業者の経営改善その他の必要かつ十分な面倒を見られるためには、これこれ、ぐらいの事業はやっていただきたいと、それら話し合いの中で、その事業を遂行するためには、どうしてもこれこれの人財と人員を配置していただきたいんだと、管理指導、事務処理と、こういうふうな必要がございまして、これら職員の生活費としての給与レベルは、これこれの額が必要ではなかろうかと、このように会長と市長との取り決めを行なっていただければスムースにいくんではなかろうかと、なぜこのようなことを申し上げるかと申しますと、日野市の担当職員と申しますか、これらから解明していかなくちゃいけないと思いますので、私、ここに資料を持ち寄りまして御説明申し上げますが、日野市はあと回わしにしまして、清瀬市にも商工係というきちんと明示したものが設置されておるわけでございます。小平市もそのとおり。それから町田市には商工課が設置されております。それから福生市が商工係、保谷市が商工係、東久留米市には商工課が設置してございます。なお、東村山市、国立市、東大和市、武蔵村山市、稲城市、多摩市、秋川市、それぞれが商工係を設置してございます。二十六市の中でこれだけの数でございますが、非常に前向きな市政、行政があるわけでございます。なお八王子でございますが、これには商工観光課という課を設置してござ

いまして、観光資源の非常に八王子も乏しいわけでございますが、それら開発を目的として、観光課を設けておるわけでございます。商工会に対する補助金についても、年度当初予算計上し、それに不腹をいたしました商工会が請願を出しまして、産業建設委員会で審議した中で、これは当然やるべきだということの中で採択をし、それを執行部に任したところが、早速これに同調して出したと。なぜ年度当初もっと強い姿勢でもってあらゆる行政に打ち出して行けないのか、市長の腹の内をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　大変申し訳ないんですけど、質問は、条例設置と観光課を置くかどうかと、それから補助については二本立ての方法があるかどうかと。それと、会長との話し合いがあって、補助の金額を決めないかということですね。

○十番（谷　栄吉君）　はい、そうですね。

○議長（大下　博君）　それでは答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君）　機構のことにつきましては、商工課を置くかどうかということにつきましては、先ほどお答えしましたように、産業経済課という本質につきましては、そういう名称の課を置いとるわけでありまして、特に経済ということを入れました意味は、そういうことにお答えをする意味であると、こういうふうに考えておるわけであります。それから、運営補助と、それからその事業補助に対して運営補助の考え方

を導入せよと、こういうことでございます。即答はいたしかねますけど。そういう運営補助という意味がいままでの補助の中にも要素としては入っておるというふうに考えております。検討をさせていただきます。以上です。

○議長（大下　博君）　あの金額を決めるときに会との協議はどうかという点について。市長、それについてできるとかできないとか。

○市長（森田喜美男君）　これまでどういうやり方でやっておるか、必ずしも私は存じませんけど、御意見は十分承わるわけでございます。

○議長（大下　博君）　谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　市長は、何かまだ良く私の質問の要旨に近づいてないようでございますが、あなたは、市長の就任当時から中小企業の育成ということについての強い柱をお持ちになっておったわけでございます。それらの中でね、このような私は質問をしておるわけでございまして、それについてもう少し積極的な指導とかそういう席を作っていただきながら、私、このような質問を、いただけるということを前提でこのような質問をしているわけでございますが、いわゆる運営補助というふうに強い条例の改正も行なえず、このような、他市にもございましたこのような条例設置も合わせて行なっていく意思がおありかどうかということをですね。これをお聞きしている

わけなんです。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　商工団体の取るべき、組合員の方々の経済活動を振興する目的を持ちまして、一応融資制度とあるいは預託金による金融機関からの融資制度等を設けましたり、あるいは商工中金に預託をすること等によりまして、いま約十一億円の融資のできるそういう条件作りをしておるわけでございますが、なおまた団体としての、つまり会の運営としての組合の内部指導、あるいはいろいろな振興活動がおありなわけでありますからして、商工会の御意見も十分尊重いたしまして行ないましたというふうに申し上げておるわけでありますからして、まあその限度で御了承をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　もう一ぺんお伺いしたいんですが、それは、あの、三多摩としても商工会指導の行政には、特別というか、そういう中で行なっておる市がございます。これは三鷹市でございますが、もう十数年前からこれを実施しておるんですが、市の計上する商工会に関する予算全額を商工会に委託しまして運営しておるわけでございます。市のこれらが、何と申しますか、職員の手を煩わさないで商工会が商工行政全般を一手に委託されて運営しておる。こういうことでございます。商工課を設置するのも結構ですけども、もし、そういう人材的

な人員の非常に配置が大変だという場合でしたら、そういうような方法もあるわけでございますが、その点市長はどういうふうにお考えになっていらっしゃるか。

○議長（大下　博君）　市長答弁。

○市長（森田喜美男君）　先ほどもお答えしましたが、行政側もやっぱり充実がまず行なわれるべきだと、こういうふうに思っております。確か会の指導員の方に対する給与に相当する運営等がこの運営補助金の中に入ってると私は思っておるわけであります。それで、私も商工会には大いに期待するところが大いわけですけれども、もう一つ言わしていただくならば、もっと、その末端まで組織力を高めていただいて、そしていわゆる商工行政あるいは商工指導、振興指導というようなことが隅々の組合員まで到達する、そういうことが大切だろうと思っておりますし、そういう力をおつけすることが必要だと、こういうふうには思っておるわけでありまして、うまい適確な方法を一つ今後も検討させていただくということで御了解をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　わかりました。一応市の職員の給与の問題まで波及して、市長非常に説明をていねいにいただきました。期末手当にしても非常におそまつな差し上げ方よりほかにないわけで非常に乏しい運営費で補っておるというのが現況でございます。その点大きく考慮の中で今後の補助金の算定基礎に私どもの質問を大きく取り上げていただけるならば私はこの辺で質問をやめまして要望に変えるわけでございます。よろしくどうか御考察をお願いいたします。終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって通告質問を終わります。次に米沢照男君の関連質問を許します。

○十四番（米沢照男君）　いまの質問に関連しまして、補助金の問題についておうかがいしておきたいと思います。これまで、商工会には、昨年度の年度の途中、それから今年度の年度の途中で、助成的に補助金が増額されており、いろいろ事情があって、それに対応した形で補正に努力されたんだと思うんですけれども、来年度に向けて、補助金をさらに増額してもらいたいという主旨のいま質問がされました。率直に言って、補助基準の引き上げなり改訂なりを考えておられるのかどうか、もしそうだとすれば、他の数多くの補助団体との均衡といいますかこれまでの基準はどういうことになるか、という点が一点疑問になりましたのでその点お伺いしたいと。それから、ついでにですが、問題は商店に限っていえば日野市の購買力をどう定着させるかということが商業振興でいえば決定的な要素だろうと、これは単に商工会に補助金をふやせば即振興につながるという狭い考え方では真の商業の振興ということにはならないんではないかというふうに思うんです。一つだけ例を上げます

けれども、残念ながら日野市は市内循環の交通網がないために勢い、他市へ購買力を取られてしまうという地域的な条件、交通事情というのがあります。で、そういうことも掘り下げてやはり総合的に考えて行かなければこの購買力の定着というのは果せないんじゃないか。さらにいえば従業員の定着、労働力の定着をどうするかという問題もあろうかと思います。そんな点について率直なところどんなふうに考えておられるか、つまり将来に向けての振興策についてですね。その点についてお伺いします。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えに当るかですけども、補助基準を変える考えがあるかと、簡単にいいますとそういうことかと思います。それで補助金の問題につきましては、いろいろ議会でも前々から御指摘を受けた点がございます。で十分この問題については考えなけりゃならないかと思いますけれども、当面五十年度予算においてのいわゆる負担金補助交付金なんでございますけれども、ふやす考えはどうかということでございますけども、こりゃ内容が負担金補助交付金でありますけれどもそれぞれ内容が異なることが多うございます。なかなか一つにまとめて基準をというのはむずかしさがございます。しかし、財政的に考えた場合、五十年度予算においては四十九年度とはそう変化なしに、算定をいたしたいという、いま考え方を持っておるわけでございます。したがいまして、いま、絞られる問題は商工会負担金かも知れませんけれども五十年度予算におきましては四十九年度を基礎として算定をいたしたいと考えております。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○前生活環境部長（松村清栄君）　確かに議員さんのおっしゃるとおりでございまして、日野市のこの商店街というのは非常に多摩平あるいは高幡近辺にしましてもですね、非常に貧弱であります。そういうことから駅前の再開発は、あれは都市計画の整備において整備をするとこういうことがだいじであろうかと思います。たまたま、現在多摩平の周辺におきましては西友のデパートが進出をしようとしております。この問題につきましては消費者の立場から申し上げますと、たくさんの店が来ましてそして、安い物を市民に提供していただくと、こういうことは望ましいわけでございますが、一方また中小企業の育成という面からいきますと、これらの大規模商店が進出するということにつきましては、非常にまた問題があるかと思います。非常にジレンマに落ち入る立場にあるわけでございます。でそういうことで、できますればそこで再開発によりまして商店街の整備をする、都市計画によりまして、区画整理によりまして、商店街の整備をして他の市に行かなくても日野市でもって用が足りるとこういうことが望ましいわけでございます。私

どもといたしましては先ほどもございましたとおり、中小企業に一つの法律がございますが、これにもそういうふうなことがうたわれてございますし、市自体もそういうふうに指導すべきであるとこういうふうなことがうたわれております。私どもも、今後そういうことに対して検討してまいりたいと思います。

○議長（大下　博君）　これをもって、十九の一、商工会関係振興条例設置についての質問を終わります。暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後三時二十九分　休憩

午後四時　十　分　再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。この際請願審査報告を付託委員会ごとに一括上程いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会関係の請願第六〇号富士見台地域排水管設置工事推進に関する陳情、請願第八七号豊田四丁目地区に於ける下排水設備整備等に関する請願、請願第七〇号用水路整備に関する請願、請願第七一号水害防止対策に関する請願、請願第八〇号道路舗装及び水路改修に関する請願の件を一括議題といたします。都市計画産業建設委員長の報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（高橋通夫君）　それでは当委員会に付託されましたところの請願の審査報告をいたします。請願第六〇号は、日野市日野六四〇八番地富士見台自治会長荒川正澄氏から出された請願でございますが、この場所は実践女子大の北側の地区でございますが、ここは地形が低い上に雨が降りますと非常に水がたまって排水に困っていたところでございますが、ここは区画整理といたしましても、排水管をいけることになっていたんですが、その促進の陳情でございまして、現地を視察いたしました時には、すでに工事の入札も終えて、現地を視察いたしました時には、すでに工事の入札も終えて着工の段階となっていましたので、委員会といたしましては、全会一致採択と決定いたしました。次の八七号、豊田四丁目地区に於ける下排水設備整備等に関する請願でございますが、この場所は豊田駅の東、中央線の北側でございまして、国際英語学校のある南側、中央線際の道路のところでございますが、この付近の排水工事がうまくいってないために、雨天の時には道路に雨水、並びに雑排水が押し出されて、非常に環境衛生上悪く通行に困難であるから、その排水工事を完全にしてもらいたいという請願でございましたが、現地を観察した時にはすでにこれは排水管の取り付けが悪くて漏ったものでございまして、その取り付け口の修理が直っておりまして、そんなわけで委員会としては全会一致採択と決定したわけでございます。次に請願第七〇号用水路整備に関する請願でございますが、これは委

員会として現地をつぶさに視察したわけですが、場所は高幡市営住宅の南側を流れている排水路でございます。これは用水路となっておりますが、用水路でなく排水路でございます。この排水路の南側に最近住宅がだいぶ建てられまして、家庭から出されるところの雑排水等が多量になったために、その水路が素掘りでありまして、土砂がたまったり雑草が生えたりして、流れが非常に悪くて悪臭を放って非常に環境衛生悪いので直してもらいたいという請願でございますが、委員会といたしましては、全員一致をもって採択と決定したわけでございます。次に請願第七一号水害防止対策に関する請願でございますが、これは二つに分かれておりまして、一項目のほうはこの場所は本年夏、台風十六号によりまして、浅川の水位が上昇した。この際浅川の堤防が約二〇メートルにわたってえぐられて、その地区の人たちは七生中あるいは地区センターに避難を命ぜられたわけでございますが、そうした地区の住民から出された請願でございまして、一項目は堤防のくずれた場所の復旧工事を急いでやってもらいたいということでございますが、一につきましては、すでに建設省で応急復旧工事の予算措置を取ってるということでございまして、採択と決定いたしました。次の二項目のこの自治会の北側に道路がございますが、その付近は非常に排水が悪くて、雨の際は道路がぬかってたまって困るということでございますが、これにつきまして建設部等の意見も聞いたわけですが、この道路がまだ私道でございますので、道路が、私道が市に移管されまして、その後建設省がまだ東のほうに築堤が残っておりますので、こうした築堤工事と合わせて排水管を入れて、排水を整備するということでございまして、委員会といたしましては、これを採択と決定いたしました。次に請願第八〇号道路舗装及び水路改修に関する請願でございますが、これは南新井の地区でございまして、新井橋を渡って南に進んで、東京建設の手前を左に折れて五〇メートル行ったぐらいのところをさらに左に曲って入った道路でございますが、幅約四メーター道路でございますが、砂利道で非常に雨が降るとぬかって困るというところでございますが、それを舗装してもらいたいということでございます。それから二項目といたしましては、この道路の取り付けのところの曲り角でございますが、そこに水路がございまして、道路が狭い上に非常に車の出入りが特に危険でありますので、この道路沿いのところを一部改修してもらいたいという請願でございます。委員会といたしましては一、二項目につきましても全員一致採択と決定いたしました。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本五件を採決いたします。本五件の請願は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって請願第六〇号富士見台地域排水管設置工事推進に関する陳情、請願第八七号豊田四丁目地区に於ける下排水設備等に関する請願、請願第七〇号用水路整備に関する請願、請願第七一号水害防止対策に関する請願、請願第八〇号道路舗装及び水路改修に関する請願は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に請願第五九号帝人研究所南側緑地保全に関する請願を議題といたします。都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

○都市計画産業建設委員長（高橋通夫君）　この請願は旭が丘四丁目の平山台富士組自治会長寺沢清志ほか六十一名の方々から出された請願でございますが、帝人の研究所の南側に武蔵野のおもかげをとどめております ところのりっぱな自然林がありますが、坪数は七百坪でございます。この下の地区に住む人たちは、今までこれは帝人の土地で緑地が保存されていると喜んでいたわけですが、本年五月ごろになりまして、これが個人のもので、これを買ったところの中小企業振興事業団がここに地下一階、地上五階一棟と、地上四階の鉄筋コンクリーの一棟を建てまして、これを従業員宿舎とするという話しがありましたのでこの緑をぜひ市として残していただきたいという趣旨の請願でございます。当委員会といたしましては十月一日に付託されたんでございますが、十月三日現地を視察いたしまして午後委員会を開き審査を進めたわけでございますが、十月の三日の午後にはこの請願者代表の意見並びに地主の、売った地主の意見等も聴取いたしまして審議したわけですが、さらに当日は継続ということになりまして十月十二日、十時からさらに委員会を開いて審議を進めたわけでございます。この話しの土地は平山区画整理地域の中で上が工業団地、下が住宅地のその中間にありまして、地目は宅地になっていたわけであります。それで委員会といたしましてはいろいろ検討したわけですが、この土地は住宅の北側にあるので日照権の問題等には無関係ということでございまして、そうした主張もできないわけでありまして、これを残すには区画整理によって残すということと、残すかどうか。それから都の緑地指定によって残すか、市で買収して残すか、この三つの問題にしぼられたわけですが、区画整理の上からいきましても、これはもうすでに平山台は区画整理が終わっておりますし、なお法律の上から言って三%以上の緑地がとってありますのでこれ以上とると減歩の負担をさらにほかの地主にかかるということで、これは不可能ということでございます。次に都の緑地保全の申請をすることにつきましてはあまりにも面積が少ないので対象にならないということで、これも不可能ということでございます。最後に残された道は市が買収して残すかどうかということでございまして、市長の意見と決断をお願いしたところ市長は大体次のような答弁をされたわけでございます。緑を残すということは非常に大切なことで、今までその保全には努力してきましたが、しかし地主の私有権も尊重されなければならない。今市として買収はしかねるというようなことでございまして、なお建て主が土地を買い入れて、日野市民となって計画書を提出した後においては行政指導をするというような回答がございまして、委員会にはかったところ大多数の意見一致をみまして不採択ということに決定したわけでございます。ただし市の理事者におきましては建主と地元住民の中に立って極力緑を残して地元住民の意思にそうよう努力されたいという意見を付けたわけでございます。以上でございます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり不採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五九号帝人研究所南側緑地保全に関する請願は委員長報告のとおり不採択と決しました。

次に厚生委員会関係の請願第八二号日野市学童クラブ指導員の正職員化に関する請願、請願第八三号難病患者及び家族の生活に関する請願、請願第八六号潤徳小学校区学童保育所早期実現に関する請願の件を一括議題といたします。厚生委員長の報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（名古屋史郎君）　御報告いたします。八二号は日野市学童クラブ指導員の正職員化に関する請願ということで学童保育事業の直営化。直営、それとそれに従事していた職員を正職員にしてほしいとこういう主な趣旨でございます。これについてはお手元に配布してありますように願意のとおり可及的すみやかを実施をされたいという付帯意見を付して全員一致で認定いたしました。よろしくお願いいたします。八三号については難病患者及び家族の生活に関する請願ということで、これも主としてこれらの家族及び本人の生活の生活苦に対しての日野市としての援助、あるいはもう一点はそれらの難病に苦しんでいる方達の強い要望で、要するに国の政策の中で施策の中で、難病研究所あるいは研究費の増額といったようなことを議会として働きかけてほしいとこういう二点でありまして厚生委員会ということで皆さんの御賛同を得て、いずれ難病対策促進に関する意見書ということで提出をしたいと考えておりますのでその節はよろしくお願いしたいと思います。以上のことを踏まえて八三号も全員一致で認定をいたしました。八六号については潤徳小学校区の学童保育所早期実現に関する請願ということでこれも全員一致で認定いたしました。よろしくお願いい

たします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）　参考のために委員長にちょっとお伺いしたいんですが、請願どれをとってもいいということではなくて、できるだけ早いことが望ましいと思いますけれども、特に学童クラブ指導員正職員化の請願についての意見の中で特にこういう意見が出されているわけですけれども、請願一般についてもどの請願もゆっくりでいいとかでいつでもいいとかということはないと思います。少しでも早いほうがいいと思うんです。今言われた特に次の八三号についての難病患者ですか、昨日もそれに関しての一般質問があったようですけれども、そういう面から考えて、この請願だけが願意にそうよう可及的すみやかに実施されたいとこういうふうに出ておりますけれども、その辺のニュアンスといいますか、その辺がもしお聞かせいただけるならば委員長のほうからお伺いしたいとそういうことです。

○議長（大下　博君）　厚生委員長。

○厚生委員長（名古屋史郎君）　八二号の付帯につきましては請願はさきほど申し上げたとおり事業を市の直営にしてほしいということと、それからそれらに従事していた職員の方を市の職員に正職に移してほしいという二つの柱でありました。その審議の中で直営をすれば当然その職員もこれまでの労苦ということもありますし、これからの事業の性質ということで、当然正職員にすべきだということの論議がかなりあったわけですけれども、従来からの雇用ということとなんですが、条件ということや、あるいは財政上の問題ということで委員の間から事業の直営ということと正職化が二つ合わさって出ているんだからこれを採択しないならば、たとえば直営のほうも直営になってからその正職の問題も同時に考えるために両方一緒に委員会で結論を出すべきじゃないという意見もあったわけです。ところがやはり物事には一歩一歩ということがあるので、それではその両方含めてできる限り一生懸命努力をされたいとこういう意見を付けようということにきまったわけです。よく申し上げられませんけれども。。。。

○議長（大下　博君）　杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）　私の質問のし方が悪かったので、いろいろ内容の御説明をいただいたので十分理解できるんですけれども、さきほど申し上げましたとおりそれぞれの請願が出てますけれども、特にこれだけは文章で可及的すみやかに云々というふうにしてあるわけです。ほかのでは請願はどうでもいい、どうでもいいって言うとことばはおかしいんですけれどもそのままだと。ただそれを付けられた論処といいますか、それをお伺いしているんですけれども、もしあれでしたらけっこうです。

○議長（大下　博君）　厚生委員長。

○厚生委員長（名古屋史郎君）　今申し上げましたような審議過程の中から物事にはなんて言うんですか、一ぺんあれしろこれしろといっても無理な面もあるんじゃないかということで、それじゃさっき申し上げたように事業の直営化という方向も実は理事者側から説明があったわけです。この点については、この点については若干むずかしいといったようなことがあったわけで、請願採択の場合にこれを継続なり不採択なりということよりもその両項目にまたがって、できる限り一生懸命やってほしいという意見を付けて前向きに処理したほうがいいという意見が強かったのであえて付帯を付けたとこういうことでございます。（十八番議員「いいですよ。」）

○議長（大下　博君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本三件を採決いたします。本三件の請願は委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって請願第八二号日野市学童クラブ指導員の正職員化に関する請願、請願第八三号難病患者及び家族の生活に関する請願、請願第八六号潤徳小学校区学童保育所早期実現に関する請願は委員長の報告のとおり採択と決しました。

請願第四一号物価を引き下げくらしを守る決議に関する請願の件を議題といたします。物価対策特別委員長の審査報告を求めます。

（物価対策特別委員長登壇）

○物価対策特別委員長（秦　正一君）　物価対策委員会の報告をさしていただきます。請願四一号ですが、物価を引き下げくらしを守る決議に関する請願であります。去る十二月三日にこの内容についていろいろ審議しまして内容的には現在の物価高騰によって国民生活が非常に危機にさらされていると、そういう面で日野市の議会においてもそういった面の政府に対して、国に対して意見書等を出して少しでも物価の安定に寄与してもらいたいというその内容の請願でございます。委員会の中においてはいろいろと政府に対する意見も出ましたわけですけれども、いずれにしても国のやる問題であってわれわれ市段階としては議会としてそのような意見書なり決議書なりを出すのがいいんじゃないかということで一応採択されましてここに報告するものであります。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　この物価を引き下げる、くらしを守る決議でございますが、内容的にどのような審議をされたの

か。また一般日野市の企業体がやはり問題になるんではなかろうかと思います。と申しますのはやはり物価が上がるということはやはり各企業等も賃金闘争なりなんなりのいわゆる結果、給料をお互いが給料の上げっこをするということに相当な原因が出ておるのはもう明白な事実であると私どもは思っておるわけでございますが、それらをどういうふうに調整していくかということが今後の問題になろうかと思いますが、それらにも波及して審議をされたかどうか、それをちょっと。

○議長（大下　博君）　物価対策特別委員長。

○物価対策特別委員長（秦　正一君）　なかなかむずかしい問題ですけれども委員会としていろいろと意見が交わされたのは商品等のそういった値段においてもやはり国の権限においてもとの値段に、いつごろの値段か知らんけれども、いずれにしても高騰する前の値段に下げさせるような、そういった方法をすべきであると。また独禁法等の改正をしてやはり公正取引委員会等の面に権限を与えてそういった物価の抑制をはかるとか、また原価を公開するとかまた利潤を大いに公表してそしていずれにしてもそういった面のあれをするとか、また企業等のそういった面の利潤等の面においてもはっきりさせるとか、そういった話しも出ましたけれども、また給料等のベースアップですね、こういった面のあれの原因があるんじゃないかというふうないろいろな意見もありましたわけですけれども、いずれにしても委員会としてはこういった市段階における問題としてはせいぜい野菜とか魚とかそういった面の安売りなり直産なりそういった日常の食糧品の一部のものを市段階では実際に運動としてやるのがその程度じゃないかと。いずれにしても根本的な物価の問題についてはやはり国なりそういった段階で大いに考えてもらうなり施策を講じてもらわなければならないということで、内容的には概略そんなふうなことをいろいろ審議されまして終わっております。

○議長（大下　博君）　谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　しかし市議会あたりで云々諫言する問題でもございませんので（笑声）なんにも、意見もなんにもついていないのでずらずらと採決というふうな形のようでございましたので、ちょっと質問さしていただきましたが、今後何かそこに意見などがついておれば質問などする必要もなかったんですけれども、以上分かりました。

○議長（大下　博君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四一号物価を引き下げくらしを守る決議に関する請願は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議員提出議案第一八号日野市議会一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任を議題といたします。提案理由質疑を省略し、これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一八号日野市議会一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一三五号昭和四十八年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第一三五号の提案理由の御説明を申し上げます。本議案は昭和四十八年度日野市一般会計の決算を調整いたしましたので、議会の認定に付するため監査委員の意見書及び主要な施策の成果等所定の書類を添えて提出いたした次第でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　監査委員から監査報告を求めます。

（監査委員登壇）

○監査委員（牧野秀夫君）　四十八年度の日野市の一般会計並びに特別会計及び基金の運用状況に関する審査につきましてはあらかじめ市長から提出を受けました決算書類、各種帳簿、付属帳表、書類等について慎重に審査しました結果、大旨適正かつ効果的に決算も行なわれかつ年度内に予定された各事務事業が効果的かつ経済的に行なわれたことを確認いたしました。しかし細分にわたりましてはなお是正改善を要する点が見受けられましたので、本年は特にお手元の審査意見書の三三ページに掲げておりますが、是正改善を要すると思われる事項を具体的に五項目を取り上げて掲載してございます。なお決算審査の席上におきましても、関係職員に是正改善を要する点については、これが改善是正について要望するとともに、あるいは内容については研究、検討をするように示唆をしておいた次第でございます。御承知のように当市の行政需要も年々拡大の一途をたどっておりまして、したがいまして決算規模もまたこれと比例しまして、増大の一途をたどっておるわけでございます。ただ一言監査委員から申し上げるんですが、職員の中には従来の慣例に慣れて是正改善のできるものも、従来こうしておったということで惰性的に事務を執行しておったきらいがなきにしもあらずでございますので、この点についても皆様の御留意をお願いしたいと思う次第でございます。なおただいま申し上げました決算規模の拡大によりまして、今年は特に例年より数日間、審査期日を延長しまして慎重に審査を行なったわけでございます。

特別会計は別に申し上げることもございません。審査意見書のとおりでございます。

最後にちょっと触れておきたいと思うのでありますが、これは国税庁から発表された数字でございますけれども、四十八年の全国の勤労者数は三千四百二十二万人であります。これは公務員、公社公団の職員、日雇い労務者を除いた勤労者数でございます。この平均年収は百四十六万円と発表されております。参考に申し上げますと当市の職員の四十八年の年収平均は二百五十七万七千円になっております。ともすればこの数字からみましても当市の職員は当然優秀、かつ精励なる職員がそろっていなければならないことになります。議場を借りて申しわけないんですが、これは私の意見でございますけれども、中には自己の職務に前向きに精励ならざるものというとちょっと決めつけてしまいますけれども、あるいは研究心のないものも、まま見受けられますので、議会の席上を借りて申しわけないんですけれども、理事者及び関係幹部職員の方々にもこの点をひとつ御留意されて部下の御指導をお願いしたいと思います。これをもって決算審査報告を終わらせていただきます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　私は監査の個々のことじゃなくて、今、監査委員が申し上げておりました、改善を要する点で要望したけれども、惰性的に事務を執行していたと、こういうふうに監査委員が指摘しているわけですね。私が、それをしていたからということで質問するわけなんですが、結局監査委員の心構えを質問いたします。私は三浦議員が監査委員ということで、さきほど一般質問の中にも住民サービスが先行するんだと、ある町では合併しょうとしたけれども小さいサービスができないということで反対があったというようなことから非常にる説明されていたんですが、監査というのは監査委員が監査した場合には関係機関に報告し、これを公表しなければならないということがされているわけです。こういうふうに条例の中には書いてあるんですね。監査委員の委員が、各、人間の意見が齟齬することは適当でないと、また監査委員が一人でもって監査の意見を言ってはいけないんで、監査委員が協議的に行なって、監査の結果を発表しなければならない。こういうふうに書いてあるわけです。私はもちろんお二人で監査されたと思いますけれども、いろいろな監査委員の監査報告の全般の中で、委員がそういうふうにして適切に協議制でやっているかという点が一つと。それで惰性的に流れているんだと、たとえば私が一般質問しました、広域のことについても場所がないとか、必ずしも合併することは正しくないんだということを総務部長が発表しているわけです。そういった本会議で監査委員が指摘した事項にもかかわらず、部長がそういった意見を言っていると、

その点について監査委員の見解はどうですか。

○議長（大下　博君）　監査委員答弁。

○監査委員（牧野秀夫君）　ただいまの吉冨議員の御質問、第一のほうですね。今年は特に是正改善を要する事項を指摘したのに、惰性的に職員が仕事をしておって、実施する気配がないというようなことであったと記憶いたしますけれども、これは私が申し上げましたのは、今年は特に審査意見において、是正改善を要する事項を五項目取り上げてやったということと、職員の中で惰性的に旧来の慣習に慣れてやるということは、私は別々に申し上げたつもりでありますけれども、ただいまの議員さんの御質問はそういうあれを行なったけれども、惰性に慣れた職員は早く言えば聞き入れなかったというような御質問のようにも、ニュアンスに感じられましたが、これは私は別と申し上げたつもりで私の表現の仕方があるいは適正でなかったかということも考えられます。この点御了解いただきたいと思います。

次に当市におきましてはいわゆる知識経験の監査委員と、議会選出の監査委員と一名ずつで、二人で構成されております。これは言うまでもございません。ただいまの御質問で二人で緊密な協議をして、審査意見を述べているか、ここにみずからの私見、私の意見を述べてはいけないのに述べているんではないかというような御質問であったように感ぜられますけれども、この点につきましては議会選出の三浦監査委員と緊密な連絡をとりまして、よりよい意見も、これは監査委員といえどもこれは一人一人の人格がありますから、意見の対立することもあります。立場の違うこともあります。私は一個の、一市民代表だと思っておりますし、三浦監査委員の場合は議会より選出されました監査委員でありますし、立場も違います。意見も違うことはこれは当然であります。審査意見書の作成に当たっては両者でよりより協議しまして、意見の食い違うところも調整いたしまして、お手元の審査意見書に載せて印刷したわけでございますので、今までの説明で御了解いただけるかどうか、これをもって説明を終わります。

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　第二百四十二条六項、及び第二百四十三条の第五項で監査委員が協議をするということが規定されておりますので、私は当然議会選出の議員とも協議しているということで了解いたしました。また私が特に解釈の運用の中にどうすれば公正で、合理的かつ効率的な地方公共団体の行政を確保することができるかということが最大の関心事でなければならないと、家庭においては家庭を振り返って見ないこともあるといって、監査委員が合理的ないわゆる地方行政を直すという意味の意見であったというふうに私は思うんですね。そこらへんのことは確認してよろしゅうございましょうか、意

見書について。

○議長（大下　博君）　監査委員。

○監査委員（牧野秀夫君）　ただいまおっしゃったとおりでけっこうでございます。（二十六番議員「分かりました。」）一言付け加えておきますけれども、一昨年でしたか、この席で私がやはり報告いたしました時に、ある議員の方から監査委員は監査意見書で印刷された監査意見書に載せられないような意見もあるのではないかというような、これはたしか一昨年ですか、質問受けたことがございます。それにならって私がさきほど意見と申しましたが、これもあらかじめ議会選出の監査委員と話し合っておりますことを付け加えておきます。以上です。

○議長（大下　博君）　ほかにありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第一三五号昭和四十八年度日野市一般会計決算の認定の件は一般会計決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、一般会計決算委員会に付託いたします。

おはかりいたします。この際議案第一三六号昭和四十八年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第一三七号昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第一三八号昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第一三九号昭和四十八年度日野市水道事業会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、議案第一三六号、一三七号、一三八号、一三九号を一括議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第一三六号より一三九号までの議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。これらの議案はそれぞれ特別会計の決算認定でございます。これらの決算を調整いたしましたので議会の認定に付するため、所定の書類を添えて提案いたした次第でございます。一三九号につきましては昭和四十九年度の四月及び五月分についての決算でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　監査委員より監査報告を求めます。

（監査委員登壇）

○監査委員（牧野秀夫君）　さきほどはちょっと特別会計に触れてしまいまして、これは私のそこつでございました。一般会計と同じく、あらかじめ市長より審査に付された書類等につき、あるいは関係職員より内容を聴取いたしましたが、第一の国民健康保険事業につきましては当市におきましては医療費の改正によりまして、診療件数がここ二、三年、平行線をたどっておるにもかかわらず、支払いのほうは増大しておりますが、まだ二十六市中では内容としては上位のほうではないかと思われます。これは赤字経営といえばそうでありますけれども、当市の場合はまだ確かに一般会計からの繰り入れもやっておりますけれども、先のことはちょっと分かりませんけれども、四十八年度の少なくとも決算についてはそう心配したものではないというふうな感じを持っております。下水道事業会計、都市計画事業特別会計につきましては意見書をごらんになったとおりで、特に合わせて申し上げるようなこともございません。議案一三九号の四十九年度日野市水道事業会計決算の認定についてでありますけれども、これは御承知のように四十九年六月一日付をもって東京都水道事業を一元化したことによります、四月、五月のこれは異例な決算でありまして、これについても特に意見書以外に申し上げることはございません。簡単でございますけれども、これをもって報告にかえます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第一三六号昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第一三七号昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第一三八号昭和四十八年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第一三九号昭和四十八年度日野市水道事業会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、議案第一三六号、一三七号、一三八号、一三九号を一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　提案理由のご説明を申し上げます。

議案第一四〇号は、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、特別職の報酬等の改正に伴い、慣例として引き上げを行なうものであります。都下各市の状況等を考慮し、平均四二・二%の引き上げを行ない、本年十月一日から適用いたしたく条例の一部改正をお願いするものであります。議案第一四一号につきましては、地方、公務員災害補償法の一部改正に伴い改正するもので障害補償年金及び障害補償一時金、遺族補償年金の補償水準の引き上げ、並びに遺族補償年金前払い一時金に係る制度の改善が内容であり、十一月一日より適用いたしたく条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第一四二号につきましては、固定資産税及び都市計画税の納期の変更を願いたく市税条例の一部改正を求める議案であります。現行市税条例第六十六条第一項、及び第百三五条第一項の規定は、地方税法第三百六十二条第一項及び第七百二条の六、第一項の規定によるものでありますが、課税対象件数の増加等により事務処理が困難となってきておりますので、地方税法同条同項の但し書、規定により第一期納期のみ、四月を五月に変更をお願いするものであります。なお、都市計画税は固定資産税と同時課税となっておりますので、同時に改正をお願いするものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより関係部長の詳細説明を求めます。収入役。

○収入役（杉本好次郎君）　議案一四〇号の説明をいたします。提案理由のとおりでありますが、なお付け加えますと、保育園医と学校医、学校薬剤師、幼稚園医については本年四月一日から引き上げられております。そういうようなことで今回は据え置きとなっております。また土地区画整理評価員についてもすえ置きでございます。今回の改正によりまして、補正予算の総額は百九十三万三千円となります。

一四一号につきまして御説明をいたします。提案理由のとおりでございますが、なお細かな御説明をいたしますと、一、遺族補償年金の補償率が引き上げられたことが一点。二点目は、遺族補償年金の最初の支払いに先立って請求があった場合のみ前払い一時金を支給することとしたこと。さらには受給者でも一定期間内であれば前払い一時金の請求を認めることとしたこと。また補償基礎額の四百倍とされている前払い一時金の額を千倍にしたこと、さらに別表の障害補償年金及び障害補償一時金の倍数を引き上げたこと。次は適用でございますが、四十九年十一月一日から適用いたしたい。以上、一四〇、一四一号の説明を終わります。

○議長（大下　博君）　市民部長。

○市民部長（谷　多喜知君）　次の一四二号の日野市市税条例の一部を改正する条例の内容の説明でございますが、これはさきほど助役より説明がございましたとおり、固定資産税の納期の一部変更でございます。これは固定資産税の課税というものは、毎年三月一日から三月二十日までの固定資産税台帳の閲覧期間がございます。そして税額を算定しまして後に納税者に告知書を発するというたてまえになっておるわけですが、また一方、納期前納付という制度がございます。これは第一期の令書を発して納税者が受け取りまして、十五日前に納税義務者が納税した場合には、全額を納税した場合、あるいは要するに一期、二期、三期なりの税額を納税した場合には、前納金という奨励制度がございまして、その奨励金が出るわけでございますが、実際に令書を出しますのは四月一日以降になるというように、非常に縦覧期間との問題と、令書の発送期間との問題が非常にからみ合っているということでありますし、事実上、非常に不可能な点がございます。そういうわけで、納期を一カ月遅らせていただいて五月一日とすれば、非常に令書を発したものが、内容的に間違いがあるとかいろいろ苦情がございますけれども、そういうものも解消されるということで、期限の関係の延期をお願いしたい。それからさらにこれには都市計画税が当然からんでくるわけですが、同時にやはり賦課徴収しておりますので、その点も合わせてお願いしたいというわけでございます。御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第一四〇号日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第一四一号日野市市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第一四二号日野市市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第一四一号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第一四二号日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第一四三号日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第一四三号の提案理由の御説明を申し上げます。本議案は日野市立南平小学校の新校舎が十一月に完成し十一月三十日より新校舎で授業を開始しております。これに伴い学校の設置場所を、従来の仮設校舎の所在地である日野市高幡五四七番地から新設校舎の所在地である日野市南平二三〇番地に改めるため、日野市立学校設置条例の一部を

改正するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（大下　博君）　関係部長から詳細説明を求めます。なければこれより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一四三号日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一四四号日野市一般会計補正予算（第四号）の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第一四四号の提案理由の御説明を申し上げます。本議案は、昭和四十九年度日野市一般会計補正予算第四号であります。今回補正額は、歳入歳出それぞれ二億五千七百五十四万八千円で、歳入歳出の総額は、百五億八千五十一万九千円であります。歳出の主なものは、全般的には物価上昇に伴う需用費の補正であります。総務費は、総務管理費の生活保護費等、国、都支出返還金三百三十一万七千円、徴税費は五十年度固定資産税土地評価替えに伴う地積図の作成委託料二百六十二万三千円、選挙費は来年四月執行の都知事選挙費五百二十九万五千円等であります。民生費としましては、社会福祉費の老人委託措置費八百四十九万二千円、生活保護費の各種生活扶助費一億一千九百九十六万四千円であります。農業費は農業振興費の生産緑地奨励金として一千四百九万三千円であります。土木費は、道路維持費の用排水路補修費七百万円、公共下水道繰出金百五十三万九千円であります。消防費は、常備消防事務委託料三千五百八十三万三千円、非常備消防消火栓設備補助五百九十五万一千円であります。教育費は、工事請負費としまして第三小学校増築等三千百十六万九千円、七生中学校増築二千四百五十五万二千円、保健体育費の市民グランド復旧工事費三百万円を計上いたしました。以上の歳出予算の財源としての歳入の主なものは、市税五千三百五十万、歳出に関連した国、都支出金一億四千八百十五万一千円、確定した市債五千五百三十万円、また諸般の事情により執行不能、不用となったもの、あるいは工事、請負費、入札差金等一億二千七百十一

万円を減額補正してこれに充当いたしました。

次に債務負担行為の補正であります。教育費関係として、第一中学校仮設教室新設ほか四件で、期間は昭和四十九年度から五十年度において、限度額三千二百六万円を補正いたしました。次は地方債の補正であります。追加として、地区センター建設事業ほか二件、変更は、南平小学校新築事業ほか二件で、増減差し引き五千五百三十万円の増額補正をいたしました。以上予算の概要でありますが、なお、詳細については担当部課長より説明いたさせます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　歳入全般の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。できるだけ簡潔、明瞭にお願いします。

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは御説明申し上げたいと思いますが、説明に入ります前にミスプリントがございますので、たいへん御迷惑ですが御訂正をいただきたいと思います。議案書のほうの三ページでございます。議会費関係、補正額が五百六十九万六千円とありますが、これを七百六十九万六千円と御訂正をいただきたいと思います。したがいまして、その下の項の議会費も同様、御訂正いただきたいと思います。それから計の欄、一億一千百九十七万八千円を一億一千三百九十七万八千円と御訂正いただきたいと思います。下欄につきましても同様にお願いいたします。それからめくりまして四ページ、予算書のほうの四ページでございます。予備費の欄九十万四千円とありますが、これを減額、いわゆる△で百九万六千円、四千円とありますが、これを減額、いわゆる△で百九万六千円、項の欄の予備費につきましても同様、百九万六千円の減額でございます。計欄四千二百八十七万五千円とありますものを、四千八十七万五千円と御訂正をいただきたいと思います。下欄の項の予備費につきましても同様でございます。それから今度は説明書のほうでございますが、説明書の一ページ、議会費の欄で、五百六十九万六千円とありますものを七百六十九万六千円と御訂正いただきたいと思います。計欄の一億一千百九十七万八千円を一億一千三百九十七万八千円、三つ飛びまして、一般財源五百六十九万六千円とありますものを七百六十九万六千円と御訂正いただきたいと思います。それから十二の予備費の欄、九十万四千円とありますものを△百九万六千円、総計欄四千二百八十七万五千円を四千八十七万五千円、三つ飛びまして、七十一万三千円を減額の百二十八万七千円と御訂正をいただきたいと思います。それからずっといきまして、今度は歳出欄の二四ページ、二五ページの欄、議会費の三、職員手当等の三百万円とございますものを、五百万円と御訂正いただきたいと思います。それから説明書の一番最後の九四ページ、予備費の補正額九十万四千円を△百九万六千円、計欄四千二百八十七万五千円を四千八十七万五千円、三つ置きまして一般財源欄七十一万三千円を百二十八万七千円、△で百二十八万七千円と御訂正いただきたいと思います。それからめくりまして計欄も同様の額に直し

ていただきたいと思います。それから申し落としましたが、議会費におきましても、計欄を同額に御訂正いただきたいと思います。

それでは議案第一四四号の昭和四十九年度日野市一般会計補正予算について簡単に御説明を申し上げたいと思います。今回の補正総額は、ただいま助役のほうから御説明申し上げました補正額でございます。本案は三月までの見通しを立てた中で、追加並びに減額補正をいたした次第でございます。それでは説明書のほうをもって御説明をさせていただきます。二ページをお開きいただきたいと思います。二ページは個人の市民税関係費でございます。補正総額が二千八百五十万円でございます。説明欄にありますように、これだけの数値が三月まで見込まれるということでございます。めくりまして四ページ、五ページにつきましても電気税でございます。二千五百万円の追加をお願いするものでございます。それから六ページ、七ページでございますが、二十三万三千円、これは住宅使用料の減額と、それから付加使用料の追加分を合わせまして、追加二十三万三千円と相なっております。追加住宅につきましては、五十七戸分でございます。それから八ページ、九ページの関係に移りまして、国庫支出金、民生費の国庫負担金一億八百九十四万八千円の補正でございまして、説明欄を御覧をいただきますと四つの要素に分かれております。特に大きな数値は、生活保護費の負担金でございまして、九千五百九十七万一千円の追加補正でございます。これは国から参ります十分の八の数値でございます。それから下の教育費の関係でございますが、九十四万八千円の追加でございます。これは教材費の負担金でございます。小学校並びに中学校のここに説明欄にございます金額が見込まれるわけでございます。一〇ページ、一一ページに入りまして、国庫支出金の国庫補助金関係でございます。これは全部教育関係の補助金でございまして、合計二百十万八千円でございます。小学校、中学校の説明欄にございますような内容の補助金でございます。さきほど助役のほうからも御説明申し上げましたように、大きな数値といたしましては、三小と七生中の補助金でございまして、これは本年度四五%に相当いたしますところの三分の二補助を見込んだわけでございます。それから一番下段の防音関係の減額でございますけれども、これは全部減額補正になっておるわけでございますけれども、工事の面で落としたということじゃございませんで、最初の数値のいわゆる積算に若干の過大的な面もございまして、今回防衛庁のほうとの改定額をみましてここに減額いたすものでございまして、したがいまして後ほど御審議いただきますところの歳出につきましても減額になっておるわけでございます。そういうことで三千三百二十四万七千円の減額をさしていただいたわけでございます。それから一二、一三ページでございますが、これは都の支出金

の都負担金関係でございます。これは民生費の都負担金でございまして合計千二百二万五千円の追加でございます。説明欄にございます五つの要素のものでございまして、この中でやはり生活保護費負担金が大きく追加をお願いするものでございます。後は老人クラブ等の運営費等でございます。それから一四、一五ページに移りまして都の補助金関係でございます。総務費の補助金関係減額の九百八十九万八千円。これは減額でございますが、これはさきほど一般質問の中でもいろいろ御質問ありました平山八号の関係でございまして、今年度当初におきまして、あすこの造成をみまして舗道を、いわゆる交通安全施設を造ろうという考えでございますが、さきほど土木課長からの話しありましたように事業若干遅れまして、国鉄との関係等で遅れました関係で、これを執行をいたしません。したがいましてここで減額の数値が表われてまいったわけでございます。これは明年度以降になると思います。それから民生費の補助金関係の三千二万九千円でございます。これは六つの要素からなりまして説明にございますように心身障害者の事務費等でございます。特に大きな数値といたしましては児童福祉費の補助金が大きな二千六百九十五万二千円を占めてございます。それから真ん中の農業費の補助金関係でございます。二十一万円でございますが、これは説明欄にございますように事務費が見込まれるわけでございます、二十一万円でございます。それから教育費関係では七十四万六千円の追加でございます。これは説明欄にございますようにプール指導の小中学校に対します補助金の増。それから社会教育関係では四十万は図書館の図書館関係の補助金でございます。次が一六、一七ページに移らしていただきまして都支出金の都委託金。総務費関係で五百二十九万五千円の追加でございます。これは説明にございますように東京都知事選挙の費用でございます。明年四月に行なわれる予定ではございますけれども、その事務的ないわゆる準備ですね。準備の期間がどうしても今年度にかかります三月までの需用額を五百二十九万五千円をみまして全額ここで東京都の委託金としてみたわけでございます。これは後ほど歳出面でも同額出てまいります。それから七万五千円は備考にございますように敬老金の支給事務費でございます。それから教育費関係のこれは減額でございますが、教職員の給与等の支給事務を従来教育委員会自体でやっておりましたけれども昨年の十一月からこの事務が部へ移りました。したがいまして当初予算、積算ではそういうものをみておりましたけれども、移管になった関係で事務費のみがまいります。したがいまして当初予算から減額をさしていただいたわけでございます。それから諸収入関係一八、一九ページでございますが減額の一万六千円でございます。これは社会福祉法人の利子でございます。光の家の関係で利子を取らないということからここに減額をいたすものでございます。それから二〇、

二一ページへ入りまして三十八万円でございますが、これは保育所関係で他市の保育所費の委託金でございます。多摩市分でございます。六人分を計上いたしました。それから二二、二三ページでございます。これは市債でございます。これはさきほど助役のほうからも説明ございましたが、教育関係では三千五百三十万円の追加。内容といたしましては南平小学校の屋体以下七中までの五校に対します起債額でございます。それから下段の民生費の二千万円は、地区センターの建設に対します起債を見込んだわけでございます。以上簡単でございますが歳入の説明を終わります。

○議長（大下　博君）　これより歳入全般についての質疑を承ります。なければ歳入全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。

次に歳出全般の説明を関係部長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは歳出全般につきまして御説明を申し上げます。二四ページ、二五ページ関係でございます。冒頭申し上げましたように需用費、あるいは委託料、その他備品関係でございますが、以後、以降三月までの見込みを立てまして、それぞれ計上さしていただきました。前もって御説明さしていただきます。職員手当は五百万でございます。さきほど御訂正をいただきました五百万。これは職員手当でございます。総額で議会費の追加が七百六十九万六千円と相成っております。それから二六、二七ページに入りまして総務費の一般管理費関係でございます。これは主として光熱水費のいわゆる値上がり分でございます。その他の要素もございますが、ほとんど三月までの見込みを立てた数値でございます。十一、十二、十三がそういう要素でございます。それから文書広報費につきましても同様でございます。それから下段の二十万円の関係でございますが、これは南平小学校の建設に伴いまして用水組合に対するいわゆる収入減に対して一時的に負担をする金でございます。そういうことで二十万円の計上をいたしました。大体二六、六四七平方メートルの七円五十銭ということで積算をさしていただいたわけでございます。それから二八、二九ページに移りまして交通安全対策費減額で千二百四十八万八千円でございます。これはさきほども申し上げましたように平山八号の関係の施設を延期をいたしました。それで減額をいたすものでございますけれども、一部変更をいたしまして多摩平の幹線四号、二中の北側の部分のところを一部工事をいたしました。いわゆる工事の変更をいたしましたけれども減額でこのような数値が出てまいったわけでございます。それから町名地番関係では五十一万八千円でございまして、これは公図の作成、それから案内板を作りたいということで、公図につきましては七千筆ぐらいになると思いますけれども。それから案内板につきましては八カ所のものを作りたいということで五十一万

八千円の追加をお願いいたしたわけでございます。それから公害対策関係は二十八万円でございます。市民配布用の苗木を購入いたしたけれども盗難予防等でそこに柵をいたしたいということからの原材料費等、それから下段はみどりの維持管理の補助金でございまして一万円。それから三千円に見合う数値でございます。諸費は三百三十一万七千円、これは四十八年度の生活保護費の返還金でございます。三〇、三一ページに入りまして税務関係六万九千円、これは特に説明は省略さしていただきます。報酬関係はさきほど御審議をいただきました報酬関係費、いわゆる改正に伴うものでございます。賦課徴収費の三百六十七万一千円。賃金、報償費。それから十三の委託料でございますけれども、説明にございますように地図等の作成をいたしたいということで二百六十二万三千円の追加をお願いするものでございます。償還金利子及び割引料は市税の還付金でございます。三二、三三ページに移らしていただきます。選挙管理委員会費は報酬改定に伴うもの。それから参議院選挙の八十万三千円の減額はすでに完了をみまして、その不用額を減額をいたすものでございます。それから三四、三五、それから三六、三七にわたります都知事選挙の関係費用でございます。これはさきほど歳入でも御説明申し上げましたように、三月までのそれぞれの需用額を求めまして全額都に、都費に求めて編成をいたし補正するものでございます。三八、三九ページ十二万六千円の関係、これは条例改正に伴うものでございます。四〇、四一ページに入ります。報酬費は条例改正に伴うものでございますし、報酬費につきましては民生委員さんの手当でございます。それから旅費、需用費、役務費、これは三月までを見込んだ数値でございます。それから委託料関係とそれから四三ページの公課費関係、これは福祉部長のほうから一般質問の際にお答えがあったようですが宝くじ協会から予定されます車の費用でございます。それから四三ページの貸付金七十万は生活つなぎ資金といたしまして五万円、十四人分を補正さしていただいたわけでございます。それから四四、四五ページ精神薄弱者の福祉関係九十八万九千円、これは単価改正に伴う費用でございます。国保の補助金がほとんど予定をいたしまして支出するものでございます。老人福祉費につきましても八百七十四万六千円の追加で国保の補助金七百七十万四千円を見込みましてここに掲げました賃金報償費需用費等に充てるものでございます。扶助費でございます。特に扶助費でございます。これは老人の委託措置費でございます。それから四六、四七ページは国民年金の事務費でございまして、十四万一千円、これは特に説明を付け加える点はございません。その次は社会福祉施設費の関係の四十八万七千円でございますが、この面も需用費と役務費関係でございます。一番下段の国民健康保険事業費の繰越金関係でございますが、減額二千万円をいたします。九月におきましてもそう

いう措置を取らしていただきましたが、三月までを見込みましてここに減額をさしていただいたわけでございます。それから四八、四九ページに移りまして児童福祉費、総務費七万五千円。これは児童課新設に伴います需用額でございます。それから児童福祉施設費でございますが三百八十七万七千円、これは需用費、役務費等でございまして、需用費はやはり光熱水費の値上がり等に伴う需用額でございます。一番下段の減額は差金の差金でございます。五〇、五一ページ児童措置費でございますが、五千百二十万八千円、これは国保の補助金三千三百一万九千円を見込みまして支出五千百二十万八千円を補正いたしましたが保育所の基準の改正に伴うものの費用でございます。五二、五三ページ生活保護費の保護総務費関係の百六十九万八千円、この欄は特に説明を要しませんが、二十の扶助費、これは法外援護費でございます。都よりの見舞金でございます。それから扶助費の一億一千九百九十六万四千円、大きな数値をみておりますけれども、これは各市の生活扶助費でございます。五四、五五ページでございますが、予防費減額で全体が三百三十三万。これは差金といいますか、この事業をいたさないということじゃございませんで、三月までの見込みを立てまして減額がこの数値だけできるということでございます。ただ下段の委託料の二百万につきましては種痘、予防接種でございますが、回数が当初見込みました回数よりも若干下回ったということから減額をいたすものでございます。五六、五七ページは清掃費の関係でございまして、総務費、これは減額でございます。これ

並びに算数の備品購入費、これは国都の補助金を充てた支出でございます。学校保健体育費の六十二万一千円は五小の給食室の改造をいたしまして、これに伴う備品をお願いするものでございます。それから八〇、八一ページ関係の学校建設施設整備関係で二千八百十六万九千円の追加でございます。これは歳入でも御説明申し上げましたように、工事関係は三小の費用でございまして、四五%相当分の費用でございますし、減額の三百万円は南平の差金でございます。それから真ん中の防音関係の八十九万一千円の減額でございますけれども、委託料の減額がありました関係で減額、委託料がこれだけ不用額を生じましたので減額いたすものでございます。それから一番下の防音工事関係はさきほど申し上げましたように、南平小学校、三小、八小の併行防音工事に対します費用でございまして、これは全部減額でございます。それから八二、八三ページに移りまして学校管理費関係六百三十五万円の追加でございますが、これも中学校の光熱水費の上昇に伴う需用額でございます。これがほとんどでございます。真ん中の振興費の八十四万円、小学校同様理科、数学の備品関係、国都の補助金を合わせまして支出をいたすものでございます。学校保健体育費の減額、これは差金でございます。それから一番下の学校建設の施設整備費でございますが、三十万円は差金、二千四百万円は三小同様七生中学校の四五%相当の工事請負費でございます。それから八四、八五

関係でございますが、これは防音工事の事務費でございます。減額でございますが、小学校と同じに委託料の減額が百十八万八千円でございまして、差し引き減額をいたすものでございます。これは事務費でございます。それから八〇、八一ページ関係の学校建設施設整備関係で二千八百十六万九千円の追加でございます。これは歳入でも御説明申し上げましたように、工事関係は三小の費用でございまして、四五%相当分の費用でございますし、減額の三百万円は南平の差金でございます。それから真ん中の防音関係の八十九万一千円の減額でございますけれども、委託料の減額がありました関係で減額、委託料がこれだけ不用額を生じましたので減額いたすものでございます。それから一番下の防音工事関係はさきほど申し上げましたように、南平小学校、三小、八小の併行防音工事に対します費用でございまして、これは全部減額でございます。それから八二、八三ページに移りまして学校管理費関係六百三十五万円の追加でございますが、これも中学校の光熱水費の上昇に伴う需用額でございます。これがほとんどでございます。真ん中の振興費の八十四万円、小学校同様理科、数学の備品関係、国都の補助金を合わせまして支出をいたすものでございます。学校保健体育費の減額、これは差金でございます。それから一番下の学校建設の施設整備費でございますが、三十万円は差金、二千四百万円は三小同様七生中学校の四五%相当の工事請負費でございます。それから八四、八五

関係でございますが、これは防音工事の事務費でございます。減額でございますが、小学校と同じに委託料の減額が百十八万八千円でございまして、差し引き減額をいたすものでございます。これは事務費でございます。それから八〇、八一ページ関係の学校建設施設整備関係で二千八百十六万九千円の追加でございます。これは歳入でも御説明申し上げましたように、工事関係は三小の費用でございまして、四五%相当分の費用でございますし、減額の三百万円は南平の差金でございます。それから真ん中の防音関係の八十九万一千円の減額でございますけれども、委託料の減額がありました関係で減額、委託料がこれだけ不用額を生じましたので減額いたすものでございます。それから一番下の防音工事関係はさきほど申し上げましたように、南平小学校、三小、八小の併行防音工事に対します費用でございまして、これは全部減額でございます。それから八二、八三ページに移りまして学校管理費関係六百三十五万円の追加でございますが、これも中学校の光熱水費の上昇に伴う需用額でございます。これがほとんどでございます。真ん中の振興費の八十四万円、小学校同様理科、数学の備品関係、国都の補助金を合わせまして支出をいたすものでございます。学校保健体育費の減額、これは差金でございます。それから一番下の学校建設の施設整備費でございますが、三十万円は差金、二千四百万円は三小同様七生中学校の四五%相当の工事請負費でございます。それから八四、八五

それから議案書のほうでございますが、これは助役のほうから御説明申し上げましたとおりでございます。債務負担行為の追加としてこれだけ、それから地方債の追加といたしまして三件、変更といたしまして三件、よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　歳出全般についての質疑を承ります。名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　五七ページの公課費の公害汚染荷量賦課金というのはどんなようなものでしょうか。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　これは公害によりまして、そして公害病になるわけですね。これに対するところの各事業所、つまり重油をたいているところの会社、あるいは工場、あるいは市の施設、こういうものがある一定の算定の基準によって、そしてその公害病のために負担をするものでございます。

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　重油をたいている事業所なり役所が賦課される金だと、要するに支払うものだと、（総務部長「そうです。」）分かりました。

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間は延長することに決定いたしました。次に正国大治君。

○四番（正国大治君）　四八ページの民生費、児童福祉費についてちょっとこの補正額について質問するんじゃございませんけれども、これに関連して御質問いたします。一点として児童福祉費の総務費が補正額と当初予算を合計すると五億二千九百三十九万円と、巨額な金額なんですけれども、この予算額のうち、ほとんどが人件費と考えられますけれども、日野市で運営しています保育園の費用はどのくらいの額であるかということと。二点目は児童福祉施設費の中での同様の保育園に必要な額はどのくらいかと。それから三点目に私の聞くところでは市民の中で市立保育園に入りたい、そういう人がかなり多いと思いますけれども、特に低所得者で経済的にも入園を希望している人が入園できないということを聞いておりますけれども、その現状について御説明願います。

○議長（大下　博君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　四八ページの児童福祉の総務費でございます。これにつきましては十一月の段階で職員の給与の改正をお願いしてございます。それを含みまして五億二千九百万円、こういう金額になるわけでございますが、この中には保育園だけではなしに児童館、それから児童課、遊び場、そ

いうものの総務費が入っておるわけでございます。それでこの人件費の負担というのはストレートに市の負担と、市の財政的な負担ということではなしに国庫から十分の八まいります。それから都が十分の一、市が十分の一持ち出し、こういう負担区分になりまして今年は生活保護費が一般質問の中で二九・一%上がったというふうに御説明申し上げておりますが、この保育園等につきましても人件費を含めまして三六・四%上がっておるわけでございます。そのような内容によって額等も上がっておるわけでございますが、この中から純粋に保育園分というものの抽出につきましては委員会等で正確な計算をしましてお答え申し上げたいと思います。

㈡それから二項の児童の福祉施設につきましてもやはり児童館とか保育園とか児童課そのものの費用も入っておりますので、委員会の節に正確なお答えを申し上げたいと思います。

それで三番目でございますけれども、非常に入れない方がいるんではないか、こういう御指摘でございます。それで市のほうの保育行政につきましてはどこの市もそうでございますけれども、三月と九月に公立の保育園と私立の保育園の担当者が集まりまして措置会議を設けるわけでございます。その中で措置要件のある児童を住まいの関係等からどこどこの保育園に振り向けるというふうな措置会議を年二回持っておるわけでございます。それでそれぞれの保育園に希望に添った形で保育園に入園しているという状況でございます。それで私立の保育園は経営の都合がございますので、スタートの四月からほとんど都から許された定数いっぱいに措置児を入れておるわけでございます。市のほうはあと入居するとか、あるいは年度途中で措置要件が出てきたという過程等もございますので、定数には多少の余裕をもたせまして、それに応じておるわけでございますが、私立保育園必ずしも全地域にどこから通ってもというふうな要件もございませんし、私立の保育園にはバスも正式には許されておりませんので、そういう地域的な要請で年度途中で入れない方もあろうかと思います。どうしてもそういう形態が実際的には出てまいります。年二回措置会議を持ちまして、なるべくそういう事態のないように気をつけておりますし、市自体の性質の中で多少、余裕をもたせまして、あとから多少入れられるというふうな処置等も構じておりますが、今、申したように地域的な関係、あるいは送迎バスがございません。許されておりませんので、多少、地域的な関係でそういう状況が出てきます。こういうことでございます。

○議長（大下　博君）　正国大治君。

○四番（正国大治君）　今の御説明聞きまして、市内の市民の方でもなかなか入れないという人もいるように、分かりますけれども、そういうことで入園者の中に私が聞くところによりますと、高額な所得者であって、しかも日野市の職員であって、そして管理職である。こういう方が日野市に住んでいない方で入っている人がいると、そういう実情があるということを聞いております。このような巨額な金を使って市民の血税を使いまして保育行政をしていく上でやはり低所得者の人が優先して入っていくべきものだと思いますので、そういう観点からこの実情について市長はどうお考えになるか、その点。その面について私も聞いた話ですから、これについて福祉部長のほうでほんとうかどうかという点についてお願いします。

○議長（大下　博君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　日野市で他市町村から受け入れております、公立に受け入れておりますのは三十五人でございます。それから私立で八王子とか多摩から受け入れているのが十四人でございます。大体同じ同数日野市の児童がやはりよその市町村にどやっかいになっている。お互いに協議し合っている、こういうふうなことでございます。これにつきましては必ずしも八王子と日野の境界の児童というふうな形もございますけれども、お母さんとかお父さんのお勤めの条件からど真ん中の方でも、やはりそういうふうな条件、日野市でめんどうをみる、あるいは日野市の分を八王子でみる、そういう相互関係というのはお互いの市どうしで協議しております。それで一番最後に出てきました他市に住んでいて、日野の市役所の職員だと今、申し上げましたように、ほかの市に住んでおりますのでほかの市と日野市と協議しておりますので、措置要件、要するにお母さんが家にいて子供のめんどうをみられるのに預かっているというふうなことはないんじゃないか、措置要件はある、こういうことでございます。

それから高額ということなんですが、管理職では調べたところいないようでございます。それで高額所得といいましても、措置児の場合には、措置要件にかなえば、高額所得者でも保育園で措置児として入園させなければならない、そういうたてまえになっております。ただ収入のランクによりまして、非常に高くなりますと、国の補助も市の補助も都の補助もなくなって、本人の自己負担一切というふうな状態になるわけでございます。ですから収入とは関係なしに、子供のめんどうを日常見るという条件がない場合、勤め等の関係でやはり保育園に入れて差し上げなければならない、こういうたてまえになっておるわけでございます。調べたところでは職員ではおりますけれども、部課長ではいないようでございます。（「よく調べろよ」と呼ぶ者あり）はい、委員会の時になお一層、調べてはっきりしたいと思います。

○議長（大下　博君）　次に高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　説明書の七三ページの下のほうですが、消火栓の設置負担金についてさらに詳しく……。

○議長（大下　博君）　収入役。

○収入役（杉本好次郎君）　お答えします。水道部関係に支払うべき四十万八千三百円を当初計上いたしました。そこで水道部からの要求によりまして今回補正するわけですが、四百五十万七千円の補正が今回計上されたわけです。これは先般契約を行ないまして、水道管布設をするについて消火栓がそれぞれあります。それらの負担金を計上したわけでございます。当初は一基を組みました。以上でございます。

○議長（大下　博君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって歳出全般に関する質疑を終結いたします。歳入歳出全般について御意見があれば承ります。なければこれをもって議案第一四四号日野市一般会計補正予算（第四号）の件は、歳入全般、歳出のうち議会費、総務費、消防費、予備費、第二表債務負担行為補正、第三表地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、労働費を厚生委員会へ、農業費、商工費、土木費を都市計画産業建設委員会へ、教育費を文教委員会へそれぞれ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後六時　八分　休憩

午後六時四十分　再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。この際議案第一四五号昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）、議案第一四七号昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第四号）議案第一四八号昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第三号）、議案第一四九号昭和四十九年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第二号）の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、議案第一四五号、一四七号、一四八号、一四九号を一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第一四五号につきまして御説明申し上げます。本議案は昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第四号であります。補正内容といたしましては、日野市国民健康保険税の調定増、及び国、都の支出金の増額見込みに合わせて繰入金の減額をするもので、歳出におきましては、総務管理費及び療養給付費に若干の補正を行なうものであります。議案第一四七号、本議案は、昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算第四号であります。補正内容といたしましては、歳入歳出ともに百五十三万九千円の補正でありまして、これは料金委託料がほぼ確定いたしましたので、今回補正を行なったものであります。議案第一四八号、本議案は、日野市立総合病院事業会計補正予算第三号であります。今回の補正額は、収入支出とも百五十五万六千円で、収益的収入では、給食費の引き上げによる増額分の計上であります。支出については材料費、特に薬品費で当初の見込みより、購入単価に若干の差が生じたので減額し、診療材料費の不足と光熱水費、電気、ガス料金の値上げに伴う不足分の計上であります。さらには患者外給食材料費の不足分の補正であります。議案第一四九号、本議案は昭和四十九年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第二号であります。歳入は補正額千八百五十七万四千円の減額で、事業費に見合う収入減を計上しました。歳出についても一千八百五十七万四千円の減額であり、内容としては、水道管理費で二百二十四万六千円の増額、建設改良費で二千八十二万円の減額となっております。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当部長より説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定をお願いするものであります。以上であります。

○議長（大下　博君）　関係部長から詳細説明を求めます。

○市民部長（谷　多喜知君）　ただいま説明がございましたとおり、今回の補正予算は、歳入歳出とも八十七万七千円の減額補正でございます。内容を申しますというと、国民健康保険税の現年度分と、それから滞納繰越分の調定見込額、現年度分については減でございますけれども、九十四万三千円ほどの異同がございましたので、それぞれの収入歩合に合わせたものを収入に見込んだわけでございます。次の療養給付費の負担金でございますが、これにつきましては、歳出のほうで六十三万五千円ほどの医療費の不足分をお願いすることになりますけれども、これが御承認いただければ、国のほうからの四〇％の負担金が来るということで計上いたしたわけでございます。それから次の高額療養費補助金でございますが、これは当初予算の時にはこの程度のお金を計上をしておりませんでしたので、今回計上したわけでございます。これは都の分とそれから国の分とが同額でございます。それから次の繰入金の額で二千万、一般会計よりの繰り入れでございます。いわゆる国保会計からいわせれば繰り入れの減になりますけれども、さきほど申しましたとおり国民健康保険税の千六百万、それから都のほうの、あるいは国のほうの補助金とこういうものを見合わせますというと、現時点では大体この程度のものは一般会計へのお返しということになりますけれども、できるであろう、というふうな見込みの

中で予算を計上いたしたわけでございます。

それから歳出のほうにおきましては、これはそれぞれのこれから行なう経費に多少不足を生じておりますので、計上したというわけでございます。それから療養費につきましては、さきほど申し上げましたとおり、この程度の不足が生じたということでお願いするわけでございます。以上簡単でございますけれども説明を終わります。

○議長（大下　博君）　都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）　御説明申し上げます。

下水道事業については、さきほど市長から御説明ございました百五十三万九千円、これは一般会計からの繰入金でございます。それを下水道費にあてて、委託料として料金収納委託料百五十三万九千円が決定したのでこれを計上した、こういうことでございます。なお、詳細につきましては、委員会で御説明を申し上げたいと思います。

○議長（大下　博君）　次に病院事務長。

○病院事務長（遠藤政之君）　それでは実施計画によりまして御説明申し上げます。さきほど理事者のほうから提案説明がございましたとおりですが、収入につきましては、百五十五万六千円でございます。これは給食の患者外給食の収益でございますが、今年の四月から給食代の値上げに伴いまして、一食当たり四十円を引き上げたというこれの額でございます。

それから支出でございますが、材料費については、薬品費につきまして減の四百十九万なにがしということで、これにつきましては当初の見込みよりも、当初値上げというようなことがございましたが、契約の時点で薬品単価が比較的低い価格で契約ができた、ということの差金でございます。今後の見込みを立てまして計画をした、というものでございます。それから材料費でございますが、今後の見込みと現在の使用料等によりまして、不足を生じますので今回補正計上したものでございます。それから光熱水費につきましては、電気、ガス料の値上げによるものでございます。それから医業外費用の患者外給食材料費でございますが、材料費値上げによる収入に伴う支出でございます。以上でございます。

○議長（大下　博君）　水道部長。

○水道部長（成井正男君）　それでは予算の説明書で御説明いたします。歳入でございますが、この歳入につきましては、管理収入と建設工事収入、それぞれの補正は、支出に見合う同額の計上をしたわけでございます。歳出につきましては、浄水費におきましては、各種計器の記録紙が不足をしたということで、十万円補正でございます。配水費の被服費でございますが、ほかにも被服費の計上がございますが、当初計上が若干不足をしていた、ということで貸与規程に基づいて計算いたしましたもの、被服の購入費、これを計上したわけでございます。それから給水費の需用費、委託料でございますが、これにつきましては、指定工事店に支払う委託料の不足見込みを計上したわけでございます。漏水委託につきましては、実績から年度末まで不足するという額、なお、また検定満期のメーター取り替え委託、これにつきましては千三十九個分の取り替えを予定したものでございます。原材料費につきましても、給水係関係の漏水材料、鋼材、砂、その他ビニール管等の不足分を計上した、ということでございます。それから受託工事関係でございますが、これの原材料関係の減額でございますが、工事店に対する支給材料、こういうものがなくなりました関係上、年度末予算残を生ずる、とこういうことで四十万二千円の減額でございます。それから次にめくっていただきまして、御訂正を願いたいんですが、六ページの上のほうの左の事務費となっておりますが、これは業務費の間違いでございますので御訂正願いたいと思います。賃金については臨時職員二名の集金員がおりますが給与改定により不足分を生じましたので計上をいたしたものでございます。なお需用費につきましてはそれぞれ年度末見込みを再計算しましたところ不足をするとこういうことで計上でございます。委託料の八十八万三千円の減額でございますが、これは料金の電算の委託をしておるわけでございますが、これにつきましても実績により残を生ずるということで減額をしたわけです。借地料につきましてはこれも計算をいたしましたところ四千円ばかり不足するということで計上したわけでございます。次の水道改良費でございますが、これにつきましてはメーターの今後の不足分につきまして各口経それぞれ不足額を計算しまして四百十八万円の補正でございます。なお使用料賃借料の減額でございますが、これは需用費のほうで若干余るということで組み替えたものです。工事請負費二千五百万円の減額でございますがこれにつきましては当初四億四千五百四十万という工事費を見込んだわけでございますが、これを二千五百万減額しまして四億二千四十万とこういうふうになるわけでございますが、この工事料といたしましては当初予定したものをすべて行なえば、さらにまた若干これを追加して工事を行なう予定をしておるわけでございます。それでなお減額とこういうことにつきましては予算の計上の時点におきまして昨年十一月の時点で検討したものでございますが、工事単価の見通しが非常に困難であったとこういう中で、かなり大幅に工事単価を見込んだとこういうことの中で減額をするものでございます。これにつきましては東京都のほうとも協議をいたしまして一応減額と、こういうことになったわけでございます。以上です。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）　国保のことだけちょっとお伺いしたいんですけれども、私も国保の運営審議会委員でござい

ますけれども運営審議会が開かれておりませんのでひとつ御質問したいわけでございます。二千万の減額でございますけれども、医療費の十月からの改定もございまして今後このように減額して医療費のほうについては支障がないという考えでやったと思うんですけれども、今後またこれが何といいますか、足りなくなるようなことはないとお思いなんですか。

○議長（大下　博君）　市民部長。

○市民部長（谷　多喜知君）　現在の計算ではおそらくいっぱいだろうとこういうふうに考えております。

○議長（大下　博君）　よろしいですか。（十八番議員「了解」）高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　水道部長に質問いたしますが二千五百万を減額したようですが、日野市としてはまだやるところが相当あるようですが、どういうわけでしたか、ちょっと。

○議長（大下　博君）　水道部長。

○水道部長（成井正夫君）　これにつきましては若干さらにやるところも追加して今年度工事をするとこういうことで、五十年度分を繰り上げで若干やっておると。それにつきましてもまだ余ると。かなり当初大幅に単価を見込んだとこういうことです。

○議長（大下　博君）　よろしいですか。高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　さらに困っているところがあるのでやってもらいたいというふうな申し入れもやったんですけれども。

○議長（大下　博君）　水道部長。

○水道部長（成井正夫君）　いろいろ調査をいたしましてやりましたんですが、御希望の場所はちょっと無理じゃないかとこういうふうに考えまして優先的に繰り上げたものもございますが、それでやはり人員も職員も設計その他も限られておりますのでこれ以上はできないとこういうことで来年度やると。

（十九番議員「了解」）

○議長（大下　博君）　これをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これをもって議案第一四五号昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）、議案第一四七号昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第四号）、議案第一四八号昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第三号）、議案第一四九号昭和四十九年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第二号）の件は厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

おはかりいたします。この際議案第一四六号昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第四号）、議案第一五〇号昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第三号）の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、議案第一四六号、一五〇号を一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第一四六号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。本議案は昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第四号であります。歳出の補正額は、予備費から五百三十四万二千円を組み替えて歳出合計を四億五百四万円といたしたく、その内訳は区画整理管理費が十九万八千円、神明上区画整理費が三百五十四万四千円、四ツ谷下区画整理費が百六十万円、それぞれ組み替えるものであります。

次に議案第一五〇号でございます。本議案は昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第三号であります。内容は業務勘定の補正で、これは日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正に伴い、農業共済事業運営協議会委員並びに損害評価委員の報酬が不足するので補正するものであります。不足額は二万六千円で、充当財源としては農作物及び蚕繭共済勘定繰り入れにより充当いたします。本年は、農作物においては大きな被害がなかったので既決予定額を下回り、また蚕繭共済については被害が出なかったので減額するものであります。よろしく御審議のうえ御議決をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）　御説明申し上げます。ただいま市長のほうから歳入歳出五百三十四万二千円ということで詳細にわたって説明がありましたので細かいことにつきましては委員会で御説明申し上げたいと思いますが、三事業費の中で、ページ五ページの三百四十万は水道のほうからの移転補償料でございます。それから七ページの百六十万については、土木課に管理を移管しますので、その関係のマイラー原図作成委託代でございます。なお細かいことにつきましてはさきほど申し上げましたように委員会で御説明申し上げたいと思います。

○議長（大下　博君）　次に総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　ただいま市長が提案理由の説明をされたとおりでございます。ほかにありません。（「いいぞ。」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第一四六号昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第四号）、議案第一五〇号昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第三号）の件は都市計画産業建設委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め都市計画産業建設委員会に付託いたします。

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。この際議案第一五一号町区域の設定、議案第一五五号東京都市交通災害共済組合規約の変更の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、議案第一五一号、一五五号を一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第一五一号。本議案は町名地番整理事業計画に基づいて南平地域の町名地番整理を行なおうとするものでございます。詳細につきましては担当部長より説明をいたさせます。よろしく御審議をお願いいたします。

なお、議案第一五五号について提案理由の説明を申し上げます。（一）本議案は昭和四十九年六月一日公布施行された地方自治法の一部を改正する法律、昭和四十九年法律第七十一号であります。により同法第百九十七条が改正され、監査委員の任期のうち知識経験を有する者のうちから選任されたものの任期が三年から四年に改正されたため、組合規約第十六条第三項を変更する必要があること。（二）組合事業の中に交通遺児年金支給事業を加えるために、組合規約第十七条を変更するものであります。以上のことについて組合規約を変更する必要がありますので地方自治法第二百八十六条第一項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。以上でございます。

○議長（大下　博君）　関係部長より詳細説明を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）　御説明申し上げます。一五一号でございますが、ただいま市長が説明しましたとおりでございますが御存じのように町名が混在しており、また地番も混在しております。そういう関係で今回南平地区を整備するものであります。本案は浅川の南側、上田、堀之内、豊田、この地域に分かれたものが出ております。面積は一、九四三・〇〇〇平方メートルでございます。坪でいきますと五十八万九千

坪になります。なお詳細については議案書の裏に図面を付けてありますので御照覧を願いたいと思います。なお細かいその他のことにつきましては委員会に詳細説明をいたします。

○議長（大下　博君）　次に収入役。

○収入役（杉本好次郎君）　一五五号の説明でございますが提案理由の中で説明がありましたとおりでございます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

おはかりいたします。これをもって議案第一五一号町区域の設定、議案第一五五号東京都市交通災害共済組合規約の変更の件は総務委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

おはかりいたします。議案第一五二号市道路線の一部廃止、議案第一五三号市道路線の廃止の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、議案第一五二号、一五三号を一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第一五二号でございますが、本議案は市道森久保三号線、日野市高幡三五九番地より日野市高幡三九六番地の二に至る幅員一・八二メートル、延長一〇メートルが、現況が廃滅し、公共の用に供されていないので市道路線の一部を廃止いたしたく道路法第十条第一項の規定に基づき、議案上程をするものであります。

次に議案第一五三号でありますが、本議案は市道立割二号線、日野市平山二丁目二番地十より、日野市西平山二丁目三番地二十五に至る幅員一・五メートル、延長一五四・七メートルが、現況が廃滅し、公共の用に供されていないので、市道路線の廃止をいたしたく、道路法第十条第一項の規定に基づき議案上程をするものであります。よろしく御審議の上御決定をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　関係部長から詳細説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　この添付してあります地図のとおりでありまして別に説明ございません。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本二件について御意見

があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

おはかりいたします。これをもって議案第一五二号市道路線の一部廃止、議案第一五三号市道路線の廃止の件は都市計画産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め都市計画産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第一五四号東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第一五四号、提案の理由を説明申し上げます。本議案は昭和四十九年六月一日公布施行された地方自治法の一部を改正する法律、昭和四十九年法律第七十一号、により同法第百九十七条が改正され監査委員の任期のうち知識経験を有する者のうちから選任されたものの任期が三年から四年に改正されたため、組合規約第十六条第三項を変更する必要があり、同法第二百八十六条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（大下　博君）　関係部長から詳細説明を求めます。

○収入役（杉本好次郎君）　任期の変更のみでございます。特別ありません。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題になっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一五四号東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一五九号神明上地内四九ノ三配水管新設工事請負契約の締結の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第一五九号でございます。本議案は神明上地内四九ノ三配水管新設及び消火栓設置工事を施工するものであります。十二月十日指名八社で競争入札を執行した結果、株式会社秋間ボーリング商会が、最低価格で落札いたしましたので、契約を締結いたしたく本議案を提案する次第であります。詳細につきましては総務部長より説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定をお願い申し上げます。

○議長（大下　博君）　収入役。

○収入役（杉本好次郎君）　この工事は神明上地区に給水するために配水管の新設、それから消火栓の設置工事であります。配水管は口径七五ミリから二五〇ミリのダクタイルライニング鋳鉄管、延長は三二六九メートルでございます。消火栓の口径は七五ミリ、十三基の設置であります。指名にあたりましては日野市の指名基準によりまして適当と思われる業者八社を指名をいたしました。別紙のとおりの入札の結果でございます。施行個所についても図面のとおりでございます。赤印のところでございます。以上で終わります。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一五九号神明上地内四九ノ三配水管新設工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより報告第一四号昭和四十八年度日野市一般会計継続費精算の報告の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　報告第一四号を申し上げます。本件は五〇キロリットルのし尿処理施設整備事業として昭和四十七年から昭和四十八年の二カ年の事業として進めてまいりましたが工事の完成をみましたので、地方自治法施行令第百四十五条第二項の規定によりまして、別紙のとおり精算報告書により御報告を申し上げます。よろしく御認定をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　関係部長から詳細説明を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　ただいま市長のほうから申し上げましたとおりでございまして、特に付け加える点はございません。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第一四号昭和四十八年度日野市一般会計継続費精算の報告を終わります。

おはかりいたします。この際、請願を付託委員会に区分して、一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。文教委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第一〇一号、一一四号を説明。

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました……。（「議長」と呼ぶ者あり）名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　一〇一号は今、終わったわけですね。

○議長（大下　博君）　そうです。

○三十番（名古屋史郎君）　それでちょっとお願いがあるんですが、紹介議員として、この審査にあたりまして、請願者のほうから議会で決議をというような文面がございますが、これは請願者のほうは決議も意見書も分からん、決議という表現を使っておりますが、意見書をというような意味があると考えられるので、その点を含めて御審議のほどお願いいたしたいと思います、担当委員会におかれまして。

○議長（大下　博君）　それではその点特に委員会のほうでよろしくお願いいたします。ただいまの請願第一〇一号教育予算増額に関する請願、請願第一一四号日野市立滝合小学校舎増築、校庭整備の早急完成をめざす請願を文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

次に都市計画産業建設委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第一〇二号、一〇四号、一〇五号、一〇七号、一〇八号、一一一号、一一二号、一一五号、一一八号を説明。

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第一〇二号用水堀の改修に関する請願、請願第一〇四号下排水施設設置に関する請願、請願第一〇五号地域を公害から守るため、自然を破壊して施行中の計画道路変更に関する陳情、請願第一〇七号用水路改修に関する請願、請願第一〇八号私道舗装依頼に関する請願、請願第一一一号自然環境保護の立場からの丘陵ハイキングコース及び平山城址公園の回復に関する請願、請願第一一二号柳町商店街街路灯増設に対する助成方に関する請願、請願第一一五号平山台区画整理事業に関する請願、請願第一一八号フタ付側溝建設に関する請願を都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）

板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　請願一一二号、これは前回の議会の時は総務委員会でたしか審査した経過がございますので、助成なり補助関係ですから、付託替えされたほうがよろしいんじゃないかと思いますので。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　それでは一一二号をここから除いていただきます。

それでは一一二号を除きまして都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。

次に厚生委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第一一二号、一一三号、一一九号を説明。

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第一一三号日中平和友好条約早期締結促進に関する請願、請願第一一九号多摩平駐車場設置に関する陳情、請願第一一二号柳町商店街街路灯増設に対する助成方に関する請願を総務委員会に付託いたしたいと思いますが、

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

次に交通対策特別委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第一一七号を説明。

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第一一七号バス路線新設に関する請願を交通対策特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、交通対策特別委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後七時三十分　散会

十二月二十六日　木曜日

（第九日）

日野市議会会議録

第五十四号

昭和四十九年
第四回定例会

十二月二十六日木曜日（第九日）

出席議員（三十名）

一番	滝瀬政吉	君
二番	滝瀬敏朗	君
三番	奥住芳雄	君
四番	正国大治	君
五番	鈴木美奈子	君
六番	橘祐子	君
七番	板垣正男	君
八番	黒川重憲	君
九番	林重義	君
十番	谷栄吉	君
十一番	剣持佐吉	君
十二番	石坂勝雄	君
十三番	竹ノ上武俊	君
十四番	米沢照男	君
十五番	市川芳太郎	君
十六番	秦正一	君
十七番	清水芳雄	君
十八番	杉山寅三郎	君
十九番	高橋通夫	君
二十番	佐々木昭雄	君
二十一番	大柄保	君
二十二番	大下博	君
二十三番	本間久	君
二十四番	一ノ瀬隆	君
二十五番	日野源作	君
二十六番	吉冨繁枝	君
二十七番	三浦重春	君
二十八番	飯山茂	君
二十九番	島村孝志	君
三十番	名古屋史郎	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	篠崎美雄君
助役	前川恒雄君	都市整備部長	中島武男君
収入役	杉本好次郎君	福祉部長	赤松行雄君
企画財政部長	加藤一男君	教育長	倉又秀作君
総務部長	松村清栄君	水道部長	成井正夫君
市民部長	谷多喜知君	病院事務長	遠藤政之君
生活環境部長	加藤一郎君	教育庶務課長	落合豊君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	川上輝子君
書記	朝倉敏夫君	書記	深海弘子君
書記	鈴木晴彦君	書記	安原清美君

議事日程

昭和四十九年十二月二十六日（木）

午後一時開議

一　議案第一〇一号　昭和四十八年度日野市農業共済事業会計決算の認定について
（総務、文教、厚生、都市計画産業建設委員会）

二　議案第一〇〇号　昭和四十八年度日野市水道事業会計決算の認定について
（特別会計決算特別委員会）

三　議案第一〇一号　昭和四十八年度日野市農業共済事業会計決算の認定について
（総務、文教、厚生、都市計画産業建設委員会）

四　議案第一四四号　昭和四十九年度日野市一般会計補正予算（第四号）について
（総務委員会）

五　議案第一四〇号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

六　議案第一四一号　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

七　議案第一四二号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

八　議案第一五一号　町区域の設定について

九　議案第一五五号　東京都市交通災害共済組合規約の変更について
（厚生委員会）

一〇　議案第一四五号　昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）について

一一　議案第一四七号　昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第四号）について

一二　議案第一四八号　昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第三号）について

一三　議案第一四九号　昭和四十九年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第二号）について
（都市計画産業建設委員会）

一四　議案第一四六号　昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第四号）について

一五　議案第一五〇号　昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第三号）について

一六　議案第一五二号　市道路線の一部廃止について

一七　議案第一五三号　市道路線の廃止について
（一般会計決算特別委員会）

一八　議案第一三五号　昭和四十八年度日野市一般会計決算の認定について
（特別会計決算特別委員会）

一九　議案第一三六号　昭和四十八年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
二〇　議案第一三七号　昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について
二一　議案第一三八号　昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
二二　議案第一三九号　昭和四十九年度日野市水道事業会計決算の認定について

（文教委員会）

二三　請願第一〇一号　教育予算増額に関する請願
二四　請願第一一四号　滝合小学校校舎増築、校庭整備の早期完成に関する請願

（厚生委員会）

二五　請願第　四五号　老人福祉に関する請願
二六　請願第一五六号　高幡大地区センター建設に関する請願
二七　請願第　六五号　地区センター建設に関する請願
二八　請願第一一〇号　身体障害者用自動車のガソリン税負担軽減のための施策に関する陳情
二九　請願第一一六号　日野市立たかはた保育園新築に関する請願

（物価対策特別委員会）

三〇　請願第　三二号　物価を引きさげ私たちのくらしを守るための請願

（総務委員会）

三一　請願第　七号　豊田駅前南口及び北口環境整備に関する請願
三二　請願第　三一号　高幡台団地内道路歩道に街路灯の設置に関する請願
三三　請願第　六四号　日野市商工会えの補助金増額に関する請願
三四　請願第　七八号　旧程久保川跡地利用に関する請願
三五　請願第　九一号　公私立幼稚園の格差是正に関する陳情
三六　請願第一九三号　多摩動物公園駅裏口開放に関する請願

三七　請願第一一二号　柳町商店街々路灯設置に対する助成方に関する請願
三八　請願第一一三号　日中平和友好条約早期締結に関する請願
三九　請願第一一九号　多摩平駐車場設置に関する陳情

（文教委員会）

四〇　請願第　七五号　多摩平中央公園テニスコート土、日、祝日の一般解放並びに市条例作成に関する請願
四一　請願第　九九号　高幡地内市有地に文化会館建設に関する請願

（厚生委員会）

四二　請願第　五号　専用水道施設市管理に関する陳情
四三　請願第　四二号　多摩平五丁目地区センター建築に関する請願
四四　請願第　四三号　無認可保育所等に対する助成に関する請願
四五　請願第　八四号　地区センター設置に関する請願
四六　請願第一〇六号　都水道移管に関する請願
四七　請願第一〇九号　身体障害者福祉に関する陳情

（都市計画産業建設委員会）

四八　請願第　八号　団地内私道舗装に関する請願
四九　請願第一二号　用水路補強工事等に関する請願
五〇　請願第一五号　市道拡巾及び舗装に関する請願
五一　請願第一八号　百草街路接続工事施行実施に関する請願
五二　請願第二三号　東豊田一丁目三九番地一号市有地の緑化促進に関する請願
五三　請願第五一号　浅川堤防ぞいの東西に至る私道の舗装に関する請願
五四　請願第五七号　神明上土地区画整理事業促進と精算時における当該民有地所有者の事業費用負担軽減に関する請願
五五　請願第六八号　浄化槽施設管理方についての陳情

五六　請願第　七六号　一番橋に歩道橋架設及び路面改修施行に関する請願
五七　請願第　八一号　新高幡橋完成後も旧高幡橋を歩行者専用橋として存置方に関する請願
五八　請願第　八八号　歩道設置に関する請願
五九　請願第　九〇号　排水路の改修に関する請願
六〇　請願第　九八号　道路のU字溝設置に関する請願
六一　請願第一〇二号　用水路の改修に関する請願
六二　請願第一〇四号　下排水施設設置に関する請願
六三　請願第一〇五号　地域を公害から守るため自然を破壊して施行中の計画道路の変更に関する陳情
六四　請願第一〇七号　用水路改修に関する請願
六五　請願第一〇八号　私道舗装依頼に関する請願
六六　請願第一一一号　多摩丘陵ハイキングコース及び平山城跡公園の回復に関する請願
六七　請願第一一五号　平山台区画整理事業に関する請願
六八　請願第一一八号　フタ付側溝建設に関する請願
（市庁舎建設特別委員会）
六九　請願第　九六号　市庁舎建設に関する請願
七〇　請願第一〇〇号　日野市庁舎新建設に関する請願
（公害対策特別委員会）
七一　請願第　四〇号　高層住宅建設反対に関する請願
（交通対策特別委員会）
七二　請願第　五二号　墾蹟桜ケ丘・豊田間路線バス延長と増発に関する請願
七三　請願第一一七号　バス路線新設に関する請願
（下水道対策特別委員会）

下水道特別委員会の継続審査議決に関する件
（議案付託）
七五　議案第一六〇号　日野市立南平小学校プール新設工事請負契約の締結について
七六　報告第　一五号　日野市日野台二丁目十九番地十五号先緑ケ丘自治会館前の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告について
（請願付託）
七七　請願第一二〇号　市道舗装に関する請願
（議案付託）
七八　議員提出議案第一八号　難病対策促進に関する意見書
七九　議員提出議案第一九号　地方財政危機打開のための緊急立法制定に関する意見書
八〇　議員提出議案第二〇号　自動車排出ガス五十一年度規制に関する意見書
八一　議員提出議案第二一号　学童保育事業の制度化と国の財政措置を要求する意見書

本日の会議に付した事件
日程第一から八一まで

午後一時四十六分開議

○議長（大下　博君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十四名であります。

おはかりいたします。この際議案第九九号昭和四十八年度日野市水道事業会計決算の認定、議案第一〇〇号昭和四十八年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第一〇一号昭和四十八年度日野市農業共済事業会計決算の認定の特別会計決算特別委員会審査報告の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、議案第九九号、一〇〇号、一〇一号の委員会審査報告を一括議題といたします。特別会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

（特別会計決算特別委員長登壇）

○特別会計決算特別委員長（佐々木昭雄君）　御指名によりまして特別会計決算特別委員会の審議の経過、並びに結果につきまして御報告いたします。決算特別委員会を、十二月六日に開催いたしました。まず議案第九九号水道事業会計決算の件でございますが、昭和四十八年度の主な事業につきましては、第三期拡張事業の三年目に当りまして、全市給水を目差して四十七年度に引き続きまして、平山台浄水場系統の配水本管の布設並びに百草、落川地区へ配水管延長工事、三沢配水ポンプ場の増築等が大きな事業内容でございました。経営状況につきましては、水道事業収益が三億四千三百九万一千六百九十円でありまして、事業費用が四億二千百八万一千四百七十一円で、差し引き七千七百九十八万九千八百二十二円と欠損金が大幅に伸びております。これは給水区域の拡大に伴いまして施設費の増加、並びに借り入れ資本の増大にしたがいまして、支払い利息の大幅な増加と人件費等経費の増加、さらには地下水くみ上げが規制によりまして、都分水の導入による原水費の増加等が主な要因となつております。委員会での審議では、決算に関連しまして、水道のじゃ口から出ます水の温度の件とか、あるいはまた料金値上げの問題、資本に対する営業利益の状況、宅造地への配水計画、未収金等の内容等が質疑なされまして、これが解明されまして、全市給水のための先行投資的路線もあり、欠損金もやむを得ない状況でありまして、委員会といたしましては、全員一致をもちまして、昭和四十八年度水道事業会計決算について、原案を認定いたした次第でございます。

次に議案第一〇〇号につきましては、市立総合病院事業会計決算でございますが、監査委員の意見にもございますように、病院事業収益は五億七千六百六十一万三千五百七十円で、事業費用は五億七千七百五十二万一千九百七十三円で、差し引き九十万八千四百三円と、今までになく損失額が非常に少ない経営状況となつております。これは診療報酬並びに薬価基準が二月

に改正されまして、これらの増収分の他会計負担金六千七十五万二千円と、一般会計からの補助金一億九百十五万九千円と大幅な支出がなされております。なお、これらの内容につきましては言えない状態であります。なお、これらの内容につきまして二、三申し上げますと、当初、病床の占床率八五%、外来で一日平均四百人を目途に当初予算が計上されましたが、結果は占床率は七二・六%、外来で三七一・六人というような結果でございます。当初予算に対しまして七百十八万八千四百三十円の減となつております。これは産科の先生が退職されたのが主な要因になつておるようでございます。医業収益は三億九千五百八十七万七千七円で、総収益の六八・六五%と前年度に比べまして二千五百八十七万三千六百三十六円と大幅な増収となつております。支出につきましては、医業費用で五億五千九百六十二万三千四十円で、そのうち人件費は三億七千五百八十三万四千三百九十四円で、職員十二名の増加とベースアップによるものでございまして、いわゆる五〇%が基準と言われておりますが、医業費用の六五%となつております。材料費については薬品医療材料等で二三・三六%でありまして、委員会でもいろいろと審議なされました中で、起債総額も十八億二千万円で、一時借入金等の利息を合わせますと、一億八千七百五十万円となつております。これらの利息と人件費の増加により事業の経営が今後ますます苦しくなつてくるような状況にありますので、

都の補助金一床当たり二十万円では少な過ぎるというような意見もございますし、二十三区並みに都に要求して、赤字解消についての東京都並びに国への御努力を願いたいという意見等もございまして、委員会といたしましては原案を認定した次第でございます。

次に議案第一〇一号農業共済事業会計決算につきましては、四十八年度の加入農家戸数は五百三十戸でございまして、昭和四十七年度より百七十戸の減少をしているような状況でございまして、都市化傾向により農業環境の悪化とか、あるいは規模の縮小等によりまして、会計内容が年々縮小していくのが実情でございます。特に蚕繭等は、わずか二戸の加入者になつております。内容につきましては、総収益で五百四十一万八百六十六円で歳入歳出総額四百八十六万八百八十九円となつております。収益の主なものは、国及び都の補助金が大半を占めております。一般会計からも七十九万七千円が繰り入れられて運営されておりまして、委員からは被害の種類、対象になる被害状況等、いろいろと質問も出されましたが、特に人件費の高騰により業務勘定が増大している現状から、毎年、決算委員会にて問題になつております本事業を効率的に運営するため、他市との合併により広域的な事業の推進について質疑がなされました。先日の一般質問にもございましたが、市といたしましても多摩、稲城、町田、八王子市等にも呼びかけて、東京都も中に入つて、五市による広域的な組合結成について協議会を開催しておりますが、他市との行政も違いますので、いろいろと問題点も多く努力しているが、なかなか結合結成ができないという理事者側のお答えもありましたが、効率のよい運営を考える立場から、合併を早急に促進して早期実現になお一層の御努力をしていただきたい、このような強い意見も出されまして、共済事業会計決算を認定いたした次第でございます。以上簡単でございますが、特別会計決算特別委員会の審議の経過並びに結果の御報告を終わらせていただきます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本三件を採決いたします。本三件に対する委員長報告は原案認定であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第九九号昭和四十八年度日野市水道事業会計決算の認定、議案第一〇〇号昭和四十八年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第一〇一号昭和四十八年度日野市農業共済事業会計決算の認定の件は、原案のとおり認定されました。

これより議案第一四四号昭和四十九年度日野市一般会計補正予算（第四号）の件を議題といたします。本件については四常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長答壇）

○総務委員長（米沢照男君）　昭和四十九年度日野市一般会計補正予算のうち歳入全般、歳出のうち議会費、総務費、消防費、第二表債務負担行為補正、第三表地方債補正についての委員会の審査の結果について御報告をいたします。今回の一般会計の補正予算歳入総額は、二億五千七百五十四万八千円であります。その主なものは市税が五千三百五十万、それから国庫支出金が一億一千二百万四千円、都支出金が三千六百十四万七千円、市債として五千五百三十万円、以上のような主な歳入の内容になつております。市税の関係では、市民税の個人所得割が二千八百五十万、電気税が二千五百万、それぞれ増収が見込まれております。国庫支出金では、主な歳入見込みは生活保護費負担金九千五百九十七万一千円でありますけれども、これは物価高騰による財政措置として二九・一%のアップがはかられる、そういう内容であります。国庫補助金では、第三小学校の校舎の補助金が千九百五十二万九千円見込まれております。それから騒音防止対策工事費の補助金、これが三千三百二十四万七千円減額補正になつておりますけれども、当初、予算を積算する際にたいへん見込みを立てにくい、そういうことから結

果的に積算が過大であつたということからの減額補正であります。都の支出金関係では、国庫支出金と同じく生活保護費関係の予算が千二十二万三千円、歳入の増が見込まれております。それからさらに補助金関係でも、児童福祉費の補助金が二千六百九十五万二千円、法外援護費の補助金として百五十一万四千円見込まれております。これはいずれも物価高騰に対応した補助金の増になつております。それから市債の関係では、南平小学校屋内運動場建設事業費として二千万、それから南平小学校新築事業二千六百万の減額、さらに民生債として地区センター建設事業として二千万、それぞれ見込まれております。次に歳出ですが、議会関係の七百六十九万六千円、このうち五百万円は職員手当等の補正になつております。それから総務費では、交通安全対策費、千二百四十八万八千円が減額となつておりますけれども、これは平山八号線の工事の中止による減額であります。そのほか賦課徴収費三百六十七万一千円の補正となつておりますが、これは固定資産税の評価替えの準備にかかわる費用が主なものになつております。そのほかは、都知事選挙費として五百二十九万五千円が補正をされております。次に消防費ですが、消防費の主な補正は委託料三千五百八十三万三千円、これは四十八年度分のものとして補正が予定をされております。さらに非常備消防の中では、負担金補助及び交付金として五百九十五万一千円、これは消火栓設置の負担金並びに消防施設修理等の補助金となつております。次に第二表、債務負担行為補正でありますけれども、追加として滝合小学校仮設教室新設等五件、合わせて三千二百六万円の債務負担行為の補正になつております。それから第三表の地方債の補正は、同じく追加分として地区センター建設事業費ほか二件、三千五百三十万円の補正になつております。委員会としては、以上申し上げた補正予算の内容について十分慎重に審議した結果、全会一致で原案を可決いたしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これをもつて総務関係の審査報告を終わります。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

（文教委員長登壇）

○文教委員長（滝瀬敏朗君）　文教委員会の審査報告をいたします。昭和四十九年度日野市一般会計補正予算第四号について歳出のうち教育費につきまして御説明いたします。小学校費につきましては、主なものにつきましては需用費、光熱水費の千四百七十万。工事債費といたしまして国の債務負担でありますが、三千百十六万九千円であります。中学校費につきましては同じく需用費の光熱費六百三十八万五千円、これは学校の小学校費の光熱水費と同じように大幅に上がつておりますが、補正でありますが、御案内のように東京都に水道事業が六月一

日から委託をされました。そんな関係で大幅に上がつているというふうなお話しでございます。工事負債といたしまして七生中学校増設工事二千四百五十五万二千円、中学校費、主なものはそんなところであります。保健体育費といたしまして御案内のように工事債といたしまして多摩川にあります市営グラウンド復旧工事、これは三三、三六一平方メートルのうちの二、〇〇〇平方メートルを補強するものであります。三百万であります。これは御案内のように先般の豪雨によりまして破損されましたところの復旧工事であります。このグラウンドにつきましては日野高校が市民の使つているうちの三分の一を日野高校で使用しているというふうな実態があります。したがいまして非常な莫大な補強工事がかかるわけであります。御案内のように先般も補正で四百万ですか、今回三百万ということで非常な莫大な費用がかかるというふうなことで、ただいま申し上げましたように日野高校で三分の一を使用しているんだというふうな実態の中で市長、あるいは教育長、これは東京都のほうから率直に申し上げまして三分の一東京都が負担をすべきじやないかというふうな意見も強く出されておりました。したがいまして市長、教育長につきましてはその面に御努力をされるようにこの席からお願いをするものであります。以上慎重に審議をいたしまして原案を可決するものと決定いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これをもつて文教関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（名古屋史郎君）　それでは御報告をいたします。四十九年度の日野市一般会計補正予算のうちの民生費、衛生費、労働費についての委員会の報告を申し上げます。民生費は一億六千八百九十万九千円の増額。衛生費については一千四百八十八万三千円の減額。労働費については一万一千円のそれぞれ補正でございます。委員会で慎重に審議をいたしまして全員一致で原案を認定いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これをもつて厚生関係の審査報告を終わります。

次に都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（高橋通夫君）　それでは当委員会に付託されましたところの昭和四十九年度日野市一般会計補正予算四号のうち歳出のうち農業費、商工費、土木費につきまして審査経過を御報告申し上げます。本会議の時に一と

おりの説明がありましたので、当委員会として問題となつた個所を簡単に御報告申し上げたいと思いますが、説明書の六二ページ、六三ページの農業費ですが、この生産緑地奨励金千四百九万三千円でございますが、これは税制の改革に伴いまして、農地の宅地並み課税が行なわれることになりまして、市内の農地の所有者から生産緑地として申請のあつたA、B農地に対して課税されるものでございまして、その固定資産税についてその七〇%を奨励金として返すことになつたその額でございますが、ちなみにこのA農地につきましては市内に五万六千平米、これは四十八年から四十九年と課税されるわけですが、平均反当税額は四十八年が一万九千七百二十八円、四十九年が四万二千三百八十七円でございまして、B農地につきましては市内で一、一五〇、〇〇〇平方メートルでございますが、四十九年度の反当平均税額は一万四千四百八十一円でございます。次に六五ページの生産緑地保全育成事業の補助百二十五万一千円でございますが、これは一事業五十万以下の小規模のパイプハウスに対するところの補助金でございまして、市が二分の一を補助するものでございます。次に十五の工事請負費百万円でございますが、これは本年夏の台風十六号によつて集中豪雨の結果浅川が非常に大洪水となりまして、その水害によつて豊田用水の取り口が壊れたわけでございますが、その請負費用額でございますが、この取り口はたびたび破壊されるので、もつと壊われないようにがんじような工事をすべきではないかという意見が出たわけですが、あまりにこの堰等の工事を堅固にやり過ぎるとかえつて狛江のように対岸に対して堤防を崩すというような危険があるので建設省ではあまりがんじような設計は許されないということでございます。次に商工費六七ページでございますが、七十万五千円のうちの二十万六千円でございますが、これはBHCやカドミウム等の公害のない北海道の四葉牛乳を安く求めまして消費者が飲みたいというので、それでもつて消費者団体、十一団体が結成しているところの四葉会が川崎街道に面した平山六丁目四番地の一の馬場実さんの物置に八千三百七十本の牛乳を貯蔵し得るところの大冷蔵庫を備えつけるわけですが、そうしてここへ持つて来ましたところの運ばれた牛乳を馬場さんという方が五一ブロックのそこへ配達しまして、そのブロック配達されたものを消費者がそこへ取りに来るという仕組になつておりますが、この冷蔵庫の価格は八十二万四千円でございますが、都が二分の一、市がその四分の一を出すことになつております。なおこれにつきまして委員から安く団体に対して販売ということはけつこうなことであるけれども、そうしてしかしながら正式に税金を払つて市内で商売をしているところの業者に圧迫になるようなことにはならないかという意見があつて、そうしたことについては市は消費行政の方針を確立すべきであるという意見が出されております。次に商店街の装飾

街路灯設置の四十九万九千円でございますが、豊田の南口の商店街の街路灯が非常に古くなつて老朽したので二十三灯を修理し、六灯を新設するものでございまして三五%の補助金を出すことになつております。次に六八、六九ページ、土木費でございますが、工事費、工事請負費七百万円。これは中央高速道路の側道の排水管布設工事に伴い下流の排水を先にすべきであると。ふくれたりするので非常に下流が土砂でうずまつておりますのでそうした下流六〇〇メートルの土砂とかごみとかを浚渫する費用でございます。次に十五の工事負担費千二百十万円減額のうち平山八号線の四百三十四万円の減は、これは平山の鉄道官舎の西、東を結ぶところの道路舗装をすることになつていたわけですが、国鉄の用地が市に移管するのに事務的に遅れて四十九年度には間に合わないということで減額したものでございます。次に側溝の補助八号線でございます。四百七十六万円の減ですが、これは千七百万円の予定が千二百二十四万円だつたのでその差額が減となつたわけでございます。次に南平小学校の進入路築造費でございますが、この三百万円も請負工事の差金でございます。以上慎重に審議しまして当委員会としては全員一致をもつて認定したものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これをもつて都市計画産業建設関係の審査報告を終わります。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第一四四号昭和四十九年度日野市一般会計補正予算（第四号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一四〇号日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第一四一号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第一四二号日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第一五一号町区域の設定について、議案第一五五号東京都市交通災害共済組合規約の変更について、総務委員会審査報告の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、議案第一四〇号、一四一号、一四二号、一五一号、一五五号の委員会審査報告を一括議題といたします。総務委員長の審査報告を求め

ます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（米沢照男君）　それでは総務委員会の御報告をいたします。最初に議案第一四〇号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、この条例の一部改正は平均四二・二％の引き上げを予定しております。その結果百九十三万三千円の財政的な裏付けが必要になつてくるわけですけれども、これは過日行なわれた特別職並びに市議会議員の報酬引き上げに伴つてそれぞれ平均四二・二％の引き上げを行なおうという改正案であります。委員会としては全会一致その必要を認め可決をみております。

次に議案第一四一号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、この条例の一部改正は地方公務員災害補償法の改正に基づいて行なわれる条例改正でありまして遺族補償年金の率の引き上げ、遺族補償一時金、障害補償年金、さらには障害補償一時金、これらの倍数の引き上げが主な内容になつております。委員会としてはその必要を認め全会一致で可決をみております。

さらに議案第一四二号でありますが、日野市の市税条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、御案内のように第一期の納期を四月三十日から五月の三十一日まで延期の変更をしようというものであります。もちろん地方税法の規定に基づいて行なわれる一部改正であります。これはあくまでも納税者に対する便宜をはかつて、このような納期の延期を行なおうと、こういう内容であります。委員会としてはその必要を認め全会一致で可決をみております。

さらに議案第一五一号町区域の設定についてでありますけれども、これはすでに御案内のように南平地域を一丁目から九丁目まで地番整理を行なおうと、こういう内容であります。これはすでに地番整理審議会の議を経て議会に提案されているものであります。委員会としてはその必要を認め全会一致で可決をみております。

さらに議案第一五五号東京都市交通災害共済組合規約の変更についてでありますが、これは地方自治法第百九十七条の改正及び組合事業に交通遺児年金支給を加えようと、こういうことでの一部改正であります。委員会としてはその必要を認め全会一致で可決をみております。以上五件の議案について委員会としては慎重に審議をし、それぞれ原案可決いたしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本五件を採決いたします。本五件に対する委員長報告は原案可決であります。本五件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第一四〇号日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第一四一号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第一四二号日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第一五一号町区域の設定について、議案第一五五号東京都市交通災害共済組合規約の変更について、の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一四五号昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）、議案第一四七号昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第四号）、議案第一四八号昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第三号）、議案第一四九号昭和四十九年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第二号）の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。厚生委員長の審査報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（名古屋史郎君）　御報告いたします。議案一四五号四十九年度の日野市国民健康保険特別会計補正第四号でございます。歳入歳出とも八十七万七千円の補正であります。

一四七号については日野市下水道事業特別会計補正予算の第四号でございます。歳入歳出とも百五十三万九千円の増額補正でございます。

一四八号については日野市立総合病院事業会計の補正でございまして、百五十五万六千円収益的収入、収益的支出とも増額の補正であります。

それから一四九号について日野市受託水道事業特別会計補正予算でございますが、歳入歳出とも一千八百五十七万四千円の減額補正でございます。委員会ではこれら四件の議案について慎重審議をいたしまして、全員一致で認定をいたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。本四件に対する委員長報告は原案可決であります。本四件は委員長報告の

とおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第一四五号昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）、議案第一四七号昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第四号）、議案第一四八号昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第三号）、議案第一四九号昭和四十九年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第二号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一四六号昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第四号）、議案第一五〇号昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一五二号市道路線の一部廃止について、議案第一五三号市道路線の廃止についての件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（高橋通夫君）　議案第一四六号昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第四号でございますが、今回の補正額は区画整理管理費として十九万八千円、神明上区画整理費として三百五十四万四千円、四ツ谷下区画整理費として百六十万円、合計五百三十四万二千円でございますが、これは予備費の二千五十一万円のうちから充当したものでございます。

説明書の三ページの平山台清算事務費の補正五万八千円でございますが、これは地主二十四名分の分割申請の不足分の補正でございます。次に五ページの神明上区画整理の原材料費十四万四千円でございますが、これは八十立米の砂利代でございます。道路に敷く砂利代でございます。次に事業費二十二の補償補塡及び賠償金三百四十万円でございますが、これは実践女子大の付近とそれから大坂上の都営住宅東の旧道に一五〇ミリと一二〇ミリの水道管がいかつたわけですが、これが区画整理でできあがつた新しい道路のほうに移設するところの費用でございます。次に七ページの四ツ谷下の区画整理費でございますが、委託料百六十万円はマイラー原図の作成の委託料でございまして、道路、排水路、水道管等の埋設してあるところの明細に書くところの四十六枚の原図でございまして、この作成の委託料でございます。

次に議案第一五〇号昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計の補正予算第三号でございますが、これは事業費用のうちの二の一般管理費、報酬一万八千円、四の損害評価費の報酬でございますが、これはいずれも運営委員、損害評価員等の報酬

の増額でございます。次に事業外費用の二の事業勘定繰入でございますが、農作物共済勘定繰入一万一千円の減はこれは大きな被害が出なかつたためでございまして、蚕繭共済勘定繰入一万五千円の減もこれも被害が出なかつたためでございます。

次に議案第一五二号市道路線の一部廃止でございますが、これは高幡の潤徳小学校の東の地区から少し入つたところの道路でございますが、これはすでに不用となつておりますので、委員会としても認めたわけでございます。

なお議案第一五三号市道路線の廃止でございますが、これは平山滝合小学校の東のほうの道路でございまして、これは北側と南側に新しい道路ができまして、中の道路が不必要になつたからでございまして、委員会といたしましては一四六号、一五〇号、一五二号、一五三号、全会一致をもつて認定したものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本四件について採決いたします。本四件に対する委員長報告は原案可決であります。本四件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第一四六号昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第四号）、議案第一五〇号昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一五二号市道路線の一部廃止について、蚕繭共済勘定繰入一万一千円の減はこれは大きな被害が出なかつたためでございまして、蚕繭共済勘定繰入一万五千円の減もこれも被害が出なかつたためでございます。

次に議案第一五二号市道路線の一部廃止でございますが、これは高幡の潤徳小学校の東の地区から少し入つたところの道路でございますが、これはすでに不用となつておりますので、委員会としても認めたわけでございます。

なお議案第一五三号市道路線の廃止でございますが、これは平山滝合小学校の東のほうの道路でございまして、これは北側と南側に新しい道路ができまして、中の道路が不必要になつたからでございまして、委員会といたしましては一四六号、一五〇号、一五二号、一五三号、全会一致をもつて認定したものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本四件について採決いたします。本四件に対する委員長報告は原案可決であります。本四件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第一三五号昭和四十八年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。一般会計決算特別委員長の審査報告はこれを省略いたします。一般会計決算特別委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつ

て委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

おはかりいたします。この際、議案第一三六号昭和四十八年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第一三七号昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について、議案第一三八号昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第一三九号昭和四十九年度日野市水道事業会計決算の認定についての件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。特別会計決算特別委員長の審査報告はこれを省略いたします。特別会計決算特別委員長より目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって委員長申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

おはかりいたします。この際、請願審査報告を付託委員会ごとに一括上程いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一〇一号教育予算増額に関する請願、請願第一一四号滝合小学校校舎増築、校庭整備の早急完成に関する請願は委員長の報告のとおり採択と決しました。

次に厚生委員会関係の請願第四五号老人福祉に関する請願、請願第五六号高幡大地区センター建設に関する請願、請願第六五号地区センター建設に関する請願、請願第一一〇号身障者用自動車のガソリン税負担軽減のための施策に関する陳情請願第一一六号日野市立たかはた保育園新築に関する請願の件を一括議題といたします。厚生委員長の報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（名古屋史郎君）　御報告いたします。老人福祉に関する請願というのは十一項目にわたっての日野市老後保障を進める会からの請願でございまして、これまで大半の部分を採択をいたしました。八項目と申しますのは、老人ベッドを市立病院にもっと増やしてほしいという項目でございます。それから十項目というのが、「市条例を改正して、二十人単位

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、文教委員会関係の請願第一〇一号教育予算増額に関する請願、請願第一一四号滝合小学校校舎増築、校庭整備の早期完成に関する請願の件を一括議題といたします。文教委員長の報告を求めます。

（文教委員長登壇）

○文教委員長（滝瀬敏朗君）　請願一〇一号教育予算増額に関する請願の審査報告をいたします。本請願は五項目に分かれております。二項と五項につきまして採択をいたしました。ほかの三項につきましては継続であります。採択された分につきましては都、国に対して給食費に対する助成金を大幅に増額する旨、市議会で決議して働きかけること。三小、滝合小、六小、潤徳小、八小のマンモス化解消のため新設校を増設すること。以上、二項につきまして採択と決定いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

請願一一四号につきましては滝合小学校の増築、校庭整備早期完成に関する請願であります。本年度校庭整備につきましては百万で整備をしておりますが、非常に校庭が悪いというふうなことで請願者の願意に添うよう努力されたいというふうな付帯決議を付けまして採択と決定いたしました。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本二件を採決いたします。本二件の請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一〇一号教育予算増額に関する請願、請願第一一四号滝合小学校校舎増築、校庭整備の早急完成に関する請願は委員長の報告のとおり採択と決しました。

次に厚生委員会関係の請願第四五号老人福祉に関する請願、請願第五六号高幡大地区センター建設に関する請願、請願第六五号地区センター建設に関する請願、請願第一一〇号身障者用自動車のガソリン税負担軽減のための施策に関する陳情請願第一一六号日野市立たかはた保育園新築に関する請願の件を一括議題といたします。厚生委員長の報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（名古屋史郎君）　御報告いたします。老人福祉に関する請願というのは十一項目にわたっての日野市老後保障を進める会からの請願でございまして、これまで大半の部分を採択をいたしました。八項目と申しますのは、老人ベッドを市立病院にもっと増やしてほしいという項目でございます。それから十項目というのが、「市条例を改正して、二十人単位の老人クラブを認め、補助金を増額してください」ということで、このことでかなり論議をいたしまして、この老後保障を進める会の会長さんとも話し合いということをいたしまして、向こうから自発的な形でこの請願の項目の文章を、発足当初は三十人ぐらいの単位を認め、補助金を増額してください、というふうに訂正をするというとおかしいんですが、そういう含みで御審査を願いたいということで、それに基づいて全員一致で認定をいたしました。さらに継続分の九項については、「市立病院の運営に市民参加をさせてください。」このことは継続ということで決定いたしました。よろしくお願いいたします。続いて五六号の高幡大地区センター建設に関する請願、潤徳小学校の付近の古くからある地区センターを大地区センターに建て替えてほしいといった請願でございます。現地視察の結果、全員一致で認定をいたしました。さらに請願の六五号でございますが、これは富士見台というんですか、この地域から実践女子大の近所ですが、現地視察いたしまして、全員一致で認定をいたしました。それから請願の一一〇号身障者用自動車のガソリン税負担軽減のための施策に関する陳情でございますが、担当のほうにいろいろ特別自動車という認定といいますか、身体障害者と申し上げましても、非常に幅広いといいますか、適用が非常に難しい面もあるので、いわゆる特別自動車でなければ歩けない方々に対して考えたい、という御返事もありました。全

員一致で認定をいたしたわけでございます。それから一一六号の日野市立たかはた保育園新築に関する請願も全員一致で認定をいたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これより本五件を採決いたします。本五件の請願は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて請願第四五号老人福祉に関する請願、請願第五六号高幡大地区センター建設に関する請願、請願第六五号地区センター建設に関する請願、請願第一一〇号身障者用自動車のガソリン税負担軽減のための施策に関する陳情、請願第一一六号日野市立たかはた保育園新築に関する請願は、委員長の報告のとおり採択と決しました。

次に物価対策特別委員会関係の請願第三二号物価を引き下げ私たちのくらしを守るための請願を議題といたします。物価対策特別委員長の報告を求めます。

（物価対策特別委員長登壇）

○物価対策特別委員長（秦　正一君）　物価対策特別委員会の報告をさせていただきます。去る十二月九日に物価を引き下げ私たちのくらしを守るための請願ということで、現在残されてるのが一項から六項までありまして、その二項だけ残つてるわけです。一項と二項ですね。この面においては、特に厚生委員会とそれから文教の関係と連合審査をやりまして、内容もつぶさに慎重に審査いたしました。二十四日にその物価対策特別委員会で結論を得たものでございます。まず内容といたしまして「水道料金、給食費、市立幼稚園の授業料など市営事業の公共料金の据え置きをはかること。」二番目といたしまして、「老後、医療、生活などの社会保障の充実強化をはかること。」このような二項でありまして、審査の過程においてこの一項の給食費というものは、はたしてこれが公共料金とみなされるか、というふうな意見も出まして、学校給食法によつて、給食にかかわる原材料ですか、これはすべて父母負担になつてるんだと。それでまた人件費とか燃料費、こういつたもの、設備ですね、そういつたものは市の負担であるというふうな見地から、この公共料金というこの文章においてもちよつとおかしいんじやないか、という意見もありまして、広義の意味で、広い意味からやはり給食費という面をこのようにとらえて、市営の事業の公共料金というふうに、委員会としては一応そのようにとらえて審議いたしました。二項においても「老後、医療、生活などの社会保障の充実強化をはかること。」この二つの点においても審議の過程においては、一人反対的な意見もありましたわけですけれども、最終的には全会一致でこの原案を認定

をしております。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。本件の請願は委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて請願第三二号物価を引き下げ私たちのくらしを守るための請願は、委員長の報告のとおり採択と決しました。

おはかりいたします。この際、請願審査報告を付託委員会ごとに一括して上程いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、総務委員会関係の請願第七号豊田駅前南口及び北口環境整備に関する請願、請願第三一号高幡台団地内道路歩道に街路灯の設置に関する陳情、請願第六四号日野市商工会への補助金増額に関する請願、請願第七八号旧程久保川跡地利用に関する請願、請願第九一号公私立幼稚園の格差是正に関する陳情、請願第九三号多摩動物公園駅裏口開放に関する請願、請願第一一二号柳町商店街々路灯設置に対する助成方に関する請願、請願第一一三号日中平和友好条約早期締結に関する請願、請願第一一九号多摩平駐車場設置に関する請願の審査報告を一括上程します。総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。総務委員長より目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり本請願九件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に文教委員会関係の請願第七五号多摩平中央公園テニスコート土曜、日曜、祝日の一般解放並びに市条例作成に関する請願、請願第九九号高幡地内市有地に文化会館建設に関する請願の審査報告を一括上程します。文教委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり本請願二件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に厚生委員会関係の請願第五号専用水道施設市営管理に関する陳情、請願第四二号多摩平五丁目地区センター建築に関する請願、請願第四三号無認可保育所等に対する助成に関する請願、請願第八四号地区センター設置に関する請願、請願第一〇六号都営水道移管に関する請願、請願第一〇九号身体障害者福祉に関する陳情の審査報告を一括上程します。厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。厚生委員長より目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり本請願六件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後三時　一分休憩

午後三時五十四分再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に都市計画産業建設委員会関係の請願第八号団地内私道の舗装に関する請願、請願第一二号用水路補強工事に関する請願、請願第一五号市道拡幅及び舗装に関する請願、請願第一八号百草街路接続工事施行実施に関する請願、請願第二三号東豊田一丁目三九番地一号市有地の緑地化促進の請願、請願第五一号浅川堤防ぞいの東西に至る私道の舗装に関する請願、請願第五七号神明上土地区画整理事業促進と精算時における当該土地所有者の事業費用負担軽減に関する請願、請願第六八号浄化槽施設管理方に関する陳情、請願第七六号一番橋に歩道橋架設及び路面改修施工に関する請願、請願第八一号新高幡橋完成後も旧高幡橋を歩行者専用橋として存置方に関する請願、請願第八八号歩道設置に関する請願、請願第九〇号排水路の改修に関する請願、請願第九八号道路のU字溝設置に関する請願、請願第一〇二号用水堀の改修に関する請願、請願第一〇四号下排水施設設置に関する請願、請願第一〇五号地域を公害から守るため自然を破壊して施工中の計画道路変更に関する陳情、請願第一〇七号、用水路改修に関する請願、請願第一〇八号私道舗装依頼に関する請願、請願第一一一号多摩丘陵ハイキングコース及平山城跡公園の回復に関する請願、請願第一一五号平山台区画整理事業に関する請願、請願第一一八号フタ付側溝建設に関する請願の審査報告を一括上程いたします。都市計画産業建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。都市計画産業建設委員長

より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり本請願二十一件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

この際申し上げます。都市計画産業建設委員長高橋通夫君より請願第八号団地内私道の舗装に関する請願、請願第一五号市道拡幅及び、舗装に関する請願、請願第一八号百草街路接続工事施行実施に関する請願の紹介議員を取り消したい旨、申し出がありましたので報告いたします。

次に市庁舎建設特別委員会関係の請願第九六号市庁舎建設に関する請願、請願第一〇〇号日野市庁舎新建設への請願の審査報告を一括上程いたします。市庁舎建設特別委員長の審査報告はこれを省略いたします。市庁舎建設特別委員長より目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり、本請願二件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に公害対策特別委員会関係の請願第四〇号高層住宅建設反対に関する請願の審査報告を上程します。公害対策特別委員長の審査報告はこれを省略します。公害対策特別委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出がありますので、おはかりいたします。委員長の申し出のとおり本請願一件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に交通対策特別委員会関係の請願第五二号聖蹟桜ケ丘、豊田間路線バス延長と増発に関する請願、請願第一一七号バス路線新設に関する請願の審査報告を一括上程いたします。交通対策特別委員長の審査報告はこれを省略いたします。交通対策特別委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり本請願二件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて委員長の申し出のとおり継続審査に付することに決しました。

次に日程第七四下水道特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。本件について委員長より下水道に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第一六〇号日野市立南平小学校プール新設工事請負契約の締結の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第一六〇号について提案理由を申し上げます。本議案は日野市立南平小学校にプールを新設するものであります。工事内容は、大プール一基、小プール一基及びプール付属棟であります。十二月二十六日指名八社により競争入札を執行した結果株式会社日野大野が最低価格で落札いたしましたので契約を締結いたしたく本議案を提案する次第であります。詳細につきましては、総務部長より説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　詳細説明を求めます。前総務部長。

○前総務部長（杉本好次郎君）　前任者の関係から説明をいたします。この工事は大プール一基でありまして長さが二五メートル、幅が一一メートル、小プールが長さが一〇メートル、幅が五メートルのそれぞれ一基ずつコンクリート・ブロック平屋建てのプール付属棟でございます。その付属棟は面積八〇平方メートル、建築内容は脱衣所、控空、倉庫等でプールはいずれも鋼製プールでございます。指名に当たりましては市の指名基準にこれに適当と思われる業者を八社指名をいたしまして別紙の入札調書のような結果になりました。なお本工事には給配水衛生設備工事も含まれております。以上簡単ですが、これで終わります。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　この直接この工事についてではございませんが、一応市発注の工事につきまして、ちょつと質問さしていただきたいと思います。と申しますのはもうすでに発注し、工事も完了し、すでに検査も滞りなく進んでおりながら、この年末に控えまして支払いが非常に市の支払いが遅れておるというような声が非常に強いわけでございます。もうすでに十

一月時点で工事も終了しておるにもかかわらず、その支払いがないということで非常に業者はさらにまた材料、人夫代等の支払いが滞るわけでございますので、その点市のほうとしてはどのような考えでおられるのか、その点をちよつとお聞きしたいと思います。（「早く払つてやれよ。」「かわいそうだよ。」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　収入役。

○収入役（杉本好次郎君）　収入役の段階では最近それぞれの書類が整理されて回つてまいります。すでに今日、今朝来た分は、明日、あさつての支払いと、あるいは年内支払いという要求もきております。それらについては来次第すみやかに処置を行なつています。一般的に収入役までまいるその直前で処置を行なつています。一般的に収入役までまいるその直前でそれぞれの検査とかあるいはそれぞれの文章を整えなければなりませんから、その整理が遅れていると思います。そういうことなので、私ども一応年内にお支払いすべきものはそれぞれの部課に対しましてなるべく早く処理をし、すでにもうあさつてのお昼で終るわけですから、そういう処置いたしたいと思います。御指摘のとおり遅れている分野もあります。

○議長（大下　博君）　谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　さらにこれはお願いになりますが、役所の終了が二十八日でございますので、そういう終了工事の支払い金については収入役待ちということじゃなく積極的な姿勢で書類の送付を収入役まで届けられるような、とにかく一時間も早くこの十二月に限つてはやつていただきたいというような強い要望をして質問を終わります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　ただいまの要望を十分尊重していただきます。ほかにありませんか。なければこれをもつて質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となつております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第一六〇号日野市立南平小学校プール新設工事請負契約の件は原案のとおり承認されました。

これより報告第一五号日野市日野台二丁目十九番地十五号先緑ケ丘自治会館前の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求め

ます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　報告第一五号を申し上げます。この件は日野台二丁目十九番地十五号の緑ケ丘自治会館前におきまして、市が損害賠償責任を負う交通事故が発生いたしました。それに伴い専決処分により相手側と損害賠償額の決定及び和解の締結をいたしましたので、本会議に報告するものです。なお詳細につきましては関係部長から説明をいたさせます。よろしく御審議のうえ御承認をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　関係部長から詳細説明を求めます。収入役。

○収入役（杉本好次郎君）　収入役、御説明をいたします。この事故は昭和四十九年八月の二十六日、月曜日の午前八時四十分ごろ日野市日野台の二丁目十九番地の十五号地先で、場所は緑ケ丘自治会館前の道路におきまして、総務部の安全対策課の職員が庁用車両を公務運転中、自転車に乗つて通行中の日野市日野台二の十九竹田好男さんと接触したのであります。全治三日間という打僕傷を負わせました。この事故は市の職員の庁用車両運転による公務中の事故でありまして、自動車損害賠償保障法によつて市が損害賠償責任を負うことになります。よつて市は相手側と示談について交渉の結果それぞれ和解が成立いたしました。市は相手側の治療費及び休業保障費として損害賠償金二万百四円を昭和四十九年十二月二十日に支払つて、和解が成立いたしました。以上のとおりで本交通事故の損害賠償の決定及び和解の締結について地方自治法第百八十条第一項の規定により市長の専決事項の指定について一の一によりまして専決処分をいたしましたので、同法の同条第二項の規定に従つて本会議に報告するものでございます。さらに申し上げますと交通事故発生当時の状況でございますけれども、[illegible]十五日、日曜日でございましたが、それから東京地方は大雨強風注意報が発令され、安全対策課職員は出勤をし、用水の浸水地区への土のうの運搬及び危険個所の警戒等に当たつておつたわけです。夜になつてますます風雨が強くなり、職員は帰宅をせずに徹夜で情報の収拾等の警戒に当たつたわけです。その翌日の二十六日早朝台風が関東から東海地方に上陸することが強くなつたために午前八時日野市災害対策本部が設置をされました。他の職員がなかなか出勤が時間の関係からしてございません。そういうことで安全対策課の職員が運転して消防団長と消防団の副団長を迎えにまいりまして、副団長のすぐそばでそういう事故があつたわけです。また事故の状況も職員が優先道路を走行中であつたんですけれども、お年寄りの方が自転車に乗つてまいつて一時停止もせずにわき道から飛び出したと、そういうふうなことで、これらの状況を十分御賢察をいただきたいと思います。付け加えてその実態を申し上げます。以上終わります。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。杉山貞三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）　直接この事故でお伺いするわけじやございませんけれども、毎議会ごとに市長の有責事項である交通事故が報告されるというような状況の中で前に言われたと思うんですけれども、交通事故防止のために具体的な対策といいますか、何かおやりになつているのかどうなのか。もしやつているとしたならば、その例をひとつ教えていただきたいと思います。基本的なことをちよつとお伺いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　収入役。

○収入役（杉本好次郎君）　御指摘のとおりでございまして私ども再々これらの事故につきまして専決処分をいたしております。そういう中で従来からは日野市の中に車両で通つている方、運転手を中心としましてグループがございます。そういうようなこと春秋の交通安全運動期間中機関の一環として警察からそれぞれ担当者をお呼びしまして、講習会も行なつているわけです。さらには車につきましては安全管理者が置いてあります。この安全管理者はそれぞれの責務がありまして、その事業所におきます交通安全等の最高責任者でございますその責任者がそれぞれこれらの事故がありますと職務の自分の名前であるいは市長の名前で再度各部課にそれぞれの注意を喚起する文書等も流して事故の万全を期しているわけです。さらには市の庁用車ですが、これらにつきましても分散管理という方法をとつております。対策課におきましても、それぞれ車がありますが、その対策課の自分の課の運転者につきましてはそれぞれ朝夕注意を与えたり行なつているわけですが、分散管理をしておりますと各部に属することでありまして、その各部におきましてはそれぞれの注意も文書が流れるたび、あるいはその都度庁用車等を運転される方々については注意をしていただいておりますけれども、なにせ交通も激しいし、また道路関係もよくございません。そういうふうなことで多くは市職員が行なつた事故については、どちらかと申しますと、相手方の原因があつたというようなのが多いようでございますけれども、つとめてこういうことのないように今後注意をいたしまして、事故の無事故ということをモットーに今後もつとめたいと思つております。御指摘のとおりでございますので注意をいたします。

○議長（大下　博君）　杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）　そんなことは分かつておりますが、たとえば事故が小さいからいいんだとかいう、仮にそういうメンタルなものがからんだ場合にお互いに物と物との……まあ、なんというんですか、物件事故の場合はそれなりの手当ができますけれども、これが人命にかかわるような場合で

すとえらいことになります。そういうことで十分収入役の説明で十分注意し、指導もしているということですからそれに全幅の信頼をもちたいと思いますけれども、ただ言えることはこれは市長に答弁していただければ、もしお答えいただければお答えいただきたいと思いますけれども、市の職員の中でやはりその部署部署によつては、車によつて作業しなければならないような、いわゆる事務職員というふうな形の中で運転者、いわゆる車を操作するような時に車の事故が起こるようなことがあつたとする。その辺の何といいますかな、うまいことばがみつからないで申しわけないんですけれども、やはり車を運転しなければならないような時に職員に対してはどんなふうにお考えになつていられるか。車を運転しなくても市の仕事はできるんだし、おれは何だか行きたくないんだけれども行つてこういうことがあつたというふうなことになると、そうなりますとやはり御存じのような波及していくんじゃないかとこのように考えますので、その辺の考え方をひとつ市長のほうからお伺いしたいし、もし御回答いただけなければけつこうでございます。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公用に使います能率を上げるための車両の運行を相当数毎日やつておるわけでありまして、事故がでるということは本当に、特に公務員である際は一そう心の痛む、またわれわれも心引き締めなければならんというふうにいつも感じておるわけであります。どうすればそういう精神を引き締める、あるいは公用車をとにかく無事故にするための役立つ施策はないものかということは常々考えて、また担当者にもその旨をいつも伝えておるわけでありまして、一そうひとつ取るべき……結局は車を運行するものとしましての強い運行のための緊張が必要であるとこういうふうに思つておりますので、一そうそういうふうな引き締めを行なつてまいらなければならないと、こういうふうに考えております。

○議長（大下　博君）　よろしいですか。杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）　今私も、もしお答えいただければいただきたいということですから無理には申しませんけれども、一般職員等の車を運転された何といいますか、その時の身分というのかな、どういうことで言い表わしていいか分かりませんけれども、運転者として市の職員に採用された場合はそれなりのものはあるでしょうけれども、そうじやない一般職員というふうな形で市庁用車のハンドルを握つて、もし仮にこういうことがあつたということになりますと、もし刑事事件だとかあるいはそういうふうに発展してこられますと、何かその辺にちよつと割り切れないというのか、どうなのかなという気がありましたのでお伺いしたのですから、どうなのかなという気がありましたのでお伺いしたのですから御回答いただけなければいただけないでけつこうです。

○議長（大下　博君）　よろしいですか。市長。

○市長（森田喜美男君）　要するに車を運行する職員としての職分といいましようか、責任のあり方というふうにお伺いをするわけでございますが、そういうことでよろしいでしようか。（十八番議員「そうです。」）車両運転を専門とする職員もおるわけでありますし、それから一般職員という勤務の中で、それぞれの部署に配置してあります車を運行すると、そういう日常の仕事もあるわけでございまして、今までのそれぞれに配置してある車につきましての管理はそれぞれの所管の責任者が当たつておるということでもありますし、そういつたその責任体制をやはり明確にすると、こういうこともなお必要な部分があろうと思つておりますので、それをひとつ研究させていただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（大下　博君）　これをもつて報告第一五号日野市日野台二丁目十九番地十五号先緑ケ丘自治会館前の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告を終わります。

次に請願第一二〇号市道舗装の請願を議題といたします。事務局長をして請願の要旨を説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第一二〇号を説明。

○議長（大下　博君）　ただいま事務局長において説明いたしました本請願につきましては都市計画産業建設委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、請願第一二〇号市道舗装の請願は都市計画産業建設委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査にすることに決しました。

これより議員提出議案第一九号難病対策促進に関する意見書の件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

（三十番議員登壇）

○三十番（名古屋史郎君）　御提案申し上げます。いわゆる難病の問題は御承知のとおり、治療法の解明がない現在、本人はもとより家族の生活苦は非常なものがあります。同じこの世に生を受けて病苦、生活苦でさいなまされている人を救わなくて一体政治というものがあるだろうか、こういう観点から私ども厚生委員会では請願の採択の時に自治体だけでの力では何ともならない。幸いなことに日野市ではこれらの人々に対しての要望に応えての方向を打ち出されているということをわれわれは承知いたして御同慶にたえないんですけれども、これらの大きな問題はやはり国の施策に待つ点が多いんじやないか、こういうことでこれらの方々からの請願を採択の時に政府に向けて要望を出すべきであろう、こういうことで鋭意検討いたしまして、お手元にあるように特に三点についての要望をしてい

こう、こういうことで厚生委員会全員一致で検討した結果、このような三点についての意見書を内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣に向けて出していこうということを決定をいたしました。議員の皆さんの全幅の御賛同を得て、全員一致でお認めくださるよう心からお願いを申し上げまして提案にかえます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければ質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて議員提出議案第一九号難病対策促進に関する意見書は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第二〇号地方財政危機打開のための緊急立法制定に関する意見書を議題といたします。提案者の説明を求めます。

（十三番議員登壇）

○十三番（竹ノ上武俊君）　地方財政危機打開のための緊急立法制定に関する意見書を提案させていただきます。よろしく御採択いただきたいと思います。案文を読みあげまして提案理由の説明にさせていただきたいと思います。「今、全国の地方自治体はかつてない深刻な財政危機に直面している。これまでも自民党政府は地方自治体に三割自治をおしつけ、上からの財政統制により地方自治体をしめつけてきた。最近の激しい物価上昇と不況との同時出現の中で、住民の命と暮らしを守るため、自治体がなすべき仕事はいつそう大きくなり、住民の要求と期待も高まつている。ところが自民党政府は総需要抑制政策により、超過負担のいつそうはなはだしい押しつけ、地方交付税の不当な削減、起債わくの圧縮などで犠牲を住民と地方自治に転嫁する政策を、人件費が高い、みせかけの福祉政策が財政を困難にしている、などの口実のもとに推し進め、地方財政を文字どおり破綻寸前に追い込んでいる。このために学校、住宅、保育所などの建設計画が軒なみ削減される事態さえ生まれ、住民生活と地方自治体の破綻をもたらしている。よつて日野市議会は、政府が危機打開のためにただちに必要な対策として、次の緊急立法を早急に国会に提案し、その成立をはかることを要請する。一、過去五年間に累積した膨大な超過負担を解消するための超過負担解消特別措置法の政定。一、四十九年度にさし迫つて必要とされる地方一般財源を補填するための人口配分に基づく緊急特別交付税法の制定。一、昭和五十年度以降の地方交付税率を現行の三二％から四〇％に引き上げるための地方交付税法の改正。」以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　簡単にやりますからひとつ聞いてください。みせかけの福祉政策が財政を困難にしているということは、政府がいつているんですか。この文章からいうと政府自身は福祉政策をやるとしている、それは反対の立場からみるとそれがみせかけの福祉政策ということは、われわれはそういうふうな批判を加えることはできると思います。ところが政府自身がこれはみせかけの福祉政策だよといつていますか。それを口実にして地方財政を文字どおり破綻寸前に追い込んでいると、こういう文章です。この文意からいうと政府がいつていることになつているんですか。（「そんなことはない。」と呼ぶ者あり）この文意はそうじやないんですか。（「そうじやない。よく読んでみれば。」と呼ぶ者あり）よく読んだらそうなんです。（「理解が悪い。」と呼ぶ者あり）頭が悪ければ答えてくれないんですか。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　文章をよくお読みいただいてこの提案の真意を理解していただきたいと思いますけれども、政府がいつているとか、具体的にどういう場所でどういうふうにいつたというような言い方ではございませんけれども巷に地方自治体の施策に対してこういう評価をしているということを表わしているわけでございます。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　そうすると巷でいつていることは政府でいつているんじやないんだね。福祉政策を口実にして、そしてみせかけの理由を国民に提示してごまかしているという意味であつたら、こういう文章ではいけないはずなんですけど。それでも頭が悪いといわれるならばこれで質問を打ち切ります。

○議長（大下　博君）　次に三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　お聞きしたいと思います。非常に冷静に考えられて提案されたことは敬意を表します。いくつか御質問してみたいと思います。剣持議員のみせかけの云々ということも出ておりますが、これは私のほうからはお聞きしたいのは、今何かどこからいつているのか分からないというようなことで答えられたんですが、文章を読みますと、大体内閣総理大臣、大蔵大臣、自治大臣に出している関係上、その人にいつているものと判断せざるを得なくなつてくるわけです。それでやはり権威ある議会の文章でございますので、あまり空想とか、思いつきとか、そういうものであつてはならないと、かように考えますので、この点を議会で採択する上において厳重に把握して、そして納得の中でいたしたい、かように考えております。

それから質問でございますが、三割自治ということも書いてございます。確かに三割自治ということはいろいろのところからいわれておりますが、三割自治とは何者ぞという御説明をお願いしたい。これが一点。

それから地方交付税の不当な削減とございますが、日野でもたしか一億二千万が削減された。そして議員の皆さんが、何か私ども反対でもあつたんですが、了解しておるということで、なぜその時もつと強く要望なりなんなりを出して、あるいは理事者のほうにもいつて何らかの措置をしないのかと、この点で私どもはつきりは分かりませんが、やはりそういう計算の中でなつているのかなというところで、全部がもらわないんじやなくて、日野市は削減されたと、どこが削減されたと、もちろん削減されないところもあると、増額をされたところもあるというような状況の中で、あとの問題にもからみますが、地方交付税の不当な削減というのは少なくともほかのことよりも日野市のことをいつていることだと判断いたしまして、地方交付税の不当な削減はどこにあつたかということを理論的に御説明願いたい。かように思います。

それから過去五年間にわたつてということでございます。これはどうして期間を五年間に決めたか。私どもは十年以前から、あるいは十五年以前から超過負担があるので、何で五年間としてしまつたのか、この点の五年間で打ち切つた時限的な問題を御説明願いたいと思います。

それから地方交付税の不当な削減とございますが、日野でもたしか一億二千万が削減された。そして議員の皆さんが、何か私ども反対でもあつたんですが、了解しておるということで、なぜその時もつと強く要望なりなんなりを出して、あるいは理事者のほうにもいつて何らかの措置をしないのかと、この点で私どもはつきりは分かりませんが、やはりそういう計算の中でなつているのかなというところで、全部がもらわないんじやなくて、日野市は削減されたと、どこが削減されたと、もちろん削減されないところもあると、増額をされたところもあるというような状況の中で、あとの問題にもからみますが、地方交付税の不当な削減というのは少なくともほかのことよりも日野市のことをいつていることだと判断いたしまして、地方交付税の不当な削減はどこにあつたかということを理論的に御説明願いたい。かように思います。

それから過去五年間にわたつてということでございます。これはどうして期間を五年間に決めたか。私どもは十年以前から、あるいは十五年以前から超過負担があるので、何で五年間としてしまつたのか、この点の五年間で打ち切つた時限的な問題を御説明願いたいと思います。

それから三割自治ということにつきましては財政上の意味でも民主的な自治体の権限、そういつた意味からも地方自治体の本来、地方自治体が地方自治体にふさわしく地方自治体として財源も確促していく、税金も取り立てていくという制度、こういうのが必要なわけですけれども、こういう点が今、国家の力で諸法律ができまして、地方自治体の権限がさきほど言いましたように、財源の上でも、あるいは行政上の権限の上でもせばめられていると、こういう立場から三割自治というふうにいつているわけでございます。現在は三割自治どころか一割自治であるというふうに考えているむきもあるわけで、これは保守革新イデオロギーを越えてみんなが等しく認識しているところではないかと、そういうふうに考えております。

それから地方交付税の不当な削減ということにつきましては、その不当ということについては私は法律上もいろいろあろうかと思いますけれども、たとえば日野市を不交付団体にしたと、本年度削減したいというのは、その算定基準その他で政府はいろいろ説明はするでありましようけれども、今、現実に日野市がこういう人口急増地帯として地方財政が非常に破綻をきたしていると、超過負担がすさまじくなつていると、こういう実情を

御説明願いたいと思います。

それから次の、四十九年度にさし迫つて云々ということで人口配分に基づき、こう書いてありますが、人口配分に基づいて緊急特別交付税を加えるということですが、交付税の交付目的を認識した場合に、はたして人口配分のやり方が交付税本来の姿にかえつているものかどうかということの関連の中で、人口配分に基づく交付税の交付の方法がよろしいんだということの説明をしていただきたいと、かように思います。

最後に現行の三二%から四〇%というのは、何か国税三税の三二%というのか、あるいは何かなんだか分かりませんが、現行の三二%から四〇%についてということにつきまして、こういうふうになつたらこうなるんだと、あるいは何をもとにパーセントが出てきたのか、この点教えていただきたいと思います。以上何点か申し上げましたが、その点につきましてひとつ御教授を願いたいと、かように思います。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　ただいま非常にむずかしい質問がたくさんございましたが、私もその専門家ではございませんので、この意見書をぜひ採択していただきたいという立場から簡単な答弁をさせていただきたいと思います。最初の剣持議員と同じ地方自治体に対する文章の中の評価の問題ですが、これは結論としては田中内閣の時代、現在三木内閣もそういう方

向を取ろうとしていると思われますけれども、地方自治体に財政破綻の責任を地方自治体そのものに転嫁していくと、そういうことを言いたいというのが私の真意でございます。

それから三割自治ということにつきましては財政上の意味でも民主的な自治体の権限、そういつた意味からも地方自治体の本来、地方自治体が地方自治体にふさわしく地方自治体として財源も確促していく、税金も取り立てていくという制度、こういうのが必要なわけですけれども、こういう点が今、国家の力で諸法律ができまして、地方自治体の権限がさきほど言いましたように、財源の上でも、あるいは行政上の権限の上でもせばめられていると、こういう立場から三割自治というふうにいつているわけでございます。現在は三割自治どころか一割自治であるというふうに考えているむきもあるわけで、これは保守革新イデオロギーを越えてみんなが等しく認識しているところではないかと、そういうふうに考えております。

それから地方交付税の不当な削減ということにつきましては、その不当ということについては私は法律上もいろいろあろうかと思いますけれども、たとえば日野市を不交付団体にしたと、本年度削減したいというのは、その算定基準その他で政府はいろいろ説明はするでありましようけれども、今、現実に日野市がこういう人口急増地帯として地方財政が非常に破綻をきたしていると、超過負担がすさまじくなつていると、こういう実情を

みないで、単に法律的な計算のやり方だけでやつぱり削減してくると、そういうこと自体も不当と呼べる内容をもつているのではないかと、そういうふうに考えます。それから地方交付税について本来、地方交付税についての考え方がいろいろあるようでございますけれども、政府が借りあげるという形で地方公共団体、地方自治体に回すべき地方交付税を一方的に取りあげるということは、私の立場からいいますと、やはりこういう点は不当であつて、地方自治体の要求といいますか、そういうものを正しく評価して、政府は地方交付税を運用していくべきではないかと、そういうふうに考えております。

それから五年間というのは特に根拠はございませんけれども、当面五年間というものをひとつついているということと、過去も政府はこの超過負担等に対していろいろな手を打つてきております。それが昭和何年にどういう手を打ち、どういう手直しをしたかということは正確に私記憶しておりませんけれども、一定のことをしたけれども、また今年度もしているようでございますけれども、これが実効を上げていないということから、当面五年間、そしてこの五年間の超過負担の総額というものは私個人も計算はできませんけれども、これも巷にある団体などの研究では大体一兆円に及んでいると、こういうふうにいわれております。したがいまして私はこの超過負担の問題を調査する委員会を地方六団体、その他加えて政府、学識経験者などを

入れて、この五年間の超過負担の実態を調査してもらうと、そしてそれによつて解消の方向を打ち出していただくように、そういう手を政府が打つてもらいたい、とこういう意見も含めて提案している次第でございます。それから人口の配分については、さきほどちょつと触れました人口急増地帯、こういうところの超過負担が、小学校、中学校の建設や保育所、そういつたことの中で非常に大きな負担をかかえていることは明らかなわけです。そういう点で人口配分という点を高く評価してもらうような立法、こういうものをしていただきたいとそういう考え方でございます。したがつて過疎的な地帯、過疎的な地帯も人口は少ないけれどもやつぱり公共施設の建設とか、そういうことは必要なわけです。そういう点で過疎地帯については、人口数に一・五倍を掛けて適正な配分をしていただくとそういう考え方を私はもつております。それから最後に三二%から四〇%にしてくれというのは、地方交付税法の内容に規定した三二%、第六条、これを四〇%に引き上げる、そういう考え方でございます。そして四〇%に引き上げたことによつて、やはり一兆円以上の財源が必要となるかと思いますが、これについては、現実的に解決する道が私はあると考えます。一例を挙げますと不要不急の公共事業を中止したり、繰り延べをしたりする点がある。それから防衛費を削減するとか、大企業に対する特権的な優遇措置を、例えば海運利子補給金などを削減していくとか、それから足りない分は資金運用部資金の二十兆以上あると思いますけれども、そういう中から借り出して地方に交付していく、とそういつたようなことで、現実にこの超過負担解消の道は実現できるのではないかと、そういう確信を持つて意見書を政府に送りたい、とそういうふうに考えております。

○議長（大下　博君）　三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　概論の一方的な見解はお聞きしたわけですが、さらに掘り下げて各論まで入りますと、いろいろ問題点があると、こういうふうに見受けるわけです。しかし本市というか、われわれ地方自治体を扱うものの気持ちと申しますか、これは我田引水になりますが、竹ノ上さんの議論もだいぶ我田引水のところがあるわけなんですが、私もその我田引水は人情としてやつぱり同調せざるを得ないと、かようには考えております。あくまでもやはり日野の市民が最高であつていただきたい。立川とか八王子までは考えが及ばないというのが現状のわれわれの考えでございますので、できる限りそういう考えを持つていくと。さらにはその中で突破口を見出して、ほかの市町村もよくなつてもらえばなおけつこうだということで、そういう考え方から概論的には賛成でございますが、この問題はちょつと議長にもお尋ねしたいんですが、この地方財政の危機を突破するについて、私どもはやはり組織の中で動くということも必要でございまして、毎回、議長会におきましては

各支部の議長会、あるいはブロックの議長会、あるいはまた日本全国を統一された全国市議会議長会、とこういう中で超過負担の解消とか、あるいはいろいろ交付税を増やしてもらいたいとか、さきほど竹ノ上議員の言つた借入金なんていうことはやめてもらいたいということは、常々言つてるわけでございますが、最近この市議会旬報を見ましても、いつですか、十一月二十五日版で「超過負担解消を推進、地方六団体委員会の設置へ」とこういう命題で出ております。それから第十七回の評議員会を開催して、全国議長会で可決議案の項目として、これは毎年やつぱり出てくるものですが、地方財政の確立に関する決議とか、地方財政の確立強化についてとか、いろいろそういう問題が出ております。これはやはりこういう中から出ているものと思いますが、私どもが確かに内閣総理大臣とか、大蔵大臣とか自治大臣に出すのもけつこうでございますが、やはりあくまでも力を頼むならば、全国市議会議長会というルールを通して、そこの中の地方行政委員会だとかあるいは国会対策委員会とかそういうものもありますので、そういうところへくさびを持ち込んで、十分なる行動を起こしていただきたい、かように考えるわけです。それについて今こういうふうにやつておりますが、私どもがこういう議会、議長会の動きが飽き足らないので、やむにやまれずこういうものが出たと、こういうふうに判断しているわけなんですが、議長がもうすでに議長になりましてからかなりの月日を踏んでおりますが、議長会あるいは理事会等におきましては、あるいはまたいろいろの支部会等におきましては各理事やその他の人が説明し、あるいはそれに対して発言されてると思うんです。そういう中でどんな動きがあるか、実は聞きたいわけなんです。それでこれをやはり出さなければならないのかという判断の基礎にしたいと思います。しかしそこまでやると、何か問題がずれ込んでくるような気もするので、これは答える答えないは議長の判断におまかせするということで質問をいたします。

○議長（大下　博君）　特に私からも申し上げます。私が議長になりましてまず第一点は、東京都下の各市の議長会に出席したわけです。その中で出されてるのがこういう超過負担の問題、あるいは交付税の問題、あるいは今の学校給食の問題、そういういろんな非常に地方自治体に負担のかかつてるものについて、これを関東議長会へ出そう。というのは、全国議長会がありますので、それに向けて出そうという議決をして、そして関東議長会でまた関東各地からの同じような問題、あるいは単独の問題がそれぞれ出されて、その中で六項目の問題を関東議長会で議決したわけです。と申し上げますのは、細かくは省略いたしますけれども、今、三浦議員等が申しておられる超過負担の問題、あるいは交付税の問題、現在の地方税のあり方といいますか、こういう問題を今度関東議長会から全国議長会に

向けて出したわけです。そこで各関東、あるいは北陸、あるいは北海道、九州、四国といいますか、そういうところからもやはりそれぞれしぼられて、同じような問題が出されていろいろ検討、論議したわけです。そして出されたものがすべて議決されて現在それぞれの各専門特別委員会といいますか、専門委員会といいますか、それで専門委員会を組織して各市、各市といいますかブロックごとの代表が出まして、国会に向けあるいは自治大臣に向けこれを現在上申し、そして強力な推進を、活動しているというのが現状です。その中で私が今所属していますのは、議員の共済制度ですか、これの改善の専門委員へ所属しているということで、今、御質問のあつた点については、強力な組織を作つてやつてるというのが現状であります。三浦重春君。

○二十二番（三浦重春君）　よく分かりました。暦代の各議長が常々努力されまして、議会の総意をくんで議長会に臨み努力されまして、例えば超過負担の問題につきましても、これは議長だけじゃなくして市長会もございまして、市長会とか議長会とかそういうもので、関係六団体ことごとく努力しまして、超過負担の解消とかそういうものの結果がかなり出ているものと私は判断しているわけなんです。確かに一〇〇％ではございませんので、いつも不足ではございますがだんだんに改善されてきてる。教育のほうの問題につきましても、福祉につきましても、かなりの進歩はしておる、こういうふうに見受けられる。それから地方財政の危機打開につきましても、いろいろの時にいろいろの人々が責任を持つて努力されて改善をはかつているということは、私ども認めてるわけでございまして、現議長、大下議長につきましても、各分野で自分の担任の分野で努力されているところを敬意を表しながら私は質問しているわけでございます。そして、そこでいちばんこれが何というか分派行動造反のように思われているのでは効果もないし、あんまりおもしろくないというわけで、少なくともこういうふうに議長会も動き、あるいは市長会も動いているというような中で、私どもがやつぱり議会からさらに持つていかなきやならないのか、という判断が一つあるわけなんです。そこで議長にお聞きいたしますが、こういう点はおれに任せろ、おれは議長会でやつてるんだ、議会の吸い上げはおれがやるんだから任せろという考えの中でやるか。あるいは議長には任せられない、あるいはやはり単独で、議会で議長を抜いて、議長を抜くわけじやありませんが、議長をふまえながら、やつぱりバックアップしてやらなければならない。どうしてもわれわれが出さなきやならないんだ、三十名が太公出ずんばという気持ちでやらなきやならないんだと、極単に言いますと、議長の力を不信する、議長不信任につながることでございますが、議長には任せられない、どうしてもこれは出すんだというのを議長はどう受け止めておるか、ちよつと御質問いたしたいと思います。任せろと言つてがんばるか、どうぞけつこうですと言うか、その議長の腹構えをお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　なかなか難しい御質問なんですけれども、現状、私の議長としての不行き届きといいますか、議長あてにこれが意見書として出すというのを受け取り知つたのがあまりにも遅かつたわけです。現状において私みずからここへ議案を、それを皆さんに御披露申し上げたわけです。これを議長の立場で今言われたような決意なりの問題をもつてやることは、私は今後も続けるということは、これはお誓いします。しかしそのためにこれをひとつ私に任してということは、取り下げたらどうかという意味もあるんではないかと思うんですけれども、ちよつとそれは今の場では無理ではないかというふうに思うんでん。しかし繰り返して申し上げますけれども、さきほど申し上げましたような全国議長会、関東議長会というのがかなり動いてる。そういう組織でやつてるということと、私も精いつぱいやつていくということは、はつきりと申し上げられるというふうに思います。（「休憩」「休憩の必要なし」と呼ぶ者あり）三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　ちよつと聞きましよう。さきほどの「超過負担のいつそうはなはだしい押しつけ……」とこうありますが、どんな程度にいつそうはなはだしくなつてるのか、ひとつ数字的に……。私らはだんだん改善しているんじやないかと思つたんですが、何か後退しているように見受けられるんですが、その点いかがなものですか。計数的にお知らせしていただきたい。なぜかといいますと、これを議長が副議長といつしよに大臣のところへ持つていくんだろうと思うんですよね。内閣総理大臣、大蔵大臣、あるいは自治大臣のところへ持つていくわけですよね。後、ほかにも行くところあるようなんだけれども、三つ書いてありますから、提出先としてね。この三つでいいかどうかは、いずれ議長が私に任せてくれなんてこれだけは言うだろうと思うんだけどもね。そういうわけで持つて行くんですが、これを渡すのにやはり何か言われてくるのはかまいませんが、そうでないものをそのようにそうだと言い、いわゆる白を黒だと言つて、黒を白だと言うふうなことでやつては、私が一番に申し上げた権威ある議会の意見書ということにはならないことなんで、少なくとも権威ある議会の意見書というのは、あまりうわさだとかそういうものでなくして、がつちりと基礎事実、事実認識の中からはつきりとやつぱり打ち出さなきやならないだろう、とかように考えます。したがいまして、概念的には同じなんだと。概念的にはいいということはそこにある各論で間違つちや困るので、いま一つその点だけお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　ますますはなはだしい超過負担、あるいは財政を自治体に迫圧を押し付けてきてるという点については、例えば日野市の白書などを見ましても昭和四十七年度の超過負担が出ておりますし、それに比べまして今度日野市が出しました広報ですね、これも見ていただければ一例が出ておりますけれども、超過負担とは何ぞやというような考え方もあろうかと思いますけれども、こういうふうになつてますよね。超過負担の内容が、例えば単価差、それから数量差、対象差、認可差とこの四つの差が出ているわけです。この四つの差について大蔵省、その他政府のほうでは、四つの差とも超過負担というふうには言つてないようでございますけれども、提案者である私は、この四つの差、これがますます大きくなつてきてるということが言えると思うんです。これは物価が異常にこの二年間ぐらい上昇を続けまして、単価差に至つてはここで数字は発表できませんけれども、日野市などで発表しておりますので御承知かと思いますが、自主性単価に比べて極めて大きな差が出てきております。それから人口急増都市などでは補助金の交付条件を備えていても、これを補助金交付の対象からはずすということから、やはりまた認可差という大きな負担なども出てきているわけですし、これが急上昇してきてるというのは、これまた全国自治体で等しく認識しておられ、地方六団体、全国知事会とか、市長会、議長会などでもそういうことをいろいろ調べておられるようですので、そういう点は御認識いただけるんじゃないか、とそういうふうに思います。いろいろ御質問もあろうかと思いますけれども、さきほど三浦議員が言われました全国市議会議長会でも私が今提案しました、たとえばその一項目でございます。交付税率の引き上げですね、これは市議会議長会では三二％を四〇％にするとこういう決議をされているわけですよね。特段この提案が一般的な実態の認識と違うものではないというふうに私は考えておりますし、そういう点を御配慮いただいてひとつ御採択をいただきたいとそういうふうに思います。

○議長（大下　博君）　質問ですか。（二十七番議員「そうです。」）三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　竹ノ上議員の言うことよく分かりますが、そういう中でたとえば超過負担の問題につきましてもどう受け止めているかちょつとお尋ねしたいと思うんですが、たとえば小学校を造れといわれても超過負担超過負担といいますが、小学校の規模とかあるいは学校のあるいは中学校の建築の内容等におきましてぜいたくな事をやつてたとえば政府で十万円なんだというところを十五万円も二十万円もするように造れば超過負担が起こるのは当然だと私はこう判断しているんです。やむを得ないと。要するに基準よりも余計なものを造るんだから超過負担超過負担といわないで、これは自分の財源があるから造るんだと。またいいものを、いいところに住ませたいからというわけで少し各家庭でも住みよい家にしようということと同じようにして勉強しよい学校を造ろうということで、そういうことで超過負担の問題が起こり得るということです。たとえばさらに申し上げれば保育所の保育料、これは国では八千円とみなさいとこう言つているわけです。ところが二千八百円しかとつていないと。そういう中で出てくるのが超過負担だ超過負担だとこういうことを言つても、とるものもとらずにそうして国の負担が多くなつた少なくなつた、来る来ないということじゃこれは超過負担にならないんです。したがつて市の広報ですか、臨時号がありますがね、あの号外を見ましても真に超過負担としての数字がそこにあらわれているかどうかは、これは問題だというふうに私は受け止めてるわけなんです。少なくとも市の広報というのはさきのように現実具体性をもつた間違いのない政策的ないろいろなものを含まない実態に即して出さなければならないと判断しておるわけです。そういう中からたとえば保育所の保育園の園児のもらう保育料、あるいはまた学校教育の施設の問題、国の基準とどれだけ違うかということの基準の中に入れなければならないとこう考えております。そういうことから加味すると、だいぶよくなつているんじゃないかとこういうふうには考えておるわけです。したがつて文章にですね、超過負担の一そうはなはだしい押し付けということが日野市議会の権位なり真意、品位ですね。品位の問題にかかわってきてはたいへんなことであると。少なくとも選良として選ばれた三十名の議員は市民の師匠でなければならない。このような考えの中から、やはりことば等につきましても十分配慮の中で意見書等はやるべきじゃないかと、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）こういうふうな考えから概論的には賛成でございますが、各論については若干の疑問があるとこういうふうにこの当初から申し上げているわけでございます。あんまり長くなりますので質問はここらで打ち切りますが、確かに私ども市民はなるべく多く、いわゆる上級官庁からお金をいただいてきて、そして市民の幸せを作ることが私どもの望みでございますのでその気持は私ども十分受け止めてるものでございまして、この意見書につきましては気持といたしましては満腔の賛意を表して賛成いたしたいとかように考えておるわけです。ただし字句の問題については若干直さなければならないようなところがあるんではないかと、こういうふうに考えるので質問をいたしたわけでございます。以上。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君質問ですか。

○十一番（剣持佐吉君）　おれのを答えないでいてね、頭が悪いつて言うのは名古屋議員ね……（笑声）頭が悪いとはおれには何にも言わないんだ。それからまた質問が終わつたわけじゃないんです。この質問は頭が悪いときめつけるならやいかとこういうふうには考えておるわけです。したがつて文章にですね、超過負担の一そうはなはだしい押し付けということ

めましょうと。頭が悪いかいいかためしてみてくれないかな。おれはこの文章を言うから。頭がいいか悪いか。（「議事進行」「休憩」と呼ぶ者あり）（発言する者多し）

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　これはね、私は誠にいいことなので確かに三浦先生の言うとおりなのですがね、やはり文章の中でいろいろ問題があると思うんですね。そこがやはり賛成できないようなところが聞いていればいるほど出てくるわけです。それで一回休憩をしてやはりこういつた趣旨を出すならよりよい協議をして……（「もつと頭のいい文章を出せ。」と呼ぶ者あり）日野市議会で出してもはずかしくないというような（「そのとおり」と呼ぶ者あり）配慮のもとの趣旨なら賛成ですがね。これではちよつと賛成できなくなつちやうんじやないですか。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　たいへん理解に苦しむ発言があつたんですけれども、御存じのように今度の議会は十九日までに決議案あるいは意見書案は議長あてに事務局に提出すると、こういう確認のもとに議会が経過してきております。もちろんこの文案は各会派に事前にコピーしたものが手渡しをされております。十九日定刻までに各会派から何ら意思表示のなかつたものについては、これはそれ以上ごり押しするわけにはいきませんのでルールに基づいて今日提案をされ、たつた今ここで提案理由の説明がされているわけです。したがつてもしその提案されている文案について意見があればこれは意見の場で述べればいいことであつて提案理由の説明の途中で休憩を求め、しかもそれをまた練り直したらどうかのごとき発言するとすれば、これは議会のあり方から言つてちよつとおかしいんではないかというふうに私は思うんです。（発言する者多し）

○議長（大下　博君）　議長整理します。議長としてはこのままというか質疑が終わればそのまま採決に移りたいというふうに考えていたわけです。しかしそれぞれ三浦議員の中にもかなりの御意見が含まれた質問であつたように承るわけです。それらも勘案して次に討論をして採決をしたいというふうに思います。そういう意味で……（「質問が終わらないのに何を言つているんだ。」と呼ぶ者あり）いやですから質問が終わりましたらということを言つているわけです。それで休憩をしてそれぞれ討論をされる準備をして再開したいというふうに思います。そしてそれは少なくとも二十分あれば十分、休憩が二十分あれば十分だというふうに解釈するのでそういう方向で進めたいというふうに思います。それでは剣持佐吉君。（十一番議員「まだ質問を続けていいんですか。」）やつてください。

○十一番（剣持佐吉君）　やじのほうでは頭が悪いといわれましたが、頭がいいところで［illegible］

そんなこと言つていないぞ。」）順次説明しますが……［illegible］

○十三番（竹ノ上武俊君）　それではただいまの剣持議員の御質問にお答えさしていただきたいと思いますけれども、さきほど答弁いたしましたように、この文意から読んでいただければ分かりますが、（「分からないよ。」「君たちの文章が分からないといつているんだ、分からないと。」と呼ぶ者あり）いや分かつていただけると思いますが、（笑声）そのどこでこういうことばを使つたかというようなことは私は今ここで資料を持つておりませんので、巷で聞いたかのごときことを言つたわけですけれども、田中内閣の時にやはり地方自治体に対してこういう表現の意味の評価をされたということを、私新聞報道か何かで聞いたことがございますので、ですから政府田中内閣など政府的な立場の人がそういうふうに地方自治体の施策を評価しているとこういうふうに受け取つていただいてけつこうであるというふうに思います。それから二番目の質問点よくちよつと趣旨があれなんですけれども革新市長会が行動していることを私提案者がどう思うかと、どう評価するかということですか。（発言する者多し）（「質問が［illegible］聞いていないんだものだめだよ。聞いてないんだもの。よそへ何か話ししていて……。はい〃剣持さん質問を〃と早く言いなさいよ。」）（笑声）

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　今、三浦議員が言つているよ

うに市議会はやつぱり権位あるものでなくちやいかんと思うんですよ。それでね。巷間みせかけのということを言つているというんですね。というのは政府じやないということを言つているわけでしよ、彼は。ところがこの文章からは政府が言つているように書いてあるんですよ。こんな権位がありますか。それで良く読んだらお分かりでしようといつているんです。よく読めば読むほど政府以外のものがしやべつてることが書いてあるんですよ。それをこつちのほうが頭が悪いと。（笑声）どつちが頭が悪いんです。それからねその次の問題は市長会ではこういう動きをしていますよと。自治大臣にも会つたり一生懸命やつてますよと。それで市民の皆さんも了承してくださいとこういつて市長が言つているわけですね。特集号でもつてすでに出してあるでしよ。見なかつたのかよ。それでもなお不足だから出そうとするのかと。それでどれほどの効果を見込んでいるのかということを聞いているんですよ。おれの言うことを聞かなきや返事ができないわけですよ。頭がどつちがいいか悪いかは（笑声）……が判断するからいいですよ。そういうことを言つているんじやないの。問に対して答えてください。この文章はあんたの言う趣旨が載つていないというんですよ。それに対してどういうお考えですかと。読んでみれば分かりますという、そんなでたらめな答弁がないですよ。それを十九日にすでにいつたが何にも言わないから、もうやめちまえと。そんなことをむちや言うもんじやありません。権位ある議会をわれわれの力によつて盛り立てなければならないの。そういう立場からこの二つの問題を答弁してください。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問についてかなり御意見も含まれたような質問なので、提案者がもう一度発言して、それで討論のための休憩に入りたいというふうに思います。では竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　第一点の御質問については、さきほど答弁いたしたように具体的な事実としてここで私が何月何日政府の何という官僚がどういつた自民党のどういう幹部が言つたということが言えないのでそういう実例は出せないけれども、政府的な立場、そういうところから地方自治体に対してここに書いてあるような評価、これをしている向きがあるとそういうことなんですよね。これは文章上もそういうふうに表現されていると思うんです。ですからお読みいただければ分かるとこういうふうに申し上げたわけです。それから（「全然違うぞ」と呼ぶ者あり）革新市長会が努力されているということに私は敬意を表したいと思うんです。こういう地方自治体の財政を守つていくという運動は、いろんな市民の方、あるいは市長あるいは議員議会、そういうところが挙げて、全国民的な運動で、私は運動が盛り上がつていくことが好ましいと、そういうふうに思います。私自身も先般自治省の財政局長に三多摩地

方の有志市会議員と連れだつて行きましていろいろ交渉してまいりました。その時に財政局長が言うのにはやはりこれはそういう運動が実つたせいじやないかと思うんですが、自治省もこの単価差という点については私どもと全く同じ立場で自治省として閣僚会議、あるいは幹部会議、政府部内の諸会合でこういうことを強く単価差を是正するようにと主張していくんだと、こういうことを財政局長が言つておりますけれども、さきほど三浦議員も言われたようにこういう運動をどんどん進めていくことが、少しずつでも反映しているということは間違いないところだと思うんです。しかしその反映のし方が極めてこの実効のない、まだまだ微々たるものであつて、今年の十二月の補正予算でも大蔵省は検討したとは思うんですけれどもね、今のこのような本当に何といいますか激しいひどい地方財政の危機というものに対しては焼け石に水程度の今の政府のやり方ですので私は革新市長会が動いている、あるいは地方六団体が動いているという中であつても、日野市議会が独自に特にやはり人口急増都市でもありますし、関連大臣にこういう意見書を提出していくということが将来に向かつて地方自治体の財政を住民本意に守りぬけるような力になるとそういうふうに確信しております。（「趣旨は分かるんだよ。」と呼ぶ者あり）（発言する者多し）

○議長（大下　博君）　それではこれで質疑を終結いたします。それでは休憩に入る前に時間延長を確認しておきたいというふうに思います。おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて会議時間を延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よつて暫時休憩いたします。

午後五時十九分休憩

十二月　二十七日

金曜日

（第十日）

日野市議会会議録　第五十五号

昭和四十九年
第四回定例会

十二月二十七日　金曜日　（第十日）

出席議員
未確認

説明のため会議に出席した者の職氏名
未確認

議事日程

日程第一　議員提出議案第二〇号　地方財政危機打開のための緊急立法制定に関する意見書
日程第二　議員提出議案第二一号　自動車排出ガス五十一年規制に関する意見書
日程第三　議員提出議案第二二号　学童保育事業の制度化と国の財政措置を要求する意見書
日程第四　請願第一二一号　市立の〇才保育の増設と充実に関する請願
日程第五　請願第一二二号　民間保育に依頼している措置時間外の保育料金の保証を公立の園児並みに関する陳情

注、開議に至らず自然閉会

右、会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

右、会議の次第は、書記の記載したものであるが

昭和五十年　月　日

日野市議会議長　大下博

日野市議会副議長　佐々木昭雄

署名議員　市川芳太郎

署名議員　秦正一

日野市立図書館
☎81－7354
13 68 130
日野市立
図書館
K 2679